

会 議 録 目 次

令和 2 年第 1 回曾於市議會臨時会

会期日程	1
○ 1 月 23 日（木）	
議事日程第 1 号	3
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第 1 号	5
閉 会	15

会 議 録 目 次

令和 2 年第 1 回曾於市議會定例会

会期日程	17
○ 2 月 14 日（金）	
議事日程第 1 号	19
開 会	22
開 議	22
会議録署名議員の指名	22
会期の決定	22
議長諸般の報告	22
市長の一般行政報告	22
報告第 1 号	23
諮問第 1 号	26
議案第 2 号～議案第 33 号	28
散 会	44
○ 2 月 19 日（水）	
議事日程第 2 号	45
開 議	47
一般質問	
徳峰 一成 議員	47
上村 龍生 議員	72
渡辺 利治 議員	85
重久 昌樹 議員	94
散 会	106
○ 2 月 20 日（木）	
議事日程第 3 号	107
開 議	109
一般質問	
久長登良男 議員	109
海野 隆平 議員	121
迫 杉雄 議員	139
今鶴 治信 議員	155
散 会	170

○ 2 月 21 日（金）

議事日程第 4 号	171
開 議	173
一般質問	
松ノ下いずみ議員	173
刈合 昌昭 議員	184
岩水 豊 議員	200
宮迫 勝 議員	218
山田 義盛 議員	231
散 会	236

○ 2 月 26 日（水）

議事日程第 5 号	237
開 議	240
議案第 2 号～議案第 3 号	240
議案第 4 号	243
議案第 6 号～議案第 10 号	249
議案第 11 号	259
議案第 12 号～議案第 16 号	261
議案第 17 号	268
議案第 18 号	270
議案第 19 号	272
議案第 20 号～議案第 22 号	291
議案第 23 号～議案第 26 号	293
議案第 34 号	295
議案第 35 号	299
陳情第 1 号	300
散 会	300

○ 3 月 5 日（木）

議事日程第 6 号	301
開 議	304
陳情第 15 号	304
議会運営委員会の所掌事務調査報告	304
議案第 2 号～議案第 3 号	305
議案第 4 号	307

議案第 6 号～議案第10号	310
議案第11号	320
議案第12号～議案第16号	321
議案第17号	326
議案第18号	328
議案第19号	328
議案第20号～議案第22号	336
議案第23号～議案第26号	339
議案第34号	343
議案第35号	344
散 会	345

○ 3 月 6 日（金）

議事日程第 7 号	347
開 議	349
議案第 5 号	349
議案第27号	349
議案第28号～議案第30号	408
議案第31号～議案第33号	418
散 会	425

○ 3 月23日（月）

議事日程第 8 号	427
開 議	429
議案第 5 号	429
議案第27号	430
議案第28号～議案第30号	457
議案第31号～議案第33号	463
議案第36号	469
発議第 1 号	474
閉会中の継続審査申出について	475
閉会中の継続調査申出について	475
議員派遣の件	476
議場のあり方に係る調査特別委員会の設置について	477
閉 会	478

令和2年第1回曾於市議會臨時会

会 期 日 程

令和 2 年第 1 回曾於市議會臨時會會期日程

會期 1 日間

月	日	曜	會 議	摘 要
1	2 3	木	本 會 議	○開會 ○會議錄署名議員の指名 ○會期の決定 ○議案等の上程・審議・表決 ○閉會

令和2年第1回曾於市議會臨時会

令和2年1月23日

(第1日目)

令和2年第1回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

令和2年1月23日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	湊合昌昭	6番	上村龍生
7番	宮迫勝	8番	今鶴治信	9番	九日克典
10番	伊地知厚仁	11番	原田賢一郎	12番	山田義盛
14番	渡辺利治	15番	海野隆平	16番	久長登良男
17番	谷口義則	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	土屋健一				

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

13番 大川内 富 男

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留 光 一 次長兼議事係長 森岡 雄 三 総務係長 津曲 克彦
主 任 富田 洋 一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚	剛	教	育	長	瀬	下	浩
副	市	長	八木	達	範	教育委員会総務課長	橋	口	真人
副	市	長	大休寺	拓	夫	学 校 教 育 課 長	川	路	道 文
総	務	課	長	今	村	浩 次	社 会 教 育 課 長	岩	元 浩

財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
企 画 課 長	外 山 直 英	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博
財 政 課 長	上 鶴 明 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
税 務 課 長	山 中 竜 也	耕 地 課 長	小 松 勇 二
市 民 課 長	内 山 和 浩	建 設 課 長	新澤津 順 郎
保 健 課 長	桐 野 重 仁	水 道 課 長	徳 元 一 浩
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	会計管理者・会計課長	田 代 庄 市
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
大 隅 保 健 福 祉 課 長	笠 野 満	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

開会 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより、令和2年第1回曾於市議会臨時会を開会いたします。

○議長（土屋健一）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土屋健一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において銚合昌昭議員及び上村龍生議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1月23日の1日限りといたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議案第1号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第3、議案第1号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4億1,579万7,000円を追加し、総額を280億8,826万円とするものです。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算は、思いやりふるさと寄附金積立金等による追加であり、歳入から説明をしますと、寄附金は思いやりふるさと寄附金を3億2,000万円、繰入金は財政調整基金繰入金を2,579万7,000円、思いやりふるさと基金繰入金を7,000万円それぞれ追加しております。

歳出については、思いやりふるさと寄附金推進事業を4億1,579万7,000円追加しております。

以上で、日程第3、議案第1号を説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

5点にわたりまして質問いたします。

このふるさと寄附金については、さきの6号補正予算におきまして16億円、そして今回、7号補正で、ただいま市長説明にもありましたが、3億2,000万円追加いたしており、これで、全体で19億2,000万円の予算計上となります。特に、ふるさと寄附金については、昨年の12月を中心として、市としても恐らく、想定を超えた大きな寄附金収入がございました。

質問の第1点でございますが、これに、大きく今回ふえた、伸びた主な理由についてお聞きをいたします。

具体的には、大変人気の高い特産品について、人気の高いセット内容や金額のランクを含めて分類して答えてください。さらに、販売先についても同様に、何か特徴等があったら御報告をしてください。さらに、都城や志布志などでも、曾於市と同じように、本年度は特に年末好調であったのか、確認がされていると思いますので、お聞きをいたします。

次に、2点目の質問でございます。

昨年度とのこのふるさと寄附金の比較した場合の特徴などについても報告してください。共通点も多いと思いますが、一方で、一定の違い、特徴も見られるかと思しますので、分類的に報告してください。

3点目、贈答品の編成は、率直に言って対応はできてないと思います。大きな、特に12月の場合は、注文があったために、一応、贈答品がおくられていると思います。

けれども、現状はどうであるのか。そして今後、2月、3月にかけての、この贈答品の返礼に対する返礼の早目な対応について、見通しはどうであるのか、お聞きをいたします。

次に4点目、説明書の8ページにありますけども、取り扱い業者は4社、曾於市の場合はあるようでございます。それぞれ若干の違いがありますけれども、それぞれの取り扱い業者の特徴について、今回の実績を含めて報告してください。

さらに5点目、これは市長答弁だと思いますが、このふるさと基金が今回、説明にありましたように、3億2,000万円積み立てて、合わせて18億853万8,000円となっております。今後、令和2年度を初めとして、このふるさと基金について、新たに基金を活用する施策、あるいは分野について、方針や考え方があると思いますので、報告をしてください。

以上5点です。

○市長（五位塚剛）

今回のふるさと納税につきましては、全国の皆さんたちから大変な応援をいただきました。特に、国の制度が変わる中で、私たちも当初、前年度並みか、それを超えればいいなという期待を持っておりましたが、12月31日で18億円を超えたという、非常にありがたいことだと思っております。

大体、1位から7位まではお肉のセットであります。また、特に、東京を中心とした関東、埼玉、神奈川、関西とか、そういう大都市のところから応援をいただいております。

ふるさと基金については今、当初予算の査定をいたしておりますが、去年は13億円繰り入れをいたしましたけど、今回は、当然ながら、財政が非常に厳しいところがありますので、18億円程度を繰り入れしないと非常に厳しい状況でありますので、市の活性化事業、また子育て支援、そういうもろもろの事業に充てたいというふうに思っております。

後については、商工観光課長から答弁をさせます。

○商工観光課長（竹田正博）

それでは、お答えをいたします。

まず、この寄附が伸びた理由についてということでございますが、去年を比較いたしますと、10月までは昨年並みに動いておりました。11月になりまして、昨年からすると約6,000万円、それから、12月については2億4,000万円ほど上回ってきております。

やはり、この理由につきましては、新制度になりまして、全国でトップクラスであった泉佐野を初め、4つの自治体がこのふるさと納税の事業に加われないという

ことで、全国で5,000億円規模と言われているこの事業でありますので、その分の寄附が、やはり、地場産品を持っているところが強かったというふうに分析をしているところでございます。

あと、人気のランキングでございますが、やはり、本市におきましては、肉が8割以上を占めております。特に、ステーキが毎年トップでございます。

それから、販売先の特徴ということで、販売先といいますか、寄附の申し込み先の特徴としては、やはり、東京が一番多いようでございます。それから神奈川、大阪の順番ということになっているようでございます。

あと、都城と志布志の状況につきましては、なかなか教えていただけるものではございませんけれども、情報として入ってきているのは、都城も昨年並み、約90億円を超えていると思います。志布志市が30億円を超えているという情報は得ているところでございます。

それから、2点目の昨年との比較ということでございますが、やはり、返礼品の割合が3割までということになりましたので、価格設定ということに非常に苦慮しまして、10月までは伸び悩んだのかなというふうに考えております。

そういった中で、私どもも、季節の限定品であったりとか、そういった限定ものというのを取り組みました。そういった部分で、品物をちょっと変えていったという部分がありまして、12月にそれだけ伸びてきたのかなと感じているところでございます。

それから、返礼品の発送の状況でございます。返礼品の発送の状況につきましては、12月にこれだけ寄附が集中をいたしました。きのうの時点での件数でございますが、まだ、商品の未発送というのが3万3,000件ほどございます。これにつきましては、寄附者のほうにも、3カ月以内にとということで通知をしておりますので、3月末までには完了をさせたいというふうに考えているところでございます。

それから、広告の4社の割合でございます。これにつきましては、まず、ふるさとチョイス、それからさとふる、ふるなび、楽天といったところが大きいわけでございますけれども、今年度は、楽天のほうは、昨年より若干下がっております。昨年度が5億2,800万円だったのが、31年、令和元年度は4億6,500万円の今、現状の実績、それから、ふるさとチョイスについても、30年度が9億9,400万円であったのが、現在の段階で7億4,300万円ということでございまして、なぜ、この2つが落ち込んだかといいますと、さとふるを新たに今年度、取り組みました。その分が3億1,900万円ほど伸びてきておりますので、そういった部分で、この広告サイトについては状況が変わってきているというふうに思っております。

そういったところでございます。以上です。

○19番（徳峰一成議員）

一方で、県内の自治体でも伸びてないというか、むしろ、落ち込んでいる市町村もあると思うんですね。それがもう、機会があったら、今後調査した上、今後の教訓として、やっぱり生かす必要があると思うんですけど、そのあたり、まだこれからだと思いますので担当課長、つかんでいたら報告してください。いいところだけじゃなくって、逆に、反省材料としたいというか、教訓点としたい点も、総合的に、やはりつかみながら分析を進めるほうがよりいいんじゃないかと思っておりますので、現状での考え方をお聞かせください。

それから2点目、前年度は最終的には幾らだったですかね。本年度はこの間、2回、3回、補正予算で一応新たな追加計上を行っておりますが、本年度は、最終的には大体、何億円程度が見込めるのか。あと、期間的には2カ月、3カ月ありますけれども、について報告してください。

次に、この返礼品がおくれているということでありますが、志布志に見られるようなこの返礼品に対しての苦情等は、この間寄せられてないのか。多くが、8割が肉製品ということですから、それに対しての苦情とか、あるいは注文ですね。注文についての苦情なり寄せられてないのか、報告してください。

あと、最後に、この財政問題で、市長答弁では、今後活性化、子育て事業にさらに取り組んでいきたいということでありましたけど、お聞きしたのは、具体的に聞いているんです。

令和2年度を初めとして、新たに基金を活用する施策なり、あるいは分野ということで、明確に質問しておりますので、令和2年度を初めとして、今後、新たにこの基金を活用した施策なり分野、どういったのがあるのかを具体的に報告、答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税の基金を取り崩して、しなければならない事業がたくさんあります。

元年度も42の事業に振り分けいたしましたけど、今、財政課のほうにどのような形で予算を振り分けするかというので、今しているところでございますけど、特に、2年度につきましては、古民家再生事業もどうしても取り組みたいと思いますので、そういう予算を回して、曾於市の活性化を進めたいなというふうに思っております。

あと、宅地分譲事業も、これは非常に市の活性化、地域の人口増対策に非常に大事でありますので、そういう事業等に充てたいというふうに思います。

2年度については、新たな大きな事業というのはなかなかできないところであります、当然ながら、庁舎を含めた改修等の工事等やいろんなのが出てきますので、

そういう不足する分についても充てていきたいというように思います。

後は、担当課長から答弁させます。

○商工観光課長（竹田正博）

それではお答えいたします。

逆に、寄附金額が落ち込んでいる自治体はないのかということでございますが、先般、新聞等でごございましたけれども、ちょっと私も、その市町村名を忘れましたが、やはり、工業製品を販売していたところが、地場産品ではなかったというところで、10分の1ぐらいに落ち込んだところがあるという情報も耳にしているところでございます。

曾於市におきましては、地場産品が、肉を中心としてあるというようなことで、これにつきましては、昨年からことしにかけての安定的な寄附金額の確保はできるんではないかなというふうに思っているところでございます。

ただ、その希望される側の志向の変遷といいますか、例えば、牛肉であれば赤身志向になっているとか、そういった部分もございますので、その辺は工夫をしながら、また、事業者とも連携をして取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

それから、昨年につきましては、最終的に、16億9,094万6,000円でございます。今年度の見込みが、1月、2月、3月を約1億円ほどと見込んでおりますので、それで計算しますと、19億1,300万円ほどというふうに、今、試算をしているところでございます。

それから、返礼品の苦情等でございます。

まず、苦情につきましては、送った返礼品に、いわゆる写真と違うという苦情はございます。そういった場合につきましては、その事業者のほうに連絡をさしあげて、事業者のほうで、その寄附者の方々に、また、その対応をしていただきながら、もし必要であれば、もう一回製品を送るという形をとらせていただいております。

それから、注文といたしましては、例えば、肉の部位でありますとか、それを取り合わせたものを入れてほしいとか、あるいは逆に、取り合わせじゃなくて、これだけを全部詰めてほしいとか、そういったものはございますが、そんなには来ていないところでございます。

苦情等については、そういったところです。以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これは企画課長がいいですかね。この基金の活用について、基本的には、このふろさと基金を使った各施策というのは、あるいは、今後の新たな施策というのは、基本的には、市単独の事業に財政的にはなると思うんですね。補助なり、あるい

は起債とセットという形もあるかもしれませんが、しかし、基本は市単独の事業になると思っております。また、それがふるさと基金活用の基本的な目的であり、あるいは、望ましいやり方ではないかとも受けとめております。

その点で、2回目の市長答弁で、例えば、この公民館の事業とか、あるいは宅地分譲事業について具体的な話がありましたけど、これらを含めて、やはり、これは単年度事業にはなじまないですので、どうしても継続事業になろうかと思っております。ですから、企画課を含めて、あるいは企画課を中心として、かなり議論した上で、そして、振興計画等にも入れながら、やっぱり議会に提案することになろうかと思っております。

今の段階で、このふるさと基金を、今後の活用についてどこまで議論されているか。やはり、しっかりと議論しながら、やはり、やるからには継続的に行って、そして、やはり結果としても、これはよかった、また、やってよかったという、そうした効果を上げなければいけないと思っております。

ふるさと基金が今後5年、10年後、安定的に、国の制度でもありまして、続くかどうか非常に不確定な要素もありますので、その点でも大事じゃないかと思っております。その点で、今の段階でどこまで議論されているか、あるいは、議論されてなかったら、今後の考え方を含めて、3回目でありますので、課長のほうで答弁してください。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税の基金を、今年度も予算上、取り崩しをたくさんいたしますけど、どういう事業に充てたいというところを、今の財政課のほうで今、調査をしているところでございます。当然、私たちを含めて、どういう事業に取り入れるというのをはっきりさせていきたいなと思っております。先ほどの中で、公民館ではなくて、古民家再生事業ということで理解していただきたいと思います。

あと、財政課長並びに企画課長から意見等があると思いますので、答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

今現在、思いやりふるさと寄附金の繰り入れにつきましては、令和2年度予算編成を行っております。今現在、まだ大筋では大体の総額等が、まだ完全に決定している段階ではございません。今、財源調整をいろいろしている段階ですので、恐らく、昨年並みの、昨年以上の、先ほど、市長の答弁でもありましたとおり、16億円から18億円に繰入額をふやすということでございます。そうした形では、昨年の当初予算が42の事業でございました。今回は、それよりも、ひょっとすると多くの事業になるかもしれませんが、まだ、最終的な予算の充当の市長決裁、それから、打ち合わせ等が終わっておりませんので、今の段階では、まだ適宜、その予算にどう

やって充てられるという形で考えております。

それと、先ほど、徳峰議員からありましたとおり、単独事業というだけには限らずに、いろいろな部分の国庫補助事業の裏としても充てたいとは考えて……。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

基本といいますか、寄附金条例の第2条であります次に掲げる事業に充てるものとするというのがございます。活力あふれるふるさとづくりに関する事業から、6番の環境整備に関する事業ということがございますので、この中ではやはり、国庫補助事業とか、そういったものもありますので、そういったものには、大きな事業でしたら、当然、一般財源が必要になってまいります。そうした場合には、財政調整基金の繰り入れというよりも思いやりふるさと基金、そういった適合している基金であれば、そういう事業にも充てているところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（海野隆平議員）

2点ほどお聞きしたいと思います。

今、同僚議員よりる質問がありましたので、ちょっと重複する部分もありますが、今回のふるさと納税につきましては、非常に、12月の時点で18億円を突破したということで、これはもう、本当ありがたいなというふうには思っておりますが、最終的の売り上げ実績というのは今、課長の答弁では、あと3月まであるわけですが、19億1,300万円ほどになるんじゃないかなというふうな答弁であったわけですが、全ての諸経費を引いた中で、どの程度の歩どまりになるのか、そこをお答えいただきたいなと思います。昨年がたしか4億6,000万円程度ではなかったかなというふうに思っておりますけど、ことし、どの程度の歩どまりなのか、お聞きしたいなというふうに存じます。

2点目でございますが、昨日、志布志のほうのふるさと納税につきまして、新聞等でも大きく報道されておりましたが、返礼品の賞味期限が切れていたというふうなことで、それを発送したということですが、そういった中で、やはり、信用を失墜したというふうな形になるんじゃないかなというふうに思っておりますが、曾於市の返礼品についてであります、十分吟味された中で発送されているんだろうというふうには思いますが、賞味期限を含めて、チェック体制をどのようにされているのか、詳しく答弁いただきたいなと思います。

以上2点です。

○商工観光課長（竹田正博）

それではお答えいたします。

ふるさと納税の今年度の最終的な歳出の見込みが29億8,300万円ほど見込んでおります。それは基金を別としてでございますが、それから、いわゆる19億2,000万円という部分を差し引きますと、約8億5,600万円ほどというところになります。これが歩どまりといたしますか、正味それだけが、いわゆる残っていくんではないかというふうに考えているところです。

それから、一昨日の件もありましたが、賞味期限等のチェック、あるいは製品のチェックという部分につきましては、私どもも、全事業者を集めまして、毎年セミナーを行っております。その中で、そういった商品の管理については十分気をつけていただきたいということで、再三お願いしているところであります。

特に、一番多いナンチクさん等におきましては、商品を詰めて、それから、数名の方で、その詰めた商品のチェックをしているということで、2段階、3段階のチェックをしているということで伺っております。それから、もう1つの事業者においても、4人でチェックをするという体制をとっているということでございます。

ですので、肉については、賞味期限の部分については、今のところ、1件も問題は出ておりません。ただ、脂身が多いとか、そういった部分の苦情はあるところでございますけれども、そういう、いわゆる賞味期限関係の苦情という部分については、そういったチェック体制をしておりますので、ないところでございます。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

肉類についての、いわゆるチェック体制というのは、非常に厳格にされているというような答弁であったわけでありましたが、肉類に限らず、志布志の場合は、たしか麺類だったと思うんですけど、やはり、ほかの商品についてもチェック体制、やっぱり強化すべきじゃないかと思うわけですけど、やはり、肉類に限らず、ほかのものについての同等のチェック体制を、業者のほうには求めていってもいいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はしっかりされているんでしょうか。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えいたします。

私どもが全商品チェックをするわけにはいけませんので、各事業者におきましては、いわゆる発注を受けて発送するまでの管理、そして、その商品が届くまでの管理というのは、全てネット上で管理ができるようになっております。そういった部分での商品の管理体制というのをしっかりとしてくださいということは、再三お願いをしております。我々が立ち入ってちょっとチェックをするということは、今はし

ていないところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（原田賢一郎議員）

ただいまの関連でございしますが、肉の返礼品が主だということでございましたが、今、私が思い出したのは、昔、口蹄疫のときでしたかね、生産農家に牛肉が、消費拡大ということで分配されました。ですから、1競り市に五、六頭出すところは、すごい肉が来たんですよ。

その中で、それはよかったんですけども、表面だけがきれいな肉で、中身は脂ばかりやったという事例がございました。これは恐らく、ナンチクさんから届いていると思うんですけども、ですから、今あったように、この肉は、なかなか品を定めにくいところがありますけれども、しかし、そういったものが混じっておれば、曾於市のこの肉のイメージダウンにつながるというのは、非常に懸念されます。

今そして、ちょっと今、肉もだぶつきぎみで下降線をたどっておりますが、そのような中で、またそれ、拍車をかけるようなことがあっては、これはならないと思いますので、そこの肉のチェック体制というのはやっていращやらないということでございますけれども、しかし、そこは厳しくチェックをする必要があるんじゃないかというふうに考えておりますが、そこら辺の対応は、今からどうされますか。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、肉の出荷に関しましては、ナンチクさんでは複数人のチェック体制をしているということでございました。それから、もう一つの今回、豚肉がかなり出ている業者がありまして、そこについては4名体制でチェックをしているということでございます。

我々も、できれば、何といいますか、抽出でチェックに行けばいいんでしょうけれども、なかなかそういうことができません。ただ、苦情としてあったのは、今おっしゃられたとおり、脂身が多かったというのがございます。そういうメールは全部、私ども市のほうに来ますので、即、その業者と連絡をとりまして、その寄附者の方々にすぐに一報を入れていただく。そしてまた、新たなしつかりとした、ちゃんとした商品を送っていただくという形をとらしていただいております。大体は、そういった形で苦情処理は済んでいるところでございます。

チェック体制をどうするかという部分につきましては、また、次年度以降、担当者レベルでちょっと協議をしたいというふうに考えます。

○11番（原田賢一郎議員）

その点はやはり、厳しく指導体制を整えていただきたいと思います。

終わります。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて、令和2年第1回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

—————・—————

閉会 午前10時33分

令和2年第1回曾於市議會定例会

会 期 日 程

令和2年第1回曾於市議會定例会会期日程

会期39日間

月	日	曜	会 議	摘 要
2	1 4	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○議案等の上程・提案理由の説明
	1 5	土	休 日	
	1 6	日	休 日	
	1 7	月	休 会	
	1 8	火	休 会	
	1 9	水	本 会 議	○一般質問
	2 0	木	本 会 議	○一般質問
	2 1	金	本 会 議	○一般質問
	2 2	土	休 日	
	2 3	日	休 日	天皇誕生日
	2 4	月	休 日	振替休日
	2 5	火	休 会	
	2 6	水	本 会 議	○議案等の審議・委員会付託（補正等）
	2 7	木	委 員 会	
	2 8	金	休 会	
	2 9	土	休 日	
3	1	日	休 日	
	2	月	委 員 会	
	3	火	休 会	

月	日	曜	会 議	摘 要
3	4	水	休 会	
	5	木	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決（補正等） ○議会運営委員会の事務調査報告
	6	金	本 会 議	○議案等の審議・委員会付託（当初）
	7	土	休 日	
	8	日	休 日	
	9	月	委 員 会	
	10	火	委 員 会	
	11	水	委 員 会	
	12	木	委 員 会	
	13	金	委 員 会	
	14	土	休 日	
	15	日	休 日	
	16	月	休 会	
	17	火	休 会	
	18	水	休 会	
	19	木	休 会	
	20	金	休 日	春分の日
	21	土	休 日	
	22	日	休 日	
	23	月	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決（当初） ○閉会

令和2年第1回曾於市議會定例会

令和2年2月14日

(第1日目)

令和 2 年第 1 回曾於市議會定例会會議錄（第 1 号）

令和 2 年 2 月 14 日（金曜日）

午前 10 時開議

場所：曾於市議會議場

1. 議事日程

（第 1 号）

第 1 會議錄署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長諸般の報告

第 4 市長の一般行政報告

第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について

第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

（以下 3 2 件一括提案）

第 7 議案第 2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

第 8 議案第 3 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

第 9 議案第 4 号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について

第 10 議案第 5 号 曾於市手話言語条例の制定について

第 11 議案第 6 号 曾於市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

第 12 議案第 7 号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

第 13 議案第 8 号 曾於市監査委員条例の一部改正について

第 14 議案第 9 号 曾於市地域コミュニティ活性化推進条例の一部改正について

第 15 議案第 10 号 曾於市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

第 16 議案第 11 号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

第 17 議案第 12 号 曾於市有住宅条例の一部改正について

第 18 議案第 13 号 曾於市営住宅条例の一部改正について

第 19 議案第 14 号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

第 20 議案第 15 号 曾於市水道事業給水条例の一部改正について

第 21 議案第 16 号 曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

第 22 議案第 17 号 財産の無償貸付けについて

- 第23 議案第18号 曾於市道路線の認定について
 第24 議案第19号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について
 第25 議案第20号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
 第26 議案第21号 令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
 第27 議案第22号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
 第28 議案第23号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
 第29 議案第24号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）について
 第30 議案第25号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
 第31 議案第26号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について
 第32 議案第27号 令和2年度曾於市一般会計予算について
 第33 議案第28号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計予算について
 第34 議案第29号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について
 第35 議案第30号 令和2年度曾於市介護保険特別会計予算について
 第36 議案第31号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について
 第37 議案第32号 令和2年度曾於市水道事業会計予算について
 第38 議案第33号 令和2年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	4番	岩水豊
5番	渕合昌昭	6番	上村龍生	7番	宮迫勝
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	原田賢一郎	12番	山田義盛	13番	大川内富男
14番	渡辺利治	15番	海野隆平	16番	久長登良男
17番	谷口義則	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	土屋健一				

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

3番 鈴木栄一

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦
 主任 富田洋一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚	剛	教	育	長	瀬	下	浩
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長			橋	口	真人
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長			川	路	道文
総	務	課	長	今村浩次	社会教育課長		岩	元	浩
大隅支所長兼地域振興課長			濱田政継	農林振興課長			富	吉	浩幸
財部支所長兼地域振興課長			荒武圭一	商工観光課長			竹	田	正博
企	画	課	長	外山直英	畜産課長		野	村	伸一
財	政	課	長	上鶴明人	耕地課長		小	松	勇二
税	務	課	長	山中竜也	建設課長		新澤	津	順郎
市	民	課	長	内山和浩	水道課長		徳	元	一浩
保	健	課	長	桐野重仁	会計管理者・会計課長		田	代	庄市
介	護	福	祉	課	長		吉	元	剛
福祉事務所長兼福祉課長			竹下伸一	農業委員会事務局長			中	山	純一

開会 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより令和2年第1回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（土屋健一）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付しております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土屋健一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、宮迫勝議員及び今鶴治信議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの39日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、会期は39日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（土屋健一）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（土屋健一）

次に、日程第 5、報告第 1 号、専決処分の報告についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第 5、報告第 1 号、専決処分の報告について、説明をいたします。

本件は、平成31年 1 月18日午後 2 時35分ごろ、二階直道氏が、曾於市末吉町二之方1629番地の 3 付近の路上を原動機付自転車で走行中、断線により下垂していた本市が所有する有線に接触後、転倒し、肩甲骨骨折の障害を受けた事故について、和解が成立したので、地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき、本案を報告するものであります。

この事故による賠償金の合計額は93万1,816円であり、相手方に対し、既に市から支払われております。

なお、賠償金については、全額が全国町村会総合賠償補償保険から市へ補填されるものです。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19 番（徳峰一成議員）

4 点質問いたします。

まず第 1 点は、確認方々の質問であります。この市道におけるこうした事故等に対するの損害補償を含めた示談締結後の議会への専決処分の提案ですね。これは、条例上は、この議会に提出する条例上の根拠について、一応お示しください。

第 2 点目は、この甲乙の損害負担割合は何対何であるのか、これが第 2 点目。

それから、第 3 点目は、ただいまの市長報告では、全額市の負担ということでございますけれども、この治療費等が、これまでどれだけかかったのかどうかですね。

そして、損害補償金の93万1,816円ですね、第 4 点目の質問でありますけれども、この算定根拠について示してください。

以上、大きく 4 点でございます。

○企画課長（外山直英）

それでは、お答えいたします。

まず、提案の根拠ということでございましたので、参考資料のほうにも一部資料を掲載しておりますが、今回、地方自治法の180条第 1 項に基づきまして、提案し

ているものでございます。

(何ごとか言う者あり)

○企画課長（外山直英）

少しお時間いただきたいと思います。

過失割合についてお答えいたします。

過失割合につきましては、曾於市と先方と 8 対 2 ということで、曾於市の過失割合が 80%、先方が 20% ということで、取り決めております。

また、内訳でございますが、今回の接触事故につきましては、先方が、勤務中に事故を起こしておりますので、治療費につきましては労災保険給付で対応しております。

内訳を申し上げます。費用全体が 116 万 4,770 円かかっております。この内訳ですが、まず休業損害補償、こちらが 54 万 8,960 円、それから入院・通院にかかった慰謝料が 57 万 7,100 円、バイク修理費が 5,626 円、その他治療関係費が 1 万 6,584 円、あと雑費、1 万 6,500 円、合計いたしまして、冒頭申し上げました 116 万 4,770 円になりますが、これに過失割合を掛けました 80% が 93 万 1,816 円となっているところでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

先ほど地方自治法の 180 条の第 1 項と言いましたけれども、この中には、「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。」ということになっておりまして、これに関する条例そのものはないところでございます。

以上です。

○19 番（徳峰一成議員）

2 回目の質問でございますが、法律上は、議会への提案というか、今課長答弁でありましたように、地方自治法の 180 条の第 1 項に規定されていて、その規定の内容は、課長の報告にありましたように、いわばケース・バイ・ケースで議会への対応はできるということであろうかと思えます。なぜかという、一方で条例上の規定が全くないからでございます。

その点で確認でございますが、市長に。どういった場合に、市の場合は、曾於市の場合は、現在、そしてこれまで、この種の事項等については、専決処分ということで議会に提案されているのかですね。課長の答弁を、そのまま素直に解釈すれば、

全て提案は必要ないというふうにも受け取れます。ただ、それに対しての条例上の規定が細かく定められていないという、また一面での側面があらうかと思っておりますので、こういったケースにおいて、本市の場合は、今回を含めて提案をすることを基本的な方針としているのか、確認方の質問でございます。これは第1点でございます。

それから、損害割合については8対2ということでございます。大体、この種の事項は8対2、あるいは9対1が通例ではないかと個人的には受けとめております。8対2でございます。先ほどの市長答弁は、全額、一応この損害補償については保険のほうで対応するということでありましたが、これは、あくまでも8対2の中の8割分、80%に当たる分の全額を、一応損害補償の保険金から支払うということで、市の持ち出しが全くないということで受けとめたいと思っておりますが、間違いでなければ、一応、確認方々の答弁をしてください。

以上、2点です。

○市長（五位塚剛）

この間、議会にも同じようなケースを提案をして承認をしていただいております。例えば、市道の通行中に、ちょっとしたくぼみがあって、そのくぼみに脱輪をして車を損傷をして、その補償を行った例もあります。

また、市道の地域住民によりますボランティア、清掃作業において事故等も発生いたしまして、それについても、この損害賠償保険を適用して議会に提案をいたしまして承認をいただきました。もうこの間、何度も同じような例がありまして、十分御理解をいただいているというふうに思っております。

あとについては、担当課長から答弁をさせます。

○総務課長（今村浩次）

先ほどの件につきまして申し上げます。

まず、先ほどの条項で、その議決により特に指定したものはというふうにございましたけれども、本市におきまして、専決処分事項の指定についてというものがございまして、これは議会の告示第2号でございますが、その中で、専決処分事項について指定すると。その中で、市の加入している総合賠償補償保険から補填される保険金額があった場合には専決処分に指定するというところでございますが、その中で、また2つ分かれまして、議会の申し合わせ事項の中に規定があるかと思いますが、50万円を超える場合は、以上は、本会議において報告、それ以下につきましては、議会全員協議会において報告ということになっているかと思っておりますので、そのように対応しているところでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

あと過失割合について御質問がございましたので。8対2という過失割合でしたが、こちらにつきましては、相手方との交渉でございましたが、事故等の判例等をベースにした過失割合でございます。また、相手方によります2割につきましては、相手方の過失ということでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目の確認方々の質問でございます。総務課長がよろしいかと思っております。

課長の2回目の答弁にもありますように、1回目の答弁も含めて考えますと、議会へのこの専決処分のこの種の事故に対する本市における提案の流域といいますか、範疇といいますかについては、地方自治法でうたわれているけれども、その中で特に条例上の根拠はないけれども、課長の2回目の答弁では、ただ議会の申し合わせ事項で50万円以上については、一応議会に提案する規定があるために、また損害賠償金が出た場合は、そうした50万円以上を基本的な原則として議会に提案している、そうした受けとめ方で確認したいと思っておりますけれども、間違いなければ、一応確認方々の答弁をしてください。

以上です。50万円が一応規定ということでよろしいですね。というのは、今、議会でもこの点が議論されているところであるからでございます。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

専決処分そのものは、それが賠償金が1円であろうとも、専決処分を行って対応するということになります。報告そのものが50万円を境に本会議場で報告するのか、全協で報告するのかというふうに分かれるところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告については、以上で終わります。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（土屋健一）

次に、日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といた

します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、説明をいたします。

現委員である永山たみ子氏の任期が、令和2年6月30日をもって満了することに伴い、その後任として山本ひとみ氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となります。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

1点だけ質問いたします。山本ひとみ氏は、現在、曾於市の社会福祉協議会の事務局長だと思うんですけども、この関連はどうなんでしょうか。一応、令和2年7月1日からになりますかね、新しい任期については。この関係で、ちょっと確認方々の質問でございます。

○市民課長（内山和浩）

お答えいたします。

現在、社会福祉協議会の事務局長をされておりますけれども、このまま続けられても人権擁護委員としては問題ないかと思えます。あと、聞いております話では、今年3月に退職予定ということでお聞きはしております。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ここで意見調整のため、しばらく休憩いたします。議員の皆さんは、議員控室にお集まり願います。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時23分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議題となっております諮問第1号について採決いたします。

お諮りいたします。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よつて、諮問第1号は、適任である旨、答申することに決しました。

-
日程第7	議案第2号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第8	議案第3号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第9	議案第4号	宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について
日程第10	議案第5号	曾於市手話言語条例の制定について
日程第11	議案第6号	曾於市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第7号	曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第8号	曾於市監査委員条例の一部改正について
日程第14	議案第9号	曾於市地域コミュニティ活性化推進条例の一部改正について
日程第15	議案第10号	曾於市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第16	議案第11号	曾於市国民健康保険条例の一部改正について
日程第17	議案第12号	曾於市有住宅条例の一部改正について
日程第18	議案第13号	曾於市営住宅条例の一部改正について
日程第19	議案第14号	曾於市地域振興住宅条例の一部改正について
日程第20	議案第15号	曾於市水道事業給水条例の一部改正について
日程第21	議案第16号	曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第22	議案第17号	財産の無償貸付けについて

- 日程第23 議案第18号 曾於市道路線の認定について
- 日程第24 議案第19号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第25 議案第20号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第26 議案第21号 令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第22号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第23号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第29 議案第24号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第30 議案第25号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第31 議案第26号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第32 議案第27号 令和2年度曾於市一般会計予算について
- 日程第33 議案第28号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第29号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第35 議案第30号 令和2年度曾於市介護保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第31号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第32号 令和2年度曾於市水道事業会計予算について
- 日程第38 議案第33号 令和2年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について

○議長（土屋健一）

次に、日程第7、議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから、日程第38、議案第33号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計予算についてまでの、以上32件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第7、議案第2号から、日程第38、議案第33号まで、一括して説明をいたします。

日程第7、議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、説明をいたします。

本総合整備計画を策定するに当たり、1月27日に鹿児島県との協議を終えましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条第1項の規定に基づき、財部町古井・荒川内辺地の総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

当該辺地は、平成27年度から5カ年の辺地総合整備計画を策定し、地域内の市道の整備を進めてまいりました。現在、策定している総合整備計画が令和元年度末で計画期間を終了しますが、地域内に継続して整備すべき区間を有することから、今回、令和2年度から令和6年度までの5カ年の総合整備計画を新たに策定するものであります。

事業の内容といたしましては、地域内の市道荒川内八ヶ代線延長300m、事業費8,100万円と市道北俣馬立線、延長150m、事業費2,600万円の計2路線を改良舗装するものであります。

次に、日程第8、議案第3号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、説明をいたします。

本総合整備計画を変更するに当たり、1月27日に鹿児島県との協議を終えましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地の総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

当該辺地は、平成30年度から5カ年の辺地総合整備計画を、平成30年3月定例会において議決を経て策定し、これまで地域内の市道2路線を整備してまいりましたが、同地域内に辺地対策事業債を活用する新たな市道1路線の整備を追加するため、総合整備計画を変更するものであります。

事業の内容といたしましては、既存計画路線、市道桐原溝ノ口線、延長320m、事業費1億440万円、市道高塚線、延長690m、事業費7,684万1,000円に、新たに市道馬水高塚線、延長30.2m、事業費2億3,715万円を追加し、改良舗装及び橋梁のかけかえをするものであります。

次に、日程第9、議案第4号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について、説明をいたします。

平成21年10月に締結した定住自立圏形成協定に基づき、平成22年3月、「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、広域医療体制の整備・充実や、地域高規格道路都城志布志道路の整備促進等を柱とし、事業を推進してまいりました。

平成27年3月には、「定住自立圏共生ビジョン第2次」を策定し、防災及び消防、定住及び移住の促進、地域公共交通を新たな取り組み分野して追加し、事業推進に取り組んでいるところであります。

今回の主な協定の変更点については、医療、産業振興、教育及び文化、民間人材の育成について、内容を変更し、ICT化を追加するものであります。

なお、定住自立圏形成協定の変更については、曾於市議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、日程第10、議案第5号、曾於市手話言語条例の制定について、説明をいたします。

曾於市手話言語条例については、令和元年第2回曾於市議会定例会において、手話言語条例の制定について陳情がなされ、採択されております。その後、関係団体や市民の方々からの御意見を拝聴したところです。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及、並びに手話を使用しやすい環境の構築と、全ての市民が共生することができる地域社会を実現するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、提案するものです。

次に、日程第11、議案第6号、曾於市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、説明をいたします。

令和2年4月1日から会計年度任用職員制度を導入することに伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓に関し、関連する規定を追加するため提案するものです。

次に、日程第12、議案第7号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について、説明をいたします。

国においては、職員の給与について、世代間の配分の適正化を図ることを目的として、50歳代後半層における給与水準の上昇が抑制されていることから、本市においても国に準じるため、関連する規定を改正し、また令和2年度からの国の機関へ職員を出向させることに伴う地域手当の新設により、関連する規定を改正するため提案するものです。

次に、日程第13、議案第8号、曾於市監査委員条例の一部改正について、説明をいたします。

地方自治法等の一部を改正する法律により、引用する条項において条ずれが生じたことに伴い、関連する規定を改正するため、条例の一部改正を提案するものです。

次に、日程第14、議案第9号、曾於市地域コミュニティ活性化推進条例の一部改正について、説明をいたします。

同条例に基づき策定した地域コミュニティ活性化推進計画により、それぞれの地域の課題をみずから考え、解決していく地域コミュニティ協議会設立準備委員会及び地域コミュニティ協議会の設置、取り組み事項、認定基準等について定めるため、条例の一部改正を提案するものです。

次に、日程第15、議案第10号、曾於市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、説明をいたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運

営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、引用する条項において条ずれが生じたことに伴い、関連する規定を改正するため条例の一部改正を提案するものです。

次に、日程第16、議案第11号、曾於市国民健康保険条例の一部改正について、説明をいたします。

持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の施行により、平成30年度から都道府県も保険者となり、国保財政運営の責任主体として、事業の広域化や効率化等を推進することとなっております。

このため、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として、今後の基本的な方向性・方針が定められた鹿児島県国民健康保険運営方針が作成され、その中で葬祭費の支給額が県内で2万円に統一されたことに伴い、提案するものです。

次に、日程第17、議案第12号、曾於市有住宅条例の一部改正について、説明をいたします。

民法の一部を改正する法律の施行、曾於市営住宅条例に準拠した住宅監理員の設置及び昭和43年度建設の吉村迫団地、昭和52年度建設の吉井団地の用途廃止により、関連する規定を改正するため提案するものです。

なお、民法の改正では、敷金の取り扱いの規定等について改正するものであり、曾於市営住宅条例及び曾於市地域振興住宅条例についても同様の改正をするものです。

次に、日程第18、議案第13号、曾於市営住宅条例の一部改正について、説明をいたします。

民法の改正に伴う市有住宅条例と同様の改正に加え、国が定める公営住宅管理標準条例の改正に伴い、関連する規定を改正するため提案するものです。

なお、公営住宅管理標準条例については、修繕費用の負担等について改正するものです。

次に、日程第19、議案第14号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について、説明をいたします。

民法の改正に伴う市有住宅条例と同様の改正に加え、地域振興住宅における空き家の入居資格者等の規定の整備及び令和元年度地域振興住宅建設事業において、片平団地に1戸、下岡団地に1戸の地域振興住宅を建設したことに伴い、関連する規定を改正するため提案するものです。

次に、日程第20、議案第15号、曾於市水道事業給水条例の一部改正について、説明をいたします。

水道法の一部を改正する法律により、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間

が定められたことに伴い、事務手続相当分の申請登録手数料 3 万円を新たに設定するため、提案するものです。

次に、日程第21、議案第16号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についての説明をいたします。

公営企業会計の適用の推進に関する総務大臣通知に基づき、人口 3 万人以上の自治体においては、簡易水道事業の公営企業会計への移行を推進することとなり、本市においても簡易水道事業に公営企業会計を適用するため、上水道事業に統合し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、みずからの経営、資産等を正確に把握し、安定した経営を図るため、さきの議会で提案された曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の改正を提案するものであります。

なお、この条例の附則第 2 条において、水道事業統合により 2 つの基金条例の廃止と笠木簡易水道事業の設置条例を廃止し、附則第 3 条において、審議会の庶務を公営企業会計職員に改正するものです。

次に、日程第22、議案第17号、財産の無償貸付けについて、説明をいたします。

平成27年 4 月から、立地企業の株式会社グローバルハートへの無償貸付けしている旧岩北学校給食共同調理場について、その貸付期間が令和 2 年 3 月31日をもって満了することに伴い、令和 2 年 4 月1日から令和 7 年 3 月31日までの 5 年間の更新契約をすることにより、今後も継続して事業発展が図られ、地域での雇用、労働力の創出及び地域の活性化につながるため、本案を提案するものです。

次に、日程第23、議案第18号、曾於市道路線の認定について、説明をいたします。

宅地分譲整備事業で整備した坂元地区及び大隅南地区の団地内道路について、市道認定要件を満たしており、市道として供用し、管理するため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき提案するものです。

なお、場所、延長等につきましては、参考資料を御参照ください。

次に、日程第24、議案第19号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第 8 号）について、説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の 2 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額から 5 億2,484万7,000円を減額し、総額を275億 6,341万3,000円とするものです。

第 2 条は、繰越明許費の補正であり、7 ページの第 2 表のとおり、プレミアム付商品券事業ほか14件について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定め、また公民館施設整備事業について金額を変更しております。

第 3 条は、債務負担行為の補正であり、8 ページの第 3 表のとおり、商工業設備投資資金に対する利子補給について、限度額を変更しております。

第4条は、地方債の補正であり、9ページから10ページの第4表のとおり、定住促進対策事業のほか21件について限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を、配付しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算は、それぞれの事業の確定及び執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、交付額の確定による地方交付税や事業費の執行見込みによる県支出金の追加や、財源調整による財政調整基金繰入金及び事業費の確定に伴う市債の減額が主なものです。

歳出については、事業費の確定及び執行見込みによる減額と公定価格増による保育園等に対する施設型給付費や特別導入事業の終了による県費分の返納に伴う畜産関係基金管理費の追加が主なものです。

次に、日程第25、議案第20号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1億3,769万2,000円を追加し、総額を57億2,475万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正予算は、保険税等の収入見込みや執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、国民健康保険税や県支出金、諸収入を追加するのが主なものです。

歳出については、事業費の確定及び執行見込みによる減額と、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の追加が主なものです。

次に、日程第26、議案第21号、令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から1,908万5,000円を減額し、総額を5億5,679万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正予算は、保険料等の収入見込みや執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、後期高齢者医療保険料や繰入金を減額するものが主なものです。

歳出については、執行見込みにより、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものが主なものです。

次に、日程第27、議案第22号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第

4号)について、説明をいたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から1,710万7,000円を減額し、総額を56億7,188万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

今回の補正予算は、国庫支出金等の収入見込みや執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、諸収入及び財産収入を追加し、繰入金及び支払基金交付金を減額するものが主なものです。

歳出については、執行見込みによる地域支援事業費を減額し、基金積立金及び予備費を追加するのが主なものであります。

次に、日程第28、議案第23号、令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、説明をいたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から1,184万2,000円を減額し、総額を2億4,558万4,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正であり、18ページの第2表のとおり、公共下水道事業債ほか1件の限度額を変更しております。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正予算は、事業費の執行見込みによる増減が主なものであり、歳入については、繰入金を減額し、諸収入を追加するものが主なものであります。

歳出については、執行見込みにより、公共下水道事業費を減額するものが主なものです。

次に、日程第29、議案第24号、令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算(第5号)について、説明をいたします。

特別会計補正予算書の20ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から2,589万4,000円を減額し、総額を8,826万4,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正であり、23ページの第2表のとおり、下水道事業債の限度額を変更しております。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、11ページをお開きください。

今回の補正予算は、事業費の確定及び執行見込みによる増減が主なものです。歳

入については、国庫支出金及び市債を減額し、県支出金及び諸収入を追加するものが主なものであります。

歳出については、生活排水処理事業費を減額するものが主なものです。

次に、日程第30、議案第25号、令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、説明をいたします。

特別会計補正予算書の25ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に17万7,000円を追加し、総額を4,757万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、13ページをお開きください。

今回の補正予算は、事業費確定及び執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、分担金及び負担金、使用料及び手数料を減額し、諸収入を追加しております。

歳出については、簡易水道事業費を減額し、予備費を追加しております。

次に、日程第31、議案第26号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について、説明をいたします。

特別会計補正予算書の29ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額から334万3,000円を減額し、予定額を5億4,567万3,000円とするものです。

第3条は、予算第4条の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億8,445万4,000円に改め、資本的収入の既決予定額から170万円を減額し、予定額を3億3,430万円、資本的支出の既決予定額から9万6,000円を減額し、予定額を5億1,875万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、14ページをお開きください。

今回補正予算は、収益的支出については、執行見込みにより、原水及び浄水費、総係費を減額し、減価償却費を追加するものが主なものであります。

資本的収入については、収入見込みにより国庫補助金を減額しております。

資本的支出については、執行見込みにより取水設備改良費を減額しております。

以上です。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩をいたします。

—————・—————
休憩 午前10時54分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（五位塚剛）

本日、ここに令和2年度第1回曾於市議会定例会が開会されるに当たり、市政運営に臨む私の姿勢と所信の一端を申し上げるとともに、令和2年度の一般会計予算案の重点施策など、その概要について御説明申し上げます。

国は、予算編成の基本方針として、財政健全化の達成に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針2019」に基づき、少子高齢化対策や働き方改革及び全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を推進することとしております。

予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進し、地方においても、国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを進めることとしております。

令和2年度の地方財政対策においては、地方が人づくり革命の実現や、地方創生の推進、地域社会の維持・再生・防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度を7,246億円上回る額を確保されたところです。

本市におきましては、このような国の施策に対応するとともに、市の人口が市誕生後14年で約8,700人減少している事実と、超高齢化に対する危機意識を市民全体で共有し、本市の将来像である「豊かな自然の中でみんなが創る笑顔輝く元気なまち」を実現するため、第2次曾於市総合振興計画に示したまちづくりの基本方針に向けた取り組みを進め、市民が安心して働き、将来に夢や希望を持つことができるような魅力あふれる地域社会を実現していくため、現在策定中の第2期曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略を計画的に実施しながら、市の人口増対策に対して積極的に取り組んでまいります。

私は、市長就任7年目に当たり、市民の皆様と約束しました公約の実現に、今後さらに努力してまいり所存でございます。

まず、市の人口増対策として実施している宅地分譲整備事業は、平成30年度に販売を開始した柳迫地区については、昨年12月に全て完売をいたしました。今年度は、引き続き大隅町坂元地区及び大隅町大隅南地区の販売を行い、令和2年度は、財部地域において事業を行う予定であり、今後も人口増を図る事業を継続して実施してまいります。

市内3カ所に子育て支援センターが設置され、身近な場所で安心して子育てが行える体制が整いました。今後は、利用促進に向けて、さらなる情報発信に努めてまいります。

また、幼児教育・保育の無償化が開始され、保護者の負担は軽減されましたが、これまで実施してまいりました保育園、認定こども園等の保育料の負担軽減、高校3年生相当時までの医療費の無料化を継続して実施してまいります。

情報発信事業は、曾於市を市内外にPRするための大変重要な事業であり、情報発信の中核をなす「市報そお」と、コミュニティFM放送「S o o G o o d F M」、ホームページ等の内容を、わかりやすく積極的に取り組んでまいります。

また、全国への曾於市の発進として、PR大使の御協力と、郷土会等の支援をいただきながら、本市の知名度の向上に努めてまいります。

庁舎整備につきましては、平成28年熊本地震による庁舎被災等の例を受け、災害時における庁舎機能の重要性を再認識し、また策定しました本庁・支所機能再編計画と今後市民のための庁舎のあり方を見据え、窓口機能を初めとする市民サービスの拡充を図るため、まず本庁舎の施設の整備に取り組んでまいります。

まちの発展には、産業の振興が欠かせません。曾於市は、畜産を中心とする農業のまちであり、農業生産額をふやすことを本市発展の基本と掲げる中、令和元年産曾於市農畜産物生産実績における生産額合計は481億3,542万3,000円、前年度と比較いたしますと、3億9,240万9,000円、0.8%の増であり、畜産部門では、5億3,490万6,000円、1.4%の増となりました。園芸作物等については、畑かんの水を活用した農作物の収量増、品質向上を図り、農家の所得の向上を目指します。

また、農家の経営安定を図るため、加工・業務用野菜の取り組みを、さらに推進いたします。また、農作業の受委託や農業機械導入経費の節減等を図るため、農業公社を平成30年度に設立し、昨年4月より稼働をいたしました。今後は、畜産のコントラクター事業の支援を図り、畜産農家の規模拡大が図られるよう努力してまいります。

畜産については、生産基盤の拡大を図るため、畜産公共事業等の活用により、規模拡大や収益力の向上を進めるとともに、畜産振興協議会事業を中心とした導入保留対策や家畜改良を計画的に進めてまいります。また、家畜衛生対策の強化による安心安全な畜産物の供給に努め、畜産振興に取り組んでまいります。

さらに、有機センターにおいては、環境保全型農業の振興及び家畜糞尿処理対策の推進を図るため、資源リサイクル畜産環境整備事業による堆肥処理施設等の整備を図ります。

思いやりふるさと寄附金推進事業につきましては、昨年度に引き続き、全国から

多くの寄附金をいただき、お礼として本市の特産品を贈呈しております。前年度は4月から1月までの10カ月間で約8万5,000件、約18億円を超える寄附金をいただきました。曾於市を応援くださいました全国の皆様に、心より感謝申し上げます。令和2年度も、さらにふるさと納税に対する活動を充実し、本市の全国的なPRと地域活性化に努めてまいります。

また、平成31年度発足しました「一般社団法人曾於市観光協会」を核として、本市の観光事業の充実と、ゆるキャラである「そお星人」のPR活動も引き続き進めてまいります。

住宅事業は、曾於市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建てかえや改善、用途廃止などを計画的に実施することとしております。大隅町の桜ヶ丘団地については、民間ノウハウの活用により、令和3年3月の竣工に向けて、建てかえの事業を進めてまいります。

まちづくりは、人づくりであり、本市の発展の基本となるものであり、確かな学力を身につけ、自立する力を育む教育の推進と豊かな心を育み、健やかな身体と体力の増進に取り組むとともに、学びを支える安全安心で魅力ある教育環境の整備を積極的に進めます。今年度は、岩川小学校について、令和4年4月の移転開校に向けて、新校舎の建築に着手してまいります。また、引き続き、学校給食費の負担軽減対策にも取り組みます。

市民の健康づくりや生きがいづくりの場として、また、市民や市外からの利用者が広く交流し、憩える場として、平成29年度にオープンいたしました新地公園グラウンドゴルフ場は、これまで5万5,000人を超える方々に御利用いただいております。今後も、市内外の多くの皆様に御利用いただけるよう、施設の充実とサービスの向上に努めてまいります。

また、市民の生涯学習や、さまざまな研修の場、各地区、校区公民館や自治会、子供会、女性部等の地域活動の拠点となる末吉中央公民館を整備してまいります。

令和2年度の予算編成は、前年度に引き続き、市民の皆様に開かれた市政を目指すとともに、農畜産物の付加価値を高め、商工業の発展をさらに推進し、子供からお年寄りまで、笑顔が輝き元気なまちづくりを目指すため、「市民にやさしい市政運営」、「人と自然を生かした活気ある地域づくり」、「教育・文化を促進し、心豊かなまちづくり」、「人口増を目指し、地域活性化の推進」、「農畜産物を生かした所得倍増のまちづくり」の5つを基本方針として、限られた財源の中で、市民の福祉、教育、暮らしを守るための予算として編成をいたしました。

その結果、令和2年度の一般会計当初予算は269億500万円となり、前年度当初予算に対して、34億7,500万円、14.8%の増となりました。

内容につきましては、それぞれの議案の提案理由で御説明を申し上げます。

以上で、施政方針を終わりますが、議員各位及び市民の皆様の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

引き続き進めたいと思います。

次に、日程第32、議案第27号、令和2年度曾於市一般会計予算について説明をいたします。

まず、予算書の4ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、269億500万円と定めるものであります。

第2条は、継続費について、10ページの第2表のとおり、総額と年割額を定めるものであります。

第3条は、債務負担行為について、11ページの第3表のとおり、期間及び限度額を設定するものであります。

第4条は、地方債について、12ページから14ページまでの第4表のとおり、限度額を40億3,920万円とするものであります。

第5条は、一時借入金の最高額を20億円と定めるものであり、第6条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

前段は、国の予算及び地方財政対策、本市の予算編成の基本方針について述べてありますので、ごらんいただきたいと思います。

2ページの16行目からの予算の内容について説明をいたします。

予算規模は、平成31年度当初予算に対して、34億7,500万円、14.8%増の269億500万円となりました。

まず、歳入について、市税は、市民税、固定資産税の増等により、3.1%増の33億3,189万6,000円を計上し、地方交付税の普通交付税は、前年度実績等を考慮して算定し、74億300万円計上をいたしました。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金等の増により、22.2%増の30億9,032万9,000円を計上し、県支出金は、畜産クラスター事業費補助金等の増により、29.3%増の20億377万1,000円を計上しました。

寄附金は、思いやりふるさと寄附金の増により、79.6%増の18億500万3,000円を計上いたしました。

繰入金は、思いやりふるさと寄附金繰入金等の増により、26.1%増の32億3,010万9,000円を計上して、市債については、公営住宅建設事業等の増により、32.3%増の40億3,920万円を計上しました。

次に、歳出について、総務費は、宅地分譲地整備管理事業等の増により、3.2%増の22億9,358万2,000円、民生費は、施設型給付費等の増により、4.9%増の77億4,438万4,000円、衛生費は、曾於市クリーンセンター施設整備事業費の減により、34.9%減の12億1,949万2,000円を計上しました。

農林水産業費は、畜産クラスター事業や農地耕作条件改善事業等の増により、4.2%増の21億1,048万5,000円、商工費は、思いやりふるさと寄附金推進事業等の増により、49.4%増の31億6,217万円、土木費は、住宅建設費等の増により、60.2%増の28億4,858万9,000円を計上しました。

消防費は、防災施設整備事業等の増により、34.5%増の9億2,801万5,000円、教育費は、岩川小学校改築事業、公民館施設整備事業等の増により、67.7%増の31億4,447万1,000円、公債費は、利子が減となり、0.4%減の32億130万9,000円を計上しました。

このような予算規模で健全財政の維持を基本に、市民に優しい市政運営を行ってまいりますので、市民並びに議会の皆様方の御理解と御協力及び御指導をお願いするものであります。

次に、日程第33、議案第28号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計予算について、説明をいたします。

まず、予算書の16ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を54億9,857万3,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を5億円と定め、第3条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

令和2年度の予算については、平成30年度からは、県が財政運営の責任主体として、国保運営の中心的な役割を担うことにより、市町村と共同で運営しております。

予算編成については、国民健康保険制度の使命と、その性格に鑑み、これまでの実績をもとに、療養給付費、療養費、高額療養費、国民健康保険事業納付金等を推計し、これを賄うに足りる保険税を、公平かつ適正に賦課徴収することを旨としております。

また、療養諸費等は、年間平均の世帯数を、対前年度比4.5%減の5,932世帯、被保険者数を対前年度5.4%減の9,872人として見込んだところです。

予算総額は54億9,857万円3,000円となり、平成31年度当初予算に対して、2,760万円、0.5%の減となりました。

次に、日程第34、議案第29号、令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算に

ついて、説明をいたします。

まず、予算書の20ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6億1,908万円と定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

令和2年度における後期高齢者医療特別会計予算については、2年ごとに実施される保険料率の改定により、令和2年度から3年度の保険料率を、所得割率10.38%、均等割額5万5,100円とし、年間平均の被保険者数を7,978人として保険料等を見込みました。

予算総額は、6億1,908万円となり、平均31年度当初予算に対して、4,518万8,000円、7.9%の増となりました。

次に、日程第35、議案第30号、令和2年度曾於市介護保険特別会計予算について、説明をいたします。

まず、予算書の24ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を56億4,027万6,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を5億円と定め、第3条は、歳出予算の流用について定めたものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、10ページをお開きください。

介護保険事業の令和2年度は、サービスが必要となった際の介護給付や予防給付と、多様なサービス展開することにより住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けていくことができるような地域支援事業を、現状分析を行いながら充実させてまいります。

予算総額は、56億4,027万6,000円となり、平均31年度当初予算に対して、1億4,103万8,000円、2.6%の増となりました。

次に、日程第36、議案第31号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について、説明をいたします。

まず、予算書の29ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を1億1,737万4,000円と定めるものであります。

第2条は、地方債について、32ページの第2表のとおり、限度額を2,380万円とするものであります。

第3条は、一時借入金の最高額を4,000万円と定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、12ページをお開きください。

令和２年度も、引き続き国庫補助金や市債等を主な財源として、50基を設置する計画です。

予算総額は１億1,737万4,000円となり、平均31年度当初予算に対して、414万9,000円、3.7%の増となりました。

次に、日程第37、議案第32号、令和２年度曾於市水道事業会計予算について、説明をいたします。

予算書及び予算提案理由書により説明をいたしますので、予算書の34ページ及び当初予算提案理由書の14ページをお開きください。

令和２年度予算は、平成30年度実績及び令和元年度実績見込みをもとに編成しました。施設整備は、老朽管路の更新が主なものです。

第２条における業務の予定量は、給水戸数１万5,277戸で、年間総給水量は322万2,346トン、１日の平均給水量は8,899トンの予定であります。

第３条の収益的収入及び支出、第４条の資本的収入及び支出につきましては、提案理由書により記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

第９条は、流用についての定めでありまして、第11条における他会計からの補助金は、一般会計からの補助金6,093万5,000円であります。

第13条は、棚卸資産購入限度額を90万5,000円と定めるものであります。

次に、日程第38、議案第33号、令和２年度曾於市公共下水道事業会計予算について、説明をいたします。

予算書及び予算提案理由書により説明をいたしますので、予算書の39ページ及び当初予算提案理由書の17ページをお開きください。

令和２年度は、施設の維持管理及び下水道加入促進と浄化センター汚泥脱水処理施設建設に取り組んでまいります。

今年度より特別会計から公営企業会計へ移行いたしました。

第２条における業務の予定量は、接続戸数1,651戸で、年間総排水量は36万8,673トン、１日の平均排水量は1,010トンの予定であります。

第３条の収益的収入及び支出、第４条の資本的収入及び支出につきましては、提案理由書に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

第７条は、企業債でありまして、限度額を１億1,060万円とするものであり、第８条は、一時借入金の限度額を２億3,469万7,000円と定めるものであります。

第９条は、流用についての定めでありまして、第11条における他会計からの補助金は、一般会計からの補助金１億2,409万7,000円であります。

以上で、日程第７、議案第２号から、日程第38、議案第33号まで、一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は、2月19日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

—————・—————・—————

散会 午前11時36分

令和2年第1回曾於市議會定例会

令和2年2月19日

(第2日目)

令和2年第1回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和2年2月19日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

通告第1 徳峰 一成 議員
通告第2 上村 龍生 議員
通告第3 渡辺 利治 議員
通告第4 重久 昌樹 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	重久 昌樹	2番	松ノ下 いずみ	4番	岩 水 豊
5番	湊 合 昌 昭	6番	上 村 龍 生	8番	今 鶴 治 信
9番	九 日 克 典	10番	伊地知 厚 仁	11番	原 田 賢一郎
12番	山 田 義 盛	13番	大川内 富 男	14番	渡 辺 利 治
15番	海 野 隆 平	16番	久 長 登良男	17番	谷 口 義 則
18番	迫 杉 雄	19番	徳 峰 一 成	20番	土 屋 健 一

3. 欠席議員は次のとおりである。（2名）

3番 鈴 木 栄 一 7番 宮 迫 勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 津 曲 克 彦
主 任 富 田 洋 一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市	長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副	市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副	市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
総	務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	岩 元 浩
大隅支所長兼地域振興課長		濱 田 政 継	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸

財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農業委員会事務局長	中 山 純 一
大隅支所建設水道課長	平 原 秀 人		

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

私は、日本共産党を代表して、市長並びに担当課長に大きく2項目にわたり一般質問をいたします。

最初に、支所再編は見直しをについて、私は支所再編については合併後最大の事業と考えており、昨年3月議会の一般質問からこれまで、連続4回質問してきました。今回の質問もこれまでの各4回の質疑の経過を踏まえて以下の10項目にわたり、まず、質問をいたします。

質問の①末吉本庁への本所機能の集約は、合併後最も大きな事業でありながら、市長の毎年のこれまで施政方針では昨年まで言及が全くありませんでした。さらに、ことしの令和2年度の施政方針でも、末吉本庁の増築の部分についてのみ触れているだけであります。市役所再編の捉え方なり、位置づけが大変弱いと率直に感じておりますが、所見をお聞きいたします。

②アンケート調査の市長の位置づけについて、質問いたします。

アンケート調査で大隅、財部地区の過半数の市民は、教育委員会と福祉事務所などを末吉本庁に移すことには反対いたしております。アンケート調査の中でも最も重要な質問項目ではなかったのでしょうか。市長は、こうした市民の意見を本来尊重すべきではないかとの昨年12月議会の私の一般質問に、アンケート結果に束縛されるものではないとの答弁がありました。もともと、アンケート調査は市民全体の意見を把握するために最も有効であり、重視されるべきものではなかったのか、このことでの所見をお聞きします。

③今、大隅、財部地区の市民の間で、末吉本庁へ全ての本所を集約することに対して、何もかも末吉に持っていかれては大隅、財部地区はますます寂れるといった

意見や不満が広がっております。給食センターの集約化もまたあるからでございます。私自身、こうした市民の意見や不満は軽視できないものと考えておりますが、市長の考え方をお聞きいたします。

④関連して、旧３カ町の均衡ある発展のためには教育委員会、福祉事務所はそれぞれの支所に残すべきだといった意見や考え方があります。同僚議員からも恐らく質問があろうかと思えます。このことでの所見をお聞きいたします。

⑤私は、昨年12月議会の一般質問で、合併後、今日までの人口減少率は末吉15%に対して大隅25%、財部23%と大隅、財部地区の人口減少が大変著しいことを紹介いたしました。こうした実態についての分析の結果をお聞きいたします。

⑥支所再編の最初の取り組みである平成30年当時の大隅、財部地域振興検討委員会の設置と検討委員会の協議は、市が協議会でのたたき台として準備したのは、教育委員会や福祉事務所を末吉本庁へ移すことを前提にしていたものと、この間の何回かにわたる全員協議会へ提出された資料の中で、私はそのように受けとめております。

当時、市の内部では、末吉本庁への本所機能の集約について、どれほどの時間をかけて討論と検討を重ねてきたのか報告してください。

⑦このことに関連して一方、当時、市の内部では教育委員会や福祉事務所を支所に残す中で旧３カ町の均衡ある発展を目指すことでの議論はされなかったのか、お聞きをいたします。いや、そうではなく、もし、議論がされていたら、どこまで、どのような時間をかけて議論がされていたのか、詳しく報告をしてください。

⑧九州の自治体の中で、現在、役所本所の一極集中ではなく、例えばお隣の志布志市もそうであるし、これまでの曾於市もそうであります。あるいは中都市圏においても見られますが、その一部を分散している自治体についての内容を報告してください。

⑨市役所再編の事業費について、これも最も懸念される問題でございます。総事業費は28億7,000万円と発表されております。これら総事業費の算定根拠をお聞きいたします。多少の増減の幅は許されるといたしましても、それを超えるような大幅な増額とならないか、私は心配いたしております。疑問を持っております。

関連して、現在、建設されつつある、例えば末吉中央公民館や岩川小学校の移転改築も約４億円、あるいは２億円規模でそれぞれこの１年間だけでも、わずかに１年間の間に増額された、そうした事例が見られるからでございます。この問題の所見をお聞きいたします。

⑩支所再編後の職員の配置について、計画では10年後の令和12年度までに大隅、財部支所は現在の半分以上の30名となる計画であります。30名の各課の割り振り、

配置人数についてお聞きいたします。あわせて30名の中での専門職員や技術職員の人数等についてもお聞きいたします。

次に、2点目の質問、職員の超過勤務について質問いたします。

①昨年度並びに本年度の職員の超過勤務の状況を報告してください。数字の上でもお願いいたします。あわせて特に超過勤務が多い課、あるいは何月であったか、特に個人、これは名前は言う必要はありません。しかし、最も私がお聞きしたい点であります。1カ月に最高で何時間の、いわば残業時間であったのか、これは1回目、明確に答えてください。私の質問の眼目でございます。それぞれ報告してください。さらに問題点や改善点といったこれらの対策について報告してください。

②次に、現在における職員の中の専門職員、技術職員の実態について分類して、さらに本庁、支所ごとに分けて報告してください。あわせて課題や改善点、これらの対策について、報告してください。

③令和2年度から非常勤職員、臨時職員がフルタイム職員、パート職員に移行いたします。フルタイム職員、パート職員の人数について分類して、これも本庁、支所ごとに分けて報告してください。

これで、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の質問に対してお答えをしたいと思います。

1、支所再編は見直しをの①本庁への本所機能の集約に関する施政方針での言及について、お答えいたします。

本庁・支所機能再編については、平成29年8月から内部検討を始めております。平成30年度の施政方針を作成する平成30年2月は、地域振興検討委員会開催経費の予算計上を提案している段階、翌年の平成31年2月は市行政改革推進委員会の協議途中でまだ答申が出されていない段階でありましたので、施政方針の冒頭部分には掲載しなかったところであります。

しかしながら、施政方針の冒頭部分に続く各課の施策として、平成30年度及び平成31年度の総務課の行政改革の項目において記載したところであります。

1の②アンケート調査は、市民の意見を把握するための最も有効で重視されるべきものではなかったのかについて、お答えをいたします。

基本的立場としては、市民の意向は重視すべきだと考えておりますが、全てアンケートの結果に従わなければならないとは考えておりません。行政を進めていく上では、市全体のことを熟慮して、首長として決定すべき事案もあると考えております。

今回のアンケートでは、全体としては本庁方式への賛成が多くありましたが、大

隅、財部地区においては、これまでの一部分庁方式を望む意見が多かったところです。その理由としては、これまでの窓口サービスが支所では受けられず本庁へ出向かないといけないと誤解されている市民の皆様もいらっしゃったと考えております。

1の③末吉本庁への機能集約について大隅、財部がますます寂れるとの意見、不満について、お答えをいたします。

合併後、15年近くが経過し、今後さらに人口減少が予想される中において、市民サービスの維持・向上を目指して機能的で効率的な行政組織に改め、人口に見合った職員数に縮減を図った上で、その人件費抑制部分を各施設に生かしていくことは、今後の曾於市にとって必要なことだと考えております。なお、組織再編以外では、防災倉庫の建設や産業動物疾病制御教育研究センターの誘致、観光資源の整備、宅地分譲など、大隅、財部地域の特色を生かした準備を進め、今後も旧3町の均衡ある発展に努めていきたいと考えております。

1の④旧3カ町の均衡ある発展のためには、教育委員会、福祉事務所は支所に残すべきとの意見や考え方について、お答えいたします。

少子高齢化の進行により、今後ますます市民の生活に直結する福祉部門、児童生徒、青少年育成などを担当する教育部門は、市長、市長部局の各課等との密接な連携が不可欠であり、迅速で的確な意思決定を行うことにより、市民サービスが向上すると考えております。よって、教育長や教育委員会の各課長、福祉事務所長を初めとする本庁業務を担当する職員は、本庁において執務を行うことが望ましいと考えております。

1の⑤大隅、財部地区の人口減少率が際立っていることに関する分析について、お答えをいたします。

大隅地区と財部地区の人口減少率が高い理由については、まず、合併当時における高齢化率と平均年齢が高かったことが考えられます。また、民間の集合住宅の建設が地理的に曾於市の中心に位置する末吉地区に多いことや、大隅地区においては、県の組織再編に伴う合同庁舎内の規模縮小なども要因になっていると分析しております。

1の⑥大隅、財部地域振興検討委員会の協議は、市が準備したたたき台を前提としたものではなかったのか。また、本庁集約について、どれほどの時間をかけて内部検討を重ねてきたかについて、お答えをいたします。

各地域振興検討委員会は、地域の皆様方による庁舎、中央公民館の整備のあり方や本庁・支所機能のあり方などの協議を依頼したものであり、本庁方式への移行を前提として協議を始めていただいたものではありません。ただし、質疑の中で、市の考え方を問われたときに、市の案を示したものであります。

市の本庁・支所機能再編計画（案）の策定までの会議としては、3回の行政改革推進本部会議を開催し、決定しております。また、市ではこれまで2年半にわたり、行政改革推進本部会議、庁舎整備検討委員会や総合窓口・ワンストップサービス導入検討委員会などの各種会議を開催し、本庁・支所機能再編計画の細部検討や市民窓口サービスの向上について議論を重ねており、今後も継続して協議をしていく予定にしております。

1の⑦市の内部検討では、教育委員会や福祉事務所を支所に残すことに関して議論されなかったのかについて、お答えをいたします。

この件については、議論の最初の段階で検討したところです。

各庁舎の改築等の必要性、改築規模、今後の人口の推移、職員数縮減の必要性、事務の効率化、市民サービスの向上等を総合的に検討した結果、合併協議会や行政改革大綱に沿って、本庁方式への移管を進めるべきであると結論に至ったところがあります。

1の⑧九州の自治体における本所の一部一極集中またはその一部を分散している自治体の内容について、お答えをいたします。

九州沖縄にある119の市に対し、行政組織等に関する調査を行い、回答のありました88市の内容について、お答えをいたします。

まず、88市のうち、30市は支所の配置がないため、本庁方式であります。

次に、支所設置のある58市の行政組織の内訳は、本庁方式が27市、総合支所方式が16市、一部分庁方式等が15市であります。また、一部分庁方式等15市のうち、一部分庁方式から本庁方式へ移行を予定している市は移行期間が決定していない市と本市を含めて7市であります。

1の⑨総事業費28億7,000万円の算定根拠と大幅な増額となるおそれはないかについて、お答えをいたします。

2回実施した市民説明会において提示しました本庁・支所機能再編計画における事業費については、本庁舎増築分を約11億3,000万円、大隅支所庁舎分を約8億2,000万円、財部支所庁舎分を約4億6,000万円と説明をいたしました。

大隅支所は、中央公民館との併設で面積は1,600㎡、木造1階平屋建てで、設計費や造成工事費等を含み算定しております。

財部支所は、単体の建設で、面積は800㎡、木造1階平屋建てで、設計費等を含み算定しております。

本庁舎増築分については、現在のところ、備品を含めて約16億4,000万円に計画を変更しております。

増額の理由については、災害時に行政機能を維持するための地震の揺れに強い免

震構造の導入と、市民の皆様が可能な限り各課を回らないように、市民、税務、保健・福祉部門を一つのフロアに集約する総合窓口の設置を検討していることにより、増築の延べ面積を1,800㎡から2,300㎡へ500㎡ふやすことを検討していることによるものです。

1の⑩支所再編後の職員の配置に関する令和12年度の支所職員30名の各課の配置人数、30名の中の専門職、技術職員の人数等について、お答えをいたします。

令和12年度時点における支所の課及び職員の配置案については、支所地域内の地域振興、消防防災や土木等の業務を担う、仮称、地域振興課を18人、市民窓口サービス業務を専門的に担う、仮称、市民サービス課を12人、合計2課で30人体制を考えております。

また、支所における技術職員については、土木技師を数人程度配置したいと考えております。

2の職員の超過勤務の①超過勤務の状況と課題、対策について、お答えをいたします。

平成30年度において、超過勤務が最も多かった課は総務課で、次に福祉課、建設課であります。

このうち、多い月は3課とも3月であります。全課の合計としても3月が最も多かったところ です。

個人については申し上げられませんが、年間を通して最も多かった職員の属する係は、建設課土木係であります。

令和元年度の現時点において超過勤務が最も多い課は、大隅支所産業振興課で、次に福祉課、建設課であります。

このうち、多い月は産業振興課が7月、福祉課が4月、建設課が7月であります。

全課の合計としても7月が最も多いところ です。

年間を通して最も多い職員が属する係は、産業振興課の農地整備係であります。平成30年度の例えばA氏は261時間、B氏は253時間、C氏は240時間、令和元年度はA氏が684時間、B氏は668時間、C氏は570時間でありました。

問題は各課、各係の業務量について各年度、各月によって大きな差が生じていること、各職員の性格等により業務の進め方に差異があることにより、特定の係、特定の職員に業務が集中する傾向があり、メンタル的にも注意を要するところにあります。

これらの対策といたしまして、平成30年度からサポート職員制度、課内兼務辞令制度の実施、令和元年度より課の枠を超えた臨時職員の協力体制の構築、テレビ会

議システムの導入などを実施し、業務の平準化に努めているところです。

また、令和２年度より、短期間サポート職員制度や時差出勤制度の導入、会計年度任用職員の週休日出勤などの手段を講じて、さらに業務量の平準化を目指していきたいと考えております。

２の②専門職等の実態と課題と対策について、お答えをいたします。

主な技術職員の超過勤務については、平成30年度の１年間においては、保健師等が１人平均29時間、土木技術が98時間、建築技術が81時間、農業技術が101時間、畜産技術が52時間であります。

本庁、支所ごとでは、本庁では、保健師等が１人平均29時間、土木技術が104時間、建築技術が89時間、農業技術が83時間、畜産技術が43時間であります。

大隅支所では、土木技術が１人平均95時間、建築技術が66時間、農業技術が139時間、畜産技術が85時間であります。

財部支所では、土木技術が１人平均87時間、農業技術が98時間、畜産技術が57時間であります。

現時点における令和元年度においては、保健師等が１人平均34時間、土木技術が274時間、建築技術が101時間、農業技術が61時間、畜産技術が36時間あります。

本庁・支所ごとでは、本庁では土木技術が１人平均216時間、建築技術が80時間、農業技術が48時間、畜産技術が41時間あります。

大隅支所では、土木技術が１人平均514時間、建築技術が145時間、農業技術が110時間、畜産技術が38時間あります。

財部支所では、土木技術が１人平均97時間、農業技術が38時間、畜産技術が20時間あります。

問題点は土木技術では、災害発生状況により、建築技術では施設の整備計画状況により、その他の技術では会計検査などにより、年度や時期により、その業務量に大きな差異を生じることになります。

対策については、これまで、庁舎を超えた技術職員の応援体制をとっておりますが、抜本的な解決には至っていないところです。今後は保健師を例として、建築技師の集約や土木技師等の一部集約を図りながら、同一課内における技術職員同士の協力体制、支援体制及び資質の向上を図っていくことも視野に入れております。

２の③会計年度任用職員の配置について、お答えをいたします。

令和２年４月１日に配置予定の会計年度任用職員は、全体で202人、内訳はフルタイム65人、パートタイム137人あります。

本庁は、全体で72人であり、そのうちフルタイムは19人、内訳は事務補助職員７人、技術を要する職員12人あります。パートタイムは53人、内訳は事務補助職

員12人、技術を要する職員41人であります。

大隅支所では、全体で97人であり、そのうちフルタイムは37人、内訳は事務補助職員3人、技術を要する職員34人であります。パートタイムは60人、内訳は事務補助職員7人、技術を要する職員53人であります。

財部支所は、全体で33人であり、そのうちフルタイムは9人、内訳は事務補助職員2人、技術を要する職員7人であります。パートタイムは24人、内訳は事務補助職員8人、技術を要する職員16人であります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問の支所再編問題に入る前に、この職員の超過勤務の中で、これは総務課長がよろしいかと思うんですが、ただいまの1回目の市長答弁の中で1年間を通して最も超過勤務の多かった方が684、668、570時間ということでございますが、こうした超過勤務が最も多かった職員の中で1カ月当たりの超過勤務時間が最も多かった方について、職員について3名だけでもいいですので一応、名前は言う必要はありませんので、報告してください。

何月であったか、技術職員であったか。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えいたします。

今、議員が申されましたのは令和元年度、1月分までの集計というところでございますので、お答えをしたいと思います。一番多かった職員は684時間でございますが、そのうち月で言いますと11月が173時間でございます。これは土木技術の職員、土木技師でございます。次に多かった職員も同じ、ほかの職員でございますけれども、土木技術で163時間、3番目も同じく土木技師で160時間でございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

まず、この点からお聞きいたします。市長にですね。160時間あるいは170時間を1カ月当たり超えております。これは国の指導、指針あるいは全国的な自治体における指針、法的な指針を含めて、問題がないのかどうか、抵触とは言わなくてもこれに一応差しさわりのある時間ではないんですか。確認方々、答弁してください。

○市長（五位塚剛）

職員が超過勤務をするときの理由としては、特に災害が起きたときの後の事務処理、また、ほかの事業が重なったときのことでありまして、災害時についてはこのように勤務が重なったでも法律的には問題はないところでございます。

○総務課長（今村浩次）

私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

昨年4月から働き方改革によりまして、本市におきましても条例改正をさせていただきました。通常の業務におきましては月に45時間、年間360時間以内というのが原則でございます。ただし、災害など、大規模災害などの臨時的な事情、これ特例業務と申し上げますけれども、これにつきましては、単月で100時間未満、年で720時間以内というのが原則でございますが、ただし、やむを得ない場合はこれを超えて命令をすることはできるということになっております。

ただし、その忙しい時期を終えたときには、その半年以内にその業務の状況等を検証しなければならないというふうに定められているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの課長から話があったように、昨年の働き方改革以降、災害であっても月に100時間以内なんですね。今報告があった上から3人は160時間です。ですから、これらを含めて検証していなけりゃいけない。2点、もう時間の関係で質問いたします。ちなみに100時間を超えた方は、本年度だと思うんですが、全体でそれぞれ、延べ何名ですか。それと検証をしておりますか。半年、もうたっている、あるいはたちつつあると思うんですけど、これ2点答弁してください。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えしたいと思います。

先ほど、上位3名を申し上げましたが、上位10名全てが土木技師でございまして、今、見てみますと、これらの10人全て単月では100時間を超えている月も、まあばらばらでございますが、あると見ているところでございます。

あと、半年以内の検証でございますが、まだ、今忙しい時期がまだ続いておりまして最後の発注もまだ終わっていないところでございますので、今回これを終えまして、検証していくということになると思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これについては、後ほど質問いたします。

本体部分の支所再編の見直しについて、質問をいたします。

まず、質問の第1点でありますけれども、なぜこれまで施政方針で大事な問題でありながら言及しなかったっていうので、平成30年は予算計上を提案している段階、提案していたらその当然出すべきであります。

31年度、まだ委員会の協議等の答申が出されていないって、関係なく委員会を開いているわけですから、出すべきであります。

本年度、先ほども申し上げたように、新年度ですね、増築部分のみが本庁の言及されております。

角度を変えて質問をいたしますけれども、一方、2年半前の市長選挙においてもこうした最も合併後大事な問題が五位塚市長の公約として一応言及されていないんですね。最も大事な問題であります。これは合併後、誰が見ても。なぜ公約ではこれを掲げなかったんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

2年前の市長選挙のときには、いろいろと公約を掲げました。そのときに私自身が、庁舎を含めた再編をするということについては、議論を全くしておりませんでしたので、そのことについては公約として入れなかったところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

これは1回目の答弁をるる見ても、誰が見てもつじつまが合わないことでありますよ。それ以前からも協議しているわけですよ。この問題は。1回目の答弁の中にもありましたけど。それとは別に協議しているに関係なく任期の、自分が当選したら4年中に4年の間にこうした大問題を、大きな問題を一応、予算を立てて、そして進めつつあるわけでありますから、当然最大の大きな公約として掲げるべきであったと思います。もう、時間の関係でこれ以上申し上げませんが、ちょっと自己分析をしていただきたいと思うんですよね。これはもう誰が見てもそのように思います。

次の質問。アンケート調査についても、答弁の中で基本的な立場では市民の意向は尊重するけども、アンケートの全ての結果に従わなければならないとは考えておりません、て、一つの側面の理由づけにはなりますけども、そもそも、もともと、教育委員会と福祉事務所を末吉に集約するかどうかというのはアンケートの項目の中でも、誰が見ても最も重要な項目だったんですよ。最も重要な項目を、いわばアンケートの結果に従わなければならないものとは考えておりませんという、形で説明していいものかどうか、重要問題ですよ。一言答弁してください。

○市長（五位塚剛）

市民について、市の考え方、庁舎再編のあり方についてアンケートをとる、市民の声を聞くというのは基本でありまして大事だと思っております。ただ、そのアンケートについては、今回は3,000名程度を中心としていたしましたけど、結果としてはそういう声もあります。この間、各財部、大隅のほうでも支所のあり方について、検討委員会を何度もしていただきまして、基本的には福祉事務所、農業委員会、教育委員会を本庁にまとめてもいいという答申をいただいております。そういうことで基本的にはそういう方向で進めていくところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

これも誰が見ても、聞いても、まともな答弁に答えていない、あるいは答えられていないんですよね。最も重要な問題をいわば無視した形で、あるいは軽視した形で行っている、これはおかしいんじゃないかという点なんです。私の、特に昨年来の質問も、ここに尽きるんです、一つは。だからアンケート結果は全市民を対象として、そして特に関連がある大隅、財部の皆さんがどう考えるか、客観的にわかる形でのアンケートをするようにと申し上げたんですね。その結果が、今の段階ではそれぞれの支所に残しなさいという回答結果があった、これは本来は厳粛に受けとめるべきなんです。当局も議会もですね。受けとめるべきなんです。それが受けとめられてないから、私は角度を変えて、12月議会から今回、恐らく今後6月、ずっと続きます。質問せざるを得ないんですよ。民主主義の根幹にかかわる問題だから、これは。

次の質問に入ります。末吉本庁への集約については、何もかも末吉に持っていられるという意見があります。これは必ず今後、大隅、財部で広がっていくものと、私は思っております。形が見えてくると広がります。もう今でも広がっております。これを私たちは、軽視してはならないと思っております。そうした中で、これまで合併後の中、全国的に見ても、あるいは大隅町も昭和30年代に月野、恒吉村が吸収合併されましたけども、その後の流れは、年月が進むにつれて、いわば、寂れてきております。

市長に質問いたしますが、合併後、一極集中が図られる中で、いわば、それまで支所、役所があったところ、地域で寂れていない事例がどこかありますか。事例が。私が調べた限り、あるいは思い起こす限りにおいては、恐らく一極集中が図られた地域外において、寂れるところはあっても、均衡ある発展が図られているところは恐らくないように思います。どこか1自治体でもあるのでしょうか。もしあったらお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

曾於市は、3町が合併をいたしましたけれども、それはどうしても町部に、どの町もですね、機能が集中してくるのは当然なことであります。

そういう中で、いろんな経過措置をしながら、住民サービスをどういうふうにして維持するかということを努力した結果、こういう形になっているというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

どこかあったら。なかったら。

○市長（五位塚剛）

特にないです。

○19番（徳峰一成議員）

どこもないと思うのですよね、これは。そうした点も考えていかなければなりません。

人口減少について、財部、大隅が特に末吉に比べて、合併後、この13年か14年の間に人口減少率が著しいことに対しての市長の分析ですね、分析についても答弁がありました。それを見ますと、例えば、合併当時、高齢化率平均年齢高かったということが考えられます。これは、私当たっております。最も大きな一つだと私も受けとめておりますが、ただ高齢化率は現在40%全体で超えましたけれども、曾於市全体は。財部、大隅も末吉に比べて2%、高くても3%高いだけであって、これは人口減少率の説明の一部に過ぎません。

あと、いろいろ書いてあります。答弁がありました曾於市の中心に位置する末吉地区に集合住宅が多い。あるいは、大隅地域では合庁が規模縮小あった、これも一つの側面の理由にはなりますけども、しかしほんの一部だと私は思っております。

もっと大きな点があるんじゃないでしょうか。

例えば、財部の場合は、末吉よりも都城に近い、飛行場にも近いんですよね。時間的には、鹿児島も近いんですよ。大隅には、いっぱい役所ありますよ。県の機関、あるいはJAを初めとしてですね。しかし、人口減少率は著しいのですよ。これを市長初めとして、三役のほうで深く議論分析したことはありますか。私はそれが大事だと思うのですよ。そうでなければ、いわば一方的に教育委員会、福祉事務所も末吉に持ってくるって。しかし、なぜこれだけこの間、恐らく今後も人口減少が続くのであるか、そこを分析しなければ、均衡な発展のための大隅、財部地区への具体的な計画は出せんでしょ、示せんでしょ。そのほかに人口減少が少なかった重要なポイント、理由が二つ三つあると思うのですが、議論はされてないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この間ですね、人口減少については相当な状況で議論をしてきました。だから、減少する理由としてはですね、やはり残念ながら、少子高齢化という一つの、子供さんを生み育てる、この若い層が非常に少なくなっている。それは、この10年20年前の状況の人たちが、今、大きくなっているわけでありまして、そのあたりの分析もしております。

そのために、今、若い人たちが曾於市に来てもらえるように、曾於市に帰ってきてももらえるように、子育てがしやすいような体制づくりを一緒にやって、頑張っているところでありまして、今言われるように、教育委員会、福祉事務所ここに持ってきたら、その人口減少が食い止められるかということ、それはまた違うというふう

に思っております。

今後については、当然ながら地域住民の要望に沿ったサービスを低下させないということに力点を置くべきだというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

私は、教育委員会、福祉事務所の問題は、まだ後ほど触れます。それ以前の問題として、合併をこの間、末吉の約1.5倍のスピードで大隅、財部地区は人口は減少しているのですよ。それを深く分析されたですか、されてなかったらされてない。されていたら、具体的に先ほどの高齢化率だけでなくってですね。なるほどと思えるような分析の結果を報告していただきたいのですよ。

それがされてないんじゃないかということで、私は疑問を持って、今、質問しているのですよ。しかし、これは非常に大事な問題であります。されていますか。これは、かなり集団的な深い議論が必要です、私たちを納得さし得る答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

私たちはですね、毎月各課長を集めて、庁議も行っております。

また、この人口増の問題については、企画、財政、総務、市民課を含めたいろんな形での対策会議も開いております。努力はしておりますけど、これはなかなかですね、曾於市に生まれる赤ちゃんの数より、亡くなっていく数が残念ながら、ここに500人から700人の差があるという、ここに大きな原因があるというふうに思っております。それなりのことも、まだいっぱいあると思いますけど、基本的にはそういう状況じゃないでしょうか。

○19番（徳峰一成議員）

くどういようですけども、曾於市全体のこと言っているんじゃないのですよ。財部、大隅地区が末吉地区に比べて、1.5倍のスピードで人口が減少している。どういった点に原因があると協議の上で分析しておられるか、そこをお聞きしたいのですよ。それを今後に生かさなければいけないから、これは支所再編に関係なく、均衡ある発展を目指すんだったら、そこをやはりお互いに議会を含めて考えていかなければいけない。分析されていますか。されていたら、具体的な例を紹介してください。されてなかったら、今後の課題として、今後取り上げてまいります。

○市長（五位塚剛）

人口減少している財部、大隅の問題については、それぞれいろんな理由があると思います。だから、その理由で、それが全てだとはわからないと思います。

○19番（徳峰一成議員）

分析結果を再三質問しているのですよ、どういった分析の結果出しましたか。

○市長（五位塚剛）

基本的には先ほど言ったように、財部も大隅も生まれる数より亡くなる数のほうが多いという現象がある中でですね、それは全体的にそうだというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

分析の結果されてないのですよね、だからここが一番大事な点ですよ。あくまでも3カ町の均衡ある発展というのを考えてですね、支所再編を含めて、全ての諸々の問題、予算化を含めて、考えていかなければいけない。非常にこれは、副市長お二人、大事な点じゃないかと思うんですよ。もう合併は、後戻りはできません。ですから、前へ進む方向で考えていかなければいけない。今後また、6月以降取り上げていきますので、時間をかけて分析してください。これは非常に大きな問題であります。

○議長（土屋健一）

徳峰議員よろしいですか。

ここで、徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

これまで質疑でも明らかとなりましたけども、人口減少率の深い分析がされない中、また再三申し上げておりますが、アンケートの結果、教育委員会、福祉事務所はそれぞれの支所に残すべきだといった声を、いわば無視する形で支所再編が行われようとしているということで、非常に私は問題が多いかと思います。

これからそれを踏まえた質問に入ります。

まず、第1点は、この1回目の市長答弁の中で、私の質問、「この支所再編の大体検討のことについては、財部、大隅地区の検討委員会を開く前に、市の内部トップのほうで本庁への移行については協議していたんじゃないか」って。全協議でもそういった資料が出されているんですよ。そうした質問に対して答弁の中で、「本庁方式への移行を前提として協議を始めていただいたものではありません」とあります。

しかし、それは1年前の平成29年に、市の行政改革大綱では、もう本庁に移行するということが明記されているんですよ。きょうは持ってきておりませんけども。

全協でいただいた資料ですね。29年の市の大綱の中で、本庁に移行が明記されておって、1回目の答弁の「本庁方式への移行を前提とした協議を始めたものではありません」と矛盾する内容なんですよね。この点について、矛盾しない形で答弁してください。

○市長（五位塚剛）

私たち行政側のほうは、曾於市の5年後、10年後、20年後のあり方を前提として、どうあるべきかというのを当然ながら検討してきました。それが行政改革の対策本部の会議の中で、当然ながら議論するのは当たり前であります。そのことを前提に、大隅・財部の人たちに、前提としてそれを押しつけた形ではありませんということでもあります。

市の考え方を求められましたので、そのことについては、このほうが市の発展につながるという前提で示したところでもあります。

○19番（徳峰一成議員）

既に、平成29年、少なくともといったほうがいいと思うんです。少なくとも平成29年の段階で、市としては、末吉本庁への移行を前提として、政策大綱も立派な文書で出しております。そのことを前提として、お互い私たちは考えていかなければいけないと思っております。これはもう確認です。そのように解釈いたします。

一方、私の質問の中で、「この教育委員会、福祉事務所は、それぞれの支所へ残すだけの検討はしなかったのか」ということに対して、1回目の答弁の中で、「議論の最初の段階では検討したところでもあります」とあります。議論の、さっき言った議論の最初の段階ではですね、市の内部としては。

では、どういった議論がどこまでされたんでしょうか。これも私1回目聞いた点であります。例えば、どこの市町村に研修に行かれましたか。1回目の答弁の中で、例えば九州の圏内の中におきましても、幾つかの市においては、例えば総合支所方式をとっているのが16あると。一部分庁方式等をとっているところが15あるわけですよ。九州圏内の中でも、恐らく全国にはもっともっと数たくさんあって、曾於市が参考としたい市町村もあったと思うんですね、自治体も。どこまで議論されましたか。どこか幾つか研修されましたか。全くこのことが全員協議会で報告されていないからでございます。お聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

現状の大隅に教育委員会を残した場合に、どのようにメリットがあるのか。財部に農業委員会、福祉事務所を残したほうが、全体としてメリットがあるのか、そのあたりもいろいろ協議をいたしました。

実際、今、教育委員会は、大隅にありますけど、財部の方々も教育部分のいろんな

相談をするときは、分室に相談して申請をしてされております。反対に大隅の方々は、福祉関係の相談については大隅のほうでちゃんと手続も行っております。

基本的には、だから市民の立場から考えた場合に、そこになければ何もできないということはないというふうに私たちは判断をいたしました。そのかわりに、本庁に集約をして、機能をもうちょっと強化していく。一方では、財部は財部でも、住民のいろんな相談事を申請があったら、できるようにできるそういう体制づくりをする。大隅も全く同じでございます。そういうことも含めて、職員の定数減も含めて検討は必ずしてきました。

同じようなどこか、調査をしたというのはわかりますか。わからない。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

そういう分庁方式のこの段階で研修はしていないような状況でございます。

○19番（徳峰一成議員）

こうした非常に大事な問題を、九州圏内、全国に恐らくいっぱいあると思うんですよ。それがどれだけ機能を果たしているか、果たしていないは別問題として、実際、分庁方式を含めていっぱいあるわけでありますから、そうした自治体の中で、曾於市が一応取り入れるべきというか、参考にすべき自治体を本来だったら前もって十分研修を含めて研究すべきなんですよ。それがされていないんですよ。されないうまま、いわばもう平成30年度から検討委員会、あるいはアンケート調査を行っているって。これでいいのかというんですよ。

もとに戻りますけど、私たちは当局も議員も14年前の合併のこのことを片時も忘れてはならないと。合併は3カ町対等合併だったんですよ。対等合併の中で、いわば教育委員会等が残されたんですね。そして均衡ある発展ということが掲げられたって。

ですから、市役所再編をどういった方法でやっていくか。あらゆる方法をやっぱり研究すべきですよ。研究した結果、やはり本庁方式が一番ベター、ベストじゃないけどベターであるというふうに至ったら、ここで大いに議論を戦わせたんですよ。私もそれなりの準備をしておりました。しかしそれ以前の問題として、研修を含めてしていないわけだから。これはもう6月以降、また改めて取上げます。

今後、もう今科学の時代でありますから、自治体に限らず大企業等が典型的ではありませんけれども、国内だけではなくて海外に幾らも重要な拠点を持っております。テレビ会議等含めてやっているって。そうした時代なんですよ。

総務課長にお聞きしますけども、末吉本庁から財部、大隅支所まで何km、おおむね大体平均速度で何分かかりますか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

大隅支所、本庁と大隅支所の間につきましては、およそ8km、時間で10分ちょっとだと思っております。

財部支所につきましては、およそ11km、時間にいたしまして15分ちょっとというふうに考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

市長、わずかに大隅まで8km、10分、あるいは財部まで11km、15分程度ですよ。今後10年後、20年後はもっともっと、私たちの今の考えているよりも、時間的にも距離が近くなると思うんですよ。科学の時代でありますから、もう今は。

ですから、教育委員会・福祉事務所を残すことで、マイナス面もちろん机上計算では集約を図れない面、もちろんありますけれども、それ以上に、やはりそれぞれ残すことを、目に見えない、計算できないメリットが私は必ずあると確信いたしております。そこが大事な点じゃないでしょうか。そこを研究すべきだった、少なくとも。研究の結果を全員協議会を含めて、あるいは本会議の私を含めた質疑の中で答弁をしていただきたかったんですよ。

しかし、まだ今からでも間に合います。まだ間に合います。末吉の本庁の増築もこれからありますから。その点で、私たち、私を含めて議員も、もっともっと地域の、あるいは市民の代表として勉強をしなければなりませんけれども、これはお互いにですね。

市長、この問題では、市役所再編、支所再編問題では、議会の意見を尊重されますか。議会の意見というのは過半数でもあり、あるいは全員一致でもあるでしょう。

これまでも私は長年の議員活動の中で、一般質問の中で、田崎町長、合併前の池田町長、合併後の池田市長に対しても、幾つかの事業においては意見、見解が出た場合には、町長、市長、議会の意見は尊重されますかということを何回かお聞きして、例外なく議会の意見、意思は尊重しますという例外なき答弁でありました。この問題でも市長は、議会の意見は尊重されますか。確認をさせてください。

○市長（五位塚剛）

この間、各検討委員会を含めてあらゆることについては、多分9回ほど全員協議会で内容を全て議会の皆さんにお示ししております。そういう前提をもとに、議会の方々も予算をこれまで認めていただきました。今の段階でも議会の声は尊重したいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

議会の意見は非常に大事な、尊重しているのは重みを持っておりますので、そのように受けとめております。同僚議員の皆さんもお互いその点を地域の代表として受けとめていきたいものでございます。

次の質問に関連して入ります。

この事業費の問題でございます。私はこの発言通告要旨の中で、28億7,000万円と書きましたけども、私の計算の間違いでありまして、末吉本庁、大隅支所、これは中央公民館と一応複合施設、財部の支所をそれぞれ建てかえた場合、建築した場合に事業費は24億1,000万円でございます。24億1,000万円ではほぼ一定額は、増減はやむを得ないとしたしましても、おさまるものとして、市長は確信をもって答弁、確認ができますか。まずこの点から質問いたします。

○市長（五位塚剛）

現時点では、この金額に沿って進めてまいりますので、そのように考えております。

○19番（徳峰一成議員）

なぜかといいますと、先ほど申し上げましたけども、例えば現在進行形の岩川小学校の解体、移転改築も、昨年の6月の段階では、議会への答弁は17億7,000万円だったんですよ。まだ1年たっておりませんが、今のこの3月の段階では22億円、22億円を越しそうであります。

あるいは、現在進行形であるもう一つの末吉の中央公民館も、昨年の段階までは、同じ6月、3億数千万円だったんですよ。これが4億6,000万円以上になりそうであります。そう大くない建物であっても、1億円とか4億円以上ふえております。そうした疑問点があるからでございます。

時間の関係で一、二点質問いたしますが、例えば大隅支所の場合は、中央公民館との、いわば複合施設であります。その中には当然2つの施設の解体費用が入っているはずであります。あるいは、新たな土地を購入するかどうかはわかりませんが、購入した場合は購入費、あるいは造成費も入らなければなりません。

これらの費用は、この大隅の支所の場合が金額で8億2,000万円でありますけども、8億2,000万円の中で解体費、土地取得費、造成費、それぞれ幾らで一応試算されておりますか。

同じく財部支所も4億6,000万円の事業費であります。4億6,000万円の中で、例えば解体費用を幾らで計算されておりますか。とりあえず今回はそのことだけをお聞きいたします。

○財政課長（上鶴明人）

それではお答えいたします。

今ありました大隅支所の関係でございます。大隅支所の関係につきましては、解体費とそれからそれに伴う設計費、それを含めまして約……

○19番（徳峰一成議員）

別々で言ってください。

○財政課長（上鶴明人）

あ、別々ですか。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

今現在、解体工事の設計費を344万円ほど見ております。それと、解体工事費のほうを6,580万円ほど見ているところでございます。

続きまして、財部支所の関係でございますが、財部支所の解体費は同じく344万円ほどですね。それと、解体の工事費につきましては5,400万円ほどを考えておるところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございません。あくまでも財部支所の関係は財部支所ですが、あ、済いません。今言われたのは大隅支所の中央公民館の関係を言われていると思いますが、今回この中には大隅の中央公民館の事業費は入っておりません。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

それと土地取得費。

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございません。今のところ場所とか、それにつきましてはまだ決定はしておりませんが、概算としまして4,800万円ほどを今考えているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

大隅の4,800万円は、この8億2,000万のところに入っていますか。造成費を含めて幾らですか。再三確認です。

○財政課長（上鶴明人）

今ありました8億2,000万の中に用地購入費、それから造成工事費は入っております。

○19番（徳峰一成議員）

それは幾らですか。

○財政課長（上鶴明人）

造成工事費につきましては3,500万円でございます。

○19番（徳峰一成議員）

土地取得費は入っていないわけですね。

○財政課長（上鶴明人）

いえ、土地取得費も入っております。8億2,000万の中にですね。

○19番（徳峰一成議員）

それは幾らですか。取得費。

○財政課長（上鶴明人）

4,800万円でございます。

○19番（徳峰一成議員）

解体費用が5,400万とか6,500万前後であります。それから造成費用が3,500万円、取得費が4,800万です。一般的に言いまして、あれだけの面積で現状を考えた場合に、この解体費用を含めて、あるいはこれまでの、例えば岩川小学校の解体費用を含めて参考にした場合に、本当にこれだけで済むもんなんですか。市長は今のこの24億余で対応したい、できるようなことを基本的には考えておりますけども、本当に大丈夫ですか。例えば解体費用一つとってもですね。

再度確認いたします。今後ずっとこの議事録、質疑が残りますので、これを踏まえて今後もずっと私、来年、再来年と質問せざるを得ないんですよ。もっとまた事業費がどれだけかかるというのは、ある意味では莫大な事業費でありますから、軽視できない、無視できない内容があるために質問をせざるを得ないんですよ。大丈夫ですか、24億円で。

○市長（五位塚剛）

やはりこの問題は、現段階でいろいろ精査して金額をはじき出しました。これで進めるようにしたいというふうに思います。

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございません。総事業費の関係でございますが、答弁書の中の1の⑨ですね。議員の質問に対しまして、下段のほうですが、当初、本庁舎の増築分を11億3,000万円、約11億3,000万円と計画しておりました。その後、今現在、本庁舎の増築分につきましては、現在のところ備品等を含めまして約16億4,000万円に計画を変更しておるところでございます。そういたしますと、総事業費が先ほどありました24億1,000万円から29億2,000万円という形に今動いているところでございます。

この増額分につきましては、先ほどの市長の答弁のほうでありましたとおり、発災時の行政機能を維持するための地震の揺れに強い免震構造の導入と、市民の皆様が可能な限り各課を回らないようにしたいということで、市民、税務、保健、福祉

を1つのフロアに集約する総合窓口を設置して検討した結果、増築分の面積が当初の1,800㎡、これから2,300㎡へと500㎡ふえたことによるものでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

私が声を大にして申し上げたいのが、最初のこの計画の設定が余りにも大ざっぱ過ぎるということなんです。これに尽きるということなんです。ついこの前までの全員協議会の提出資料では、あれはつい11月、昨年の11月の市民説明会では、例えば末吉の本庁舎11億円余で11億3,000万円ですとできるということだったんですよ、文書でも。それがわずか3カ月後の本会議で、きょう初めて議員の皆さん知ったですよ。11億円が16億4,000万円にふえているんですよ。理由づけはいろいろあるんですよ。だからといって、全体の事業費の設定が最初よかったのかどうかを問いたいんですよ。これは大隅も財部支所も同じなんですね。

これはまあまあ繰り返すのは、現在進行形の末吉の中央公民館、あるいは大隅の岩川小学校についても現在進行形で事業費がふえ続けていると。1億円、2億円、3億円、4億円単位で。いう事例があるからなんです。非常にこれはお寒いですね。

6月議会で改めて、これは時間をとって質問いたしますので、もっとしっかりと最初の基本的な事業費の設定をしてください。これ以上は質問してももう空中での議論にならざるを得ないからでございます。確かな、基礎的な土台、資料が不透明であるからでございます。

以上で、この項目は質問を終わります。

次に、超過勤務について質問いたします。

冒頭質問いたしましたけども、本年度の台風災害があったとはいえ、土木係を中心とした1年間に700時間近い、1カ月に100時間を超えるようなこうした超過勤務の実態は、課長答弁にありましたように総務省の、いわばこれは通知——課長、通知でいいですか、これは——通知からも逸脱していると。超える数字でございます。

本来だったらこれは議会に全員協議会で報告すべきだったですよ、これは。そうですね。こんな大事な問題を。国の指針、通知にも逸脱しているんだ。これも1人や2人じゃないんだから。

なぜ、全協に報告しなかったんですか、こうした大事な問題。だから回り回って私の、私だけじゃないと思うんですが、私たち議員の中にもこういった話が伝わってきたんですよ。なぜ全協に報告しなかったんですか、こうした大事な問題を。全協でもあれこれともう個別的な報告は先日たくさんあったですよ。これらよりもはっきり言って比較したらもっと大事な問題でありますよ。なぜ報告しなかったんで

すか、これは副市長含めて。

○市長（五位塚剛）

基本的には職員が安心して働ける環境づくりを進めております。それと、各課の技術職員の配置も能力の状況、また仕事量の状況を見てやっております。先ほども答弁いたしましたように、場合によっては全体的にカバーをしながらやっております。

ただ、御承知のように、昨年の7月のあの集中豪雨で20億を超える災害が発生しました。それを職員が一生懸命、これは……

○19番（徳峰一成議員）

そういうことは聞いていない。いわゆる何で報告がなかったかということを知っている。

○市長（五位塚剛）

いやいや、それは大事なことですよ。

○19番（徳峰一成議員）

それはもう知り尽くしているわ。

○市長（五位塚剛）

そういうことですので、職員に頑張ってもらうようお願いをしまして、その分ちゃんと休養もとってもらうようにしておりましたので、報告はしておりません。

○19番（徳峰一成議員）

いや、全協ですよ。全協になぜ報告しなかったということを私は知っているんですよ。国の方針を逸脱しているわ。

○市長（五位塚剛）

逸脱というより……

○19番（徳峰一成議員）

逸脱ですよ、明らかにそれ。

○市長（五位塚剛）

災害の場合は認められているということを報告しましたがね。そういう状況だから、特別全協に報告しなければならないという義務はないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

さっきもまた繰り返すの。災害の場合であっても、課長答弁あった100時間が上限だったですよ、課長。170時間も認められているんですか、災害は。それも1例じゃないですよ。2例、3例、4例とありますよ。

○総務課長（今村浩次）

先ほど、最初の段階で答弁いたしましたけれども、そのように決まっております

が、ただし、やむを得ない場合は、これを超えることができるというふうに答弁はさせていただいたところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

原則例外ですよ。副市長、どなた担当ですか。こうした大事な問題を、2人の副市長も職員経験者ですよ。いわば自分の子供たちが仕事しているわけですよ、年齢的にも。いろいろ意見が出されたと思うんですよ。ですから回り回って私のところにも来たんですよ。なぜこのことを少なくとも全員協議会では報告すべきですよ、こういった大きな問題はですね。

なぜそういったことを意見具申も含めてされなかったんか。それぞれお2人の副市長、大きな問題であります。お答えください。

○副市長（大休寺拓夫）

災害事務については私のほうで担当でございますのでお答えいたします。

この災害につきましては、平成28年災、600件を超す公共災がございました。それを踏まえまして各技術者を集めて、どうした対応がいいのかということで、全市体制で臨むということも決めてやっておりました。そういう中で、それぞれ今回は160件公共災でございましたので、それぞれの技術者の中のそれぞれ課長がおりますので、交えて、どういう体制をとっていくかということで、今回は、加勢ができるものについては加勢を、財部、末吉からやっていくということで取り決めをしたところであります。

基本的には、土日もあることがあるわけですがけれども、平日は当然やっていかないと間に合いませんので、最低土曜、日曜休みがありますから、どちらか休みましようよという取り決めもしながらやってきたところです。

ですから、いろいろまた、大隅のほうが一番多かったわけですがけれども、その現場につきましては、それぞれ末吉から加勢をもらう分、財部から加勢をもらう分、そこもちょっと話をさせていただいてやってきております。

我々としては、技術者の責任者も含めてですけれども、そこは対応できていたと思いますが、ただ、こういう問題が出てきたのは、その現場現場におきまして、現場の現場確認、あと帰ってからの精査、設計、災害査定と、この流れがございまして、なるべく分業化をなさいと。想定外を超える2倍、3倍の災害が来た場合は対応できませんので、必ず分業化をして、それぞれ技術者で割り振ってなさいと。ということではあったんですけども、なかなかそこができない部分もあったということで、今回は、一人一人のちょっと超過時間が長くなってしまったというのが実態でございます。

○19番（徳峰一成議員）

全協ではなぜ報告しなかったかということを聞いているんです。

○副市長（大休寺拓夫）

全協では、今言われたとおりに、今総務課長からありましたとおりに、これは災害特例的なものでございますので、特に違反はしていないということで認識をしております。

○19番（徳峰一成議員）

違反をしていなかったらもう全協に報告する義務はない、必要はないという受け止めですね。これでいいんでしょうか。今後、取り上げていかざるを得んですね。

お聞きしますが、これで体を壊した職員とか御家族、御家族の中でも奥さんなんかは相当心配している事例もあります。はっきり言って。体調を崩したりとかいう事例はないですか、確認いたします。

○市長（五位塚剛）

28年災のときはかなり苦勞されて、家族の方々から心配の声がありましたけど、今回の場合はまだ進行中であります。だから進行中の状況の中で、今具体的に何かが起きているということはありませんけど、私のほうには、職員のほうから体調が悪いとか、何か問題があるということは聞いていないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

2人の副市長にお聞きします。今、同じ質問です。副市長が全体を把握するというのは——市長ではどうしても限界がありますよ——非常に大事なことだと思うんですね。時々この超過勤務限らず、職員の方々の悩みとか不満とか要望とか意見とか、これを課長を通して、あるいはじかにどういった点であるか。特に超過勤務というのは100時間を超えている職員が何人もいるわけですから。これも連続してですね。意識的に聞き取りを含めて今後に当たるべきであったと思っております。私も知っているわけだから。だから副市長が知らないはずがないですよ。そういった事例は全く把握していなかったですか。

○副市長（大休寺拓夫）

一部家族の方が心配をされているという声は聞き及んでおります。それも受けまして、それぞれ土木技術者の連絡会というのを持っておりますので、全技術者の会ですね。そのまたトップはそれぞれの課長でございますから、課長にそういうことも相談をして、どういう割り振り、それは支援ができるかということもその都度お願いをしたところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

この問題は、今後のやっぱり市役所再編、支所再編にも影響が全くないわけじゃないし、またそれとは関係なく、今後とも大きな災害、予期せぬ災害は起き得るも

のとして私たちは考えていかなければならないということですね。深い教訓としなければならぬと受けとめております。その点で、1カ月にもう100時間を超えるような残業時間、これが続くようなやはり勤務体制のあり方というのは、十分に考え直すべきじゃないかと思っております。

その点で、今後の対策案を含めて、現実には本年度進行形において起きている問題でありますので、特にトップの市長の責任というか考え方、非常に大事だと思いますので、今後、こうしたことが二度と行われぬということを含めて答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

私たちは常に残業をしている職員の状況を担当課長から報告を受けております。そして、その人のケアについても体制をとっております。

今回の市の庁舎の再編は、やはり技術者を本庁にまとめて、やっぱり集団性で検討していくということがもうやっぱり基本であろうということでございます。各支所で本当に遅くまで頑張っている職員が苦勞しないように、ある程度、この本庁でまとめてお互いに助け合うということが、やはり今の言われるような問題も解決につながるというふうに思っておりますので、基本的には努力をしていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

なくす方向で、受けとめていいですか。

○市長（五位塚剛）

どうということですか。

○19番（徳峰一成議員）

なくす方向ですよ。こういったもう非常に時間を越えた超過勤務は今後なくす方向で。

○市長（五位塚剛）

努力はしますが、それはもうその当時の災害等のことがありますので、簡単になくすということとはできないと思いますが、技術職をただふやせばいいという問題でもありません。技術職が退職した後は採用しますが、その採用した人が退職した人と同じレベルになるかという、そうではないわけですから、非常に難しいものでありますので、努力はしてまいりたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

私ももう最後であります、質問が。具体的に職員をふやせということは全く言っていないんですよ。簡単でないということも十分、これは議員サイドからの長年の中でわかっているつもりであります。しかし、やはり対応が、議会報告するに弱か

ったという点は指摘せざるを得ません。

また、今後の支所再編の中での特に大隅、財部の職員が30名に最終的には減らされると。そうした中で臨時職員、パート職員、フルタイム職員がどのように配置されるかを含めて、十分に研究しなければいけない問題もありますので、きょうは時間の関係でもう質問はできませんでしたが、今後6月議会以降で、これの問題は質問をいたします。

以上です。

○議長（土屋健一）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時38分

再開 午前11時40分
—————・—————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○6番（上村龍生議員）

創政会の上村龍生です。

本日は通告に従いまして、2項目についての質問を行います。

まず1項目めです。曾於市における新型コロナウイルス感染対策についてであります。

昨年の12月、中国武漢市で発生が報告され、現在も中国を初め世界中で感染が広がっている新型コロナウイルス感染について、緊急の対策が求められております。

対策につきましては、国・県・市町村・市民それぞれのレベルでできることの対策が必要であると考えております。曾於市内でも最近マスクが入手困難になったり、開店と同時に売り切れになったり、という状況があるというようなことで市民の間でも心配もする声も聞かれるようになりました。必要以上に騒ぐ必要はありませんが、少しでも市民の皆様の不安を取り除くために必要な情報は提供しながら、曾於市としてできる対策は粛々と進めておく必要があると思います。

そこで、曾於市での対策について質問をします。

①現在の新型コロナウイルス感染の概要を説明してください。

②国内での感染状況について伺います。

③新型コロナウイルス感染者が乗船していた豪華客船が鹿児島港に寄港しました。

さらに、志布志港からは週2便コンテナ船の中国への定期航路が運行しておりま

す。

また、鹿児島空港から航空機での中国への渡航、さらに関東・関西方面への移動制限等はありません。現在の状況です。危機管理の観点から曾於市としての考え方を伺います。

④2003年新型肺炎SARSが発生をしましたが、今回のコロナウイルス感染対策と似たような経験をしています。曾於市として今回の対策について、以下の点の説明をしてください。

イ、医療機関との連携について伺います。

ロ、保健所との連携について伺います。

ハ、消防署（特に救急隊）との連携について伺います。

⑤曾於市で感染者が発生した場合の対策について、一連の流れを説明してください。

⑥曾於市における新型コロナウイルス感染症対策は、危機管理の観点から事前の準備が極めて重要であると考えますが、市長の見解を伺います。

2項目め、曾於市の公共交通や思いやりバス・タクシーを補完する支え合い交通の考え方についてです。

曾於市内では、現在JR九州・鹿児島交通の未運行地域を曾於市思いやりバス・タクシーが運行して、できるだけ地域住民に不便をかけない地域交通体制がとれるようになっております。

しかし、今後も進行すると思われる少子高齢化社会の中、特に中山間地域の高齢者等の交通弱者に対する交通手段の確保は社会的課題になってくると思っております。

現状の取り組みで、将来的な社会的課題を克服できるのか、どのように考えていくべきかを探りたいと思って質問をしていきます。

①高齢化率が40%以上の場合、そのまま放置すると10年後の人口は半減すると言われております。将来的に公共交通の主流である鹿児島交通の運航体制が現状で維持できるかを見通しを伺います。

②鹿児島交通の運航体制が縮小された場合、曾於市の思いやりバス・タクシーで鹿児島交通縮小分のカバーは可能か伺います。

③中山間地域の高齢者等の交通弱者は、将来的には今以上に点在していく可能性があります、このことについてはどのように考えるか、伺います。

④創政会では、福島県伊達市で行われた支え合い交通の実証実験の視察に伺いました。

「支え合い交通」とは、住民同士の支え合いによって実現する送迎サービスです。

送迎者と被送迎者のマッチングは、位置情報や余暇時間を加味して乗り合いを含めた効率的なマッチングを実現するために、専用のシステムによって実施します。市内の公共交通（鉄道、バス、思いやりバス・タクシー）を補完する手段として、地域公共交通空白・不便地域の解消や持続可能な地域交通の構築を目指すものです。

支え合い交通について当局として何らかの情報があれば報告をしてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、上村議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1、曾於市における新型コロナウイルス感染対策についての①新型コロナウイルスの感染の概要についてお答えをいたします。

コロナウイルスとは、発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染するものは6種類あることはわかっています。

そのうちの2つは、中東呼吸器症候群（MERS）や、重症急性呼吸器症候群（SARS）などの重症化傾向のある疾患の原因ウイルスが含まれています。残り4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10%から15%を占めます。

今回の新型コロナウイルスは、これまでに報告されていない呼吸器感染症と言われています。現時点での潜伏期間は1日から12.5日とされており、また、ほかのコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

感染源や感染経路は現在調査中ですが、飛沫感染と接触感染が考えられています。人から人への感染は認められるものの感染の程度は明らかではありません。

世界保健機関等によりますと、今回の新型コロナウイルスに感染し発症した際の主な症状は、発熱、咳、息苦しさなど呼吸器症状、それに筋肉痛や倦怠感などが報告されており、重症化した場合、肺炎や呼吸困難を引き起こしたり、腎臓の機能が低下したりすることがあると言われています。

1の②国内での感染状況についてお答えいたします。

国内の発生状況につきましては、令和2年2月12日現在で国内での感染者16人、チャーター便での帰国者12人、クルーズ船で174人、合計で202人の新型コロナウイルスの陽性が確認されています。

1の③危機管理の観点から曾於市としての考え方についてお答えをいたします。

報道でも周知のとおり、中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年12月以降新型コロナウイルスに関連した肺炎の発生が複数報告されており、現在厚生労働省が必要な情報の収集、公表を行っておりますが、このような中で、関係機関と情報を共有するとともに、医療機関等と連携し感染防止に向け、全力で取り組んで本市の

感染患者の発生に備え、対策に万全を期する必要があります。

今後もそして遠い将来にわたっても、常にあらゆる災害がいつでもどこでも誰にでも起こり得ることを意識するとともに、その事前・事後対応について、個人でそして組織として十分な具体的対策を確立しておくことが極めて重要であると考えております。

1の④のイ、医療機関との連携についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスに関連した感染症については、令和2年2月1日に、感染症法に基づく指定感染症に指定され、医療機関の受診方法が変わります。厚生労働省が発出した事務連絡では、医療機関においては保健所との連携を図り、感染症が疑われる方の相談があった場合、その方への適切な診察を行えるよう感染症指定医療機関の受診に関する調整を行います。市といたしましては、適正に受診できるように市民に広報を行います。

1の④のロ、保健所との連携についてお答えをいたします。

市といたしましては、国及び県が発信する情報を収集し、保健所との連携のもと、地域住民が混乱しないように広く周知することで、感染が疑われる場合に市民の方の不安を軽減し、感染症の蔓延をできる限り防止する観点から、必要な情報を的確に提供できるよう体制を構築します。

1の④のハ、消防署（特に救急隊）との連携についてお答えいたします。

地域における搬送体制の確保の観点から、消防署との密な情報共有、連絡体制を図り、円滑に医療機関等に搬送できる体制を構築します。

1の⑤曾於市で感染者が発生した場合の対策についてお答えいたします。

感染対策について全体的に一連の流れについて述べますと、現段階では新型インフルエンザ等対応マニュアルをもとに役割や発生時の対応策等を明確にし、また発生段階ごとの具体的な対策が円滑にできるよう万全を期していく必要があります。発生前においては健康危機管理部を設置し、関係部署等が連携・協力して情報収集し共有して発生に備えた準備をします。

新型コロナウイルスが発生し、政府対策本部、県対策本部が設置された際には、国や県からの指示や情報に留意し、各関係機関や部署等と情報共有を行いながら、対応の準備を行い、市長を本部長とした曾於市新型コロナウイルス対策本部を設置し、必要な措置や対応を実施します。

また、曾於市新型コロナウイルス対策協議会を設置し、各関係機関との情報共有を行い、発生時に円滑な連携を図ります。曾於市では先日曾於市新型コロナウイルス健康危機管理部を設置し、情報の共有化、今後の対策実施等について協議したところです。

1の⑥危機管理の観点から曾於市における新型コロナウイルス感染対策についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染対策においては、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市としても危機管理の問題として取り組む必要があります。市は、県及び他の市町村と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められます。新型コロナウイルス感染が発生する前においては、事前準備の進捗を確認し、市一体となって取り組む必要があると思います。

想定される危機事象に対する市の危機管理対応の基本は、平常時においては起こり得る危機事象の把握及び事前対策の確立を、危機事象の発生時においては速やかに初動体制を確立し、実効ある各種対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員一人一人の危機管理意識の高揚を図ることが極めて重要であり、これにより市民の生命、身体及び財産への被害を防止・軽減するとともに、市政運営への支障を最小限にするものであると考えております。

2、曾於市の公共交通や思いやりバス・タクシーを補完する支え合い交通の考えについての①鹿児島交通の運行体制が現状で維持できるかの見通しについてお答えいたします。

2月3日の曾於市地域公共交通会議において、出席委員の鹿児島交通株式会社から乗務員の確保が特に厳しいとの報告があり、今後乗務員が確保できなければ市内を走る公共交通を維持することは大変難しいとの見解を伺っております。

2の②鹿児島交通の運行が縮小された場合、曾於市の思いやりバス・タクシーでカバーすることが可能かについてお答えをいたします。

現在、市内全域を走る28路線を大隅町2社、財部町2社、末吉町2社の計6社で運行してるところです。これに加えて鹿児島交通分を補うのは、車両の確保や人員体制などから大変難しいと考えます。

2の③中山間地域の交通弱者が今以上に点在していく可能性をどう考えるかについてお答えいたします。

現在の路線上で利用者が増減しても大きな問題はありませんが、この区域外で利活用することは大変難しく、新たな交通対策の必要性を痛感しているところです。

2の④支え合い交通についてお答えいたします。

福島県伊達市が推進する共助社会構築推進事業の一環として、遊休車両を有効活用した乗合送迎サービスを、富士通株式会社と共同で実証実験を行っているものと承知しております。

地域交通については昨年9月議会でも御意見をいただいておりますので、京都

府京丹後市や千葉縣市原市など全国各地で実証実験等が行われ、それぞれの地域の特性にあった交通対策が検討されていると認識しております。交通空白・不便地域が今後想定される中、曾於市でも曾於市の特性にあった地域交通の構築を研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋健一）

ここで、昼食のため上村議員の一般質問を一時中止して、休憩をいたします。

午後は、おおむね1時から再開いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

上村議員の一般質問を続行いたします。

○6番（上村龍生議員）

2回目の質問に入ります。

新型コロナウイルスのところでありますけれども、1回目の質問で概要やら今の国内での発生状況等を伺いましたけれども、さっき調べた情報では、皆さん御承知と思うんですけど、19日現在の中国の状況が発生者が7万4,185人、死亡者が2,004名で、国内の状況は18日現在で67名発生をして1人死亡、ただクルーズ船のほうは18日現在で542名。WHOによると中国のこの発生状況について中国の数字の発表と、僕はWHOの数字を余り信用していないんですけども、死亡率が2%、ただし8%が命にかかわる状況、14%ぐらいが重症化をするという発表をしております。中国は、一部によるとゼロの数が1つから2つ違うんじゃないかなという報道もあります。これは不確実な情報でありますけれども。

曾於市における状況のところのお話、③のところでもうお話をしましたが、曾於市民の中でも、冒頭申し上げましたように、関東地方とか関西とか、人混みのところに入りをする機会はかなりあります。市役所の職員かれこれ、それから議会にしても、それぞれあると思うんです。

それプラス、やっぱり一番懸念しているのは、中国からの出入りが、ある特定地域を除けば完全に団体客は制限されているけども、個人の旅行者は完全にフリーパスで入って来れる、行ける、こういう状況が現実にあります。

それから、WHOもこれは認めているんですけども、感染力のほうは通常のイン

フルエンザに比べるとかなり強いという報告もされております。

こういうことを考えると、曾於市内で全くこの感染者が発生をしないよという保証はないのではないかなというふうに思うんです。台風災害や自然災害と同じようにやっぱり恐れを持ちながら、しかし、事前の対策は冷静にしっかりと進める必要があると思うんですが、市長、この点いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この点につきましては、市民の皆さんたちに、このコロナウイルスの関係の注意喚起をFMでも行いました。

また、課長を含めた人たちと、今、対策会議も開きましたので、引き続きそういう意味では努力をしていきたいなと思います。

○6番（上村龍生議員）

その件は後で触れますけども、今、広報されているのも承知をしております。それも含めて、ぜひ継続的にお願いはしたいと思うんですが。

ちょっと質問が前後するんですけども、⑤のところでの質問を、通告では感染者が発生した場合ということになっていますが、答弁書もそれに限らず疑いのある方の対応が載っているんですが、市民の方々が一番関心があるところは、やっぱり発熱等のその症状が出たときの心配をされると思うんです。そのときの対応をどうするのかということ、私は、この質問をしたのは、基本的には国の対応も非常に遅いし、そういうことの話もなかったんですが、17日になってやっと新型コロナウイルス関連でこういう症状がある方についての対応をまとめられましたよね。37.5℃の発熱が、風邪に似たような症状が4日以上続く場合には中国人等との感染歴がなくとも保健所等へ相談をするように呼びかけを始めたという話を聞き及んでいますが、その辺の詳細説明できますか。

○保健課長（桐野重仁）

それではお答えいたします。

この新型コロナウイルスの感染症について、当初、国が疑い例として感染者の定義が、発熱が37.5℃以上、かつ、せきなどの呼吸器症状を有し、発症前14日以内に中国の湖北省、浙江省に渡航または居住していた、または濃厚接触のある方を対象に、一応保健所のほうへ電話連絡で診断をしてくださいということでありました。

先日17日に国のほうから、今度は感染症についての相談・受診の目安ということで、今、感染者が、恐れるには至らないですけど各地で報告されております。

今の段階では、さきに述べた疑い例の定義では対応し切れないということで、今回17日に新しく国の方針を、多分、各都道府県のほうに出されていると思います。

その中で、まず市民の方にしていただきたいのは、相談、受診の前に心がけてい

ただきたいことで、発熱等の風邪症状が見られるときは学校や会社を休み、外出を控えてくださいと。そして、発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録をしておいてくださいと。そういうことで、もしそういう症状が出た場合の目安として、現在、保健所に帰国者・接触者相談センターが設置してあります。その中で疑いを持っていらっしゃる方は全て電話相談をしていただきたいと。

今回の改正の内容を見ますと、風邪の症状が37.5℃以上の発熱が4日以上続く方、解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。解熱剤を飲んで4日以上、熱が下がらない方も一緒ということでございます。それに加えて、強いだるさ（倦怠感）と息苦しさ（呼吸困難）がある方は、この相談センターに電話連絡をして正しい受診をしてくださいということと、また、これから2つが今回新しくつけ加えられた方で、重症化をしやすいために、この状態が2日程度続く場合は速やかに相談センターに御相談してくださいという方で、高齢者の方、糖尿病・心不全・呼吸器疾患などの基礎疾患を持っていらっしゃる方等は、2日間ぐらいこういう発熱が続く場合は、保健所、相談センターに連絡をしていただいて正しい受診をしてくださいということで、あと妊婦の方にも。重症化しやすい方のために早目に相談センターに一応電話相談をしてくださいと。子供の方については、現時点では子供の方が重症化したという例はございませんので、目安どおりの対応をお願いしたいということでございます。

今回、新たに加えられたのが、今回の新型コロナウイルス感染とインフルエンザの区別がなかなかつきにくい点もございます。そういう方につきましては、まず、相談センターに電話をかけていただいて、通常と同様にかかりつけ医に相談して受診をしてくださいということが今回新たに改正された内容でございます。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

はい、17日の一番最新版で言われたとおり、一般の方々への相談窓口が設けられたという理解だと思うんです。この点が一番曾於市にも関係があるところでありますので、その辺を要点をまとめていただいて、広報の中で生かしていただければというふうに思います。

④のところにちょっと返るんですけども、それで各機関との連携のところをちょっと質問したいんですが、まず、医療機関との連携の、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、SARSの事案が発生したときに、私、その対策を練っていた、一緒に対応に当たっていた経験があります。医療機関や保健所、関係機関、志布志はあそこは免疫所というんですかね、入国審査をする防疫ですかね、担当する部署があって、その関係者等と対策をいろいろやった経験があるんですけども、

そのときに医療機関等の連携としましては、今、多分聞いた範囲では、まだ設置されていないと思うんですけど、当時は専用窓口を設けたんですよ。なぜかちゅうたら、一般の方々にまじってしまうと病院で感染がうつってしまうというおそれがある今回もあるんですけどね、そういうことは。発生していないところでは、あんまり可能性はないかもしれないですけど、発生地域では実際あるわけですよ、一緒に病院で感染するという可能性があるということで専用窓口等を設けていた事案があるんですけど、今回はそういうところまでは、まだいっていないんですか。課長。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、上村議員の質疑に対してお答えいたします。

今現在、医療機関との連携につきましては、保健所が中心となって動いております。もし、市民の方が直接、医療機関を受診した場合、これは医療機関のほうで対応をしますが、その対応の後、保健所に連絡いたします。その保健所が検査をして、もし疑いがあれば、今、県内に帰国者・接触者外来という二次感染を治療する病院に受診を案内をいたします。

また、この帰国者・接触者外来については非公表となっておりますので、実際、正しい受診ができるように全て疑いのある方、保健所が中心となって、また医療機関と連携して対応に当たっているところでございます。

○6番（上村龍生議員）

保健所の点が出ましたので、保健所のところです。

これまでの国会等でのやりとりを見たり情報等を探った中では、非常に国としての対応が遅いんじゃないかと、国がそういう状況なので、県はもっと遅いなという気がしていたんですよ。ですから、保健所当局の対応というのは、市町村にこういうふうにやってください、こういうふうにしますという情報提供等やら、その対策会議等を私はするべきではないのかなという気がしていたんですけども、その辺のところは実情的にはどうなんですかね。

○保健課長（桐野重仁）

今回の新型コロナウイルスの件につきましては、保健所と医療機関のほうはある程度調整をしているみたいですけど、行政との調整はないところです。

○6番（上村龍生議員）

多分そうだと思います。ぜひ、その辺のところは市町村サイドのほうから申し入れというか、やいやい言っていかなといかないかなと私は思っています。市民がいるのは市町村ですからね。何か出たときからでは遅いんじゃないかなという気がしております。

それから救急、特に救急隊、救急車の対応について、私、映像で見た範囲ではSARSのときと同じように運転席と患者席が区切って、あるいはビニールか何かで隔離をした救急車が走っていたんですよね。ですから、そういう対応をしていたんですが、今回の動きはどんな感じですか。

○保健課長（桐野重仁）

行政と消防署の連携につきましては、地域における搬送体制の確保の観点から、消防署のほうに出向いていって確認をとったところでございますが、消防署と行政との情報共有、それと連絡体制を密にとりながら、お互い情報交換しながら対応をしていくという確認はとれております。

○6番（上村龍生議員）

今のところでは特別な対応はしていないと思うんですよね、現場サイドでは。ただ、考えておく必要はあるのではないかなというふうには思っております。

現状では発生もしていないし、そんなに心配をする状況ではないと思うんですが、それらを含めて、現在行われている広報活動と先ほど確認させてもらった一般の市民、一般の風邪症状に似た発熱状況の方々への呼びかけを、またぜひ市と当局としてやっていただきたい。

まずは保健所への相談だと思うんですが、さっき相談窓口という話がありましたが、ここの曾於地区の場合には志布志保健所でいいんですか、その確認をさせてください。

○保健課長（桐野重仁）

相談窓口につきましては厚生労働省と、曾於地域においては志布志保健所が相談窓口になっております。

○6番（上村龍生議員）

志布志保健所ということですよ。ですから、その辺を含めて広報の中に入れていただいて、何で、まずは相談かといえ、通常、飛び込みで医療機関に行った場合のリスクがありますよと、感染のおそれもあるというような話も、どっかにかインプットできる状況に持っていく必要があるのではないかと思います。

市長、これまでこういう話をしてきたんですけども、市としての取り組み、今後の広報のあり方等を含めて、再度、全般的なところで答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

この間、消防署との議会もありまして、対応も含めてお願いはしているところでございます。

また、市民の中から相談があった場合は、まず、保健所のほうとうまく連絡をとってくださいということを、はっきりわかるように指示をするように、きのうの会

議の中でもしたところです。

基本的には、この問題については恐れる必要は私はないと思います。当然ながら、対応をしっかりとしていけば対応できると思いますので、今後、市民から相談があった場合でも十分意見を聞きながら、市としてできるものについては病院、保健所等につなげていきたいというふうに思います。

○6番（上村龍生議員）

そうですね。ただ、恐れるというのは、僕が言ったのは台風等と同じで、別段、通常で恐れる必要はないんですが、何かあったときには大変だということは思いながら事に当たっていただきたいという意味であります。

それでは、2つ目のところ、思いやりバス・タクシー等のところの質問に入りたいと思います。

1回目の質問のところで確認をさせてもらったとおりなんですが、実は、おととい、17日ですか、月曜日かな、鹿屋市で4市5町の議員研修が行われまして、その中で鹿屋市長、中西市長の挨拶の中で、人口減少に入った局面での今後の懸念する材料として4つほど上げられたんですが、多分共通の認識だろうと思うんですけども、人口は減ってくる、その中でもやっぱり福祉、保健の事業かれこれというのはふえてくる状況にあって、それを含めた行政機構のどういうふうに見直しをしていくのかという点、1つですね。それから、それに伴って学校の減少等もやっぱり出てくる、それと人口減少に伴って自治会崩落等の現象がある。その中の4つ目に指摘されたのが、思いやりバス・タクシーを含めた公共交通の破壊等を懸念をしているというお話がありました。

私も挨拶なので余り聞くつもりはなかったんですけど、それ聞いて、あっと思っ、ちょっと聞き入ってしまったんですが、公共交通体制の崩壊についての将来的な懸念を持っているのは同じなんだなという気持ちを感じたところだったんですけども、将来的な懸念としての、その公共交通に関して、市長の今のお気持ちをちょっと聞かせてもらえますか。

○市長（五位塚剛）

通常の場合、曾於市においては車の免許を移動手段として勤めているわけですけど、車の免許をどうしても返納しなければならなくなった方、また、免許を持っていらっしゃらない高齢者の方々が今後どうなっていくのかというのが非常に大きな課題であります。

ですから、交通対策協議会の中でもいろんな声を聞きながら対策を進めているわけですけど、現状としては、今、車の免許を返納した方については3年間の無料パスを出しておりますけど、今回も対策協議会で2年間の延長をしてもらうように議

論してもらいましたので、許可が出ればそういう形での対応もしていきますけど、それだけでは非常に難しい部分もありまして、私たち曾於市にとっては、今の鹿児島交通さんのバスというのは非常に大事な部分がありますので、今後も何らかの形で対応を考えなきゃならないのかなというふうに思っております。

○6番（上村龍生議員）

これも人口減少の、今後考えていかななくてはいけない分野の1つの事案だと思うんですけども。曾於市としても人口減少ができるだけやむように、市長は人口増と言われているんですけど、多分人口増じゃなくて、どれだけ食い止められるかの話になると思うんですが、いろんな手を打っているのは認めております。

ただ、全国的な流れの中で、この人口減少を食い止めるということは容易なことではないというのも認識をしております。市長の答弁にもありましたけど、人口減少対策を打ちながら、現状に応じた政策の転換、新たな政策というのにも必要になってくる時期が来るんだろうなというふうには思います。

先ほどの1回目の質問の1、2、3番のところで、鹿児島交通の体制も将来的に維持できる、維持できるじゃなくて、保証としては維持できないほうが可能性は高いというようなこと。それから、曾於市で運営しているふれあいバス・タクシー等で、その鹿児島交通の縮小分をなかなかカバーできないのではないかなという見通し等をされたわけです。私の質問は、今すぐ、どうこうという話ではなくて、10年先、20年先にどうあるべきなのかなというところを探りたいという意味で質問をしております。そういう中で、1回目の質問でもしましたけども、創政会は福島県の伊達市で行われた支え合い交通、ここは実証実験を行っていたんですが、についての視察に伺いまして、その研修を受けてきました。

ちょっと内容的なところを説明させていただきたいんですが、福島県伊達市というのは高齢化率が市全体では、まだ40%きていません。ただ、この実証実験を行った地域というのは1つの校区みたいなところですよ。人口的には1,000人以下。ただし、この地区は高齢化率が42.9%、多分この伊達市というところで一番高いんじゃないかなという地域でありまして、40歳以下の人口がほとんどというか少ない、75歳以上の方の人口が21%程度、高齢化のそこ、過疎地です。

そういうところで、この実証実験を1年、今2年目に入っているというところだったと思うんですが、やられていまして、その実証実験の中身は、送り手側、ドライバーさんを市で登録をして、市のほうでその方を登録して、その登録のときにその登録した方のいつ何時ぐらいから何時ぐらいまでは運行できますよと、送り迎えできますよという登録情報を入れます。その登録情報を入れているのは、市販といいますか、運行业者さんに委託をして、そこで情報登録をしてもらっているという

状況です。

それでその地域の、先ほど市長言われた免許返納者とか高齢者の方で欲しい方、タクシーのかわりになるんですけど、そういう交通手段の欲しい方がこの運行システム会社に連絡を入れて、いついつ、どこからどこまで行きたいという情報を入れて、それでその登録者の方と時間が合えば、そこで契約成立をするという形なんですけれども、この運行は一応無料でこの実証実験をやっておりました。無料で、プラス、運行する人、登録者のほうがボランティアです、今回は、ボランティアですけれども、やっぱり最近是有償ボランティアというんですかね、若干ガソリン代なり、車も自家用車を使っているもんですから保険を掛けるとか、そういうところは市のほうで面倒を見ているという状況でありました。

利用者のほうが、これは平日は、さっき言いましたけどデマンドなり、市の、曾於市でいう思いやりバス・タクシー等があるもんですから、土、日、運行していないということで、土、日だけの当初は実験だったらしいんですが、2年目は要望が平日にもやっていただきたいということ、多分平日のほうが多いと思うんですよね、病院に行ったり、買い物が多いでしょうから。そういう意味で平日にしたんだけど、ただ期間が短くて、なかなか利用者はふえなかったということだったということでしたが、利用者はやっぱりどうしても必要な方は使っておられる。特定の人たちですね、使っているのは。だから、普通に考えたらタクシーであれば有料になるけれども、この方法でいけば無料の送迎がしていただけるという住民サービスを市がやっているということになるんです。

これ、全域的にということ是非常に難しいんでしょうけども、今後は考えていくべき1つの姿なんだろうなと思いながら研修を受けたんですが、この伊達市さんのほうでは、今回はボランティアによる運行でありましたが、将来的には有料、タクシーよりはある程度は差は出ると思うんですが、有料によるこういう支え合い交通のシステムが構築できないかなということを探るというお話でありました。

ただ、これさっき言いましたけど、無償なんかですると、それも価格を抑えたりすると、去年の9月議会でもちょっとしましたけども、白タクとの関係が出てきて認められていないんですよね。

ただ、そこをクリアするために地域の運行業者さん、特にタクシーの業者さんが入る運行に関する協議会というのが設置されて、その中で、要するに利害関係が相反する市当局と運行会社さんが入った協議会の中で、自家用車による送迎が必要であるという答申が出れば、それを運輸局に申請すれば通りますよというお話ではありました。ただ、それがどのような方向にいくかは、まだ不透明なんですけどね。非常にこの方向性としては間違っていない方向性なのではないかというふうに思っ

たところですよ。

先ほども申し上げましたが、今すぐにどうこうできるという話ではなくて、高齢者と、特に免許証等の返納者、交通手段のない方々の交通手段の確保ということは非常に重要な問題になってきております。今回の質問はこういう方法もあるということの認識ぐらいでいいんじゃないかと思うんですが、市長どうですかね、高齢者の交通手段の確保という観点、具体的なところじゃないんですが大枠のところ、先ほどもちょっと答弁を求めましたが、大枠のところでの大筋で何か思いがあれば、ちょっと聞かしてほしいんですが。

○市長（五位塚剛）

今回初めて福島県の伊達市のこのやり方を報告していただきました。

参考になるべきものについては、また市の職員も研修をさせたいと思いますけど、曾於市は旧末吉町から始まりました乗り合いタクシーの制度は、鹿児島県の中でも非常に先進的な事例として県内各地からも、また県外からも非常に研修が多かったところでございます。それをさらに深めるためにデマンド的なものも取り入れておりますけど、それでも非常に厳しい状況であります。今後どういう形が、本当に経費的にもかからず、また、皆さんたちが利用しやすいのか、また、陸運局との申請の関係もありますし、引き続き勉強はさせていただきたいというふうに思います。

○6番（上村龍生議員）

人口減少という現実はまだ避けられない事態でありますし、それに伴う1つの現象としてのこの公共交通の確保というのも非常に難しい課題だと思います。いろんなところでいろんなやり方が多分あるんじゃないかと思うんですが、そのところを十分に研究しながら、今後の施策のほうに生かせる方向を探っていただければと思います。

以上、私の質問終わります。

○議長（土屋健一）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時46分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○14番（渡辺利治議員）

14番、創政会所属、渡辺利治です。通告に基づき、2項目について質問いたします。

令和元年度も残り少なくなりましたが、曾於市においては、昨年7月の豪雨による甚大な被害を受け、市道の片側通行や田畑の復旧も大分残された状況の中に、令和2年度の予算が提案されました。前年比34億7,500万円増の269億500万円であります。

自主財源比率の極めて低い財政運営の中で、これまで同様にさまざまな行政サービスは行っていかなければならないと思います。

所信表明にありますように、本庁舎施設整備に取り組むとありますが、昭和57年建設の本庁舎及び支所庁舎の整備について、既存のものと新設の庁舎について、それぞれどのようなようになっていくかを伺います。

次に、毎年目標に掲げる中に人口増対策がうたわれておりますが、現実には、どうしたら人口減を少しでも食い止められるかという課題だと思っております。合併後、約8,700人の減少している中で、今後の人口動態を見たときに見合う庁舎であるのか伺います。

続いて、2のほうに入ります。

曾於市の令和元年の農畜産生産物が報告されました。販売価格や天候に左右されやすい野菜等の耕種部門では、68億5,000万円と横ばいであります。畜産部門におきましては、400億7,200万円と5億円を超える伸びであります。和牛生産牛がトップと思いきや、実は5位で、肉豚が1位、以下、肥育牛、鶏卵、鶏肉となっております。

きのうきょうの農業新聞に和牛の全国の動向が掲載されておりますように、専業・兼業を問わず機械への投資も必要であります。農家の経営負担を抑えるために農業公社を設立し、多くの方々より喜ばれていると思います。昨年4月より稼働しております公社の実績と、どのような問題点があったのか、また、農家より意見等はなかったのかを伺います。

次に、農家戸数は畜産に限らず、高齢化によりやむなく減っていくのが現状であります。大規模農家は各種の補助事業等を使い拡大しておりますが、これからは小規模農家を減らさずに維持する、また、少しでも増産することが農業を発展させるべきであります。本市の基幹産業である農業を守るための農業公社であります。今後の課題について伺いまして、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の質問にお答えしたいと思います。

1、本庁舎及び支所庁舎の施設整備についての①既存庁舎と新設庁舎についてお

答えいたします。

本庁・支所機能再編計画における庁舎整備について、本庁においては増築庁舎の建設、支所においては支所庁舎の改築を予定しております。

本庁の増築庁舎については、令和2年度から3年度にかけて、現庁舎南側の向江公園内に、2階建てで延べ面積を2,300㎡程度、事業費は約16億4,000万円を見込んでおります。

本庁の既存庁舎については、課の配置を変更して活用していく予定であります。

大隅支所庁舎については、令和4年度から5年度にかけて、文化会館近辺に、大隅中央公民館との複合施設として、平家で面積1,600㎡程度、事業費は約8億2,000万円を見込んでおります。

既存庁舎については、解体する予定であります。

財部支所庁舎については、令和5年度から6年度にかけて、同じ敷地内に平家で面積800㎡程度、事業費は約4億6,000万円を見込んでおります。

既存庁舎については、西側の増築部分の庁舎を除いて解体する予定であります。

1の②人口減少の中で、今後の人口動向に見合う調査であるのかについてお答えいたします。

本庁の増築庁舎は、市民、税務、保健・福祉部門を全て1階に集約し、市民の皆様方が利用しやすい窓口にしたいと考えており、1階フロアの面積を1,150㎡と見込んでおります。

2階フロアについては、防災拠点としての設備や、通常時は会議室として利用しますが、災害時に自衛隊、消防、警察、国・県の職員等が一堂に会することができるスペースを確保したいと考えております。

支所庁舎は、最終的には30人の職員を考えていますが、支所庁舎開庁予定の令和6年度には、各支所の職員数は45人程度と考えております。執務スペースとしては800㎡程度を考えております。なお、支所の会議室は、大隅の場合は併設する中央公民館の活用、財部支所の場合は現在の西側庁舎の再利用を検討しております。

よって、今回の庁舎の計画は、今後の人口推移を勘案した上で、市民の皆様が集いやすく、利用しやすい庁舎にしたいと考えているところであります。

2、農業公社についての①昨年4月から稼働の実績と問題点を部門別に伺いたいについてお答えいたします。

昨年の4月からことしの1月末までの稼働実績ですが、水田の荒起こしから稲刈りまでの受託作業面積が276.1ha、収入金額が3,145万3,634円、ゴボウのロータリーから収穫までの受託作業面積が19.1haで、収入金額が290万6,274円、ロータリー、プラウ、土壌消毒等の受託作業面積が50.3haで、収入金額が241万5,897円、

ソバの収穫の受託作業面積が13.6haで、収入金額が115万875円、飼料の刈り取りから梱包までの受託作業面積が17haで、収入金額が65万3,530円、その他作業の収入金額が156万2,603円で、合計の収入金額は4,014万2,813円となっております。

また、問題点であります、天候によって作業がおくれて利用者に迷惑かかることや農閑期の利用が少ないことなどであります。

2の②今後の公社の課題についてお答えいたします。

今後、高齢化や後継者不足等により離農する農家がふえ、利用者が少なくなると思われますので、中・小規模農家に対しまして、公社を利用することで労力の軽減や機械導入経費等の削減につながること等のメリットをPRして利用者をふやし、事業収益につなげてまいりたいと思います。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

ただいま、全ての質問に対して答えが出されました。特に市庁舎関係につきましては、徳峰議員のほうからも出されておりました明確な金額が出ておりますが、今回の各庁舎の事業費29億2,000万円と示されましたが、庁舎整備事業実施に伴う市債残高の動きについてを伺います。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、議員からありました御質問にお答えしたいと思います。

庁舎整備につきましては、今回、合併特例債、それから過疎対策事業債等を活用して事業を進めてまいります。

そうした場合に市債の借入額でございますが、総額で19億7,000万円ほどを計画しているところでございます。それに伴いまして市債の残高見込みですが、今のところシミュレーションをしたところでは、一番高くなるものが、令和3年度の269億8,000万円ほどになっております。その後は年々減少していきまして、今、財政計画でお示ししております令和11年度までを一応、試算したところでございますが、令和11年度には210億1,200万円ほどとなるように見込んでいるところでございます。

また、これまで最も市債の残高が高かったのが平成25年度、このときに273億7,000万円ほどとなっているところでございます。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

市債のほうにつきましては、今、示されておりますが、じゃあ庁舎整備事業実施に伴う元利償還額の動きについては、どのようになっていますか。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今ありました市債の元利償還についてお答えしたいと思います。

繰り上げ償還等を行ったりしておりますが、この繰り上げ償還を行わない場合と仮定した場合の試算でございます。令和2年度以降におきまして元利償還見込み額が最も大きいのは、現在の段階では令和2年度の32億29万円となっております。その後、令和7年度に一時的に大きくなることはございますが、年々減少していきまして、先ほども申しましたが現在の財政計画、これに基づく最終年度の令和11年度は28億3,000万円ほどと見込んでいるところでございます。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

今、市債のほうと元利償還のほうを尋ねましたけど、これは今から予測される末吉小学校、給食センター、そしてまたクリーンセンターが昨年度で終わっておりますけど、今年度かな、公民館新築事業、それ等も含めての答えでしょうか。

○財政課長（上鶴明人）

今、議員からあったように岩川小学校、それから給食センター、そして令和11年度ぐらいには末吉小学校も始まるのではないかと、各課から財政計画を出していただいた数字を全て入れております。ただし、今現在の数字ですので、額等につきましては、また動く場合もございますが、今現在の各課からいただいた数字をそのまま入れているところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

市長にお尋ねしますけど、本市の財政運営について、今後はどのようにお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今後の財政運営につきましては、市税を含めた収入をどれだけ伸ばすことができるかということを基本にしながら、歳出については抑えたいというふうに思っております。

ただ、合併特例債が令和2年から令和7年度までに延びましたので、この合併特例債を、やっぱり有利な事業ですので、この庁舎建設に充てるようにいたしました。この期間につくらないと、とてもではないけど大きな事業はできません。そういう意味で、常に日ごろから支出についても各課に、節約を含めて、見直しできるものは見直しをなささいということを指示しているところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

今後の財政運営についてはということでもらいましたけど、施政方針の中では、一段と苦しくなると思われると、ちゃんと明記されておりますが、大隅支所、財部支所につきましては、この基本構想計画にあるように、今後も減少する人口と市民のニーズに合わせた最適な配置を検討するとあるように、市民に負担のないよう随

時見直しをしながら、行政として進めていってもらいたいと思います。

では、本庁について伺います。

本庁が最初11億3,000万円、それが16億4,000万円に——5億1,000万円ですかね——ふえていますね。この理由は何でしょうか。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、お答えいたします。

この5億1,000万円、当初11億3,000万円が16億4,000万円にふえたわけですが、これにつきましては、以前、事業費が大きくなったのが、当初1,800㎡を計画しておりました。これが先ほどの答弁でもありましたとおり、市民の関係の受け付け窓口、これを1つのフロアにまとめたいという計画に基づきまして、増築部分の延べ面積を2,300㎡、500㎡ふやしたところでございます。

これに伴いまして、また免震部分で地震に強い機能を備えた装置といいますか、地震対策の部分を加えたことによりまして、大きく伸びたところでございます。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

増設の理由につきましては、徳峰議員のところで出ていましたように、地震災害の発生時に行政機能を維持するため、地震の揺れに強い免震構造の導入となっておりますが、さも、このための増額と聞こえておりますけど、しかし、令和元年の、去年の6月議会の私の一般質問でも尋ねておりますけど、そのときは、今、増額分の理由は全く同じことをうたっております、災害時のトップの指揮所となると、そして耐震も考えていかなければならないと、そういうふうに答えております。これ、いかがなんでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

当初も耐震の構造は、当然ある庁舎にするということは考えておりましたが、この間、去年の10月でございましたが、出水市のほうに庁舎関係の研修に行かせていただきました。その中でも地下のほうにももぐらしていただきましたけれども、前ちょっと話題にもなりましたゴム製の免震のというのがあったと思いますが、そういうのを出水市が設置をいたしておりまして、それにつきましては、通常は耐震は6強までなんですけれども、7まで耐えるという話をお聞きしましたので、今後どのような災害が起きるか、どのような地震が起こるかわかりませんので、やはり市民の財産とか市民を1人でも守っていくためには、そのような構造も必要なのではないかというところで、今回計画を変更ということでさせていただいたところでございます。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

同じ免震でも、そこまで最初から考えるべきなんですよ。最初は3階建てだったでしょう、600㎡掛ける、そのままの大きさがあるから。しかし、今回は2階に変更されて、さらに強い免震を持つ。実際は3階建てのほうが免震を考えなきゃいけないんですよ、下にかかる荷重というのを考えたら、当然。それを考えてのことを言いよんだけど、なぜ、これは2階建てになったんですか。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

先ほど財政課長からもありましたけれども、保健・福祉、市民、税務、この部分を全て1つのフロアにおさめたいというのが、別途、総合窓口のワンストップサービス検討委員会というのを持っておりますけれども、その中でも作業部会のほう、あるいはその検討委員会本体でも、議論が今進んでいるところでございます。

やはり、せっかく新しい庁舎をつくるのであれば、1つのフロアで済ませる、大部分の用事が済ませる、高齢化が進んでいく中でございますので、そのような庁舎にしたいという思いがありまして、3階を2階建てにいたしまして、とれる面積は1,150㎡程度でございましたので、その2階建ての2,300㎡に変更を今計画しているというところでございます。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

何ででしょうかね、昨年の一般質問の中では、その面積1,800㎡、それでも問題ないと市長はみずから答弁しているわけなんです。これはちゃんと議事録に載っています。

幾ら、課のあれを市民にしやすいためと、それもちょうとうたっております。それをさらに2階建てにして、お金も大きくなったと。そして、課をあっちのほうに移転させた、その後に結局、教育委員会、農業委員会、福祉事務所関係等を入れるわけですか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、新庁舎の1階部分はそのような課を配置いたしまして、2階部分は防災関係、あるいは通常は会議室として使うということでございますので、福祉事務所につきましては、新庁舎のその1階フロア部分で福祉部門として集約したいと思っておりますが、農業委員会あるいは教育委員会につきましては、この既存の庁舎内に、また配置したいと考えております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

3階から2階に変更と、そうしたときに、2階にも結局いろんな会議室とか、そういうのが入ると思われませんが、どのような構想になっておりますか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

まず、2階部分の今の計画でございますが、今現在の本庁舎の、既存庁舎の1階にあります電算機器のサーバー室、これは重要なものでございますので、これをその新庁舎の2階に持っていきたいと思っております。そのほかに災害対策室を1つ、専用の部屋をつくりたいと思っております。それに連なるように3つほどの会議室で、災害時にはいろんな部署から集まっていいただいて検討できるような広いスペースになる会議室を3つほど、ほかにつくりたいと思います。

あと1つにつきましては、市民も利用できるような、そのような会議室も1つ設けたいというふうに思っております。

あとは、今の構想では、若干、職員の厚生室みたいなのもつくらなければいけないんじゃないか、あるいは書庫関係も若干設置する予定にいたしております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

変更になった理由、確かに理にかなっております。やはり最終的には市民が納得して、市民のためでないといけない行政でありますので、これも先ほど私が申しましたように、やはり随時見直しをしながら、これは進めていったほうがよかろうと思っております。

次に、農業公社のほうに入ります。

公社のほうも利点、良い点、悪い点等多々ございますけど、本当にオペレーターが少ない中で、今こうしてやっているわけでございます。特に作業が集中したときなんかは、申し込んだけど一向に回ってこないよと、そういう懸念もされるわけですけど、今やっている形態でいきますと、同じ農家同士で頼んで仕事をクリアしておりますが、今後はこの農家間でやっている仕事、それらをどのような形で請け負うような形でいくのか、システムですね、既存のままでいいのか、それとも公社をさらに発展するためにはどのようなのがいいのか、そのような考えを伺いたいと思います。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

昨年の4月から稼働しておりますけど、当然オペレーターの方が少なかったりと

か、そういうときには農家の方に再委託という形で、公社を通して農家に受けてもらうというような、そういうことを考えております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

やはり限られた中でのオペレーターですので、再委託等をするにより、また農家の収入も上がってくると、そのような考えが今の現状には理にかなっているものと思っておりますので、そこら辺、十分検討しながら進めてください。

畜産に限らず農業全般に関して、やはり畜産は大きな事業がありまして、全体的にまとめて大きな機械が買えるんだけど、耕種部門、園芸農家におきましては、なかなかそういうのがないんですよ。だから、そこあたりも、農業を進めていく、農業を推進していく中での不公平があると、いろんな方々から聞いておりますが、降灰事業とかありますけど、やはり単体的な購入に対しての補助が余りにも少ないわけですよ。だから、そこあたりは公社としての考え、どうなんでしょうか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。

小さな規模の農家の方になりますと、やはり補助事業というのも、なかなか受けられないわけですが、初期投資用というか、そういう投資を抑えるためにも、先ほどありましたように農業公社を活用していただきまして、その経費等を削減してもらっていただきたいと、そういうように考えております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

けさの農業新聞に、里芋の省力化事業ということで機械が出ていました。これは私、昨年の何月か現物を見て、ちゃんと体験をしておりますけど、本当にこれは省力化です。この前の里芋専門部会の研修のときにも、その農家のほうから、大分意見が出ました。大体5倍から——移植機の場合で、種芋移植機でも5倍から、全然速さが違います。

そしてまた、今言われた、むしり、あれに関しては相当な労力省力になっておりますので、そこらあたりも——農協は、もうこれは絶対しません、費用対効果を生みますから。だから、急にやめたような感じでございますけど。今、公社がしている事業の中では、費用対効果も考えにやいかんけど、やはり公としての事業ですので、広く農家の皆さん方が喜ばれるような組織であってほしいと思います。

今後のことで、ちょっと伺いますけど、何か入れる機械とか、今回クラスター事業と降灰事業で相当引き入れますよね。既存のものは、もう古いもので1995年、2年とかそういうのがありますから、それはもう絶対使えないと思いますよ。だか

ら、どんどん更新していくわけですけど、やはりもっと取り入れてもらいたいという機械もあるんですけど、公社としての考えを伺います。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

機械につきましては、コントラクター事業でトラクターなり梱包機とか入れる予定でございますが、令和2年度におきましてはブームモアという作業機を入れまして、農道とか市道とか、そういう草刈りの受託をしていきたいと考えております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

公社としての使命をしっかりと念頭に置きながら、ますます基幹産業であります農業が栄えていくことを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時26分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4、重久昌樹議員の発言を許可いたします。

○1番（重久昌樹議員）

1番、無所属自由クラブの重久昌樹です。さきに通告しておきました2項目について質問いたします。

最初に、大きな1項目めの道路行政についてであります。

市道笠木・かんじん松線につきましては、平成30年第2回の定例会におきまして一般質問をし、早期開通を要望したところでございます。おかげさまで、ことしの5月ごろには市吉一笠木間の開通が見込まれておりまして、地域住民も大変喜んでいっていると思っております。今後、笠木から末吉財部インターチェンジ等へのアクセス道路として活用も見込まれておりまして、早期の全線開通に期待するところであります。

一方、笠木・かんじん松線の一部に笠木小学校の通学路があり、車の通行量が大変多く、特に登下校時の子供たちの安全確保が十分であるか、大変心配されるところであります。

以上のようなことを思い、次の3点について質問いたします。

①市道笠木・かんじん松線の旧玉利商店から土地改良区記念碑がある十字路までの区間——約250mぐらいですが——の現状をどのように認識されているか伺います。

②先日、笠木小学校PTAから通学路に関する要望があったと思いますが、内容を伺います。

③現場を見た感想と対策を伺います。

次に、2項目めの多面的機能支払交付金事業についてであります。

近年の農村地域は高齢化や人口減少等により、今まで地域の共同活動等によって支えられてきた国土、自然環境の保全などの多面的機能の発揮に支障が出てきているのが現状であります。日本型直接支払制度は、このような地域の共同活動や営農活動等に対して支援し、農用地の保全を行う大変よい事業だと思っております。多面的支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の3事業がありますが、今回は多面的機能支払交付金事業についての3項目について質問いたします。

①多面的機能支払交付金の事業ごとの支払い金額を各町ごとに伺います。5年分。

②多面的機能支払交付金の支払い時期はいつか伺います。5年分。

③過去5年間の活動組織数の推移を伺います。また、今後の見込みがわかれば示してください。

以上、壇上からの1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、重久議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、道路行政についての①市道笠木・かんじん松線の現状をどのように認識されているかについてお答えいたします。

市道笠木・かんじん松線起点付近であります。末吉方面から笠木を経由して県道志布志福山線へ、また、県道から笠木を経由して末吉方向へ通行する車両があり、朝夕は特に通行量が多く、幅員が狭いため、一部離合できない部分もあります。

1の②通学路に関する要望の内容についてお答えいたします。

曾於警察署交通課より現場診断の要請があり、笠木小学校PTA会長、笠木小学校長、建設水道課と現地にて検討を行ったところ、児童の通学路及び学童での移動の際に危険であるため、安全施設を設置してほしいとの要望がありました。歩道の設置が最良の方法であります。早急には難しいため、外側線、ラバーポール及び注意喚起の路面標示で誘導を行う処置を提案し、早急に対応することで協議をいたしました。

1の③現場を見た感想と対策についてお答えいたします。

現場は幅員も狭く、交通量も朝夕は多い状況です。通学路でもありますので、何

らかの対策が必要であると思います。ただし、両側に家屋が近接している箇所は改良が難しい状況です。通学路となる県道から農道笠木原線までの約100mの区間については、地元の理解と協力が得られれば、局部的に改良は可能であると考えております。

2、多面的機能支払交付金事業についての①事業ごとの支払い金額5年分を各町ごとに問うについてお答えいたします。

まず、平成27年度の末吉地区は農地維持1,131万7,000円、共同活動664万3,800円、長寿命化821万1,200円です。大隅地区は農地維持2,138万5,000円、共同活動1,086万6,000円、長寿命化1,760万400円です。財部地区は農地維持334万円、共同活動194万9,040円、長寿命化はありません。ゼロ円です。

次に、平成28年度の末吉地区は農地維持1,315万7,000円、共同活動780万600円、長寿命化752万4,196円です。大隅地区は農地維持2,377万7,000円、共同活動1,239万9,000円、長寿命化1,755万5,504円です。財部地区は農地維持1,330万8,000円、共同活動963万480円、長寿命化162万5,892円です。

次に、平成29年度の末吉地区は農地維持1,371万5,000円、共同活動824万8,560円、長寿命化794万5,972円です。大隅地区は農地維持2,375万円、共同活動1,238万2,800円、長寿命化1,851万4,780円です。財部地区は農地維持1,494万8,000円、共同活動864万6,120円、長寿命化1,579万5,488円です。

次に、平成30年度の末吉地区は農地維持1,363万1,000円、共同活動819万8,160円、長寿命化633万4,336円です。大隅地区は農地維持2,375万円、共同活動1,238万2,800円です。長寿命化1,475万9,508円です。財部地区は農地維持1,487万3,000円、共同活動860万4,000円、長寿命化1,252万4,136円です。

次に、令和元年度の末吉地区は農地維持881万6,000円、共同活動550万7,160円、長寿命化577万1,448円です。大隅地区は農地維持2,358万3,600円、共同活動1,188万456円です。長寿命化1,503万96円です。財部地区は農地維持1,535万1,000円、共同活動888万1,200円、長寿命化1,357万2,284円です。

2の②交付金の支払い時期についてお答えいたします。

平成27年度は7月上旬、9月中旬、3月上旬です。

平成28年度は7月中旬、11月下旬、2月上旬です。

平成29年度は7月中旬、10月上旬、11月中旬、12月下旬です。

平成30年度は7月中旬、11月上旬、12月中旬。

令和元年度は7月下旬、11月中旬、1月中旬です。

2の③過去5年間の活動の推移と今後の見込みについてお答えいたします。

平成27年度の活動組織数は末吉10、大隅21、財部2の合計33組織です。

平成28年度は末吉14、大隅23、財部4の合計41組織です。

平成29年度は末吉15、大隅23、財部4の合計42組織です。

平成30年度は29年度と同じです。

令和元年度は末吉12、大隅22、財部4の合計38組織です。

活動組織数の今後の見込みについては予測できないところですが、この活動は大変重要な活動であり、景観の維持や災害の抑制及び軽減などに役立っておりますので、今後も活動を継続していただけるよう積極的に支援を行ってまいります。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

道路行政の①につきまして、この区間の認識、現状ですけれども、回答いただきましたとおり、本当に朝夕は通行量が多くて、幅員が狭いということで、両方から車が通行するときは非常にゆっくり行っている部分もあります。また、そこに子供が通学をしてくると大変危険な状態であるというふうに私も認識しているところですが、市長のほうもそういう認識はされているというふうに答弁で思ったところでございます。

先日、朝の通学時間帯に、ちょうど7時半から8時まで、私も現地に立って見てみました。ちょうど30分の間に車が66台通りました。うち2トン車が1台、バイクが2台でしたか、交通規制が大型規制等もしていない関係で、この間、私がちょうど居合わせたときには、クレーン車の一番小さいやつでしたけれども通っている状況です。非常に危険を感じているところですが、ここは夕方は学童保育の子供たちが、特に1年生から2年生が3時ごろ、3、4年生が4時ごろに通ります。大体20人程度と聞いております。県道沿いには、玉利商店前から小学校の交差点まで、歩道も県道沿いに整備がされているんですけれども、玉利商店から、あそこを横断する横断歩道もない状況ですよね。今の現状としては、玉利商店から裏を通して、あそこに農道がありますが、学校の裏門まで、そこを通っている状況でございます。県道沿いを通る方法もあるんでしょうけれども、あそこは下り坂になっておりまして、鹿児島方面から、右カーブになっておりまして、スピードも出やすく、今の歩道は車1台通れるぐらいのゆっくりした歩道なんですけれども、前の歩道ということで、大体1mから1.5mですかね、本当に車道と隣接しておりまして、大型等が通った場合、大人でも風圧で本当によろよろするような現状であるということを感じているところでございます。

市長もそういった経験はあられるかと思いますが、現状等について、私のそういった報告やら今話したことを聞かれて、改めて市長、あそこの道路の状況、

危険だなというふうに感じたでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

ただいま重久議員のほうから詳しく状況が説明がありました。その報告も担当課からも聞いております。現状も、私も何度も通っておりますので、わかっております。人間の心理として、小学校の前の道路のほうが広くてあるんですけど、バイパス的な要素があるから、やっぱり直進をする、渡りに入っていくというのが現実的に今起きておりますので、非常に狭い道路の中での状況だなというふうに感想を持ったところでございます。

○1番（重久昌樹議員）

ですね。やはりあそこの、いろいろ今までも話が出たということも聞いておりますけれども、どうしてもあそこを規制しない以上は、小学校側のあの広い道路を通っていただければ一番いいんでしょうけれども、あそこの通行量が多いということが現状であるようでございます。

続きましても、質問項目の2番目と3番目は一緒にお話をさせていただきたいというふうに思いますけれども、通学路に関する要望の内容ですけれども、これについてはいろいろあったということで回答もいただいておりますが、外側線とラバーポールの注意喚起の標識等設置していただくと、早急に対応していただくということで回答をいただいております。早い対応で、本当にありがたいなというふうにも感じたところでもあります。

あそこに現状のままで、白線等については、外側線等については、特に車の通行等にはさほど支障もないかと思っておりますけれども、ポールを——広いところに限ってだと思っておりますが——立てた場合に、地元といいますか、近隣のあそこら辺に住んでいらっしゃる住民の方もいらっしゃるしまして、朝晩、通行するときに、ちょっと邪魔になるなというような話も出ないとも限らないですので、通学路を確保していただいた上に、また地元の自治会やら、その周辺の地域住民の説明と理解も、これはまた重ねて必要じゃないかなというふうに思っておりますが、そこあたりは十分にさせていただきますか。

○市長（五位塚剛）

先ほども第1回目で答弁いたしました。どうしても建物、個人の住宅がありまして、その部分に拡張となるといろいろ支障が、大きな予算が必要になってくると思いますが、市の基本的な、今後のこの部分をどうするかということ、大隅の建設水道課のほうである程度考えを持っておりますので、課長から答弁をさせたいと思います。

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

先月の1月9日に曾於警察署からの現場診断の要請がありまして、現場で笠木小学校長、PTA会長、それから交通規制課の方と岩川交番ときまして協議しました。

先ほど申し上げたように、外側線とラバーポールを早急に設置するということでしたけれども、なかなか改良は難しいところで、歩道設置が一番理想的でありますけれども、家が非常に密集しておりまして、とりあえず3月中にその設置をするということで協議をしたところであります。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

また、地元への説明も、あわせて理解いただけるように対応をお願いしたいと要望しておきます。

あと、3番目の今後の対策については、もう回答をいただいているというふうに受け取っていいだろうと思いますけれども、県道から笠木原線までの約100mの区間については、局部的な改良は可能であると考えておりますという回答をいただきました。

これも、やはりあそこについては通学路に使用しているということで、子供が通る上では歩道と車道は分離をしたほうが、やはり一番いい対策じゃないかというふうに思っておりますが、ここの3番目の③の回答のところ、近い将来にあそこの局部的な改修、歩道を含めた局部的な改修をするという解釈でよろしいですか、お願いします。

○市長（五位塚剛）

基本的には、狭いところに子供たちが安心して通れるように、ラバーポールと外側線のほうを先に優先しますけど、その後の問題、あと県道との問題ですね、八木副市長が地元出身でもありますので、少し考え方をしゃべらせますので。

○副市長（八木達範）

急に振られまして、ちょっとあれですが。私も、あそこはもう常に通っておりまして、確かに農道までの、ここに書いてあります100mですね、ここらにつきましては地元の地権者の方々、そして当然自治会長さん、あるいは学校関係者等と協議をしまして、また大隅の建設水道課とも協議をしまして、できるだけ早い時期に地元の方と協議をしてみたいというふうに思っております。

○1番（重久昌樹議員）

やはり子供たちの通学路の安全確保が第一じゃないかというふうに思っております。回答いただいておりますけれども、早急に改善ができることを期待したいというふうに思います。

次に、2項目めの多面的機能支払交付金事業についてでございます。

1 番目の事業の内容、事業ごとの支払い金額についてはお示しいただきましたけれども、大変、曾於市内でも組織的には多くの組織が取り組んでいただいて、農地の保全管理に努めていただいているという感じでございます。こういういい事業でございまして、これはやはりずっと続けていっていただきたいなというふうに感じたところでございます。

2 番目になりますが、支払い時期をお伺いいたしました。27年度が大体7月の上中旬から、2回目が9、10、11、3回目が、明けて1、2、3月ぐらいということになっておりますけれども、去年も特に遅かったんですが、2回目が。大体7月に来れば事業等もスムーズに行くんですが、2回目の交付金事業の支払いがおくれたというか、各組織の支払いがおくれたんですが、原因等は何なのか、どういったことでおくれたのか、わかれば、ちょっと説明をいただきたいんですが。

○耕地課長（小松勇二）

お答えいたします。

昨年は2回目の支払いが11月上旬でございましたけれども、おくれた原因といたしますのは――まず多面的機能支払交付金事業の内容につきましては農地維持と、それから共同活動、長寿命化ということで3つあるわけですが、通常7月については農地維持の分の内示が県からございます。農地維持と共同活動の分について、7月に県のほうから内示がございます。それから、長寿命化につきましては10月もしくは11月、12月にあるところでございます。長寿命化につきましては、全国で希望するところが多いということで、国のほうがそこを調整して、1回ではなく2回もしくは3回に分けて内示がされるということで、その関係で内示がおくれたということで、支払いもおくれてしまったということでございます。

以上です。

○1 番（重久昌樹議員）

内示がおくれたということでございますが、現場としましては、その交付金が来るのを大変待っておりまして、日当の支払いなり、あるいは事業の発注なり、また特に去年等の場合は7月の豪雨災害によりまして、もう既に公共災害等の工事にも業者さんは入っていらっしゃいますので、そこでの業者さんにお願いができないというようなことで、現場は大変心待ちにしておったわけですが、その中で繰り越しについては余りできないと。30%ぐらいは認めているということを聞いておりますが、余り繰り越しもできない。繰り越しでもできれば、業者さんがゆっくりとなった時期にできるんでしょうけれども、そこあたりで大変現場は心配しているといえますか、困っているような状況を聞きますけれども、そういった情報は市長は耳に入ってこないですか。

○市長（五位塚剛）

私のほうは余りそういうのは聞いていないんですけど、当然ながら耕地課のほうでつかんでいるでしょうから、耕地課長から答弁させます。

○耕地課長（小松勇二）

お答えします。

確かに議員の言われるように、早く内示があれば長寿命化が実施できるということとでございます、そういう話は伺っております。

しかしながら、県のほうの指導としましては、内示後に支払いはしてくださいということで、きつく言われております。どうしても内示前にしたい場合につきましては、特別な理由があれば事前着手の申請をしていただければ、それも対応可能ということでございますので、その場合には、また御相談をいただきたいと思います。

○1番（重久昌樹議員）

特別な理由ということであれば認めていただくということですが、全体的にそういうのが認められるかという、またそれも大変難しいのかなというふうに思いますが、この事業については5年ごとの更新が必要になりますよね。計画書なり申請書については、これは毎年出すわけですか、課長。

○耕地課長（小松勇二）

おっしゃるように5年の計画でございますので、全体計画は、その最初の計画の年に提出していただくということでございます。毎年度は、その年度計画ということで提出をいただく、申請をいただくという形になっております。

○1番（重久昌樹議員）

その毎年度の計画書の提出時期というか、それは大体何月ごろになっているんですか。

○耕地課長（小松勇二）

4月から6月の間に出していただくということになっております。

○1番（重久昌樹議員）

通常、予算等でもございますけれども、大体12月から1月にかけて計画を立てて、3月に提案するというような感じですがけれども、多面的については4月から5月ぐらいに計画を立てて出していくということであれば、必然的に県のほうの申請なり上に上がっていく段階で、そういった手続等がおくれてくると思うんですけれども、それを前倒しというか、例えば3月中にそういう計画書をつくり上げて出せば、もうちょっと早く交付金が支払われるとか、そういったことは考えられないですか。

○耕地課長（小松勇二）

確かに、言われるとおりだと思いますので、そこら辺については県のほうにも、

こちらのほうから要望していきたいというふうに思います。

○1 番（重久昌樹議員）

そこは本当に使い勝手のいいといいますか、ありがたい制度で、地域の保全管理に役立っているというふうに認識をしております。事務的に前倒しでできて、そういう支払いが早くできるのであれば、そういう対応をぜひとっていただければ、現場は大変喜ぶんじゃないかというふうに考えておりますので、そこあたりの対応、そちらのほうはよろしくお願ひしたいと思いますが。

これは、あくまでも県に通った段階でのことでありますけれども、それ以外に市長、曾於市として事業計画はできるわけで、ことしも予算にも計上もされております、内示があつてからということですが、独自で何かそういう——内示前にするといけないのかもしれませんが——市長の采配で、せめて七、八月ぐらいにできる方法というのはいないんですか。

○市長（五位塚剛）

この多面的機能の支払交付金事業というのは、非常に農家にとってはありがたい事業であります。この事業で自分のところの水路関係の作業をして、その分の労務費が支払われるということもあつて、非常に環境整備にはよいことであります。

ただ、国の制度に基づいて、県を通じてお金が地元に入ってきますので、流れとして、もうちょっと、先ほども耕地課長が言いましたように、県のほうにもうちょっと、国のほうにも早くできないかということは、また申し上げたいと思います。

○1 番（重久昌樹議員）

そこあたりも、ひとつ要望をしておきたいと思いますが。

実は笠木原の土地改良区で、先日、日置市のほうにちょっと研修をさせていただきました。日置市につきましては、多面的機能支払交付金事業で、共同と長寿命化ですけれども1億4,000万円ぐらい、中山間地域等直接支払事業で8,200万円ぐらい、2億2,000万円ぐらいの事業をされておりました。ここにつきましては、市長が水土里サークルの活動支援協議会の会長でいらっしゃるということで、非常に積極的に取り組んでいらっしゃるところでございます。

その中で、シンポジウムを開くということで、ちょうど日にちが一緒になりまして、昼から一緒に同席させていただいて研修を受けさせていただきました。組織の方が大体200人ぐらい来まして、講師を呼んだり、あるいはその活動組織が2組織、活動事例を発表したりして、非常に盛り上げて、地域を支えて頑張っているなという印象を受けたところでございます。

この日置については、いろいろ一生懸命取り組んでいる。曾於市についても消極的であるという、決してそういうことではございませんけれども、幸い日置の市長

もそういう協議会の会長ということで、市長とも一緒になることも多いかと思います。先ほどの件も含めまして、交付金等の支払いの関係等については、なるべく早く支払いができないのか、そういった形で県、国なり市長会なり一緒になって要望をしていただきたいなというふうに思っておりますが、市長、そこあたりの取り組みをお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

日置の宮路市長さんの取り組んでいる内容については、全体的に、ちょっとまだつかんでおりませんが、2億円近いお金を事業としてもらえるというのは非常に大きな成果でありますので、私自身も宮路市長と会うことはいっぱいありますので、内容を聞いてもらって、また今後、曾於市に生かされる分があれば努力してみたいというふうに思います。

○1番（重久昌樹議員）

ぜひ、そのように積極的な取り組みを要望しておきたいというふうに思います。

それと、3番目の5年間の推移についてお伺いいたしました。これにつきましては、大体、減少傾向にあるなという感じを受けたところでございます。

日置を研修させていただきましたと今言いましたけれども、もう一回、日置の例を挙げさせていただきますと、日置につきましては、この多面的機能支払交付金事業について、29年度に町単位で組織を再編して、今、旧町単位で4広域組織で取り組んでいらっしゃいました。この中で、東市来、伊集院、日吉、吹上、ここで4つの区域で広域協定ということで、44の組織がありました。こういう形で取り組んでいたわけですが、曾於市にも財部に広域組織がありました。私も後になって気づいたんですけれども、財部の広域組織の状況といいますか、どういう組織で、どんな活動——活動は一緒でしょうけれども——最初の設立がいつごろから、どうやってできたのか、そこあたりがわかれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、お答えします。

財部のほうに広域組織がございます。これは、28年度に設立をされております。当初は8つの活動組織でございましたけれども、現在は9つの活動組織が一体となりまして、広域組織として活動をしていただいております。

広域組織のメリットとしましては、事務を一元化できるということで、大分助かっているということでございます。その費用につきましては、9つの活動組織から一定額お金を出していただきまして、そのお金で職員を雇用して事務をしていただいているというところでございます。

以上です。

○1 番（重久昌樹議員）

今、課長の説明をいただきまして、日置は29年からでしたけれども、曾於市は28年からやっていたのかなという、ちょっと私も勉強不足だったなというふうに感じたところでございます。

実は土地改良区の研修やら行きまして、土地改良区と多面的機能支払い活動は連携強化をして、今後活動していくような体制に持って行ってくださいというようなことを言われました。

国のほうも、農水省のホームページを見てみましたら、多面的機能支払交付金のこの事務化を、広域推進化の手引きということで手引書もあるようでございます。事務を効率化して、組織力を高めて、共同活動を続けていこうと。まさに財部が取り組んでいる、この事業だろうなというふうに感じたところでございますが、8の組織が9つになったということは、小さい組織を取り込んで、地域をやはり盛り上げていこうという考えだろうというふうに感じます。

先ほど、組織がずっと減っていくということは、事務的、ビーバーはできるけど、事務が結構煩雑で、今の年配の方にはちょっと無理かなというような、もうこういうような事務はでけんぞというようなこと、話も聞くわけです。だから、ここあたりの改善ができれば、まだいいのかなというふうに思っているところですが、農水省のこの資料によりますと、広域活動組織は、面積割合は3割を超えて年々増加しているということで、全国的には、やはり広域化の動きが進んでいるんじゃないかなというふうに考えます。

先ほど、曾於市については少しずつ活動組織が減っているようでございますが、やはりここあたりも土地改良区もしなさいよというような話になるんですけれども、土地改良区も、今また複式簿記とか、事務員の方は本当に今は大変な時期でありまして、土地改良区が曾於市にそんなにいっぱいあるわけでもございませんので、ここは行政が主体となって音頭をとって、旧町単位でもまとめて、そういったのができればなというふうに、そういうことを検討する時期じゃないかなというふうに感じたところでございます。

今そういった多面的機能支払交付金事業の事務についてはパソコンを使いまして、会計ソフトもあるようでございますので、市役所を退職された方とか、いろいろそういう事務経験のある方であれば可能かなというふうに思っております。

今、財部でもあったんですけれども、その広域組織でまとめて事務員さんをお願いするということで、日置は事業量の8%から10%を事務費としていただいて、その方を市役所のその部署、耕地課なら耕地課の部署の一角に机を置いて、そこで事

務をしていただくということで、面積とかそういう事業量とか、その事務量によって賃金等の検討は細かいところは必要だろうと思いますけれども、そうすれば、そこに組織で雇用した事務員の方がいらっしゃって、組織の方は活動日報と写真ですね、いろいろまた細々な調整はあろうかと思いたすけれども、活動写真と日報をその事務局の方に提出すると、後は事務局の方が行うというような流れでありました。机を並べているわけですので、市役所の多面的の担当の方とも連携が密にできて、事務の流れとしては大変いいんじゃないかなということを感じたところでございます。

今後は、そういった町単位の活動組織の統一、また、その中で事務員を雇用していくと。事業費の中にも事務費というのがあるようでございますが、そこあたりとのバランスを考えながら、そういった多面的機能が少しでも多くの地域で活動ができとなれば、少しでも広げていくような方向を市役所のほうで音頭をとっていただければ、そこあたりがうまくいくんじゃないかなと。現状は、やはり事務が大変であるということではないかなというふうに思います。

こういう方向をするということ、やはり私はいいいんじゃないかなと感じたところですが、市長、今後そのような方向で検討といいますか、近い将来、今現状で見れば、もう現に減ってきているわけですね。だから、現状を見れば、近い将来、そういう方向性で動いていただけないかということで要望ですが、市長の意見をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今言われるように、曾於市内には各町ごとのいろんな水利組合がありまして、実際そこで単独でやっているところもたくさん、まだあります。その方々が、この多面的機能になぜ入れないかという、今言われました事務の処理のできる方がなかなかいないということで、身近なところで、できる範囲でやっているのが現状です。

しかし、そのことが今の農村部の水田を、結局、耕作をしないで荒地地になっている状況が相当ふえてきておりますので、やはりこれは大事なことでありますので、今後大きな展望のもとに、そういう広域化ができないかということも含めて、各水利組合とも今後協力をして、担当課のほうでも検討させていただきたいというふうに思います。

○1番（重久昌樹議員）

早くそういう広域化ができて、市内の農地が保全管理ができて、すばらしい曾於市を後世にできるような体制づくりを希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（土屋健一）

本日の一般質問は終わりました。

ここで、会議録署名議員の宮迫勝議員が欠席されておりますので、九日克典議員を会議録署名議員に追加指名いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、あす20日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時13分

令和2年第1回曾於市議會定例会

令和2年2月20日

(第3日目)

令和2年第1回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和2年2月20日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 久長登良男 議員

通告第6 海野 隆平 議員

通告第7 迫 杉雄 議員

通告第8 今鶴 治信 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	重 久 昌 樹	2番	松ノ下 いずみ	4番	岩 水 豊
5番	湊 合 昌 昭	6番	上 村 龍 生	8番	今 鶴 治 信
9番	九 日 克 典	10番	伊地知 厚 仁	11番	原 田 賢一郎
12番	山 田 義 盛	13番	大川内 富 男	14番	渡 辺 利 治
15番	海 野 隆 平	16番	久 長 登良男	17番	谷 口 義 則
18番	迫 杉 雄	19番	徳 峰 一 成	20番	土 屋 健 一

3. 欠席議員は次のとおりである。（2名）

3番 鈴 木 栄 一 7番 宮 迫 勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 津 曲 克 彦
主 任 富 田 洋 一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市	長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副	市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副	市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
総	務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	岩 元 浩
大隅支所長兼地域振興課長		濱 田 政 継	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸

財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
財部支所建設水道課長	上 集 基 志		

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第5、久長登良男議員の発言を許可いたします。

○16番（久長登良男議員）

ことは令和になり、新しく始まった正月であります。平穏な正月を迎えることができたのではないかと考えております。東京オリンピック・パラリンピックに夢を抱き、楽しく過ごされた人たちが多いと思います。そのやさき、中国武漢市で、肺炎を引き起こす新型コロナウイルスが発生して、世界各国に広まり、日本中でも感染者が発生しております。拡大しないよう、国でも懸命な処置がとられているようです。早く終息し、安心安全な日常生活が送られることを心から願ってやみません。

それでは、一般質問に入ります。先日通告をいたしておりました一般質問として、市指定文化財についてと、市役所本庁舎増築について及びJR新型観光列車についてお伺いします。

まず、市指定文化財についてであります。現在、県指定文化財7つ、国登録有形文化財4つ、市指定文化財88が指定されています。

今回は、市指定文化財について、次の5点についてお伺いします。

1番目として、市が直接管理している箇所は何カ所あるかお伺いいたします。

2番目として、財部城山（龍虎城跡）の現状をどのように認識されているか、考えをお伺いします。

3番目として、文化財としての基本的な考え方をお伺いいたします。

4番目として、歴史教育との関連についてのお考えをお伺いいたします。

5番目として、計画的に整備をすべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、市役所本庁舎増築についてであります。末吉本庁舎は現在、耐震度による補強工事がされています。今後本庁舎の増改築及び建て増し計画をお伺いいたし

ます。

3項目めとして、J R 新型観光列車についてでお伺いいたします。

1 番目に、J R 九州は今秋運行開始予定の新型観光列車「36ぷらす3」を大隅大川原駅に停車させる、このことについての感想をお伺いいたします。

2 番目に、運行開始までの計画はどのようにお考えになっていらっしゃるかお伺いいたします。

3 番目について、曾於市を P R するよい機会だと思うわけですが、どのように考えておられるかお伺いします。

以上、壇上からの1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、久長議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の2と3については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1については、教育長に後から答弁をさせます。

2、市役所本庁舎増築についての①今後本庁舎の増改築及び建て増し計画についてお答えいたします。

令和2年度において本庁舎増改築に関する開発行為の許可申請、プロポーザル方式による増改築部分の基本・実施設計委託、駐車場整備の実実施設計委託及び工事、増築部分の造成工事等を計画しております。

令和3年度は、防災センター設備を備えた増築工事等、令和4年度は、外構工事や駐車場設備工事等を計画しております。

3、J R 新型観光列車についての①36ぷらす3の大隅大川原駅停車の感想についてお答えいたします。

昨年の11月にJ R 九州から今回の新型観光列車のお話を伺ったところです。九州を巡る5つのルートで計画されており、鹿児島県では、牛ノ浜駅と大隅大川原駅に停車する計画だと伺っており、曾於市をP R する絶好の機会と捉えております。

3の②運行開始までの計画はどのように考えているかについてお答えいたします。

ことしの秋から運行開始の計画ですが、J R から、詳細については計画中であり、まだ全てを公表できない趣旨、説明を受けているところです。J R 側からは駅舎前の観光案内板の移動と自転車小屋借用を依頼されております。今後、駅舎周辺の環境整備や、おもてなし計画として、観光協会・森の学校や地元公民館とも協議しながら進めていきたいと考えております。

3の③曾於市のP R についてお答えいたします。

大隅大川原駅での停車時間は50分間と伺っております。駅舎前周辺でのおもてなしと特産品販売を考えておりますが、詳細はJ R 側と打ち合わせをしながら進めて

まいりたいと思います。

あとは、教育長が答弁をいたします。

○教育長（瀬下 浩）

1、市指定文化財についての①市が直接管理しているところは、何カ所かについてお答えします。

現在、曾於市には県指定文化財が7カ所、市指定文化財が88カ所、国登録有形文化財が4カ所の合計99カ所あります。

このうち、市が直接管理している箇所は、県指定文化財の2カ所と市指定文化財の32カ所の合計34カ所です。

1の②財部城山の現状をどのように認識されているかについてお答えします。

龍虎城跡は、平成5年3月1日付で市指定文化財に指定された山城跡です。城内には、曲輪や空堀があり、往時の面影を今に残しています。現在は城山公園として整備され、運動場や遊具施設もあり、日ごろから各種スポーツ活動やウォーキング、歴史散策等で活用されております。

このように龍虎城跡は、日ごから地元にとってなじみのある場所であるだけでなく、シンボリックな存在であると考えております。

1の③文化財としての基本的な考え方についてお答えします。

龍虎城は鎌倉時代に財部六郎正信という人物が築城したと言われております。城は12のとりでから構成され、その形はあたかも虎が伏し、龍が翻っている姿に似ていることから龍虎城とも言われてきました。

城の範囲としては、運動場を含む城山公園から財部小学校やシルバー人材センター周辺等を含んだ広大な面積を有していました。歴史上で一番活躍するのは、慶長4年の庄内の乱のときで、このときは伊集院氏が守備し、島津氏の猛攻に耐え抜いた城でもありました。現在は、運動場や小学校、宅地となっておりますが、曲輪や空堀が残り、当時の歴史を今に伝える貴重な文化財であると考えております。

1の④歴史教育との関連についての考えについてお答えします。

郷土に残る貴重な山城を後世に伝えるべく、歴史散策講座や高齢者学級等で現地をめぐり、その魅力を伝えるようにしております。庄内の乱では合戦の舞台でもあり、城内の神社や墓、また周辺には古戦場、白鹿岳もあり、これらも含めて周知・活用しております。そして、西南戦争や日露戦争、太平洋戦争等の戦死者を慰霊する碑もあります。太平洋戦争時の司令部や地下ごうがすぐ近くにあり、貴重な戦争遺跡という一面も持っております。これらの観点から、龍虎城跡は財部の先人たちをしのぶ貴重な生きた歴史的遺産であるということを、地域の児童及び生徒並びに市内外の方に知ってもらいたいと考えております。

1の⑤計画的な整備についてお答えします。

近年の台風や長雨等の災害により、斜面の崩落も確認されております。また、以前は倒木の危険性のある樹木もあり、事故の未然防止のために、伐採も実施しております。

基本的には現状維持を考えておりますが、指定範囲内の補修等につきましては、文化財保護審議会、財部支所建設水道課と協議、検討して、適切な対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

1項目ずつ、質問をしてまいります。

まず指定文化であります。今、教育長のほうから答弁がありましたように、通告しておいた関係上、非常に詳しく調べられて歴史も再認識をされたのではないかなというふうに思うところでありますが、現場に足を運ばれたですか。それだけまず聞いておきます。

○教育長（瀬下 浩）

はい、見に行きました。

○16番（久長登良男議員）

そしたら、また歴史の書物から現場に行つての見聞を広められたということでもありますので、質問をしていきますが、まず、龍虎城、財部全体のことはもういいですが、龍虎城だけに絞って質問をしますと、行かれたときの感想ですね、これ歴史的なこと、忠霊塔、大手門、あそこをくぐつての、全体的な感想を言われましたが、あそこをくぐって階段がありますが、あそこを見たときの感想はどうでしたか。

○教育長（瀬下 浩）

一応、あれ、後からつくった模擬門ですよ。なんですけれども、あれがあることによって非常に、格式というか、風格があるというような感じがします。しかしながら、非常に、道路のほうもきれいにコンクリートで整備をされておまして、山城跡というよりは、もう、ちょっと公園化されているか、そういう感じを持ったところでございます。

○16番（久長登良男議員）

城というのは、山城というのは、地形が山城であつて、木とかそういうものではないんじゃないかなというふうに思っておりますが、大きな木はまた文化財として残せばいいわけですが、あそこの手門くぐって右側のほうは、昔は——昔という、まあ、10年ぐらい前までは、きれいに整備されて、そして子供たちが遊ぶ遊具もあったんですよ。すべり台とかブランコとか砂場とか、いろんなそういう、鉄棒も

ありました。今、あそこは、落ち葉やら、木の枯れ枝がやって、行けなくなっておりますね。その上のほうは池もあったんですよ。あそこももうごみ、掃きだめていうか、そういう落ち葉なんかがいっぱい入れてあって、遊ぶようなところではないですね。そこまでは見やったですか。

○教育長（瀬下 浩）

今言われたような場所も見てみました。トイレがあって、横のほうに昔遊具があったという話も聞いております。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

市長に伺いますが、市長はあそこを見やったことがあるですか、最近。

○市長（五位塚剛）

私も、あそこはよく行きますので、見ております。また、今回、当初予算で、上まで行く途中が、ひびが入っておりますので、その予算の関係でも見に行っております。

○16番（久長登良男議員）

前は財部のサイレンがあったところですね、階段を登っていくと。あそこはよう、子供のころは、スポーツの訓練というか、鍛えるための階段登りをしたり、そして学生が、小学生なんかは遠足なんかで、あそこで、まあ、広場もあるということで、学校教育の中でも重要視されておった城山公園です。それから、運動公園とか、いろいろあっちにずっとできたわけですが、昔は忠霊塔をつくったときだけが始まりであって、いろんな、湯田丘から、今さっきありましたような、そういう歴史的なものを全部あそこに、城山に集めております。

そういうのを思って、年な人たちはお参りに来たり、そういうのを、その中に非常に藪になっているということで、もうちょっと明るくしたほうがいいんじゃないか、というの也被われております。そういうのを踏まえて、今回は一般質問をしたわけですが、歴史的にもいろいろ言われておりますので、あとはそこをもう整備はする必要がないような感じに言われましたが、教育長は、市長はそのことについて跡の一带を明るくして、大きな木は残して、夏なんかは子供なんかは読書をすればいいんじゃないかということも聞いております。あそこで本を読めば、非常にいいところだ、それで、霧島が見えるようにちょっと、こうしたほうがいいんじゃないんですかと、竹なんかも茂っております、そういうのを伐採して明るくして、歴史的に守ったほうがいいんじゃないか、というふうに言われるわけですが、市長としてはそのことについてどうお考えですか。

○市長（五位塚剛）

龍虎城については、特に財部町民の方々が長く親しんできた土地でありますし、今言われるような、子供たちが出向いて、いろんな形での勉強することはいいことだと思います。ただ、現状を残すというのは、これ、基本でありまして、ただ、いろいろ、市民が集う場所として問題があれば整備はできますけど、大きな整備はできないというふうに考えております。

○16番（久長登良男議員）

整備という、そういう、土地を造成したり、そういうのじゃなくて、竹とか、いろんなものを伐採して、そしてもみじなんかを植えれば、あいてるところには、土手なんかには。前、北側のほうは瓶台のほうからもみじを持ってきて何本か、もうじっか60年ぐらい前に植えたのが今、少し枯れかかっておりますが、そういう経緯もあるんですよね。そして、今度は、南側のところの、今グラウンド・ゴルフをされておりますが、あの斜面もきれいにしてもみじでも植えればどうかなということも言われますので、そっちのほうがいいのではないかなというふうに……。そして、夏場になると、今のああいふ状態でありますと蚊が出てきたり、非常に環境的にもあそこで、そういう、子供たちが遊ぶというのもできないような状態です。

で、池のあったところなんかも、非常に藪になって、怖いというか、そういう印象を受けるというような感じです。年な人は行ってみて、車で行かんと上まで、忠霊塔まで行けないということで、車で行ったなら、木が倒れてきちゃったということです。通路もきれいにしておるんですが、そういうことも言われましたが、そういうことを踏まえながら、そういう整備という、土地を造成とかそういうことじゃなくて、下払いとかそういうものを進めていって、環境整備を図るということを、私は申し上げたいわけですが、そのことについて、教育長でも市長でもどういうふうに認識か、考えをお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

この管理については財部建設水道課がしておりまして、倒れた木があれば、当然ながら伐採をして迷惑をかけないように、それはもう当然のことです。また、全体的な管理は、教育委員会が、一つの市の文化指定になっているわけですので、みる訳だというふうに思っております。

子供たちがあそこで遊ぶというのは、余り大きな遊びというのは、多分できないと思うんですけど、歴史を学ぶという意味でも、市民を含めて散策するというのは大事なことでありますので、支障がある分については、今後も建設水道課と教育委員会が十分、密に連携をして、対応してまいりたいと思います。

○16番（久長登良男議員）

毎日じゃないけど、シルバーのほうで掃除はしていただいております。道路とか

そういうものはですね。私も見ております。

今言われたように、そういう、藪になっているところは定期的に、1年ではできないと思いますので、二、三年かけながら整備をして、昔の城山公園みたいな感じで。そして、藤なんかもそのままですから、剪定をしてきれいに花を咲かせば、その時期時期に人が集まるんじゃないかなというふうに思うところであります。そして、大手門も瓦の上に木を植えておりましたが、それも今は伐採されておりますが、瓦も割れているところが何カ所かあるみたいですが、それも早目に補修をしないと——何千万円とかけた大手門じゃないかなというふうに思っておりますから、また相当な維持経費が、支出が出てくるんじゃないかというふうに思いますので、早急な対応をしたほうがいいというふうに私は思うんですが、そこらあたりは見やっただですか、教育長か市長は。

○市長（五位塚剛）

瓦の割れているところは私も見ておりませんが、当然ながら、後で大きな修繕費がでないうちに修繕できるものは修繕をさせます。

○16番（久長登良男議員）

龍虎城跡については、そういうもろもろな歴史を教育長のほうから言われましたとおり、子供の教育の場にもなるし、整備をしながら、遠足が1年に1回は子供が行けるような環境づくりを進めていただいて、財部の歴史ある龍虎城ということをしていけば、ずっとイメージが残る、子供たちが大きくなっても、また行ってみようというふうになるんじゃないかなというふうに思っております。

先ほども言われましたように、虎のほうは旧財部高校跡地から見たときに虎のようになって、龍は畜産センターのところから見ると龍が天に上るような光景があったわけですが、もう今はそういうのはありませんが、これはよかったですね、昔は。木がこわえて龍がほんの天に上っていくような光景が、私が見たときにはですね。そういう形で龍虎城ってつけたのかなと、私なりに思っておったところですが、そういう歴史もありますので、あの一帯を、今、教育長はずっと言われましたので、まずは大手門から入った階段のところ、それから、前、遊具があったところ、池があったところ、あの周囲をまずきれいにするということが大事であろうというふうに思っておりますから、そこらあたりを整備するという事で理解をして、私は、いただければいいわけですが、そういう形でいいですか、市長、教育長、するという事で。そこはお金はあんまりかからんと思いますよ。

○市長（五位塚剛）

基本は、龍虎城の今の状態を保ちながら、やはり市民の皆さんたちが散策やらまた子供たちが勉強のために来たときに支障があってはいけませんので、そういう意

味での整備はいたします。

今回も、頂上のところでひび割れが起きておりましたので、予算に入れ込みをいたしました。そういう形で、最低限の努力は今後も進めてまいりたいと思います。

○16番（久長登良男議員）

北側のところの忠霊塔のあそこは、ひび割れがきて今までも補強はしていただいておりますので、今回も予算が出してありますので、そういうことでしていただくと思いますが、中のほうの、今私が言ったようなことも考えながら、随時計画を立ててしていただくことを御期待いたして、次の質問に入りますが。

市役所本庁増築についてですが、きのう、2人の同僚議員が質問をされて大体わかったわけですが、その中で向江公園のところの駐車場を整備して2階建てを建てるということであります。その中にこの議場もあそこに移るんじゃないかというのも、ちょっとだけお聞きもしたことがあります。というのは、この議場の中で前々から——もう2年、3年前からですかね、音響の問題、それから傍聴席の手すり、バリアフリー化の問題、それから機器の問題が、古いということで、そういう、議会からの要望というのが、まあ、先送り先送りということで、今回、こういう増築をするときにあっちに移るかどうかなという問題も、検討されたと思いますが、そのことについて、検討されたのか、議場を、そういうのはすれば、無駄になるから、向こうにつくればですね、それで、もうそういうのはしないということで2年ぐらい先送りになっておりますが、議場はこのままここですかどうかをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今回の計画の中で、総合的に判断した場合に、この議場をこのまま残したほうがいいのか、今回の新しい2階建ての増築の部分に、通常は議会も使えるような議場と、また多目的に使える大会議場としていいのか、そういうことも含めて検討いたしました。

ただ、これは決定ではありません。議場については議会の御意見がありますから、議会の皆さんたちが十分検討した結果、ここがいいとなれば、私は、ここで結構だと思います。日ごろここは、定例の議会以外は、ここは実際は使われてないわけですので、ここはまた別な多目的に利用して、新たなところで議場として利用ができるということが議会のほうで了承してもらえれば、そういうことも考えますので、それは議会の皆様たちの判断だというふうに思っております。

○16番（久長登良男議員）

きのうの一般質問の答弁の中では、向こうは2階は防災的にするということをおっしゃってましたね、私の聞き違いでなければ。下は市民が使い勝手がいいよう

にいろんなそういう、住民サービスができるフロアにしたいということと言われておったんですが、議場というのは1回も、あそこにつくるとか、そういうのは出てこんかったわけですが、今回また、そういう、議場をあそこにつくるというのも視野には入れているということですか。

○市長（五位塚剛）

今後、具体的に設計をしていきますので、こういう議場としての会議ができる、また、傍聴者がもうちょっと身近に傍聴ができるような、そういうこともできるのは十分可能でありますので、そのことは今からも設計は可能であります。そのことも含めて、議会の皆さんたちが、いろいろ同じようなところをしてるところがありますから、検討してもらって、してもらえばありがたいと思います。ただ、今、それを、議場を向こうにつくるということを決定しているわけではありません。

○16番（久長登良男議員）

向こうにつくる場合に、事業費は16億4,000万円というふうに——きのうの答弁ですが、また議場的なのを今度は計画し直すということになりますと、また、この金額も変わってくるんじゃないかなというふうに思います。

また、議会からそういう要望があつてつくるとかつくらないとかという形になれば、まだお金は膨らんでくると思いますが、そこらあたりは、試算というような、そういう対応というのはできているわけですか。

○市長（五位塚剛）

基本的には全体予算の中でおさめればおさめたいというふうに思っております。多目的に会議室ということになりますので、特別な大きな予算を、そのために設けるということはそれほど心配しなくてもいいんじゃないかなと思っておりますけど、補足的に考え方を、総務課長の方から説明させます。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

きのうも申し上げました、16億4,000万円の中には、その、きのう私が申し上げたのは、市民開放型の会議室的なところをと言いましたが、そこを、もしそのような話があれば議場として、議会が開かれる間は使うということになりますと、移動式の机、机を移動させる、議長席とか、議員の皆さんの席、それから執行部の席、そういう形の備品、そういうのを考えておりますので、その16億4,000万円の中それは含まれている、というところで、今のところは積算をしているところでございます。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

私なんかもいろんなところを研修しますが、議場というのは、今新しいのは、今、市民の傍聴席と同じような低いところ——小林もそういう新しいのができておりますが、こういうのはもう40年ぐらい前の議場の体形だろうというふうに思っております。

今から先の議会というのは、定例会が年に4回されているところと、通年議会というのも開かれているところもあるわけですが、その場合に、災害が出たときに、防災的な拠点というのも考えていらっしゃるようですが、将来的に通年議会というのが開かれれば、そういう災害のときには、即、議会を開く可能性もあるわけですね、1年中議会が開催されているわけですから。もし、災害のそういう問題が発生したときの議会对応というのは、この議会の議場というのがなくなるわけです。そこに防災の施設とか、そういういろんな本部を設置しておけばです。そういうものもやっぱり考えてのそういう構想なのかどうかですね、そこをお伺いしますが。

○市長（五位塚剛）

防災拠点の場所と、その多目的な会議をするところは別なゾーンでありますので、一緒になることはないというふうに思っております。

ただ、あくまでも、議会の中でそういうこともできるんですよということで考えておりますので、よく議論していただいて結論を出してもらえばありがたいというふうに思っております。

○16番（久長登良男議員）

今、市長の話でありますと、あくまでもそこは議会にげたを預けるというような形に受け取られるわけですが、議会で検討すればそこに議場を直すということも可能というふうに理解すればよろしいわけですか。

○市長（五位塚剛）

今のこの議場というのは、長年、旧末吉町時代からの伝統ある議場であります。今のこのまま議会の皆さんたちが議場として残してほしいということを決定されれば、それはそのまま残したいというふうに思います。ここを別な形でもうちょっと利用をしながら、2階の新たなところに議会があるときに議場として利用ができますので、そのことも、開かれた議会づくりでいいのではないかとということで、皆さんたちが決定してもらえば、そのことを設計の中に今から入れ込んでまいりたいというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

議場というのはどこもけん、そこにあって、そういう多目的なところは余り聞いたことがないですね。というのは、今から少子高齢化になると何を目的として議場と多目的にするかというのが問われると思います。

というのは、子供たちを対象にしたそこを利用するのか、あるいは、高齢者を対象にしてするのか、あるいは婦人の人たちとか、いろんな、そういうのを対象にしたフロアというのにするのかですね、そこらあたりも考えていかないと、いろんな問題が出てくるのではないかなというふうに思うわけです。議会との、そういう会合との問題で、1年間そういう人たちが計画をつくるわけですから、臨時議会を開かなければならないという時期も、定例会のときにはもうわかっておりますから、そういう、まあ、重ならないと思いますが、そういう、臨時議会、突発的ないろんな問題が出たときの議場というの絡みというのも出てくるのではないかなというふうに思うわけですので、十分そこらあたりは考えての計画を立てていかなければいけないのではないかなというふうに思うわけですので、議会に今、げたを預けられたような答弁でありますので、これ以上、私が言っても、もう、どうもいけないというふうに思っておりますから、この辺で終わって、次の3番目の項目に入ります。

J R 新型観光列車についてでございますが。

1 番目の中で、答弁では——昨年の11月に J R から話があったということですが、これは新聞紙上やらテレビ等で大隅大川原には停車する50分ですよというのがもう公表されておりますから、市のほうではこれに従って、もう進めていかないといけないのではないかなというふうに思うわけですが、P R する絶好の機会ということで捉えているということでもあります。その中でまず、感想、そういうふうに思われておりますが、それは、そういうことで、感想はいいです。

2 番目ですが、計画をどのようにということではありますが、J R 側からの要望ということでの答弁ではなかったかなというふうに思うわけですが、私もあそこに、こういふとまるということで、駅を30分ぐらい見てみました。列車が来るときやらいろいろです。そうしますと30分の間によそからトイレに2人来られました、男の人たちが。そして、トイレを見えますと、女子と男子の2つしかないわけですね。これでいいのかなというふうに、トイレが一番ここは問題じゃないかなというふうに、私は思ったわけですが、それでまたずっと50分の間にどこを散策されるのかな、どこまで行くのかなという、そこらあたりも考えてみたときに、若い人であると悠久の森の滝のところまでは行けるなど、そして今度はこっち側、大川原峡のほうであると、あそこの、コテージがある滝のところまでは行けるのかな、歩いてで、あとは市のほうでピストン輸送でマイクロでも出すのかなというふうに、そういうふうに私なりに考えたわけですが、そしてまた、いろんな、個人的にされているところ、あるいはいろんなとこの地域の方々ですね、そこらあたりの人たちとの検討会というのは、まだされていないわけですかね。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市を、この「36ぷらす3」という本当に珍しい観光列車を、選んで停車していただけるということは本当にありがたいというふうに思っております。

なぜ私たちの曾於市を、大川原駅を選んでいただいたのかというと、やはり自然豊かな、いいものがあるということだと思います。ただ、停車時間が50分と限られておりますので、非常に、観光をそこからしていくというのは、なかなか、現実的には難しい部分があるのではないかなと思っております。

このことについては、地元の公民館、また地元の森の学校等とも、J Rともいろいろ話し合いが始まっているようでございます。

3月22日に地元の公民館の方々から、このことも含めて協議をしたいという要請も受けておりますので、今後具体的に地元の人たちが、どういう形でおもてなしができるのか、今から始まるというふうに思いますけど、行政としても、協力できるものは精いっぱい協力したいなと思っております。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

空き家もあそこにはあります、大きな倉庫があって、そで、雨が降るときにはそこも活用できるんじゃないかなというふうに、私は思っております。

それとまた、民間でも、今、開発をされながら、いろんなものをつくって販売しようという人もいらっしゃる。そういう人たちに声をかけながら、6カ月あるわけですので、その間、いろいろ研究されながら、もてなしをするようなおもてなしですね、先ほど言われましたそういう形ですと、また行ってみようという気分になるんじゃないかなというふうに思いますので、そこらあたりを再度、そういう地域、あるいはそういう空き家があるところですね、そういう事業所、それと、いろんな施設を持っていっちゃるところですね、そういうところに声をかけてされるべきではないかなというふうに思うわけですが、そこはどうですかね。

○市長（五位塚剛）

地元の建設業者の方が、今、あの地域を一生懸命、私費で整備していただいております。また、駐車場の整備もしていただきまして、いろんなイベントのときに本当に助かっております。今後はそういう人たちとまた協力し合って、曾於市の観光の一つの大きな場所としてつながっていくというふうに思います。今後も引き続きそういう人たち、何といても、地元の公民館を中心とした地元の人たちが積極的に、この新しい事業に取り組んでいただければありがたいなというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

私なりに考えたわけですが、乗客、あるいは地域住民、J R——乗客は幸せを求

めてこの汽車に乗ってくるんじゃないかなというふうに思います。その地域住民の方々は、これにおもてなし、あるいは感動を与えることをするのが大事であろうというふうに思います。JRのほうの職員というのは夢を持って列車に走らせるという、——歌じゃありませんが——そういうことで、3つのキャッチフレーズというか、そういうもので地域住民の方は、そういう「ああ、来てよかったな」という、その感動というのは、私なりですが、そこは参考までに聞いていただければいいですが、財部は、初めて秋の来たときに、龍虎太鼓というのがあります、龍虎太鼓をあそこでたたいて歓迎をする、セレモニーをする、そして今度は、小学生もゴッタンを弾きますので、ゴッタンで下のほうですれば、第1便だけはそういうふうにするれば、非常にテレビとか新聞等で大きく取り上げられていただければ、大川原がまだよそに発信されるんじゃないかなと、わざわざ観光のほうでチラシを持って回るよりも、そういうのをすれば、もう、ただでJRが停めてくれるわけですので一番いい機会ではないかなというふうに思うわけですが、それは教育長のほうで学校の問題、あるいは社会教育課のほうで龍虎太鼓の、まあ、あるわけですから、そういう人たちにお願ひするというふうな方法も私なりに考えておったわけですが、そこらあたりはどのように検討されていくものかですね、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

今言われますように、大川原近辺、財部北校区には、荒武タミさんの歴史もありますし、ゴッタンの歴史もありますし、また龍虎太鼓の歴史もありますし、当然今後そのことが議論されましてオープン式にはそういう形が多分取り組んでいかれるというふうに思います。そういう経緯もあったということをつなぎたいと思います。

○16番（久長登良男議員）

前向きな答弁がありましたので、私の一般質問はもうこれで終わりたいと思います。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時57分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○15番（海野隆平議員）

大きくは3項目について質問をいたします。市長並びに教育長の明解な答弁を求めたいと存じます。

昨日、同僚議員からも質問がありましたが、新型コロナウイルス（COVID-19）の国内への拡散と市民不安の解消について質問をいたします。

中国・湖北省武漢を感染源とした新型コロナウイルスによる肺炎患者は、瞬く間に世界中に拡散いたしており、日本国内においても多数の感染者が出ております。マスコミの報道によりますと、感染者、感染による死亡者等に、いまだ終息の気配なく、毎日のようにふえ続けております。

人から人へ感染する新型コロナウイルスは、接触感染、飛沫感染、空気感染と感染経路も広く、男女年齢を問わず感染力が高いとされています。これといった感染源も特定できず、特効薬もないのが現状です。県内においては、感染による発症例はありませんが、人から人への交流の中で、いつ何どき、感染者が出ないとも言えない状況であります。

毎日のマスコミの報道は、市民に対しても大きな不安材料となっております。このことは他山の石と考えず、行政として何をなすべきか、真剣に取り組む必要があると思うところです。

そこで、質問の第1点であります。今回の新型コロナウイルス肺炎は、国内においても感染者が多数出ておりますが、このことに対する市長の見解を、まず、お聞きしたいと存じます。

2点目の質問であります。市町村の対応についてであります。国や県からは新型コロナウイルス肺炎の対応について、どのような通達があったのかお聞きしたいと存じます。

3点目の質問であります。新型コロナウイルス肺炎は2月7日以降、指定感染症となり、県内では13の指定医療機関が受け入れるとのことであり、近くでは曾於医師会立病院が指定医療機関となっております。不測の事態が生じた場合、検疫体制を含めた各機関とはどのような連携がとられているのかお聞きしたいと存じます。

次に、防犯カメラの設置について質問をいたします。

最近のマスコミの報道を見ておりますと、路上や密集地において事件や事故等が多く発生いたしており、その解決の一端として防犯カメラが利用されております。防犯カメラの設置については、犯罪の解決だけでなく、犯罪の抑止効果として、その機能を十分に果たしているものと考えられております。

現在、曾於市内においては銀行やコンビニ等、防犯カメラが設置されており、その役割、機能を十分に発揮いたしております。防犯カメラの設置については、都市部だけでなく、地方においても路上や通学路、密集地における犯罪の抑止や解決等

に、その効果を期待されており、防犯カメラの設置、もしくは設置を検討している市町村はふえていると聞いております。

そこで、質問の第1点であります。全国的にもふえつつある防犯カメラの設置と必要性について、市長の見解を求めたいと存じます。

2点目の質問であります。県内市町村の防犯カメラの設置状況についてお聞きしたいと存じます。

3点目の質問であります。曾於市内の主要な通りや通学路など、安全確保のための防犯カメラの設置についての見解を求めたいと存じます。

次に、曾於高校進学祝金贈呈事業の見直しについてを質問いたします。

曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の中に、大学等進学祝金贈呈事業があります。この事業の目的は、祝い金の贈呈により、生徒の学習意欲を高め、有能な人材を輩出、育成することとあります。この事業は、平成27年度、曾於高校に統合と同時に実施されており、当初、祝い金3万円であったものが、平成29年度より国公立大学進学者に対しては30万円、私立大学と短期大学等進学者に対しては5万円と大幅に増額され支給されています。予算も該当者数に応じて報償費として毎年計上されております。この事業の設置については曾於高校として発足時であり、文理科に対する支援と進学者に対する親の負担の軽減が主たる目的ではなかったかと思っております。この事業は条例に沿って毎年予算執行されておりますが、この条例、3年経過後は見直しするとされております。

そこで、質問の第1点であります。過去3カ年の曾於高校実績についてお聞きしますが、各学科の毎年の募集定員、入学者の実績についてお聞きいたします。

2点目の質問であります。卒業時の進学状況についてお聞きしますが、各大学への実績と進学者数についてお示してください。

3点目の質問であります。今後のこの事業の考え方と対応についてお聞きしたいと存じます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、海野議員の一般質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と2については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の3については、教育長に後から答弁をさせます。

昨日、上村議員にもお答えいたしました。1、新型コロナウイルスの国内への拡散と市民不安の解消についての①新型コロナウイルスに対する見解についてお答えをいたします。

コロナウイルスは、発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こ

すものは6種類あることがわかっています。そのうち、中東呼吸器症候群（MER S）、重症急性呼吸器症候群（SARS）などの重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれております。それ以外の4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10%から15%を占めます。今回の新型コロナウイルスは、これまでに報告されていない呼吸器感染症と言われています。発熱、せきなどの呼吸器症状が報告されており、感染源や感染経路は現在調査中ですが、飛沫感染と接触感染が考えられています。人から人への感染は認められるものの、感染の程度は明らかではありません。現時点の潜伏期間は1日から12.5日とされており、また、ほかのコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

1の②新型コロナウイルスに対する国や県からの通達についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関しては、国、県の対応についての情報提供や事務連絡等の周知があるところです。

1の③不測の事態が生じた場合、検疫体制を含めた各機関との連携についてお答えいたします。

感染対策について、全体的に一連の流れについて述べますが、現段階では新型インフルエンザ等対応マニュアルをもとに役割や発生時の対応策等を明確にし、また、発生段階ごとの具体的な対策が円滑にできるよう万全を期していく必要があります。

発生前においては、健康危機管理部を設置し、関係部署等が連携、協力して情報収集し、共有して発生に備えた準備をします。

新型コロナウイルスが発生し、政府対策本部、県対策本部が設置された際には、国や県からの指示や情報に留意し、各関係機関や部署等と情報共有を行いながら対応の準備を行い、市長を本部長とした曾於市新型コロナウイルス対策本部を設置し、必要な措置や対策を実施いたします。また、曾於市新型コロナウイルス対策協議会を設置し、各関係機関との情報共有を行い、発生時に円滑な連携を図ります。

曾於市では、先日、曾於市新型コロナウイルス健康危機管理部を設置し、情報の共有化、今後の対策実施等について協議したところです。

2、防犯カメラの設置についての①防犯カメラの設置と必要性についてお答えいたします。

防犯カメラは犯罪抑止に大きな役割を果たすものであり、全国的にも設置数が伸びてきていると認識しております。よって、市民の皆様の安全確保上、場所によっては設置すべきものと考えております。

2の②県内自治体の防犯カメラの設置状況についてお答えいたします。

県内自治体の設置状況について、防災、観測カメラ、ドライブレコーダーを除き、概数で申し上げます。本市を含む18市10町村で約510基設置しております。設置場

所については、学校や庁舎、図書館などの公共施設、主要交差点、駅前などさまざまであり、カメラの性能、設置費用についてさまざまであります。

2の③主要な通りや通学路などの安全確保のための防犯カメラの設置についてお答えいたします。

本市におきましては、現在9施設で33基設置しておりますが、財部駅前駐輪場を除き、主要な通りや通学路には設置していないところであります。

市民の皆様の安全確保のため、今後、十分検討させていただきたいと思います。

次は、教育長が答弁をいたします。

○教育長（瀬下 浩）

3、曾於高校進学祝金贈呈事業の見直しについての①過去3年間の学科別の募集定員と入学者実績についてお答えいたします。

曾於高校には、文理科、普通科、畜産食農科、機械電子科及び商業科の5学科があり、それぞれの定員は1クラス40人となっています。

過去3年間の入学実績につきましては、平成29年度は、文理科が13人、普通科が40人、畜産食農科が31人、機械電子科が40人、商業科が40人。平成30年度は、文理科が15人、普通科が32人、畜産食農科が39人、機械電子科が22人、商業科が40人。平成31年度は、文理科17人、普通科26人、畜産食農科40人、機械電子科40人、商業科34人となっています。

3の②卒業時の進学状況について、各大学への実績と進学者数についてお答えします。

平成28年度の進学状況は、国公立大学が9人、私立大学が19人、国公立短大が2人、私立短大が6人、専修学校等が60人となっています。平成29年度の進学状況は、国公立大学が8人、私立大学が12人、国公立短大が3人、私立短大が14人、専修学校等が68人となっています。平成30年度の進学状況は、国公立大学が8人、私立大学が14人、国公立短大が4人、私立短大が6人、専修学校等が50人となっています。

3の③今後の事業の考え方と対応についてお答えします。

本事業は、曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の附則において、3年をめぐりとして効果上げているのかを検証を行うこととなっており、令和2年度は、3年間の効果の検証を行い、令和3年度以降に向けて、必要な対策などを検討してまいります。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

ただいま3項目について答弁をいただきましたが、順次、2回目の質問をさせて

いただきます。

新型コロナウイルスの国内への感染と市民の解消についてであります。昨日も上村議員のほうから質問等があるあったわけですが、今回、中国の武漢で発生した新型コロナウイルス肺炎は、感染力は極めて高く、ウイルスの猛威は世界中に拡散しているというふう聞いております。国内においても日増しに感染者がふえており、県内においても感染者が出てもいい、厳しい状況にあるというふう認識いたしているところであります。

国も国内発生の早期の段階と位置づけ、対策本部を設け、感染者の拡散防止に向け真剣に取り組んでいるところであります。

当然、市町村においても、国、県と歩調を合わせて対応に应运るべきというふう思うところではあります。国、県の市町村の対応については、先ほど1回目の質問で、新型コロナウイルス感染症に関しては、国、県の対応についての情報提供や事務連絡等の周知があるところというふうな答弁であったわけですが、国、県の思う市町村の対応については、具体的にどのような市町村に対して対応を求めているのか、通達があればお聞きしたいと存じます。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、海野議員の質問に対してお答えいたします。

現在、国、県からは、それぞれ医療機関、保健所の設置につきまして資料が送られてきておりますが、実際、市町村の対応としましては、感染者を出さないためにも通常のインフルエンザ等と一緒に感染防止対策をしっかりとるように、市町村のほうには通知が来ております。

また、詳しいことは保健所と医療機関、消防機関、それぞれ連携を行っておりますので、市としましても、その関係機関と密に連絡をとりながら、市民の感染防止に最大の努力を図っていかねばならないと思っております。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

今の答弁では、国からは感染防止対策の強化というようなことで指示があったというような答弁であったと思います。

昨日、同僚議員からも質問がありましたが、不測の事態が生じた場合であります。いわゆるカウンセリングの体制、それから検疫体制、それから隔離体制など、即座に対応できる体制であるのか、その手順はどのようになっているのか、マニュアル的なものは、これはあるのか、詳しくお示しいただきたいというふう存じます。

○保健課長（桐野重仁）

今回、この新型コロナウイルスということは、通常で言われますインフルエンザのウイルスとは若干違うということで、「新型」ということで報道されておりますが、隔離とかそういう対策につきましては、国、県のほうから指導がありますが、市としましては、この新型インフルエンザ等実施マニュアルによって対応していきたいと思っております。

○15番（海野隆平議員）

現在、そういった感染者は出ておらんわけでありますので、具体的にということ、まだ言えんかもしれませんが、やはり、検査体制含めて隔離体制のことも含めて、これはもう当然、即座に対応できるような体制はとるべきでないかというふうに思っておりますので、そこ辺は十分に検討していただきたいなというふうに思います。

最悪、感染者が発生した場合であります、ウイルス感染者は無症候感染者とされているわけであり、無症候感染者ですね。いわゆる潜伏期間が、先ほどもあったとおり、約2週間あるわけです。2週間後でないと症状が出ないというふうに言われているわけであり、その間、感染経路を特定する必要もあるわけですね。

また、風評被害との関係も出てまいります、こうした一連の対応については、国、県から何か具体的な指導等があったのか、あればお聞きしたいと存じます。

○保健課長（桐野重仁）

その感染経路、今、検疫体制も強化をしておりますが、今、報告されているのが、国内で感染している状況も報告されております。

この対策につきましては、ほとんど県のほうで対応いたしますが、まず保健所のほうで全ての医療機関について、現在、対応できるように、鹿児島県の医師会からも各医療機関に通知が届いております。それによりまして、この風評被害につきましても、今までは感染症の指定病院のほうで診療をするということで、かかった方のプライバシーに関しても非公表ということになっております。

○15番（海野隆平議員）

当然、公表できない部分はあるだろうというふうには思うところでありますが。

曾於市においても、先ほど1回目の答弁があった中で、市長を本部長とした曾於市新型コロナウイルス健康危機管理部を設置したということであり、——もう1回申し上げます、曾於市においても市長を本部長として曾於市新型コロナウイルス健康危機管理部を設置したということですが、その中で情報の共有化とか、今後の対策実施等について協議したということですが、具体的に協議の内容についてであります、簡潔にお答えいただきたいわけです。中身、

内容等については、どのような協議内容であったのか、簡潔にお示しいただきたい
と思います。

○保健課長（桐野重仁）

保健課としましては、この危機管理マニュアルによりまして、発生段階に応じて
それぞれの対策本部を設置していかなければならないんですが、今、議員が言われ
ましたように国内感染の早期ということで、九州にも感染者が出ていないというこ
とでありまして、事前準備としまして、曾於市の保健課を中心として、今の健康危
機管理部ということで、保健課長を部長において、その体制を整えたところでござ
いますが、現段階は県からの情報とか県内の情報を収集し、職員で共有するという
内容でございます。

また、それにあわせて対策会議を行いまして、市役所の職員も感染しないた
めの行動とか、それとあと市民からの問い合わせがあったとき、一連の流れで共通
した対応を図るということで、先日、会議を持ったところでございます。

○15番（海野隆平議員）

内容については、理解したいと思います。

今回の新型コロナウイルスの感染については、毎日のように新聞やテレビ等で報
道されておりまして、市民の不安も日増しに高まっているというふうに感じている
ところでありますが、マスク着用を呼びかけながらも、薬局、コンビニ等じゃ、既
に完売いたしておりまして、いわゆる入荷待ちの状態というふうになっているわけ
であります。市民の新型ウイルスに対する関心の高さを感じるところであります。

今回の新型ウイルスの発生に伴いまして、現在、FM放送等によりまして、市
民に対して手洗いやうがいの励行とか、マスク着用など呼びかけているわけで、こ
れはこれとして非常にインフルエンザの感染防止と関係して、含めて、大切なこと
じゃないかなというふうに感じておりますが、FM放送だけでなく、あらゆる媒
体を通じて、予防については呼びかけるべきじゃないかなというふうに思うわけ
であります。新型コロナウイルスが終息するまでは、やはり強く予防については呼
びかけるべきではないかというふうに思うわけであります。その点の考え方につ
いてお聞きしたいと思います。

○保健課長（桐野重仁）

今回の新型コロナウイルスの感染症につきましては、今現在、FM放送、それと
市のホームページ、それとあと、今回計画しているのが自治会長、自治会宛ての書
面による啓発、啓蒙を図っていきたいと思っております。

○15番（海野隆平議員）

ぜひ、大事なことでありますので、終息するまでは継続して啓蒙、予防については呼び

かけていただきたいなというふうに思うところです。

教育長にちょっとお聞きしますが、今回のこの新型コロナウイルスについての学校現場でありますけど、どのように捉えておられるのか、また、予防対策についてはどのように指導されているのかお聞きしたいと存じます。

○教育長（瀬下 浩）

学校につきましては、インフルエンザの対応というのは、もうきちんとしたマニュアルがありますので、それと同じような対応ということで、今、取り扱っております。

○15番（海野隆平議員）

マニュアルに沿ってやっていただいたということですので、徹底していただきたいなというふうに思うところです。

もう、これ以上は質問をいたしません、新型コロナウイルスについては、一日も早い終息を願いたいところですが、毎日の報道によりますと、残念なことに国内においても感染者がふえているのが現状であります。新型コロナウイルスへの過剰な反応もいかななものかと思うところではありますが、徹底した予防策を講じることが、いわゆる市民の不安への解消にもつながるものというふうに思うところであります。

新型コロナウイルスに対する対策と市長の今後の決意のほどを再度お聞きしまして、この項の質問を終わりたいと存じます。

○市長（五位塚剛）

この間の経過と市の考え方については保健課長が答弁したとおりでありまして、学校のほうでもその辺の対応しております。現実的には、今後どういうふうに広がっていくかというのは推移を見守りながら、曾於市には発生しないことを祈りながら、全体的な流れを見守りたいというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

続きまして2項目め、防犯カメラの設置についてを質問してまいります。

最近のマスコミの報道を見ておりますと、いわゆる多発する事件、事故等の解決の糸口として、防犯カメラやビデオによる資料提供が大きな決め手というふうになっております。最近じゃ、車ではドライブレコーダーが注目されておりますが、曾於市の車両にもドライブレコーダーが設置されつつあるようであります。

目視より記録として残す、そのためにも防犯カメラの設置については、必要かつ大きな意義があるというふうに思うところではありますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁でもいたしました、道の駅とか図書館とか財部の駅とか、最低限、

今しておりまして、今後は、やはり子供たちの通学路を含めた大事なところには検討すべきだというふうに思っております。

○15番（海野隆平議員）

1回目の答弁でも、今後、前向きに検討したいという答弁でありましたが、曾於市安全・安心まちづくり条例が平成18年3月31日に制定されております。

第1条には、「この条例は、市民の生命、身体及び財産に危害を及ぼす犯罪、事故、災害等を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、市民、事業者及び所有者等の役割を明らかにするとともに、良好な地域社会に向けた協働への取り組みに関し基本となる事項を定めるものとする」というふうにあるわけであります。

犯罪、事故、災害等を未然に防止してとありますが、このことからしても犯罪の抑止、検証と防犯カメラの設置利用には、今後、前向きに取り組むべきだというふうに考えております。このことは第1回目の答弁でもありましたが、また、今まで市民、団体より、防犯カメラの設置についての意見、要望等はなかったのかお聞きしたいと存じます。

○市長（五位塚剛）

市内の団体を含めた市民からは具体的に要望はないところですけど、市の公用車には、全てドライブレコーダーを設置いたしました。

今後、子供たちの通学路の安全とかいろんなことを考えた場合は、そういうところを検討していかなきゃならない時期に来たのかなと思っておりますけど、残念ながら、これについて国県の補助が全く今ありませんので、やはり、今後、国がもっと積極的にこの事業に対して使用していただければ、地方自治体も設置がしやすいのではないかなというふうに思っております。

引き続き、また、県、国のほうにも、そういう声を上げていきたいなというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

曾於市内においては、民間レベルでは銀行とかコンビニとかスーパー等については早くから防犯カメラが設置されておりまして、犯罪の防止や犯罪の解決の糸口に利用されているわけであります。

曾於市内、行政として防犯カメラ設置の実績があれば、お示しいただきたいとありますが。私はここに本市の状況が、現在9施設で33基設置しておるということでありますが、私は、防犯カメラについては設置されていないというふうに理解しておったわけではありますが、具体的に現在9施設である、どこどこなのかお示しいただきたいなと思うとありますが。財部の駅前駐輪場には設置されたという

ふうに聞いておりますが、どのような経過を踏まえて設置されたのか、また、これ、いつ設置されたのか、また、そのときの設置の費用は幾らであったのか、また、現在どこがこれは管理されているのか、詳しくお示しいただきたいと思います。

（「財部の地域振興課でやっている」と聞いておる」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

それでは、財部駅の駐輪場につきまして、わかっている範囲内でお答えしたいと思います。

設置年度は平成31年度ですので、今年度でございます。駐輪場というのは、事件が発生したためというふうに理由は聞いているところでございます。設置している台数は1台でございます。録画の保存期間は2週間程度というふうに聞いているところでございます。そういう事件がありまして、予算化をして設置をしたということでございます。

○15番（海野隆平議員）

現在、財部の地域振興課のほうで管理されるというふうには聞いておりますが、そのときの設置の費用は大体幾らぐらいであったのか、先ほど答弁がありませんでしたので、お聞きしたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

設置費用19万9,800円でございます。

○15番（海野隆平議員）

費用に19万円とは、高い費用を投じたもんだなというふうに思いましたけど。実際、10万円程度になるというふうには聞いていますけど。

県内の防犯カメラの設置状況について、先ほど答弁がありました。本市を含む18市10町村で約510基設置しておるというふうに答弁がありましたが、県内では南九州市、また霧島市、日置市などに設置されているというふうに聞いております。

これは、担当課はもう総務課になろうかというふうに思うわけではありますが、設置場所や設置費用、設置後の維持管理等、やはり今後、調査研究が必要ではないかなと思うわけではありますが、先ほど市長の答弁では、前向きに、今後設置については考えていきたいというふうな答弁であったわけではありますが、やはり、ほかの自治体の状況が把握できなければ、導入もどうかなということも考えますが、その点についての調査研究費を含めて、今後、そういった面での研究調査については、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

当然、この防犯カメラを設置すると、それを受信するテレビみたいなものをしな

きやなりません。それを録画しておかなきゃなりません。そういう意味では、当然そこを市道等に設置したときに、その受信側をどこに持っていくのか、非常に難しい部分もあります。ですから、民間の個人の会社なんかは駐車場に設置して会社の事務所において、それですとか、そういうことをやっています。末吉の道の駅も、牛のモニュメントも設置しましたので、その状況を見て、あの近辺の状態を防犯カメラでしておりますけど、それは事務所がありますから、事務所でちゃんとできているんですけど。

総合的に、今後どこが必要かということを含めて、予算状態、さっき言いましたように20万円近くかかっておりますので、いろいろと検討させていただいて、また今後、少しずつ進めていきたいというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

設置場所の今、話も出ました。当然、調査研究が今後必要だろうというふうに思いますので、この辺を十分検討していただきたいなというふうに思います。

通学路の話がさっき出ましたが、学校周辺においても、最近、不審者を見かけるといような情報も聞いていますが、PTA含めて保護者からの防犯カメラの設置についての意見とか要望は出ないのか。これは教育長だろうと思いますけども、聞いておれば、お聞きしたいと存じます。

○教育長（瀬下 浩）

聞いてはいないんですけれども、一部、過去、防犯カメラをつけている学校もあります。

○15番（海野隆平議員）

学校周辺を含めて、やはり今後は防犯カメラの設置については、やっぱり十分検討する余地があるんじゃないかと思いますので、教育委員会のほうでも、これは検討していただきたいなというふうに思います。

最後になりましたけど、曾於市内における防犯カメラの設置については、今後、やはり十分調査研究すべきであります。県内の市町村においても防犯カメラの設置については、設置もしくは前向きに検討される市町村がふえております。安心安全なまちづくり、犯罪の未然の防止といった点からも、防犯カメラの設置については、やはり、前向きであるべきであろうというふうに思うところであります。

1回目の答弁で前向きな答弁いただいたところでありますが、再度、市長、この防犯カメラの設置に向けての基本的な考え方をお聞きいたしまして、この項の質問を終わりたいと思います。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁をいたしましたように、やはり、一番子供たちの通学路というのが

大事でありますので、そのあたりを中心にしながら、予算を見ながら、今後、検討していきたいというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

それでは、3項目めについて質問してまいります。

曾於高校の進学祝金贈呈事業の見直しについてということですが、先ほども1回目の答弁ありましたけど、文理科、普通科については、募集定員に対して、毎年、定員割れしているのが現状じゃないかなというふうに思うところであります。この定員割れについて、教育委員会ではどのように分析されているのか、あわせて文理科、普通科の今後の入学者の見通しについてお聞きしたいと存じます。

○教育長（瀬下 浩）

入学者の募集と出願者のことなんですけれども、この数日前の新聞にも出ていたように、もう毎回ごと、年度ごとに最低倍率を更新するというような状況が続いています。ことしは出願者数、初の1万人割れということで、よくよく見ますと、もう鹿児島市の主な学校、それから始良学区の加治木、加治木工業、それを除くと、地方の学校全て定員割れ状態と。しかも、その割れ方がぎりぎり割れているんじゃないで、かなりの数が割れているような状況になってきています。やはり、少子化の影響がもろ、ここに出てきている。私学の場合には余り定員減らないんですけれども、公立のほうも、これを受けとめているような状況があります。

その中にありまして、本市におきまして、ことしの募集的に見ると、一方がふえりゃ一方が減るような状態で。普通科系であれば、文理科は確実にふえています。この3年間ふえていまして、今度も、もう既に内定者も出ていますし、数的には去年を大きく上回るだろうと思います。その分、普通科が減るわけです。ですので、普通科系で考えると、全体的には、ふえも減りもししていないような状態が続いている状態です。

それから、残りの専門学科系、職業系のほうです。これ、3学科ありますけども、こっちも、どっちかがふえればどっかが減るというような状態で、ほぼ3年間、4年間、ことしのまで見ましても、大体同じような数の中で推移しているような状況があります。ですので、人数がほぼ固定化しているような数になっています。

ですので、今後ふやしていくとなると、どうしても必要なのが、都城に今進学している子供たちにこっちに向いてもらう、あるいは私学に行っている子供たちにこちらに向いてもらう。そこに力を入れていかないと、なかなか人数的にはふえていかないのかなという、教育委員会では協議しているところでございます。

○15番（海野隆平議員）

今、答弁があったとおり、文理科、普通科については、普通科のほうに特に定員

割れしているなど。ことしも既に2月の15日でしたか、公立高校入試に対する出願状況が出ておりますけど、なかなかこれは厳しいなというふうな見方をしているところであります。

統合してから6年が経過いたしておりますが、各学科とも、曾於市の最高学府としての実績を出していただいております、それはそれとして高く評価するところでもあります。もちろん、歴史はすぐにはつくれませんし、実績の積み上げであろうというふうに理解はいたしております。そのためにも、曾於高校としての独自のカラー、デザインを構築していただくことが非常に大事じゃないかなというふうに思うところではありますが、その点について、教育長、いわゆるグランドデザイン、それからまた学校の独自のカラーでありますけど、そういった点についての教育長の基本的な考え方についてお聞きしたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

学科につきましては、もう県のほうで、どういう学科というふうに決めてきます。ですので、そこをいじることはなかなかできないんですけれども、やはりその中のいろんな学習のコースがあったりとか、あるいは特色ある活動をしています。

実は、非常に曾於高校は——きのうの新聞ですか、けさの新聞ですかね、二十以下の飲酒防止教育で全国表彰を受けたというのが出ていますから。そのほか、今の1年生ですけれども、科学研究が非常にすぐれていまして、そちらのほうも内容的には大学生顔負けの研究発表をしています。これも多分、そのうち評価されてくるんだろうと思いますけども、そういった取り組みが多々あります。

今、アンケート調査等もいろいろやっているんですけど、その中でもそういった取り組みをぜひ続けてやってほしいというような保護者や中学生からの要望等もたくさん出ておりますので、そこら辺で曾於高校のよさをぜひアピールしていきたいなというふうに、今考えているところでございます。

○15番（海野隆平議員）

非常に6年間、曾於高校としては頑張っているなというふうには評価いたしておりますが。

この祝い金の状況についてちょっとお聞きしますけど、県内の状況についてお聞きするわけではありますが、大学等進学祝金贈呈事業を実施している市町村はどのくらいあるのか、県内で。あるとすれば、実施している市町村の事業内容、また、効果等はどうであったのか、含めて、詳しくお示しいただきたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

この事業につきましては、実施しているのは伊佐市だけでございます。伊佐市が実施しております。あそこは最初にこういうのを打ち出しまして、あそこの場合には

金額が大きくて、いわゆる旧帝大といいますか、一部の国立大学に対しましては100万円と、それからほかの一般的な大学につきましては30万円というような、かなり高額のを出しているんですけども、実績としまして、100万円いただいた人が何人いるかという話を聞きましたら、創設した年に1人いたそうです。それ以降は1人もいないというような状況でございます。

その効果につきまして、こちらのほうでどうのこうのは言えるような状況ではございませんけれども、ことしの、伊佐市は大口高校1校ですので大口高校のを見ますと、競争率0.5倍というような状況でございました。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

教育長の今の答弁では、県内、伊佐市というようなことで実施しているということですが、100万円というような大きな金額でありますけど、さほど効果等は出ていないというようなことであろうというふうに答弁があったところであります。

昨年12月23日でしたか、条例に基づき、大学等進学者、成績優秀者に対して祝い金が贈呈されております。ここにこういうふうに写真もありますが。今回35名の方が対象者であったというふうに載っておりますが。

そこで具体的にお聞きしますけど、30万円の対象者は何名であったのか、5万円の対象者は何名であったのか、また、全体のこの事業費、これは幾らであったのか、お聞きしたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

今年度の分、30年度卒業生分です。30万円の対象者が26名です。国公立が10名、私立が10名、そして専修学校等が6名の26名でございます。それから5万円のほうです。5万円のほうが、私立大学が1人、それから専修学校等が8人で、合計9名と。合わせまして、全部で35名で、予算は825万円でございます。

○15番（海野隆平議員）

全体で825万円使われたというふうに理解しますが、これは当然、条例に基づき祝い金が支給されておりますので、使途については何に使われてもこれは自由なわけですが、これは当然大切な税金であり、有意義に使っていただきたいなと思うところではありますが、今まで使途について、この祝い金についての使途についてでありますけど、アンケート調査なり、口頭での調査なりされたことはあるのかお聞きしたいと思います。

それと、ことしの贈呈式のときに、使途については、看護師を目指しているので夢実現のために使いたいというようなこと等も、ある方がここに書いていらっしゃる

いますけど、具体的にこういった形で使途については考えていらっしゃるのか、使われているのか、調査されたらお聞きしたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

使い道については、調査はしておりません。

○15番（海野隆平議員）

やはり、これは大事なお金でありますので、今後、口頭でもアンケートでもいいんですけど、どういうふうに使われたのかぐらいは聞いていただきたいなというふうに思うところであります。このことも、今後、教育委員会のほうで検討していただきたいなというふうに思います。

この条例は施行後3年をめどとして、この条例による改正後の曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例における支援対策の規定について、目的に沿って効果を上げているか十分検証し、その結果に基づき措置を講ずるものとするというふうにあるわけではありますが、ことしが令和2年、ことしがその年に当たるというふうに思っておりますが。そこでお聞きしますけど、検証するということが出ていますけど、どのように検証されるのか、そしてまた、その結果はいつまで出されるのか、答弁を求めたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

ことしが3年目の検証の年だということはわかっておりますので、そのための、もう準備を進めております。

昨年度も子供たちに調査をしましたけれども、なかなかその調査ではつかめなかったもので、ことしは調査のやり方を変えまして、今の在校生、中学生、それから高校生、それから中学生の保護者、高校生の保護者に対しまして、今の施策についての重要度、あるいはいろんなやり方が、先ほどありましたように内容を充実させるようないろんな方策等を列記しまして、その重要度について順位を上げてもらうような、そういう、ことしは今、調査はかけております。

そういう調査結果とか、あるいは今、ことしの教育委員会の職務権限に関する事務の外部評価委員会というのがあります。教育委員会では、教育委員会で行っている事務につきまして外部評価委員を入れて、第三者を入れまして評価をしていただいております。その中の一つの項目に、ことしの評価の項目の中に、この曾於高校の支援事業を入れておりますので、第三者から見て、どういうふうに思われるのかの評価をしていただく。例えば、適応性、有効性、目的達成度、先ほどの経済性、効率性、こういったものについて点数的に評価をしていただいて、総合評価をしていただくと。そして、それぞれにまたコメントをいただくようなことになっているわけですが、そういったものも踏まえながら、そして最終的には曾於高校の学

校とも語りながら、最終的には教育委員会のほうでまた語って、何らかの方向性を出していきたい、できれば年内には出していきたいというふうに考えているところでございます。

○15番（海野隆平議員）

年内にはということでしたけど、9月までには、これは検討結果は出せるんじゃないでしょうか、いかがですか。

○教育長（瀬下 浩）

後のことを考えますと、来年の募集とか予算のことを考えますと、できれば9月の議会のころまでには出していきたいなというふうに考えているところです。

○15番（海野隆平議員）

9月、まだ期間はありますので十分検証していただいて、結果等が出れば、これは議会のほうの全協でも出していただいて、経過報告していただきたいなというふうに思うところであります。

大学進学者や成績優秀者に対して、祝い金事業として毎年800万円ないし900万円の予算が計上され支給されておりますが、この支給の方法は正しいのか。これは十分——もちろん今の条例ではうたってありますけど、果たしてこれが、このやり方がいいのか、十分検証していただきたいなと思うところでありますが、言葉は悪いんですけど、ある意味では、このことは費用対効果はあるのかなというふうに思うところであります。疑問に思うんですね、やはり。

そこで市長にお聞きしますが、この祝い金事業について、見直し、もしくは廃止する考え方はないのか、お聞きしたいと思います。これちょっと大事なことですので、しっかり答えて……。

○市長（五位塚剛）

私は、この事業は、曾於高校に行った子供たちに大きな夢と希望を与えているというふうに確信を持っております。成果も出ているというふうに思っております。

今後どうするかというのは、十分検討はさせていただきますけど、この財源については、私は、子供たちに曾於市の特産品、ふるさと納税で全国の皆さんたちから応援もらって、その予算を皆さんたちに入学お祝い金とか、またいろんな形で使っていただきたい、そして立派な大学生活、また職業を含めた者になって、また応援してもらいたいということを言っておりますので、私はもう十分成果は出ているというふうに思っております。

○15番（海野隆平議員）

いろいろ見方があります。当然、見解の相違というようなこと等もあろうかと思うわけですが、私の、これは考え方ですけど、これが果たして効果を上げ

ているのかなということは、非常に私は疑問に思っているということだけはお伝えしておきたいと思います。

この事業については、先ほど教育長から答弁がありましたけど、9月までに教育委員会のほうで検証して取りまとめたいたいということでもありますので、結果を待ちたいと思いますけど、十分に検証された上で結論が出されるというふうに思うわけですが、教育長が教育委員会のほうの答申については、その答申に対して十分に尊重され、準ずるというふうに受け取っていいのか。これは市長のほうでお聞きしたいと思いますけど。

市長、教育委員会のほうが9月まで、この祝い金贈呈事業については検証して、なおかつ結論を出したいというような答弁であるわけでもありますけど、教育委員会の答申に対しては十分に尊重されるお気持ちであるのかどうか、お聞きしたいと存じます。

○市長（五位塚剛）

この内容については、教育委員会だけで結論を出せることはできないと思います。当然、我々行政側と色々な話し合いをした、将来の曾於高校のあり方を含めて検討すべきだと思っております。

今、全体的には少子高齢化で子供が減っておりますので、その中で唯一、私たちの曾於市にある曾於高校を、本当に私たちは曾於市立の曾於高校のつもりで応援をしていきますので、子供たちが元気で曾於高校で頑張ってもらえるような体制づくりをするためには、我々行政が将来を見た上でどうすべきかというのは大事な役目でもありますので、それについては教育委員会と十分密にして、教育委員会がそのことを判断したときは、それは当然ながら、そういう方向でしていきたいと思います。

○15番（海野隆平議員）

教育委員会の検証、また結論については尊重するというふうに受け取りたいと思います。

この事業については、3年が経過した後、見直しするものというふうにされておりますが、条例、事業内容とも十分な見直しが必要ではないかなというふうに思うところであります。

また、このことは、今後、文教厚生委員会においても十分論議されるだろうというふうに思うところでありますが、特に大学等進学祝い金については、統合当初の初期の目的は、私はもう十分達成されたんじゃないかなというふうに思っております。祝い金事業があるから曾於高校へ行きたいということは、とても考えられません。曾於高校しかできない、先ほども教育長のほうから答弁がありましたけど、曾於高校しかできないユニークな事業、そしてまたグランドデザイン、独自のカラー

と、これは実績の積み重ねなんです。実績の積み重ねによりまして、応募者が、私はふえるんじゃないかなというふうに思うところではありますが、そのことがまた大事じゃないかなというふうに思うところであります。9月までには十分に検討していただきまして、実のある結論を出していただきたいなというふうに思うところあります。

このことについて、再度、教育長の答弁をお聞きいたしまして、私の——ちょうど12時になりましたので——この項の質問を終わります。

○教育長（瀬下 浩）

今、市長のほうからもありましたように、教育委員会は教育委員会でいろいろな方法に基づいて検討していきたい、そして最終的には市長部局とも語って、今後、曾於高校を本質的に変えるにはどうしていけばいいかという本質的なところから議論をしていきながら、曾於高校のためになる施策を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（土屋健一）

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開をいたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

18番議員。私は今定例会において、3項目を8点に分けて市長並びに教育長に質問いたします。

今日におきます政治経済は国際的であり、あらゆる問題課題も地球規模であります。曾於市においては、3町合併以来15年目であり平成から令和となり、発展を目指して執行部と議会が二元代表制のもと、両輪のごとく今後も頑張る環境を構築する必要が必須かと思います。

通告に基づき、まず、平成29年度から継続で対応してきている寺園地区の農地耕作条件改善事業について、現在着工しておりますが、内容について質問いたします。

①平成29年度発覚した、隧道の中の閉鎖箇所が発生し、農業用水ができなくなったことで、受益者と対応してきた内容、経過等について伺います。

②農業用水について、あの地域の先人たちが大変な御苦労のもと、迫下川から隧

道を通したことに感慨深いものがありますが、市長は寺園池の現状を見てどのような見解を持っているか伺います。

次に、③農地耕作条件改善事業により、工事完了後の寺園の池についてですが、工事完了後、今後も寺園池の整備が必要であると思います。現段階で、池周辺の土地の所有者はどうなっているか伺います。

次に、曾於市の農業振興についてであります、令和元年の農畜産生産物実績から質問いたします。

農畜産物実績については、平成30年度より 3 億9,240万9,000円増の481億3,542万3,000円であります。耕種部門においては、68億3,542万5,000円で前年度より326万1,000円増であります。畜産部門が83.2%を占めており、畜産部門は 5 億3,490万6,000円の増であります。

耕種部門をもう少し伸ばすことが、曾於市の農業振興であると思っております。通告いたしました水稻、サツマイモ、ゴボウ、ショウガ、ユズ等の作物の生産状況、生産額について市長の見解を求めます。

次に、②今後の曾於市の農業振興に関して、農業公社が大きくかかわっていくことが、曾於市の農業振興につながっていくということは言うまでもありません。令和元年度の経営状況の収支については、昨日同僚議員の質問で答弁がありましたので、今後の経営、事業計画等見通しについて伺います。

次に、③ユズ振興については、議会でも各議員がいろいろと一般質問等で議論がされてきました。今後の生産増に際しましても、搾汁ラインの増設が不可欠であります。今後の対応を伺います。

次に、3の末吉中央公民館建設について、①当初計画、総合文化センター横から建設予定地の変更が旧清寿園跡地に決定して、土地購入がなくなりました。また、現在の公民館跡地は売却になるようですが、建設事業費について、令和2年度の当初予算 5 億2,021万円についての内訳について伺います。

次に、②であります、旧清寿園周辺は市営住宅、民間住宅並びナンチク等、そして県道2本が交差する地域であり、公民館が建設されるに当たり、環境的にも町並みも考えるべきと思います。朝夕の交通量も多い地域であり、でき得る限り、建設地の高低差をなくすることが望ましい建設になるかと思えます。市長の見解を求めて1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、迫議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

（何ごとか言う者あり）

○議長（土屋健一）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 0 6 分

再開 午後 1 時 0 7 分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（五位塚剛）

質問事項の 1 と 2 については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の 3 については、教育長に後から答弁させます。

1、農地耕作条件改善事業寺園地区の①平成29年度からの取り組み、経過、事業費、受益者の負担額等についてお答えをいたします。

取り組み経過といたしましては、平成29年度が事業導入に対しての地元説明会、意思確認及び測量設計を行い、平成30年度が用地買収、入札不調による県及び九州農政局との協議並びにボーリング調査を行い、令和元年度が工法変更による設計変更及び工事発注を行い、株式会社渡辺組が落札し、現在工事を行っているところで

す。

全体事業費は7,500万円で、受益者負担額は工事費6,928万6,400円の5%ですの
で346万4,320円になります。

1の②農業用水としての歴史的な背景並びに今後の対応についてお答えいたしま
す。

寺園池隧道は、記念碑の碑文に昭和2年に工事費1,026円で建設されたと記載さ
れております。また、その後、昭和24年の台風災害により復旧不能となり、昭和27
年に国庫補助工事として、工事費54万円で掘り直して完成したと記載されていま
す。

今後の対応については、今回の工事で閉塞箇所は解消しますので、地元で適正な
維持管理をしていただきたいと思います。

1の③現在の寺園池周辺の土地の所有者はどうなっているのか、今後、池周辺整
備についてはどうであるのかについてお答えいたします。

寺園池の所有者は個人名義で、相続未登記の状態となっており、相続権利者は
5世代にわたり63人であります。

今後の池周辺整備については、補助事業を導入して整備を行いたいと考えており、
県営農村災害対策整備事業の令和3年度採択に向けて、準備を進めているところで
す。

2、農業振興についての①農畜産物生産実績について、特に水稻、サツマイモ、ゴボウ、ショウガ、ユズ等についての見解についてお答えいたします。

令和元年産は、生産額481億3,542万3,000円で前年を3億9,240万9,000円上回りました。水稻、サツマイモ、ゴボウ、ショウガ、ユズ等についての見解ですが、水稻につきましては、梅雨の長雨等によりまして減少となり、品質においても一等米比率が53.7%となりました。

次に、サツマイモですが、基腐れ病が一部の地域で見られましたが、最終的には収量が前年産より多い結果となりました。

次に、ゴボウですが、前年産より栽培面積が4haふえたため、生産額もふえました。

次に、ショウガですが、生産量、額とも前年産とほぼ同じであり、ユズにおきましては、裏年にもかかわらず天候に恵まれ、果実肥大が良好であったため、1,215トンで過去2番目の生産量、額となりました。

2の②農業公社の稼働状況並び今後の事業計画等経営内容についての見通しについてお答えいたします。

昨年の4月からことしの1月末までの稼働実績ですが、水田の荒起こしから稲刈りまでの受託作業面積が276.1haで、収入金額が3,145万3,634円。ゴボウのロータリーが収穫までの受託作業面積が19.1haで、収入金額が290万6,274円。ロータリー、プラウ、土壌消毒等の受託作業面積が50.3haで、収入金額が241万5,897円。ソバの収穫の受託作業面積が13.6haで、収入金額が115万875円。飼料の刈り取りから梱包までの受託作業面積が17haで、収入金額が65万3,530円。その他作業の収入金額が156万2,603円で、合計の収入金額は4,014万2,813円となっております。

今後の事業計画等経営内容につきましてですが、令和2年度にブームモア導入をいたしまして、田んぼのあぜ草刈りや農道等の草刈り等の受託作業に取り組む予定であります。また、畜産のコントラクター事業に取り組むため、令和2年度に国へ補助事業の要望を上げまして、令和3年度に作業機械等を導入、令和4年度からコントラクター事業に取り組み、事業収益をふやしていく計画であります。

2の③ユズ搾汁センターの増設については、どのように取り組まれるか今後の対応を伺うについて、お答えいたします。

昨年10月16日に大休寺副市長、農林振興課長、財政課長、建設課長、水道課長、大隅・財部支所産業振興課長、ユズ同好会3役、メセナ食彩センター常務取締役ほか3人を含めまして、曾於市ユズ搾汁センター整備検討委員会を立ち上げ、意見交換等を行いました。今後は施設の場所や規模、また、導入できる補助事業等について検討を重ね、早い時期に方向性を示し、施設の建設を計画していきたいと考えて

おります。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（瀬下 浩）

3、末吉中央公民館建設についての①土地購入事業費が必要でないことや跡地転売費等並びに建設事業費との試算の内容についてお答えいたします。

末吉中央公民館建設事業費につきましては、清寿園跡地を活用することにより、土地購入事業費等の減額があり、昨年9月及び3月補正をお願いいたしまして、当初予算より1,053万1,000円の減となる予定です。

したがいまして、建設事業費といたしましては、令和元年度が5,166万円、令和2年度が5億2,021万1,000円、合計で5億7,187万1,000円を計画しております。

また、旧末吉中央公民館跡地の売却につきましては、現在、土地取得の要望書が提出されておりました高原病院と協議を行っているところでございます。

3の②でき得る限り平坦地が望ましくないかについてお答えします。

住民説明会につきましては、令和元年11月25日に周辺の2自治会の皆様に、末吉中央公民館移転建てかえ計画について、説明会を実施いたしました。

主な意見、要望といたしましては、駐車場の有効活用、避難場所としての活用、平屋建てによる建設等があったところです。また、敷地に隣接している住宅との土手の管理や防犯策をとってほしいとの御意見もございました。いただいた御意見等につきましては、誠意を持って対処していきたいと考えております。

また、湯之尻交差点は時間帯によっては交通量が多いことから、出入り口を拡幅し、県道から直角で出入りできるように改良した上で、入り口を1車線、出口を2車線とし、さらにスロープを、歩行者道を設置しまして、出入り口の安全に努めたいと考えております。

敷地につきましては、高さを約2m下げる造成工事を行う計画です。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

それでは、2回目を順を追って質問いたします。

まず、平成29年度からの事業ですが、現段階で事業面積、受益者人数について、それから29年度以降この受益者、所有者等の状況は移動していないか確認をしたいと思います。

○耕地課長（小松勇二）

それではお答えします。受益面積は約3haでございます。それから受益者につきましては18人でございます。受益者の変動はないところでございます。それから……。

以上でございます。

(「面積」と言う者あり)

○耕地課長(小松勇二)

はい。

(「受益者の面積だけ」と言う者あり)

○耕地課長(小松勇二)

受益面積は約3haでございます。

○18番(迫 杉雄議員)

金額等も答弁がありましたが、工事費6,928万6,400円ということの受益者に対する負担が5%、金額で346万4,320円という内容ですが、3haというのがどうも気になり、面積が少なければ受益者の負担になるということも重々わかっております。けど、今回について、この18名の受益者に対しての負担、346万円相当の金額が、反当で10万円どころではないというふうに聞いておりますが、反当どころの負担金はいかほどになりますかね。

○耕地課長(小松勇二)

お答えいたします。

10a当たりの負担金につきましては、約11万3,000円になるところでございます。

○18番(迫 杉雄議員)

今、11万3,000円ということで考えますと、かなりの負担になったということで事業導入としていたし方がないなと思います。特にこの11万3,000円に対する、3反4反というような受益者には大変な金額だと思いますが、市長はどういうふうに受け取りますか。この事業等で5%受益者負担というのは、面積が広ければがっとう下がるわけですね。今後の令和2年度の同様の事業も導入されておるようですが、市長の見解を聞きたいと思います。

○市長(五位塚剛)

今回の寺園地区のこの隧道の落盤によって、水をかけることができなくなりました。私たちも本当に田植え前の状況で心配をされまして、急遽、北部畑かんの流末の水を申請をいたしまして、今利用しておりますけど、農家の方々がどうしても米づくりをしたいということで、そういう要望がありました。

最終的には、本当にありがたいことに、国がこういう事業を提案して認めていただきましたので、当然ながら自己負担がありますよということで、算定をいたしましたら、地元の皆さんたちがそれでもやりたいという決意をさせていただきましたので、この事業を導入いたしました。

そういう意味では、農家には新たな負担を強いることになりましたけど、将来の

私たちの曾於市末吉の水田を守るために、農家の方が決意していただいていることは、本当にありがたいというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

今答弁されたことが、市長の見解、思いだろうと思いますし、私も同様です。そのぐらい受益者となると負担金を背負うと、今どき田んぼに関してはあげるといってもいないよと、耕作してといっても若者は耕作しないというような時代に入っている中に、この事業が実施されているということで、一つは②で答弁をしてもらいましたが、歴史的な背景ということで市長の答弁のとおり、私も再認識するところです。

ただ一点、近年というかこの10年前後、もうちょっとぐらいですかね、あそこの寺園池が崩壊して壊れたという記録的なものは聞いていらっしゃるでしょうか、私はそれを聞いておる、いつだったかなというふうな思いがしております。実際、そこが崩壊、どの程度の崩壊ということでないですが、崩壊して後また整備されたということですが、何か知っていらっしゃれば答弁を求めて質問を続けたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今までの過去のことと、池が崩れたのか改修したのか、経過を多分耕地課長がつかんでいるでしょうから、答弁をさせたいと思います。

○耕地課長（小松勇二）

お答えいたします。

先ほど、市長のほうからの答弁もございましたけれども、昭和24年に台風の被害で隧道が壊れまして、その後、昭和27年に新しくまた掘り直して、完成したということが記念碑に記載をされているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

答弁の中に昭和24年の台風ということで答弁されましたが、私の勘違いか思い違いかしれませんが、まだそれからこっちにあの今取水口といいますか、池からの取水口といいますか、そこから下が壊れて修理された経緯があります。

せっかく今日まで農業用水として使ってきた池、これに対して今回、今後、法律もできて池をどうするかと、本市においてもため池のハザードマップ作成ということで、あそこも対応されると思いますが、やはりそこあたりも加味して対応してもらおうと、対応してもらいたいということです。

先ほどから出ておるように、農家——受益者が本当に大変な思いをしながら、自分の財産田畑を守られるわけですので、ぜひため池については対応してもらいたいと、令和3年という年限も出ましたが、そこらあたりからぜひどうすればよいかということを進めてもらいたいと思います。

それにちなんで、もう③を言っているわけですが、土地の所有者がはっきりしないと、はっきりしないというか、今答弁にありました5世代にわたり63名でありますということです、これについてはしっかりたどるといいですか、調査ができますか。ぜひそこまでをしてもらいたいというのが強い要望です。答弁を求めます。

○耕地課長（小松勇二）

お答えします。

この寺園池が個人名義の土地になっておりまして、相続権利のある方が63名でございますけれども、61名の方については、こちらから連絡をいたしまして、改修について承諾をいただいているところです。あと残り2人になっているところでございます。

以上でございます。

○18番（迫 杉雄議員）

内容が理解できました。あと2名ということで、ハザードマップの調査委託についてぜひ生かしてもらいたいと思います。そうすると、当然、池の整備に拍車がかかる。どういう整備ということもこの場では言えませんが、ごらんのとおり、昔から池の周りの木々が生い茂って、以前はあそこを整備しようという旧町時代の話もありましたけど、地元の理解を得られなかったなと私、思っております。そういう意味から、今後、災害につながらないことが前提ですので、対応をお願いします。

あとあわせて、ハザードマップに対する市内のため池等はどういうふうに把握されているか、予算、令和2年度については2カ所だけを対象とされるんですか。農業用水イコールため池、水がたまるところですね。今回のこの法律については、平成30年の7月の豪雨以降即国が法律を施行したというふうに理解しております。そういう意味から、県内の数字はため池等が136カ所というような大まかな数字も出ておりますが、市内においては寺園池1カ所じゃないし、そのほかに、何ですか、池山のほうもですか、あと大隅もしくは財部地区には、そういう類いの池等はないか確認をしたいと思います。

○耕地課長（小松勇二）

お答えいたします。

曾於市内のため池は5つございまして、今回、令和2年度予算でハザードマップをつくる予定の池が、寺園池とそれから池山池、この2つの池について100%補助の補助事業でハザードマップをつくる予定でございます。

以上でございます。

○18番（迫 杉雄議員）

市内に、そのため池ハザードマップに対するのは5つということですが、農業用

水外にもあるような気がします。法律の狙いは農業用水かと思いますが、もう一歩踏み込めば災害時の対応だと思います。決壊すればどういう災害、もしくは想定外というような言葉もありますし、ぜひ、市内のそういうため池等については、把握されて対応していただきたいと思います。

この件で、市長が再三寺園池を理解されているようですので、ぜひ、令和3年度という言葉も出ましたが、早急な整備をお願いしたいと思います。

次に、2番目に入りたいと思います。

農業振興についてですが、1番目に市長の答弁が細かく出ておりますので、理解しております。農産物の実績額について、水稻からサツマイモ等についての見解もわかりました。

この中で、一言つけ加えるんですが、やはり今回は農業、耕種部門の実績額が360万円相当で、そのほかは畜産部門で八十二、三%相当が5億ありますし、飼料の分が減額になっておるから、先ほど答弁されたような金額になっておるようです。

その部門で、326万1,000円がどのような感覚を持っているか、できれば耕種部門を68億円以上の、下手すれば100億円狙いぐらいに目標を立てる考えはないか、毎年似たような耕種部門の実績額だと、私は見ておりますけど、畜産部門だけの83%以上を狙うのはそれは当然ですが、やっぱり考え方によっては、耕種部門の農家が、もしくはそうなる小規模農家も元気を出さないといけないし、一方では後継者がいない我がも高齢だと、もうあした、あさって、来年でやろうかいというような言葉も出るような農家もありますし、そこに元気を出させるには何かの形で、農業所得を上げる知恵なり段取りをするのが行政じゃないかなと思いますが、68億円相当をどう考えるか答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市が、全体的には農業総生産額は前年度よりふえてきております。その大部分がやっぱり畜産の分野で伸びてきているわけですが、今言われるように耕種部門での伸びが非常に厳しいところありますので、これについてはやはりJAさんともよく協議して目標を立てて、やはり水を使った農業を、選定作物をして、進めていかないと伸びないというように思っております。やはり農家がつくって、ある程度価格が保証ができるものでないと、農家の方々はなかなかふえていきませんので、この間ゴボウがふえているのは、そういう意味では、年に数回採れるのもあって労力の軽減があり、そういうのもあると思います。

今曾於市に大根の加工場を含めた企業ができてきますので、大根の作付やいろんなものが可能だと思っております。また、国道10号線の通山のところに、キウイフルーツを生産をしたいという企業が出てきましたので、少しずつですけど明るい

兆しが見えてきているのではないかなと思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

一挙に上げるというようなエネルギーはないわけですが、やはり流れを曾於市によって、耕種部門を上げるかということ等を再度考えてみる必要があるかと思いますが、先ほど通告の中で出てきました水稻、サツマイモ——サツマイモについては2年連続病気かれこれで私もなかなかそういう知識もありませんので、ここで一般質問にはつなげられません。

次が、ゴボウですね。ゴボウは確実にふえたということ等やら、今答弁されたとおりに思います。これについて、通告の2番目にも農業公社というところとも前後しますが、農業公社について、その先々にはゴボウの自社生産を口に出されて計画で聞いたような気がしますけど、これについて2年度もしくは3年度以降のゴボウ生産については、計画が進むんですか。それを聞きたいと思います。

○市長（五位塚剛）

農業公社の役目は、農家の作業の受委託作業を中心にして、大きな機械導入を軽減化するということでの大きな役目があります。新規就農する研修生を今後つくっていくためには、ゴボウのそういう研修生を受け入れることも可能であると思います。そういう意味では、今後どのような形が一番いいのかということも、今検討されておりますので、きのうが出番がありませんでしたので、大休寺理事長に答弁をさせたいと思います。

○副市長（大休寺拓夫）

それではお答えいたします。

昨日、農林振興課長が申し上げたんですが、機械等につきましては、一応昨年、昨年といいますか元年度に、汎用コンバイン、要は水稻のコンバインとソバコンバインを新たに入れました。年々、水稻用のコンバインも結構、耐用年数が来てるものですから、そこは計画的にやっていくということで、かつ2年度についてはブームモア。草刈り機ですね。トラクターにつける分ですけど、あれを用意しております。

また、今後もそういう大きな汎用コンバインも持ってますから、随時これに移管計画を立てております。今言われましたゴボウにつきましては、その前にコントラクター事業、畜産の飼料確保という面がございますので、そこをまずやりながら、今市長が申し上げられました新規就農の支援、そこを見定めていって、それから実習事業と、収益をふやすための実習事業を考えておりますので、そこ辺を見ながらこのゴボウについても検討していきたいと思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

順を追って農業公社を生かすというふうに受けますが、この場ですので、ゴボウについては、実習生やらかれこれに焦点を合わせて考えはあるというふうに受け取ります。

一方から、その類いで進めていくとすれば、隣の志布志のピーマンも最初はそうでなかったかなと、私まだ深く志布志を知りませんが、その類いじゃなかったかなと思いますし、ゴボウについては俗にいう連作がきくし、年間を通じて栽培ができると、こういうのができればゴボウの実績額は一挙に億単位で上がるんじゃないかというふうに思います。副市長が答弁されるのであれば、ゴボウについての見解を伺いたいと思います。

○副市長（大休寺拓夫）

今議員からありましたように、機械等は特には持ってないんですが、今年度の実績から申し上げますと、ゴボウ深耕ロータリーが大体92万円ほど、済みません、ゴボウの深耕ロータリーが85万円ほど、あと播種が95万円、あと収穫作業に大体6万円ほど、それからハーベスタ関係が104万円ということで、かなり上がってきておりますので、ここらあたりも、ぜひ進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○18番（迫 杉雄議員）

ぜひ曾於市の農業振興は元気が出るように、ゴボウを向ける必要があるかと思しますので、進めていってもらいたいと思います。

次に、③のユズの搾汁センター、俗にいう搾汁ラインをどうしてこう話が進まないのかなというふうに思っています。答弁の中で、昨年10月16日に検討会で今後の対応がされるということですが、2年度にこの検討委員会の内容が盛り込まれておるわけですか。答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

ユズの搾汁センターについては、今ユズの農家も非常にふえてきておりまして、今の状況で行けば現状のところでは搾りきれないというのが、目に見えております。それと、どうしても今時期を見てユズのちぎる数を指定しなきゃならないということで、ユズ農家からもどうにかしてほしいという声がありますので、当然そのためにはその施設を拡充しなければなりません。今のところに増築も考えてはいたんですけど、大型の車がここに入るのに非常に不便を来しておりまして、ここも問題があるということで、今ナンチクの敷地内も、ナンチクさんに今の食彩センターの隣に建設をさせてもらえんかというお願いもしたけど、なかなかナンチクさんも予定があるみたいでできないところがございます。今、一つの案として内村工業団地のニチレイの奥が今あいておりまして、ここにユズの皮から抽出する会社が、こ

の曾於市に来て工場をつくりたいという声もありまして、それとセットでもできないかということも含めて今検討も始めているところでございます。大きなこのユズの加工場の金額になりまして、やはり私たちは全体の事業計画を見ながら、また、市にとって有利な補助事業が認めてもらえれば、具体的に提案したいと思っておりますが、まだそこ含めて検討に入っているところでございますので、理解していただきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

議論をする前に、今年度、元年度ですね、ユズのあれも1,215.7トンという数字が出て、裏年ながらということで理解はできるんですが、毎年1,200トンぐらいかなということはもう当てはまらないと思います。今回は面積的にも95町歩と、前年度までは93町歩で出されておりましたが、曾於市のユズ、ユズの曾於市ということから議論をすれば、まず、鹿児島県内でユズという言葉使うのは大崎町、伊佐市ぐらいですね。あとはユズに対する準備はもうされていないようですので、今後もあり得ないと思います。ただ、九州内でも95町歩といえば、ヘクタールといえばもう上のほうの1市での面積だというふうに捉えていますし、全国的に見ても以前と順位も変わりませんが、四国が全面的に高知、愛媛それからどこですかね、徳島ですかやっていて、九州のほうでは大分と宮崎、宮崎は恐らく西都から向こうのことだと思いますが、6番目に曾於市、いや、鹿児島県か、鹿児島県が6番目についているんだけど、中身は曾於市だというふうに受け取っています。ここ一番、九州内でもまだ頑張れるような作物をもうちょっと手を入れたら鹿児島県から見ても曾於と言えばユズと、ユズと言えば曾於というような響きができるんだがなというふうに思います。

そういう観点から、ユズ振興について私もいろいろ考えますが、ほかの作物と違って、大型機械が要らないわけですね。いろんな形で、4年5年はたつんですが、ユズ栽培については、ほとんど元手が要らないと言ったほうがいいんですかね。トラクターが要るわけでもないし、自分の健康な体が1本でやれるというような作物はほかに見当たらない。耕種の作物といえば、やはりこれは機械が要るからもう年だというふうになるとなかなか気力が出ないけど、ユズの面積を95町歩から100町歩狙いは優に立てるべきだと思います。どこにその作付できるような土地があいているかといういろいろ考えるんですが、今日においては民家の近くまで間伐伐採が進んでおります。こういうのを生かせるところは生かす奨励をしたらどうかとは思っています。そうすると一挙にユズの面積は上がるし、またそれに携わる者も元気も出てくるんじゃないかなと思いますが、95町歩もしくは近い将来100町歩を超えるだけの目標は努力しないか、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

曾於市に合併をいたしまして、15年目を迎えるわけでございます。財部・大隅の方々からもユズを植えたいという希望がありましたので、今それを認めているところでございます。

市内の畑でユズを植えられるような畑というのはいっぱいまだあります。だから、将来的には高知等のユズ栽培は山の傾斜につくっておりますので、当然時期的には私たちの曾於市のほうが非常に有利な状況に来るんじゃないかなと思っております。

全国的に市の段階では、うちが今4番目ぐらいについていると思いますけど、今言われるように九州ではもう断トツの1位でありますので、ユズの栽培を広めて、同時にユズの加工をできる搾汁センターを整備して、同時にユズの加工品をどれだけつくり上げて、売り先をつくり上げるかというのが目標になっていきますので、このことをセットとして考えていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

あと、市長の答弁の中で内村工業団地と、あいてるからと、場所からわかりますが、依然聞くのがメセナ食彩センターについてはできれば近い場所、ナンチクの場所を借りられないかというのが蹴られたということですが、やっぱり食彩センターに近いところがそれなりの連携がとれるといういろんな議論的な話も出ております。逆に今の川内団地のところよりも内村団地は遠くなるなと場所的には精いっぱい広げがなるんじゃないだろうけど、できればナンチクとの兼ね合い等々を考えて食彩センターの近くというのも選択の一番目じゃないかなと思います。

場所は今から準備すればいいんじゃないかなと思いますが、その食彩センターの近くという感覚はありませんか。

○市長（五位塚剛）

一番いいのはユズの食彩センターの隣のナンチクさんのあいているところを一番いいと私なんかも思って、いろいろナンチクさんとも協議をしたんですけど、ナンチクさんも将来的な計画があるということでできない状況であります。

あの近辺をちょっと土地的に見たときになかなか農家がユズを運ぶと、ある程度の広いところがないと無理な状況でありますので、あの近辺にそういう場所があれば一つのまた方法として考えられますけど、先ほども言いましたようにユズの皮から抽液して、新しい事業を展開されるという会社も一緒に来たいということでありますので、ちょっと広いところになるのじゃないのかなと思いますので、地域的にはまだ決定しておりませんので、あの近辺にそういう場所があればある程度の検討する余地はあるというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

ここで私との議論があんまり進むわけにもと思う気がしますが、10月16日の検討会後も検討はされていないだろうと思いますけど、今後の中に早急に出して、いい場所はあそこの陣の下橋横の田んぼ、耕作放棄地等をあそこを市の物にすれば、面積的には十分あると思います。

また、条件的にもいいんじゃないかと思いますので、まだあそこは何かいろんな条件が要るとか無理だよというような意見があれば、もう答えてもらって私は次に進みます。

○市長（五位塚剛）

今言われる場所がちょっと確定ができないんですけど、その場所も含めて今後対策協議会はこれで終わりではありませんので、今後いろいろ検討していきますので、場所も含めて検討はさせていただきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

大いに検討してやってもらうということが、まちづくりということで議論したんですが、一応農業振興については以上で、3番目の中央公民館の建設に入ります。

前後するかもしれませんが、答弁の中から出ておりますが、まずあの清寿園跡に中央公民館を建てるとなると、見て、県道から高さが4m、そして旧清寿園はスロープみたいに坂に登ってずっとあそこで昭和38年から清寿園があったわけですが、端的にまず現状をどうやって中央公民館をあそこに建設するかということについて、できますなら道路と瓦の高さまで地を引いて、土砂をはみ出して建ててもらえば、いいことちゅうか理解しやすいのが、環境的にもよくなると思いますし、そしてあのあたりの景観がよくなる、そしてもう一つ言えば、あそこは市営住宅もあるし、県の食肉センター、民間の住宅とそして並びあの道路沿いにナンチクの事務所やら橋渡れば、ナンチクの肉の蔵のレストランやらあるわけですので、あそこがぴしゃっと環境的に整えば、一角が町並みに整備進むんじゃないかなと思っているんです。ですから、そこらあたりを計画的に議論はされておるのか、それなりの答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今回の末吉の中央公民館の建設については、文化センターの隣の敷地を分けてもらうという前提で話を進めてまいりましたが、最終的には家庭的な状況の中で相続がどうしても時期的に間に合わないということで、再度教育委員会も交えて検討いたしました。

一番問題になったのは、町に近いところということで検討した結果、清寿園の跡地がまだ利用されていない状況でありました。当初の計画では清寿園の跡地に市営住宅を建設するときのいろんな場所にしようということで思っておりましたが、

あの場所がやっぱり有効活用するという意味で考えたところでございます。

ただ、今言われるように高さを下の周りと合わせたほうがいいんじゃないかという声もありますけど、残念ながらあの隣地するところについては、メガソーラーも設置されておりまして、現状的にはその下げることは不可能であります。

私はお金をかけないやり方だったらもう現状のままで、取りつけ道路だけぴしゃっとしてやったほうがいいのではないのかということを検討させたんですけれど、いろいろと御意見を聞く中で、2 m下げることにいたしました。そのことによって取りつけ道路とまた今問題になっております諏訪方光神山線との関係もありまして、あの道路のほうに将来的には取りつけ道路も必要だろうというふうに考えております。

そういうことで、余り下げるとその高さの高低もとれません。そういう意味でいろいろ協議をした結果、2 mくらい下げてやろうということで教育委員会とも協議した状況でございます。

○18番（迫 杉雄議員）

2 mがどこまで下がるかと、2 m下げるという計画のもとに、県道500号から入るとすればどういう景観になるのかなと。午前中も出たように、やはりこの中央公民館っていろんな目的をはらむわけですね。今までの公民館等でも中部地区は特に使う、またいろんな形で使う公民館になると思いますが、催し等について駐車場もかなり広くとれるようです。ということは2 m下げたところで、ずっと奥のほうに田村の自治会公民館が一つありますが、あの高さまではとっても隣の家には支障を来さないと、今市長が言ったようにあんまりとると右左のバランスがとれないという意味じゃないかと思いますが、ある程度はとって、そして県道側と見比べたらいんじゃないかなと思います。恐らく奥のほうに行けば右左の住宅、市民が住んでいるわけですので、そことの兼ね合いは2 mで十分じゃないかと思いますが、手前のほうだけでも道路に近い高さに土砂を持ち出せば、奥に行けばもう完全に公民館の敷地内に入るわけですので、そうでもないかもしれません。

ただ先ほども答弁もされたように、もう朝夕はかなり交通量も毎日のことですが多いです。俗に言えば湯之尻の交差点の信号からずっと県道500号線をナンチクの事務所のあたりまでは渋滞することはざらに対応します。そういう感覚で車の量が多いちゅうことや、特にナンチクに出入りする大型のトラックとか運搬車、これも多いわけです。

ある程度はやはりこの間口的にも広げて、上のほうの公民館のほうに利用、使用するような形をつくるべきだと思いますが、答弁の中で出たようにスロープをつくと、そのスロープであってもかなり低いほうがいいんじゃないかなと思いますし、

間口もいっぱい広げて、広げた分だけ低くして、あとは建物から向こうはそこに段差的にも高くなる方法はできないものか、再度検討する考えはないですか。

○市長（五位塚剛）

湯之尻のこのナンチクの前の通りを直角に入るようにいたしました。それで入り口の隣も今回土地を購入させていただきました。そういう意味では入り口のところを広くするようにしてあります。車が2車線でちゃんと利用ができるように計画しているし、また歩く人のための歩道というのも緩やかなものを計画いたしました。現状としては、2mがもう限界だというふうに思っております。左側のほうがメガソーラーが設置してありまして、かなりそこを下げるとあとのほうに影響があるし、それで進めさせていただきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

右左の問題で、メガソーラーのほうは樹木が、大木がずっと並木みたいにかかってますよね。あれはそのまま生かすような、ちょっとこのよけるとか、そうしてあれはたしかイチョウ、直接触ってないけどイチョウの木だと思いますが、あれも全部取り払えば今市長が言うように、メガソーラーががつつり目がいってというぐらいいになるかと思います。

そこらあたりは今の樹木も生かすようなスペースでやっていけば、そこにメガソーラーの他人の土地が、あんまり目が痛くないんじゃないかなと思いますし、それと右側のほうのモータースのほうはある程度はとれると思います。そして住宅との兼ね合いも再度検討するなりして見て、やはりあの地域で中央公民館を建ててもらおうと。ちゅうことは今後何十年とあそこがかわりばえはしないわけですので、それを願ってやってもらいたいし、先ほどから言うように、あの一帯がここ10年、20年のうちに建物が建って、町の一角を成すようになったら、はっきり言えばあそこにタイヨーが進出するということで議会も一応反対陳情を受けた経緯があります。そういうことを考えれば、やはりあそこが今になってというような感慨深いものがあります。そういう意味でせめてナンチクが一生懸命手広くやり始めているから、それに町も後押しとか言うわけじゃありませんけど、ナンチクが大きくなれば、町が大きくなる。この言葉も過言じゃないんじゃないかなと思います。

そういう観点もいろいろ考えてもらってやってもらいたいと思うし、先ほどのユズの敷地にですが、あの清寿園の土砂をあそこに持ち込むだけのものはあると思うんです。了解はとっていないと思いますけど、恐らくもうあそこは耕作放棄地になっているし、もうここ何年か稲は植えていないし、地主に相談するということが私は一番手っ取り早いんじゃないかなと思っている。市があそこを市の物にすれば、あとは案外と一石二鳥ぐらいで今答弁ができないユズの搾汁加工センター等も広さ

からいっても十分だと思いますし、あそこに工場かれこれが建つのは今後のいい意味合いがあるんじゃないかと思いますが、最後に答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしました、将来的なこともありますので現地も見させていただいて、やはり将来悔いを残さないために検討させていただきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

終わりですが、確実にあのあたりの一角を見てもらって、まちづくりやら今後のいろんなものに対する答えを出してもらいたいと思います。

終わります。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○8番（今鶴治信議員）

新生会の今鶴です。

私は、大きく3つの項目につきまして、市長、教育長に質問いたします。

まず、第1に、ことし、燃ゆる感動かごしま国体が開催されます。そこで、①曾於市で開催される武術太極拳の開催時期はいつか伺います。②曾於市の大会に向けてのこれまでの取り組みと今後の取り組みはどうなっているか伺います。

続きまして、2番目に、給食センターの建設について質問いたします。

①建設場所はどこを予定しているか伺います。②完成の時期はいつごろになるか伺います。

最後に、産業動物疾病制御教育研究センターの誘致について質問いたします。

議会でも特別委員会を設置しまして、財部高校跡地に産業動物疾病制御教育研究センター誘致の計画がありますが、その後の経過はどうなっているか伺います。

以上、壇上からの1回目の質問を終わります。明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の3については私が最初に答弁いたしますが、質問事項の1と2につい

ては教育長に後から答弁をさせます。

3、産業動物疾病制御教育研究センターの誘致についての①誘致計画のその後の経過についてお答えいたします。

地域の畜産関係企業や団体等からなる誘致推進協議会を昨年8月に設立し、10月に同協議会から鹿児島大学に対して財部高校跡地に当該施設の整備を図られるよう要望書を提出いたしました。現在、鹿児島大学と連携し施設全体構想や事業費の積算など施設誘致に向けた具体的な協議を行っているところでございます。

後は教育長が答弁いたします。

○教育長（瀬下 浩）

1、燃ゆる感動かごしま国体についての①曾於市で開催される武術太極拳の開催時期についてお答えします。

曾於市で開催される燃ゆる感動かごしま国体の武術太極拳競技につきましては、令和2年9月26日土曜日と27日日曜日の2日間、末吉総合体育館で開催されます。

1の②曾於市の大会に向けてのこれまでの取り組みと今後の取り組みについてお答えします。

鹿児島県が推進する、かごしま国体・花いっぱい運動事業を平成30年度より取り組み、のぼり旗とともに末吉総合体育館に設置いたしました。また平成30年度から、鹿児島県武術太極拳連盟により、九州・沖縄さわやか武術太極拳大会をプレ大会と位置づけ、曾於市で開催していただいております。

今後の取り組みといたしましては、令和2年1月30日に設立いたしました燃ゆる感動かごしま国体曾於市実行委員会を中心に、花いっぱい運動、クリーンアップ運動の実施やのぼり旗、広報用パンフレットやポスターを作成し、また、ホームページ等による広報など、周知を図ってまいりたいと考えております。

2、給食センターの建設についての①建設場所についてお答えします。

学校給食は、学校給食衛生管理基準によると、調理完了後長くても2時間以内に食べさせなければなりません。また、児童生徒が食べ始める30分前には校長先生等による検食を行う必要があります。

平成31年3月末に策定した給食センターの建設候補地は、市内の全ての小中学校に1時間以内で配達ができ、かつ市有地であることを条件に4カ所が候補地とされてきましたが、土地の形状や排水路、上下水道の有無、通勤の利便性などを考慮して末吉町諏訪方の旧鹿児島県農業改良普及所裏の市道側の農地を建設候補地として計画を進めているところでございます。

②の完成の時期についてお答えします。

給食センターの整備年度はまだ決定していませんが、設計から土地の造成、建物

の建築及び供用開始まで、およそ2年6月程度の期間が必要となります。令和2年度は、施設の内容などの検討や財源の調査及び調整等を引き続き行ってまいります。
以上です。

○8番（今鶴治信議員）

1回目の答弁を市長と教育長にいただきましたので、順次、質問項目の順番に質問をさせていただきます。

昭和47年に太陽国体が鹿児島で初めて開催され、それから47年ぶりとなると思うんですけど、今回、当初は三州カントリークラブがあるときは少年ゴルフが行われる予定でありましたが、結局あそこが閉鎖されて、その後最初の胡摩地区のところにグラウンドゴルフ建設予定地のところで、もし完成したらこけら落としとしてこの公開競技としてのグラウンドゴルフ大会が行われるということでございましたけど、結局あそこにはできなかったものですから、最終的にはいろいろ要望した後に武術太極拳が曾於市に来ることになったと今までの経過では伺っております。

その中で、私が小学生のときでありましたが末吉にフェンシングが来まして、私は見には行けなかったんですけど、すごくそのときのフェンシングというのはどういうスポーツなのかなどって子供ながらに興味を湧いたところがありました。そして、今回も花いっぱい運動ということだけど、そのときだったと思うんですけど市の花がカンナということで今でも残っておりますけど、道路沿いに、カンナの株を植えて今でも大分茂って残っていると思います。その中で、国体が来るんだけど全然盛り上がりには欠けているからなと思って今回質問をしたところでございました。その中で、それに向けて実行委員会ができたと聞いておりますけど、どういう方々がなっていらっしゃるのかお伺いします。

○教育長（瀬下 浩）

実行委員会のメンバーですけれども、会長が市長、それから副会長として副市長そして私、そのほか議会代表、それから体育協会あるいは県、市の体育協会、あるいは県の武術太極拳連盟、市の太極拳それから市のスポーツ推進委員会、スポーツ少年団、それから観光協会、商工会、公民館連絡協議会等々、各種団体、それから小中学校、高等学校、警察、消防、それから市の関係各課、そういったところで構成されております。

○8番（今鶴治信議員）

きょうの答弁でわかったんですけど、九州・沖縄さわやか武術太極拳大会をプレ大会と位置づけて曾於市で開催されたということでしょうね、されたと答弁がありましたけど、いつごろあったのか、どのぐらいの人数が参加されたのか伺います。

○社会教育課長（岩元 浩）

それでは、お答えいたします。

1 回目が平成30年 9 月 2 日でございます。これにつきましては、役員合わせて約 310 人ぐらいの参加者があったところでございます。

2 回目でございます。令和元年11月 3 日でございます。これにつきましては、約 320 名の参加があったところでございます。

以上でございます。

○8 番（今鶴治信議員）

私もちょっと注意をしていなかったということなんでしょうけど、せっかく 2 回も国体に向けてやったんですけど、非常にこういうのが曾於市で開催されたというのは知らない人が多いんじゃないでしょうか。その FM 等でも宣伝されたのでしょうか、そういうのぼり旗も体育館のところにどんなのが立っていますかね。全然気づかないんですけど。これまでどのくらいそういう旗とか啓蒙のために準備されているのか伺います。

○社会教育課長（岩元 浩）

お答えいたします。

のぼり旗につきましては約20基ほど、これにつきましては常時設置はいたしておりません。消防の関係で大会とかのときに設置いたしております。

以上です。

○8 番（今鶴治信議員）

テレビ等ではたまに見かけたことがあるんですけど、中国が発祥のスポーツだと聞いております。その中で、結構古くからこういう連盟があって世界大会まであるということで、せっかく曾於市にこういう300人以上の方が関係者を含めてプレ大会でもいらっしゃるということで、実際に国体の公開競技として来られた場合もやはりもっとこれ以上に人数が多くなる予定かどうかはまだ把握されていないか質問いたします。

○教育長（瀬下 浩）

大会当日は、大体昨年度の茨城県が 1 日当たり1,000人ぐらいは来ているということで、本市でもそれぐらいの人数を一応見込んでおります。一応、選手役員等で 300 人、その他の一般参加者を700人と見込んでおりまして、ただ一般参加者の中には当然選手役員等について来る県外の方もたくさんいらっしゃいますので、本市から半分くらいですかね、500人ぐらいは見込んでいかなきゃならないのかなというふうに考えております。

○8 番（今鶴治信議員）

いよいよことしの 9 月26日と27日の 2 日間で行われるということで、それに向け

てプレ大会をされたわけですので、体育館等の今度耐震化の予算も出ていますけど、体育館のもう改修的なものは必要ないのか、それと1,000人ぐらい来られて宿泊施設等も曾於市には数的にも間に合わないと思うんですけど、そういうのは大会関係者の人たちがされるんでしょうけど、曾於市のほうではどの程度まで大会運営に携わっていかれるのか、また予算として今度上っていましたのが426万円でございますが、これもどういう方向に使っていかれるのか伺います。

○社会教育課長（岩元 浩）

それでは、お答えいたします。

宿泊につきましては県の連盟のほうで実施いたしますので、今現在まだ決まっていなくていいところでございます。

また、携わっていくということにつきましては、当然地元であるわけですので全国の連盟と県の連盟、そして曾於市の実行委員会、私どもで、内容につきましては、当日の運営とかですね、そういうことを携わっていきたいと思いますけれども、実際、誰が何をするかというのは、今後の4月以降の協議のもとで決まります。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

関係者だけでも1,000人ということで、応援する人たちが出るときには見学されるんでしょうけど、曾於市内の人が、もしあの体育館で珍しいから見学したいと思っても、中に、9月といったら空調設備もしっかりしていない体育館でありますけど、残暑でも厳しかった場合は、そういう一般の人、関係者の人が問題なく過ごせる環境であるかどうかを伺います。

○社会教育課長（岩元 浩）

お答えいたします。

令和2年度の予算で、実行委員会の予算につきまして、当日2日間ですね、冷風機を設置する計画しております。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

先ほど質問しました予算426万円の使い方につきましては、今後で詳しく決めるということでもありますかね。大まかに、そういう啓発的なのぼり旗とかパンフレットとかそういうのもつくられると思うんですけど。それと花いっぱい運動を、もう実際平成30年度でやっていらっしゃるということではありますが、どの辺を、あそこの総合運動公園のあたりに花をいっぱい植えていたのか、あんまり気づかないんですけど、どういうことに花いっぱいされているんでしょうか。

○社会教育課長（岩元 浩）

お答えいたします。

予算につきまして、まず、主なものにつきましては、のぼり旗もしくはうちわ等の作成でございます。それから委託料といたしまして、おもてなしを実施する予定でございますので、女性団体とかその他の委託料もしくはトイレの設置、備品購入費といたしまして仕切り板、表彰台を購入する予定でございます。

それから、花いっぱい運動につきましては、体育館周辺に、今、設置をいたしております。これにつきましては、また実行委員会で栄楽公園中心にまた考えたいと思っております。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

プレ大会で300人も結構な人数だったと思うと、その３倍本大会ではふえるわけですが、駐車場もろもろ、それに対しては十二分に対応できるのか、また体育館内で、プレ大会のときでもいいんですけど、何面ぐらい試合のコートというか、あのあれできるのか、専門のやはりマットか何かで、上でしなくちゃいけないと思うんですけど、それはもう全部、県の連盟とかが準備していただくのかどうか伺います。

○社会教育課長（岩元 浩）

お答えいたします。

コートにつきましては、２コートでございます。まず、シートにつきましては、県のほうで準備いたしますが、こちらのほうも準備したいと思っておるところでございます。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

私も直接見たことがないからわかりませんが、そのコートの購入費用を含めて420万円ぐらいの予算で足りるのでしょうか。

○社会教育課長（岩元 浩）

お答えいたします。

あくまでも概算の予算でございますので、今後まだ県の連盟のほうと話をしまして、それにつきましては検討いたしたいと思えます。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

９月までですので、やはりプレ大会等もせっかくあったんですけど、なかなか私たちも情報不足なんだろうけど気づかなくて、できれば見てみたかったと思うんですけど、議員にもそういう案内もなかったかと思えます。とにかく今度の９月が

本番ですので、やはりちょっと市内の目につくところに、横看板の、交通に妨げないようにやって武術大会行われるとかなんかの、そういう、ほら、大会のきれいな服を着て競技される様子を見ましたけど、そういうのもあってまず盛り上げて、曾於市でそういうのが武術太極拳がどんなのだろうかなと興味を持っていただいて、せっかく曾於市に来ていただきますので、そういう盛り上げ方を今から、実行委員会があるわけですので、きょう出た私の意見等を含めて、もう少しFM等も利用されて常時流していかないと。9月までに向けて花も、いつもきれいにしてあるんでしょうけど、それに向けて特に気づくちゅうのもないですので、それに向けて本当私たち議員も責任あるんですけど、全体で盛り上げていくように、何か協力すること、応援に行くとかもできますので、ぜひそういう啓発をしていただきたいと思います。

もう1回、教育長、覚悟のほどを、と、市長のほうもこれについて意見があったら意見を求めます。

○教育長（瀬下 浩）

実行委員会ができましたので、これからその方法について、具体的にやっていくわけでございます。花等も、今もう既に県のほうからおりてきまして、各学校に、今、募集をとっています。募集としてそこで育苗していただいて、それを当日は飾るということになっているようでございます。今の段階では、実施団体のほうが主導権を持ちながら進めておりますので、曾於市としては基本的には応援というかです、ね、盛り上げるところが中心になるかと思えますけれども、そこと連携をとりながら曾於市でできることは何かあるかということを加えながらやってきたいなというふうに考えております。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市では公開競技ということで、武術太極拳になってしまいましたけど、曾於市内にもこれを競技をされている団体がありますので、その方々と一緒になって、市民の方々また県内の方々にも呼びかけをして盛り上げていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

今の、花の苗、育苗等でも小学校にもお願いしているという教育長のお話がありましたけど、やはり私が子供のころフェンシングというのがあったというので、夢を与えるということもありますので、ぜひ小学校等でもこの武術太極拳の啓発をして、子供たちも1回、見ればまたすごくいい思い出になると思いますので、ぜひその点もお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の給食センターについて質問いたします。

先日いただいた総合振興計画を見たら、まだ今年度は、予算も何もついていないということで、最終的には概算で13億5,000万円ほどかかるということでありますが、先ほどの答弁でいいますと、4カ所ある給食センターをもう全て今度のこの給食センターに1カ所にまとめるという方針で間違いないか伺います。

○教育長（瀬下 浩）

そのとおりでございます。

○8番（今鶴治信議員）

今後の予算的なものはこれからいろいろ調査するという説明でもございましたけど、13億5,000万円のうち、国等の助成等が見込みがあるのか、また地方債で賄うとありますけど、今後有利な起債を検討されるんでしょうけど、どういうのが今のところ使える予定なのかがわかっていたら質問いたします。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

お答えいたします。

財源の問題でございますが、現児童生徒数でいきますと国庫補助金が1億1,500万円ほど、それから起債につきましては過疎債または義務教育施設債が借りられる可能性があるところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

義務教育、義務教育何でしたっけ。

（「義務教育施設債」と言う者あり）

○8番（今鶴治信議員）

義務教育施設債は、国の交付税措置が後で受けられる債権なんですかね。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

義務教育施設債のうち、給食センター分につきましては交付税措置はゼロでございます。

○8番（今鶴治信議員）

この鹿児島県の農業改良区の農地ということで、前の桑畑のことではないかと思うんですけど、ここの面積のうちどのぐらいを転用するのかというのを伺います。それと、今後2年6カ月程度の猶予期間が必要ということでございましたけど、総合振興計画にも書いてありましたけど、場所の選定を、今、ことし、ここがいいんじゃないかと進められるということだと思います。その後、どういうふう令和3年、令和4年度に計画しているか伺います。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それではまず最初に面積のほうでございます。この旧鹿児島県農業改良普及所の

裏には、つながって2筆の畑がございます。市道側のほう、いわゆる北側のほうが6,073㎡、それからそれにつながった中ほどの畑が4,470haでございます。給食センターにつきましては、この北側の6,073haの1筆で足りるかなと思っているところでございます。

それから、2年6カ月の工程でございますが、1年目につきましては基本設計、実施設計で1年目が終わると考えております。2年目からが建設に入りますが、3年目の7月ぐらいには完成すると9月から給食の提供ができると思っております。

面積をもう1回言い直します。北側の畑が6,073㎡、つながった中ほどの畑が4,470㎡でございます。

○8番（今鶴治信議員）

この2筆のうちの6,073㎡のところに建設予定という計画であります。駐車場等も広くいると思いますけど、この6,073㎡を全て使うのか、それと、今の自校方式で末吉小学校と末吉中学校は自校方式であると思いますが、それが2カ所と、あと財部と大隅の給食センターの4カ所かどうか伺います。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

給食センターの敷地につきましては、この職員が大体45名前後になりますので、駐車場それから配送車を含めましてこの6,000㎡の範囲内で建設ができると考えているところでございます。

それから、自校方式の末吉中、末吉小、それからセンター方式の財部、大隅全てをこちらに統合することができると考えております。

○8番（今鶴治信議員）

給食センターが完成した後のことでありますけど、今、大新東ヒューマンに指定管理をしていますけど、問題がなければ引き続き大新東ヒューマンが全てを、この曾於市全体の給食センターの運営がスムーズにやっていけるかどうか伺います。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

大新東ヒューマンサービスに、今、委託しておりますが、旧末吉町時代から委託しまして合併してそこに1社随契で行っておりますが、教育委員会と密接な連絡をとりながらやっておりますので、今のところ問題はないと思っているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

結局、時間内も、先ほど説明で1時間以内に配達、校長先生の検食があるということで大隅町、財部町とすごく広い範囲であります。その中に配送トラックとか職員の車の出入り、あそこの市道等の拡張とかそういうのは今後影響はないものか、道路等のほうでああいうあそこのブロック壁とかもあると思うんですけど、そうい

う国道のほうに出たり、こっちの産業道路に出たりするのに不都合はないか、その点は考慮されたか伺います。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

お答えいたします。

道路等につきましては今後の協議になると思いますが、先日、地元自治会で、建設はいつになるかわからないですけど、こういう計画がありますということで、地元自治会のほうで説明会を行いました。その中で出た意見としては、入り口のところは、スムーズな交通ができるように入り口のところだけは2車線にしたほうがいいんじゃないか、あるいは市道のところに側溝がまだふたがないところがあるので、側溝にふたをしたほうがいいんじゃないかという意見は出ているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

地元の人がその道路等の心配等はあれだけど、ふたとか簡易なやつはすぐできると思います。その中で今後子供も減っていくわけでありますが、中学校、小学校の全ての児童生徒のための給食をつくるというと、1日当たり完成時点で何食ぐらい計画しているか伺います。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

今、児童生徒それから教職員等を含めまして2,800食程度でございしますが、一応3,000食程度で計画をしているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

今、アレルギーとかいろいろ人の体質によって何でも全て食べられない人がいますけど、よくわからないもんですから、そういう人たちにも前もって、例えば特別にそういう給食をつくれるのか、そういう特別な体質を持っている人はもう自分で弁当を持って来なくちゃいけないか、どうなっているか伺います。

○教育長（瀬下 浩）

アレルギー対応の食事をつくっております、現在もですね。そして今度のつくり直すというのも、実は、今、そういう部屋を、つくるところの部屋を個別にできると、新しい基準ではそういうことになっておりますので、やはり部屋は区切っているかなきゃならないということで、やっぱり大きな給食センターが必要だということですね。今も対応しておりますし、後からも対応するということになるかと思っております。

○8番（今鶴治信議員）

確認であります、以前も説明がありましたけど、それぞれの給食センターが老朽化している、今、教育長が答弁されましたようにそういうアレルギー体質の方々

には別個ちゃんとした特別な部屋でつくらなくちゃいけないという規定等もあって、今の時期に始めて令和5年ぐらいになるんですかね、令和5年には完成するという事で間違いないでしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

完成年度についてはまだ未定でございます。予算の問題等もございますので。

○8番（今鶴治信議員）

合理化して、今でもそうなんでしょうけど、案外一遍にいろんな食材も取り寄せて、1食当たりの給食費が、この新しい給食センターが合理的にできた場合は、少し給食、いろいろ食材も上がっていくでしょうけど、合理的で少しは安くできるような予定ですかね。

○教育長（瀬下 浩）

給食費の設定は食材だけを、分だけをいただいているわけです。その他の部分は市でやっておりますので、もう食材によって変わるわけで、基本的には上がらないつもりです。ただ、食材が上がってくると上がるということになるかと思います。

○8番（今鶴治信議員）

通告には出しておりませんでしたけど、以前私も給食費の無料化、無料化は難しいんですけど、安く設定して子育て支援をすべきじゃないかという主張でありましたけど、今回の給食センターを建設して、市のほうでも、食材に対してでしょうけど、3分の1助成をされていますけど、今後子供も減っていったって、隣の都城市等も比較したとき、これ、もうちょっと助成を半分ぐらいにできれば非常に子育てにも助かるんじゃないかと思うんですけど、市長に伺いますけど、将来的に給食センター等が稼働するようになってそこら辺もふるさと納税とか財源問題もあるでしょうけど、3分の1でも御両親にとってはありがたい、保護者にとってはありがたいことではありますが、2分の1ぐらいに思い切ってできないものか、それか食材をちょっと、もうちょっといいものを出すために予算をふやしていく予定はないか、そこを伺います。

○市長（五位塚剛）

給食費の3分の1補助ということで非常に市民の方から喜ばれておりますけど、まだその2分の1にするとかそういうのは全く検討しておりませんので、今のところは現状維持になるだろうというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

子供たちの食事の安心・安全のために、ぜひ予算もかかることですが、給食センターを少しでも早く完成して、そういうアレルギー体質の人たちにも個別に対応しているということで、安心・安全な給食を希望します。

その中で私も少し意見を聞いたんですけど、直接的には関係ないんでしょうけど、県から譲渡していただいたあの改良普及センターと産業試験場ですよ。あれはもうあのまま、そのまま置いておくのか、いずれ解体をしたほうがいいと思うんですけど、有効利用のために。その点は市長何か計画的にあそこをもう解体するという気持ちはないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、あの施設の中に市の備品等を入れておりまして保管場所になっております。最終的にはもう解体をして、また、しなきゃなりませんけど、それはまた給食センターができるときに具体的に今後検討したいと思います。

○８番（今鶴治信議員）

全部で1 haぐらいの広い敷地でありますので、この中で農地に関してが、先ほど説明があった6,000㎡と4,400㎡で、その改良普及所の建っていた場所の敷地は全体でどのくらいあるのか伺います。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

建物が建っているところの面積につきましては3,010㎡でございます。

○８番（今鶴治信議員）

後でまた具体的、基本設計等ができれば配置図もわかるんでしょうけど、位置的に北側とかそういうのは聞いていますけど、今のその普及所跡とは大分離れたところに給食センターは建つ予定ですかね。この4,470㎡がその改良普及所の裏になるんですかね。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

ちょっと言葉で申しますと、下のほうに改良普及所の宅地があるとしたと、その真後ろが4,470㎡の畑がございまして、その北側、市道に隣接したところが6,000㎡ございますので、その部分を計画しているところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

ただいまの説明で大分予想ができたところで、直接あの普及所の施設のところとは重ならないわけですね。給食センターがこの6,000㎡、結構面積がいるんだなと思いますけど、市長に伺います。計画がないということでしょうけど、この改良普及所の3,000㎡と、あと4,400㎡、市の有効な土地が7,400、7,500㎡ぐらいあるんですけど、これを将来的にまた給食センター以外には何か宅地分譲でもしようとかそういう構想はないか伺います。

○市長（五位塚剛）

この場所は曾於高校のグラウンドと交換をしたところでありまして、これはもう場所的に非常にいい場所であります。この市道沿いに公共下水道事業の排水溝もあ

りまして、学校給食センターをつくるには本当にいいところでありますので、残ったものについては、特別、市が今、何かをしなきゃならないということはありません。当然ながら、遊休地については場合によっては売却、要するに宅地での売却ということも含めて総体的にちょっとそういうところがありますので、それはまた検討させていただきたいと思います。

○8番（今鶴治信議員）

それと、学校の自校方式の給食センターはそこについてこれはやむを得ないと思うんですけど、既存の財部と大隅の給食センターは今は稼働しているからあれだけど、将来的はどこかそういう調理をするところに貸したりとか、または解体を将来的にするのか、そういうのは今のところ計画はないか市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

財部のほうについても具体的な計画はないところでございます。大隅については場所的にいいところありますので、市が引き続き何か使うというのも余り検討しておりませんが、民間の方があの建物ごと買っていただいて食肉加工場そういうものをやりたいというのであれば、場合によってはそういうことも可能だと思います。まだ全く未確定でございます。

○8番（今鶴治信議員）

私も給食センターの話があったから、近いうちにどんどん事業計画が進むのかと思って今回質問を上げましたけど、総合振興計画はできたところだと、今後ということで、教育長からありましたけど予算等もありますので、できるだけ早く完成したいというのは気持ちが伝わってきておりますので、今後、地域住民の理解を得ながら、立派な給食センターをつくっていただきたいと思います。

以上は終わりました、最後の、3番目の財部高校跡の産業動物疾病制御教育研究センターの誘致について伺います。

議会でもそういう話があったということで特別委員会をつくりまして、委員会の皆さんが帯広畜産大学まで行かれて、どういう施設かというのを体で感じてきたということですね。その後、特別委員会からの報告も詳しくないもんですから、どういうふうになっているのかなと思っています。その中で新聞等にも出ていましたけど、鹿児島大学と山口大学の共同獣医学部がアジアで初めて欧州獣医学教育機関協会の国際認証を受けたということで、これが大きくまた財部高校跡のこの産業動物疾病制御教育研究センターの誘致について勢いをつけたんじゃないかと思うんですけど、その点についての情報は市長はないか伺います。

○市長（五位塚剛）

今後の課題としては、鹿大がそういう資格を取られたということは非常に大きな

前進だというふうに思っております。今後は、鹿児島大学のほうで具体的にどうい
うものをどこまでの規模でつくるかというのを、今、準備中でありますので、また
そういうのがわかったら、また皆さんたちにお知らせをしたいと思います。

○8番（今鶴治信議員）

議会のほうも積極的に特別委員会を設置して、今もある程度の目安がついたら、
もう特別委員会も方向性を出して解消すればという私は意見でありましたが、同
僚の議員が、いや、今後いつ前進してこの事業が進むかもしれないから特別委員会
を残してその都度議会も臨機応変に動けるほうがいいということで、特別委員会も
そのまま続いている状況であります。その中で当初は、鹿児島大学の獣医学部と山
口大学そして宮崎大学の農学部、獣医学科が3つが共同でということでありました
けど、この認証をいただいたのは鹿児島大学と山口大学の共同獣医学部というこ
とで、お隣の宮崎県も非常に近いということで財部のほうも同時にしてこの理解が
あればいいことじゃないかと思ったんですけど、その点については宮大がこれに入
っていないんですけど、影響はないものかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

このことについては学校、大学同士で常に連携をとってやっておりますので、影
響があるかないかというのは私もわからないとこでございます。

○8番（今鶴治信議員）

市のほうでも、もともと財部の有志の方々がいろいろ皆さんに寄附金をいただい
て、あそこに財部高校ができたという以前説明がございましたけど、曾於市に建っ
ているから曾於市も相談を受けなくちゃいけないと思うんですけど、あくまでも県
の所有の財部高校であります。その中で曾於市が、こういうのがあったらぜひ財部
高校を利用していただくとありがたいですというお願いはできると思うんですけど、
今後曾於市がここに向かってどういう協力ができるのか、大学のほうからはそうい
う曾於市に対しての、もしこれが文部科学省なのかどうかはわからないですけど、
採択されるに当たって曾於市の協力があるとしたらどういうことがあるのかという
相談はないものか伺います。

○市長（五位塚剛）

この問題は、私たちの曾於市にとっては非常に大きな効果がある事業であります。
鹿児島大学さんが自力でなかなかこれはできませんので、当然ながら国の事業のも
とでしなきゃならないと思っております。

私たちは、できましたら鹿児島県も同時に参加していただいて、市も協力できる
ものはいろいろありますので、同時にしたほうがいいんじゃないかなと思ってい
ますが、まだ具体的にどういう形で市にお願いをしてくださいということの、具

体的な提起がないところでありますので、今私たち曾於市も鹿児島大学、また鹿児島県、それと国のほうにもこの事業を推進していただきたいということを今進めておりますので、近いうちにある程度の方向性が出るんじゃないかなと思っております。

○8番（今鶴治信議員）

今、新型コロナウイルスが人間の疾病で、連日マスコミで騒がれておりますけど、その中で前は豚コレラというたけど、豚熱という名前に変わりましたが、やはり養豚業のそういう病気も、いつこの地域に入ってくるかわからないということで、こういう研究機関は非常に畜産の鹿児島県でありますし、またその中で曾於市は特に養豚、養鶏、黒毛和牛と主な産業であります。

その中で、私たちが曾於市でできるとしたら、もしその財部高校跡に大学が来られたら、全面的に協力する用意があるというのと、いろいろ獣医師会とかいろんな人たちもこの会に入っていると伺いましたが、ぜひこっちのほうに来てくれるのには大歓迎であるというのを見せるためにも、特別委員会ができたと思うんですけど、市としても企画課が中心にそういう大学等への連絡は密にされているのかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

この問題は、先ほども答弁いたしましたように、曾於市にとっては本当にありがたい事業でありますので、市を挙げて誘致のために努力をしたいと思います。

また、関係の獣医師会とかいろんな人たちと情報をともにしながら、成立できるように今後も進めてまいりたいと思います。

○8番（今鶴治信議員）

こういうのが、鹿大のほうで承認を受けられて、ますますこの研究に弾みがついたと思っております。

その中で、最新の獣医学の勉強をされる学生の皆さんが、曾於市に来ていただいて研修したらいいかと、非常に曾於市の宣伝にもなると思いますので、まあ相手がいることでありますので、国のほうでまた大学、県一緒に曾於市も手を合わせて、この事業がぜひ誘致できればと思っています。

これからのことでありますので、また具体的、いろんな説明があった場合は引き続き質問をさせていただきます。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、あす21日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

_____ . _____ . _____

散会 午後 3時04分

令和2年第1回曾於市議會定例会

令和2年2月21日

(第4日目)

令和2年第1回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和2年2月21日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第9 松ノ下いずみ 議員

通告第10 渕合 昌昭 議員

通告第11 岩水 豊 議員

通告第12 宮迫 勝 議員

通告第13 山田 義盛 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1 番	重 久 昌 樹	2 番	松ノ下 いずみ	4 番	岩 水 豊
5 番	渕 合 昌 昭	6 番	上 村 龍 生	7 番	宮 迫 勝
8 番	今 鶴 治 信	9 番	九 日 克 典	10 番	伊地知 厚 仁
11 番	原 田 賢一郎	12 番	山 田 義 盛	13 番	大川内 富 男
14 番	渡 辺 利 治	15 番	海 野 隆 平	16 番	久 長 登良男
17 番	谷 口 義 則	18 番	迫 杉 雄	19 番	徳 峰 一 成
20 番	土 屋 健 一				

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

3 番 鈴 木 栄 一

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 津 曲 克 彦
主 任 富 田 洋 一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市	長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副	市	長 八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副	市	長 大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文

総務課長	今村浩次	社会教育課長	岩元浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田政継	農林振興課長	富吉浩幸
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商工観光課長	竹田正博
企画課長	外山直英	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	山中竜也	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	田代庄市
介護福祉課長	福重弥	監査委員事務局長	吉元剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹下伸一	農業委員会事務局長	中山純一
大隅保健福祉課長	笠野満		

○議長（土屋健一）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第9、松ノ下いずみ議員の発言を許可いたします。

○2番（松ノ下いずみ議員）

おはようございます。2番、誠和会、松ノ下いずみです。きょうは大きく2つの項目について質問いたします。

まず、先輩議員が昨日質問されていますので、一部ダブるかもしれませんが、ここの秋からJR大隅大川原駅に新型観光列車「36ぷらす3」が停車します。これに伴う取り組みについて伺います。

①新聞、テレビなどで報道されましたので、御存じの方も多いと思います。曾於市もテレビやインターネット、SNS、曾於市PR大使をお願いしたりして、曾於の知名度アップ、魅力の発信に努められておりますが、今回の新型観光列車の大隅大川原駅停車は曾於市の知名度アップには絶好のチャンス到来でしょう。JR九州社長は地域活性化を目指すとされています。このチャンスをどう捉えられているか、市長の見解を伺います。

②地元とタッグを組んで進めると言われるJR九州社長の言葉、大変ありがたいことで、広告料不要の絶好の企画だと思います。曾於市を売り込むため、どのような対応をとられるのか伺います。

③ホームと北側の道路の間は、北校区有志の方々がJRより土地を借り上げて平成15年に桜を植樹、26年にアジサイ植樹、桜てんぐ巣病除去を行い、年に5回ほど周辺の草刈りを行ってこられました。今回、新型観光列車が停車する大きな要因となった大イチョウの下の木製デッキも、地元の方から木材提供していただき、地元の大工さんたちに設置していただき、その後の管理もされてきております。先日見に行ってみましたが、JRは既に歩道橋に足場が組んでありましたので、準備に取りかかっているようです。駅舎は曾於市の所有だったと記憶しておりますが、建築から10年経過して塗装の剥げ落ちが目立つようになってきておりました。駅舎と駅

舎周辺の環境整備は考えておられるか伺います。

④ 5 日間の全ルートで途中停車は10駅のみ、50分間の停車は大隅大川原駅と佐賀県の肥前浜駅だけで、ほかの駅は10分から20分程度の短時間となっています。肥前浜駅は、駅舎は木造舎で昭和5年の開業時の姿に復元され、駅前には酒蔵や白壁で整備された美しい町並みがあり、酒の試飲などがツアーに組み込まれているようです。なぜ何もない大川原駅が選ばれたかといえば、担当の方が大イチョウを含めて自然の豊かさにほれ込まれて決めていただいたものだと思います。駅前の大イチョウはもちろんです、数分車で走れば大川原峡溪谷の大自然美が、悠久の森が待ち受けております。悠久の森入り口とか桐原の滝までが散策範囲に入ると思います。対応の必要があると考えますが、お伺いいたします。

大きな質問2、芙蓉之塔について。

① 恥ずかしいことに同じ市内に住みながら2年前まで芙蓉之塔のことは全然知りませんでした。調べていくと、終戦間際に抗命罪覚悟で特攻作戦に異議を捉えた若干29歳の指揮官がいた。緻密な計画を立て、若い隊員の命を無駄にすることなく、また、隊員も過酷な訓練に耐えて夜襲攻撃で戦果を上げた部隊があったということです。その後、遺族、有志の方々の寄附により、慰霊のために建立されたのが芙蓉之塔であった。芙蓉之塔保存会が設置され、現在に至っているとのことでした。芙蓉之塔に対する市長の思いはどのようなものであるか伺います。

② 先日、新聞に投稿されていましたが、住民団体「岩川芙蓉会」があり、活動されているとのことですが、高齢化しつつあり、残すべき資料はしっかり後世に伝えたいと書いてありました。市としてこのような思いについて対策は考えられておられるかお伺いいたします。

これで壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、松ノ下議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、大隅大川原駅の新型観光列車停車への取り組みについての① J R 九州の地域活性化を目指すことの見解についてお答えいたします。

ことしの秋から36ぷらす3という観光列車が九州を5日間かけて運行されます。鹿児島県では牛ノ浜駅と大隅大川原駅に停車することが決定したようであります。曾於市といたしましても利用客へのおもてなし等、大川原周辺観光地や特産品をPRできれば地域活性化の大きな意義があると思っております。

1の②曾於市の対応についてお答えいたします。

J R 九州側から現在要請を受けているのは、駅舎前の観光案内板移設と自転車置き場の借用であります。今後は、駅舎周辺の環境整備を含め、おもてなしや特産品

販売等についてＪＲ九州側と協議してまいります。

１の③駅周辺の環境整備についてお答えをいたします。

現在のところ、ＪＲ九州側からの環境整備要請については案内板移設ですが、ホーム反対側の樹木植栽や高架橋手前の伐採などは計画していきたいと思います。また、駅舎周辺の住民の方々を含め、財部北地区公民館とも協議してまいります。

１の④大川原峡・悠久の森への短時間の散策についてお答えいたします。

36ぶらす３の停車時間は50分とされているようです。その時間内で散策できる条件が整えば、ＪＲ九州側とも協議しながら検討をいたします。

２、芙蓉之塔についての①芙蓉之塔に対する市長の思いについてお答えをいたします。

芙蓉之塔は、芙蓉部隊の慰霊碑として太平洋戦争の末期に岩川海軍航空基地であった大隅町八合原に建てられています。それまでに建てられていたものが標柱のみであったため、昭和53年に元隊員や地元住民、企業等が出資して竣工されたものであります。また、11月11日には、芙蓉部隊戦没者追悼式を芙蓉之塔で開催し、関係者の出席のもと、戦没者に哀悼の意を表し、恒久の平和を願っております。芙蓉之塔は、戦争のもたらした多くの犠牲や苦難を後世に伝える平和の象徴として大切なものであると考えております。

２の②岩川芙蓉会の方々の高齢化と今後の対策についてお答えいたします。

芙蓉之塔の運営につきましては、芙蓉之塔保存会と岩川芙蓉会の２つの組織で活動を行っております。今回御質問のあった岩川芙蓉会は平成27年に有志の方々に組織され、芙蓉部隊の伝承活動としてツアーの案内や市内小中学校での講話、また、定期的に塔や敷地内の清掃活動、献花などを行っていただいております。現在、会員は15人で、会員の平均年齢は70歳を超えていると聞いております。岩川芙蓉会は、芙蓉部隊や芙蓉之塔の歴史を後世に伝えていただく重要な団体であると認識していますので、今後、会の運営や存続の方法等につきまして、岩川芙蓉会役員を交えた芙蓉之塔保存会役員会で対応を協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○２番（松ノ下いずみ議員）

市長もＪＲ九州の取り組みについて絶好のチャンスと考えられていらっしゃるようなので、このチャンスを逃さないように取り組みをしていただきたく、質問していきたいと思います。

まず、新型観光列車が停車すると報道されてからは、気の早い方は駅を見に来られているようです。列車の乗客、見物客や撮り鉄に対して、準備期間は半年もあるではなく、半年しかないという中で準備していかないと、何もなただの無人駅と

なります。運行開始初回は歓迎イベントやもてなし、振る舞いなども結構ですが、毎週来られるお客様に続けて振る舞うのは無理なことです。また、自然を求められるお客様たちでしょうから、自然のもてなしが一番だと思います。

昨日の市長答弁では、市としては方向性が決まっていらないようなので、地元民として具体的な提案をさせていただきたいと思います。

まず、50分間の滞在時間中に曾於市の魅力発信、曾於市に興味を持ってもらい、また訪れてみたくなるような四季折々の観光地や弥五郎どん祭りなどのパネル展示、曾於市のPR用や霧島ジオパークのエンドレスのビデオを流すとか、観光列車内でも事前に特産品の情報、駅周辺や大川原峡溪谷周辺まで行けるパンフレット配置などをしてもらうことが必要かと思いますが、市長はどう思われますか。

○市長（五位塚剛）

曾於市が具体的にどのようにかかわっていくかというのはまだ決定しておりませんが、確かに言われるように二度とない絶好のチャンスでありますので、今度、3月22日に地元公民館の方々がいろいろ企画をして、私にも来ていただいて意見を聞きたいということでありましたので、まずは地元の人たちの考え方を聞きながら、行政としてどういう形でかかわっていくか、そのあたりも含めて今後進めてまいりたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

この前、北校区の役員会がありまして、そのことについて少しは花の種まきをしたりとかいろいろ考えているような計画が立っておりますので、また今度、3月22日に煮詰まっていければありがたいと思っております。

それにプラスしまして、直近の催し予告等などがいろいろ考えられるし、これらのことを実行に移すためには、駅前通りの空き店舗や空き家、JR大川原事業所跡地活用などが必要ではないでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

50分間、大川原駅に停車をいたしますので、その50分間という時間をどのようにして来られた方々に楽しんでもらえるかということについては、今言われるような近隣の空き家についてもうまく活用ができるのか、全く白紙の状態であります。ですから、今後、森の学校さんとか地域の方々、または行政、また、今まで財部全体の人たちがこの間いろんなつくり上げた伝統的な催し物もありますので、総合的によく皆さんと議論して進めたほうがいいのではないかなというふうに思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当に財部全体、曾於市全体で考えていくことだと思いますけれども、主に本当

に森の学校さんも今一生懸命やってもらっているし、私たち北校区も絶好の機会だと思って頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひいろいろ協議を重ねた上で考えていっていただきたいと思います。

それと、現在、空き家とかは市内あちこちにあるんですけれども、駅前通りに1軒だけ崩れ始めている空き家があります。持ち主に対しての撤去などのお願いはできないのか伺いたします。

○市長（五位塚剛）

危険廃屋という形で地域住民、また、そこを通行される人たちに支障がある場合は市から撤去のお願いはできます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

1軒だけありますので、もし確認されて危ないようであれば、ぜひ市のほうから勧告していただければありがたいと思っております。

それで、この前の北校区公民館で、本当に校区は一生懸命、前のめりで頑張っておりますので、ちょっと要望があるのでお願いできないかと思っております。

校区といたしましては、地域提案型補助金を利用して、ホームと桜の間などに花の植栽をしようかと話が出ておりましたが、初年度補助金は最大20万円ですけれども、毎年減額されて、3年目は事業費の半額です。1年を通じて管理する必要がありますが、事業益が生まれるわけでもありません。ことしの秋の観光列車運行に合わせるためには、ヒガンバナの植え込み、コスモスの種まき準備は急いで準備しなければなりません。ヒガンバナの球根については住民に呼びかければ集まると思います。その後は、もみじの紅葉、春の菜の花、桜とアジサイが咲き、ヒマワリの種まきをすれば大体1年のサイクルができてくると思います。人員確保は呼びかければ地域の方々が集まっていたいて作業できると思いますけれども、種子購入資金が必要ですので、一定額の予算確保などにはできないものか伺いたします。

○市長（五位塚剛）

このことについて、まだ具体的に市からどういう形で援助するかというのをまだ決めておりませんので、特別にこの予算をどうするかというのはまだ確定しておりません。そういう具体的な要望が市のほうにあれば、当然、私たちも協力はしたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

では、北校区の校区民でいろんなおもてなしができるように、市のほうとしても援助していただければありがたいと思います。

こうやって列車がとまるのは大体1時半ぐらいだと思いますけれども、何か食べる物というのは無理な話がありますので、曾於市の特産品やイチョウの木などを使

った小物とかミニマルシェなども考えられますけれども、商工会の連携とか市内業者の方々への声かけなども考えられるかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

当然ながら、観光協会が立ち上がりましたので、観光協会を中心として、また、地域の商工会、また、いろんな方々と連携ができるというふうに思っております。

隼人の嘉例川駅では手づくりの弁当というのが、わざわざ足を運んで弁当を買うという、そういう状況が起きておりますので、決して今回の大川原駅で食べ物の物品販売はできないことはないと思います。

それは、先ほども言ったように、地域の方々がまずはいろんな形で知恵を出してもらって、各団体と一緒にしてもらえれば、本当に曾於市をPRできる絶好のチャンスになるのではないかなというふうに思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当にこの絶好のチャンスを逃さないようにしていきたいと思います。

次、大川原溪谷の一部とか悠久の森などの散策もできると思いますけれども、自転車小屋借用の依頼があったということで、多分、レンタサイクルとかを置かれるのかなと思いますけれども、レンタサイクル、すごくいい案だなと思いますけれども、自転車に乗れないという方々もいらっしゃると思いますけれども、そういう方々のためにタクシーとか10人乗りのワゴン車とかを出していけるようなそういう取り組みも必要なのではないかなと思っております。

先般、ルート探しのために車で走行時間とかをはかってみました。大体時速30kmぐらいで駅からトンネルまで3分ぐらいです。悠久の森入り口とか桐原の滝あたりまでが4分半ほどでしたので、これを前提に考えると十分散策とかできるのかなと思っておりますが、交通業者のほうにもお声かけとかしていただくことはできると思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

具体的にそういう問題を含めて、実際、車で行く分については悠久の森もある程度までは行けると思うんですけど、具体的にJRからこうしてほしいということについてはまだ細かいことの協議はしておりませんが、この間、商工観光課のほうで携わっておりますので、商工観光課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えいたします。

JR九州さんとは11月28日と1月14日の日に打ち合わせをさせていただきました。1月14日が現地で打ち合わせをしたところでございまして、JRさんの構想といたしましては、ちょうどイチョウの木の前のウッドデッキですね、ここをJRさんの

ほうで補修をして、そこを中心としてくつろいでいただくという計画が主であるようでございます。

それから、どうしても高架橋ですので、階段の上り下りができないお客様につきましてはホーム上でテーブルと椅子を並べるという計画があるようでございます。6両編成でございますので、かなりホームの後ろまで車両が来るという状況でありまして、ホーム上でくつろいでいただくという計画を持っていらっしゃるようでございます。そのための自転車小屋の借用というのは、倉庫を置きまして、倉庫の中にテーブルと椅子を置きたいという状況でございます、今の計画はですね。

それで、あとは、森の学校さんのほうへＪＲさんのほうが直接今依頼をかけていらっしゃるようでありまして、そこでカフェの提供であったりとか、そういったものを今ＪＲさんとしては計画されております。

まだこちらからの提案についても今から提案はさせていただくという旨は伝えてございますので、協議をした後にまたこちらから提案をさせていただくという計画でございます。

以上です。

○２番（松ノ下いずみ議員）

じゃあ、それでは、悠久の森とか桐原の滝あたりまでは行かないということになりますかね。

○商工観光課長（竹田正博）

ＪＲさんの中での考え方は、一応、13時20分から14時10分の間に停車するわけですが、発車時刻というのを気にされているようございまして、そういった部分は打ち合わせの中では出てきていないところでございますので、例えば、こちらのほうから提案をして確実に何分から何分の間までということでお許しがいただければ取り組めるのではないかなというふうには思っております。

○２番（松ノ下いずみ議員）

もし駅周辺から出られないという場合になったときには、さっきも言いましたけど、パネル展示とか、エンドレスの曾於市のいいところ、催し物とかのビデオとかを流すのが本当に曾於市のＰＲのためにはいいと思いますけれども、ぜひそちらのほうは考えていただきたいと思います。もし本当に元気な方がいらっしゃって行けるという場合には、ホームをおりて高架橋を渡って3、4分もあれば十分駅舎のほうにおりてこられますので、元気な方がいらっしゃれば少しの散策はできると思いますので、そのこともＪＲさんのほうに言っていただければありがたいかなと思っております。

もし行ける場合となると、どうしても大川原峡溪谷あたりが整備されていないよ

うなんですけれども、今回、列車で来られて、また来ようかなと思われる方もいると思うし、電車を見に来られる方たちもいらっしゃると思います。その方たちに大川原峡溪谷とか、滝とか、悠久の森とかを御案内するのもいいのかなと思いますけれども、残念なことに、去年の令和元年の6月の定例会でも質問しましたがけれども、トンネルの下あたりの整備もされていません。我が家ではグリーンツーリズムで子供たちを受け入れしているんですけれども、トンネルの下なんかは毎回連れて行くんですけれども、すごい喜んでもらうんですよ。もし許されるのであれば、トンネルの下とか、桐原の滝あたり、悠久の森のほうは大分整備されていると思うんですけれども、滝下の下流のあたり、もうちょっと整備することはできないものでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今、大川原キャンプ場を中心とした施設を地元の方々に指定管理をお願いしております。その中で、今言われるトンネルの下のところの渡る石橋といいますか、そのかけている橋が壊れている部分もあります。そういうのも含めて今後は整備はしなくちゃならないというふうに思っております。実際、具体的にどこどこをどうしたらいいかというのはこの間協議はしておりましたけど、また地元の地主さん等の個人のものがありまして、なかなかそこがまだ確定しておりませんので、今後、またそれは引き続き検討していきたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

私が要望しているのは、地主さんとかも関係あると思うんですけど、とにかく川の中の整備がされていないというか、おりるところの階段が1回本当に大川原校区の有志で掃除したことがあるんですけれども、もうちょっと整備してほしい。商工観光課が担当ということで聞いてはいるんですけれども、その後、何もされていないから、もうちょっと整備していただきたいと思っております。整備していただけますかね。キャンプ場あたりは整備していくということはちょっと聞いたんですけども、本当にトンネルの下におりて行ったら、どこにでもないようなすごい景色というか、みんな喜ぶんですよ。初めて来た人は「こんなところはない」と言うんですけれども、そこいら見られたことがありますか。商工観光課長、お願いします。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えいたします。

トンネルのちょうど下の階段から川沿いにずっと遊歩道があるかと思います。事実、この部分につきましては、我々の行政サイドの中で担当課というのがはっきりとしていない状況でございます。

今後、キャンプ場の管理のほうは今は農林振興課なんですけれども、商工観光課

のほうで一応観光施設ということで三連轟近辺というのは一応予算組みしておりますけれども、トンネルの下の階段から遊歩道にかけて、今後、農林振興課を含めて関係課と協議をさせていただいて整備ができるような形をとりたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

今回のこの事業に関して、本当にある程度世間の方たちが注目されていると思いますので、必ずお客様が来てくださると思っておりますので、それまでには少しずつでもいいので環境整備していただければ本当にありがたいと思います。そこら辺はしっかり取り組んでいってほしいものです。

それと、また提案なんですけど、撮り鉄——列車の撮影にどこまでも出向かれる方々のことですけれども、その方々の撮られた写真をフォトコンテストみたいな感じでJRとタイアップして、その後、展示させてもらうこととかしていただけると、再びまた来ていただけるという企画もおもしろいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回の36ぷらす3の列車の今言われるような写真コンテストができるかできないか、また、どこでそれをしたらいいか、それはまた今後いろいろと議論はしてみたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

実際、観光列車の運行が始まってみないとわからないことですが、現在、九州を周遊しているななつ星のことですけれど、ななつ星はまだ人気があって半年後の9月まで予約が埋まっているということを聞きます。36ぷらす3にも大きな期待を持ってよいかなと思います。1回きりのイベントではありませんので、毎週繰り返して今のところ年間45回ほどの計画と聞いております。だから、5,000人ほどのお客様がいらっしゃるということもあります。曾於市の北の玄関口として魅力発信、情報発信の駅として行政と市民とともにタグを組んで取り組んでいってほしいです。地元北校区も頑張ってますので、行政もしっかり取り組んでいってほしいです。

次の大きな質問2の芙蓉之塔についてですけれども、遺族の方々も年々減ってきておられ、毎年11月11日に行われている慰霊祭の開催も難しくなっているようです。日本のためにと犠牲になられた方々の慰霊をしていくのは、後世に生きる私たちの責務だと思います。市長も残すことは大事なことでと言われておりますけれども、残念ながら、保存会の資金も残り少なくなっているようで、数年もすると枯渇すると聞きました。このような状況を市としてはどのように考えられておら

れますか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

芙蓉之塔の慰霊祭についても行政のほうで事務局を手伝ってきております。実際、活動費が非常に少なくなっているとも聞いております。

今後は、芙蓉之塔の会の人たちとよく話し合いをして、どういう形が一番いいのか、十分また検討させていただきたいと思います。

○２番（松ノ下いずみ議員）

芙蓉之塔につきましても、慰霊祭というのは本当に感謝の気持ちを込めて行っていくべきだと思いますので、十分いい検討がなされてずっと続いていけるようにしていただきたいと思います。

岩川芙蓉会のことについては詳しく答弁していただきましたけれども、今、実際活動されている方々は7名ほどになっていると思いますけれども、その方たちもまだお若いんですけれども、後のことを考えると何か心配と言われております。

ことは戦後75年となりまして、戦争も風化しつつある現在、日本においては戦闘機の爆買い、高額な防空のための装備品購入、海外への自衛隊派遣などがごく普通になされて、海外でも内戦があちこちで勃発しており、外交関係でも不穏な動きがあったりします。子を持つ親として、平和教育のためにもいつの時代でもどんな場所でも特攻隊に異議を唱えた指揮官のように自分の考えを持ち、自分の意見をしっかりと伝える子供たちを育てるためにも、市内外の多くの方々に周知してもらうためにも資料館が必要だと私は思います。

16日の南日本新聞「ひろば」欄にも、岩川小学校の6年生の児童が「ひめゆりの塔と資料館に行き、戦争の恐ろしさを知った」と投稿されています。岩川の子供たちは芙蓉会の方々のボランティアでいろいろ戦争の話とかを聞かれているようですので、実際目にされて本当に怖いと思われたのだと思います。やはり聞くだけでなく、実際の資料や写真などを見て実感として湧いてくるものだと思います。資料館などは必要ないと思われますか。市長、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

子供たちに戦争の悲惨さを教える平和教育というのは大事だというふうに思います。特に今回の芙蓉会の活動というのは、とうとい命を無駄に捨てるなという美濃部正さんのとうとい行動だったというふうに思います。そういう意味でも、芙蓉会の皆さんたちの活動というのは重要だと思っております。

今後、そういう資料館ができるかというのは、隣にも歴史的な資料館、民俗資料館みたいなものがありますので、そこで併設ができるのかどうか、そのあたりも検討させていただきたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

私も芙蓉之塔に何回か行きましたけれども、本当に隣に埋蔵文化財センターがあって、ここはショーケースとかもあるみたいなので、本当に利用されたらいい場所になるのになと思っております。検討されるということですので、ぜひ資料館をつくって、そんなに立派なものでなくてもいいと思います。こういうことがあったということを後世に伝えるために、しっかりとした資料館をつくっていただきたいと思っております。ぜひあそこに資料館を、市長、よろしくお願いします。考えてください。

そして、芙蓉之塔は大隅町にしかありません。そして、大川原峡溪谷も悠久の森も財部町にしかありません。現在、曾於市は庁舎再編に取り組んでいますが、合併によるメリットとしては、単独の町では配置困難な専門職を採用することができ、高度なサービスを提供する、利便性及びサービスの向上、行財政の運営効率化と基礎強化、重点的な投資による基盤整備強化などがなされてきましたけれども、大隅・財部の旧市街地の疲弊し切った町並みは合併のデメリットの最もたるものだと思います。仕方がないでは地域住民の納得は得られないと思います。

19日の先輩議員への答弁で、地域の特色を生かした整備を進め、旧3町の均衡ある発展に努めていきたいとありましたけれども、そこで、大隅にしかない戦跡、財部にしかない鉄道観光資源を生かして地域を活性化していくためには資料館をつくったり、観光地の環境整備をしていくことが大事なことだと思います。それが地域住民の方々に地域おこしをしていただく起爆剤になるのではないかと思います。市長、どうお考えになりますか。

○市長（五位塚剛）

私たちの3町のよさを後世に伝えるためにはそういう資料館が必要だと思っております。

今後、今ある岩川小学校が移転・改築した場合に、今の岩川小学校が残ります。その建物は一部耐震化もできておりまして有効活用ができますので、将来的には3つある民俗資料館を1つにまとめて曾於市の歴史を多くの方々に知ってもらえるような、そういうものも利用できるのではないかなと思っております。その中に今言った芙蓉之塔の活動のことも併設も可能だと思っております。これは決定ではありませんけど、いろんな議論を皆さんたちとしていただいて、市がどうして今後進めていくかというのを私たちも真剣に検討させていただきたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

歴史の資料館を本当に残すということは大事なことでありますので、ぜひ取り組

んでいっていただきたいです。

そして、今、本当に再編のことでいろいろ問題になっておりますけれども、本当に末吉地区はみんな集まって元気になっておりますけれども、大隅地区、財部地区というのは疲弊し切っております。でも、あちこちに公園とか史跡とかいろいろありますけれども、それが旧財部町・大隅町時代には手入れも行き届いてちゃんとされていると思うんですけれども、曾於市は人口の割に面積が多過ぎます。それをどうやって維持していくかも行政としては大変なことだと思いますけれども、少しずつでも1カ所ずつでもちゃんと整理していただいて、地域に住んでいる住民は私たちもやっぱり忘れられてはいないんだという意識を持っていただくためにも、ぜひ行政としては地域周辺部もしっかり管理していっていただきたいと思いますけれども、市長、ちゃんとしていただけるでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私たちは曾於市全体を見ながら、地域からいろんな要望があります。当然、その要望が必要なものであればちゃんと予算化をして進めていっております。財部、大隅でもいろんな問題を抱えておりますので、その住民の声をよく聞いて、限られた予算を有効的に使えるように私たちも努力をしてみたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

予算が限られているということは私も十分承知しております。ぜひ周辺部に住んでいる住民の方々が満足全部できるとは思いませんけれども、できるだけ合併してよかったなと思っていただけるような行政をとっていただくことを私の願いとして、今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時57分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10、刈合昌昭議員の発言を許可いたします。

○5番（刈合昌昭議員）

5番、新生会、刈合昌昭です。今回は3項目について質問いたします。

1、有害鳥獣駆除対策について、2、ふるさと納税について、3、農業振興について質問いたします。

- ①曾於市での有害鳥獣による農作物の被害額を3年間示してください。
- ②有害鳥獣捕獲数の多い順に3年間分示してください。
- ③市内で有害鳥獣駆除対策に取り組んでいる自治会、団体等の状況を示してください。
- ④今後、市として有害鳥獣駆除対策に取り組んでいく計画を示してください。
- 2、①ふるさと納税過去3年間の実績状況を示してください。
- ②ふるさと納税返礼品で3年間人気商品上位5品目の金額を示してください。
- ③ふるさと納税で返礼品にかかわる手数料を3年間分示してください。
- ④ふるさと納税をされた方々への返礼品は3カ月以内に返礼されているか示してください。
- 3、農業振興について。
- ①令和元年は地球温暖化影響で平年より気温上昇、雨が多く、農産物の被害状況を示してください。
- ②カンショの生産調整が2年続いているが、かわりの農作物を検討しているか示してください。
- 以上、1回目を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、議会議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、有害鳥獣駆除対策についての①曾於市内での有害鳥獣による農作物の被害額を3年間示されたいについてお答えいたします。

毎年県に報告しております野生鳥獣による農作物の被害状況調査では、平成28年度被害金額が1,167万円で、主な被害は、イノシシが894万5,000円、カラスが105万9,000円、ウサギが63万7,000円、ヒヨドリが45万7,000円となっております。平成29年度は1,157万1,000円で、主な被害は、イノシシが887万1,000円、カラスが101万5,000円、ヒヨドリが57万3,000円、ウサギが53万9,000円となっております。平成30年度は858万3,000円で、主な被害は、イノシシの661万3,000円、カラスの74万7,000円、ヒヨドリの42万4,000円となっております。また、被害作物につきましては、カンショ、野菜、飼料作物及び稲が主な作物です。

1の②有害鳥獣捕獲数の多い順に3年間示されたいについてお答えいたします。

平成28年度は、タヌキが470頭、イノシシが338頭、カラスが76羽、ウサギが49羽、鹿が38頭、平成29年度は、タヌキが546頭、イノシシが398頭、カラスが63羽、ウサギが55羽、鹿が37頭、平成30年度は、イノシシが517頭、タヌキが494頭、アナグマが135頭、カラスが55羽、ウサギが42羽、鹿が37頭となっております。

1の③市内での有害鳥獣駆除対策に取り組んでいる自治会、団体等の状況につい

てお答えいたします。

市内で有害鳥獣駆除対策に取り組んでいる自治会、団体等の報告は聞いておりません。

1の④今後、市として有害鳥獣駆除対策に取り組んでいく計画についてお答えをいたします。

これまでどおり、電気柵設置補助、狩猟免許取得補助、駆除隊への有害鳥獣捕獲出動に対する補助、箱わなの貸し出し等による駆除を行ってまいります。

また、現在、市内には有害鳥獣駆除隊が4駆除隊あり、駆除活動を行っていただいておりますが、今後、さらに連携を密にしながら駆除活動に取り組むため、組織の一本化を図る必要がありますので、曾於市有害鳥獣駆除隊を立ち上げまして駆除対策に取り組んでまいります。

2、ふるさと納税についての①過去3年間実績状況についてお答えいたします。

平成29年度は10億3,568万6,000円で、平成30年度は16億9,094万7,000円です。令和元年度は見込み額となりますが、19億2,000万円です。

2の②3年間の人気商品上位5品の金額について、申込件数の上位5品名と委託料をお答えいたします。

平成29年度の上位5品目で、鹿児島黒牛ロースステーキ800gが2億8,920万円、鹿児島黒牛・黒豚しゃぶセットが2,644万8,000円、うなぎ蒲焼Bセットが2,050万円、曾於さくら牛焼肉ギフトが876万5,000円、鹿児島黒牛ロースステーキ400gが1,141万5,000円、平成30年度の上位5品目で、鹿児島黒牛ロースステーキ800gが5億8,316万7,000円、岩川特選飲みくらべセットが2,465万円、鹿児島黒牛・黒豚しゃぶセットが2,591万4,000円、うなぎ蒲焼Bセットが3,269万円、長期貯蔵麦焼酎6本セットが1,270万円、平成31年度の12月末上位5品目では、鹿児島黒牛ロースステーキ800gが3億8,837万3,000円、曾於ポーク切り落としセットが1億504万8,000円、曾於ポーク・県産鶏セットが2,145万円、岩川特選飲みくらべセットが1,490万円、岩川醸造の本格芋焼酎8匁が1,449万6,000円となっております。

2の③3年間分の返礼品にかかわる手数料についてお答えをいたします。

ふるさと納税に関しましては、インターネット広告料とクレジット手数料が発生いたしますので、年次順にお答えをいたします。平成29年度は、インターネット広告料が5,913万3,248円で、クレジット手数料が838万7,134円です。平成30年度は、インターネット広告料が1億4,637万263円で、クレジット手数料が1,104万2,317円です。平成31年度は見込み額で、インターネット広告料が1億9,140万8,000円で、クレジット手数料が1,177万7,000円となっております。

2の④返礼品は3カ月以内に返礼されているのかについてお答えいたします。

12月に寄附が殺到しましたので、上位2品目の返礼品につきましては募集の段階でおおむね100日以内の配達と明記いたしました。残りの返礼品につきましてはおおむね60日以内で発送している状況です。

3、農業振興についての①令和元年の農作物の被害状況についてお答えいたします。

長雨等の被害状況については、通常の台風等の被害調査とは異なることから把握しておりませんが、特に長雨等で水稻、春・夏野菜等で影響があったものと推測されます。水稻におきましては、普通期の大隅半島の作況指数は92であり、品質も一等米比率が53.7%でありました。また、春・夏作の野菜は、長雨による日照不足等で全般的に減収傾向と聞いております。

3の②カンショの生産調整が2年続いているが、かわりの農作物を検討しているかについてお答えいたします。

霧島酒造におきましては、昨年産が2割減反、本年度につきましては2割から3割の減反と聞いております。

かわりの農産物を検討しているのかの御質問ですが、カンショの代替作物となりますと、4月から10月ごろに栽培・収穫できる作物となりますので、でん粉用カンショ、里芋、夏カボチャ、ショウガ、長ネギ等が考えられますが、梅雨や台風等を鑑みますと、栽培しやすく既存の機械で対応でき、価格も決まっており、販路もあることから、でん粉用カンショ、里芋が最も適していると考えます。

また、ゴボウにつきましても、秋サラダゴボウの需要もあると聞いておりますので、今後、農協と検討してまいりたいと思います。

以上です。

○5番（刈合昌昭議員）

1回目の答弁をいただきました。

まず、有害鳥獣の件ですけれども、大変最近イノシシを中心にして曾於市内でも被害がふえている内容が出てきました。このことは環境的なことも多少あると思いますけれども、と言いますのは、最近では曾於市内、森林伐採を中心にしたものの関係もあるんじゃないかということも言われております。というのは、イノシシがすみかがなくなったということのあかしじゃないかということだと思うんですが、お互いに共存することなんでしょうけれども、里におりてきたということもあって、今度の有害鳥獣のことを質問したんですが、市長、以前、私見たんですけれども、実は農業委員会のほうに政策提言をされてきているんですね、農業委員会から。その中で5項目あるんですけれども、その中で一番最初に載っているのがこの有害鳥獣の話なんですね。ちょっと読みますけれども、「特に近年、山林伐採によ

る山を追われたイノシシ等が耕作放棄地をすみかとして、その周辺の作物被害が深刻な状態であり、農家の耕作意欲が減退してきました。また、イノシシ等のわな講習会への受講については増加傾向にありますが、猟友会の高齢化が進む中で、講習会受講者へのさらなる助成金額を増額と若者が受講してもらえるように政策を検討して要望します」という内容のものがあるんですが、市長、この中でいくと、もうこれは3年前ですけれども、こういった取り組みをされたかお聞きします。

○市長（五位塚剛）

この間、農業委員会からも提案もありましたけど、議員の皆さんたちからもいろいろ質問がありました。また、直接、農家からもいろんな意見を聞いておりますので、それなりの対応を電気柵の補助についてもふやしております。また、資格をとるための補助もしております。

また、いろんな形でこの間進めてきましたけど、その成果もあってある程度の捕獲はしておりますけど、まだ取り組みをまた強めていく考えは引き続き進めてまいりたいと思います。

○5番（淵合昌昭議員）

この政策提言を含めてですけれども、多分、この地区でもいろんな鳥類あるいは動物等がいるんですが、私は思うんですが、イノシシの被害というのが一番多いわけですね。これは最終的にもイノシシが600万円以上ということの被害です。農家の方がせっかくつくった作物、あるいはそういうようなものを荒らしていく。テレビ等でもいろんなドキュメンタリーに出て、有害鳥獣の対策というのを放送しているのを見ます。前もちょっと私、質問したんですけれども、畑から2mぐらいまで要するに草を刈って予防するという話も出ました。それでもなかなかイノシシの被害というのは減ってきません。電気柵とか、あるいは猟友会の方々にも応援いただくんですが、今、猟友会の方というのは大体、課長、どれぐらいの方がいらっしゃるか教えてくださいませんか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

人数でよろしいでしょうか。

○5番（淵合昌昭議員）

はい、よろしいですよ。

○農林振興課長（富吉浩幸）

はい。それではお答えします。

平成29年度が、銃器が70名、わなの方が118名、平成30年度が、銃器が67名、わなが122名、31年度が、銃器が66名、わなが131名となっております。銃器とわなにおきましては重複の方がいらっしゃいますので申し添えます。

以上です。

○5 番（渚合昌昭議員）

あわせて平均年齢を教えてくださいませんか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

平均年齢につきましては65歳程度と把握しております。

以上です。

○5 番（渚合昌昭議員）

今、課長の答弁で65歳ということなんですが、定年された後の方が本当に有害駆除に対する気持ちがあって、曾於市の場合は補助金関係もありますので、何とかこの育成をできないかということが一番思うんですけれども、市長、どうでしょうか。有害鳥獣に関する講習会、あるいはそういった育成というのをもっと強くするべきであろうと思いますが、どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

これについては、基本的には育成する方向で進めてきております。そのために、試験を受けるための支援とか、また、猟友会の方々等のよく意見を聞いてやっておりますけど、基本的には興味があるといいますか、役に立ちたいというものとある程度の資質が必要でありますので、誰でも彼でもというわけにはいかないと思いますけど、引き続き、いろんな方々に猟友会を通じて広げていきたいというふうに思います。

○5 番（渚合昌昭議員）

多少好き好きと申しますと変な話ですけれども、興味のある方というのが第一条件に出てくるんでしょうけれども、変な話なんですけれども、アルバイト感覚でという形で希望を募るという方法も一つの方法ではないかと思うんですよね。年に何回かそういった講習会、あるいは希望を募る自治会あたりに要請してやるということも大事だと思うんですが、その上に危険が伴うというのもありますので、大変難しいところがあることも事実です。

この間、17日だったですか、鹿屋のほうで鹿屋大隅地区の会合がありまして、私と九日議員と一緒にやってきたんですけれども、その中で出たことが、イノシシあるいは向こうは猿が多いらしいんですが、曾於市にかえますとイノシシを寄せつけない。侵入を防止する。個体数を減らすというのが対策の概要だということで、3つの柱を中心にやっている中でいきます。そうすると、取り組んでいる内容については、いろんな住民型の研修会というのを積極的にやっていくというのを提言としていただいたんですが、私もこのことは研修会をやっていくということによって、

各自治会ごとでそういったものを多いところは勉強会やら、あるいはそういった研修会をして育てていくことが大事だと思うんですが、どうでしょうか。市長、もう1回お願いします。

○市長（五位塚剛）

住民型の研修会というのはどういうものであるか、全くつかめないんですけど、この問題は非常に大きな課題でありまして、実際、イノシシの被害が一番大きいんですけど、イノシシの繁殖の状況、そのあたりがどうなっているのかというものと、耕種農家の方々についてはサツマイモを掘り起こした後の小さなものは絶対にそこに残さないでくださいというお願いもずっとこの間言ってきております。だから、そういうことを含めながら、我々としてはいろいろ努力はしておるんですけど、どういうふうにしてイノシシがたくさん発生をしてどうなっているかという、発生的な系統をある程度分析をしながら対策を今後もしなくてはならないのではないかなというふうに思っておりますけど、その研修会については私はつかんでおりませんので、今後また担当課のほうで勉強させていただきたいと思います。

○5番（淵合昌昭議員）

この間の研修会によりますと、専門家の方を呼んで講演するという、あるいは指導とか啓発活動のDVDを流してそういった研修をするということらしいです。その中には、一つは、私、これが一番いいかなと思ったんですが、有害鳥獣対策の専門的なノウハウを持った人が委託職員として配置すると、市がですね。そして、いろんな総合的な勉強会、あるいはそういったものを対策する活動をするというのを市としてできないものかどうかお聞きします。

○市長（五位塚剛）

この間も有害鳥獣の専門的な市民といいますか、猟友会の方にもたくさんおられます。そういう人たちの意見を聞きながらこの間やってきておりますけど、そういうプロの方を呼んで曾於市が職員としてそういうのをやれるかどうかというのは全くわかりませんが、農林振興課長が何かを持っているかもしれませんので、ちょっと答弁をさせたいと思います。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

鹿屋でありました研修で例えば住民型の研修会があったというようなことなんですけど、今、財部の森の学校で狩猟体験ツアーというようなツアーを組んでおりまして、昨年も福岡あたりから来ているんですが、今後考えているのが、森の学校と連携を図りながら有害鳥獣のというか、狩猟免許の講習なり、そういうなのもできないか今検討しているところでございます。

以上です。

○5 番（渚合昌昭議員）

年間にずっと相当な額の被害があるわけですから、市として委託職員を置いて、そしていろんな講習会をして回ったりとか、あるいは特にイノシシであれば危険も伴います。そういったものを考えてやる。あるいは機材的なことも含めてやる方法も一つの方法だと私は思っているんですが、ぜひ課長、その辺のことは検討できますか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

昨年、平成31年度にとめ刺しというのを市のほうで購入したわけですが、これにつきましては殺傷能力があるということで、個人にはメーカーさんが販売しないというようなことで、そういうなのもありまして森の学校に今お願いしまして、とれたら森の学校のほうにお願いしていつしとめてもらうというような、そういうような話も今してありますので、今後はそういうことも考えながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○5 番（渚合昌昭議員）

今、課長からとめ刺しのことも出ました。このことも本当に大変、イノシシも必死なわけですから、そこら辺のことを考えながらやると。ただ、イノシシの何かの形で、ただ興味があるだけ、あるいは猟友会の方だけに任すだけじゃ、どうしても薄いと思うんですね。そこをこういったものの専門の人を市として委託して雇うという形のものを持っていってもいいんじゃないかという気がするんですが、市長、どうですか、そこら辺のことは。

○市長（五位塚剛）

言われるように、専門の方がそんなにたくさん市がお願いして、はい、行きますよというわけには多分いかないと思うんですね。ですから、今、猟友会を一本化いたしましたので、ここにそれなりの捕獲のできる知恵を持った人たちがいっぱいいらっしゃると思いますので、その方々に一定の技術をまた磨いてもらって、そしてまた、ことしも箱わなの予算をふやしましたので、そういう形でいろんな取り組みを進めていく中で、また新たな段階が来たときは検討はしたいというふうに思います。

○5 番（渚合昌昭議員）

市長、猟友会の方が一番詳しいと思うんですね。そういう方に相談して検討していただきたいと考えていますので、ぜひ検討してください。

それで、あと、私、ちょっとさっきとダブるんですけども、集団化、要するに

自治会ごとのこういった駆除、例えば、畑があつて、畑の中でも何軒か向き合つて畑があるわけですね。そういう中での共同的な駆除の仕方と——個人的なじゃなくてね——仕方ということもちょっと聞きました。若干地域性があるということもわかりますから全部とは言い切れませんが、そういった団体をつくつたと言つたらおかしいんですが、その辺の団体をつくつてイノシシを駆除するという形のものをしてほしいんですが、課長、そういうことは何かできますか。集団ごとですね。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

集団化、共同化というのは実際に今できていないわけですが、電気柵におきましては要件が5反歩以上というようなことですので、例えば1人で1反歩、2反歩しかない方は、その周りをまとめて5反歩以上にして共同でしてくださいというような、そういう指導を行っているところです。

以上です。

○5番（淵合昌昭議員）

じゃあ、これは50a以上はないとだめということがあるわけですね。そういう中身。はい、わかりました。それでもいいと思うんですけど、何かモデル的なものをどこか課長のほうで1カ所でもつくっていただくというのも一つの方法かなと思うんですが、そこを合わせてね。どうですかね、そこらの検討は。

○農林振興課長（富吉浩幸）

モデル的なことということで、平成28年度に広域的なところで5基、電気柵を出しております。29年度も1基、広域ということで出しておりますので、今後でもできるだけ共同でできるものは共同でしていただければ、作業も半分に減るわけですし、費用のほうについても一人一人の負担が少なくなると思われますので、共同化というのを進めていきたいと思っております。

以上です。

○5番（淵合昌昭議員）

ちょうど先ほどの件ですけれども、4市5町の会合のとき、私が会合の中で提案をしたところがあったんですが、というのはジビエの問題です。これは大変、各市町村、なかなか厳しいところがあるという話がありまして、それが部会でできないのかという話をしたんですが、大隅地区で1カ所ぐらいはそういうのができないかという提案をしました。鹿屋の議長が来賓で来ていたんですが、ぜひこれは提言として進めていきたいという話がありました。ぜひ、議長、市長、そういったときの話があったときはぜひともそのことも提言していますので、また助言をお願いし

たいと思っているんですが、どうですか、考え方は。

○市長（五位塚剛）

捕獲についてはなかなかそれは難しいんだと思います。捕獲した後の処理については広域的に処理をするという問題も提案されておりますので、どうしても曾於市は曾於市、鹿屋は鹿屋でないと、その地権者がいらっしゃるわけですから、そこに曾於市のそういうところに鹿屋の猟銃会の人たちを呼んでやるとか、それは多分無理だろうと思います。ですから、せめて私たちは曾於市の中で猟銃会の一本化というのを決めてお互いに協力していこうじゃないかということでスタートいたしましたので、今後、そういうまた問題提起があるときはまた一緒に検討はしてみたいと思います。

○5番（刈合昌昭議員）

捕獲した後のことですね。だんだんと高齢化になってくると、刺して、それから埋めてということもあるでしょうけれども、高齢化になってくると穴を掘ってというのは大重労働だと思っているわけですね。そこら辺のことも十分考えてしなきゃいけないということもあるんですが、ジビエの問題というのは、これはある程度の中で大隅半島は当然一角なんです、それもいろいろ問題があります、今市長が言ったようにね。というのは、1時間以内に刺して、1時間以内には血を出さなきゃいけないとか、いろいろあると思うんですが、ぜひ大隅半島、これ、各4市5町の方々も志布志以外は大変この有害駆除については取り組んでいる内容がありますので、曾於市もぜひ積極的に取り組んでいていただきたいということを思っていますので、最後に答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたように、大隅半島といってもすごい広域的であります。佐多のほうの人たちとこっちと連携しろと言っても無理な話でありまして、だから、要するに、鳥獣被害対策について非常に教訓的になるそういう実例があれば、それは私たちは積極的に研修をして曾於市の対策に生かしたいなと思います、そういう意味ではですね。だから、向こうと連携してやるというのは、これはなかなか現実的じゃないんじゃないかなと思っておりますけど、引き続き、そういう会の中では教訓的な取り組みについては積極的に勉強させていただきたいと思います。

○5番（刈合昌昭議員）

それでは、2項目に入っていきます。

ふるさと納税、本当におかげさまで曾於市を応援してくれる納税の方がたくさんいらして、ことしは補正も出たぐらいで本当にありがたいなと思っているところはあるんですが、この間、ネットを開いてみたらびっくりしたことが出たんですが、

見た方もおると思うんですが、これは和歌山県だったですね。和歌山県でコロナが出たということで、納税をキャンセルしたいというネットが出ていました。私、本当にこれを見て残念だなという気がしたんですが、要するに風評被害ですね。感染者が出たということで、納税したんだけど、キャンセルしたいということが出たということなんですが、課長、これは見ませんでした。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えいたします。

いわゆる風評被害ということなんでしょうけれども、キャンセルというのは事実上、商品が届いていなければキャンセルという形はできますけれども、発送した時点ではもうできないということになりますので、本市においてもそういった事案が発生したときは非常に困るなという印象は持っているところでございます。

○5番（瀧合昌昭議員）

納税に関しては本当に慎重にね、本当に大きな財源ですので、慎重に取り組んでいくということも私は本当に思っています。幸いにしてナンチクさんを中心にして詳しい内容のものが、私もネットを見ると、本当に一番に出てくるのはステーキがジュウジュウ上がる画像が出てきます。おいしそうでいいなと思っているところなんですが、私は委員会でもちょっと言ったんですが、西日本養鰻ですね、これのことなんですが、せっかくウナギを岩崎のほうで養鰻している。そして、加工は大崎町ということもあるんでしょうけれども、ぜひ、市長、この辺は、私は思うんですが、納税をもっと進める上でお肉とウナギと並行してやっていけないんだろうかというのをすごい思っています。なかなか志布志も相当大きな額で納税を受けていますけれども、その上にはウナギがあるわけですね。そこら辺はどう思いますか。お答えください。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市に西日本養鰻さんが生産という形で養殖をさせていただいております。西日本養鰻さんの経営のやり方というのは、ほかにはない日本では初めてのウナギをお湯で成長させるという意味では早く大きくなるし、非常にやわらかいということで特色があります。ただ、そのウナギを最終的には大崎のウナギ加工場に全部加工を依頼しておりますので、この問題が私たちも課題だと思っております。

今、西日本養鰻さんと話し合いをして、ぜひ曾於市に曾於市でとれたウナギの加工施設をつくってくださいということもお願いしているし、向こうのほうもぜひ前向きに検討したいということでありますので、これはなるべくあそこの近いところに場所をこちらから提供して進めてまいりたいというふうに思います。

○5番（瀧合昌昭議員）

今、市長からありましたけれども、本当に企業誘致という形でいいわけですから、そういった加工するセンターをつくっていくと、もっと違う形で私はこの納税が伸びていくというふうに考えています。

今見てみますと、インターネットで見ますと、10番目に曾於市が出てきます。ステーキが出てくるのが出てきますけれども、そのぐらいにウナギが出てくると、本当に納税はもっと上がってくるんじゃないかと期待していますので、ぜひ市長、そういうような言葉がありましたので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

それから、今、ネット広告のことなんですが、課長、どうですかね。今年度だけでいいんですが、例えば、19億円の納税の中でいろんな経費を引いた残りとしんすか、いろんなのを引くと手元に残るとはどれぐらいあるものですか。わかったら教えてください。

○商工観光課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

今年度の予算といたしましては、寄附金額を19億2,000万円見ております。そして、歳出のいわゆるかかる経費ですね、これにつきましては10億6,300万円ほどかかる予定でございます。それを差し引きますと約8億5,000万円、6,000万円、それぐらいの金額になるのではないかと予測をしているところです。

ちなみに、平成30年度が実質4億9,617万円ほど、それから平成29年度が3億2,050万円ほどという形になっているところでございます。

○5番（淵合昌昭議員）

8億円というものが本当に全国から来る方から曾於市のためにあるわけですから、本当に大切にやっていただきたいと思います。

それに関連するんですが、私も人に会ったときはいろんなことで納税をお願いしますという話をするんですが、たまたま知り合いの人が志布志から曾於市に納税したと。ところが、なかなか品物が着かないという話がありました。現にこの辺は本当に大変年末からかけて相当注文があるので、なるべく早く発送しているんでしょうけれども、納税した人は待っているわけですね。そこら辺のことがすごくいらつくというか、早く来んかなというので待っているというのがあるんですが、対策とすれば、一応途中で文書を入れて、もうちょっと待ってくださいということの内容の広報はしていないですか。お聞きします。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えいたします。

年末に寄附が集中する関係で、年末のネットの広告の中にはおおむね60日以内に

お届けしますというのを入れてございます。ただ、上位2品目の和牛ステーキと、それから曾於ポークの切り落としにつきましてはトータルで2万件以上申し込みがありますので、とても事業者としても追いつかないという状況でございましたので、12月のちょうど中旬からの募集の中に100日以内にお届けしますという部分で広告を出しております。大体が御理解いただいているんですけども、問い合わせがいつごろ着きますかという問い合わせは今も1日に2件ほどは来ている状況ではございます。説明としましては、60日以内あるいは100日以内という形で着きますのでしばらくお待ちくださいということで御返答申し上げているところでございます。

○5番（淵合昌昭議員）

課長、この辺は本当に大切なことだと思うんですね。納税してなかなか来ない。来ないというのはおかしいんですけど、待っているんでしょうけれども、首長く待っている人がたくさんいらっしゃる中でいくと、何かしらで途中で1カ月、2カ月した後に、ちょっと待ってくださいという形の文書を入れてあげるのもサービスの一環かと思っていますので、ぜひ何かの工夫をしていただいて連絡して納税者の方には通知をしていただくとすごく安心するかもしれないというのもありますので、ぜひ検討していただきたいと考えています。

それから、3番目ですけれども、農業振興のほうですけれども、ことは昨年から相当高温多湿でもって、特にカンショについては問題ないんですが、葉物のほうですね。野菜、白菜、キャベツというのが暴落したり、でき過ぎて大きくなり過ぎてというのがあるんですが、農林振興課長、この場合、暴落した場合の補填というのは何かないんですかね。あったら教えてください。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

野菜価格安定制度というのがありまして、これは、国、県、市でありまして、生産者が農協経済連を通じまして対象市場群に出荷をしました野菜生産者が対象市場群に出荷した野菜の価格が著しく低下した場合に、その価格差について価格差補給金を交付しまして野菜生産農家の経営安定を図るということで、こういう制度があります。

国におきましては、今、指定野菜価格安定対策事業というのがその一つですが、曾於市でいいますと、秋冬白菜、春キャベツですが、これにつきましては平成30年度で価格が安かったときですが、9,149万9,000円の補填がしてあります。

それから、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、これも国の事業ですが、これにおきましては、曾於市はスイカ、それから秋冬ネギ、秋冬ナスというのが加入しておりますが、令和元年度、ことしですが、スイカが安かったということで123

万1,749円の補填がしてあります。

それから、県単野菜価格差補給事業、これは県の事業ですが、対象品目につきましてはゴボウ、ニガウリですが、これにつきましても元年度、ことしですが、69万7,260円出ております。

それからもう一つ、曾於市の指定野菜価格安定対策事業というのがありますが、これにつきましては対象品目がカボチャ、ゴボウ、ニガウリ、キュウリ、サツマイモ等があります。30年度は発動はなかったところでありますが、これらに関しましては安くても対象市場に出さないとそういうあれができないということになっておりますので、安くても出荷をしないといけないということであります。

以上でございます。

○5番（渚合昌昭議員）

課長、このものについてはある程度縛りがあったりするんでしょうけれども、JAを通すとかいうことをしないとだめなんですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

農協の共販が70%を超えないといけないというようなことがありますので、個人個人ではだめだというようなことでございます。

以上です。

○5番（渚合昌昭議員）

今言っている白菜関係も連続して昨年から2年連続して——その前はすごくよかったんですが——悪かったということもあって、葉物に対する農家、特に大隅町の月野南地区の方々が大変な思いをしていると思うんですが、今現在は対象になっているということでもいいですかね。

○農林振興課長（富吉浩幸）

令和元年産の10月から12月で秋冬白菜が1,305万2,000円、補填金が出ております。1月から3月まではまだ今途中ですので、価格が下がった場合にはこれでもまた補填があると思います。

以上です。

○5番（渚合昌昭議員）

課長、この辺は農家のほうは十分知っていると思うんですけども、あとの民間でやっているいろいろな保険というのはないんでしょうか。何かあったら教えていただけないですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

民間ではなくて、このほかに国が平成31年1月から新たな収入保険制度を導入いたしました。この収入保険は農業をされている方の経営努力では避けられない自然

災害、農産物の価格の低下など、売り上げが減少したときにその一部を補填する保険ということで、基本的には農産物のどのような品目でも対象になるというようなことなんですけど、ただ、今述べました国のそういう補助金をもらっているということ、二重にはもらえないということでどっちかを選択しないといけないというようなことで、また、1年間青色申告をしている農業者ではないとだめだよというようなことで、これにつきましては共済組合が窓口となっているところでございます。

以上です。

○5番（刈合昌昭議員）

ちょうど今申告時期なので、そういう時期だろうと思うんですが、農林振興課としてもそういったものというのは農家の方に周知してやっていらっしゃるんでしょうね。

○農林振興課長（富吉浩幸）

先ほどの価格安定のほうにつきましては、農協さんと一緒にそういう啓発をしておりますが、今述べました新しい収入保険制度は昨年からということでなかなか浸透していないのが実情で、曾於市におきましては昨年は13名程度と、今年が26名ぐらいにふえるというような話は聞いておりますけど、これらの保険につきましても共済組合、それから農協さん、一緒になりまして啓発していきたいと思っております。

以上です。

○5番（刈合昌昭議員）

わかりました。

それでは、最後のカンショのことでいきますけれども、今、畑作農家に行くと、本当にカンショの存在が大きくて、耕作の中でいくと、昨年度がこの間出ましたけれども、19億円以上というカンショの額が算出されているわけですね。そして、昨年から連続して20%減反ということが来ています。前年度の前を100とすると60%ということになりますよね。そういうことで大変カンショの栽培については基幹産業であって、特に曾於市の場合は影響が大きいかというふうに思うんですが、この40%をカバーするための作物ということで私は質問したところがあったんですが、課長から委員会の中でも聞いたところだと、食用をという話のカンショというようなこともあったみたいですが、大変私もなかなか聞いてみますと手がかかるということがあって、確かに価格的なことはいいんでしょうけれども、そういった問題等もあるということがありますので、どうでしょう、課長、そこら辺のことで何かまたあったら教えてください。

○農林振興課長（富吉浩幸）

減反によりまして農家の方も何をつくっていいんだろうかという、そういう問い合わせ等もありましたけど、さっき議員もおっしゃいました製菓用とか、そういうふうに向けましてもなかなか手が要るというようなことで農家の方も敬遠されております。

答弁の中で、今後、どのような作物というようなのがありましたが、でん粉カンショを一つ挙げていますが、これにつきましては国の紙資源特別措置法というようなことで、国が価格の決定をしたり、その対する助成ということで、分解性マルチの補助とか、そういうのをいっぱい、ポテカルとか、そういう収穫機の補助とかもございますので、単価はでん粉は31年が36円30銭ということで、加工用のカンショに比べると安いんですが、それだけ例えば土壌消毒剤を入れないとか、それから虫に食われても問題ないというようなことで、その分の経費を省けるんじゃないかということで、今、でん粉につきましては収量品種の上がるものがありまして、4 t、5 tというような品種もあるようでございますので、それらを使いますと十五、六万円、あとは経費が3、4万円とすれば、手取りのほうはそっちのほうが残るのかなというような気もしておりますので、そういう方向もあるのかなと思っております。

以上です。

○5 番（渚合昌昭議員）

今、本当にこういうふうにして霧島酒造さんも大変な時期、当然、曾於市のは都城のほうにもカンショは行くんですが、少し焼酎のブームが終わったという、少しブームが下がってきたというのも一つの原因でしょうけれども、その中でいくと、基幹産業であるカンショについては本当に何とか対策をしていただきたいんですが、課長、今出ているでん粉用とするとどれぐらい違うものですか、差額でいうと。

○農林振興課長（富吉浩幸）

加工用カンショでいきますと、8月の下旬というか、1日からいきますと1 kg100円なんですけど、1日1円ぐらいずつ下がって、一番下というか、多分10月を越えますと52円程度が一番下になるのかなと思っております。でん粉は先ほど述べましたように最初から最後まで36円というようなことで、ことしもまた去年の12月の新聞にありましたように上がるというようなことで、上がっても1円とかそういう世界なんですけど、量がとれればそれもありかなというふうに思っております。

以上です。

○5 番（渚合昌昭議員）

きのうも出たんですが、カンショをやめて違う作物に転向しようかという人もい

らっしゃいますか。市としてはゴボウとかいうのを推奨するということも聞いています。そこら辺を含めてそういう方がどうしようかと。というのは、今つくっている方は1町歩、2町歩という相当大的な面積を抱えています。休耕地をうまく利用して農地中間管理機構を使ってするんでしょうけれども、人の土地を借りてつくっている。残っていますけれども、だんだん下がってくると、あるいは減産が来るとどうだろうかという心配の声も聞こえますので、ぜひそこら辺のことは農林振興課のほうで指導していくというのが大切だと思っていますので、どうですか、そこら辺は。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

農家の方からも実際話を聞いてみますと、減反になった分どうしますかというような話を聞きますと、もうでん粉でよかと。でん粉をやればどれだけでもとってくるし、価格についても決まっているし、改めて例えばゴボウとかそういう作物になりますと機械から全部購入せないかんというようなこともありますので、農家に尋ねてみたらでん粉でもよかよというようなそういう話も聞いております。

以上です。

○5番（刈合昌昭議員）

農家の方が1円でも多く収入が取れるように、農林振興課は本当に大変な時だと思うんですが、ぜひいい形のものを導いてやっていただきたいと思います。

じゃあ、きょうは私の質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第11、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○4番（岩水 豊議員）

4番、新生会の岩水豊です。議長の許可をいただきましたので、質問いたします。

令和2年度の施政方針が発表されました。施政方針には継続的運営と新たな政策が示されていなければなりません。市の人口は、合併後10年で約5,000人減少、その後の4年間は毎年900人から1,000人程度減少しております。現在、合併後8,700

人という大きな数字で減少しております。人口減少のスピードは、我が市は大きく加速しているようです。この現状を見据えた予算でなければならないと思っております。

それを踏まえて、まず本年度の施政方針について伺います。

①人口増対策として実施している宅地分譲整備事業の令和元年度の成果と課題はどうであったか。また、2年度の取り組みについて伺います。

次に、企業誘致・企業創業促進対策事業の令和元年度の成果と課題と、令和2年度の取り組みについて伺います。

3番目に、本庁舎増築計画の構想（活用計画、何階建て、面積）等について伺います。

次に、旅館・ホテル施設誘致についてであります。

旅館・ホテル施設誘致促進事業の現状について伺います。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の質問に対してお答えしたいと思います。

1、施政方針についての①令和元年度の成果と課題、また、令和2年度の取り組みについてお答えいたします。

まず成果といたしましては、平成30年度より分譲を開始しました柳迫地区が、昨年12月に完売いたしました。また、大隅南地区についても、1区画販売したところです。

次に、課題ですが、大隅坂元地区はテレビやラジオコマーシャル、インターネット広告や地域情報誌などにより問い合わせ件数は増加しましたが、契約までは至っていないところです。また、財部地区分譲地につきましては、当初の候補地が農地転用の許可が見込めないため、候補地の再検討を行いました。

検討後の候補地について、騒音、振動、臭気などの環境調査や取りつけ道路取得の実現性を考慮し、また関係法令の許可の見通しを確認したことにより、候補地の最終決定に時間を要し、事業実施を令和2年度に先送りをいたしました。

1の②企業誘致・企業創業促進対策事業の令和元年度の成果と課題、また令和2年度の取り組みについてお答えいたします。

まず成果ですが、内村工業団地内の横山食品の工場増設に伴う工業設置補助金の交付を行いました。今回お願いしております補正予算成立後に、工業団地内のフジ技研カゴシマと、大隅町月野の峯技研の工場増設に対して補助金を交付する予定であります。また、曾於市土地開発公社において、平成28年9月に販売した工業団地用地1区画を、企業からの申し出により販売価格と同額で昨年10月に買い戻してお

ります。

課題としては、工場増設に伴う機器設備導入により、省力・省人化が進み、施設の設備投資額に対し、雇用吸収力が以前より少なくなっていることが挙げられます。

今後の取り組みとしては、未販売地を中心に企業の誘致に努めてまいります。

1の③本庁舎増築計画の構想についてお答えいたします。

本庁の増築庁舎については、令和2年度から3年度にかけて、現庁舎南側の向江公園内に2階建て延べ面積を2,300㎡程度を計画しております。

1階の部分は、市民、税務、保健・福祉部門を全て集約し、市民の皆様方が利用しやすい窓口にしたいと考えております。相談室を含め、1階フロアの面積を1,150㎡と見込んでおります。

2階フロアについては、防災拠点としての設備や、通常時は会議室として利用しますが、発災時に自衛隊、消防、警察、県の職員等が一堂に会することができるスペースを確保したいと考えております。

2、旅館・ホテル施設誘致についての①旅館・ホテル施設誘致促進事業の状況についてお答えいたします。

神奈川県に本社を有するアポロホールディングス株式会社とホテル建設に向けた基本合意を確認するための基本協定書を、昨年9月25日に締結する予定でしたが、先方の申し出により協定締結を延期している状況です。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、順次、2回目の質問をさせていただきます。

財部地区の分譲地が先送りになっております。補正予算等が出ておりますし、今回の施政方針の中でも全く去年と一緒のような形でうたっております。ですから、私が言いたいのは、成果、課題で問題があった場合もちょっと施政方針の中に入れて、わかりやすく出してほしい。ただ成果だけを、柳迫団地が完売したということだけが強調されて、問題点があることが欠落しているような気がします。それについて、どうお考えですか。

○市長（五位塚剛）

計画どおりにいけなかった理由というのは先ほども述べましたが、今後はやっぱり教訓化して、計画どおりに事業は進めるべきであると思いますけれども、今後、もろもろのいろんな諸課題がありますので、ちゃんとまた取り組んでまいりたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

財部地区の分譲地が農地転用の許可が見込めないと。これについて、いつごろか

ら取り組んで、その交渉、そして農地転用の許可の見込めない結果が出たというところを、時系列をちょっと説明をお願いします。

○企画課長（外山直英）

それでは、私のほうでお答えいたします。

当初、予算編成時点では、曾於市財部町南俣1,905番の1ほか12筆、合計面積で9,985㎡、地目が田でございますが、この一団の土地を計画したいというふうに考えておりました。

ところが、4月から5月の初旬ですが、農業振興地域が除外されておりましたけれども、第1種農地であることがわかりまして、転用が不能だということがわかりました。よって、候補地を選定し直した時期につきましても、5月中旬以降から検討しております。

以上でございます。

○4番（岩水 豊議員）

といいますと、昨年、年度当初には、議会では明確な説明はなかったけど、この場所というところで大体こう固まっていたということですか。

○企画課長（外山直英）

はい、そのようでございます。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、5月から現在までの状況について説明を求めます。

○企画課長（外山直英）

5月以降の経過で説明をさせていただきます。候補地を選定し直しまして、5月の中旬以降ですが、複数の候補地を三役とともに選定をし直しております。当然その後の議会でも同じような答弁をさせていただいておりましたが、1つの候補地で5月に有力な候補地が見つかりました。以前にもお話ししておりましたが、宮崎県境に近い場所で、直線距離ですが約1.5km程度のところで、一団の土地がございました。

ただ、隣接する工業団地や製茶工場がございまして、騒音、振動、臭気などの環境調査を5月、7月に行っております。その後、10月以降ですが、この団地につきまして、取り付け道路が必要だということがあり、その必要性から用地の事前相談等を行ったわけですが、その取り付け道路の相続が難しいということがわかりまして、取り付け道路を再度見直したところ、新たな取り付け道路が取得可能だということで、こういった流れになっているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

といいますと、新たな取り付け道路ができて、そこを計画地として分譲地に進め

るということでしょうか。

○企画課長（外山直英）

はい、その通りでございます。

○4番（岩水 豊議員）

はい、財部についてはよくわかりました。

施政方針の中で、特に今取り沙汰されている人口増対策としての事業としては、利便性がいい、人口を集めやすい場所として、非常に重要だと思います。

ここでお伺いしたんですが。市長、坂元地区の分譲が30年4月から販売開始されて丸2年たとうとしておりますが、いかがでしょうか。同じ手法をとって、ずっとやってきておられますが、全然売れないですね。いかが感じておられますか。

○市長（五位塚剛）

坂元地区については、現在問い合わせはあるんですけど、まだ締結できていない状況であります。地元の方々にもいろんな方々を紹介してほしいという願いをしておりますけど、この間いろいろ、霧島方面に対していろいろなコマーシャルをしましたが、まだできておりません。

引き続き努力はしてまいりますけど。非常に厳しい状況であるわけでございますけど、また努力したいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

どうして売れないんでしょうか。伺います。

○市長（五位塚剛）

どうして売れないかと言われても、買いたい人が契約に来ないわけですので、現状としてはそういうことじゃないでしょうか。

○4番（岩水 豊議員）

今言われたことは、正確に記録に残ります。買いたい人があらわれないんですよ。買いたい人があらわれないところに分譲計画をしたんですよ。おわかりですか、言っていることが。買いたい人がいないところに分譲計画をしたから、買いたい人がいないから売れないんですね。当たり前のことです。

でも、当たり前の事業をされたということは、これは事業としての見直し、事業としての成果としてはこれでよかったか。どのように感じておられますか。2年たっております。

○市長（五位塚剛）

私たちはいろんなことを考えて事業を展開いたします。この土地については、地元の方が「無償で土地を提供するから、大隅北校区の人口をふやしていただきたい」ということで、保育園の隣でもありますし、小学校も近いし、非常に私たちも

十分可能であるというふうに思っていました。

結果的には今、申し込みがまだ契約されておりませんが、引き続きいろんな知恵を出していきたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

「ここに、買いたいという人があられないから」と言われたことが重要なんですよ。ですから、市長自身も「買いたい人があられていない」と。私が言いたいのは、買いたい人があられないところに分譲地をつくったと。需要と供給の関係でいけば、需要がないことには供給する価値はないんです。

ここで、今、市長も言われました。市民から無償で提供された土地であります。ですから今、大隅南地区の分譲地と坪単価一緒に設定してありますね。考えてみてくださいよ。土地はただで、市民がその地区にたくさん人が来てほしいと、住んでほしいという思いでしたわけですから。価格の設定についても一緒にということではいいんでしょうか。もうちょっと工夫して、坪単価8,000円というのを見直す時期に来ているんじゃないですか。もう2年もたっているんです。1件も売れないんですよ。ですから、極端な政策に切りかえたほうがいいんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私たちもいろんな角度から検討はしております。最初から、もうほとんど無料に近いやり方でもいいのではないかとということも検討いたしました。しかし、相当な造成工事がかかっておりますので、一番ぎりぎりの線で出しました。その数字を出さない限り、前には進まなかったわけでございます。結果的にまだ契約はできておりませんが、問い合わせは実際あります。

私たちも今の状況を見て、どうしても契約がない場合は、一つの提案として、無料で分譲するという一つの方法もあります。これは当然ながら、議会の皆さんたちがそれでもいいという方向づけができれば、そのことも検討はしたいと思いますが、まだその段階に、今の段階ではなっていないところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

「議会の方がそういうことであればいいです」というんじゃなくて、提案されて執行権っていうのは、やっぱり市長にあるわけですから。提案されたことについて、我々はしっかり質疑していくわけですので、議会にげたを投げたような言い方をしないでください。順番が違うと思います。執行権を我々は持っていないわけですから。執行部側がちゃんと提案されたことについて、議員のこういう一般質問を含めた意見を聞いた中で、考えて提案してくださいよ。それでいいですよ。私たちもその上で判断します。

今、南地区の分譲については、1区画売れているということではありますが、あとの見通しとしてはいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

もともと、この大隅南校区は農業後継者がたくさんいらっしゃるところで、南校区で農業をしながら、そこで生活ができないとかそういう方もいらっしゃいますので、そういう人たちの要望を受けて、ほかより広い分譲をいたしました。これについては、地元の方々も協力をされるということでもありますので、今後はふえていくだろうというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

坂元地区の1区画の面積と南地区の面積を比べたら、平均して15%から25%程度しか広くないんですね。ですから、農業用住宅ということで考える場合、もうちょっとスペースを。一般向けの住宅と農業用住宅の差は、たった2割程度かと。それで農業をする方が、そこに住んでやれるかということを考えたときに、区画的にどうもこの根拠がない。今の面積は。どう考えてももうちょっと、一般住宅の少なくとも1.5ないし2倍というぐらいのところまで考えていかないと、何か取ってつけたような面積の割になっているような気がしてなりません。これについては、今後の検討課題としてください。

次に、人口増対策として実施している宅地分譲整備事業です。人口増対策としてですね。

しかし、大隅坂元地区においては、販売を始めて2年間、成果が全然上がっていない。片や財部地区の分譲は、すごく都城に近く、住む方も十分確保できると。しかし、それが昨年当初で出されたけど、結局1年先送りになってしまった。この両方を考えたときに、私はこれは失政だったと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

岩水議員が失政だと、そういう表現をされましたけど、私たちは職員を初め一生懸命努力をしております。もともとの財部の土地についても、事前に県とも相談をいたしましたけど、当初のときは、県のほうも転用は可能であるということ聞いておりましたが、最終的には、担当者のほうから無理だと言われましたけど。非常に私たちも県に対して、そういう意味では不満を持っているところでございます。

私たちも相当いろんな形で努力をしますが、失政であったかというのは、もう岩水議員の判断でありまして、私たちはそうとは思っておりません。

○4番（岩水 豊議員）

失政は言い過ぎだとしても、政策の見直し、やり方の見直しというのはやっぱり

必要じゃないかなと思うんですね。

市内では、児童数が少なく、存続が心配されている小学校もたくさんあります。過疎地域、曾於市全体も過疎地域として捉える場合と、全国から見ればですね。曾於市の中で過疎地域と捉えられる地域、児童数が100名以下、50名以下かな。ぐらゐのそういう——主観ですが、地域の小学校が数多くあります。

過疎地域の人口減少対策、前も言ったことがあります。人口減少対策なんですよ。今、市長が言われるのは人口増対策じゃないんです。大隅坂元地区なんかというのは人口減少対策をしているんですよ。人口増対策じゃなくて。

人口減少対策として、やはり地域振興住宅事業。これをもう少し活発に取り組んで、思い切った人口減少対策をする。そして財部の分譲地については、あっちは人口増対策地域ですよ。都城商圈に近いし、都城に多くの企業がある地域の場所です。

ですから、しっかり考えを整理して、人口減少の著しいところには人口減少対策としての住宅政策。人口をふやしたいのであれば、積極的に都市圏、こっちでいう都市圏といえは都城市ですね。近辺の、曾於市のいかに住みやすい地域のところに、住宅分譲するという二極した、はっきりしたやり方でないと、何か全部がこう、混在したやり方になって仕方ありません。

ですから財部地区の分譲は、例えば坪2万円でも十分売れるかもしれません。ひょっとしたら、3万円でも売れるかもしれません。だって、我が市は子育てにもいいまちなんでしょう。保育料も安い、医療費の免除もしている。そういうのをアピールしていけば、十分アピールできる材料としてあるわけですので。そういうところで市場価格との整合性もととりながらやっていけば、非常にいいと思うんですね。

ただしかし、いかんせん坂元にしても南校区にしても、私が住んでいる月野地区にしても、人口増対策としては、そういう安価な分譲地があったとしても、なかなか入ってくる方はいらっしゃらない。我々が考えるようなレベルではないです。若い人たちの考えでは。いろんなこう、過疎地の自治組織の中での生活に不便、苦勞を感じる方々とかいろんな方がいらっしゃいますので、思い切った政策の見直しをやるべきではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私たちも市の職員を含めて、また職員のほうもいろんな行政の研修会を含めて行っております。そういういろんな知恵を拝借しながら、私たちの曾於市にあった取り組みをどうしていくかということを、必死でやっているところでございます。

財部地区については、残念ながら土地取得ができなくて補正で落としましたけど、そこについては条件的には非常にいいと思っておりますので、そのことをまた引き

続き取り組んでまいります。

大隅南校区についても、また引き続き努力をしてみたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

いや、私が聞いていることと答弁が全然かみ合わないんですが。市長。

○市長（五位塚剛）

見直しをするということは、考えていないところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

見直しはしないと言いますが、人口減少政策、それと人口増対策の考え方は、私が今、述べました。それについて、いかがでしょうかと聞いているところです。

○市長（五位塚剛）

パイがあって、そこから出たり入ったりしますので、そういう意味でも数の計算でいったら、いわゆる人口減少を食いとめるための対策になるかもしれませんが、新たに曾於市に入ってくるという意味では、私は人口増対策でも同じでないかなというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

しかし今、施政方針にも出ていましたが、8,700人ですか、合併当時から。4万3,000人でしたかね、おった人口が、もう3万5,000人になっております。ひょっとしたら、これからこの調子でいくと、3万人を切るのはここ五、六年の間だと考えますが、市長はどう捉えていらっしゃるんですか。伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市の人口の年齢層をずっと分析していったら、当然、発表された状況でいくというふうに思います。ですから、何も手を打たなかったらそうなりますけど、私たちはいろんな施策を打って、若い人がこの曾於市に帰ってきていただき、また曾於市以外からも来ていただいて、農業やいろんなことをしていただくための努力をしております。言われておるように、何にもしなかったら、そういう方向にいくのではないのかなと思っております。

○4番（岩水 豊議員）

この人口減少のスピードというのは、五位塚市長が就任したから減ったと私は言っていないよ。過去10年、500人から600人ペースで合併後10年ぐらいは減ってきたのが、結果的にここ二、三年、900人から1,000人ぐらいの減少率になってきているわけです。それは、五位塚市長が市長になって人口が減ったとは言っていない。

ですから、それなりの政策は打ってやったけど、こういう結果やったということです。ですからしっかり見据えて、減少対策と人口増対策というのはもうちょっとしっかり見据えてやっていかないと、このペースはまだ早まる可能性が出てきます

よ。政策をしっかりと見つめ直さないと。そういう、私は心配しておりますが。そういうところは、いかが考えていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

議員の方々からいろいろな提案を受けております。その提案が特効薬であるならば、私たちも具体的に事業を進めてまいりたいと思います。これは私たちの曾於市だけじゃなくて全国的な、人口が減っている問題でありまして。国の政策も、そういう意味では手だてが始まりましたけど、引き続き曾於市にあった取り組みを、また引き続き続けていきたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

私は過疎地域の人口減少対策としての過疎地に振興住宅事業、それとあわせて人口増促進事業として、市外から、住みたい場所の宅地提供をする政策として、二本立てでいくべきではないかと考えております。今後の課題として考えていただければと思っております。

次に、企業誘致についてであります。

曾於市の土地開発公社においてアヤベ工場跡地購入、これはもう済んだんでしょうか。もう一回確認です。金額まで。

○副市長（八木達範）

それじゃあ、私のほうからお答えしたいと思います。

当初、アヤベさんにつきましては、全協で、土地開発公社で購入したいという旨報告をいたしましたけども。

実は昨年7月に、あの裏が崩壊といいますか崩土しまして、かなり落ちております。そしてその点につきまして、県を通して国と協議をいたしております。この工事ができないと、ざっと見て1億5,000万円から2億円かかるということでございますので。先方のアヤベさんにもそのことは報告をしてあります。

この事業がはっきりめどが立たないと、土地の取得はちょっと厳しいということ、今、先方にも連絡しているところです。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

副市長、その崩壊というのは昨年の雨での崩壊、そして、どのような事業で復旧をされる予定なんでしょうか。お伺いします。

○副市長（八木達範）

今、農林振興課の林務と協議をいたしております、復旧治山事業がいいんじゃないかならうということでございます。

○4番（岩水 豊議員）

復旧治山事業で行うということになりますと、市の持ち出しがどれぐらいになる予定でしょうか。

○議長（土屋健一）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時34分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○副市長（八木達範）

今、お願いをしておりますので、まだその負担割合については試算をしております。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（八木達範）

事業的にあるんですけども、ただ市内もいろんな事業が、その順番待ちがありますので。できたら順番を早目にしてもらうように、今、お願いをしております。

○4番（岩水 豊議員）

ということは、復旧治山事業、県の県営事業で、復旧治山事業でやると。それが、事業が確定して済んでからじゃないと、取得はしないということの約束ということで、受け取ってよろしいでしょうか。

○副市長（八木達範）

はい。復旧しないと、どうしてもちょっと大きい災害ですので、そのような形になると思います。

○4番（岩水 豊議員）

はい、了解いたしました。ということは、とりあえず二、三年は先送りになる可能性が強いというふうに受けとめたいと思います。

次に、本庁舎増設計画についてであります。

先々日からこれについて、多くの議員の先輩方の皆さんが質問されてきておられます。それを踏まえて、きょうは何いたいと思いますが、2回、市民説明会を開催したと。時期等についてお示してください。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

2回の市民説明会につきましては、1回目が7月末から8月のお盆過ぎまで、

2回目が12月の上旬から中旬にかけてです。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

そのときは、本庁舎の増築分は11億3,000万円だという説明をしたということで間違いはないですか。

○総務課長（今村浩次）

そのとおりでございます。

○4番（岩水 豊議員）

今回、3月に提案された金額については、本庁舎は16億4,000万円、45%予算が膨らんでおります。12月の2回目説明したときということであれば、このときには新年度の予算編成、施政方針等についてはもう固まってきている時期ではなかったんでしょうか。伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

施政方針その後の予算の決定は、1月の末ぐらいだというふうに認識いたしております。今回この金額が変わったことにつきましては、先日もお答えしましたけれど……。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

面積が変わってきたということでもあります。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

まして面積も、今言われようとしてましたが、500㎡ふえた。市民にわかりやすい、市民に、今回も書いておられます「市民にわかりやすい、市民の皆さんに開かれた市政を目指すとともに」ということで、市長うたっているんです。何で2回も説明したところと、今度、実施に入ってきたときに45%もふえて、面積も500㎡もふえて、これが「開かれた市政」ですか。これについては強く陳謝を求めます。市民に説明したときと違うんですよ。

○市長（五位塚剛）

市民説明会と面積と金額が変わってきました。これについてはおわびを申し上げたいと思います。内容については、この前も説明をいたしましたけど、私たちが、この事業についてもどれだけ削減ができるかというのは、また引き続き努力はしたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

残念でなりません。一昨日から多くの議員の皆さんが、これについて質問してきております。しかし、こうやって要求しない限り陳謝しないなんていうことがありますか。市民説明会に「開かれた市政」とうたっていながら、市民説明会で言ったことと全然違うなんていうことが。これが、面積がわずかに変わったとか、わずかな金額の増とかっていうことなら言いませんよ。これが45%もふえるなんて、とんでもない話だ。市民説明会をやり直すべきだということです。これだけ変わるということとは。どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

最終的に、議会の皆さんたちに説明して議会が承認した後は、必ず市民にはまた市政報告会でも説明はしたいと思います。今の段階で、説明会をまたやり直すということは考えておりません。

○4番（岩水 豊議員）

市民に開かれた市政と言って説明しているときと、これだけ金額が違う。これは隠された市政ですよ。開かれた市政じゃない。本当、これじゃあ開かれた市政とは言えないですよ。こんなやり方なんていうのは、まあちょっと異常過ぎるとしか言いようがない。市民から訴えられますよ、気をつけないと。

そこで聞きます。面積が500㎡ふえた。先ほど冒頭私が言いました、人口の減少率を考えた場合、市民が、人数が減ってくるわけです。必然的に、執務室もその施設が必要なのかという疑問も出てきます。このスペースについて、人口減少との兼ね合いを調査されたか伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

人口につきましては、まち・ひと・しごとの関係の独自推計でございますが、令和12年度を3万2,000人というところで。これは人口問題研究所の数値とは違いますが、そういうところで市の職員の数も320名というところで設定をしております。

今度の面積につきましては、先日も申し上げましたけれども、いろんな部門を1つのフロアにしたいというところを研修に行かしていただきまして、それが曾於市にとって一番いいだろうというところがございます。

ですので、その3万2,000人からまた減っていくのは当然あるかもしれませんが、今のその令和4年、5年度の段階で、緩やかなスペースをとろうとは思っておりませんので、最初の段階では、きつきの段階で職員等が執務をするだろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

非常に歯切れが悪い。今現在で、令和2年での人口と比べて、令和12年。今、試算でいくと、10年間で幾ら減るということになるんですか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

まち・ひと・しごとの戦略の人口ビジョンでございますが、令和12年度で3万1,854人、令和22年度で2万9,404人、令和32年度で……。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

というところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

あ、はい。約3,000人でございます。現在、3万5,008人でございます。約3,000人ということでございます。

以上でございます。

○4番（岩水 豊議員）

10年で3,000人ということだと、年に300人。それで推移すると考えておられるところでしょうか。

○市長（五位塚剛）

単純にその数字を計算するとそういうなりますけど、やっぱり私たちもいろんな努力をしなければなりませんけど、数字的にはそういうふうになると思います。

○4番（岩水 豊議員）

いや、数字を挙げて言うだけじゃなくて、現実ですよ。現実。それでとまると思っていますかって聞いているんですよ。

○市長（五位塚剛）

結果的にはどうなるかわかりませんが、厳しい数字だと思っております。

○4番（岩水 豊議員）

今までの流れと過去の推移と兼ね合わせて、将来を推定して出すべきだと思うんですね。若干の誤差があったとしても。それを考えたとき、将来、令和12年、3万2,000人になるというつもりでの庁舎のスペースを増築すると。

これ、その3万2,000人を根拠にしているということ自体がはっきりしないといけないんですよ。市民は。令和12年には3万2,000人の人口になりますから、これだけのスペースが必要ですよ。減りますけど。市民の方々は、令和12年には市の人口がどれだけになるかっていうのは予想も立たない。市は幾らと思っているかとい

うのを示してもらって、それを詳しく説明した上で進めないといけないと思うんですね。

ここでもう一つ伺いたいのが、きのうの久長議員の質問の中で出ました、2階フロア等についての。議会の議場を持っていく考えが出ているんでしょうか。伺います。

○市長（五位塚剛）

今回の計画の中では、この議場をこのままで議場として将来的に使っていくか、それとも新しい増築部分の2階で、多目的な会議ができるところで、議会があるときにはそこで使うという方法もあるんですけど。そのことも含めて、議会のほうに検討してもらえんですかというお願いはしているところでございます。決定はしていないところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

でも最初の説明では、発災時に自衛隊、消防、警察、国・県の職員が一堂に会する会議室のスペースということになっていますね。議場についての話は一切出ていない。そしてまた今、どうしようかということを議会に相談していると。検討をお願いしていると。正式にお願いしましたか。私は聞いた覚えがない。

○市長（五位塚剛）

これについては、前議長、副議長さんともいろいろ協議をして、今の新しい議会の中で検討していただきたいということで、お願いをしたところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

議会側のことですので。そう言われますと、それが正確であれば、後は議会側の問題ですので、それについてはこれ以上質問はしません。

ただし、この議場の音響、インターネット関係、マイクを含めたですね。関係については、第5次振興計画にも載っているじゃないですか。そっちを検討するということだったら、廃止すればいいんですよ。載っていますがね。

○市長（五位塚剛）

総合計画は、載せないと事業が展開しませんので、載せてあります。ただ事業は、その年その年に見直しをしますし、この新しい庁舎を今回増築をしますので、やはり将来を見た上で決定をしたほうがいいだろうということで、今そのことについてお願いしていますが、まだ議会のほうでも、今言ったように議論していただきたいなあと思います。議会がそのまま今のままでいいんだということになりますと、当然ながら、ここの中で総合計画に載っているものについては、今後進めていきたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

執行権は我々にはありません。ちゃんと執行権のある方々が出してくださいよ。正式に全協でもいいし、本会議場でも出してくださいよ。出さんから、我々は何じやろかいちゅうことになっておりますよ。正式に話がないから。

ましてやこんだけ、45%も事業費がふえて、面積も500㎡ふえた。この上、議場が新しいところに行ったら、市民感情を考えたら受け入れられない。絶対受け入れられない。45%というと、約1.5倍になったと。何でと市民は考えますよ。議場を持ってきたからだ。

そういうことを我々は望まない。古くてもいいです。ちゃんと音響ができて、あと傍聴席については、障がい者や高齢者の方々に配慮したやり方ちゅうのは、何でも工夫すればできるはずだと。それを新庁舎をつくる、人口も減る中で、当初計画より面積がふえた。いかがですか。市民に受け入れられますか。私は、それは受け入れられないと思う。

議員として、新しいところに議場なんて考えている、そんなぜいたくじゃない。ここを改修して、小ぢんまりとでもいいです。また障がい者の方については、後ろに傍聴席を設ける。障がいのある方とか高齢者の方については、そういうやり方でもできるはずですよ。まさかこんなのを事業計画の中に。議場なんて、そっちから振られるとは思ってもよらなかったですよ。

執行部側がちゃんと計画を立てて上げてくれば、我々はそれについて質疑しますよ。何もないところに、あんたたちがかんげやんせよ。そんな執行権を放棄しているようなやり方じゃないですか。しっかり提案してください。構想についても。

○市長（五位塚剛）

新たな増築の分野については、多目的な会議室ということで、議場専門のものではありません。いろんな形で会議ができるようにして。それが県内のところでもいろいろそういうのがあるということで、研修をしております。

議員の方々が全体がこういうふうに、ここでいいんだということであれば、私たちもそれは従いたいと思いますけど、将来見たときに、ここに大きな音響のお金をかける、また向こうのほうに足の不自由な方々のためのいろんな施設をしなきゃならないとか考えると、新たな分野なところで、平面的なところでのほうがいいのではないかなという考えでございました。

このことについては、また今回の全協の中で詳しく市の考え方を、一応お示ししますけど、それはあくまでも議会の皆さんたちが検討してもらって、結論出してもらえればありがたいと思います。

事業についてはまだ具体的に進めておりませんが、全体の今後の基本設計の中に議会の意見も組み入れていきたいというふうに思います。

○4 番（岩水 豊議員）

しっかり事業はまとめて、こう、あやふやな考えの提案はしないでください。しっかりした形で出していただければ、我々もそれについて真剣に考えますから。もう何か中途半端な感じで議会に振って、「あんた方が考えやんせよ」ちゅう発言なんちゅうのは、執行者としての資質を疑われますよ。そこのところ十分注意した発言をしてください。

最後になりますが、旅館・ホテル誘致についてであります。

ホテル誘致の補助事業があります。これが残すところあと2年となっていてきます。いかがでしょう。この条例の中に誘致ができたでしょうか。伺います。

○市長（五位塚剛）

昨年、神奈川県にあるアポロホールディングス株式会社と基本協定を結ぶ予定でしたが、会長さんが体調を崩されまして、今、入院されている状況になりました。向こうのほうも曾於市にホテルを誘致したい、建設したいという意向は今も持っていらっしゃいますので、体調が回復した段階で、また前に進めたいと思っております。

○4 番（岩水 豊議員）

建設候補地等は決まっているのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

アポロホールディングスさんについては、今の末吉にありますメセナ温泉の敷地内でしたいなというふうに思っております。

○4 番（岩水 豊議員）

隣じゃなくて、敷地内ですか。

○市長（五位塚剛）

メセナ温泉は、隣というか市が持っている敷地内ですね。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

ああ、あそこを中心として。一部、今の既存の施設がありますので、今、宿泊をしている和室ですね、そういうところも含めて、構想は出ているところですけど、まだ確定はしていないところでございます。

○4 番（岩水 豊議員）

やっと見つかりました。

曾於市旅館・ホテル施設誘致促進条例ですね。これは附則の中で、宿泊定数が60室、多目的ホール400㎡以上。これはクリアして始まっているわけでしょうか。

○市長（五位塚剛）

それをクリアできるように、今、基本的な状況ではなっているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

この時限条例でしたので、残すところあと2年です。どこがどこまでいって、申請が通ればいいというようなふうになっていたとは思いますが、いかんせんこれについては、非常に。私、以前も申し上げましたが、ホールの条件についてもこれでいくということで、確認していいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今のアポロホールディングスさんについては、集会所もできる部屋数も100部屋ぐらいを目指したいということで言われておりますので、今の状況で進めていきますけど、多目的なホールを縮小したいということになったときは、そのときはまた議会のほうに御相談を申し上げたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

非常にこれ、足かせになっている部分があるように感じますので。そこんところはよく調整してやっていただきたいと思います。

全体を通してですが、やはり施政方針という中でもしっかりうたっております。最後に何回も読み上げたくないけど、「市民の皆さんに開かれた市政を目指す」と書いてあります。そのために、市民説明会を2回開いた。この庁舎の問題について開いた。しかし、開いたはいいが、そこで説明したことと実際やることが大幅な違いがあるということは、これは非常にやっぱり問題があると。非常に問題があると思います。

それから音響設備等についても、平成30年から要望していましたね、議会は。30年度予算にも。何ら説明がないまま延ばされてきた。でも、この振興計画の中にも書いてあります。「既存の設備は合併前に整備したものであり、経年劣化や部品等の製造中止、旧式システムにて運行している関係上、機器変更が必要となっている。この放送音響設備等の更新及び議場モニターの設置、映像配信により円滑な議会運営を図る」と。これだけ必要なことなんですよ。

ですから、新しくできた、もしくはそのときに何らかの形で庁舎が移動したとしても、それまでの期間を考えりゃあ、10年たっているんですよ。もったいない。もう心配でたまらない。聞き取りにくい。こういう設備を依然として。私は振興計画、実施計画の変更の中にもこれをうたっておりますから。ですから、早急に議場の改善を要望して、一般質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第12、宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○7番（宮迫 勝議員）

日本共産党の宮迫勝でございます。私、今回ちょっとせきが出ています。今はやりのコロナウイルスではありません。熱も全然ないから御安心ください。ただちょっとせきが出るところがお見苦しいところありますけども御容赦ください。

私は、今回大きく3点にわたり質問をいたします。

最初に、本庁・支所機能再編計画についてお尋ねいたします。

まず、小さな1番目として、本年度予算財政課分の庁舎整備事業で、それぞれの委託料が計上されております。今後のスケジュールについてお伺いいたします。

②番目に、令和元年11月発行の「本庁・支所機能再編計画」の説明によれば、本庁機能を有する福祉事務所、農業委員会、教育委員会を令和4年度までに本庁に集約したいとあります。本庁への集約について基本的な考えをお伺いいたします。

③として、集約する場合には増築が必要となりますが、その場合の面積、階数、それぞれの配置について議論はされたのかお伺いいたします。

小さな④番目、本庁増築部分の延べ面積1,800㎡、大隅支所庁舎・大隅中央公民館の複合施設1,600㎡、財部支所庁舎800㎡の積算の根拠をお伺いいたします。

⑤番目の曾於市の10年後、20年後の人口の推移をどのように予測しているのかお伺いいたします。

⑥番目に、こういう建物を県産の木材を使った建物には補助があると思います。どのような建築構造を考えているのかお伺いをいたします。

大きな2番目に、産業動物疾病制御教育研究センターの誘致についてお尋ねいたします。

財部高校跡地の教育研究センター誘致について、現状についての公表できる範囲でよろしいですので、説明をしてください。

②番目に、実現した場合の効果をごどのように考えているのかお伺いします。

③番目に、解決しなきゃならない問題がいっぱいあると思いますが、財源の確保等を含めてクリアすべき課題は何かをお伺いいたします。

3番目に、高齢者の交通手段の確保についてをお伺いいたします。

高齢者の交通事故がふえている中で、私の周りの方々も免許返納が増加をしております。免許返納者への支援策がいっぱいあるとは思いますが、ここで再度、支援策をお伺いいたします。

②番目として、思いやりタクシーと思いやりバスの利点は何かをお伺いいたします。

③番目に、思いやりタクシーは大隅・末吉・財部を越境して運転できるのかをお伺いいたします。

そして、年度の途中でも市民の要望で、路線の時間の変更等は可能かお伺いいたしまして、壇上からの1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、宮迫議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、本庁・支所機能再編計画についての①庁舎整備事業の今後のスケジュールについてお答えいたします。

令和2年度は、本庁舎増改築に関する開発行為の許可申請、プロポーザル方式による増改築部分の基本・実施設計委託、駐車場整備の実実施設計委託及び工事、増築部分の造成工事等を計画しております。

令和3年度は、防災センター設備を備えた増築工事等、令和4年度は、外構工事や駐車場整備工事等を計画しております。

1の②本庁集約の基本的な考え方について、お答えいたします。

人口減少が予想される中において、本庁機能を有する課・局を集約することにより、機能的で効率的な行政組織に改め、意思決定の迅速化を図り、市民サービスの向上を図るとともに、人口に見合った職員数に縮減を図った上で、その人件費抑制部分を各施策に生かしていきたいと考えております。

なお、支所については、国・県に係する事務、計画作成などの事務を本庁に移管することにより、最終的には地域振興と窓口サービスに特化した業務を行う課を配置し、市民サービスの向上を図りたいと考えております。

1の③増築の面積、階数、それぞれの配置について、お答えいたします。

1階部分は、市民、税務、保健・福祉部門を全て集約し、市民の皆様方が利用しやすい窓口にしたいと考えており、相談室を含め、1階フロアの面積を1,150㎡と見込んでおります。

2階フロアについては、防災拠点としての設備や、通常時は会議室として利用しますが、発災時には自衛隊、消防、警察、国、県の職員等が一堂に会することのできるスペースを確保したいと考えております。

1の④各庁舎の面積の根拠について、お答えいたします。

本庁増築庁舎の面積は、現在のところ2,300㎡程度を計画しております。

これは、市民窓口にて関係する課を増築庁舎1階へ集中的に配置するには、1階当たり1,150㎡程度の面積が必要となったためであります。

大隅支所庁舎・中央公民館の複合施設は、支所部分を800㎡、公民館部分を800㎡として、合計で1,600㎡程度と計画しております。

財部支所庁舎は、庁舎単独で800㎡を計画しております。

庁舎の面積規模の算出に当たっては、課の配置における職員数の見込みや、総務省や国土交通省の基準も参考にしているところです。

1の⑤10年後、20年後の人口の推移の予測について、お答えいたします。

市の人口推移については、市は、曾於市総合戦略策定により、独自推計の市目標値を掲げております。

目標値では、10年後の令和12年を3万1,854人、20年後の令和22年を2万9,404人としております。

1の⑥どのような建築構造を考えているかについて、お答えいたします。

建物の構造につきましては、業務委託を行う中で専門的な意見を聞いて決定してまいります。現段階では、本庁舎の増築部分につきましては、面積が2,300㎡と広いことから鉄骨づくりを、大隅支所、財部支所につきましては木造で計画しているところです。

2、産業動物疾病制御教育研究センター誘致についての①現状について、お答えいたします。

誘致推進協議会を昨年8月に設立し、10月に同協議会から鹿児島大学に対して、要望書を提出したところです。

現在、鹿児島大学と連携し、施設全体構想や事業費の積算など、施設誘致に向けた具体的な協議を行い、施設誘致に係る補助金等について関係省庁に事前相談をするなど、調査研究を進めている段階です。

2の②実現した場合の効果をどう考えているかについて、お答えいたします。

最大の効果は、恒常的に不足する産業動物獣医師の増加が見込まれることです。

また、地域畜産への効果として、最新の研究・技術講習、飼育・防疫等について学べる場を設けることが、関係者の知見・技術力の向上につながり、地域畜産のさらなる振興が図られるものと考えております。

次に、曾於市への効果としましては、全国の獣医学部生が年間最大500人程度、施設を利用する計画であることから、学生等の経済波及、財部駅の利用促進等により地域の活性化が図られ、獣医師教育の場といえは曾於市という全国アピールにつながるものと考えます。

また、新たな地域雇用の創出や、施設開放などによる交流・関係人口の増が図られるものと考えております。

2の③財源確保を含めてクリアすべき課題は何かについて、お答えいたします。

特に施設整備に関して、鹿児島大学が直接事業を実施しようとしても、所管する文部科学省及び農林水産省において、有効な施設整備補助金がないことが課題です。

このことから、財部高校跡地の廃校活用、地域基幹産業の振興や地域創生の観点から、地方創生関係交付金を活用した事業推進ができないか調査しているところで

す。

3、高齢者の交通手段確保についての①免許返納者への支援策について、お答えいたします。

現在、免許を返納された方は、無料乗車券申請により3年間無料で、思いやりバス・タクシーに乗車できますが、期間を延長してほしいなど多くの要望を受け、3年から5年に期間を拡大できないか検討してきたところです。

さきの地域公共交通会議において、この期間延長が承認され、これにより有効期間が既に満了している方も含め、申請手続を経て、本年10月から利用できるようにするものです。免許返納者へさらなる支援につながるものと考えます。

3の②思いやりタクシーとバスの利点について、お答えいたします。

それぞれに利点がありますが、思いやりタクシーは、車体が小さく、国道や県道など広い道路だけでなく、道路の狭い市道を通ることができ、広範囲に停留所を設け、運行することができます。思いやりバスは、車体が大きく、多くの人が乗車でき、特に財部駅から曾於高校の間では、たくさんの学生が通学に利用しております。

3の③思いやりタクシーは越境して運転できるかについて、お答えします。

現在、曾於市内の28路線は、利便性の向上と速達性を目的にしていることから、一部の路線を除き、おおむね40分程度で目的地に到着することを前提としております。

このことから、越境して走る場合は、これらの目的を達成できないおそれがあることや、運行車両の増が必要となることから現実的には困難であると考えます。

3の④年度途中でも市民の要望で路線や時間の変更は可能かについて、お答えいたします。

市で路線や時間の変更する場合は、10月改正をめぐりとしております。これは路線や時間の変更を行う場合、関係事業者の意見を参考に変更案を作成し、座談会を開いて地域の方の意見を聞き、交通対策協議会、地域公共交通会議を経て、ようやく運輸支局へ変更手続となります。この手続きにおよそ6カ月を要することから、随時変更することは大変厳しい状況にあります。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

本当は1回目の答弁で終わりにしようかなと思ったけど、やっぱり少し皆さんと一緒に議論に参加したいと思います。

まず、本庁・支所機能についてお伺いいたしますけれども、昨年7月30日、日から31日の新聞ですか、南日本新聞に曾於教育委員会など本庁集約、市検討委員答申2支所建てかえという見出しの記事が掲載されました。これについてどのような内容の答申書であったのか、総務課長の答弁を求めます。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

答申につきましては、この新聞記事にも少し載っているところではございますけれども、両検討委員会とも住民サービスの水準以上を条件に本庁への機能集約はやむを得ないという結論づけたというふうにありますけれども、実際のこの答申書におきまして、最終的には、この検討委員会を受けた後の市行政改革推進委員会にも答申がございまして、その最後の付帯意見のところで、財部地域振興検討委員会、大隅地域振興検討委員会及び岩川市街地活性化検討委員会の答申は、地域の代表の方々の意見なので注視することというところでありました。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

今総務課長の答弁がありました。今回の一連のこの本庁・支所機能再編についての流れは、検討委員会、財政改革の答申に基づいて計画されたものと認識をしているところであります。

そこで、議論の中で合併当時の話になったりしているわけです。合併当時の3町の均衡ある発展をどう考えるんだとかいろいろあります。市長に確認をしたいけど、市長は、これまでの6年間の市政運営の中で、この3町の均衡ある発展という、この理念を忘れたことがあるのか、それはやっぱり頭の中心、市政の中心に据えて運営されてきたのか、ここの確認を求めます。

○市長（五位塚剛）

私も市長になりまして6年が経過いたしました。基本は、私たちの曾於市は3町で成り立っております。各町それぞれのよさがありますし、また独自の取り組みもいっぱいされております。そういう意味では、その地域を尊重した均衡ある市政をこの間ずっと続けたというふうに思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

平成15年から17年にかけての合併協議会で苦労されたのが、3町それぞれやっぱ

り自意識が高いわけですね。財部は財部を中心にしたい、末吉は末吉を中心にしたい、大隅はやっぱり大隅を中心にしたいっていう考えがあった、これはやっぱり事実です。私もそのときにいろんな市長選挙やら市議選、そういうのを体験してきて感じたことがそうでありました。

そういう中で合併協議会の方々は苦勞されたんじゃないかなと思うのは、その均衡ある発展をどういう形で示すのか、そこで教育委員会を大隅支所、それから福祉事務所と農業委員会の事務局を財部支所に置くということで、まあ市民の納得を得てきたんじゃないかなと思う。これは、私は協議会の委員じゃなかったんだけど、これは推測されるわけです。これが結果的に市民も納得をさせてきた、これはやっぱり事実であると思います。

それから15年がたち、それぞれの町、町の市民の方の自意識、おいがとこが、おいがとこがというのもだんだんこう薄くなり、それはあるのは事実ですけども、もう今では曾於市は一つになりつつあるなと私は感じております。またそのようにならなければならないというのも私の思いですけど、市長の感想をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

私も合併当時は議員をしております、なるべくなら旧末吉町、財部は財部、いろいろ大隅の思いはありましたけど、私自身は合併しなくても小さな町でもそれなりのまちづくりができるのではないかというふうに思っておりました。当時、合併をすれば合併特例債を使っていろんな事業はできるんですよということで国から示されて、それに沿った形で合併をいたしました。

今、結果的に私たちのこの3町が合併して、私的には今はよかったのかなと思っております。知らない地域の方々とも交流が深まり、またいろんな意味でも取り組みができております。

そして、今後についても、今言われるように多くの方々が、どっちかと言うともう曾於市一本でワンチームで頑張っていこうという雰囲気が多く広がっているということを感じております。

○7番（宮迫 勝議員）

私も当時は合併に反対でありました。小さくても輝くまちで、単独でもできるんじゃないかという思いでいましたけれども、合併した以上はよりよい曾於市をつくるために頑張るのが議員の仕事だなと思っております。

そこで、今回のこの本庁・支所機能再編について、アンケートの中で市民の方々が不安に思っていることがあるんじゃないかなと、それが数字が現状維持、今のままがいいっていう回答になってあらわれたんじゃないかなと思っております。

なぜ市民の方々が心配、不安になるのかと思うと、やっぱりこう将来が見えないことにあると思うんです。例えば今のままのだったら安心できるんだけど、どのようなサービスがなくなっていくのか、それとあと漠然的に何もかも末吉にいけばまたこれ以上さびれるんじゃないかとか、やっぱりそういう目に見えない不安があると思うんです。だから、そこをやっぱり市民の方々に市民サービスは低下しないんだということを示すことが大事だと思います。市長は、このことについてどう考えますか。

○市長（五位塚剛）

私もこの間、多くの市民の方々といろんな会合でお話をしてきました。やはり心配されたのが、財部の方が、今まで財部でとっていた証明書などがとれなくなる、警察署が大隅に行ったようになって免許の手続が大隅まで行かなけりやできなくなるというふうなそういう思いで、やっぱり錯覚をされていたような状況がありました。そのあたりをよく説明すると、それだったらじゃあ問題ないなあという方がほとんど理解をしてくださっている状況であります。

○7番（宮迫 勝議員）

そこで各支所に三つの事務、本庁機能があるわけです。大隅支所には教育委員会があります。教育委員会は末吉の本庁に機能を持ってきたときに、例えば社会教育課関係の住民サービスが低下するとか、そういうことが考えられますか。これをまず教育委員会の教育長への質問です。財部支所には福祉事務所と農業委員会の事務局があります。これが本庁に機能が行った場合に、今行っている事業内容なり市民サービスの提供が低下すると思うのか、低下しませんよっていうなのか、これを各課ごとに答えてください。

○教育長（瀬下 浩）

今言われましたように、特に社会教育言われましたけれども、社会教育が行っている事業がこちらに来ることによって機能が低下するということは考えられないと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

現在、福祉事務所については財部支所内にございますが、現在、大隅、末吉にそれぞれ福祉部門の担当する係等もございます。大隅であれば保健福祉課ということと同じような業務をやっております。末吉につきましては介護福祉課の中に福祉係というのがございます。ですので、福祉事務所が本庁に来ても低下するということはありません。

以上です。

○農業委員会事務局長（中山純一）

それでは、お答えいたします。

農業委員会も今、分室が末吉と大隅にありますけれども、住民に対しての低下はないというふうに考えております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

やっぱり今回のこの本庁・支所機能再編については、市民の方々が思っているサービス低下については、この三つの部分が本庁に来て今答弁があったようにサービスが低下するものではないということをやっぱり市民の方に大きくアピールする必要があるんじゃないかなと思うんです。こういうところがないから一部でそういう不安の声が出てくるんじゃないかなと思っております。

市長は、このことについて、もっと市民にアピールをすべきだと私は思いますけれども、どう考えますか。

○市長（五位塚剛）

このことについては、財部、大隅地域の検討委員会、その答申の中にも書いてありました。今まであるサービスが低下しないようにしていただきたいという、それが大きな答申の内容でありました。そのことについて当然ながら私たちも予算の通過後に市政説明会やら、各種いろんな会合がありますので、もし仮にここでまとまった場合でも今までどおりの住民サービスをずっとそこで続けることはできるんですよって、さらにきめ細かいものを含めて取り組んでまいりますということを説明したいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

昨年の12月議会の市報で、これについての記事があったわけですが、ちょっと読みづらいんです、はっきり言って。だから文字数を少なくして、紙面に言いたいことを大きな文字で字数を少なくして訴えてほしい。もしくはこの3月議会が終わった後、市民説明会用のチラシには大きな文字で字数を少なくして、今言ったようなサービス低下を招かないということを強く打ち出さない限り、やっぱり不安の声が消えないと思うんですけれども、総務課長はどうでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

市報につきましては、御指摘のとおりだったというふうに反省をいたしております。今後さらにわかりやすく、文字数を少なく、フローチャートなんかを使って説明していきたいと考えております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

今までの議論の中で2階のフロアについては防災拠点としての設備、通常時は会議室として利用するという中で、この会議室を使って議会の機能を有したような、そういうものもあるのかなという議論でありました。私たちの議員の中でも、屋久島のほうに研修に行った方々から話を聞いたときに、そういう考えもあるよね、そういう構想もあるよねっていう話はあったところです。実際私は見ていないので、今回議運でここを調査したいというところで行く予定であります。議会のほうもやっぱり先を見込んで、いかにして使いやすい、議会なりそういうのをするのも私は議会の仕事かなとも思っております。

そこで、市長の答弁の中で、議会で具体的にそういう要望があれば、これからの計画の中で練り上げていきたい、反映させていきたいということだけでも、これで確認してよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私が直接、今の議会の皆さんたちに出向いて構想を話しておりませんでしたので、そういう誤解を与えるようなこともあったんだろうと思っております。

私たちも今のこの状況で議場がいいのかということもいろいろ議論がありまして、一部議員の方々がそういうところを見られて、ああいう議場のあり方もいいなというのを意見を聞きました。

ですが、基本的な通常いろんな会合を開きますけど、議会があるときはそこを議会を優先して使えるような議場として、まあいろいろ机等も全部移動できるような施設、音響もしっかりした物をできるようにということで計画しておりますけど、最終的には議会の皆さんたちが判断をしてもらって、それでもいいよというようになれば、それを基本設計の中に入れ込んでいきたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

先ほど、岩水議員は岩水議員の考えを述べられました。これはあって当然なんです。議会に議員が20人いるからそれぞれ考えはあると思います。だけどやっぱりこれからのことでありますから、議会としてやっぱりいろんな意見を出し合いながら練り上げていくべき問題だなと思っております。

そして、一つ、共産党議員団として、傍聴人の方から現在のこの傍聴席は高くて足の不自由な方がなかなか議会傍聴に来られないという意見もあり、予算要求の中でも出しておりました。もし、こういうことが可能であり、バリアフリーになれば、そういう問題も解決するのかなと私個人には思っておりますので、これは研究をしていきたいなと思っております。

それと、4番目のところで、財部支所は800㎡を計画しているというところで、この中であったんだけど、この800㎡、大隅支所も800㎡なんですけれども、ど

ういう課を配置するのか、こういうところは具体的に議題には上げなくても庁舎内、庁議の中で議題には上ったのか確認をさせてください。

○市長（五位塚剛）

宮迫議員がちょっとこの間、欠席でありましたので、質問がありましたから答弁をいたしましたけど、今の、後で増築した部分はまだ十分使える施設でありまして、その物も使って、課については集約しておりますので、総務課長から答弁させます。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたしたいと思います。

最終的に各支所につきましては、30名程度の正規職員プラス何名かの会計年度臨時職員になろうかというふうに考えているところでございます。

正規職員につきましては、地域振興を担当する課、これは土木とか農政等も含めますけれども18名、それから窓口を専門にする課、ここを12名程度というところで、30名ということでお答えしているところでございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

今、土木も約18名という答弁でしたけれども、これは建設課、耕地課を含めてって考えてよろしいでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

地域振興、仮称地域振興課といたしますと、まず消防・防災、それから自治会等の担当する今の地域振興課の業務、それから産業振興課の業務、建設水道課の業務を含めてというところで考えているところでございます。で、福祉部門につきましては、窓口のほうに、窓口課のほうになるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

先般2月4日の日に、財部の商工会の関係の方、その他の方々と懇談する機会がありまして、こういう中で建設業の方もいらっしゃいました。災害時の対策で支所からその建設課、それから財部で言えば、それから耕地課関係を本庁に集約した場合に、動きが機敏になるのかなっていう声もありました。この前の徳峰議員の質問の中で、これはこういう関係じゃなくて、ほかの職員の超過勤務の関係の中で、昨年7月の時点からの災害が多くて、ちょっと残業の時間が多くなっているという話があったときに、市長答弁で、多分、本庁に集約して全体でそういうところを対応したいっていうような考えだったのかなと思うんだけど、ここは今の考えで間違いないですか。

○市長（五位塚剛）

まあ今、各町ごとに技術職を配置しておりますけど、やはりこの間、大隅のほうに教育委員会のほうに2名、技術者を配置しまして、学校関係を中心にしていたけど、やはりこれもやっぱりこっちと一緒にまとめて、やっぱりみんなで集団で議論して、集団で手伝いをしてやっていく。当然ながら担当地域は決めますけど、土木も建築も含めて全体にしたほうが仕事は効率的にできるし、もし誰かが病気した場合やっぱりみんなでフォローできるというのがあります。そういうことで、そのことを考えているところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

平成28年の台風災害で大隅支所のそういう関係の職員の方が財部に転勤になりました。どうですか、財部はどうですかってあったときに、財部の人は皆さんいい人ですよっていう次に、あの災害は大変でした。もう帰りは夜の12時、11時、12時でしたっていうことがあったんで、やっぱりこれは今市長が言ったような対応の仕方もあるのかなと、その支所の担当だけに任せちゃうと集中しちゃうのかなと。やっぱりどっちかやっぱりその負担を減らす方向、どっちがいいか私は今のところまだわかりませんけれども、これはこれからの検討課題で大いに議論をしたいと思っています。

それから、5番目の人口について、10年後、20年後、まあ10年後を3万1,000人、20年後を2万9,000人、やっぱりこういう市政をあずかる人、施策を考えるときには先を読んだ人口を見越して、それに対応するような先手を打っていく必要が私はあると思うんです。多分、市長もその方向でしていると思うんですけれども、そのところの考えをちょっとお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

正直なところ、誰が市長になっても非常に私は大変だと思います。特効薬があるわけではありません。ですから地道な努力と、また地域住民のいろんな声、また、議員の方々のいろいろ研修したその成果を、やっぱり政策提言的にしてもらって、特徴あるまちづくりをしていかないと、曾於市に目を向いてくれないと思います。

私はいつも言っているんですけど、地域的にうちの曾於市はもう都城の隣のもう同じ商業圏なんです。しかし、一方では同じ商業圏で三股町というのがありながら、三股町はほぼ人口減少がとまっている状況であります。だから、曾於市でもやはり同じ状況の中でもうちょっと努力をすれば、かなりの人口が曾於市に来てくれる可能性はあるのではないかといいことで言っております。

今後そのことを含めて独自の研修、また独自のいろんなものをつくり上げないと、示したような状況になっていくと思います。だから、今、今打つことは10年後、20

年後の曾於市の人口を見据えた上での取り組みでございます。

○7 番（宮迫 勝議員）

私もそれが大事ななと思っております。

さっきの3町の均衡ある発展について述べれば、それぞれの地域に即した特化したことを今やればいいんだから、例えば財部については、もうこのあと山田議員が住宅関係について質問されますけれども、本当、財部についてはもうそういう分譲に特化したような施策をぜひですね、このあと議論されると思いますので、楽しみにしているところであります。

それから、6番目のこういう市の建物を県産の木材を使ったときの補助、これは実際にあるものなのか、本庁については鉄骨づくり、大隅と財部については木造でという計画のまだ段階なんだけれども、これは、もし国・県からの補助はあるのか。ここをちょっと確認させてください。

○市長（五位塚剛）

今回、末吉の中央公民館を、平家の木造づくりを計画しております。これは、国の木づくり事業がありまして、国と県からも支援があります。そういう事業はあるんですけど、非常に申し込みが多くて、去年もしたかったんですけどできなくて、今回申し込みしましたけど、事業的にはありますので、採択できるように努力をしているところでございます。

○7 番（宮迫 勝議員）

最初、末吉の道の駅が木造で建ったときに、ああ木造建築はいいなと思ったんです。これからも大いにこういう市の建物については、できる限り木造にしてみたいなと思っております。

次に、産業動物疾病制御教育研究センターについて、二、三点お伺いします。

まず、1番目の施設誘致に係る補助金等について、関係省庁に事前相談することですけれども、どのような補助金が考えられるのか、ちょっとここをお答えください。

○市長（五位塚剛）

まだ確定はしておりませんが、特に国の地方創生関係の事業に該当するのではないかとということで1回目答弁いたしましたけど、このことについては、地元選出の森山先生が大きな力を発揮していただけるというふうに聞いておりますし、また、国のほうも、この曾於市における新たな取り組みというのは、ここだけの問題じゃなくて、日本全体も畜産振興、また今、心配されるいろんな動物の疾病に対する研究という意味では、非常に大事だというふうに認識をされているようでございますので、そういう事業をぜひ認めてもらえるように大学も含めて、同時に鹿児島県も

これと一緒に加わっていただいて、誘致できればいいというふうに思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

先ほど言った、2月4日の財部町の商工関係との懇談会の中でもこの話をしたときに、駅から財部高校跡地までの人の流れができる。これ非常に、こう期待しておりました。要するに、財部駅からきらら館、それから財部駅から小学校下を通して龍虎城とかそういう流れをつくる中でも、やっぱり人の流れをつくらないと、活性化はできないっていう意見が多かったように思っております。だから、私もここをぜひ実現させて、財部の活性化を図りたいなと思っております。市長もそういう実現に向けての強い決意を、最後にちょっとお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

この計画は鹿児島大学さんのほうから要望がありまして、市といたしましても、どうしても成功させたいというふうに思っております。将来、この旧財部高校跡地にこういう大学生の研究施設ができれば、この財部駅近辺に若い人たちが相当数ふえてくるというふうに思っております。そういう意味では、新たな展開が予想されますので、ぜひ成功させていきたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

最後に、高齢者の交通手段確保についてお伺いします。

答弁であったように、思いやりバスがあるんですけども、一番利便性がよくて小回りがきくのが、思いやりタクシーなんですね。どこでも乗りおりできて、手を上げればとまってくれる。そこでおろしてもらえんっていう点で非常にいいわけです。

私は、深川の柳迫柳井谷の出身です。地元の方がこの前、免許証を返納した。今までほとんど財部のナガヤマとかそちらのほうに買い物に行っていたんだけど、いざ思いやりタクシーを使おうと思ったら、簗原までなんですね。「えー、何で。財部目の前なのに行ってくれないの」っていう意見がありまして、今回こういう質問をしたわけです。「末吉の町まで行けばいいんだろうけども、やっぱり実際、いつも使っているお店で買い物をしたい、知っている人がいるから、そこを利用したいな」っていうことでありました。

いろいろ、さっき答弁の中で、地域交通協議会を経てからこうしているっていうのがありましたけども、これからこういう免許返納の方、それから返納はなくとも、今までこれまで運転をしていなかったって方が多くなると思うんですね。このためには、やっぱりここは避けて通れないと思うんですね。越境についても、さっき言ったように曾於市は1つということで考えて、市民の方の使いやすい交通手段にしてほしいんだけど、最後に市長の考えを聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

宮迫議員からこのような質問が出ていましたので、多分、柳迫の方々が財部まで行く買い物のことじゃないかなというのは予想しておりました。私もナガヤマで、柳迫の人たちとたくさんお会いすることがあります。今回、このような提案をしてもらいましたが、実際、実施するまでは本当に1年ぐらいかかりますけど、私も同じ曾於市内ですので、そういうことも含めて検討してもいいのではないかなと思っておりますので。交通対策協議会がありますので、そういう意見があったということを書きたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

この区間は、末吉簗原の公民館が発着点なんですね。そこをちょっと延伸するだけでもいいと思うので、ここはもう市民オンリー、地元こういう方のファーストで、ぜひ考えていただきたいなということを述べて、私の質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

休憩	午後	3時00分
再開	午後	3時10分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第13、山田義盛議員の発言を許可いたします。

○12番（山田義盛議員）

それでは、通告いたしました2項目について質問をいたしますので、明快な答弁を求めます。

まず1番目が、宅地分譲整備事業についてであります。

本件は、まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンの定住化対策促進事業で、曾於市の人口増対策に大きな役割を果たす事業であります。

そこで質問いたします。平成31年度事業で計画されていた財部地域の宅地分譲事業を、今回の補正予算8号で減額し、新たに令和2年度の当初予算で計上されておりますが、本事業を平成31年度から令和2年度へ先送りした理由をお伺いします。

2番目が、曾於市本庁・支所機能再編計画についてであります。

本庁・支所機能再編計画及び庁舎改築計画等の中で、「旧3町の均衡ある発展に努めていきます」とありますが、具体的にどのようなまちづくりをお考えでおられるかお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、山田議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、宅地分譲整備事業についての①平成31年度から令和2年度へ先送りした理由についてお答えいたします。

財部地区分譲地につきましては、当初の候補地が農地転用の許可が見込めないために、候補地の再検討を行いました。検討後の候補地について、騒音、振動、臭気などの環境調査や、取りつけ道路取得の実現性を考慮し、また関係法令の許可の見通しを確認したことにより、候補地の最終決定に時間を要し、事業実施を令和2年度に先送りをしたところです。

2、曾於市本庁・支所機能再編計画についての①「旧3町の均衡ある発展に努めていきます」とあるのは、具体的にどのようなまちづくりを考えておられるのかについてお答えいたします。

本庁・支所機能再編計画においては、市の均衡あるまちづくりのため、支所のあり方の中で、支所のサービス維持向上に向けた考え方、支所地域の振興、地域課題解決の取り組みを掲げております。

また、大隅・財部地区の支所地域の振興については、本庁方式導入後、期間を定め、支所地域振興に係る特定の事業を拡充し、地域特性を生かした事業や関係団体の支援策等を実施することにより、支所地域の活性化推進事業に取り組むこととしております。

また、防災倉庫の建設や産業動物疾病制御教育研究センターの誘致、観光資源の整備、宅地分譲など、大隅・財部地域の特色を生かした整備を進め、全体として、今後も旧3町の均衡ある発展によるまちづくりに努めていきたいと考えています。

終わります。

○12番（山田義盛議員）

それでは、順次質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初の分譲住宅の関係については、岩水議員が明確に答弁されて、明確にお答えになっていますので。いや、失礼。

（笑声）

○12番（山田義盛議員）

私は簡単に終わらせますが。実は、これは令和2年度で提案されることが、宅地分譲の件は令和2年度に繰り上げたのはなぜかという質問ですが、これは先ほど答弁いただきました農地転用の関係ですから、これはやむを得ないことだと、そのように考えます。

それで質問いたしますが、これから議決検討されますけど、この令和2年度の提

案がそのまま通過した場合、いつごろの販売開始かな、分譲の、なる予定しているのかちょっと答弁をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

今の段階では、土地の所有者の売却のその確認をいたしまして、取りつけ道路についても、「市がそういうものをするのであれば、協力しましょう」という同意をいただきましたので、議会議決後に具体的に契約をして、また、基本測量をちょっとしたいと思います。それは排水のことと、隣が工業的なものがありまして、またお茶屋さんもありまして、後でいろいろと問題が起きるといけませんので、そのあたりの対策を十分検討しなきゃなりませんので。それを含めて、とりあえず今回は事業的には造成までいきますかね。ちょっと流れを、担当課長から説明させます。

○企画課長（外山直英）

それでは、現時点での計画ですので御了承いただきたいと思いますが。用地手続き等に令和２年度、それから施工につきましては令和３年度に行いたいと思っておりますが、工事の進捗によっては令和３年中に販売ができるかどうかという段階だと考えております。

○１２番（山田義盛議員）

令和３年ごろには見通しがつくんじゃないかということでもありますから、そのように受けとめておきたいと思います。

この事業は用地の買収やら、それから相続の関係から農地転用、環境問題と、いろいろと大変な仕事であります。当然、年数かかるのはやむを得ないと思いますが、次はもう絶対に失敗できませんので。また補正で消して、またやりますっていうようなことは、絶対あっちゃいけないと思いますが。

実は、平成２８年でしたかね、私の一般質問でこれについては質問しております。県境に分譲住宅があって、都城からのベッドタウンとしてくれという話をしていました。市長もそれはもうわかっていまして、よし、やろうということで、いい返事をしていただきましたことを記憶に残っております。

だから、提案から考えますと、今、販売が令和３年ということであれば、５年かかっています。５年。だから、ちょっと遅いんじゃないかと思うんですが、それについてちょっとコメントがありましたら、お願いいたします。

○市長（五位塚剛）

財部地区につきましては、もう旧財部町時代から宅地分譲事業を相当やってきておりまして、成功しているところがございます。そういう意味では、もっと早く手をつけるべきだったというふうに反省をしております。

今後も、ただ、用地の確保というのは非常に難しいところがありますので、まち

のほうに下っていくと幾分あるんですけど、都城の境というのは非常に少なくて、厳しいところがありますけど、引き続きまた努力をしてまいりたいと思います。

○12番（山田義盛議員）

難しい用地のところですから、販売うまくいきますよ、市長。難しくないところは売れませんよ。私はそう思っていますから。

（笑声）

○12番（山田義盛議員）

この事業はもう大変なチャンスが来ていますから、人口増対策にも絶対いい事業でありますんで、大変御苦労かけますが最大限の努力していただいて、成功を祈っていますんで、この質問については終わりたいと思います。

それでは次の、3町の均衡あるまちの発展について質問させていただきます。

通告をしてありましたが、旧3町の均衡ある発展について、一応答弁はありました。一応ですよ。ということは、具体的に述べてくれって、これはなかなか具体的にはいかんじゃろうなというのは予測しておりました。

だから、一応答弁がございましたが、私はここで、私の意見を申し上げたいと思います。市長、あなたが1期目立候補されたときには、既に3町合併後8年が経過していましたので、ほとんど合併の論議がありませんでした。最大の争点は、フラワーパークでした。私は市長の支持者でしたので、当時のことは鮮明に覚えております。また、2期目の立候補のときも、合併後のまちづくりについて市民に問うことは余りなかったように思います。

しかし、昨年出された本庁・支所機能再編計画で、市長の構想に接したのであります。それによると、これが3町均衡ある発展になるのだろうか、本庁方式は過疎の最大の要因になると危惧しております。

そこで、本来の地方自治はどうあるべきかを調べました。その結果、地方自治の本旨とは地方自治の本来のあり方のこととされ、団体自治と住民自治の2つの要素からなるとされています。そして、「団体自治とは、国から独立した地方自治体を認め、その自治体みずからの権限と責任において、その地域の行政を処理することを原則とする」とあり、ここから肝心ですからね、市長。また一方、「住民自治とは、司法における行政を行う場合、その自治体の住民の意思と責任に基づいて行政を行うことを原則とする」とあります。

本庁方式、是が非かの議論も大事なことです、その地域に住んでいる住民が幸せなのか、自分たちの住んでいる地域が将来にわたってどう活性化していくかを、真剣に考えなきゃならないのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。先般行われたアンケート調査とパブリックコメントは、さ

きに申し上げた地方自治の本旨である、住民自治を全うしているとお考えかお答えください。

○市長（五位塚剛）

今回の市役所再編というのは、各末吉町、財部町、大隅町にとっては大きな問題であるわけでございます。ですから、このことを我々行政はどうあるべきかというのを、行政改革の中で検討して、また知識者を含めた中でのこれの会を開きました。そして、その後、各町ごとの検討委員会を、各代表を募って5回開きました。その答申を受けて、また市民の意見を聞くということでアンケートをいたしました。

この間、地域における説明会もいたしまして、地域住民の声を聞くという意味でのパブリックコメントも受けまして、質問書も来ております。そういう一つの段階としてはやってきましたけど、全て完璧だというふうには思っていないところでございます。

○12番（山田義盛議員）

市長、謙虚な答弁であります。これについてはやっぱり、住民自治を少し考えないけません。私もいつかの全協でしたかね、「住民に丁寧な説明が必要です」と申し上げたのはそこです。それは簡単にいきませんよ。15年前の話ですから。そりゃあ住民のほとんどは、合併論議の中はわかっていませんよ。そりゃあ議員だって、それは100%は私もわかりませんよ。どういう議論の中身やったか。聞くとところによると、3町均衡あるまちの発展というのは、それぞれの大隅地区、大隅町と言いましょうね。末吉町、財部町。その3町の特色あるまちをつくり上げて、そして全体の曾於市のまちをつくる。それが均衡あるまちの発展なんですよ。ややもすると、ちょっと勘違いしているように思うこともありました。

市長、財部町には何もないですよ。福祉事務所を引き揚げますよって。それは業務的には効率いいでしょう。その裏には、住民自治があります。住民自治が。できたら、できたら置いてほしいという答申も出ていますよ。できたら。やむを得ませんということはそこですよ。やむを得ないっていうのは。

これが100%オーケーしているわけじゃないんですよ。だから、アンケートをした結果、半分以上の人が「できたら置いてほしい」ということです。このことを市長、頭に入れておいてほしい。そうしませんと、諮問して答申を受けて、このままいきますよというのは、余りにも拙速過ぎる。

同僚の質問にも、私はずっと一般質問聞いていました。そういう質問じゃなくて、まだまだ少し時間がありますんで、住民自治を十分全うしながら、市民の皆さんには説明を慎重にしたいという答えが、私は何回か聞かれると思ったけど、聞いておりません。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

全体的な流れについては、各議員の質問に対してお答えいたしました。

言われるように、財部の方からもお手紙をいただきました。よく読ませていただいて、一応丁寧にお答えをいたしました。それで納得されたとは思っておりません。私たちも、一人一人のそういう声に対して全部応えられればいいんですけど、それはなかなかできないことでもありますけど。引き続きいろんなところで説明はしていきたいなと思っております。

それと、今後、なぜ今このことを提案するかというと、合併特例債が、令和2年から5年間延長になりましたので、私たち曾於市がこの事業を使えるときがもう限られてきてまして、この合併特例債を令和7年度末前までにしないと、各庁舎の改修工事、この後いろんな大きな事業がありますものですから、どうしてもこれに財政的な裏づけとしても進めなければならないという問題もあります。しかし、運用については引き続き努力をしていきたいと思います。

○12番（山田義盛議員）

市長、その財政等についても、私もやっぱりわかっています。しかし、それやって住民自治を切るわけにはいきませんよ。それはちょっと頭に入れておいて、事業運営のトップとして当たってほしいということを要望しておきます。

それでは、私のほうから再度意見を申し上げておきたいと思います。財部から福祉事務所を本庁へ移す件について、住民自治の行政責任者として財部町民にアンケート調査をされるよう要請して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は2月26日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時29分

令和2年第1回曾於市議會定例会

令和2年2月26日

(第5日目)

令和 2 年第 1 回曾於市議会定例会会議録（第 5 号）

令和 2 年 2 月 26 日（水曜日）

午前 10 時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第 5 号）

（以下 2 件一括議題）

第 1 議案第 2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

第 2 議案第 3 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

第 3 議案第 4 号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について

（以下 5 件一括議題）

第 4 議案第 6 号 曾於市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

第 5 議案第 7 号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

第 6 議案第 8 号 曾於市監査委員条例の一部改正について

第 7 議案第 9 号 曾於市地域コミュニティ活性化推進条例の一部改正について

第 8 議案第 10 号 曾於市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

第 9 議案第 11 号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

（以下 5 件一括議題）

第 10 議案第 12 号 曾於市有住宅条例の一部改正について

第 11 議案第 13 号 曾於市営住宅条例の一部改正について

第 12 議案第 14 号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

第 13 議案第 15 号 曾於市水道事業給水条例の一部改正について

第 14 議案第 16 号 曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

第 15 議案第 17 号 財産の無償貸付けについて

第 16 議案第 18 号 曾於市道路線の認定について

第 17 議案第 19 号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第 8 号）について

（以下 3 件一括議題）

第 18 議案第 20 号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）につ

いて

第19 議案第21号 令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

第20 議案第22号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

（以下4件一括議題）

第21 議案第23号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

第22 議案第24号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）について

第23 議案第25号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

第24 議案第26号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について

第25 議案第34号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

第26 議案第35号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第6号）について

第27 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番 重久昌樹	2番 松ノ下いずみ	4番 岩水豊
5番 渕合昌昭	6番 上村龍生	8番 今鶴治信
9番 九日克典	10番 伊地知厚仁	11番 原田賢一郎
12番 山田義盛	13番 大川内富男	14番 渡辺利治
15番 海野隆平	16番 久長登良男	17番 谷口義則
18番 迫杉雄	19番 徳峰一成	20番 土屋健一

3. 欠席議員は次のとおりである。（2名）

3番 鈴木栄一	7番 宮迫勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦
主任 富田洋一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	瀬下浩
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人	

副市長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
総務課長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	岩 元 浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱 田 政 継	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博
企画課長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財政課長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税務課長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市民課長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保健課長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	田 代 庄 市
介護福祉課長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
財部支所建設水道課長	上 集 基 志		

○議長（土屋健一）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

まず初めに、発言の訂正についてを議題といたします。

市長から発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

本件について訂正理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

2月14日に開催した議会での議案提案理由において、日程第7、議案第2号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての説明で、地域内の市道荒川内・八ヶ代線、延長500mを延長300mと説明をいたしました。また、議案参考資料の10ページの年次計画表に500mと記載すべきを300mと記載しておりました。

訂正し、おわび申し上げます。

○議長（土屋健一）

お諮りいたします。ただいま議題となっております発言の訂正については、これを承認することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、発言の訂正については、これを承認することに決しました。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第2 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について及び日程第2、議案第3号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

発言通告に基づきまして質問いたします。

議案の2号と3号は、まとめて3点質問いたします。辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定であります。

質問の第1点、国が示した辺地債の定義なり、考え方について教えてください。
議案の2号の財部北俣地区の辺地債の点数が119点であり、また、議案の3号の下
財部の辺地債の点数が110点であります。その算定の根拠を含めてお答えください。

2点目、現在、曾於市で辺地債の対象となる辺地点数の高いところは、大きく地
域的にはどの地域が対象となるのかお答えください。

質問の3、辺地債の借入れ条件について、借入れ条件がほかの起債に比べて
条件がいいのでありますが、借入れ条件について、さらに借入れの枠について、
これも市町村でも枠がありますが、本市の場合は大体どれぐらいであるのか、1年
間に。さらに、提案されているこの両地区以外の今後の辺地債を使った市道を中心
とした整備については、どの地域が一応計画に入っているか、あるいは考えている
か、以上3点であります。

○企画課長（外山直英）

それでは、お答えいたします。

まず、国による定義ということでしたので、まず根拠法のほうから申し上げます
が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律が根
拠法でございます。この中の第3条に、辺地とはということで、るる書かれており
ますが、かいつまんで申し上げますと、交通条件、あと自然的・経済的・文化的諸
条件に恵まれず、他の地域に比較して生活水準が著しい山間地等が辺地という定義
でございます。

また、この施行令第1条に、当該地域の中心を含む5km²以内の面積の区域の
人口が50人以上であり、かつ辺地度点数が100点以上であることというところが条
件でございますので、この2つの地区が100点以上、119点と110点でございますの
で、条件を満たしているということでございます。

また、順序が前後しますが、起債等の内容でございますが、これと似た有利な起
債が過疎債がございますが、この辺地対策事業債は計画期間が任意で設定されます。
5年間となっております。起債充当率が原則100%、交付税措置が元利償還金の
80%が基準ということで大変有利でございますが、国の起債全体枠がございます。
こちらが令和2年度が510億円、一方、過疎債が4,700億円でございますので、辺地
債は約10分の1ということで、大変有利ではございますが、枠が少ないというところ
も特徴かというふうに考えております。

曾於市の枠ということでございますが、例年の辺地の状況から申し上げますと、
1億円前後が曾於市の枠というふうに考えているところでございます。

あと、曾於市のほうに8つの地区の辺地の総合整備計画がございますが、現在、
整備計画で市道等の整備を検討しておりますのが、市吉辺地、それから恒吉辺地、

今回提案しております高塚・桐原・溝ノ口辺地、古井・荒川内辺地、そしてもう一つ、大峯辺地があるところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

課長答弁にありましたように、大体曾於市の場合が、1億円前後が辺地債を使うことが可能ではないかという受けとめ方でございます。過疎債以上に、充当率が100%、交付税措置が80%ということで、恐らく、現在曾於市が使っている各種の起債の中でも最も条件の有利な辺地債ではないかと受けとめております。

質問であります、こうした限られた1億円前後の辺地債を毎年有効に使うために、1回目の質問と重なりますが、今後、こういった地域に新たに計画を立てて市道整備等を行う予定であるのか。課長答弁では、8つの地区の中で、現在これまで5つの地区が対象となっております。ちなみに、8つの地区、ほかの残りの3つの地区はどうなっているのか。あるいは、ほかの3つの地区は辺地債を使わなくても、もう整備が行われているのか、それとも別な起債を使って対応しているのかを含めて、いずれも、恐らく8つの地区は、曾於市内でも、課長答弁にありましたように、交通あるいは文化的条件を含めて、あるいは自然的条件を含めて山間地に位置しておりまして、非常に高齢化も進んでいる地域じゃないかと思っておりますので、これらを含めて答弁をしてください。

○企画課長（外山直英）

それでは、8つの辺地地域についてですが、まず、事業計画のほうがございますのが5つの地区でございます。順に申し上げますが、市吉辺地、恒吉辺地、今回、この2つの、高塚・桐原・溝ノ口辺地と古井・荒川内辺地、それから大峯辺地、この5地区が計画等があるところでございます。残りの3地区につきましては、現時点では計画はございません。

（「それはどこかと聞いている」と言う者あり）

○企画課長（外山直英）

3地区は石之脇・平沢津辺地、大隅南辺地、吉ヶ谷辺地、この3つが計画がないところでございます。

先ほど申し上げました5つの辺地地区でございますが、総延長、それから改良路線の延長等がまだ不十分でございますので、今後も起債等の状況を見ながらですが、重点的に整備をしていく計画でございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

細かく詳しくは委員会審議になろうかと思いますが、3回目であります、質問で

す。

ただいま課長答弁にありましたように、8つの地区の中で3つの地区については計画はないということで、具体的には石之脇、そして大隅南地区、それから吉ヶ谷ということでありますが、石之脇は、旧田崎町長時代に数年間の時間をかけまして、約3億円から4億円かけまして、石之脇の下の柿木から平沢津まで市道整備を行った、道路自体はもう整備されております。

一方、南地区と吉ヶ谷地域については現状はどうであるのか、計画はないということですが、私が知る限り、まだ不十分な地域状況であるようであります。これについては、今後どういったやり方で整備を行うのか、あるいは当面、全くもう計画がない、見通しを立てていないのかどうか、3回目でありますけど、答弁してください。

○企画課長（外山直英）

それでは、未整備地区といいますか計画がないところでございますけれども、石之脇・平沢津辺地につきましては、平成27年をもちまして一旦終了というところでございます。また、大隅南辺地につきましても、平成24年で一旦終了しております、現時点では計画はございません。また、吉ヶ谷につきましても、現時点では計画はございません。

残りの5地区につきまして、優先的に改良等を行っていきたいという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第4号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議案第4号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可しま

す。

○19番（徳峰一成議員）

議案の4号の都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の、いわゆる再締結について、6項目にわたりまして質問をいたします。

質問の第1点は、この10年間の協定の効果などについて、市当局では、どのような深い検証がどういった形で行われてきたのか、あわせて検証の結果を含めて教えてください。当然、深い検証が行われての、今回の再締結のための改正を含めた提案であろうかと思っているからでございます。

質問の第2点目、今回の提案で新たな追加を含めて、改正された主な内容について説明してください。

質問の第3点目、具体的には、この協定の中身見ますと、医療について、例えば、現在、曾於市の居住者が都城圏にどれだけ毎年依存しているか。一方、都城市圏から曾於市内の医療機関にはほとんどないと思うんですが、一応どれぐらいの数、あるいはどれぐらい依存しているか。同じく、曾於市民は都城圏に大体どれぐらいの数、割合で買い物等に依存しているのか、当然つかんでいると思います、調査等によりまして。さらに、曾於市民が都城圏で何百名あるいは何千名が働いて、曾於市から通勤で勤務しているか。恐らく千数百名を超えていると思いますけども、把握していると思いますので、この3つをかいつまんで説明してください。

質問の第4点目、また、協定案の内容では、災害についても規定されております。質問であります、災害時の対策について、どのような曾於市との連携がとられるシステムになっているか。そこまでは書いておりませんので、お答え願いたいと考えております。

さらに第5点目、教育・文化についても規定がされております。例えば、図書館の相互利用という規定もございます。例えば、曾於市民が都城の新しい図書館には結構利用しているんじゃないかと思います。私も常時利用している1人であります。一方、都城圏から曾於市の図書館を利用している、今、相互利用が行われているかどうか、恐らくほとんどないと思うんですけども、その実態はどうであるのか。改善するとしたらどういった点が改善が必要か、規定で相互利用となっておりますので、お答え願いたいと考えております。

さらに、この教育・文化の中では、高等教育機関という規定が2回、3回出てきております。高等教育機関とは具体的にどういった機関を考えたらいいのか。そして高等教育機関を活用した教育、これも規定されていますが、活用した教育とは一体どういった具体的には教育が考えられるのか、お答え願いたいと考えております。

最後に、この再協定については、議会議決後、いつをめどとして再協定を行いた

いという考えなのか、以上6点の質問であります。

○企画課長（外山直英）

まず、今回の提案でございますが、平成27年3月から本年3月までの5年間を期限とする第2次共生ビジョンが策定されたところでございます。この第2次の大きな特徴といたしまして、救急医療拠点施設等の整備と都城志布志道路の開通促進があったところでございます。これらの目標につきまして、救急医療拠点と申しますのは都城市郡医師会のことでございますが、目標達成の見込みであることから、これらの事業をさらに推進し、令和2年3月から6年までの5年間を期限とする第3次共生ビジョンを作成するものでございます。

10年間の効果ということでございますが、第2次共生ビジョンの効果というところでしか捉えておりません。

また、先ほど御質問いただきました依存につきましても、働く人々、それから雇用人数でしたか、そちらについても、現在、数字等は持ち合わせてございません。

また、災害時の対応でございますが、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護に係る各種情報を集約、提供することを目的としております情報システム等を整備するというふうになっておるところでございます。

また、教育・文化のところでございますが、都城市立図書館の利用におきましては、圏域の住民を含めて誰でも登録、利用を可能とし、本に親しむ機会づくりの推進に取り組むというふうになっておるところでございます。

また、先ほどの防災のところですが、大規模災害後方支援計画等を作成しております、構成市町でございます志布志市、三股町、都城市と連携し、各消防団の相互連携を図るために研修会や合同訓練を実施しているところでございます。

濟いせん、ちょっと高等教育のところは見当たりませんので……。

今回、この議決後の協定につきましては、構成市町の議会の議決後に、それぞれ協定を結ぶというふうに聞いております。

少しお時間をいただきたいと思います。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、先ほど都城市の病院関係の件数でありましたが、今、資料として持っているのが県内、県外の受診件数でございます。県外にいたりましては都城市が主な病院の件数と思いますが、平成30年度で48%が曾於市から県外のほうに受診をされております。元年度で申しますと、現在でも、やはり48%ぐらいが県外の医療機関を受診しているという状況でございます。

○企画課長（外山直英）

大変申しわけございませんでした。入院患者数等の数字がございましたので申し

上げたいと思います。まず、曾於市からの入院患者数でございますが4,330人で、うち都城市の医療機関を受診しているのが2,173人で、流入率と申し上げますが、こちらが50.2%となっておりますのでございます。

また、通勤通学割合ですが、15歳以上の通学者等でございますが、1万4,544人おりまして、うち都城市への通学者等が3,643人で通学割合が25%、また都城市で買い物する割合ですが、こちらは率でしか出ておりませんが、おおむね旧財部町で33.9%、旧末吉町で23.5%、旧大隅町で8.8%という数字でございます。

また、先ほどございました高等教育機関との包括連携協定締結状況ということで、具体例で申し上げますと、都城市にございます学校法人南九州学園、それから都城工業高等専門学校、学校法人日本体育大学、国立大学法人宮崎大学、これらと都城市が包括連携協定を締結しているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

都城市に限らず一般論からいいまして、今後の市町村の広域的ないろんな分野での連携をとりながら、これを生かしていくというのは非常に大事なことでないかと思います。そのためには、お互い自分のところのさまざまな医療や福祉、あるいは防災を初めとして分野の実態を深くつかむちゅうか、そしてお互い協議して出し合いながら連携のための強化を図ると。まず実態を深くつかむことが、これは非常に、決定的にといいますか、大事なことでないかと思います。実態把握が弱ければ、あるいは少なければ、当然、協定の効果も限定されるのではないかと。場合によっては、ほとんど効果を発揮できない分野にも結果としてなるのではないかと考えられるからでございます。

その点でお聞きいたしますが、課長、これまで過去2回にわたり10年間、協定が一応存続したわけですね。例えば、過去5年間の協定の各項目に基づいて、どれだけ効果があったか、あるいはそれほどなかったかを協議した上で、今回、若干の改正を加えて議会に提案された経過があらうかと思っております。そうですね。

その点で、この間の協議、市当局の協議、あるいは都城市との協議、こういった構成者、課長を含めて、構成者で、市独自には大体何回、何時間かけて協議を行ったか。そして都城とは何回、どれほど協議を行ったか。あるいは翻って過去5年間、都城市等とは、毎年、何回ほど、このことで協議——合い議といいますか——を行ってきたのかを含めてお答え願いたいと考えております。こうした柱となる基本的な対応が非常に、ある面では決定的に大事であり、不可欠であるからでございます。これが第1点。

それから、第2点目です。一般的にいいまして、かなり曾於市が目的、姿勢を持

って取り組まなければ、結果的には都城市にこの協定が有利に働くことにならざるを得ないと思うんです。雇用や買い物、医療を含めて、曾於市民が、多くが都城に行くって。一方、都城からは逆に来ないって。話は飛びますが、今の市役所周辺の集中化の問題にも、その点は構造的には関係があります。

その点で、この協定を今後生かすためには、どういった形で、さらに曾於市に有利になるように協定を生かさなければならぬか。これは当然、市独自に協議しながら対応しなければいけないと思うんですよ。ずるずると都城市に何もかも有利になる、そして流れちゃうってことになりかねん。そうした意味では、課長、過去5年間、10年間分析したら、私の指摘は当たっていると思うんですよ。それは分析されましたか。そういった点で、今後曾於市にさらに有利に働くためにはどのように生かしていかなきゃならないと、ここにどれだけ力点を置いて議論されましたか、その点もお答え願いたいと考えております。

この点は、非常に大事な問題でありますので、一般論では片づけられない問題を含んでおりますので、市長の見解も伺いたいと思っております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

宮崎県都城市との定住自立圏の問題については、私たち曾於市というのは、非常に都城の地域とは友好的な関係があるというふうに思っております。私たち曾於市にはない企業が、都城にはたくさんあります。また、専門的な病院もたくさんあります。学校についても専門的な学校もありますし、市民が必要な部分は、これは友好的に、また積極的に利用しても、私はいいと思っております。

そういう意味で、志布志都城道路におけるこの役目というのも、お互い、志布志から私たちの曾於市を通して都城につながるこの道路の有効活用も、今後はさらに進むというふうに思っております。また、都城の大きな、霧島酒造なんかも含めて、反面、私たちの曾於市のカンショがたくさん提供されておりますので、そういう意味での経済的な友好関係もあります。

そういう関係を含めて、見たときに、私たちも曾於市の特性を生かして、場合によっては都城から曾於市にいろんな形——例えば温泉の活用、グランウドゴルフ場の活用とか、いろんな形での友好的な、実際、人口の移動はできておりますので、引き続き、また内部的にもよく調査をして呼びかけをしていきたいというふうに思います。

あとは担当課長から答弁をさせます。

○企画課長（外山直英）

まず、構成協議会のほうを御説明させていただきます。

まず、都城広域定住自立圏構想協議会というものがございます。こちらが、市長を含め構成市町の首長が構成委員でございます。平成31年度に4回、開催しております。

また、この下に幹事会がございますが、それぞれの構成市町の課長を構成としております。平成31年度に3回開催しておるところでございます。

また、この幹事会の下に担当者会というものがございまして、それぞれの市町の担当者が構成している会がございますが、平成31年度に3回開催しているところでございます。

また、効果ということでございましたが、参考資料のほうに提示しておりますが、19ページのほうに出てまいります、それぞれの共生ビジョンの体系ごとに基準値、実績値、目標値、達成度というものをそれぞれ効果として検証してございます。全てが達成または達成見込みということではございませんが、達成できなかったものにつきましては、さらに重点的に検証した上で、再度計画を練り上げているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

実態把握の中で2点、1回目の質問から漏れている点でお答え願いたいと考えております。

曾於市民が都城に通勤するのが3,460名ということで考えてよろしいんでしょうか、再度確認。その中で旧3カ町ごとでわかっていたら、お答え願いたいと考えております。私は、もう2,000人前後と思っていたんですが、思った以上に、これは年々大きくなっていると考えておりますが、旧町ごとにわかっていたらお答え願いたいと考えております。

一方、都城市圏から曾於市内にはどれだけ入ってきておりますか。これも、やはりつかまなければいけないと思うんですよね。かなりの落差があるかと思っております。その点も考えなければいけないと思うんですよ。だから2回目言ったように、安閑としては、やはり都城市に結果的に有利に働く自立圏構想にならざるを得ない側面が、もろもろの点で、あるいは幾つかの点で考えられる、指摘できるからでございます。お答え願いたいと考えております。

それから第2点目、答弁の2回目あったように、例えば買い物は財部の32%から旧大隅町の8.8%ということで、旧町ごとに大きな違いがあります。この買い物だけではなくて、医療もそうでありますし、恐らく通勤も若干影響があると思うんですが、やはり、旧大隅町はほとんど効果はないというか、影響が余り出ていない自立圏構想なんですね。

ですから、旧大隅町は、やはり今後、いわゆる均衡ある発展を行うためには市独自の、また新たな、別な側面で市は考えていかなければ、恐らく想定するのに5年後、10年後で、財部、末吉以上に大隅町は寂れてくるといえるか——表現は悪いですが——ことになりかねない危険性、心配、おそれがあるのではないのでしょうか。この点で、総合的に包含する形でこの問題も位置づけて考えるとしたら、別な側面も考えていかなければいけないと思うんですよ。その点で、これも市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。非常に大事な点でありますので。

○市長（五位塚剛）

曾於市の内村工業団地もありますけど、宮崎ナンバーの車も相当来ております。都城の方々が曾於市の企業にも、ナンタクを含めて相当数います。数的には、ちょっと私も把握しておりませんが、今、大隅町のことを言われましたが、大隅町の特性を生かした形での今後の対策等については、やはり弥五郎の里公園を生かしたまちづくり、また八合原地域を生かした、宅地分譲を含めた支援活動を含めて、当然ながら今後検討しなければならないものがいっぱいあると思います。

今後は、都城志布志道路が全線開通すれば、大隅町の方々も、かなりこの道路を利用して都城の医療関係やら、いろんなところに利用されると思います。今後、大隅町を含めた財部も地域活性化でどういう形ができるかということも含めて、今後引き続き検討してまいりたいと思います。

以上です。

○企画課長（外山直英）

申しわけございません。通勤通学割合の曾於市の全体数は捉えておりますが、旧町ごとの数字はないところでございます。また、都城市から曾於市のほうへ来られる方の割合につきましても、数字のほうは現時点では持ち合わせてございません。

（「後ほど回答してください。基本の基本でしょう、これは」と言う者あり）

○議長（土屋健一）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、配付いたしております議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第6号 曾於市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第7号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第 8 号 曾於市監査委員条例の一部改正について

日程第 7 議案第 9 号 曾於市地域コミュニティ活性化推進条例の一部改正について

日程第 8 議案第 10 号 曾於市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第 4、議案第 6 号、曾於市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてから、日程第 8、議案第 10 号、曾於市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてまでの以上 5 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19 番（徳峰一成議員）

まず、議案の 6 号の職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、2 点質問をいたします。

質問の第 1 点でございます。文章では総務省の課長通知によってという文言ありますが、総務省の課長通知とはこういった内容であるのか、紹介してください。あわせて、これまでの非常勤あるいは臨時職員はこうした宣誓事項はなかったのかどうか、確認方々の質問であります。

質問の 2 点目、宣誓の内容をここで紹介してください。また、その宣誓については法的拘束力、あるいは効果がどれだけあるのかもあわせて質問いたします。以上 2 点です。

次に、議案の 7 号の職員の給与についての条例改正でございます。質問は 3 点でございます。

質問の第 1 点は、今回の条例改正の特徴は地域手当が創設されたということでございます。質問であります。地域手当の定義について説明してください。新しい、文言を条例の制定の段階で使う場合は、当然その定義が必要じゃないかと思っております。地域手当といっても、私を含めて議員の中でもわかる人は誰もいないと思うんですよ、聞かなければ。答えるほうも、その定義がなければ、若干主観的な要素を交えながら、あるいは 5 年後、10 年後、課長が交代した場合は主観的な要素も若干違いながら答えていかざるを得ないと。そうであってならんということで、法律もそうであるし、条例も私以上に一番詳しいように当局は、新しい文言は、必ず文言の解釈の定義が書いてあります。しかし、読んだ限りでは定義が見られないんですよ。その点で、もしあったらお答え願いたい。なかったら、課長の主観を除いた客観的な文言で答弁をしていただきたい。今後は、これ、ぜひ市長、副市長、改正が必要です。もし、ないとしたら。これが質問の第 1 点であります。

それから質問の第 2 点目、この地域手当の、この支給額については書いてありま

す100分20ということについてです。100分の20の考え方について説明してください。なぜ、100分の20としたのか。

さらに、お聞きしたところでは、このほかに地域手当の対象となるのが、今後、市としては東京の官庁に、出向させたいということでの今回の提案であります。

地域手当だけでなく、恐らく住居手当、あるいは時間外手当なんかも必要ではないかといった説明でございますが、その予算措置は新年度予算でされているのか、どれぐらいされているのか。細かいですが、どの項目でされているのか、幾ら探しても出てこないからでございます。これが質問の第2点目でございます。

質問の第3点目、この対象となるのは東京出向の1人で、2年間ほどとお聞きいたしております。2年間の考え方についてお聞かせ願いたいと考えております。2年程度ではどれだけ効果があるか、はっきり言って疑問となる点があるからでございます。また具体的に中央官庁の中でどの官庁を考えているのか、また単身あるいは御家族の場合は御家族でも、この東京出向ができるのかどうかを含めてお答え願いたいと考えております。以上3点でございます。

次に、議案の9号、地域コミュニティ活性化推進条例の一部改正について、6項目質問いたします。

質問の第1点は、条例で言う地域コミュニティの、これも定義をお聞きしたいと思います。地域コミュニティといっても、定義が、見落としがなければ、提示されておられません。ですから、例えば私たち議員であっても、地域コミュニティとはどういったものであろうかと、恐らくなかなか想像がわからないと、あるいは想像ができるとしても、お互い、違いが出らざるを得ないと思うんですね。ですから、これも定義がなかったら、今後定義を、やはり書くべきじゃないでしょうか。地域コミュニティは、もう何回も出てくる文言でありますから、このタイトルを含めて。地域コミュニティの定義をお聞きしたい。なかったら、今後改正していただきたい。

そして、第2点目、質問の。この条例は、前回、何年に制定されたのか、そしてこの間、この条例の効果がどれだけあったのか、あるいはなかったのか、弱かったのか、当然検証されていると思いますのでお答え願いたいと考えております。どのような分野が、どのような形で、どれだけの時間をかけて検証をされたのか。これは、非常に今後——新年度予算でも予算化されておりますが——大事な問題でありますので、検証が非常に大事だと思いますので、検証の結果を含めてお答え願いたいと考えております。

質問の3点目、今回の条例改正の主な点について簡潔にお答えください。

質問の第4点目、今回の条例改正では改正点の1つとして、これまであった集合住宅、の文言が全て削除されております。全て削除されて、そして今申し上げた地

域コミュニティに、いわば包含する、包み込んだ形で、いわば位置づけられているのではないのでしょうか、間違いなければ。なぜ、集合住宅の文言を全て削除して、そして地域コミュニティに包含したのか。

たしか、前回この条例を提案したときに、私も議会で質疑したんですけども、集合住宅に入っておられる方が、なかなか自治会に加入していただけないということで、この条例の制定の目的の1つにあったように、質疑の答弁の中で記憶いたしております。そういったこともありますので、この点の質問であります。

次に、質問の5点目、自治会と地域コミュニティの違い、さらに関連性についてもお答え願いたいと考えております。この条例ができるまでは、旧町時代を含めて、地域の組織としては、市の下部機関ではございませんけども、自治会一本だけでございました、自治会オンリーだけでございました。これを補うという形で地域コミュニティの条例化がされたと思うんですが、この違い、あるいは関連性についてお答え願いたいと考えております。

最後に、質問の6点目。これまで、自治会加入者は率直に言ってふえていないようでございます。その理由は、課長にもいろいろお聞きしたんですけども、人口減少がもちろんありますけども、それだけでは説明が難しい、できない要因もほかに複数あるのではないかと率直に言って思っております。

こうした、市は努力をされていますけども、なかなか一定の効果はあっても、結果的に数字の上で見ると、自治会加入者は、厳しく言って、むしろ横ばいか減っているのじゃないのでしょうか。そういった点で、これもいろんな角度からの——もちろん、いい点もありますので、あるいは弱かった点を含めて要因等をお答え願いたいと考えております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

市職員の、国、県への派遣といいますか、研修についてお答えしたいと思います。この間、市の職員を一部組合を含めて派遣しております。これは、そういうふうに取り決めがあって、割り当てがあってしてきておりますけど、今回は市の職員の資質を高めるという立場から、職員の中に、こういう制度のもと、国の機関に、また県の機関に研修として、仕事として、意思表示といいますか、そのあたりを確認した上で、その中から選定をいたしました。

今回は内閣府のほうに、創生事業のほうに1人、2年間派遣をしたいというふうに思いますが、そのために、今回地域における手当の関係で提案をしたところでございます。

引き続き、市の職員にはいろんな形での研修は進めてまいりますけど、2年間、

なぜしたのかということでございますが、1年間では、本当にまだ、仕事を覚えることもなかなか難しいってありますし、そういう意味では、通常、大体2年ぐらいが一般的であるようでございます。また、それ以上になると家庭の問題とかいろいろなことがありますので、2年間を決めたところでございます。

あとについては、各課長から答弁をさせます。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたしたいと思いますが、漏れがありましたら、また教えていただきたいというふうに思います。

まず、議案第6号でございます。総務省課長通知の内容、非常勤等はこれまでなかったのかという質問でございますが、この通知につきましては本年1月20日付で、ここにある総務省の課長のほうから、県の市町村課を通じまして届いたものでございまして、1月22日に受け付けをしたところでございます。

内容につきましては、地方公務員法第31条に服務の宣誓ということで公務員はあるわけでございますが、会計年度任用職員につきましても、制度導入前の任用形態、あるいは任用手続がさまざまであることに鑑みて、服務の宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができることを明らかにするため、マニュアルをとということで、そのマニュアル等が、質疑応答集等が出されたところでございます。それに基づきまして、今回、改正をするものでございます。

非常勤と、臨時職員等につきましてはこれまでありませんで、正規職員のみが新規採用の4月1日の8時半前に、その宣誓式を行っているものでございます。非常勤等はなかったところでございます。

宣誓書の内容でございますが、これはその文言をとということだと……。

（「長くなかったら」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

はい。宣誓書ということで「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」、あと年月日と氏名、捺印というものが宣誓書でございます。

法律の内容、効果でございますが、先ほど地方公務員法第31条を申し上げました。ここには、職員は条例の定めるところにより服務の宣誓をしなければならないというふうに規定されておりまして、本市も、この本条例、今回改正する条例において定めているところでございます。

宣誓の効力ということでございましたが、新たに地方公務員となる者は、その職

務に従事する前に、任命権者に対して宣誓書に署名を行った上で、その提出をするよう定められているものでございます。したがって、この宣誓書を提出して初めて公務員として任用されるものというふうに考えていただければ結構かと思っております。

今回の条例改正につきましては、正規職員だけではなくて、新たに制度化いたします会計年度任用職員につきましても、このような宣誓書を取りなさいというところがありましたので、その方法につきましては正規職員と同じじゃなくてもいいですというところの文言でありましたので、そのように条例改正するものでございます。

続きまして、議案第7号でございます。市職員の諸給与に関する条例の一部改正でございます。

地域手当の定義でございます。地域手当の定義につきましては、一般的に勤務地によって生じてしまう支出の差、例えば物価あるいは暖房費などという規定でございますが、これを埋めるための手当ということで、呼び名はたくさんございまして、例えば勤務地手当、調整手当、地域給とかも呼ばれるということでございますが、本市におきましては、国に倣いまして地域手当というふうにしたところでございます。ですので、生活していく上で物価等の差額、曾於市と東京都の差額というところで見ていただければいいかと思います。

100分の20の考え方でございます。これは国家公務員法の地域手当というのがございまして、それに準じて設定をいたして、今回、東京23区内を20%という支給割合にしたところでございます。

これには、国におきましては東京23区が20%、以下1級地です。2級地が大阪市、横浜市が16%、3級地が埼玉市、千葉市、名古屋市が15%、4級地で神戸市が12%とかございまして、7級地までございますが、5級地の中に福岡市、7級地の中に、九州でいえば長崎市が含まれております。これを参考にいたしまして、国に準じまして設定をしたところでございます。

新年度予算でどれぐらい、どの項目で入っているかということでございます。今回の当初予算におきましては、その配属される部署そのもの、局は決まっておりますけれども、何係なのかはまだ、3月の始まるまでに回答が来ることになっておりますので、わかっておりませんので、概算といいますか、ちょっと多目に予算は組まさせていただきますところでございます。

まず、通勤手当につきまして、本市の最高額の1年分を計上いたしております。22万4,400円ほどでございます。時間外勤務手当につきましては、その部署により、さまざまであると思いますので、現在は720時間分、150万円ほどを計上いたしてお

ります。あとは、この地域手当ということの約62万円、それから建物借り上げ料を月額14万円と見まして168万円。あと、今回、出向に行く部局におきましては、そこで使う時間外勤務手当あるいは出張旅費等につきましては、全て派遣元の自治体が賄うということでございますので、その旅費分といたしまして約150万円ほど、合わせまして580万円ほど、今回の新年度予算に出しております。さらに、今回の3月補正予算のほうにも、その移転料等を81万7,000円ほど組んでいるものでございます。

組んでいる費目につきましては、一般職員給のほうと、それから総務課の職員研修費という事業費がございますが、その中でも計上をいたしているところでございます。

2年間の考え方は、先ほど市長が申し上げたとおりでございますが、ここの部署におきましては、1年、2年、3年でもということがありましたけども、2年間というのが、どこの自治体も多いようなことを聞いているところでございます。

（「単身か家族については」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

家族につきましては、今回は単身ということでございますが、もちろん家族を含めてもできるというふうには考えております。それに伴います移転料等の規定もあるところではございます。今回は単身でございます。

続きまして、議案第9号の地域コミュニティ活性化推進条例の一部改正でございます。

定義でございますが、今回の定義につきましては、議案の新旧対照表のほうに載っております。新旧対照表の8ページの第2条、左側の新のところを見ていただきますと、第2条の（1）で定義ということで、第2条でございます。（1）で地域コミュニティということで、住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいうというふうに、定義としては、条例上にも掲げているところでございます。

条例は何年に制定したか、効果があったのか、弱かったのか、どのような分野かという質問でございます。

条例につきましては、平成29年4月1日施行でございますので、平成29年3月議会で認めていただきまして、4月1日から施行したものでございます。

その最後の附則の欄に、3年間をやってみて、その検証を行った上で、運営に対して必要な改正をするものというふうにされておりましたので、今回で3年を経過いたしますので改正をするものでございます。

効果の検証等につきましては、おととしの12月から昨年9月にかけて審議会を開催させていただきました。6回だったと思いますが、その中で、これまで

我々が実施してまいりました活動等を検証していただきまして、答申をいただいたものでございます。

その中で効果等につきましては、集落支援員等を雇用いたしまして、自治会の加入促進を努めてまいりましたが、その効果がなかなかあらわれないというのが1点と、もう一つは、先ほども申されました集合住宅の関係でございまして、集合住宅につきまして、コミュニティ組織をつくるということで集めようとして、少し集めたりしたんですけれども、なかなかそれが、気持ちの中では自治会に加入したいとか、組織をつくりたいというふうにはなりますけれども、実際その段階にはいたらないというのが実情でございました。

ですので、そのような集合住宅のみのコミュニティ組織の醸成というのがなかなか難しいという判断でございまして、今回の条例改正の主な点は、先ほど申されましたとおり、この集合住宅のコミュニティ組織の関係は削除をさせていただく、これは審議会でもそのような答申があったところでございます。

そのような関係で、今回は地域コミュニティ協議会の設立、あるいは地域コミュニティ協議会設立準備委員会の設立というようなところを中心に条例改正をするものでございます。

次の質問については、先ほど申し上げたとおりでございます。

自治会と地域コミュニティの違い、関連性でございますが、自治会あるいは公民館と地域コミュニティの違いでございます。

自治会につきましては、いろんな自治会、公民館があるんですけれども、それぞれ活性化のために、いろんな活動をしていただいているところでございます。地域コミュニティの大きな違いといいますと、地域コミュニティは、そこに財源等を補助いたしまして、その中で自分たちの地域の課題を自分たちで考えていただいて、その結論に至る、それを解消するためにどういう活動をしていくかというのを自分たちで考えていただくということで、それは自治会加入者だけではなくて、自治会の未加入者を含めるいろんな団体、あるいは企業でもよろしいですし、NPO法人とか、そういういろんなところを巻き込んで協議をしていただいて、自分たちの地域を活性化していただく、問題点を、課題を解消していただくという考え方でございます。これが、自治会と地域コミュニティの違いだと思っております。

さらに、この地域コミュニティにつきましては、そこに居住している方だけではなくて、例えば、先ほどありました都城市から曾於市の企業に勤めている方なんか巻き込んで、そういうものをつくっていくというのが中身でございます。

最後の御質問だと思いますが、これまで自治会加入者の減の要因でございます。

先ほどありました、特に末吉地区おきましては集合住宅等が多くありまして、そ

の方々がなかなか入っていただけないというのが一つの原因であります。あるいは、高齢者や高齢世帯の方々がさらに高齢化されている、あるいは亡くなったりして、自治会から数としては少なくなっていくということがございます。

あと、行政といたしましては、自治会に入っている、入っていないにかかわらず、同じサービスを当然していかなければなりませんので、自治会に入っているメリットというのが、なかなか住民の方々が、未加入者の方々がそれを感じてもらえないというようなところがあるかというふうに考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

詳しくは、それぞれ委員会で審議されますので、1点ずつ質問をいたします。

議案の6号の宣誓の効力等の質問であります。答弁にありましたように、今回職員だけではなくて、条例改正によりまして、フルタイム、あるいはパート職員も対象となります。質問であります。何名が予定されていて、いつの時点で、どういった形で、この手続を済ませると考えてあるのか。恐らく、これだけの人数が一斉に行うというのは初めてだと思うんですね、100名、200名単位でありますので。その点で、やり方、手続等をお答え願いたいと考えております。

それから、議案の7号の職員の給与の条例改正です。これは繰り返しの質問になります。地域手当については文言の規定がないんですね。課長、そうですね、ないですね。コミュニティは、さっき言ったように私の見落としでありました。ですから、これは、この形で今後ずっと、恐らく1名か2名、3名にふえることも考えられるし、場合によっては、大阪、福岡を含めて、金額の違いを含めて考えられる内容じゃないでしょうか。

例えば、もろもろの職員、私たち議員を含めていろんな手当は、場所、地域、距離によって違いが、内規を含めて、規則を含めて明記されておりますよ。これが税金の使い方の行政のありようだと思うんですね。その点で、定義が見られないって、東京の場合幾ら、そして大阪の場合は幾らといった規定がないという、これはおかしいと思うんですね。その点で、今後、今回はとにかく、内容の追加、変更、修正が必要じゃないかと思っております。この1点でございます。

それから、議案の9号のコミュニティについて、非常に大事な問題であります。特に地域コミュニティは、今後いろいろ経験を積みながら、よりよい方向で、やはり議会サイドを含めて対応をしていきたいものだと思っております。新年度でも予算化がされております。その点で1点だけ。現在、地域コミュニティはどういった構成団体が、全体で幾つ構成されているのでしょうか。これらを含めて、今後、やはり一定の手直しを含めた一つのつなぎの役割としての検証効果も期

待できますけれども、お答え願いたいと考えております。

それぞれ1点ずつの質問であります。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えいたします。

まず、議案第6号についてでございますが、会計年度任用職員につきましては、本年4月1日から始まりますけれども、202名を予定をいたしております。

いつ、どのような形で行うのかということでございますが、今回の条例改正の条文が第2項を追加いたしまして、ここに法律で「これに規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる」というふうになっておりますので、今の段階の考え方でございますが、当然4月の一番最初の日、の始業前に行わなければならないと思っております。

2つ目につきましては、申されましたとおり、例えば学校とか、あるいは斎苑とか、いろんな現場に勤められる会計年度任用職員もいらっしゃいますので、一堂に集めてというのは難しいところでございます。よって、今回はそれぞれの所属長、課長、局長等のところで、そのサービスの宣誓書を読み上げて提出していただくということを、今現在は考えているところでございます。

それから、地域手当の定義でございます。これにつきましては、今回は、その定義というものは出さなかったところでございますが、一般的には、本市で今までありませんでしたので、なじみがない言葉でございますが、ほかの団体なり、あるいは民間企業でも、そのような言葉は使われているようでございます。ただし、この定義をどのように定めるか、条例なのか、規則なのか、そこについてもちょっと検討させていただければと思っております。

地域コミュニティでございますが、現在、地域コミュニティというのは、まだ本市ではないところでございます。ほかの県、ほかの市町村では、もう大分進んでおりますけれども、本市は今ないところでございますので、令和2年度以降、そのモデル地区等を設立いたしまして進めていこうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案5件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

—————・—————
休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分
—————・—————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第11号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第9、議案第11号、曾於市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○15番（海野隆平議員）

通告外ですので簡単に質疑をさせていただきます。

今回、曾於市国民健康保険条例の一部改正ということで、今回3万円が2万円に減額されるというふうになっているわけでありますけど、これは2年前の申し合わせ事項でこういう形になったというようなことだろうと思いますけど。

提案理由は、県内の国民健康保険の統一的な運営方針により、葬祭費の支給額が統一されたためというような理由になっているようでありますけど、今回このようになった根拠ですよね。提案理由にもありましたけど、根拠等について答弁をいただきたいなというふうに思います。

それと、3万円が2万円ですけど、当初予算を見ますと、確かに2万円掛ける90人で180万円というふうになっているわけでありますけど、これ保健課の葬祭費という形で出ておりますが、1万円も減額というふうになりますけど、この補填はどういう形でされるのか、あわせてお聞きしたいと存じます。

以上であります。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、海野議員の質疑に対してお答えいたします。

まず、根拠につきましては、平成30年度から国保も、県のもと、共同でやるということで、その中で鹿児島県国民健康保険運営方針というのがつくられまして、平成30年度から令和2年度までの3年間で共通的なものは統一しようということで、まず葬祭費のほうが各市町村ばらばらでしたので、この葬祭費から最初手をつけようということで、全体的に県内の状況を見ましたら2万円の給付が多かったという

ことで、金額につきましては2万円ということで統一がなされたところでございます。

曾於市としましても、現在3万円ということで維持をしておりますが、来年度までに県内統一ということで、今回新たに条例のお願いをいたしまして、国保からは2万円を支給すると、あと1万円につきましては後期高齢者も広域連合からは2万円、市から1万円の助成を行っております。その方法で市の独自の施策としまして、一般会計から全市民を対象に後期、国保、その他の保険組合を3万円を上限に助成ということで当初予算には計上してあります。

この1万円の支給につきましては規則で定めましたので、今回、支給額は変わりませんが、一般会計と特別会計から支出すると。対象者につきましては、あくまでも市民を対象としてということで上限を3万円と決めた規約を作成しておりますので、金額的には変わらないということでございます。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

今、課長のほうから答弁をお聞きいたしましたが、支給額的には今回2万円には、国保上はなりますけど、一般会計から1万円出すということで、従来どおり3万円というような受け取り方でいいという答弁であったというふうに思っております。

これは3万円が2万円になったということで変わらんわけですので、実質、市民の周知については従来どおりでいいわけですね。今までどおりでいいということで理解したいというふうに思います。

よろしいです、それで。結構です。

○議長（土屋健一）

ほかに質問はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

今回の条例改正とは直接関係ないんですけど、参考までに、わかっている範囲でいいんですけど。県の広域連合ちゅうことになりまして、こういう葬祭費もみんなそろえていくということになっていっているようなんですけど。課税方式も、我が市では4つの課税方式ですけど、これが連合で、もし将来的に決まったら、それぞれの市町村もそういうのに合わせていかなくちゃいけないのか。

また、法定外繰り入れもしていますけど、やはりそういうのも国のほうの方針で、連合で決まったらそれに全ての市も、こういうのが統一されていたら統一されていくんじゃないかと思うんですけど、その点はまだ情報的にはないんですか、わかっている範囲でいいんですけど。

○保健課長（桐野重仁）

まず、保険税につきましては、県内で統一されております。これはもう全国的に4方式は3方式に移行していくと。これが令和5年度までで、一応、全市町村3方式にすると、資産割をなくそうということで統一が図られております。

また、法定外につきましては、国のほうからも当分の間、激変緩和を避けるという意味で、ある程度承認はしてありますが、今後この法定外繰り入れにつきましては解消に努めることというふうの方針が出されております。これも令和5年度までに改正をしていかなければならないところです。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

-
- 日程第10 議案第12号 曾於市有住宅条例の一部改正について
日程第11 議案第13号 曾於市営住宅条例の一部改正について
日程第12 議案第14号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について
日程第13 議案第15号 曾於市水道事業給水条例の一部改正について
日程第14 議案第16号 曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第10、議案第12号、曾於市有住宅条例の一部改正についてから、日程第14、議案第16号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてまでの以上5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案の12、13、そして14号は、市有住宅、市営住宅並びに地域振興住宅ということで、いずれも関連性がありますので、まとめて3項目質問いたします。

今回のこの条例改正については、民法改正に基づくものであるといった説明であります。特に、その中で敷金の取り扱いについてが主な内容の1つでございます。

その民法の改正に基づく敷金の取り扱いについて、具体的にわかりやすく説明をしてください。これが第1点です。

関連いたしまして、現在、敷金はそれぞれの住宅をどれだけ徴収しているのか。もちろん規定があると思いますので、お答えください。

そして、今までは敷金は、この家賃の滞納には回すことができなかったのか、そのための今回の条例改正であるのか、これも確認方々の質問でございます。

大きな質問の2点目。今回の改正で、今後、曾於市ではどの程度のいわゆる家賃滞納が、例えば何件、金額でどれぐらい徴収ができるのか。当然検討していると思いますので、それぞれの住宅ごとにお答えください。

あわせて、これら住宅の敷金に当てられた住宅について、総体としては、現在充てられている3つの住宅の敷金の全体額はどれぐらいの金額に現在なるのか。そして、どういった方法、やり方で、今、保有が市としてはされているのか、お聞きをいたします。

質問の第3点目。特に、この市営住宅の中で細かく規定されております。言うまでもなく、この市営住宅は生活困窮者の生活権を確保するということで、戦後、法律が制定されて今日に至っております。ですから、当然この条例改正の中でも、法律改正もそうであるし、国会でもそういった議論がされていたと思うんですけれども、家賃を払っていないから敷金を無鉄砲に回すことはできません。ですから、生活困窮者を含めて、細かくその点は今回の条例改正の中でも市営住宅の項目で規定されております。これは憲法25条に基づく、これは当然のことであります。

しかし一方、市有住宅と地域振興住宅にはそれに類する、市営住宅に関連する条項がほとんど見られません。これは、なぜ入れなかったのか。同じ市民が市営住宅だけじゃなくて、市有住宅あるいは振興住宅に入居しているわけですから、一定の足かせをかけるといいますか、例外規定を設けるということは、これは当然のことだと思うんですね。一般の民間住宅と違って市の場合は、やはり公共的な要素、性格がありますので。その点で一応受けとめ方としては、市営住宅に規定された例外規定を市有住宅並びに地域振興住宅にも適用されるということで、規定はないけども、そのように解釈していいのかどうか、確認方々の質問でございます。大きく3点でございます。

次に、議案の15号並びに16号の水道事業の条例改正について、2点質問いたします。

まず、第1点は、これも今回、法律の改正についてを受けての条例改正だと受けとめております。法律改正の内容を具体的に詳しく紹介してください。

質問の2点目、今回の条例改正では、この議案の15号でありますけれども、第27条

に2号を加えるということで、1回につき、指定給水装置の工事事業者に3万円の料金の規定がございます。給水装置をつける工事事業者ですね。これが今回新たに条例に加えられておりますけども、このいきさつと3万円等のあり方について、初めて目にいたしますんで、お答え願いたいと考えております。1年間に大体どれぐらい、あるいは今回の条例改正で総体として何件、どれほどのこれが考えられるか、金額にして、これもお答え願いたいと考えております。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それではお答えいたします。

まず、今回、条例改正の主なものであります退去時の住宅等の修繕についてでございますが、これについては敷金と関係あるわけでございますが。これにつきましては、これまで入居者が負担をしていたものにつきまして、民法の改正表に国から、市営住宅につきましては住宅に困窮する低額所得者に供給するものであって、この場合に退去時に行う原状回復について、例えば畳の表がえ、ふすまの張りかえ等については、低額所得者であるために入居者の負担が大きく、また市といたしましても、次の入居者が決まるまでに相当な長期間を要することもあるために、再度畳等の劣化も見られるということから、今回そのものにつきまして、今までの入居者の負担につきまして市のほうが負担をするということに改正するものであります。これにつきましては、国からの指導もあるところでございます。

それから、その敷金につきましても、この退去時におきまして、この畳の表がえ等について修繕が必要な場合には、その敷金を利用して修繕を行う場合もあったところでございます。

また、敷金につきましては、これまで3カ月分を入居時に敷金として支払っていただくということになっていたところでございます。

それから、市営住宅と市有・地域振興住宅との違いといいますか、条文の違いにつきましてでございますが、内容につきましては市営住宅を基本に準用しているわけでございますが、市営住宅につきましては先ほど申しましたが、住宅に困窮する低額所得者を対象に入居しているわけでございますので、家賃が安いということになります。また、市有・地域振興住宅につきましては所得制限がないというか、そういう者を対象としているわけでございますので、家賃が市営住宅からすると少し高額になっているところでございます。

それから、敷金につきましては手元に資料がないところでございますので、後ほど報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○水道課長（徳元一浩）

それでは、議案の15号の給水条例の一部改正の内容を説明申し上げます。

これは昨年水道法の一部改正でございまして、指定給水装置工事事業者の有効期限が、今までは無制限であったのを5年間に法で定められたということ、5年間の更新になるということでございます。そのために水道事業者の適正化を図るために、事務手数料を新たに設定したものでございます。これが、給水条例の一部改正等の内容でございました。

まず、内容のほうから申し上げますが、16号の改正内容でございまして、16号の水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございまして、これにつきましては、公営企業会計の適用の推進に関する総務大臣通知がございまして、これ平成27年度でございましたが、人口3万人以上の自治体における簡易水道事業の公営企業会計への移行を推進するということでございまして、本市においても簡易水道事業に公営企業会計を適用するに当たりまして、今、特別会計のほうで笠木簡易水道事業を行っておりますが、これを廃止するものでございまして、笠木簡易水道事業はこれまでの法令根拠が地方自治法でございましたけど、これを公営企業会計のほうに適用すると、水道事業に統合して運用するための条例改正でございまして、

あと、15号のほうの料金、手数料の3万円でございますが、これにつきましては、一応日本水道協会のほうのガイドラインがございまして、事務をする人件費及び通信費と、あと印刷製本費等を計上いたしまして、曾於市におきましては今の水道課の工務係が4名おりますけど、4名の1日の平均給与、人件費ですね、それと2人計上したときに、あと通信費、印刷製本費等で大体3万200円というようになりましたので、3万円を設定をしたところでございます。

この金額の設定につきましては、自治体によってさまざまでございまして、あと、私なんかも曾於市内の事業者の方々にも一応話を聞いたりしまして、この金額が妥当かどうかというのはいろいろありましたけど、曾於市内の事業者を守るために、曾於市内の事業者だけに限定すれば、例えば金額を高く、5万円とか10万円とか上げれば、ほかのところは入ってこれないのかなという点もちょっとは考えたんですけど、そこまですると、3年、4年ぐらい前に大寒波等が来て、各家庭の修理とかそういうときになったときに市内の業者だけでは対応できないのかなという点もございましたので、この金額としては、先ほど申し上げましたように日本水道協会のガイドラインということで算定をしたところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○水道課長（徳元一浩）

これにつきましては5年間の更新になっておりますので、5年間の有効期間ということで、日本水道協会のほうから、一挙に5年更新をするのではなくて、平準化を図ろうということで、平成10年以降から今年度までを5年間にずっと分けてしてありますので、曾於市におきましては、一旦、市町村合併したときの平成17年に1回更新を皆さんかけておりますので、来年度と再来年度は出てきません。新たに登録されていない業者の方は、今のところ二、三社ぐらいあるのかなと思うんですけど、それぐらいで、一挙に更新するのは3年後の令和4年ぐらいになると思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

住宅の条例改正について、2回目の質問をいたします。私のこの受けとめ方は全く間違っておりまして、その点は1回目の質問を訂正をさせていただきながら2回目の質問に移ります。

1回目の課長答弁の中で、確認方々の質問であります。まず、確認であります。間違っていたら訂正して、3回目の質問に移ります。

課長、これまでは課長の答弁でありましたように、曾於市だけでないですけども、市営住宅については敷金——これは3カ月、これは内規で規定していますかね。これもお答え願いたいと思うんですが——については、これを退去する際に畳等に代表される傷んだところを修繕して退去していただきたいというのが、曾於市だけじゃなくて共通した自治体の敷金に対する考え方でございましたけども。今回の条例改正は、それを国の法律改正によりまして、一定の厳しい条件を持つ入居者については、これを例外規定を設けたという、そうした解釈でいいのでしょうか。これまでそういった規定がなかったという受けとめ方でいいのでしょうか。その点で確認でございます。

あわせて2回目の質問であります。これまで経験的に大体曾於市の場合は最高でどれぐらいの敷金を使って、あるいは敷金を超えた金額で最高額、退去せざるを得ないという事例があったのでございましょうか。最高額、幾らであったのか。この点でお答え願いたいと考えております。

例えば、曾於市内の県営住宅、昨年も事例が見られましたけども、30万円を超して修繕しなければ退去できないという事例が現状あったんですよ、曾於市内の県営住宅で。そうした事例はないのでしょうか。いずれにいたしましても、そのことについてお答え願いたいと考えております。

質問の第3点目。市営住宅の課長答弁にありましたように、市営住宅、地域振興住宅は若干違いはありますがけれども、しかし一面では、入居したくて入居した人で

ありまして、一定の市営住宅に準じた形で敷金を使うにしても適用除外となるような考え方、規定は設けてもいいのじゃないかと言えますけれども、その点は全く考慮されていないのか。

以上3点でございます。

○建設課長（新澤津順郎）

それではお答えいたします。

まず最初に、先ほど敷金額について質問があったところでございますが、昨年12月31日現在で4,949万8,321円の敷金があるところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

全体を含めてということで。はい。

それから、敷金についてですが……。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

その現金につきましては、定期預金、それから普通預金として預金をされているところでございます。

それから、この敷金についてでございますが、市営住宅の中で、第99条の中にも3カ月分の家賃に相当する金額の範囲内で敷金を徴収するということで取り決められているところでございます。この中で、その敷金については債務の弁済に充てることはできるということで、今回改正をする条文の中にもあるところでございますが、そういうところで改正をするところでございます。

それから、退去時の高額な例ということでございますが、その詳細については資料がないところでございますが、入居者から、例えば庭先に車庫をつくりたい、例えばテラスを延ばしたい、そういう大きな建物等を、そういう模様がえ申請があって認めて建設された場合につきましては、それを退去時に撤去するというのが義務づけられておりますので、そういった場合につきましては退去するときの撤去費用ということで、議員おっしゃいます、そういった高額になる事例もあるところでございます。

また、その入居者によりましては、先ほど申しました通常の生活の状況ではあり得ないといえますか、大きな破損につきましては、入居者の負担として請求しているところでございます。

以上です。

（「金額はどれくらいですか」と言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

今この中では手持ち資料がないので、わかりません。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

手持ち資料がないじゃあ、1回きりの本会議での質問でありますので、答えてください。今回の条例改正の中心点だから現在進行形ですよ。本年度でもいいし、昨年度でもいいし、数ある退去者の中で、本市の場合は、例えば畳がえ等を含めて、退去の際にどれぐらいこの敷金を使った、あるいは敷金を超えた負担が生じているのか、お答え願いたいと考えております。

第2点目、課長答弁でできなければ、副市長並びに市長でいいんですが、これを市有住宅あるいは振興住宅に基本的に適用する考え方があってもいいんじゃないかという立場の質問でございます。その点での答弁をしてください。

以上2点です。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

先ほど質問の中で退去時の、そういった費用の負担についてでございますが、通常の場合、入居者自体が、先ほど言いました、例えばそういった建物を建築した場合に、本人の負担で、本人のほうからもとの状態に戻した状態で市のほうに引き渡すということが基本でありますので、通常の場合、そういったものは市のほうには負担がないところでございます。

ただ、入居者の悪質といいますか、そういった事例につきましては、先ほど言ったような対応をしているところでございます。

ただ、その金額については、手持ち資料はありませんので、よければ、後ほど報告させていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

基本的な考え方について、お答えしたいと思います。

入居をする場合に、基本的には市の職員が立ち会いをして正常な状態で入居してもらいますが、一般的に、長年、入居したときに畳やら、ふすまやら、壁やら、いろいろと支障が出てきた場合に、敷金の中から修繕してもらって退去してもらうという約束のもと入っておりますけど、そのことが今度の国の法律に基づいて一定の緩和といいますか、出てきております。

基本的な考えは、通常の状態での老朽化についてはこのような形でしていきますけど、悪質な、壊したりとか切断をしたりとか、いろんな意味でのものについては、当然ながら弁償してもらうという意味でのことが出てくるだろうと思います。

先ほど、県の問題が出ましたが、例えば財部に県営住宅、市営住宅がありますけ

ど、ウッドタウンで、今も言われるように、30万円、40万円の修繕料といいますが、敷金の中から取られるということも現実聞いております。

このような制度改正がありましたので、当然ながら県の方も、いろいろと対応していただろうと思いますけど、私たちもそこに入る住民の方が安心して暮らせるような形での努力はしたいと思いますが、悪質なものについては、当然ながら既設品を超えたもの、変更した建物については、ちゃんともとに戻していただいて退去してもらうというのは基本にしたいと思います。

（「市有住宅、それから地域振興住宅の関連性についての質問」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

基本的には一緒のような考え方で進めていきたいと思います。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議案となっております議案5件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

_____・_____・_____

日程第15 議案第17号 財産の無償貸付けについて

○議長（土屋健一）

次に、日程第15、議案第17号、財産の無償貸付けについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

今回のこの議案は、旧岩北小学校の跡地の建物の引き続き無償貸与についての議案でございます。質問は2点です。

1点は、市の無償貸し付けの考え方についてお聞きいたします。

基本的には法律上は、あるいは条例上は有償貸し付けが原則でございます。言うまでもないことでございます。その点で、無償貸し付けの市としての、いわば例外的な対応ではありますが、考え方についてお答え願いたい。

このほかに無償貸し付けの建物等についての事例があったら、これもお答え願いたいと考えております。

それから、質問の第2点目、グローバルハートについて、これは前回も提案時に質問いたしましたが、グローバルハートの代表者並びに業務内容等についてです。

あと、関連いたしまして、これまでも無償貸し付けした場合は、例えば1年に1回とかいった形で、必要最小限の報告書は市に提出が義務づけられているのかどうか、それとも全くこうした規定はないのかどうかを含めてお聞きいたします。

以上2点です。

○企画課長（外山直英）

それでは、まず根拠についてお答えいたします。

今回提案しております議案につきましては、建物についてのみの無償貸し付けの提案でございます。地方自治法第96条の6に議決事件の条項がございますが、この中で「適正な対価なくして譲渡し、もしくは貸し付けることは条例で定める場合を除くほか」となっているところでございます。

したがいまして、曾於市公有財産管理条例第30条におきまして規定がございますが、「曾於市行政財産の使用料条例第2条から第4条までに規定する行政財産の使用料に準ずる」となっているところでございます。

また、この使用料条例ですが、第2条の2に、土地及び建物に係る使用料は、財産の時価評価額に、土地については100分の4、建物については100分の8を乗じた額を年額とするというところでございます。

したがいまして、土地と建物内の設備につきましては有償で貸し付けをするものでございますが、この建物につきましては、同行政財産の使用料条例の第5条におきまして、「市長において必要があると認めたときは、使用料を減額し、または免除することができる」と、この条項を引用するものでございます。

この建物は公立学校施設整備費補助金で設立した建物でございまして、補助金適正化法の条件を受けているものでございまして、今回、建物につきましては無償で貸し付けるものでございます。

また、グローバルハートにつきましてですが……。

（「ほかに事例があるかと」と言う者あり）

○企画課長（外山直英）

無償貸し付けの事例につきましては、財部でございます森の学校に貸し付ける旧財部北中学校が無償貸し付けでございます。

（「その2件だけですね」と言う者あり）

○企画課長（外山直英）

はい。

また、グローバルハートの概要でございますが、曾於市末吉町出身の増田博美氏が代表を務める会社でございます。業務内容は年金コンサルティングやビジネス支援業務、また、健康施設運営等を主な営業種目とされております。今回、この旧岩

北の施設ではケイ素事業部と申しまして、ケイ素商品の製造販売を行っているものと聞いてございます。

また、議員からありました年1回の報告等があるかということでございますが、こちらについては徴集はしてございません。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

これは市長がいいと思うんです、お聞きいたします。

曾於市の場合は、現在、無償貸し付けが、今回のこのグローバルハートと、それから森の学校の2件であるという、建物については、ことでございます。これは、課長、間違いありません。いわば、あくまでも例外的な対象なんですね。これがいいとか悪いとかじゃなくってですね。

ですから、公有財産を無償で貸し付けるわけでありますから、やはり何らかの形で報告義務は、難しい報告ではないんですけれども、もう一旦、協定を今日決めた、次回までそのまま、言葉は悪いですけど放置するということじゃなくて、やはりお互いの意見交換を含めて、文書で、行政ですから、今どうなっているかを含めて、報告をするのは、やはり必要じゃないでしょうか。民間と違う公共施設でありますので、そう難しい内容じゃなくていいと思うんですよ。これは森の学校もそうありますよ。何か理由があって、有意義であるから無償にするんですよ、例外規定として。その点についてお答え願いたいと思います。

○市長（五位塚剛）

議会において、このような無償貸し付けの協定書の提案をして議決をしていただいて、当然ながら協定書を結んでおります。その中に1年間、1年間の、報告書を入れたほうがいいのかというのは、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第18号 曾於市道路線の認定について

○議長（土屋健一）

次に、日程第16、議案第18号、曾於市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議案となっております議案第18号は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○企画課長（外山直英）

午前中にございました、議案第4号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結についての中で、都城市から通勤・通学する者の数をお答えいたします。都城市から曾於市へ通勤・通学する者の数が、総数で1,885人、うち就業者が、15歳以上ですが1,863人、通学者が、こちらも15歳以上ですが、22人となっております。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課分について答弁もれについて報告いたします。

まず、市営住宅等の敷金についての取り扱いについてでございますが、平成30年度につきましては、敷金の最高額が市営住宅の場合、4万1,100円の3カ月分12万3,300円、それから、市有住宅の場合が2万6,000円の3カ月分で7万8,000円、それから、地域振興住宅が2万1,000円の3カ月分で6万3,000円となっているところでございます。

また、この敷金の総額でございますが、平成30年度におきましては、114件、477万6,260円の払い戻しがあったところでございます。このうちに、その敷金の払い戻しの際の対応について、まずその敷金につきまして滞納等があった場合につきましては、滞納家賃に充てるということが8件、26万4,750円があったところでございます。これにつきましては、敷金の全体の5.5%でございます。

また、この次に修繕費に充てるわけでございますが、これにつきましては、市営住宅が5件の4万8,444円、市有住宅が3件の7万4,304円、それから地域振興住宅が3件で、12万5,964円で、合計11件で24万8,712円の敷金を修繕費に充てたところで

ございます。これについても全体の5.2%でありまして、この敷金をこれに充てたのが全体で10.7%ということになっているところでございます。

それから、先ほどの答弁の中で少し漏れておりましたが、この入居者に対しましての修繕費の負担につきまして、先ほど市営・市有住宅につきましては民法の改正により費用負担を市のほうで、通常の使用の場合、市のほうの負担と申し上げましたが、地域振興住宅につきましては、定住を目的とする住宅であるために引き続き入居者負担とする旨で、を報告したいと思います。

以上です。

日程第17 議案第19号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第17、議案第19号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

一般会計の補正予算について8項目ほど通告を出しておりますので、質問をいたします。

まず、質問の第1点は……9項目ですね、9項目質問をいたします。

質問の第1点は、歳入を中心とした財政問題でございます。

歳入の中で、地方交付税あるいは財政調整基金を初めとして、増減幅が大きい、特に5,000万円以上の項目についてですね、見たところでは10項目近くありますけれども、予算についてその増減の主な理由について説明をかたがた報告してください。

それから、質問の2点目、説明書の140ページのコミュニティFM放送局の運営負担金の1,000万円についてでございます。

これも、この3年来、予算、決算で繰り返し質問いたしています。気持ちの上では情けない質問でありまして、新年度でも通告要旨出しました。

まずお聞きいたしますが、市が考えている負担金ですね、負担金の考え方、定義について説明をしてください。

私は、負担金というのは、例えば、各種事業等についてですね、一定額、定額、あるいは一定割合等を内規規定で定めておきまして、それに基づいて負担金を出すというふうに自然に解釈いたしております。これはほかの市町村も同様ではないかと思えます。典型的な金額の大きいのでは、県営事業等、前は国営事業等に対する

いわゆる、大型畑かんに対する市の負担金ですね、数千万円、1億円、一応毎年負担いたしております。小さな項目も何百項目あります。

この点で、コミュニティFMはですね、今回も、本年度も当初で2,800万円の負担金を計上しておきまして、最終的に、いわば負担金が余った、予算余ったということで、今回1,000万円を一応削減いたしております。これは、過去3年来毎年のようにこのような形で1,000万円の負担金が動いております。負担金のそもそもの考え方からこれは逸脱しているんじゃないかって、負担金の定義についてあわせて加味いたしましてこのコミュニティFM放送局運営負担金の負担金の考え方について質問いたします。以上2点です。

それから、154ページのプレミアム商品券事業ですね、これは歳入とも関係いたしますが、2億4,058万4,000円の大幅減額でございます。当初の予算では3億5,483万円が計上されており、今回2億4,058万4,000円を削りまして、執行額は1億1,425万円、執行率となりますとわずかに、わずかに32%でございます。客観的にはこれはもう、はっきり言って失敗と断じてもいいんじゃないかと思っております。その理由についてお聞きいたします。

基本的にはこれは単独事業じゃなくって安倍政権のもとでのいわば施策でありますので、安倍政権のやり方に問題がありますけれども、いずれにいたしましても、わずか執行率が32%、完全な破綻失敗でありますけれども、その理由についてお聞きいたします。これはもう当初の段階から全国的にですね、議会でも申し上げましたけれども、指摘されていた点でございます。この点でですね、お答え願いたいと考えております。

次の質問159ページ、159ページの工場設置補助金2,393万9,000円について質問いたします。

毎年この年度末の補正予算でですね、ほかの項目を含めてこの款項の項については一応増減がされておりますが、この補助金については当初6,200万円、そして今回2,393万9,000円計上されて、最終的には8,593万9,000円となりますけれどもその内容等について、理由について説明してください。

次に、168ページの庁舎整備事業のマイナス771万7,000円について質問いたします。

これは、まあ、金額的には大きくないようでありますけど、私は、非常に重くこれは受けとめております。質疑の中で明らかにいたします。

本庁舎の耐震化工事に伴う整備事業でありまして、当初の予算では全体事業費が2億3,391万円の予算を使って、現在進行形でありますけれども、耐震化工事を行っております。その中でのですね、設計監理委託料709万8,000円を予算計上いたして

おりますが、これに対して466万6,000円を執行いたしました。このために243万2,000円が執行残として今回計上されております。執行率は、65.7%でございます。一般的には、事業についてはこうした六十数%執行率というのは幾つもある事業でございますが、質問であります、庁舎の整備事業という、本体部分が2億円を超える、これも大きな事業ですね。こうした最初の設計管理の段階でこうした残が出たということは、243万円の残が出たということは、素人でございますけど、私素人から見ても疑問点であります。なぜこのような残が出たのか、これが質問の第1点であります。まあ、単純な質問でありますけども。

2点目、709万8,000円を予算段階で計上した、積算した、その積算した根拠についてお聞きいたします。この設計の段階でですね、かなり割合で少くない残が出るということが、私素人から見て理解できないんですよ。まあ、そういった点で積算の根拠を示してください。

3点目、関連いたしまして243万2,000円の執行残となった理由について、関連いたしますが質問をいたします。

質問の第4点目、この設計監理を委託した業者名についてもお聞きいたします。

以上4点です。なぜかといいますと、今後ですね、新年度予算でも末吉の体育館の耐震化工事が行われてるし、予算計上されてるし、今後、老朽化施設の耐震化工事が次々に一応出されるて、結構少くない金額なんですね。一応体育館についても2億円からなります。ですから、その点で、最初の設計の段階でしっかりとこの設計監理を行っていくて……。結果的に今回のこの本庁舎の工事についてもですね、工事の本体そのものは大きな執行残とはなっておりません。しかし、設計の段階で大きな執行残になっているのに、なぜ本体工事は執行残とならなかったて、これはもう素人から見てやはり矛盾するのではないかといった疑問点があるからでございます。

今後の教訓に生かす立場での以上4項目にわたる質問であります。

次に171ページ、地方債の償還利子のマイナス1,495万8,000円について質問いたします。170ページを含めてでございます。

170ページでは、元金がマイナスの2,864万3,000円でございます。これは通常見られる年度末の例であります、このことについてお聞きをいたします。

2点目、特に171ページの地方債の償還の利子ですね、1,495万8,000円。なぜ1,495万8,000円の利子の減が生じたのかの質問でございます。

本来この地方債の償還についてはですね、しっかりした計画のもとに元利、並びに利子分のこの予算計上ができるはずでございます。今からじゃなくて、借りたお金に対する利子分でありますから。ですから、利子分にこうした違いが、1,000万

円を超える違いが出てきたのはなぜか。もともとは利子はそう大きな利子じゃございません、昔と違いまして。その点ですね、この償還計画との関連も含めて説明をしてください。

次に、237ページの2,561万7,000円の活動火山地域防災営農対策事業の内容について質問いたします。

質問の第1点は、この年度途中に提案した理由について説明してください。これも少なからず過去にも事例がありますけどお答えください。

質問の2点目、補助を受ける生産組合の代表者、並びに組合の構成、あるいは規模等について、またこうした補助を受けた場合、会計検査が実施されるのは大体、対象となるのは補助を受けてから何年間が対象となるのかもお聞きいたします。

次に、259ページの308万円に関連いたしましてですね、本年度の実績見込み等について質問いたします。これはイノシシの駆除対策で、同僚議員からこれまでも何名もの方が質問いたしておりまして、金額は大きくない予算計上、あるいは今回の補正減でありますけども、大事な問題でありますので一応確認を含めて質問いたします。

質問の1点はですね、当初の1,280万4,000円の予算について執行率が76%でございます。おおむね理解できる数字でありますけども、質問であります、この、具体的には電気止め刺し器、駆除補助金、イノシシの被害防止の補助金、並びに狩猟の免許に対する取得補助金ですね、4項目が説明されておりますけども、当然大事な事業であり、同僚議員からもこれも再三質問がありますので、当局としてはですね、このイノシシ駆除については年次計画つくっているはずでございます。農林振興課としてはこの年次計画に基づいてですね、本年度にどのようなそれぞれの4項目の実績があり、予算が使われて、それで結果として308万円の予算削減となったのか、計画との関連で答弁してください。

次に、278ページの最後の質問でありますけども、畜産課の肉用牛特別導入事業基金の返還金4,503万2,000円についてでございます。これは、当初予算では予算計上が見られませんでした。ゼロ計上でありましたけど、年度末の今の段階での4,500万円の予算計上であります。こうした大きな提案となった理由についてお聞きをいたします。こうした事項については、当初の新年度予算の段階である程度は想定してですね、基本的な骨組みについては予算計上ができなかったものかを含めてですね、お聞きをいたします。

以上です。

もう1項目、同僚議員から教えていただきました。

310ページの地域振興住宅の2,529万8,000円ですね、これは1カ所が一応減とな

ったための予算減でございます。今回この補正で落とす1カ所はどの地域を想定しての予算計上であったのかですね、ほかに希望者はなかったのか。また、こうしたことはもともと2カ所、3カ所というのは少ない予算計上でありますので、1カ所分落とすのではなくってほかの場所にですね、回すための工夫はできなかったのか、ほかに希望者はなかったのか、今後ともあり得ることでもあります、新年度では5カ所分が計上されておりますが、その点ですね、今後により教訓として生かす上でもですね、基本的には一応、削除するんじゃなくてほかに回すことができなかったのかを含めてお答えください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

まあ、いろいろ質問がありましたが、FMの関係の負担金についてですね、私のほうから先に答弁したいと思います。

S o o G o o d FM放送がですね、スタートいたしまして4年目に入りましたが、この間のですね、ある程度安定した事業をするために今までのような負担金をしておりました。最終的には一番最後でですね精算するという方法でしとりましたが、今後はですね、この事業についても一定の方向づけができましたので、また当初予算の方からではですね、見直しをしながらまた提案していきたいというふうに思います。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今議員からあった質問にお答えいたします。

まず、最初ありました歳入の中で、特に大きかったもの、5,000万円以上のものについてお答えいたします。

款の順に説明しますと、まず、地方交付税でございますが、これは、5億5,101万1,000円の追加でございました。これは、普通交付税の交付額の確定に伴うものでございます。

次に、国庫支出金の子ども・子育て支援の給付費負担金9,231万6,000円の追加で、これにつきましては施設型給付費の増に伴うものでございます。

同じく国庫支出金のプレミアム付商品券補助金、これが5,458万4,000円の減でございました。これは実績見込みによるものでございます。

次に、県支出金の現年発生農業用施設災害復旧費補助金でございますが、2億945万8,000円の追加でございます。これにつきましては、激甚災害指定と補助率増高申請による補助率のかさ上げに伴う増でございます。

続きまして、財産収入のプレミアム付商品券の売払収入でございますが、これにつきましては、1億8,600万円の減でございます。これにつきましては実績見込み

によるものでございます。

続きまして、繰入金でございます。

財政調整基金繰入金を7億3,790万3,000円の減を行っております。これにつきましては、今回の8号補正予算の財源調整に伴うものでございます。

次に、市債の臨時財政対策債、1億3,280万円の減でございますが、これは発行可能額の算定に伴うものでございます。

同じく現年発生農業用の施設災害復旧費、1億5,100万円の減でございますが、これは、激甚災害指定と、先ほどありました補助率増高申請による補助率のかさ上げに伴う減でございます。

続きまして、5番目に質問のございました168ページの庁舎整備事業、771万7,000円の減についてお答えいたします。

今回の補正予算は、庁舎整備事業の本庁舎耐震補強工事完了に伴う委託料9万2,000円、それと工事請負費の516万6,000円の執行残と、今現在も行っております本庁舎の外壁改修工事の委託料243万2,000円の補正減が主なものでございます。

積算の根拠、先ほど出ましたが、委託料の積算の根拠についてでございますが、当初外壁改修につきましては、設計業務、それと、その工事を行う監理業務、これにつきまして予算計上を積算をいたしまして行ったところでございます。その額が709万8,000円ございました。

事業を執行するに当たりですね、この業務につきまして、うちの建設課の職員で管理業務はできる、という判断のもとに、実際、監理業務委託を発注いたしませんでした。この関係で、この執行額243万2,000円というのが出てきたところでございます。そのような形でここが大きく減になったところでございます。

続きまして、6番目にございました……。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

済みませんでした。業者名はですね、この外壁改修の設計業務につきましては川床設計事務所が行っております。

続きまして6番目でございます。171ページ、地方債償還利子1,495万8,000円の減についてお答えいたします。

今年度の令和元年度、平成31年度の当初予算編成時11月の時点でございます。この時点につきましては、まだ起債の借入額の最終的なものは決まっております。また、借入利率をですね、当初の見込みでは、財政融資資金の借入分、これを0.3%、それから銀行等引受資金でございますが、この借入分を0.6%で積算しておりました。実際の借入利率はですね、財政融資資金につきましては5月以降の借り

入れとなったところでございますが、0.002%から、高いものでも0.08%、また銀行等引受資金につきましては0.345%から0.45%と、見込みより低かったこと、これが大きな減の要因となっているようでございます。

それと、先ほどありました地方債の元金の絡みでございます。2,864万3,000円と元金が減になっているが、これはなぜかということでございました。これにつきましても、当初所予算計上時、11月の時点でございますが、年次償還表に基づきましてしっかりと元金、それから利子につきましても計算をしております。

当該年度におきまして、平成30年度ですが、最終の段階で繰り上げ償還、これを行なっております。この繰り上げ償還した合併特例債、これがですね、令和元との償還予定額、これが3,000万円ほどございました。3,321万円ですね。これがなくなったことに伴う大きな減、ということでございます。

そのほかでは、実際の30年度借り入れの、過疎対策事業ソフト分の基金分、1億円でございますが、この借り入れを、当初、11月の予算計上の段階では、10年の据え置きなしで計上しておりましたが、年次償還表を見たときに、少しでも早く返したほうがいいということで、できるのではないだろうかということで、据え置きなしの8年償還としております。この関係で、若干、償還元金が、当該年度259万1,000円ほどふえております。こういったことが関与して、このような大きな公債費の元金の減となったところでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

それでは、企画課所管分をお答えいたします。

まず、140ページのコミュニティFMにつきましては、負担金の基本的な考え方につきましては、市長が申したとおりでございます。

また、平成29年度以降、過去3年分の負担金につきましては、1,800万円、1,700万円、1,800万円と、ある程度、一定程度の安定度が出てきたものというふうに捉えておるところでございます。

次に、154ページのプレミアム商品券事業につきましてですが、この事業の対象者であります、当初、予算編成時の見込みは1万3,300人ほどおりましたが、その後所得税等が確定するのが、まあ、昨年の6月でございますので、その段階で、1万3,300人から9,359人に減少したところでございます。また、この対象者に対しまして、購入引換券交付申請書を送付しました。この中で受け付けを行われた方が、3,084人の33%でございました。主な理由ですが、自己負担を伴う商品券であったため、予想を下回る結果となり、換金見込みでありました2億3,250万円を減額するものでございます。

（「ほかに理由はないんですか。これは大きな誤算ですよ」と言う者あり）

○企画課長（外山直英）

こちらにつきましては、最小購入額が5,000円、いわゆる自己負担が4,000円、プレミアム分が1,000円となっておりますので、あくまでも少ない金額でも自己負担率が高いというのが要因ではなかったかなというふうに考えているところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（外山直英）

次に、159ページの工場設置補助金についてですが、曾於市工業開発促進条例に伴いまして、市内に工場を増設した者に対する工場設置補助金の増額でございます。

この補助金は、用地取得費の10%と設備投資額の10%の合計額以内とし、1工場当たり4,000万円を限度としているものでございます。

先の岩水議員の一般質問でもお答えしましたが、今回、この補正予算成立後に、フジ技研カゴシマと峯技研の工場増設に伴い、補助金を交付する予定としているものでございます。

以上でございます。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（外山直英）

それでは申し上げます。

まず、補助金交付済みも含めて申し上げますが、横山食品株式会社が、対象設備投資額が4億7,315万2,000円でございます。ですので、補助金は4,000万円ということになります。次に、株式会社峯技研様ですが、こちらが、設備投資額が1億2,824万8,000円でございます。補助金対象は、1,282万4,000円となるところです。次に、株式会社フジ技研カゴシマが3億3,115万8,000円です。補助金予定額が3,311万5,000円でございます。この補助金を合計いたしますと、8,593万9,000円になりまして、当初の予算現額から2,393万9,000円不足しますので、この分を補正でお願いするところでございます。

以上です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

年度途中でどうにかという御質問ですが、これにつきましては、令和元年12月の国の補正予算に伴い、今回の補正予算をお願いするものであります。

それから、補助の内容でございますが……

（「議案の何号ですか」と言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

19号の237ページです。

事業内容についてですが、事業導入者が財部町のたからベース茶生産組合、上野淳一組合長ほか3名で乗用型摘採前洗浄機1台、同じく財部町の正部茶生産組合、上野博利組合長ほか2名で乗用型摘採前洗浄機1台、末吉町のHI茶生産組合、池田隆文組合長ほか2名で乗用型摘採機能付除灰機2台、同じく末吉町の末吉YMS茶生産組合、松尾一角組合長ほか2名で乗用型摘採機能付除灰機1台で、総事業費が税抜きで3,954万8,000円、補助率が65%で2,570万5,000円の補助金となっております。

それから、会計検査はいつあるのかということですが、早いときには導入して1年、遅いときには対用年数が、機械ですので、7年ありますので、7年過ぎるまでは会計検査が来ることもございます。

それから、議案19号の259ページ、有害鳥獣等駆除被害防止事業についてですが、これにつきましては、電気止め刺し器、有害鳥獣駆除補助金、イノシシ等被害防止事業補助金、狩猟免許取得補助金の事業実績に伴うものでありますが、電気柵につきましては42機、末吉が27機、大隅が10機、財部町が5機でございます。わな狩猟免許補助金で……

（「計画との関係。計画は幾らで、大体で」と言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

イノシシにつきましては、年400頭を計画しております。それに伴いまして、ことしの実績見込みでございますが、475頭が一応見込みでございます。あと、鹿が35頭、タヌキが487頭、アナグマが121頭、カラスが55羽、野ウサギが43羽の見込みとなっております。

（「この計画はいつですか。お金の計画があるんですか」と言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

済みません。今、ここの方にちょっと、資料を持ってきておりません。

後で、済みません、お答えします。

（「後って、じゃあ、休憩時間にしてください」と言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

はい。わかりました。

あと、有害鳥獣駆除のほうですが、全部で、イノシシ、それから、鹿、タヌキ、アナグマ、カラス、野ウサギの駆除補助金が、721万8,000円となっているところでございます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○畜産課長（野村伸一）

それでは、278ページの、肉用牛特別導入事業基金返還金の4,503万2,000円についてお答えいたします。

この肉用牛特別導入事業基金は、当初、国、県、市より造成された基金で貸し付けを行ってございましたけれども、ここ数年は、貸し付けの実績がないところでございます。

また、国費分につきましては、国からの申し出により平成24年度に返還しており、今回は県より返還の申し出があり返還するものであります。

なお、現在の導入事業におきましては、市の畜産振興基金事業を中心に貸し付けを行っているところでございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それではお答えいたします。

310ページの、地域振興住宅建設事業の2,529万8,000円の減額についてお答えいたします。

本年度の当初予算では、地域振興住宅3戸を整備する計画でございましたが、入居者選考審査会で決定した地域に新築するよう準備してまいったところでございますが、深川の1地区において入居予定者から、8月末に辞退の届け出があり新築を断念したところでございます。それに伴いまして、1戸分の工事費を、減額を、補正をお願いするものであります。

また、今回のこの入居者応募に、6名の方が応募されたわけでございますが、末吉4件、大隅町1件、それから財部町1件の6名であったところでございます。大隅町の月野、それから財部町の中谷については、既に建築中でございます。この末吉の4戸につきましては、先ほど言いました深川が優先順位1位でございましたので、準備を進めてまいったところでございますが、先ほど申したとおりの理由であります。そのほかの3名につきましては、柳迫につきましては、1名の応募があったわけでございますが、この地区におきましては、今までの建設棟数が多いこと、それから、宅地分譲化への移行ということで、そのような対応で見送ったところでございます。また、諏訪の2戸につきましては、2名の応募があったわけでございますが、ことしに入りまして、この諏訪地区におきまして、空き家が発生し、その空き家に対して入居の相談をいたしました結果、入居者からその空き家に入居する旨の承諾をいただいたので、現在、入居中ということで対応しているところでございます。

以上です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

大変失礼しました。

先ほど、有害鳥獣駆除の捕獲の計画でございますが、イノシシが400頭、タヌキが400頭、カラスが70羽、野ウサギが70羽、それから鹿が100頭、アナグマが200頭となっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。

まず、財政関係について質問をいたします。

5,000万円を超える歳入の項目の内容について、課長から説明がありました。普通交付税等は、毎年、今の時期に、あるいは財政調整基金の繰り入れの、この逆戻りといいますか、減額についても今の時期にあるわけで、想定されることでございます。1点だけ、補正9号との関係もありますけども、ここで質問いたします。

財政調整基金については、これまで、本会議でも何回かお聞きして、12月議会の課長答弁では、大体、26億円前後が年度末では想定できるといった答弁でございました。課長、そうだったですね。で、今の8号段階、あるいは、後ほど審議されます9号段階でも、この財政調整基金については、今、現在では22億5,000万円でございます。最終的に、やはり26億円前後がこの一応想定していいものか、これは確認がたの質問でございます。

財政調整基金については、合併後も、まあ、当局もそうでしょうけども、私も、あるいは議会も、基金の中でも最も注意深く見てきた基金の一つでございます。

合併時の平成18年当時は、財政調整基金は13億円程度でありましたけども、これがずっとふえてきてまして、平成23年度以降は30億円をずっと超えておりましたけども、今回は、二十数億円どまりになるかもしれませんけれども、その点での確認がたの質問でございます。これが、いいとか悪いとかいうことは、ここでは論議は避けます。

合わせて、この財政調整基金を初めとした、曾於市の場合は14の主な基金がありますが、主な基金も平成17年あるいは18年の合併当初の段階では、約40億円、トータルで40億円前後ありました。これがずっとふえてまいりまして、そして、平成25年度以降は90億円台になりました。90億円台になって、場合によっては100億円台にもなりましたけども、今回は、かなり減りまして95億円程度になるかもしれません。こうした基金の状況がありますが、総体としてこうした点なんかをどのように受けとめているかですね。お聞きいたします。

これは、新年度を初めとした、今後数々の庁舎整備を初めとした大型事業が続きます。だけど大型事業は、年度途中でどんどん出してきておりますので、余り、市の資料は当てにできません。ということで、数年後に大きな問題とならないよう、そういった点でも、今の時点で質問していきたい点であるための質問であります。これが第1点。

次に、質問の第2点目、市長答弁の中で、今後、当初予算では、この一定経験を積んだために見直しをしたいということでございましたが、これが、市長、当初予算でも見直しがされてないんですよ。当初予算でも、2,500万円の予算を計上しているんですね。こうした基本的な問題を、予算計算段階で議会で質問すること自体が、個人的に非常に情けないというか、気持ちなんだけれども、しかしせざるを得ない。私は、個人的に担当課長に企画課長、去年の段階からこうした繰り返しをしないように、しっかりと予算計上を含めてしてくれってことで、個人的にも、一応、指摘してきたんですよ。それが、見直しがされてないって。非常に、これがもう歯がゆい思いでございます。その点でも、当初予算は発言通告要旨に出しておりますけれども、いたしませんので。こういった情けない質問は。当初予算まではもう仕方ないとしてですね、今後は、しっかりと、負担金のそもそものあり方で予算計上していくというか。そして、仮にFMで予算が余ったら、次に回す方向で、このFMのほうで、独立採算で、自分の頭を使って、やはり運営していく努力をしてもらうという、それが、本来の負担金のあり方ではないかと思うんですよ。ポンと2,000万円、3,000万円の予算を出して、そして余った年度末でまた1,000万円単位で返していただく。そして、また翌年またポンと出して、また余ったら返していただくって。負担金の本来の本質から離れているわけですよ。これが、本当の意味での財政的にFMは育たないと思うんですよ。甘えの構造を市が提供しているようなことでありますから。だから、そういったことはもうやめていただきたい。もう、当初予算では質問いたしませんので、こういった情けない答弁は。市長は、もう、新年度からやりますということで、まあ、やってないけれども、語られましたので、担当課長は、一応、その点では責任持って対応していただきたいって。これ以上は質問いたしませんので、この項目は。答弁してください。もう、情けない質議案はやめましょう。この問題ですね。

次の質問、プレミアム商品券、これも執行率がわずかに32%どまりの、なぜ、このようになったかについての、やはり、理由がまだ十分でないんじゃないか、集団的な議論をしてないんじゃないですかね。予算を使ってまた議会にも委員会を含めて時間を割いて議論した上で、このような結果になっているっていうのは。少なくとも、やはり、しっかりと、なぜこうなったのかは答弁してください。2回目です。

例えば、予算提案時も指摘いたしましたけども、今回のこのプレミアムについては、非課税世帯が対象でしょう。全市民の中で非課税世帯ってのは何%ですか。わずかですよ。ですから、最初からもう窓口が狭められてる、これも一つの理由だと思うんですね。そういったことを含めて、そう難しくない分析ができますので、答えていただきたいと思います。もう3回目、質問いたしません。

それから、工場設置の補助金は、課長から3つのこの企業の事例が具体的に数字を含めて紹介されました。それは、理解いたしました。ですから、この新年度では、これらを含めた、当然予算計上がされていると思います。補正予算では間に合わなかったら、今回の提案でありますけども。新年度当初では、先ほど課長から答弁があった、一応、予算額が、補助金額の予算額が、一応、全て網羅されて計上していると受けとめますので、これは、確認がたがたの質問でございます。

それから、庁舎整備について課長に質問いたします。

これもある面では情けない質問であります。709万8,000円をなぜ積算したのか、根拠についてですね、途中で計上してから職員が管理部門の業務は、一応職員で対応できるってことでカットしたって。これは、予算を計上する以前の課の段階で、難しい議論は必要ないんですよ。協議が十分なかったから、こうなったんじゃないですか。これも、はっきり言ってお粗末ですよ。職員が対応できるかできないかというのを、まず、確認した上で、それは、できない分を委託するのが委託でしょ。基本の基本ですがね。その点で、先ほど言いましたけれど、生かすという意味でやはり改善をしていただきたいと思います。やっぱ、しかるべき手順を踏んでないから、あるいは十分なかったから、こうなったのではないかという疑問があるからでございます。その点での答弁をしてください。

次に、地方債の償還利子についても、これ、財政課長に手厳しい質問が続きますけども質問いたします。

元金についての残は、1回目も申し上げましたけども、これは理解できます。課長答弁で理解、納得できます。そういったことはあり得ますから。

私は言っているのは、地方債の償還、これは償還率ですよ。つまり、課長、今まで借りた分を、一応、償還計画に基づきまして、返す分の利子分が1,495万8,000円余ったということですよね。今から借りるんじゃないんですよ。だから、もう済んだことを、一応返すだけのことです。済んだ分は、最初借りた十何年前、あるいは十数年前の段階で、しっかりと、元金が幾ら、利子が幾らということを、納得、了解の上で借りているわけでしょ。だから、これは、もう厳格に言ったら1万円、10万円単位の違いもあってはならないと思うんですよ。それが、だから、償還利子分が1,000万円を超えて減額してるってのは、償還計画に基づいておかしいんじゃない

ないかという素朴な素人の立場からの疑問なんですよ。その点でお答えいただきたい。これも、今後の教訓にしていいただきたいと思うんですね。元金は、そういったことであり得ますので納得いたします。元金分の件はですね。

次に、農林振興課のこのイノシシについては、計画に基づいての、一応、実績減ということで、基本的には了解いたしました。一応、質問は、了解いたしましたのでよろしいです。

次に、肉用牛について畜産課長に質問いたします。

一応、流れ等については、課長の説明で了解いたします。

これについては、県のほうから市のほうに、いわば基金を一応返してくれ、返還してくれということが、年度途中で、課長、要請があったわけですね。課長、あったわけですよね。で、その点で、一応流れとしては了解いたします。そして基金から、一応今回、数千万円の返還金ということが出ましたけども、この曾於市の基金は一応財源的にはどれぐらいまだ余裕があるんでしょうか。ということを含めてお答え願いたいと考えています。年度途中で、ある面ではいきなり返してくれと、これも数年ぶりですか、一応話が合ったということでの対応であるようでございますけども、お答え願いたいと考えております。

それから、地域振興住宅については、ちょっと答弁に疑義がございます。一応希望者は6名おられたということで、その中で深川を含めて3カ所、本年度は予算計上しており、深川が事情がありまして、一応、建設、結果としてできなかったということでございますが、課長答弁の中で、特に柳迫、柳迫は一応もう振興住宅が整っていると、また分譲計画もあるということで、いわば一応追加がされなかったということでございますが、柳迫は、確かに比較の上ではほかの農村地域に比べて大分地域振興住宅も建っているし、児童数も決して減っておりません。これはいいことであります。しかし、それを支えているのが地域振興住宅であるし、あるいは現在、今後分譲にもなろうかと思っておりますが、余り機械的に柳迫だけを原則例外すべきじゃない、柳迫いじめをすべきじゃないかと思っておりますよ。ですから、そういった点で、この辺は本当3戸も5戸も建てるわけじゃなくて、わずか1戸、しかも建てたいという希望者がおられるわけだから、そういった気持ちを大事にすべきじゃないでしょうか。この点はやっぱり考え直すべきだと思うんですね。大きな立場で、長い目で見て、地域振興住宅も柳迫を含めて育てていきたいという、そうした弾力的な大局の立場からの対応策が必要じゃないかと思っておりますので、2回目ですね、もっと前向きな答弁をしてください。今回はいたし方なかったといたしましても。

以上です。

○市長（五位塚剛）

全体的に基本的な考え方について、私のほうから答弁したいと思います。

F M放送につきましては、以前、有線放送として市から3,000万円を超えるお金を払っておりまして公共放送していたわけですが、F M放送によって市の公共放送も含めて朝の6時半から夜の9時まで市内のいろいろ広報を含めたP Rをしていただいております。職員についても、この間、早くやめられたとかそういうこともあって、なかなか人材も最初からずっと続いている人もそんなに多くいるわけではありません。非常に不安定な要素がありました。その中でも、今、一生懸命、今、言われるように自主的に運営ができるように、いろいろと私たちも協議を進めて広告料をとるように指導してきました。その成果、大分ふえてきております。今の状況を見た場合には、相当安定した運営ができるのではないかなと思って、少しずつ見直しはしていきたいと思います。

また、建物の工事に関しては、予算を提案するときには全体的な総合的に判断して設計委託から監理を含めて工事費出していきます。最終的にはいろんな方法を取りながら、入札による減、またいろんな形での節約を進めていきます。市の職員も非常に頑張っていていただいておりますけど、当初はやはり委託したほうがいいのかという声もありまして予算をいただきましたけど、最終的にはこの庁舎であるし、ちゃんと監理ができるということで減額をいたしました。

それは振興住宅の建設についてもおんなじです。市の職員でできるものについては、なるべく努力をなささいということを基本的に持っております。振興住宅の中で、今回は補正で落とすことになりましたけど、それは申込者の関係で1つは断念をされましたのでやむを得なかったかと思っておりますけど、柳迫の希望者については、たまたま諏訪のほうがあくということで話をいたしまして、そちらでもいいということで了解をいただいたわけでございます。振興住宅の中でも、どうしてもそこにずっと住むという前提で新築しましたが、この間、数件途中で出られるケースがありまして、我々も苦慮しているところでございます。そういう意味では、振興住宅については確約ができることを前提として信用してやってまいりますけど、全体のバランスを含めて進めてまいります。特に、財部、大隅の農村部の小学校のほうで確実に帰ってくるという保証があれば、これは引き続き努力してまいりたいと思います。全体としては5戸までを上限としてその範囲で進めていきますけど、また市民の皆さんたちの協力をお願いしたいなと思っております。

あとについては各担当課長から答弁をさせます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、2回目に議員の質問のあった件でお答えしたいと思います。

まず、財政調整基金につきましてでございます。先ほど議員のほうからもありましたとおり、今現在、8号補正予算の段階では、基金の末残高が22億5,500万円ほどとなっております。これを考えますと、昨年の同期からしましても約4億円ほど少なくなっておりますが、これにつきましては12月の議会のときにもお話をしましたとおり、今回、大きな災害がございました。これにつきまして約22億円の災害、そして一般財源の持ち出しが約8億円という形で、大変大きかったところでございます。これが例年の30年度と比較しましても6億円ほど一般財源の持ち出しが大きかったので、これについてやはりこういう形で大きくなったところでございます。

今後、財政調整基金につきましては、やはり大変利便性のある活用のしやすい基金でございます。それを含めますと、やはり今後は最終で、まず今この段階で普通交付税の決定に基づきまして、それと今ある現在の執行見込み、そういった残で、今回、7億円の基金繰り入れの繰り戻しができたところでございます。今後につきましては、3月の20日以降になると思いますが、今現在、財源としましては特別交付税がでございます。この交付税、そういったものを翌年度の繰り越し、それから歳入につきましても地方譲与税を初めとする交付決定が3月になってからまいりますので、これを加味しましたものを一応積算いたしまして、それと最終的な執行残、これを市長初め副市長と相談をしながら、少しでも、この財政調整基金という形に残していきたいと思っておりますが、やはり何せ、ことしにつきましては大きな災害があった関係で、先ほど議員が言われたとおり、26億円弱ですかね、25億円から26億円ぐらいが、やはりそれぐらいしか繰り戻しができないのではないかなと思っておりますが、これにつきましては、また翌年度以降も、引き続き少しでも、財政調整基金当初計画でありました、やはり目標としております30億円というのがございますので、これに向けて少しでも基金を戻していきたいように考えているところでございます。

それから、特定目的基金でございます。先ほど議員のほうからもありましたが、合併当時の17年度末残高は約40億円というところでございました。30年度末におきましては100億円を超えたところでございます。今回は、この大きな災害こういったもので財政調整基金等の繰り入れを行っております関係で、今現在におきましては、8号補正予算の時点では95億約8,000万円という形になっているところでございます。中身ではいろいろ移動しておりますが、財政調整基金がやはり4億円弱減となっております。また、まちづくり基金も1億7,000万円ほど減となっておりますが、思いやりふるさと基金が約4億円ほど増となっているところで、今現在としましては、この95億8,000万円ほどとなっているところでございます。

合併後に、先ほどありましたが、17年度以降特目基金の残高が一番大きかったの

が、平成30年度末、昨年でございます、約101億円ですかね。その次が、平成29年度の97億1,400万円というところがございました。その次が今現在、今年度の95億8,000万円ほどでございますので、これで財政調整基金をある程度積み戻しが、また2億円でも3億円でも、今22億円ですので、これを26億円と仮定しますと、あと4億円、それぐらいにできるのであれば、やはり昨年の100億円とはいきませんけれども、それに次ぐ年の関係の基金の大きな額になるのではないかなと今のところ考えておりますが、まだ1カ月ございます。これからこういった予算が出てくるかもわかりませんので、一応今の段階ではそのように推察しているところでございます。

庁舎の関係につきましては、先ほど市長のほうからございましたので、償還金の関係でございます。1,495万8,000円の償還利子が大き過ぎるということでございました。償還金につきましては、先ほど議員からあったとおり、償還表に基づきましてしっかりと償還計画を立てております。今回、1,495万8,000円のこの根拠となったのが、平成30年度末に借り入れるものでございます。といいますのも、平成30年度に借り入れる金額といいますのは、翌年度ですので、平成31年の3月から平成31年の5月、この期間に借り入れをいたします。そうしますと、当初予算の計上、平成31年度の当初予算計上は11月でございます。ですので、当然、今回のこの1,495万8,000円というのは、当該年度、平成30年度の借り入れに伴う利息部分でございます。ですから先ほど申しましたとおり、政府資金につきましては0.3%、そして銀行等援護資金につきましては0.6%という形で積算をしていたんですが、それがまた思った以上に下がった、政府資金につきましては0.002%から0.08%、また銀行等援護資金につきましても0.345%から0.45%と大きく下がりましたので、このような形で1,495万8,000円という形で償還金の利子が出てきたところでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

それでは、140ページのコミュニティFM関係ですが、先ほど市長が申しましたとおり、新年度、今回当初予算で2,500万円計上させていただいておりますが、一定の負担金となるように、また増益が出るようにS o o G o o d FMと企画課と連携をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、154ページのプレミアム商品券事業の分析についてですが、実は、課内でも相当議論をさせていただいたところでございます。特に、近隣市の状況を確認することで、ある程度の分析ができるんじゃないかということもございまして、志布志市、鹿屋市、大崎町の現時点での執行率といいますか、パーセンテージを確認させていただきました。志布志市が37.9%、鹿屋市が38.3%、大崎町が21.1%という

ことで、近隣市町どちらも同じように非課税世帯の申請が軒並み少なかったという結果でございます。また、購入された方々がこういったところで購入されておるのかというところまで分析をさせていただいておりました。店舗名は控えさせていただきますが、主に食料品販売店が上位3つにきておりますので、生活必需品と申しますか、そういったところで購入されている傾向がございます。ただ、先ほども申し上げましたが、最低購入額が5,000円でございますので、自己負担が4,000円必要でございます。そういったところにやはり購入意欲がなかったのではないかというふうに課内でも分析しているところでございます。

最後に、工業開発促進条例に伴う工場設置補助金ですが、今回お願いしております補助金の増につきましては、今回の補正予算で3つの会社の補助金を交付したいというふうに考えております。令和2年度の当初予算では1社の4,000万円を見込んで予算計上しておりますので、今回の3社分につきましては第8号の補正予算で計上ということでございます。

以上でございます。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、肉用牛特別導入事業基金につきましてお答えいたします。

この基金につきましては、県のほうから毎年度末、貸し付けの状況調査があるところでございまして、基金の不足しているところ、また基金の余っているところ、こういう調査等がございまして、事業主体間調整という市町で調整をしていくということで、うちの曾於市につきましては平成29年から現在まで貸し付けが実際されていないところで、基金のほうに余っているということで、県のほうから、今回、返還の要請があったところでございます。

これまで、国のほうにも平成24年返還しておりまして、現在の基金の現在高でございますけれども、9,065万4,021円の現在高がございまして、これを県の返還金、今回、4,503万2,000円を差し引きますと、4,562万2,021円が今後の貸し付け実行額ということになってまいります。1頭当たりの貸付額が40万円となっておりますので、頭数にいたしますと114頭貸し付けが実行できるということで、本市の場合につきましては市の振興基金のほうの現在高が3億5,000万円程度でございます。うち実行を、約半分の1億8,000万円程度実施しておりますので、十分基金のほうには余裕がありますので、特別導入につきましても市の基金分で運用できるというふうに思っております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

3回目、1点だけ、課長から答弁がないから。地域振興住宅、私は、課長答弁で

は柳迫はもう一応充足しているということで、1戸希望者があつたけども対応しなかったということですが、そうした扱いはやはりおかしいんじゃないかと、柳迫を含めて、やはり条件が整っていたら、地域振興住宅、やはり建てるべきじゃないか。もっと、この大きな立場で大局観に立って柔軟に対応すべきじゃないかと。言葉は悪いですけども、まま子扱いをすべきじゃないということを言いたいんですよ。その点で課長が答弁できなかつたら市長でもいいですけども、せっかくやっぱり曾於市内に入ってきたという方だったら、どのような手法、地域振興住宅、分譲住宅を含めてそれは御本人に任せるちゅうか、それを尊重した上で市としては対応すべきじゃないかという、そうした立場がいいのじゃないかと思っております。そうした立場から、弾力的な対応を、今回はいたし方なかつたとしても、今後すべきじゃないか、そうした質問であります。どなたでもいいから、3回目でありますから答弁してください。

○市長（五位塚剛）

この地域振興住宅については、農村部の生徒数をふやすための大きな役目もありますので、また、希望については第1志望、第2志望ということでいろいろっております。また、これの審査については審査委員会もありますので、柔軟な対応も進めてまいりますけど、なるべく小学校の少ないところの方々を優先をしたいなという気持ちもあることも確かでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 2時10分
再開 午後 2時20分
—————・—————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————・—————

日程第18 議案第20号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
について

日程第19 議案第21号 令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について

日程第20 議案第22号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）につ
いて

○議長（土屋健一）

次に、日程第18、議案第20号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてから日程第20、議案第22号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○15番（海野隆平議員）

国保会計について、2点ほど、ちょっとお聞きしたいと存じます。

大変厳しい国保会計になりつつあるわけでありますが、今回、18ページに、一般被保険者療養給付費が7,000万円ほど増額補正というふうになっているわけでありますが、その理由は何であるのかお聞きしたいと存じます。そして、あわせまして1人当たりの療養給付費等もふえているというふうに思っておりますが、その推移等につきましてもお聞きしたいと存じます。それと、あわせまして23ページ、保健課のほうで特定健康診査事業費についてでありますけど、今回、316万3,000円の減額補正というふうになっているわけでありますが、目標の人数は何名であったのか、そしてまた、その利用者数はどうであったのかお聞きしたいと思います。

以上であります。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、海野議員につきまして、国保の療養給付費につきましては、当初、30年度から県の推計をもとに予算編成をしておりますが、ことし、県の一応数値を使ったんですが、昨年と比べまして1人当たりの平均が大体5%程度伸びております。その関係上、今回、1、2、3の支払う月が予算の不足を来しております。通常であれば2%台でおさまるんですが、ことしは5%台で推移するんじゃないかということで決算見込みを出しまして、今回、高額、それと療養給付費の多額の補正の追加となっているようでございます。

それと、特定健診につきましては、年々、市の目標値を定めておりますが、現在、国が60%の受診率を掲げております。市としても60%を目指して頑張っているところなんですけど、平成30年度で50.5%の受診率となっております。実際であれば、ここ数年の最高値を、受診率を上げたわけなんですけど、今後とも、今度は、あと10%

の課題を協議しながら国の目標値に近づけていきたいと思っております。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

今、課長のほうから答弁がありました。かね平生では2%程度の見込みであったのが、今回5%引き上がった。特に、高額療養費等については、非常に、金額含めて、利用者等含めてふえているんじゃないかなというふうに思っているところで、当然、今回も6,000万円ほどでしたかね、ふえているようであります。あわせて、基金の関係とか、それからまた繰越金との関係やら出てきますけど、今後の財政運営をどのように見ていらっしゃるのかお聞きしたいと存じます。

それと、ちょっと前後しますが、ことし、まだ決算までいかんわけですけど、疾病についてでありますけど、今回7,000万円ほど療養給付費がふえているわけがありますけど、疾病等につきましては、こういった疾病等が多かったのか把握されていればお聞きしたいと存じます。

それと、特定健康診査の事業費についてでありますけど、利用者等の周知等についてはどのようにされているのか。国の関係では受診率60%との答弁であったわけですが、まだあと10%ほど足らんわけがありますけど、当然、利用者等把握されていると思うんですけど、その辺の周知のやり方等は、今のやり方でいいのかなのかあわせてお聞きしたいと思います。

以上です。

○保健課長（桐野重仁）

それではお答えいたします。

現在の国保会計の予算につきましては、今後の見通しといたしましては大変厳しいものがあります。令和2年度の予算編成に関しても、全ての、今、残っている基金5,000万円を繰り入れて厳しい収支の予算作成となっております。今後、財源等にはいろいろありますが、そこあたりも考慮しながら令和3年度に向けての予算編成に入りたいと思います。

それと、療養給付費の増につきましては、まだ決算が出ておりませんが、これまでの疾病の状況を見ますと、主に、やはり骨折関係、それと脳梗塞、あと精神疾患、それが前年度より伸びているという状況でございます。

それと、特定健診につきましては、まず2月に、本人から個別健診か集団健診かをとります。その中で、あと未受診に関しては、健康づくり相談員の方が、一応各対象の方を回られて、一応推奨はしております。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————・—————・—————

日程第21 議案第23号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
について

日程第22 議案第24号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）
について

日程第23 議案第25号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
について

日程第24 議案第26号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第21、議案第23号、令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてから日程第24、議案第26号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）についてまでの以上4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

議案の24号の生活排水事業について、1点だけ質問いたします。

毎年質問している単純な質問でありますけども、この58ページの中で、2,535万9,000円が減額になっております。大きな減額であります。こういった予算計上で、こういった結果、このような予算減額になったのか、毎年のことですけれども質問いたします。で、これも毎年申し上げているんですが、このような大きな補正減とならないように、当初予算の中で、もっとしっかりとした予算計上はできないものか、これも毎年繰り返しているんですけども、このことを含めて答弁してください。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

それでは、議案第24号、生活排水処理事業特別会計の113ページ、浄化槽市町村整備推進事業費の2,535万9,000円の減についてお答えいたします。

本事業費の減額につきましては、浄化槽設置工事設計委託料38万1,000円の減と浄化槽設置工事費2,483万2,000円の減が主なものでございます。

まず、当初予算の段階でどのような積算をしていたかということで御説明申し上げたいと思います。当初は、50基を、当初予算で計上いたしておりました。5人槽が1基当たり83万7,000円の40基、7人槽で104万3,000円の9基、10人槽が137万5,000円の1基、そして単独浄化槽からの移管というものが9万円掛ける5基ということで予算計上しておまして、合計で4,469万2,000円の当初予算額でございました。

これを実績で、今、補正するわけですが、今回の金額になりますが、大体平均いたしまして5人槽が平均して60万円ほど、それが24基となります。7人槽におきましても大体平均して80万円ほどの工事費で済みます。それが5基ということになりました。この24基と5基を合わせまして、工事費の関係ですけれども1,985万9,000円というようになってまいりましたので、実績によってこの減額となるところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

課長、今の説明は1つの側面の説明ですよ。全面的な説明じゃないでしょ。予算が、だから83万円が60万円になったというのは悪いことじゃないという、これは理解できるんですよ。

私が申し上げているのは、例えば、課長答弁であったように、5人槽は40基設定していたわけでしょ、これが24基になっていると。7人槽も9基設置していたのが、これは5基でしょ、半分ですよ。これはもう毎年指摘している難しい議論じゃないんですよ。だから、過去の、前年度じゃなくても3年間ほどの実績を踏まえて、新年度予算は計上すべきじゃないですか。これが、曾於市としての特別会計、一般会計ではなくて、全ての、何百項目にわたる予算の組み立て方ですよ、そこがされていないと。だから情けない答弁を毎年繰り返しているんですよ。だからその点、もう今後は、新年度の当初はどうなっているかわからんけども、繰り返さないでください、もう。毎年、例外なく、やはり落としておりますので。

答弁してください。新年度はどうなっているかわかりませんが、新年度当初ですね。やっぱり実績に基づく予算を立てるというか。これは大原則ですがね。

以上、2回目の質問といたします。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

それでは説明を申し上げます。

この生活排水特別処理事業には国の循環型社会形成交付金を受けて実施しております。この循環型社会形成推進交付金ですけれども、循環型社会形成推進地域計画というものに基づいて毎年度申請をすることになっております。

本市では、毎年50基を整備するという計画を5年間計画で出しておりまして、あと2年間残っておりますが、毎年50基を整備するという計画を出しておりまして、これに対する補助金交付申請をする関係上、当初予算では、やはり50基を目標としているということで予算計上しているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

3回目の質問ですけども、これも1つの側面なんですよ。それを私は1回目の答弁をして全面否定していないんですよ。一つの説明としては成り立っている。

では翻って、そうした5年間の計画の設定自体が現実から離れているんですよ。それはおかしいんじゃないかと。それを今後に生かすべきだと。これは、過去3年間、前の、以降5年間も、おんなじやり方を繰り返したんですよ。ですからやはり、実態、実績に基づいて、今後はやっぱり予算は立てていただきたい、その前提となる計画も策定していただきたいと思うんですよ。計画が実態から乖離している、離れていると、そこにもとの原因があるんですよ。

もう3回目でありますけど、答弁してください。来年とか、再来年はいたし方ないとしてもですね。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

この市町村整備型の事業につきましては、5年間ずつの4期、20年の計画でございました。当初は200基ずつという計画でございましたが、それがだんだん実績に見合って50基ずつというふうに変更した経緯もございます。今回、20年ということで、令和4年に20年目を迎えるということでございます。

今、監査委員のほうからも指摘を受けているんですが、本市の中に浄化槽の補助金に対して2つの制度があるということをやはり改めるべきではないかということでございます。今後、いろいろ内部で検討いたしまして、今後の方針についても検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第25 議案第34号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第25、議案第34号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第25、議案第34号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2億5,301万4,000円を追加し、総額を278億1,642万7,000円とするものであります。

第2条は、繰越明許費の補正であり、5ページの第2表のとおり、家畜防疫及び環境保全対策事業ほか3件について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定め、また市道整備事業について金額を変更しております。

第3条は、地方債の補正であり、6ページの第3表のとおり、道路改良整備事業ほか2件について限度額を変更しています。

それでは、予算の概要を説明いたしますので、一般会計補正予算に関する説明書の10ページをお開きください。

今回の補正予算は、国の補正予算に対応した事業の追加が主なものであり、歳入については国庫支出金1億2,118万円、繰入金23万4,000円、市債を1億3,160万円それぞれ追加しております。

歳出については11ページをお開きください。

国の補正予算に対応した事業費の追加により、小学校施設整備事業1億7,686万2,000円、中学校施設整備事業4,487万4,000円、それぞれ追加するものが主なものです。

以上で、日程第25、議案第34号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

1点だけ質問いたします。

補正の8号に一応間に合わなくて、9号に今回提案されたというのは、国の補正予算が1つの理由でありますけども、全てが補正予算で、この説明ができる予算計上だけでしょうか。それ以外の理由があったら示していただきたいと思っております。やはり基本的には、この3月の、せっきくの定例議会でありますので、まとめ

て最終の提案を1つの議案にまとめてすべきだと思ひ、その努力はしていると思ひうんですけども、昨年もそうだったんですけども、今回も2回に分けての最終補正予算の提案であります。で、その理由等について説明してください。

○市民課長（内山和浩）

それではお答えいたします。

市民課関係は、歳出のほうは11ページで、歳入のほうは4ページになります。

こちらについては補正予算ではございませんで、今回、通知カード、個人番号カード関係の社会保障制度関係のものでございまして、国のほうからの通知が、令和2年1月31日に通知が来ましたので、補正予算に間に合いませんでしたので今回お願いするものでございます。

こちらは内容につきましては、国のほうの交付金の概算の見込み額が277億1,659万1,000円という概算枠が決定をされましたので、これに対しまして全国の住民基本台帳人口分の曾於市の住民基本台帳人口で割ったものの負担金額が確定をいたしましたので、その分を127万8,000円ほどお願いをするものです。これは歳入歳出同額でございます。

○教育長（瀬下 浩）

小学校施設整備事業と、それから中学校施設整備事業につきましては、先ほどありましたように、国の補正予算に対応して急遽おりてきた事業でございます。GIGAスクール構想という壮大な事業でございます。各学校に高速通信環境を整備して、全ての子供たちにパソコンを持たせると、そういう事業でございます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは説明いたします。

12ページから14ページまでの補正予算について説明いたします。

歳入については、建設課分については8ページになりますが、12ページの歳出から説明させていただきたいと思ひます。

今回、社会資本整備総合交付金事業につきましては、国の令和元年度の補正予算により、河原・飛佐線中之内工区に国庫補助金1,100万円、事業費ベースで2,000万円の追加割り当てがあり、今回、補正をお願いするものであります。

また、13ページの緊急自然災害防止対策事業につきましては、今回、曾於市が管理する市道光神安之尾線にかかる馬之背橋が、昨年の豪雨災害において橋台付近のり面が侵食していたわけでございますが、当初、14ページの公共土木施設災害復旧事業で復旧する予定でございましたが、侵食が大きく、工事費も大きくなるということから、県、国とも協議をいたしまして、のり面の保護、安定を図るために本事業をお願いし、今回採択されたために補正をお願いするものであります。この事

業につきましては、緊急自然災害防止対策事業ということで、緊急自然災害防止対策事業債というのを適用しまして、充当率100%、交付税措置がそのうち70%ということで、この事業に取り組むところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

1点だけ質問いたします。

今度、国の補正で、ただいま説明がございましたけど、教育委員会関係のLANの設備工事をしていただくということで、ありがたいことですが、これに、この工事が終わった後にLANの使用料とかいいますか、全ての学校につくわけですよ。それに対しても国庫の補助が見込めるものか、まだわからないんでしょうけど、伺っていないか質問いたします。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それではお答えいたします。

まず、今回のLANの工事でございますが、これにつきましては工事で全て施設が整備できますが、それに、実際、外から光回線をつなぐ必要がございます。これにつきましては既存の光回線で十分ということで、これについては既存の予算で大丈夫だと思っております。

それから、タブレット、いわゆる児童生徒用のパソコンでございますが、これにつきましては、国の方針としては令和2年から令和5年にかけて4年間で全生徒に配備することになっているところでございます。ですので、今後、令和2年度の補正予算で、国の計画では、令和2年では小学校5年生、6年生と中学校1年生分を整備しなさいという方針でございます。令和2年の補正予算で、この分につきましてお願いをしたいと考えております。

○8番（今鶴治信議員）

曾於市内全域ということで、同僚議員の質問でもございましたけど、光ケーブル網が通っていないところも今回そこまで延長工事が国のほうで見ていただけるのかどうかを伺います。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

お答えいたします。まず市内には23の小中学校がございまして、そのうち光回線が通っているところが17校ございます。それから残り6校はADSL回線でございます。これにつきましては、小規模校でもございますし、一斉に使っても不自由はしないのかなと思っております。今後、NTTからもこのADSL回線の6地域に

については、今後、光がくるという話はまだないところでございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第26 議案第35号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第6号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第26、議案第35号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第26、議案第35号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第6号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の2ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に26万4,000円を追加し、予定額を5億4,593万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について特別会計の補正予算に関する説明書の9ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は総係費の委託料を26万4,000円追加しております。

以上で、日程第26、議案第35号を説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

提案説明の中で説明したら質問なかったのですが、なぜ今回改めて提案されたのか、単純な質問でありますけども。提案の中でも今後はそういった説明してください。質問せんのです。

○水道課長（徳元一浩）

今回補正を提案をした理由でございますが、これにつきましては、昨年、令和元年8月5日に末吉町深川の高之峯配水池下で水道の破損事故が発生いたしまして、

都城市の林業業者が伐採中に水道管の送水管と配水管の破損した補償についての協議をずっと進めてまいったわけですが、相手方のほうがなかなかその補償に応じなくて、一応11月には協議を終了いたしまして補償は払うということでしたが、12月の末になりまして相手が弁護士を立ててきた関係上、市としても、弁護士対応はできないために弁護士相談を行っております。その着手金ということで、今回この補正額26万4,000円を追加補正したところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

最終の段階では間に合わなかったのですか。

○水道課長（徳元一浩）

補正で対応しないと間に合わなかったと思います。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第34号、は配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

_____・_____・_____

日程第27 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

○議長（土屋健一）

次に、日程第27、陳情第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書は、配付いたしております陳情文書表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3月5日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

_____・_____・_____

散会 午後 2時32分

令和2年第1回曾於市議會定例会

令和2年3月5日

(第6日目)

令和2年第1回曾於市議会定例会会議録（第6号）

令和2年3月5日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第6号）

第1 陳情第15号 学校における集団フッ化物洗口事業の来年度実施（試行）の中止を求める陳情書の取下げについて

第2 議会運営委員会の所掌事務調査報告

（議会運営委員長報告）

（以下2件一括議題）

第3 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

第4 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

（総務常任委員長報告）

第5 議案第4号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について

（総務常任委員長報告）

（以下5件一括議題）

第6 議案第6号 曾於市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

第7 議案第7号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

第8 議案第8号 曾於市監査委員条例の一部改正について

第9 議案第9号 曾於市地域コミュニティ活性化推進条例の一部改正について

第10 議案第10号 曾於市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

（総務常任委員長報告）

第11 議案第11号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

（文教厚生常任委員長報告）

（以下5件一括議題）

第12 議案第12号 曾於市有住宅条例の一部改正について

第13 議案第13号 曾於市営住宅条例の一部改正について

第14 議案第14号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

第15 議案第15号 曾於市水道事業給水条例の一部改正について

第16 議案第16号 曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一

部改正について

(建設経済常任委員長報告)

第17 議案第17号 財産の無償貸付けについて

(総務常任委員長報告)

第18 議案第18号 曾於市道路線の認定について

(建設経済常任委員長報告)

第19 議案第19号 令和元年度曾於市一般会計補正予算(第8号)について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告)

(以下3件一括議題)

第20 議案第20号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について

第21 議案第21号 令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

第22 議案第22号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算(第4号)について
(文教厚生常任委員長報告)

(以下4件一括議題)

第23 議案第23号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

第24 議案第24号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算(第5号)について

第25 議案第25号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

第26 議案第26号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算(第5号)について
(総務常任委員長・建設経済常任委員長報告)

第27 議案第34号 令和元年度曾於市一般会計補正予算(第9号)について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告)

第28 議案第35号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算(第6号)について

(建設経済常任委員長報告)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番 重久昌樹	2番 松ノ下いずみ	3番 鈴木栄一
4番 岩水豊	5番 渕合昌昭	6番 上村龍生
8番 今鶴治信	9番 九日克典	10番 伊地知厚仁

11番	原 田 賢一郎	12番	山 田 義 盛	13番	大川内 富 男
14番	渡 辺 利 治	15番	海 野 隆 平	16番	久 長 登良男
17番	谷 口 義 則	18番	迫 杉 雄	19番	徳 峰 一 成
20番	土 屋 健 一				

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 宮 迫 勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 津 曲 克 彦
主任 富 田 洋 一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	岩 元 浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱 田 政 継	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

開議 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 陳情第15号 学校における集団フッ化物洗口事業の来年度実施（試行）の中止を求める陳情書の取下げについて

○議長（土屋健一）

日程第1、陳情第15号、学校における集団フッ化物洗口事業の来年度実施（試行）の中止を求める陳情書の取下げについてを議題といたします。

令和元年11月20日に提出されました陳情第15号は、文教厚生常任委員会へ付託され継続審査となっておりましたが、お手元に配付のとおり、陳情者から令和2年2月25日付をもって陳情取り下げ願いが提出されております。

なお、本陳情の取り下げについては、文教厚生常任委員会も承認されておりますことを申し添えます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第15号、学校における集団フッ化物洗口事業の来年度実施（試行）の中止を求める陳情書の取下げについては、これを承認することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、陳情第15号、学校における集団フッ化物洗口事業の来年度実施（試行）の中止を求める陳情書の取下げについては、これを承認することに決しました。

日程第2 議会運営委員会の所掌事務調査報告

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、議会運営委員会の所掌事務調査報告であります。議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（迫 杉雄）

議会運営委員会所掌事務調査報告。

議会運営委員会の所掌事務調査を下記のとおり実施しましたので報告いたします。記。

県内調査。

1、調査地及び調査事項。鹿児島県熊毛郡屋久島町、議会議場棟及び音響放送施設等の運用について。

2、調査期間。令和2年2月28日金曜、1日。

3、調査員。迫杉雄、岩水豊、今鶴治信、海野隆平、原田賢一郎。

4、調査内容。議会議場棟及び音響放送施設等の運用について。

屋久島町は平成19年10月1日に上屋久町と屋久町が合併して誕生した町で、面積は540.28km²、九州最高峰の宮之浦岳（1,936m）を筆頭に多くの山岳で占められていることから、自然環境が世界的な評価を受け、世界自然遺産に登録されています。人口は1万2,342人で、自然環境を生かした観光と日本一を誇るポンカンやタンカンを初めとした第一次産業が主であります。

屋久島町の新庁舎は、令和元年5月1日に完成し供用開始されました。議場については、平成25年に住民代表、議会、有識者、国、県を含んだ20名で「庁舎建設検討委員会」が設置され、3つの基本方針に沿って、木造庁舎での建設を決定しました。異なる機能を持つ4棟が中庭を囲み、回遊路線で結ばれ、全てが1棟1,000m²以下の木材量の建物であります。新庁舎における議会の音響放送施設については、これまで使用していたアナログテープ式録音機器の老朽化や音源の劣化を鑑みると現実的ではないことから、新たなシステム導入に至りました。

議会棟の概要は、面積534m²、事業費2億3,886万6,000円で、工法の特徴は全ての機材をらせん状にトラスを組み上げて無柱空間で立体感ある構造であります。議会がされていないときは、議場の机は可動式で移動できるため、「やくしまホール」として一般市民に開放されています。

曾於市においては今後本庁舎の増築が示されていますが、40年が経過している現在の議場や傍聴席のバリアフリー化等の改修の必要性や、庁舎増築にあわせての多目的ホールでの議場兼用のあり方等については、議会としては市民に理解される総合的な判断を示す必要があります。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料等は、事務局に保管してありますので御参照願います。

○議長（土屋健一）

以上で、議会運営委員会の所掌事務調査報告を終わります。

—————・—————・—————

日程第3 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第4 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について及び日程第4、議案第3号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託しておりましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案12件を、2月27日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための特別措置等に関する法律の規定に基づき、古井・荒川内辺地における公共的施設を整備するものです。

なお、本案に対する質疑、意見は特になかったところです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第3号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための特別措置等に関する法律の規定に基づき、高塚・桐原・溝ノ口辺地の総合整備計画を変更するものです。

辺地の規定は何かとの質疑に対し、中心を含む5km²以内の人口が50人以上であり、かつ辺地度点数が100点以上であることとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について討論を行います。反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について

○議長（土屋健一）

次に、日程第5、議案第4号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

議案第4号については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第4号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について。

本案は、曾於市議会の議決すべき事件を定める条例に基づき、宮崎県都城市と締

結している定住自立圏に関する協定を変更するものです。

第3次共生ビジョンで新たに追加されたものは何かという質疑に対し、ICT化が今回新たに追加された。また、今回は医療について、都城市郡医師会病院が都城市太郎坊町に建設されたので、緊急医療拠点等の整備の項目の削除と、都城志布志道路の開通が達成見込みでありさらなる充実を図る計画にすると答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

大きく委員長に2点質問をいたします。

先日の議案提案でも市長等に質問いたしました。今回のこの議案提案は、これまでの協定をいわば検証、総括する中で、新たな、若干の修正、追加を加えて再締結を求める立場での議案提案ではないかと受けとめております。

質問の第1点。そういった意味で委員会質疑の中で、この協定の意義なり、あるいはこれまでの検証に伴う総括的な、いい点もあるいは問題点、今後の課題もあろうかと思っておりますが、こうした検証の結果に基づく当局としての今後の課題等について、質疑がなされていたら報告してください。それを踏まえての再締結じゃないかと受けとめております。

質問の第2点目。また具体的には、特に曽於市、その中でも特に旧末吉町にとっては、道路関係で都城と隣接する箇所が何カ所もあります。それに付随する形で排水路、用水路もあります。具体的には何カ所かにわたりまして、昔から現在までまだこれが解消、解決されていない地域が御承知のようにあります。これらの具体的な問題について、委員会質疑の中で議論が前向きに交わされていたら報告してください。まさに、提案されている協定を我が曽於市として生かす上での協定じゃないかとも、またその範囲内での協定じゃないかとも受けとめておりますので、そうした立場からの質問であります。

以上2点です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいま、徳峰議員より2点ほど質問いただきました。その中で、この協定の意義あるいは今後の課題等についてどのように議論がされたかということにお答えいたします。

委員会では、意義とかそういう体制の質疑はなかったんですが、いただいた資料

の中に、都城志布志道路や志布志港の整備が進む中、本圏域において想定される今後の変化を踏まえ、さらなる連携強化の視点から、令和2年度から令和6年度までの5年間の取り組み等を示す新たな共生ビジョンを今回作成したという説明がございました。

その中で今後の課題としまして、幾つか委員会でも意見が出たところであります。

その中で、旧財部町とのごみ焼却場の協定があったけど、それを十二分に生かすべきじゃなかったか、継続すべきじゃなかったかという意見もあったところでございますが、それについて答弁では、曾於市、都城市、三股町としているから、個別の旧町のことはこの自立圏にはできなかったんじゃないかという説明がございました。

あと1点、観光につきまして、大川原、関之尾の市境の道路整備等を会議の中で交流人口増を目指すために対策はされているかという質問がございましたが、今後の会議の中でそういう意見も出していきたいという説明でございました。

以上2点が委員会で主に出た意見であります。

もう1点ありました。医師会がこの太郎坊のほうに移転しましたので、それに伴って緊急医療的立場からいろんなところの、近隣のえびの市、小林からもふえているということで、受け入れないわけではないけど、特に緊急性の要するものからちゅうことで、ちょっと距離も遠いということで曾於市の利用者が少し減っているんじゃないかということで、その中で以前もあったんだけど、分担金として曾於市、志布志も医師会に対して払っているからえびの市と小林の状況はどうであるか、そういう意見は出ているかということで、回答いただきまして、まだ今向こうに負担金はいただいていないということで、今後そういうことも会議の中で意見を出していくという説明がありました。

それと、次の末吉町都城隣接の市道排水等の整備について、あるいはここについてについて議論はされたかちゅうのは、それも今答えたのがその内容です。

最初の今後の課題についてちゅうところも都城志布志道路の早期開通を希望していましたが、今回もう開通のめどができたということで、さらなる充実した交通体制を整えていくということで、今後議論を進めていくという説明がございました。

以上であります。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に1点だけ質問いたします。

先日の議案提案の中でも、医療を初めとしてどれだけ曾於市民が都城圏あるいは都城市に買い物、医療含めて一応かかっているかという質問に対して、例えば医療関係の場合は40%以上の市民が都城等の医療機関にかかっているといった答弁でな

かったかと受けとめております。

御承知のように都城初めとした宮崎県の場合は、例えば子供の医療費の場合も立てかえ払い制度は解決してありません。ところが、曾於市を初めとした鹿児島県の場合は、一応簡単に言いまして立てかえ払い制度がまだ残っております。こうした点も、今後この都城との医療連携の問題では、曾於市として改善・解決が、鹿児島県全体にかかわる問題であります。解決すべき大きな課題がありますけれども、この点については具体的な生活上の問題として議論がされていたら報告してください。やはり一定のめどをつけて、議会サイドとしてもこれは提起しながら解決の方向で取り組まなければならないと受けとめております。議論がされていたら報告してください。立てかえ払い制度の解消・解決についての質問であります。

○総務常任委員長（今鶴治信）

医療費の立てかえ払いについては、先ほど医師会のことには意見が出たんですけど、観光面とそういう質問は出ましたけど、その医療の立てかえ払いについては意見はなかったところです。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 曾於市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第7号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第8号 曾於市監査委員条例の一部改正について

日程第9 議案第9号 曾於市地域コミュニティ活性化推進条例の一部改正について

日程第10 議案第10号 曾於市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第6、議案第6号、曾於市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてから日程第10、議案第10号、曾於市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてまでの以上5件を一括議題といたします。

議案5件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第6号、曾於市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について。

本案は、会計年度任用職員制度の導入に関する総務省自治行政局公務員部公務員課長通知に基づき、会計年度任用職員の服務の宣誓に関し、関連する規定を任命権者は別段の定めをすることができるものと改正するものです。

対象者は何人であるかとの質疑に対し、令和2年度4月1日で202名を想定しているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第7号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律の改正により、50歳代後半層における給与水準の上昇抑制と職員の出向に係る地域手当の新設に伴い、関係する規定を改正するものです。

今回の改正で影響のある職員は何人であるかとの質疑に対し、55歳以上の職員58名のうち、55名が対象であるとの答弁がありました。

また、今回内閣府地方創生推進事務局への出向期間と地域手当以外の予算計上項目は何かとの質疑に対し、2年間で予定している。地域手当以外の予算計上は、給料、期末・勤勉手当を除き、通勤手当、時間外勤務手当、家賃、旅費で地域手当を含み、令和2年度は総額580万3,000円を計上しているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号、曾於市監査委員条例の一部改正について。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関連する規定を改正するものです。

なお、本案に対する質疑、意見は特になかったところです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号、曾於市地域コミュニティ活性化推進条例の一部改正について。

本案は、主に小学校区や中学校区などの範囲において、自治会、町内会、NPO、企業、青年団など多様な主体が協働して地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための地域コミュニティ活性化推進計画の策定に伴い、関連する規定を改正するものです。

改正の主な部分は何かとの質疑に対し、地域コミュニティ協議会設立を目指すことであるとの答弁がありました。

また、具体的にどのように推進していくのかとの質疑に対して、4月以降に各校区公民館長等を対象に説明会を開始し、旧町に1カ所ずつ、3カ所にモデル地区の地域コミュニティ協議会設立準備委員会を設置したいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号、曾於市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関連する条例の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改正するものです。

なお、本案に対する質疑、意見は特になかったところです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

委員長に通告は出してはおりませんでしたけど、議案の第7号について、大きく2点最初に質問いたします。

いわゆる地域手当の新たな設置、創設についての質問であります。

先日の議案提案に対する質疑の中でも、地域手当の概念といいますか、定義がされていないのはやはりおかしいんじゃないかと、そもそも論から考えて。これについては最後の総務課長答弁の中で今後検討したいということでありましたが、同じ

内容での質疑がなされていたら審議の経過を報告してください。これが第1点であります。

第2点目、この地域手当では、先日の議案質疑の中では東京出向の今後予定されている1人を内閣府、一応出向させるための条例改正であるとの具体的な答弁がありました。そしてその手当額についても給料等にプラスアルファの計算基礎で加えると同時に、委員長報告にありますように通勤、時間外、そして家賃、旅費等を含めての地域手当であると受けとめております。間違いがあったら訂正をしてください。

その点で、特に例えばお互い考えていきたいんですが、通勤とか時間外手当とか、家賃、旅費もそうであると思うんですが、例えば鹿児島市に出向している市職員の場合は、これが今までは適用規定がなかったのじゃないでしょうかね。それがこの地域手当の創設で東京出向だけが当てはまるというか、単純化して質疑を受けとめますと、これまでの、そして現在、今後の東京以外の出向者に対しては、給料だけじゃなくってこうした諸手当についても対象とならないのじゃないかと受けとめざるを得ない、そうしたこれまでの質疑の答弁じゃなかったかと受けとめております。これはやはりおかしいんじゃないかと。東京であろうと、福岡であろうと、鹿児島市であろうと、通勤手当あるいは特に時間外手当というのは客観的に見てもやはり支給すべきであります。単純化して考えていますので、間違っていたら訂正してください。そうした議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えています。

以上2点です。

次に、議案の9号の地域コミュニティの一部改正について大きく2点質問をいたします。

これも、質問の第1点であります。先日の議案提案の中でこの地域コミュニティのこれまでの検証の結果を踏まえての今回の条例の一部改正で当然であろうかと思っております。その点で、質疑の中で、これまでの検証、総括を市としてはどのように総括してきたのか、これが非常に大事なことじゃないかと思っております。やはり、委員長、総括の上に条例改正というのは当然あるわけでしょう。総括で問題点がなかったら条例改正する必要ないんですよ。そうした意味で総括が非常に大事であります。ですから、市としてはどういった総括的な総括を行ったのか、質疑がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。当然そうした総括の上に今後の新たな課題が見えてくると思っております。客観的にも見えてくる。ですから、今後の課題等についても質疑がされていたらお聞かせ願いたいと思っております。これが大きな1点。

それから、大きな2点目、そもそも地域コミュニティの条例制定というのは、曾

於市においても自治会の未加入者が非常に多いと、これを打開、解決するために一つの方策として地域コミュニティの条例制定があったと受けとめております。これはお互い同僚議員も同じ受けとめ方だと思っております。

では、この間、地域コミュニティのこの条例化に伴って、どれだけ自治会の加入者がふえたか、あるいはそうでなかったかについて、質疑の中でもそうふえていない、むしろ数字の上で減っているというような報告ではなかったと思っております。

では、今後この地域コミュニティを前進させる上でも、これもそもそも自治会未加入者の世帯はどういった世帯であるのか、世帯構成あるいは年齢層あるいは職種、場合によっては家族構成、場合によっては給料等含めて、可能な限り客観的な未加入者の実態を踏まえた上で、地域コミュニティも前向きにこれを前進させる、そうした方法論として一つの方法論があらうかと思っております。その点で、委員会質疑中で、市はどれほど自治会未加入者の世帯について実態把握をしているか、議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

また、自治会未加入者に対する市の情報伝達ですね、情報伝達は、現在これまでもどのような手段や方法で行われてきたのか、議論がされていたらこれもあわせて報告してください。

大きく2点であります。

○総務常任委員長（今鶴治信）

まず、地域手当の質問に答えさせていただきます。

今回、それに対する曾於市の規則がないため——今回が総括質疑でもありましたけど、国家公務員法に準じて今回このような措置をしたという説明がありました。今後これにつきましては初めてのことだったので、今後それに対する曾於市の取り決めを検討したいという説明がございました。

それと、鹿児島やほかのところに行かれた場合のことについては、委員会ではそのことについての質疑はなかったところでございます。

続いては、地域コミュニティについて、地域コミュニティのこの条例の意義、これまでの総括あるいは今後の課題解決についてどのように議論が行われたかということと、自治会未加入世帯の実態について、年齢等、職種、いろんな家族構成から実態はどう把握しているか、そのことについて議論はされたか。また自治会未加入に対する市の情報伝達はどのような手段と手法で行われているかという質問にお答えいたします。

今回、地域コミュニティを、この協議会をつくりたいという中で、これまで市のほうも集落支援員を4人配置していろいろ努力して、一部自治会に加入された人もいるけどなかなか自治会加入に限界を感じまして、今回コミュニティ活性化推進条

例を制定するに当たって、自治会に加入していない人からも広く参加していただいて、そのコミュニティの課題等について共通な認識で取り組むことで、先ほど委員長報告にもありましたけど、NPO法人や企業、各種いろんなその地域にいる方々を集めて、地域の課題を解決するために今度計画を立てたということでありました。そのままこれをしてすぐ効果があらわれるかという質疑がありましたけど、何もなくても自治会加入は進んでいかない。だから、そういう中で自治会加入にこだわらず、その地域にいらっしゃる方々の協力を得てぜひこれを進めていきたいということで、年次計画もいただきましたが、ちょっと資料きょう持ってこなかったんですけど、先ほど質問された意見の中ではそういうことであります。

それとあと、集合住宅を今回外したのは、やっぱりオーナーとかのそのアパート等の経営者がそういう自治会加入を協力するよにということで、まず入所者がそういうことでやがて入所されないんじゃないということでもなかなかそういうオーナーの人の協力を得られなかったということで、今回はちょっと集合住宅はやはり最初の目的では自治会加入を推進したいけど、非常に難しいところがあるということで、今回はそれを省いたという説明でございました。

あと、そういう実態とかにいろいろ検討してそれで議論はされたかということで、課のほうではある程度そういうのが把握されているんでしょうけど、委員会ではそれについて質問はなかったところです。

少し足りないところもあるかもしれんけど、大体委員会で出たのは以上のような意見でありました。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

地域手当については、今後もっと当局を含めて議論を深める必要があろうかと思っております。

地域コミュニティについて1点だけ2回目の質問をいたします。

自治会加入がなかなか難しい、困難であるということも踏まえての今回の条例改正ではないかと受けとめております。これは委員会でも同様じゃないかと思っております。その点で、今後もやはり試行錯誤が当然あるでしょうけれども、条例改正を提案するに当たって、当然市としてはほかの市町村の例とか、あるいは現地にそうしないでも地域コミュニティに該当するような、あるいは今後それに近づけたいと思われる、そうしたさまざまな形の実態がみえられると思うんです。それについて報告がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

具体的に私個人が加入する自治会でも昨年から集合住宅ができて、自治会の催し等は参加しなくていいと。ただ、一例として、生ごみ等出す場合にやはり自治会と

一緒に新たな設置場所を設置して、一応生ごみを出していただくというのはやはり地域に住む以上は必要であります。そういったことを含めて、一般の加入者とは別個に非常に緩やかな形で、しかし自治会には入っていただくという形で一応加入していただいた経過があります。一つの形態であります。さまざまな形態あるかと思いますが、そうした現状での報告が、市外の報告を含めて委員会審議の中で出されていたら報告してください。

これ1点です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

そういう具体例的なところは今後、先ほど委員長報告にもありましたけど、まず旧町1カ所ずつで曾於市全体で3カ所をモデル地区としてその設立に準備委員会をぜひ設置したいという説明でありました。その中で、今教育委員会所管で公民館運営活動をやっていますが、今後10年間を目標にしまして、総務課で市内全域の公民館を中心にそういうコミュニティ協議会というふうに進めていきたいという説明がございました。その中でモデル的というか始良市を招いて、これについて研修をされたという報告はありました。

以上、委員会で出たのは主なところではありますが、その中でこれまでと違うのは、集落支援員が中心となるんでしょうけどそういう事務的な人を必ずして、当初70万円の予算を今度組んでいますので、それでそういう集落支援の市の人を最初は派遣しますが、地元でそういう人をもし立てて事務的なことを、まとめ役をしていただければ、それに対しても今後検討してこの予算の中でそういう事務手数料を払えるようになるんじゃないかという説明がございました。

以上が今回委員会で出た内容でございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（山田義盛議員）

議案第7号についてちょっと1点だけお伺いしときたいと思います。

地域手当ということですから、既婚者であるということは私聞いておりますけど、ちょっと細かいようで恐縮ですけど、旅費の関係、旅費、旅費の関係で、帰郷実費と考えているんですけど、年間何回地元に戻れるか、そういう中身の詳細については検討されているのか、質問がありましたか。お伺いします。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいまの質問にお答えいたします。

この地域手当以外に何があるかという質疑で、今ここに書いてある内容であるという、それぞれ内訳もあったんですけど、総額で580万3,000円を計上していると

ということで、これに伴いましてこの準備でそういう住宅を借りたりいろんな敷金とかいうのは今回の補正で上がっているという説明でございました。実際これを2年間予算を組んでしていただくということで、この旅費につきましては何回そういうことを想定しているかというのはそのとき質問はなかったところです。旅費として組んであるというのはあったんですけど、その内容的には聞かなかったところであります。

以上です。

○12番（山田義盛議員）

旅費の関係は、この条例の中でありませんので、きちっと規定とか規則とか等々で詳細にうたわなきゃいかんです。そういう形の規則等がつくっておられるか、そういう議論なかったですか。お伺いします。

○総務常任委員長（今鶴治信）

先ほど徳峰議員の質問でも答えましたが、国家公務員法に準じて今度したということで、今後この、今度この内閣府のこれに特別に入れたということでいいことでしたので、これから2年間ですので、今山田議員からあったように委員会でもまた今後それについての経過を質問していきたいと思いますが、今後そういうのを検討しているという説明はございましたけど、具体的なことはまだ報告はないということです。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第6号、曾於市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決で

あります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第7号には賛成いたしますが、先日の議案質疑あるいは本日の私や同僚の山田議員の質疑にもありますように、まだ非常に内容が一般論的でありまして、細かい具体的な形での規則がもしなかったとしたら規則で具体的に追加すべき項目があります。

また、現在鹿児島市を含めて出向している職員がいますけれども、その整合性ですね。整合性の関係でもきちっとやはり整理する必要があるかと思っております。

以上申し添えて賛成いたします。

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、曾於市監査委員条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、曾於市地域コミュニティ活性化推進条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、曾於市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第11、議案第11号、曾於市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。議案第11号については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案6件を、2月27日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第11号、曾於市国民健康保険条例の一部改正について。

本案は、平成30年度から都道府県も保険者となり、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として、「鹿児島県国民健康保険運営方針」が作成されたことにより、葬祭費の支給額が2万円に統一されたため、条例を改正するものであります。

これまで3万円支給していたが、1万円の減額分の取り扱いはどうなるのかとの質疑に対し、市の一般会計により支出するため、これまでどおり3万円の葬祭費を支給するとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第12号 曾於市有住宅条例の一部改正について

日程第13 議案第13号 曾於市営住宅条例の一部改正について

日程第14 議案第14号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

日程第15 議案第15号 曾於市水道事業給水条例の一部改正について

日程第16 議案第16号 曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第12、議案第12号、曾於市有住宅条例の一部改正についてから日程第16、議案第16号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてまでの以上5件を一括議題といたします。

議案5件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案12件を、2月27日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第12号、曾於市有住宅条例の一部改正について。

本案は、民法の一部を改正する法律の施行と、曾於市営住宅条例に準拠した規定の整備等に伴い改正するものと、大隅町恒吉の吉村迫団地1戸と中之内の吉井団地1戸を用途廃止するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号、曾於市営住宅条例の一部改正について。

本案は、民法の一部を改正する法律の施行及び国が定める公営住宅管理基準条例の改正に伴い、敷金の取り扱い等の規定を改正するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について。

本案は、民法の一部を改正する法律の施行と、地域振興住宅の建設及び空き家の規定の整備等に伴い関連する規定を改正するものと、大隅町月野の下岡団地1戸と財部町下財部の片平団地1戸を追加するものであります。

近年発生する空き家の入居条件について、市外に2年以上の住民登録条件を削除し、市内在住者でも応募できるように改正するものとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号、曾於市水道事業給水条例の一部改正について。

本案は、水道法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、指定給水装置工事事業者の指定の有効期限が定められ、5年ごとに更新する必要が発生し、新規指定及び更新時に事務手続相当分の申請登録手数料3万円を新たに設定するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について。

本案は、簡易水道事業に公営企業会計を適用するための改正であります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の第12号、13号並びに14号は、市営、市有、地域振興住宅ということで、公営住宅という広い意味で関連性がありますので、特に13号を中心として二、三質問をいたします。

例えばこの議案の第13号では提案理由の中で、委員長説明にもあったかと思うんですが、公営住宅管理基準条例の改正に伴って敷金の取り扱い等の規定を改正する云々とあります。先日の議案質疑でもこの点は当局にも質問した点であります、あわせて非常に大事な点の一つでありますのでお聞きいたします。

今回のこの13号の条例改正の敷金の取り扱い等の規定に関する内容の中心点について、委員会審議でも議論されていると思いますので、敷金の取扱規定についてかいつまんで具体的に説明をしていただけないでしょうか。これが質問の第1点であります。

それから第2点目、先日の議案質疑でも申し上げましたが、この市有住宅並びに振興住宅と、あるいは一方市営住宅とは基本的な考え方に違いが一つはあるように思います。市営住宅の場合は、住宅法に基づきまして基本的には生活困窮者に対しての、いわば生活権を保障するための、憲法25条に基づく戦後からの今日までの、基づく、そうした方々を対象とする住宅でありまして、当然敷金の取り扱いについてもそれを踏まえた今回の法改正並びに条例改正でなかったかと受けとめております。間違いであったら訂正を報告でしてください。

一方、市有並びに地域振興住宅は若干違いが見られなくもありません。例えば地域振興住宅の場合は、生活困窮者でなくともやはり条件を満たせば市が定めた条例規則等によって一応入居できます。入れます。そうした基本的な違いが一つにはあります。ただ一方、敷金についての取扱規定ですね、だからといって市営住宅と全く別個に考えてはならない、そうした側面もあるのじゃないでしょうか。その点で先日の質疑に対して、最終的には市長答弁として今後検討をしたいという答弁があったかと思います。これらを含めて市営住宅と市有住宅、地域振興住宅の今回の条例改正に伴う共通点、一方違い等について、議論が深められていたら報告してください。

以上、大きくは2点の質問であります。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

3つの条例の共通する改正点といたしましては、民法のうち債権関係の規定、これは明治29年に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正されていませんでした。今回の改正は、民法のうち債権関係の規定について、社会を支える最も基本的な法的基礎であるとともに、民法を国民一般にわかりやすいものとする観点から、実務で適用している基本的ルールを適切に明文化するということで、今回我が市の条例も改定することになったといういきさつであります。

敷金については、この前総括質疑でもありましたとおり、敷金をもって補修等に

借り主の方の責任によるものについては充てることができるということ。

あと、地域振興住宅については、あくまでも空き家対策としての改正点ということとであります。

そのほか質疑はないところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問の、最初1回目の質問で再度質問いたします。

敷金の取り扱いについて、るる条例改正規定の中でもありますけども、それを具体的に、特に敷金の取り扱い、単純化した、そうした改正ではありません。細かい例外規定を含めて項目があります。それをどのように整理して受けとめたらいいのでしょうか。もし報告答弁ができたなら報告してください。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

詳細についての質疑はありませんが、説明参考資料等にあった内容だけの説明で終わりました。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

参考資料という、だからそれを具体的にどのように整理したらいいのか、もし報告できたら報告してください。それが難しかったらよろしいです。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

特にありませんでした。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第12号、曾於市有住宅条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、曾於市営住宅条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次に、議案第14号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、曾於市水道事業給水条例の一部改正について討論を行います。
反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第17 議案第17号 財産の無償貸付けについて

○議長（土屋健一）

次に、日程第17、議案第17号、財産の無償貸付けについてを議題といたします。
議案第17号については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終

了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第17号、財産の無償貸付けについて。

本案は、末吉町旧岩北学校給食共同調理場を株式会社グローバルハートに平成27年から無償で貸し付けしていたものを、今回契約が終了するため、新たに令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間無償貸し付けをするものです。

どのような事業を行っているかとの質疑に対し、主な商品はケイ素ティーのインターネット販売で、販売額は平成29年300万円、平成30年500万円、令和元年600万円の売り上げがある。常時雇用1名、忙しい時期にパート2名の従業員による手づくり生産であるとの答弁がありました。

また、土地等の貸付料は幾らであるかとの質疑に対し、これまでは年間土地代22万200円と備品使用料82万円で合計104万200円の契約であったが、今回20万6,000円と備品使用料4万5,800円の合計25万1,800円であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号 曾於市道路線の認定について

○議長（土屋健一）

次に、日程第18、議案第18号、曾於市道路線の認定についてを議題といたします。
議案第18号については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第18号、曾於市道路線の認定について。

本案は、市が宅地分譲した大隅町坂元の坂元団地と大隅町月野の大隅南団地内の道路を市道路線に認定するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第19、議案第19号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第8号）に

ついてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第19号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について（所管分）。

今回の補正予算は、それぞれの事業の確定及び執行見込みによる増減が主なものです。

総務課関係では、総務管理費の共生・協働推進事業の市民提案型地域づくり事業は何件あったかとの質疑に対し、14事業のうち1つが継続事業、13事業は新規事業であったとの答弁がありました。

企画課関係では、コミュニティFM放送局運営負担金の執行残1,000万円の考え方についての質疑に対し、令和2年度は2,500万円予算計上しているが、市民のFMの聴取率の調査や放送局長の選任等も検討しての計上である。今後は適正な予算を計上していくとの答弁がありました。

プレミアム付き商品券交付金について、減額補正が2億3,250万円とかなり多いが、市民への周知はどのように行ったかとの質疑に対し、市報で5回、FM放送で56回行ったとの答弁がありました。

財政課関係では、今回、全体の予算として執行残は幾らかとの質疑に対し、約7億4,000万円であるとの答弁がありました。

特別交付税はいつ交付されるかとの質疑に対し、例年3月20日ごろであるとの答弁がありました。

また、過去3年間の交付額は幾らかとの質疑に対し、平成28年度約8億300万円、平成29年度6億8,000万円、平成30年度約7億3,000万円であったとの答弁がありました。

市民課関係では、クリーンセンターの稼働はどうなっているかとの質疑に対し、現在試験運転中で3月19日に竣工予定であるとの答弁がありました。

また、処理能力と対応年数についての質疑に対し、1基あたりこれまでより2トン多い12トン、2基で1日24トンの処理が可能である。対応年数は現在9割の出力でごみの処理をしているので、当初15年の予定だったが、20年は可能ではないかと試算しているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第19号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について（所管分）。

本案は、各事業の確定及び執行見込みなど、精算的なものによる増減が主なものであります。

審査過程での主な質疑内容と結果について報告いたします。

保健課関係では、都城市休日急患診療事業、救急医療施設等事業負担金の精算方法についての質疑に対し、前々年度の10月から9月分の診療実績をもとに予算を計上し、診療報酬等の収入見込み等に応じて精算しているとの答弁がありました。

曾於地域救急医療協議会及び曾於地域医療確保対策協議会の実施状況についての質疑に対し、曾於地域救急医療協議会及び曾於地域医療確保対策協議会は1回、曾於保健医療圏地域医療構想調整会議が四、五回開かれているとの答弁がありました。

委員より、この6年間曾於地区の救急医療対策への取り組みが全く進んでいない状況であり、市長主導による取り組みを強化するよう強い意見がありました。

福祉事務所では、子ども・子育て支援給付金の増の内容は何かとの質疑に対して、全ての保育園の園児1,149名の12カ月分が対象であり、公定価格が1人当たり1カ月1,160円から6,100円の増になる。使途については、事務職、栄養職等の36項目の加算があるが、主なものは処遇改善であるとの答弁がありました。

学校教育課関係では、学力向上支援員のあり方、報酬の減額についての質疑に対し、支援員のあり方については現状でいろいろ課題も見えてきているので、今後工夫したい。報酬の減額については、家族の事情等による年休全取得後の欠勤によるものであるとの答弁がありました。

社会教育課関係では、指定寄附金はどのような方法での寄附かとの質疑に対し、東京方面の匿名の方からの郵送による寄附であり、ことしで3年目になり、1回あたり15万円の寄附がある。平成29年度は5回の75万円、平成30年度は4回の60万円、令和元年度は4回の60万円、合計195万円の寄附があるとの答弁がありました。

青少年海外研修派遣事業の参加についての質疑に対し、定員8人に対し4人の参加で、年々減少傾向である。1人につき33万円の補助があるが、30万円以上の個人負担が現象の要因にもなっているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第19号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について（所管分）。
本案は、各事業の確定及び執行見込みなど、精算的なものによる増減が主なものであります。

各課における主な質疑内容と結果を申し上げます。

農林振興課関係では、県支出金の活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金増額が主なものであり、国の補正予算により前倒しができるとの説明がありました。

商工観光課関係では、地域商品券発行事業のプレミアム商品券が好評であり、750万円の補正と思いやりふるさと寄附金推進事業の総務省の指導により、寄附額の50%以下に経費を削減するよう指導があり、広告料を減額補正すると説明がありました。

畜産課関係では、畜産基盤再編総合事業負担金の減額について質疑があり、建設工事が不調に終わり減額したが、令和2年度新たに工事発注をするとの答弁がありました。

耕地課関係では、現年度発生農地・農業用施設災害復旧費の繰越明許費補正について質疑があり、国の災害査定が12月5日まで実施されたことと補助率増高申請ヒアリングが12月26日に実施されたことから、実施設計所作成及び県の設計審査が1月以降になり、工事発注が2月以降になったことによるものであるとの答弁がありました。

建設課関係では、地域振興住宅の減額について質疑があり、今年度建設を計画していた3棟のうち1棟について入居予定者から辞退の申し出があったとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に2点大きく質問いたします。

第1点は本年度の財政的な立場からの質問であります。

補正予算の9号は残っておりますが、今回の8号でほぼ歳入を中心とした、あるいは市債発行を中心とした歳出についてもおおむね全体的な、最終的な補正予算であります。

先日の議案質疑でも若干質問したかと思いますが、質問の第1点、本年度の税収の状況あるいは市債発行状況——途中からの発行もあります——あるいは基金

活用——これも年度途中からの活用も少なからずありますが——と関連いたしまして、市債現在高の状況等について、議論がされていたら報告をしてください。

議会サイドとしては、やはり安定的な財政運用のためには大事な側面の一つだと受けとめており、そうした立場からの質問であります。

質問の２点目、先日も総括質疑で質問いたしましたが、154ページのプレミアム付き商品券の２億4,058万4,000円の減額でございます。これは、執行率がわずかに32%、こうした１億円単位の大きな事業の執行残がしかも30%そこそこの執行率しかなかったということはちょっと記憶にないところでございます。曾於市議会におきましても。これは、基本的には五位塚市政に責任は全くなく、安倍政権の失政としか言いようがないんですけども、こうした30%そこそこの執行率についての事業について、議論が深められていたらお聞かせ願いたいと考えております。今後こうしたやり方はもうやめていただくのが市当局にとっても市民にとっても、議会にとってもいいことじゃないかと受けとめており、そうした立場からの質問であります。

それから建設経済委員長に２点質問いたします。

質問の第１点は、278ページの肉用牛特別導入事業基金の返還金4,503万2,000円。総括質疑でも質問いたしました。畜産課長答弁は、２つの基金があって、今回のこの基金を取り崩したとしてももう一つの基金が２億円余あるために、財政的には問題なく対応できるという答弁であったかと受けとめております。

委員長に対する質問は別な立場からの質問であります。

この事業自体は非常に大事な事業でありますけども、畜産振興上ですね。この数年この事業の積極活用についてどのような一応議論がされて、そして適応がされてきたか。子牛価格は幸いこれまで高かったんですけども、高齢化等が進む中、なかなか後継者を含めて順調にいけないために、子牛の頭数が減少傾向でありますけども、今後この基金を活用するために、例えば活用の範囲を広げる、あるいは柔軟対応をしていくということを含めて、具体的な議論がされていたら報告してください。これが第１点。

それから第２点目は、310ページの地域振興住宅建設の2,529万8,000円の減額でございます。先日の総括質疑でも質問いたしましたし、ただいまの委員長報告でも説明がありました。

先日の総括質疑でもせっかく３戸分の限られた予算が計上されてその中で１戸分が辞退者があったということで、結果として年度末にこれを落とすというのもある面では残念な点がいたします。今後とも、こうしたことは相手があることでありまして、ないとは限らない、ある面ではあり得ることだと思うんです。その場合に、どうしてせっかくのこの予算をほかの人に回すということについて、教訓化はなか

ったのかどうか、議論があったらお聞かせください。

第2点目、先日の総括質疑でも市長答弁の中で、例えば一応希望者は4軒の中で柳迫も1軒あったけども、柳迫はやはりこの対象から外したということでありましたけども、それはおかしいんじゃないか。やっぱり柳迫も農村地域でありまして、現状はともかく将来見通した場合に、地域振興住宅を含めてやはり適用範囲と、対象とすべきじゃないかといった立場からの質問でありましたが、この問題についても、来年度以降のこともありますので、委員会審議の中で対象地域とする区域問題について議論がなされていたら報告してください。

以上2点です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいま徳峰議員より2点ほど質問をいただきました。

本年度の税収を市債発行、基金活用の現在高等の議論がなされたかということにお答えいたします。

総括質疑の中でも出ましたけども、委員より、今後の普通交付税が減額されている中、特定目的基金をどのように考えているかという質問に、岩川小学校当初合併特例債を利用する計画であったが、義務教育債、過疎対策債を利用して建設予定であるということ、また、合併特例債のソフト事業としてのまちづくり基金、これが19億円ほどある。そしてまた、先ほど岩川小学校をそっちのほうの使ったものですから、市立学校施設整備基金とまた今思いやりふるさと基金が非常に寄附が多いということ、これを利用して普通交付税の減額分を有利な起債をつくりながら平準化した利用をしてとにかく財政の安定に努めたいという説明でございました。

それと、プレミアム商品券についてですけど、総括質疑の中でも大分質問されましたので私たちの委員会では資料をいただきまして、今回33%であったということで、周知等は先ほどの委員長報告にありましたようにいろんな手使ってやったんですけど、やはり利用者の上位店舗というのが各町ごとにありまして、ほとんど食料品のスーパーでその33%の方が利用されたということで、やはり所得の低い方が今回対象だったということで、高額なそういう商品よりも身近な食料品に対して需要が多かったんじゃないかということで、やはり上限が2万5,000円で2万円で5,000円分のプレミアムがつくんですけど、やはりその金額は負担が大きいので、必要最低限に必要な食料品に使ったからこういう結果ではなかったかという、はっきりした分析はできないんですけど、そういうことでした。

そして、若い人が新生児を対象に713人対象者がいるということで、この方々の利用状況はどうであったかという質問をしましたが、そういう調査はできないということになっているということで、分析がやはり個人情報的なものもあって難し

いのではないかという説明でございました。

以上です。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

278ページの肉用牛特別導入事業基金返還金についてお答えいたします。

これについては、利用者等がなく県に返還をしたということであります。また基金残高については現在のところまだ4,562万2,000円ほどあるということであります。

ほかについては質疑はなされなかったところであります。

また、地域振興住宅の減額についてであります。これについては現在空き家が5戸あるということで、それによって対処をした部分もあったとのこと。それと、ほかの希望者に回すという点については、今まで努力した結果としてできなかったということで、最後の補正で計上されたものと認識しております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に2点、総務委員長にまず質問いたします。

この財政問題については、委員長もよく御承知のように大きな事業は国庫の補助、2点目が起債、3点目が一般財源を、この合理的、効果的、組み合わせての事業が一般的であります。

ただいま委員長報告にありましたように、一般財源はそれなりに、ふるさと基金を初めとして客観的には一定保有がされており、余裕といつては言い過ぎかもしれませんがあります。

委員長報告の中でまた有利な起債とありましたけども、有利な起債がどれだけあるか、私はもうそのようにないように思っております。特例債がなくなりましたので、新たな基金を探すしかない。その点での議論がもしあったらお聞かせ願いたいと考えています。今後の大きな課題の検討すべき一つであると受けとめており、そうした立場からの質問であります。

それから2点目のこのプレミアム付き商品券について、ほかの市町村もやはり同じく執行率が低かったのかどうか、もし審議がされていたら報告していただきたいと思っております。

以上2点です。

建設経済委員長に1点だけ質問いたします。

この地域振興住宅の中で、今地域振興住宅が132前後あるんですけれども、5戸ほど空き家があるということで、それによって対処したと。空き家が5戸あってそれによってというのはちょっと意味不鮮明なんですけど、どういったことなんでしょ

うか。答弁をしていただきます。

以上です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

財政課長より有利な起債を今後利用しながらその事業ごとに平準化した基金を利用していきたいという説明がございましたけど、それ以上にはなかったところでございます。

合併特例債が残り31億1,400万円ほど令和7年度を限度に利用する枠があるので、これを有利に生かして、その後はまた有利な起債をその都度検討していきたいという説明でございました。

以上です。

あと、プレミアム商品券のほかの市町村はどうだったかという質問は、総括質疑で出ましたので、あえてその質問はなかったところでございます。

以上です。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

お答えします。

現在あった空き家について、入居希望者の方に場所等の調整をした結果、2件ほどそちらのほうに入っていただけたという、そういう意味での、入所条件については完全にクリアしているということで対応したということでした。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（山田義盛議員）

文厚委員長に1点だけ質問させてください。

学校教育関係では、学力向上支援へのあり方、報酬の減額についての質疑に対して、支援員のあり方については、現状でいろいろと課題も見えてきているので今後工夫をしたいという当局の答弁がなされておりますが、支援員のあり方の課題は何かと思っているんですけど、課題について委員会で審議されてあったら報告をください。

以上であります。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

支援員のあり方のところでは、現在学力向上支援員と特別学級支援員、この両方の支援員があります。その運用のあり方について、いろいろと学校サイドでどちらも縦割りといいますか、横割りといいますか、なかなか業務のあり方に若干工夫が必要なのではないか。現状はちょっと、若干仕事をやりにくい状況があるというよ

うな趣旨の課題があるという答弁でございました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（山田義盛議員）

具体的にちょっと何か示されていましたか。なかったのかだけ。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

内容的には学力向上支援員を特別学級のほうで使いにくい。特別学級支援員を学力向上のほうで使えない、そういう具体的なお話はございまして、今後どのようにするかは新年度の予算でまた検討はしているという答弁でありました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第20 議案第20号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
について

日程第21 議案第21号 令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について

日程第22 議案第22号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第20、議案第20号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてから日程第22、議案第22号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第20号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。

本案は、保険税等の収入見込みや執行見込みによる増減が主なものであります。

一般被保険者療養給付金7,000万円の増額についての質疑に対し、当初予算は伸び率1.5%で計上したが、5.5%の伸びとなった。内訳は骨折、脳梗塞、精神疾患等の入院費の伸びであり単年度の特別な事情であるとの答弁がありました。

末吉の新規病院の開院による医療費への影響についての質疑に対し、医療費は減少傾向にあるが1人当たりの医療費は上がっている。昨年7月、救急病院が開院したが市内市外の受診率の変化はあまり見られないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号、令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。

本案は、保険料等の収入見込みや執行見込みによる増減が主なもので、歳入では後期高齢者医療保険料及び繰入金を減額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額するのが主なものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

本案は、国庫支出金等の収入見込みや執行見込みによる増減が主なもので、歳入では諸収入及び財産収入を追加し、繰入金及び支払基金交付金を減額。歳出では執行見込みにより地域支援事業費を減額し、基金積立金及び予備費を追加するものが主なものです。

給付費の伸びについての質疑に対し、当初予算は前年度比0.5%増で計上したが、最終的には0.66%増になる見込みであるとの答弁がありました。

予備費の推移についての質疑に対し、平成29年度6,223万5,000円。平成30年度591万8,000円。令和元年度1,959万9,000円であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○15番（海野隆平議員）

議案第22号の介護保険特別会計につきまして、1点だけお聞きしたいと思いますけど。介護給付費の伸びについてがここに書いてあります。当初予算は前年度0.5%の増で計上したが、最終的には0.66%の増になる見込みであるというふうな答弁だったわけでありますけども、わずかとはいえども0.16%上がっているわけでありますけど、この要因は何であったのかお聞きしたいと存じます。1点だけです。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

0.16%の増ということではありますが、具体的な内容のところの議論はしていません。精算的な増減の中での誤差の範囲内であるというような理解しています。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論採決に入ります。討論採決は1件ずつ行います。

まず、議案第20号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に議案第21号、令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

—————・—————
日程第23 議案第23号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
について

日程第24 議案第24号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）について

日程第25 議案第25号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第26 議案第26号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について
○議長（土屋健一）

次に、日程第23、議案第23号、令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてから日程第26、議案第26号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）についてまでの以上4件を一括議題といたします。

議案4件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第24号、令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）について。

今回の補正予算は、事業費の確定及び執行見込みによる増減が主なものです。

生活排水処理事業基金の残高の質疑に対し、平成30年度で約1,980万円であるとの答弁がありました。

また、浄化槽市町村設置型事業の循環型社会形成推進地域計画はいつまでかとの質疑に対し、令和4年3月31日で終了する。今後、令和3年度までに検討委員会の意見をまとめる予定であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第23号、令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

本案は、事業費の執行見込みによる増減が主なものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号、令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

本案は、事業費確定及び執行見込みによる増減が主なものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可

決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号、令和元年度曾於市水道事業特別会計補正予算（第5号）について。

本案は、収益的支出については執行見込みによる増減と、資本的収入について収入見込みによる国庫補助金を減額するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第23号、令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第34号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第27、議案第34号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第34号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）。

今回の補正予算は、国の補正予算成立に伴う事業によるものが主なものです。

財政課関係では、市債で市道の社会資本整備総合交付金事業890万円と、緊急自然災害防止対策事業1,500万円、小学校校舎LAN整備事業8,550万円、中学校校舎LAN整備事業2,220万円が主なものです。

市民課関係では、曾於市の個人番号カードの申請率はどのくらいかとの質疑に対し、令和2年1月30日現在4,438人の申請があり、12.26%である。申請率は、鹿児島県平均が16.81%、全国平均が18.72%である。曾於市は県内43市町村のうち40番目で、19市のうち19番目であるとの答弁がありました。

原因は何かとの質疑に対し、市民が個人番号カードは必要ないという認識や、市の啓発推進がまだ十分でないことが理由であるが申請手続の人員が足りないことも大きな要因である。今後検討していきたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第34号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）。

本案は、国の補正予算による、文部科学省が進めるGIGAスクール構想による公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業費であり、小学校施設整備事業1億7,686万2,000円、中学校施設整備事業4,487万4,000円、それぞれ追加するものであります。

教育委員会総務課関係では、校内LAN整備工事の今後のスケジュールについての質疑に対し、3月に指名委員会を行い、工事は4から6工区に分けて7月から10月の期間で実施する予定で、市内業者で対応できるとの答弁がありました。

委員より、国の補正予算等による新規事業については、説明資料を作成し詳細な説明を求める意見が出されました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第34号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）。

本案は、土木費国庫補助金の増額が主なものであります。

繰越明許費の追加の多さについて質疑があり、災害発生による事務量の多さによるものであるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第28 議案第35号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第6号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第28、議案第35号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案については、建設経済常任委員会審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第35号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第6号）について。

本案は、収益的支出の追加であり、水道管破損による損害賠償請求のため、委託料が発生したものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日6日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 零時10分

令和2年第1回曾於市議會定例会

令和2年3月6日

(第7日目)

令和2年第1回曾於市議会定例会会議録（第7号）

令和2年3月6日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第7号）

第1 議案第5号 曾於市手話言語条例の制定について

第2 議案第27号 令和2年度曾於市一般会計予算について

（以下3件一括議題）

第3 議案第28号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計予算について

第4 議案第29号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について

第5 議案第30号 令和2年度曾於市介護保険特別会計予算について

（以下3件一括議題）

第6 議案第31号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

第7 議案第32号 令和2年度曾於市水道事業会計予算について

第8 議案第33号 令和2年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番 重久昌樹	2番 松ノ下いずみ	3番 鈴木栄一
4番 岩水豊	5番 湊合昌昭	6番 上村龍生
8番 今鶴治信	9番 九日克典	10番 伊地知厚仁
11番 原田賢一郎	12番 山田義盛	13番 大川内富男
14番 渡辺利治	15番 海野隆平	16番 久長登良男
17番 谷口義則	18番 迫杉雄	19番 徳峰一成
20番 土屋健一		

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 宮迫勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦

主 任 富 田 洋 一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	岩 元 浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱 田 政 継	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

開議 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第5号 曾於市手話言語条例の制定について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案第5号、曾於市手話言語条例の制定について議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第2 議案第27号 令和2年度曾於市一般会計予算について

○議長（土屋健一）

日程第2、議案第27号、令和2年度曾於市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

一般会計の新年度予算について、15項目にわたり、通告要旨に基づきまして質問をいたします。

まず1点は、新年度予算を編成するに当たりましての各課の予算要求から査定、そして、予算計上と予算提案に至る経過、流れについて説明してください。

新年度予算は、前年度比14.8%とかつてない大幅な増額となり、総額で269億500万円でありますので、この流れについて説明してください。

2点目の質問、今回の当初予算には、計上されていないものの、今後、令和2年度の補正予算の段階で、新たな提案予定の、特に予算額が大きい事業内容について考

えておられる予算額を含めてお聞きをいたします。

質問の3点目、歳入についてでございます。当然、歳出が大きくふえておりますので、それに伴う歳入も見た限りにおいては、項目によってはかつてない大きな歳入の計上を、予算計上をいたしております。

税込、あるいは使用料、寄附金や市債発行高を初めとして、歳入の主な項目について、特徴を含めて説明してください。

第4点目、新年度の当初段階での財政について、主な基金、市債、さらに公債費等について、残高を含めて説明してください。

関連いたしますが、新年度予算が大変大きいために、この財政状況もかなり数字が動いております。基金の取り崩しもかつてない新年度予算で合わせて32億2,000万円と大変な基金の取り崩しを予算計上いたしております。これらを含めて説明してください。

質問の5点目、当初予算の段階で、特別会計を含めて、人件費等について、同じく、この4月から会計年度の移行に伴いまして、具体的にはフルタイム並びにパート職員等の一定の労働条件の改善に伴う報酬等が見られます。これらについての増額、総額を含めて説明してください。

次に、6項目め、説明書の218ページ、地域コミュニティ協議会等の補助金210万円について、あわせて240ページのコミュニティ助成事業補助金の480万円について説明してください。

これまで、条例改正を初めとした昨日までの審議の中でも一定質疑が交わされておりますけれども、これを踏まえた質問でございます。

また、コミュニティFMについては、これまで総括質疑が昨日の委員長報告に対する質疑等で、一定、新年度から改善の方向で当局の姿勢が見られますので、質問は省きます。

質問の7点目、235ページの防災施設建設工事並びに旧岩川高校解体工事についても説明してください。

防災施設建設工事は、前年度はゼロ計上でありましたが、新たな6,337万2,000円でございます。主な施設等の内訳についても説明してください。

また、本年度限りの当初予算の計上であるのかを含めて説明してください。

また、旧岩川高校の解体工事については、教育委員会関係の岩川小学校の移転改築に伴う予算計上とは別個な形で、総務課サイドで計上されております。1億4,715万円であります。これも、当初の計画に比べてどれだけふえたか、ふえた理由を含めて、1回目の答弁でしてください。

次に、8番目、273ページの庁舎整備事業の内容等について、新年度当初では

1億1,668万8,000円が予算計上されております。

まず第一に、本庁舎増築基本実施設計業務委託料が6,373万5,000円が計上されております。第1点は、この予算計上の執行について、その時期、あるいは今後の新年度の流れについても説明してください。

例えば、この委託料の競争についても、競争入札の形態についても説明してください。これは、結果的に16億円を超える大きな事業費となりますので、最初のこの委託料の執行の段階から、極めて競争性の高い、そうした事業のあり方が求められます。

関連いたしまして、末吉中央公民館も予算計上いたしておりますが、この実施設計は本年度で行われ、委員会審議の中でもこの設計委託料について、14者の入札参加があったと報告がされております。ですから、中央公民館は予算に対比6割台で落とされております。こうした非常に競争性の高いこうしたこの設計段階での入札のあり方が、まず第1歩として非常に大事じゃないかと考えており、その立場からの質問でございます。

また、2点目、駐車場の整備も1,591万4,000円計上されておりますが、その場所、時期、また、この予算で足りるのかを含めて説明してください。

3点目、造成工事費も予算計上されておりますが、同じく場所、時期、また、この予算で対応できるのかを含めて説明してください。

また、細かくは2回目以降、質問いたします。

次に、9点目、297ページから302ページのクリーンセンター関係でございます。

まず、大隅・財部処分場の管理費等について内訳を説明してください。

また、クリーンセンターが昨日の報告にありましたが、この3月中に一応新たな稼働が予定されているようでございますが、これに伴う新年度では、大隅・財部処分場の管理のあり方を含めて、これまでどおり変わらないのかを含めて説明してください。

また、クリーンセンターのこの間の整備についても、総事業費を含めて説明してください。細かくは2回目以降、質問いたします。

次に、10項目め、422ページの産地パワーアップ事業についてでございます。

前年度はゼロ計上でありましたが、今回、新規の3つの生産組合に対して1,054万6,000円が計上されておりますが、その3つの組合の代表等を含めて、内容を含めて説明してください。

その中で、事業概要の説明の中で、説明書の、高い付加価値、高付加価値な作物へ転換しつつという表現があります。具体的には、この付加価値をより高める作物への転換をしつつというのは、今回の場合、こういった意味内容であるのかを含め

て、3つの提案された生産組合との運営の関連性についても、この点であわせて説明をしてください。

次に、11番目、447ページの思いやりふるさと寄附金事業並びにこれらに関連する予算についてでございます。

今回の新年度予算では、28億139万7,000円が予算計上されております。前年度当初では17億1,778万7,000円でありましたので、10億836万1,000円の増額であり、また、前年度対比実に63%の大変な大幅増の予算計上でございます。

質問であります、この点で、本年度の実績、あるいは本年度見込みについても説明してください。

また、関連ある予算としては、歳入について、あるいは基金の取り扱いについても関連する予算として説明してください。

12番目、480ページの県営土地改良事業について、その進捗、今後の計画を含めて、あわせて489ページの基幹水利事業についても説明してください。

県営土地改良事業については、総額で3億3,249万3,000円が予算計上されております。また、基幹水利事業については、この中岳谷川内ダムのいわゆる管理費についての予算計上1,678万8,000円ですが、その財源内訳、負担割合を含めて説明してください。

次に、13番目、497ページから506ページに至る建設課サイドの市道整備の関連の事業について質問いたします。

第1点は、主な事業についての説明をしてください。

2点目、これらの予算総額について、497ページから506ページの市道整備関連予算総額は幾らであるか、また、前年度は幾らであるか、前年度に比べて一定減っております。この点での疑問点もありますので、前年対比を含めて説明してください。

次に、14番目、住宅建設費について、桜ヶ丘住宅についての建物購入費として10億1,792万6,000円が計上されております。

質問の1点は、解体、造成工事について、既に業者は決まっておりますが、新年度のスケジュールについて説明してください。

2点目、入居移転の反対者が1人おられ、議会に提案された経過がありますが、この方についてのその後の対応についても説明してください。

3点目、この予算計上に伴うこの住宅を購入する時期はいつをめどとして購入する予定であるのか、関連して、新たな入居時期についても説明してください。

次に、15番目、517ページの地域振興住宅についてでございます。

昨日も、あるいは総括質疑、質疑でも質問いたしました。新年度では、5戸分が計上されており、前年度は3戸分でありましたので、1歩前進であります。ただ、

五位塚市長が誕生した6年半前の本会議での私の質問に対して、地域振興住宅は毎年10戸をめどとして建設したいといった答弁がありまして、10戸に比べたら、それでも約半分の5戸分であります。そして、この5戸分の対象地域はどこどこであるのか、また、関連して、現在、地域振興住宅に対する希望者は何名ほどであるのかを報告してください。

以上の質問であります。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、徳峰議員からあった質問にお答えいたします。

まず、1番目に、今回の当初予算についての査定、予算要求、それから査定、予算計上に至る経過についてということでございます。

まず、当初予算につきましては、10月1日に各課に対しまして当初予算編成の基本方針をお示ししております。11月8日までの提出を依頼したところでございます。

その後、各課からの要求に対しまして、11月12日から副市長査定を延べ17日間、12月25日に市長・両副市長によります現地調査、1月15日から市長査定を4日間行い、当初予算案を編成したところでございます。

各課からの要求額は、歳入が238億9,866万5,000円、歳出が277億5,040万3,000円でありました。歳入不足額が38億5,173万8,000円でありましたので、市長査定等によりまして、不足額の調整を行っていただきながら、最終的には財源調整として、基金繰り入れを32億3,010万7,000円計上したところでございます。

続きまして、②にございます、今回当初予算には計上されなかったが、今後補正予算で提案予定の、特に予算額の大きな事業についてお答えいたします。

令和2年度の当初予算は、予算編成方針に基づきまして、年度内の収入及び支出の一切を見積もった年間予算として編成したところでございます。ただし、今後、年度途中におきまして、災害等のやむを得ないものや、国・県の予算に伴うものについては、補正予算の計上をお願いすることになると考えているところでございます。

今回、質問のあった今後補正予算として計上が見込まれる大きな事業としましては、現時点で耕地課の農業・農村活性化推進施設等整備事業、清津野地区でございます。事業費は1,250万円で、事業内容は排水路整備を行うもので、今後県の採択をもって議会への提案を予定しております。

次に、教育委員会総務課の小中学校へのタブレット導入事業でございます。この事業につきましては、令和元年度の国の補正予算に関連するもので、導入機器の種類に応じて事業費は変動しますが、現段階では概算で5,300万円程度になるものと見込んでいます。事業内容につきましては、令和2年度において、

小学校５年生、それから６年生及び中学校１年生の児童生徒用と教師用として890台ほどを導入する計画で、６月または９月の議会への提案を予定しているところでございます。

続きまして、３番目でございます。③でございますが、税收、使用料を初め、歳入の主な項目についてということでお答えいたします。

当初予算におきます自主財源としましては、市税、使用料、繰入金等がございます。額の大きい順に申しますと、まず市税は33億3,189万6,000円で、前年度に對しまして9,969万3,000円、3.1%の増となったところでございます。主な要因としましては、固定資産税の償却資産が3,801万4,000円、7.0%の増がございました。

次に、繰入金でございます。32億3,010万9,000円で、前年度に對しまして6億6,913万7,000円、26.1%の増となったところでございます。主な要因といたしましては、思いやりふるさと基金５億円、38.5%の増でございます。

次に、寄附金18億500万3,000円でございます。前年度に對しまして８億円、79.6%の増となっております。要因といたしましては、思いやりふるさと寄附金８億円、80.0%の増でございます。

続きまして、依存財源につきましてでございますが、まず、地方交付税77億300万円で、前年度に對しまして500万円、0.1%の減となっております。普通交付税は、前年度実績等を考慮して算定いたしまして74億300万円、特別交付税は昨年度と同額の３億円を計上したところでございます。

次に市債でございます。40億3,920万円で、前年度に對しまして９億8,700万円、32.3%の増でございます。主な要因といたしましては、市営桜ヶ丘団地の建てかえ事業に伴います公営住宅事業債６億2,320万円の増でございます。

続きまして、国庫支出金ですが、30億9,032万9,000円で、前年度に對して５億6,084万2,000円、22.2%の増となっております。主な要因としましては、市営桜ヶ丘団地の建てかえ事業に伴います社会資本整備総合交付金３億9,426万4,000円の増でございます。

それから、④でございます。新年度の段階、新年度当初予算の段階において、主な基金、それから市債、公債費等についてということでの御質問でございましたが、まず、主な基金についてでございます。今回の当初予算編成に当たり、財政調整基金の取り崩し額を９億4,124万6,000円、前年度に對しまして1,555万5,000円、1.7%の増となっております。

次に、ふるさと開発基金の取り崩し額は１億5,000万円で、前年度に對しまして3,000万円、25.0%の増となっているところでございます。

次に、思いやりふるさと基金の取り崩し額は18億円で、前年度に對しまして５億

円、38.5%の増となっているところでございます。

続きまして、市債でございますが、当初予算額は40億3,920万円で、前年度に対しまして9億8,700万円、32.3%の増となっております。主な目的別としましては、総務債は2億2,510万円で、主なものは過疎地域自立促進基金造成事業の1億円でございます。

次に、土木債でございますが、14億2,070万円でございます。主なものは公営住宅建設事業6億2,320万円でございます。

続きまして、教育債が14億360万円でございます。主なものは小学校施設整備事業8億2,850万円でございます。

続きまして、公債費でございますが、当初予算額は32億130万9,000円で、1,128万6,000円、0.4%の減となっております。

元金は30億8,983万3,000円で、前年度に対しまして1,492万8,000円、0.5%の増となっております。主な要因といたしましては、以前借りかえ分で、今年度から償還の始まる市債、また、令和元年度借り入れ予定分で据え置き期間のない償還に係る元金見込み額の増に伴うものでございます。

償還利子につきましては1億1,045万6,000円で、前年度に対しまして2,625万7,000円、19.2%の減となっております。主な要因といたしましては、借り入れしていた市債の償還終了に伴う減や近年の低金利に伴うものが主な要因でございます。

その結果、令和元年度末の現在高の見込み額が255億7,370万9,000円でしたが、令和2年度末の残高見込み額が265億2,307万6,000円で、元年度に対しまして9億4,936万4,000円の増となっているところでございます。

続きまして、⑧でございます。庁舎整備事業の内容についてということでございました。庁舎整備につきましては、今回、令和2年度の予算措置の主な内容としましては、まず、市役所本庁舎増改築に関する開発行為許可申請業務委託とプロポーザル方式による増改築部分の基本・実施設計等の業務委託、また、増築部分の敷地の地質調査業務委託、敷地の造成設計業務委託と造成工事、本庁舎周辺の駐車場整備の実施設計業務委託等と工事等を計画しております。

スケジュールにつきましては、まず、4月の新年度が始まると、庁舎増改築の基本設計業者の選定をプロポーザル方式で決定してまいります。業者決定の後、基本計画におおむね3カ月ほどを要し、その後、実施設計業務を行ってまいります。最終的な実施設計の業務が終了するのが令和3年の1月から2月ぐらいだと考えているところでございます。

また、基本設計と同時に、庁舎整備に関する開発行為の許可申請業務委託を行ってまいります。おおむねこの申請業務に5カ月から6カ月を要すると考えられ、最

終的な許可をいただけるのが11月から12月ぐらいになるものではないかなと考えているところでございます。

また、5月ぐらいから庁舎の増築庁舎部分の地質調査を実施いたします。地質調査の結果が判明し、増築庁舎の設計がある程度決まった時点で造成工事設計業務委託を行いまして、引き続き造成工事を行う予定でございます。

今現在、庁舎の建設予定地、増築分でございますが、これは耕地課、それから畜産課等の配置されている庁舎の南側の道路を隔てた向江公園の中にと考えているところでございます。

また、庁舎増築に伴いまして、駐車場の整備も検討しているところでございますが、令和2年度におきましては、栄楽公園東側、それから庁舎の西側並びに東側の駐車場の造成測量設計業務委託料を行いたいと考えております。

その後、令和2年度において、栄楽公園の東側の駐車場整備工事を実施してまいりたいと考えているところでございます。

それと、⑪です。おもいやりふるさと寄附金の……。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

今、言われました造成工事につきましては、令和2年度で対応できます、予算です。

(「だから、場所ということ」と言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

場所は、先ほど言いました向江公園です。

続きまして、⑪番でございますが、思いやりふるさと寄附金事業の関係で、財政課所管に関する部分だけを申し上げます。

基金につきましては、思いやりふるさと基金の基金条例第6条において、この基金は寄附条例の第1条の目的を達成するため、寄附事業に要する費用に充てる場合に限り、全部または一部を処分することができるとなっております。

この項目、6項目といいますのは、活力あるふるさとづくりに関する事業を初めとして、6項目があるところでございますが、令和2年度の当初予算において、充当を18億円しております。これにつきましては、大きなものといましては、思いやりふるさと寄附金推進事業の特産品PR推進事業委託料、これに7億7,000万円ほど入れております。それが一番大きなものでございます。

以上でございます。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

基金の残高ということによろしいですか。

(「思いやりふるさと寄附金事業」と言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございません。それになりますと、商工観光課になりますので、私のほうではちょっとわかりません。申しわけございません。

○税務課長（山中竜也）

それでは、③番の市税の収入について、各税目ごとにお答えいたします。

市民税が前年度より3,817万円、3.3%の増額となっております。

個人市民税の均等割は、納税義務者数の変動は少ないと見込みまして、前年度より43万6,000円、0.8%の増額で計上し、所得割額は特別徴収の前年度分を勘案いたしまして、前年度より3,457万7,000円、3.8%の増となったところでございます。

また、法人市民税につきましては、30年度の決算額をもとに、均等割額は前年度より248万2,000円、4.3%の増で、法人税額は前年度より75万8,000円、0.7%の増額と見込んでいるところでございます。

固定資産税につきましては、前年度より5,443万2,000円、3.1%の増額となっております。土地は地価下落による減額を2%と見込み、地目変更や負担調整措置等を勘案して、前年度より178万1,000円、0.5%の微増でございます。また、家屋につきましては、新增築分を2,999万1,000円と見込み、新築住宅軽減分や減免分を勘案し、前年度より1,480万1,000円、1.8%の増額となったところでございます。

償却資産につきましては、新增設分を1,628万9,000円と見込みまして、前年度より3,801万4,000円、7%の増額と見込んでいるところでございます。

次に、軽自動車税種別割につきましては、前年度より101万7,000円、0.6%の減額となったところでございます。課税見込み台数を2万7,713台と推定し、車種ごとの税率で試算して計上いたしました。

環境性能割につきましては、対象車両を自家用乗用車が804台、自家用貨物車が360台と見込み、1,307万5,000円を計上いたしました。

最後に、市たばこ税でございますが、前年度より523万4,000円、2.8%の減額となっております。たばこの消費本数を3級品以外が3,117万1,824本、3級品を202万1,196本と見込んで計上したところでございます。加熱式たばこの普及や値上げに反しての買い控えなどにより、消費本数が減少しているための減額で、今後もしばらくはこの減少傾向が続くと推察されているところでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、⑤特別会計を含む人件費等及びフルタイム、パートタイムの報酬等に

ついてお答えしたいと思います。

今回、令和2年度特別会計を含む全体の人件費の予算総額でございますが、34億7,017万3,000円でございます。これにつきましては、前年度に対しまして2億422万円の増となっているところでございます。

この増分につきましては、3つに区分けして御説明申し上げますが、まず、特別職、一般職員、会計年度任用職員ということでお答えいたします。

特別職につきましては、これまで、令和元年度まで非常勤職員は報酬でしておりましたので、この特別職のほうに入っておりましたが、今回、それが省かれるということで、2億6,394万3,000円の減となるところでございます。

一般職員につきましては、昨年末認めていただきました人勧のアップと、あるいは昇給等によりまして4,000万ほど増額の予定、見込みでございます。

会計年度任用職員につきましては、皆増ということで、4億2,700万ほどでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました特別職のところから2億6,000万ほど持ってまいりますので、それに会計年度任用職員につきましては、これまで令和元年度まで賃金で払っていた、7節の賃金で払っていた分がありますが、これが約5,080万ほどございますが、これが報酬、あるいは給料のほうに振り替えられるということで、人件費取り扱いになりますので、5,000万ほどふえるというところでございます。

そのほか期末手当約2,350万円、共済費約7,000万円等を、今回、会計年度任用職員の費用として計上いたしておりますので、合計で2億422万円の増となるところでございます。

(「会計年度が2億ですか」と言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

会計年度任用職員の全体にいたしましては4億2,700万でございます。その内訳といたしましては、給料、それから報酬、賃金的なところが3億2,500万円、そのほか先ほど申し上げました共済費、期末手当、時間外勤務手当、通勤手当等を計上いたしまして、合計で4億2,700万の見込みでございます。

それから、それぞれの会計年度任用職員の月額等でございますが、フルタイムの職員につきましては、一般事務の補助が14万6,100円の給料でございます。その他、そのほかの専門的職員につきましては、月額14万7,200円からそれぞれの金額であるところでございます。

パートタイムの職員につきましては、一般事務補助、月16日、12日ありますけれども、いずれも日額6,957円の報酬といたしております。専門的職員のパートタイムにつきましても、日額7,009円から、それぞれの段階があるところでございます。

なお、期末手当につきましては、初年度でございますので、0.9425月分を計上いたしております。時間外勤務手当につきましては、年50時間程度を、フルタイムにつきましては年50時間程度を仮に、仮といたしますか、計上しているところでございます。

続きまして、⑥の地域コミュニティ協議会補助金210万円についてでございます。本補助金につきましては、令和2年度におきまして、モデル地区といたしまして、設立準備検討委員会を設置した地区を対象といたしまして、その活動に要する経費ということで助成をするものでございます。この準備検討委員会につきましては、地域コミュニティ協議会の設立に向けて、各種会議、あるいは先進地の研修、事務機器の購入などによりまして体制整備を図っていただくということを想定しておりますので、具体的には、出会者の費用弁償、研修旅費、消耗品、備品等の購入を補助対象経費として想定しているものでございます。

なお、今回のモデル地区設立準備検討委員会につきましては、旧町1カ所ずつ、合計3地区を予定しているところでございまして、補助金の上限額を1地区当たり70万円とすることから、今回、70万円掛ける3地区、210万円を計上しているものでございます。

なお、歳入といたしまして、この事業につきましては、県の補助金100万円を見込んで充当をしているところでございます。

以上でございます。

○企画課長（外山直英）

それでは、企画課所管分をお答えします。240ページになりますが、コミュニティ助成事業補助金480万円についてということで、今、総務課のほうからも答弁があったんですが、同じコミュニティという言葉を使っておりますので、少しまぎらわしいんですが、別物でございまして、一般財団法人自治総合センター、東京都千代田区にございますが、宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備など、地域づくり等に対して助成を行い、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に役立てられております。

主に、自治会の音響設備や集会用テントなどの設備で、事業費が100万円から250万円までとなっております。本年度は240万円の2団体を見込んでおるところでございます。

また、令和2年度は複数の団体から要望があるところですが、年々宝くじの売り上げが減少していることなどから、申請については1市町村2件までとされているところでございます。2つの団体からの申請はいずれも放送設備となっているところでございます。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（濱田政継）

それでは、議案第27号、委員会説明資料の235ページであります。防災施設建設工事、旧岩川高校解体工事についてお答えいたします。

防災施設建設工事については、大規模災害発生における本市の防災拠点、避難拠点及び被災沿岸市町の後方支援拠点として、旧岩川高校跡地の一部約1万㎡の土地を造成し、鉄骨平屋建て250㎡の防災施設を整備するものでございます。

旧岩川高校校舎等解体工事については、防災施設を整備するため、校舎等解体工事として、一般教室棟・自転車置き場棟・用務員室棟・プロパン庫棟・渡り廊下棟など、外構解体工事については、アスファルト舗装・コンクリート舗装・浄化槽・花壇ブロックなどを解体するものでございます。

この事業は、令和2年度限りかということですが、令和2年度限りでございます。

以上です。

○市民課長（内山和浩）

9番目の297ページから302ページの曾於市クリーンセンター、大隅・財部処分場の管理費等についてと、クリーンセンターのこの間の整備に要した事業費についてお答えをいたします。

曾於市クリーンセンターの管理費につきましては、令和元年度の新2号炉の運轉管理費の費用等で換算したものを2炉に置きかえまして、試算をして、1億1,291万円の概算的な費用となっているところでございます。

大隅埋立処分場管理費の1,652万2,000円につきましては、改良工事期間の平成30年度と元年度は、収集したごみを直接搬入をいたしておりましたので、埋め立て業務の人件費を3名として増額をしておりましたけれども、令和2年度の予算につきましては、平成29年度の工事前の埋め立て処分業務の2名分の管理費となっているところでございますが、主なものでございます。

財部埋立処分場管理費の1,107万6,000円につきましては、緊急時のごみ等の搬入場所として、これまでずっと使っておりませんが、現在は水処理等の管理が主なもので、予算的には前年度とほぼ変わらないところでございます。

クリーンセンターの総事業費につきましては、曾於市クリーンセンターの基幹的改良工事は、平成29年度から3年間の継続事業で、総事業費につきましては、国の交付金等がまだ確定しておりませんので、事業完了見込みの予算を申し上げますと、平成29年度が1億5,659万円、30年度が8億6,421万8,000円、令和元年度は、見込みでございます。6億8,772万5,000円となる見込みです。合計で17億853万3,000円

を見込んでいますところでございます。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、議案第27号、一般会計の422ページ、産地パワーアップ事業についてお答えいたします。

この事業は、産地パワーアップ計画に基づき、産地が創意工夫をし、地域の強みを生かした生産・販売力の向上を図ることを目的に、地域の高収益化に向けた施設整備・機械等の導入に対する国の補助事業で、補助率が2分の1以内で、今回、財部町の1法人と2組合が、お茶の防除機及びお茶の茶園管理機等を導入する補助金であります。

事業内容は、たからべ製茶株式会社堤利文代表取締役社長ほか4名で、防除機1台、それから、正部茶生産組合、上野博利組合長ほか2名が乗用型茶園管理機及びアタッチメント、それから金丸茶生産組合、米良昌一郎組合長ほか2名が、小型乗用茶園管理機及びアタッチメントを導入するもので、総事業費が税抜きで2,109万5,000円で、補助金の総額が1,054万6,000円となっております。

なお、この事業につきましては、機械導入、施設整備等によりまして、目標年度までに売り上げを10%以上向上するというのが目標となっております。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。この高付加価値への転換というのは、今回はお茶の農家の方でしたので、この作物の転換というのはございませんが、例えば、耕種農家で大根農家さんとか、カンショ農家さんという方々が例えば、ゴボウとかニンジンとか、収益性の高い作物に転換する場合は、こういう高付加価値のある作物へ転換ということでございます。

以上です。

○商工観光課長（竹田正博）

それでは、私のほうから447ページ、思いやりふるさと基金事業について、御質問がありましたのは、実績を踏まえて、大幅増となっていることについてということでございます。

まず、実績といたしまして、平成30年度が、当初予算で総額17億709万5,000円組んでおりました。結果的に決算額が28億8,693万4,000円ということになっております。その中の寄附金額が当初では10億円見込んでいたわけですがけれども、結果として16億9,094万6,942円と。それから、31年度でございます。31年度も当初予算では寄附金額を10億円と見込んで、総額で17億1,778万7,000円見込んでいたわけですが

れども、先般の臨時議会の補正 7 号で、見込みとして19億2,000万円の寄附金額、そして、最終的に歳出が29億8,499万4,000円という形でお願いしているところがございます。この過去 2 年間という数字を参考にいたしまして、また、大阪の泉佐野市等が約1,100億円集めていたわけですが、そこが対象外になったという部分、それから、地場産品を持っている地域については、軒並み寄附金が増しているという状況がございました。

そういった観点から、本年度、寄附金額を18億円という形で見込ませていただきまして、歳出の総額が28億139万7,000円という形でお願いするところがございます。

なお、歳入基金につきましては、先ほど財政課長が答弁したとおりでございます。以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、耕地課分についてお答えします。

資料は、委員会説明資料は480ページでございます。県営土地改良事業の進捗率及び今後の計画についてということでお答えいたします。

当初予算に計上しました県事業の 6 事業についてお答えをいたします。

最初に県営畑地帯総合整備事業曾於北部地区、いわゆる曾於北畑かんでございますが、これにつきましては、国営のファームポンドごとに 5 つに区分した上で、予算配分等を考慮し、8 地区に分割し事業が実施されているところがございます。

第一曾於北部の 1 期地区につきましては、平成29年度で完了しております。

それから、第一曾於北部の 2 期地区につきましては、進捗率65%で令和 3 年度完了予定です。

第二曾於北部 1 期地区につきましては、令和元年度に完了済みでございます。

それから、第二曾於北部 2 期地区につきましては、進捗率64.6%で、令和 3 年度完了予定です。

第三曾於北部 1 期地区につきましては、進捗率56.1%で令和 3 年度完了予定です。

第三曾於北部 2 期地区につきましては、進捗率50.5%で令和 9 年度完了予定です。

第四曾於北部地区につきましては、進捗率36.1%で令和 9 年度完了予定です。

第五曾於北部地区につきましては、進捗率35.6%で令和 9 年度完了予定でございます。

曾於北部地区全体につきましては、進捗率46.9%というような状況となっております。

次に、県営シラス対策事業、大隅の竹山地区ですが、進捗率62.7%で令和 3 年度完了予定です。

次に、県営農村振興総合整備事業末吉地区ですが、進捗率92.5%で令和 3 年度完

了予定です。

次に、経営農地整備事業畑地帯担い手支援型の大隅南地区ですが、進捗率68.2%で令和5年度完了予定です。

次に、県営農村地域防災減災事業岩松地区ですが、進捗率79.9%で令和2年度完了予定です。

次に、県営農山漁村地域整備交付金農地整備事業の曾於北部地区ですが、進捗率16.9%で令和5年度完了予定です。

続きまして、資料の489ページ、基幹水利施設管理事業についてお答えいたします。

基幹水利施設管理事業につきましては、国営事業で造成されたダム本体や頭首工など国から管理委託された施設の維持管理を行うための補助事業でございまして、補助率は60%でございます。補助残の40%については一般財源での対応になります。

主な支出につきましては、ダム本体及び関連施設の維持管理経費として、電力料、施設の適正管理に必要な点検整備費、施設管理費、施設費、調査費及び整備補修費などでございます。

谷川内ダムにつきましては、曾於市が事業主体でございます。

それから、中岳ダムにつきましては、志布志市のほうが事業主体となっておりまして、負担割合が受益面積割になっておりまして、曾於市が31.9%、志布志市が68.1%でございます。ですので、曾於市負担分を志布志市のほうへ支出する形をとっているところでございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課分について説明させていただきます。

497ページから506ページの市道関係についてでございますが、この主な事業につきましては、令和元年度、本年度と大きく変わったところはありませんが、地域高規格道路都城志布志道路の県境付近につきまして、来年度3月末で供用開始されます。それに向けて、市民のニーズに合った、また、道路整備を進め、それから、施設の予防保全、それから長寿命化のコスト縮減を含めて、対応しながら、安全で安心な暮らしを支える道路網の確保に努めてまいりたいと思っているところでございます。

また、その予算総額でございますが、この事業の本年度の予算につきましては、10億3,379万9,000円でございます。本年度が10億8,020万6,000円であったので、4,640万7,000円の前年度比でいきますと95.7%ということになっているところでございます。

それから、住宅建設費の中の桜ヶ丘団地の進捗状況ということでございますが、現在、この既存の住宅の取り壊し作業を実施している状況でございます。進捗率につきましては、10%ほどということで報告……。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（新澤津順郎）

現在、その解体の実施をしておりますので、それが終わりますと造成、建物建設ということになります。ただ、その後にも説明いたしますが、入居者の1人がまだ立ち退きに応じない状況でございますので、造成も一部を残しながら、建物建設をしていくということでございますので、そのスケジュールについてはこれから少し変わってくるのじゃないかという……。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（新澤津順郎）

今申しましたが、解体につきましても、解体に入っているわけでございますが、一部は残っておりますので、それについては、まだその解体時期が定まらないところでございます。その解体作業が終わり次第、造成に入ることでございます。早ければ年度明けて、一部は造成工事に入るわけでございますが、一部については残っていくということになります。

また、建物についても、順次、それにあわせて対応していくということになります。

今、現段階でいきますと、ちょっと待ってください。後で、その建設時期については報告いたします。

それで、この今、2番目の立ち退きに応じていただけない1名についての対応でございますが、これについては、今までも話し合いを重ねてきて、それから本人からの同意もいただいているところではございますが、転居をしていただけないために、やむを得ず、こういった法的措置を踏み切ったところでございます。

今後も、本人と交渉していくわけでございますが、現在、裁判所のほうでの対応をしていただいているところでございます。鹿屋の地方裁判所のほうで今後対応していくこととなりますが、今までも何回か日程を定めて裁判の開催を待っているところでございますが、なかなかその開催が実現しなくて、延期になっている状況であります。

それから、その購入時期ということになりますが、購入時期につきましては、計画でいきますと来年度の末、令和3年3月を計画しているところでございますが、先ほど申しましたように、入居者の立ち退き等の影響で、それから裁判の結果等の影響で、若干おくれることも予想されているところでございます。

また、その入居者の入居についてでございますが、計画でいきますと、その前の半年ぐらい前から入居の説明会、それから手続等に入る予定ではございますが、計画でいきますと、令和3年5月ごろから計画しておりますが、これについてもおくれることが予想されているところでございます。

それから、地域振興住宅についてでございます。まず、地域振興住宅の5戸についてでございますが、これについては議会のほうからいろいろ質問があったところで、本会議で質問があったところでございますが、地域振興住宅への人口増対策、過疎対策、それから学校の児童確保の関係から、その期待に応えるために、このような対応をしたところでございます。

本年度分の5戸分についてでございますが、これについては、これから3月のうちに入居者の募集期間が3月13日まででございますので、その後に入居者の選考委員会を開催いたしますので、現段階では、入居者の決定はされていないところでございます。

それから、現段階での本年度の申し込みでございますが、先ほど申しましたが、3月13日まででございますので、未確定ではございますが、現段階では末吉が5戸、それから財部が1戸、大隅がありませんので、計6戸が応募があるところでございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、防災施設整備に絡む岩川高校の解体工事について、岩小学校分と合計額で計画額と予算額との差を示せということでしたので、合計いたしまして、私のほうから回答させていただきたいと思います。

まず、合計で計画額につきましては3億1,260万を計画いたしておりました。3億1,260万円でございます。今回、令和2年度の予算で地域振興課と教育委員会で予算計上しておりますが、合計で2億9,665万円でございます。この差額で申しますと、1,595万円の減となっております。計画額よりも予算額が減となったところでございます。

しかし、令和元年度に煙突の石綿除去工事を2,500万円で実施しましたので、この額を実施額のほうに算入いたしますと、計画額に対しまして900万円の増となっているところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、先ほど申しておりました桜ヶ丘団地の建てかえ工事についての今後のスケジュールについて説明させていただきたいと思います。

先ほども申しましたが、現在、既存住宅の解体工事を実施中であります。この工事につきましましては、先ほど申しましたが、完了の時期につきましましては、まだわからないところでございますが、造成工事につきましましては、今年度、年度が明けまして、5月から着手しまして、その後、直ちに本体の建物工事の基礎工事等から始めてまいりたいと考えているところでございます。

予定でいきますと、令和2年度内の令和3年2月には竣工する、現段階では竣工する予定でございます。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

本体工事につきましましては、今のところ、計画では令和2年6月から年が明けまして2月までの予定でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に中心点をもとにして質問をいたします。

まず、予算、全体的な予算の立て方でございます。1回目にも申し上げましたが、新年度予算は前年度対比14.8%、約15%という大幅増でございます。これは、県内の市の中でも最も大きい1つじゃないでしょうか。

質問の第1点であります。合併後、約15%の前年度対比伸びたのは今回が初めてじゃないかと思っておりますが、確認方の質問でありますので、お答えください。

関連して、合併後、新年度以外に特に伸び率が大きかった年度についての伸び率もあわせて説明してください。これが第1点であります。

次に、第2点目、問題は、やはりこの新年度予算、もちろん課長答弁にありますように、基本的な流れとしては、各課要求から予算査定を経て、財源調整を行いながら、また、一方で基金の足りない分については取り崩し等も図りながら予算を計上するのが、これが鉄則かと思っております。

一方で、それを前提として、当然、各課の予算要求の中には総合振興計画に基づいております。もう一つは、財政当局としては、財政計画に基づいてのやはり基本的な新年度予算の編成があらうかと思っております。財政計画は、毎年策定されておりますが、質問の２点目でありましたが、この財政計画は、直近の財政計画が令和２年度は236億2,000万円なんです。236億円。ですから、この財政計画に照らしても新年度予算は9.6%増の、つまり23億6,000万円もふえているんです。これでは、何のための直近の財政計画であったかという基本的な市当局の財政に対する考え方が、いわば疑問視せざるを得ないんです。

２点目の質問であります。これが決して好ましいことではありません。財政計画よりも9.6%も結果として予算編成が、予算がふえているという、23億円もふえているという、好ましいことではございません。これについては市長の答弁をしてください。

次に、３点目、財政計画に照らしての23億6,000万円の増額の中身、これは１回目の課長答弁ともダブる部分がありますけれども、重ねて報告してください。なぜこのことに私こだわりを持つかといいますと、財政計画は令和２年度だけでなく、向こう10年間の財政計画であります。ですから、当然、財政計画にも今後大きな支障や影響が出てきます、支障や影響が。これは令和２年度だけでなく、この数年後も財政計画に支障、影響が出て来ざるを得ない側面が、１つの側面があります。この点で、その増額の主な内容についても説明してください。

次に、この税収を初めとした収入との関係でも質問をいたします。細かい質問ですが、税務課長の答弁の税収の中で、１点だけ市税収入の中の市民税、市民税について、いわばそのベース基礎となる納税者、納税者人口の捉え方を含めて、基本的な考え方を答弁をしてください。

毎年人口が減って、当然、納税者人口も減っております。そのもとでの年金収入も減っております。そうしたもとでの市税収入の捉え方、一方で収入増として考えられるのが、昨年10月から値上げがされました消費税増税に伴う地方消費税の増額分です。まだわずかな期間でありますので、そう多くは期待できませんけども、この増収分を合わせて一応見込んでの歳入計上であるのか、あわせて２点質問いたします。

また、この収入の中で、寄附金等については、答弁がありましたように、大もとを、ふるさと基金からの繰り入れとか、あるいは今後の寄附金の歳入を一応見通しての項目が大きいです。その中で、一方で市債の発行です。市債の発行も前年度対比32%増の約40億円でございます。答弁でありますように、これは桜ヶ丘住宅だけの問題じゃないんですけども、これがだから繰り返しますが、財政計画は大きく外

れている1つの側面ともなっております。

今後の市債発行についても、本当に財政計画を信用していいのかどうか、今後、市役所再編を初め、大きな事業が次々に出てきますけれども、この市債発行についても、財政計画の大きな見直しは必要ないのかを含めて質問いたします。

次に、あわせて繰入金歳入項目で32億3,000万円、前年対比26%、これも大幅な増額でございます。6億6,000万円もふえております。

質問であります、当初の予算の段階で、このような大きな繰入金増を計上するのは初めてのことでないでしょうか。一般的には、変則的なやり方手法、やり方ではないかとも受けとめておりますが、この繰入金の考え方、捉え方を含めた今回の大幅増の予算、収入増についても考え方を聞かせていただきたいと思います。変則的ではないかとも受けとめているからでございます。

次に、人件費等について質問をいたします。会計年度職員に絞って質問いたします。

課長答弁では、新年度は4億2,700万円、前年度に比べて大幅にふえております。その中で、細かい点を2点質問いたします。

1つは、この中の4億2,700万円の国等の財源の補填措置といいますか、これがどれだけになっているか、これが第1点であります。

第2点目は、一般職員の場合でありますけれども、東京出向については、予算計上がされているというこれまでの質疑、答弁でございます。東京以外の出向者に対する旅費、時間外手当を含めて、これは予算計上が34億7,000万の中に入っているのか、含まれているのか、確認方の質問でございます。

次に、地域コミュニティについて質問いたします。

答弁では、4地区をモデル地区を考えているようでございますが、このモデル検討準備委員会のメンバー、あるいはその数についてお答え願いたいと考えております。

そして、現在の段階で、このモデル地区が検討されている地区が、もしありましたら、それもお答え願いたいと考えております。これは一歩ずつしかやるしかないとして受けとめており、今回はこの2点の質問にとどめます。

次に、防災施設建設関連の質問でございます。

これは、教育委員会サイドでありますけれども、この項目だけ一応、私の所属する文厚委員会から離れて、総務委員会関係の一応予算計上になっておりますので、質問いたしました。この中で、質問でありますけれども、例えば、旧岩川小学校の解体等については6,337万2,000円、内容的には、これまでの施設のいわば解体を含めた整備であります、これで全て終わりかということで、一応、終わりであるよう

な答弁でありましたが、この整備、植栽を含めて、これらは含まれていないと思うんですけども、これについてはどう考えるか、恐らく新たなやはり予算計上を伴うのではないかという疑問点もありましたので、この点もお答え願いたいと考えております。今回で本当に全て終わりと考えていいのかどうかです。お答え願いたいと考えております。

そして、2点目、これは大休寺副市長に質問いたします。

こうした古い建物の解体が2年度を初めとして続きます。支所を初め、あるいは大隅の中央公民館を初めとして、この解体工事費の立て方です。予算の立て方、教訓点あるように思っておりますが、今後に生かす上での、岩川高校の解体、小学校の解体等について、教訓点はないのかどうかです。あったとしたらお答え願いたいと考えております。

次に、庁舎の整備事業について質問をいたします。

細かくは委員会で審議されることになるでしょうけれども、まず1つは、大きな1つは、今後、設計段階から始まりますけれども、これは市長に質問いたします。1回目の繰り返しではありますが、結果として、誰が見ても競争性の高い、透明性の高い、そうした入札が求められており、また、市長もそうした同じ立場じゃないかと思っておりますけれども、そのためにはプロポーザル方式だけでなく、どういった今後、そのための努力をしたいと考えているかでございます。例えば、末吉の中央公民館については、実施設計の段階で、委員会での審議の中での当局説明では、14者だったと思うんですが、この設計の段階で一応、業者からの入札への参加がありました。ですから、結果的に、対予算比6割台そこそこで一応落札いたしております。そうした点で、どのような競争性の高い実施設計の段階での入札を考えて努力したいと思っておられるか、これが第1点であります。

次に、2点目、これは課長にお聞きいたしますが、駐車場整備等は、この建物の南側一帯ということでございますけれども、大体面積的にはどれだけの面積を何台収容するということで計画にあるのか、お答え願いたいと考えております。予算的には、これでは足りないということで、令和3年度への事業継続になるようではありますが、一応、説明してください。

造成工事については、これで今回の予算計上で足りるのか、1回目の答弁漏れがありましたので、お答え願いたいと考えております。

次に、議会関係について質問いたします。

当局からの1つの提案として、議場を2階に移すことも含めての話が、最終的にはもちろん議会の意向次第ということでございますけれども、話があったようでございます。その点で、実施設計の段階で、当然、結論をそれ以前に出さなければなり

ませんので、質問いたします。

そうした市の議会への一応提案、考え方を示すに当たって、一定の独自の考えたプランがあったと思うんです。質問でございますが、議会事務局は、その場合に2階に移すとして、どこを考えているのかです。

それから、2点目、全員協議会の部屋はどこを考えているのか、結構な全協の広さになります。まさか、議会事務局と全協が3階、そして議場が2階ということは、恐らく全員の議員がこれは受け入れないと思うんです。全協の部屋、議会事務局も2階に位置を考えているのかどうか。

仮に、2階に移したとして、今ある全協、議会事務局、あるいは特にここの議場の取り扱いはどのように考えての、そうした1つの考え方を示されたのか、そこまで当然考えた上での議会への、議長への非公式的な、あるいは公式的な提案だったと思うんですけれども、考え方をお聞かせ願いたいと考えております。

次に、クリーンセンターについてです。一、二点、質問いたします。

この今後の取り扱いについては、基本的にはこれまでの一応市民との関係では、大きな違いはないようでございます。

質問の第1点であります、しかし、それでもやはりクリーンセンターに搬出する生ごみ等の量はふえると思うんです。昨日の総括質疑の議員への説明の中でも、10トンが12トン、1基、それが2基分ありまして、一応、容量も大きくなっております。市としては、令和2年度からどれほどの生ごみ等の搬入がふえると計画しているのかどうかです。それも示してください。

あわせて、現状でも、特に土日を、土曜日を中心として、あるいは休み明けを中心として、非常にあそこを利用する市民の方々が多過ぎます。私もしょっちゅう利用している1人なんですけれども、非常に委託とはいえ、働いている方々が大変な作業量でございます。当然、ふえるとしたら、一定、そういった人員増員も市の直接雇用ではありませんけれども、考えていかなければならないと常々考えております。その点、新年度予算には、この委託の関係で、指定管理との関係で、計上はしていないと思うんですけれども、基本的なその点の考え方も聞かせていただきたいと思います。

次に、産地パワーアップについて質問いたします。

細かいことでございますけれども、この説明書の高付加価値な作物へ転換してというのは、課長答弁では、耕種農家が対象であるという答弁でありました。それは理解できるんです。ただ、現実には末吉町内におきましても、大きなお茶生産農家の中で、今のお茶の価格だけでは、もうとても対応ができない。人を頼もうにも、人件費が出せないということを、お茶以外の仕事をされている方も見られるようになり

ました。今後もお茶をめぐる状況は、見通しは厳しいと思わざるを得な状況であります。

ですから、お茶農家の場合も、高い付加価値をつくるために、新たな仕事、それも含めての作物への転換しつつあるのかという点がありましたので、質問したんです。それらは考えなくていいですか。そのことを含めて、2回目の質問でございます。

次に、ふるさと寄附金事業について1点質問、一、二点質問いたします。

課長答弁にありますように、本年度、元年度は、大きなこの寄附金事業は伸びが見られます。見られますけれども、それを踏まえた新年度は思い切った予算計上の金額でございます。

質問の1点であります。その見通しを楽観的に見通していいのかどうかです。予算編成額は、そうしたいわばこれまでを踏まえた、ある面では楽観的な見通しも続く大きな予算計上であります。今、新型コロナウイルス問題はまだ影響を受けていないでしょうか。あるいは、新年度を含めて、影響はないものか、当然、一定、考えなければいけませんけども、この1点について、今回は絞っての質問でございます。

それから、耕地課サイドの県営土地改良事業について、再度課長に質問いたします。

北部畑かんのトータルの、各地区じゃなくて、トータルの進捗率、46.9%ですか、進捗率とトータルの全体事業費の中でのこの事業費、さらに、最終的には何年度までを考えているのか、その財源についても残りの財源、こういった財源で対応していくのか、積立金だけで対応できるのかを含めて答弁してください。

次に、市道整備について質問いたします。

課長答弁では、これまでの整備費に比べて約4,000万円少なくなっているということでございます。市長に1点だけ質問いたします。市道整備というのは、旧3カ町それぞれ、恐らく私たち議員を含めて、最も強い関心と整備の必要性を感じているところでございます。どこを回っても市道整備が必要な地域がいっぱいございます。ですから、少なくとも市としては新年度の当初段階で、前年度予算を維持すべきじゃなかったのでしょうか。一旦、道路整備したら古くなる一方であります。ですから、少なくとも前年度予算は維持すべきであったと思われませんが、これは前年度を課長答弁を見る限り、下回っております。今後の対応策を含めて、市道整備に対する市長の考え方を聞かせてください。

次に、住宅建設費について質問いたします。

課長答弁にありますように、これは請負契約の昨年の段階に比べてかなりスケジ

ジュールがおくれております。課長、そうですね。昨年、本会議での答弁と大分ずれてきております。それはそれとして、いたし方ない面がありますけれども、これについてのやはり1つは、もう1点だけ絞りますけれども、この住宅の購入費、10億1,792万6,000円、これの算定根拠についてお聞かせ願いたいと考えております。これが1点。

第2点目は、請負契約の段階でも、提案の段階でも、市長に質問して、一定の市長からの答弁もありましたけど、重ねて質問いたします。今後、この市営住宅の建設については、やはり今回の提案されたようなやり方ではなくて、従来のやり方でやはり提案をすべきじゃないかという質問であります。10億1,792万6,000円、結果的に余りにも高くついた建設費と言ってもいいと思います。その点で、従来に戻す、これが2点目であります。

それから3点目、今後の建てかえ計画については、総合振興計画にありませんけれども、まだそういった検討はされてないのかの確認の質問であります。

次に、振興住宅について、課長答弁では、現在、6名が入居希望とありますけども、この三、四年来、規模が、建てかえ戸数が少なくなったために、希望者がずっと少なくなっている。ある面ではしぼんできております。これをやはりふやすためには、今後2年、3年時間がかかろうかと思っておりますけども、5戸ということで、これまた新たな第一歩として取り組んでいただきたいと思います。答弁はこれよろしいです。

以上です。

○市長（五位塚剛）

それではお答えしたいと思います。

まず、再生計画と総合振興計画との事業との関係であります。今回、私、市長になって非常に大きな予算になりました。多分、合併後の中でも一番大きな予算になっているのじゃないかなと思っております。これも、やはり何といたっても岩川小学校の移転改築の工事、また、末吉中央公民館の工事、そして、桜ヶ丘住宅の工事等が大きな要因があります。そのほか、今後、具体的な庁舎建設等もずっと出てきておりますので、そういう意味での事業がふえてきております。

財政計画と開きがあるのじゃないかということでありました。私たちも、当然ながら財政計画を中心にしながら事業を執行していきますけど、どうしてもこの間、後に送った経過もありました。それと、何といたっても合併特例債が令和2年から7年度までしか使えないという、こういう背景もありまして、この事業が使えるうちに、やはり先に進めたほうがいいだろうということでやりました。

それと、緊防災についても、これも今のところ延長の予定がはっきりしておりま

せんので、緊防災が使えるうちに、やはりやろうということでいたしました。

今後なるべく財政計画に沿ったものをしなきゃなりませんけど、随時やっぱり市民からのいろんな要望がありますので、変更は出てきます。これについては、また議会にも示していきたいなと思っております。

あと、この市役所の増築の問題では、予定した金額よりちょっと大きくなりましたけど、私も基本的には当初の予算の範囲内でやるべきだというふうに思っております。その努力をまた引き続きやっていきたいと思えます。

今回の予算の中には、免振、要するに地震に耐える下部構造の中の耐震が入っておりますので、このことについては、見直しを私はしてもいいんじゃないかという願いもしておりますので、そういうことを含めた全体の中の市の考え方をもうちょっと工夫しながら、プロポーザル方式でたくさんの方々に入っていただきたいというふうにいたしたいと思えます。

あと、議場のことも言われましたので、これについては、最終的には議会の皆さんの判断といいますか、意見を尊重したいと思えます。なぜ、この問題を出てきたのかといいますと、この施設における傍聴者の問題やら、音響の問題やら、いろいろありましたので、今回、新しく増設する2階の中に、多目的な会議場ができますので、その中で議会のときだけそこを利用していただきたいという考えもありまして、検討していただきたいというお願いであります。

議会事務局と全協の場合は、引き続きその場を使っていただきたいというふうに思っております。

あと、市道の関係ですけど、市道の関係については、引き続き市民の要望の多い、緊急性のあるものを随時調査しながら、進めていきたいと思えます。

今回は、去年の7月の災害で大変な事業費が出ておりまして、通常の公共事業のほかに、これが今、次年度まで繰り越していきますので、とてもじゃないけど、今の現状では、業者の方々が仕事をできない状況になっております。そういう意味でも、ある程度は調整しながら、今後もやはり3町間の状況を見ながら発注をかけていきたいというふうに思っております。

あとは、各担当……。

(「市営住宅の建設について」と言う者あり)

○市長（五位塚剛）

市営住宅については、今回はPFIで事業をしましたが、この事業によって当初の通常の事業より約2億円軽減ができるということでいたしましたけど、今後はまた引き続きどういう事業が確定するかわかりませんが、通常の社会資本整備事業で基づいた事業と、PFIが具体的に、コスト的にどうかということもちゃんと

比較しながら、進めていきますけど、それはまだ今後検討させていただきたいと思っています。

あと、地域振興住宅については、基本的にはまた5戸を上限として、引き続き進めてまいりたいと思います。

あとは、各担当課長から答弁させます。

○副市長（大休寺拓夫）

古い公共施設の解体予算の立て方でございますが、原則としては、直近の公共施設の平米単価、種類ごとの平米単価を参考にして立ててきております。今後も同じ形になろうと思います。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、議員からありました今回の当初予算、額の推移の関係でございます。

これまで、平成18年度から合併から見まして、今回の令和2年度269億500万円、これが一番大きな予算額でございます。このときの、今回の伸び率が14.8%ございました。今、調べましたところ、平成26年度から平成27年度にかけて、要するに平成27年度の当初予算が前年度に対して21億6,000万ほど、10.3%と大きくなっておりますが、これを超えて一番大きな増額の予算となっているところでございます。

それから、歳出についての大きな増にということでもございました。今回、大きな増としまして、一番大きなものでは、やはり思いやりふるさと推進事業の関係、これが相当大的な部分、大きなウエートを占めているところでございます。この関係が約10億8,300万ほどふえておりますので、これが相当大きかったというところで考えております。

そのほかでは、先ほどありました、市長からありましたとおり、岩川小学校、それから中央公民館、そういったもの、それから一部扶助費について大きく伸びているものが子ども子育て施設給付費の施設型給付費というものが大きく伸びているところがあるところでございます。

それから、地方消費税についてでございます。地方消費税につきましては、当該年度の当初予算、今回につきましては、前年度実績等を勘案し、まだ、その時点では指数等が示されておりませんでしたので、例年の予算計上のやり方をやっております。

ただ、2月の中旬ぐらいだったと思いますけど、税制改正説明会というのがございまして、そちらのほうでいきますと、地方消費税交付金が今のところ、これはやはり景気浮揚に動向されますので、この資料が、もらった資料の時点では、前年度に対して約22%ぐらい伸びるんじゃないかというような形の予定額という形で数字は示されているところでございます。

続きまして、市債の発行でございます。

市債につきましては、今回、大きな額で出ております。特に、先ほどありました市営桜ヶ丘団地、これで6億2,300万円、それから岩川小学校で4億2,500万円——4億4,250万円です。申しわけございません。それから、公民館施設、中央公民館の建設事業で3億890万円と、相当大きく伸びているところでございます。

また、繰入金につきましても、先ほどあったとおり、大きく伸びているところでございますが、やはり予算を計上する場合、先ほどありましたとおり、計画に基づいた形でも予算を計上しますが、どうしても突発的な部分、そういった部分で補正予算等も計上していくんですけども、今回の当初予算については、そういった部分が相当大きかったというところでございます。

やらなくてはならない事業、先ほど市長が言われましたとおり、その事業については、やはり財源の手立てをしていくという形で、執行部側は考えております。

まず、補助金です。どうしても補助金がないかということを見つけていただきまして、この補助金がなかったときには、起債、適債性のある事業、そういったものはないかという形で、一応財政課と事業主管課で協議をして、それを見つけているところでございます。それで、どうしてもなかったときに、やはり基金の充当、一般財源で対応できればいいんですが、やはりそこには不足が生じますので、そうしたときにはこの基金の繰り入れという形になってまいります。その関係からすると、大分大きく伸びたところではございます。

それから、庁舎の関係でございますが、今回、令和2年度で駐車場の設計業務委託を組んでおります。この駐車場の設計業務委託につきましては、庁舎の西側の部分、それから栄楽公園の部分、それから庁舎の東側の部分の設計委託を同時に組んでいく、やっていくんですけども、その中で、今回、令和2年度に行うのは、栄楽公園の部分でございます。栄楽公園につきましては、今現在、砂利敷といいますか、駐車場がございしますが、その部分からまだ西側のほうに、下のほうに広がった土地がございします。この部分を一緒に駐車場として整備しようと考えているところでございます。それに向けて、工事費の今回1,591万4,000円を計上しております。収容台数としては、面積です。3,120㎡でございます。

それから、収容台数については、おおむねこれを整備しますと110台ほどという形で考えているところでございます。

以上です。

（「造成工事は」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございませんでした。造成工事については、今回の当初予算で計上して

いるので、対応できるところでございます。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、市民税の基礎となる納税者数についてお答えいたします。

納税者数の計上につきましては、5カ年の平均の数字を出しまして、その平均値で計上したところでございます。

参考に申し上げますと、27年度が、納税義務者数が1万5,165人、28年度が1万5,322人、29年度が1万5,347人、30年度が1万5,356人、31年度が1万5,234人、これを5カ年の平均を出しまして1万5,248人で計上したところでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、会計年度任用職員につきましてお答えをいたします。

まず、この4億2,700万円の国の財源はということでございますが、これにつきましては、6月ごろに交付税措置されるというような報道もありましたけれども、その後、何の通知もございませんので、今のところ財源は充当していないところでございます。

それから、出向者でございますが、令和2年度につきましては、5名の出向を予定をいたしております。東京のほうは、この前あったとおりでございますが、あと、県の市町村課のほうに1名でございます。これにつきましても、同じように市のほうで負担いたしますので、国と同様、この34億7,000万円の中に含まれているところでございます。

あと、介護保険組合、曾於地区の介護保険組合でございますが、2名出向予定でございますが、これにつきましては、全て介護保険組合で負担をするものでございますので、含まれておりません。

あともう一つに、県の後期高齢者広域連合に1名出向中でございます。これにつきましては、給与、ボーナス、いろんな手当等がこれに含まれておりますけれども、最終的には年度末に精算ということで全額返ってまいります。ただし、この34億7,000万円の当初予算の中には含まれているというところでございます。

それから、地域コミュニティの関係のモデルの検討委員会のメンバーでございますが、どの地区かということでございますが、この地区につきましても、今後、説明会等を通じて、選定をしていくという段階になっていくかと思っておりますので、現在まだ決まっておりはりません。4月以降に、早速説明会を始めていきたいと思っております。

ということでございますので、そのメンバーにつきましても、中心は現在の公民

館役員が中心なのかなというふうには思いますが、それ以外のいろんな団体なり、そういうメンバーも入ってくるんだろうと思っております。今後は……。

（「予算化してるから、数が、一応、計画は考えているでしょう、何名か」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

人数につきましては、それぞれの公民館・地区で違うと思いますが、10名から15名程度になるのではないかと考えております。

それから、議場の関係で、今、御質問でこの現在の議場をどう活用するのかという質問があったかと思いますが、それにつきましてお答えいたします。

これにつきましては、組織再編ということで、本庁方式になるといたしますと、教育委員会、それから農業委員会、福祉事務所がこちらのほうにまいります。今の書庫の状況を見ますと、永久書庫は総務課の前の金庫にはございますが、それ以外の書庫につきましては、駐車場にあります書庫、それから各いろんなスペースを使って保管いたしておりますが、現時点でも不足する状況にございます。でありますので、ここのこの議場の半分か、それ以上になるかもしれませんが、できれば書庫としてつかわせていただきたいということと、もう一つは新しい増築庁舎のほうに渡り廊下を2階から設置いたします。その2階の部分に、現在の庁舎の2階の部分には印刷室がございまして、その印刷室が使えなくなるということになりますので、できればその残りの部分につきましては印刷をする部屋ということで活用していただければと、いただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（濱田政継）

防災施設整備事業の中で、植栽等は考えてないかという御質問でございました。今回の防災施設を建設するために、熊本県の大津町のほうを研修いたしました。やはり敷地が1万㎡でございました。その中の研修の中で、大災害が起きた場合、国からの支援物資、プッシュ型で物が来た場合、倉庫の周りには何もないほうが良いということを指導されたところであります。また、避難民のための仮設住宅も考えておりますので、今の中では、何も造成した以外は考えていないところでございます。

○市民課長（内山和浩）

それでは、クリーンセンターの持ち込まれるごみのことについて、まず申し上げます。

ごみにつきましては、燃やせるごみ、可燃ごみが多くなっているのではないかとということで、実績を少し申し上げます。28年度が5,456トン、29年度が5,582トン、

30年度が5,488トンということで、ほぼ横ばいでございます。総体で、不燃、可燃、粗大を含めましたときに、28年度が6,977トン、あと29年度が7,029トン、30年度が7,019トンということで、ほぼ横ばいでございます。このまま推移するのではないかというふうに思っております。

あと、先ほど言われました利用者が多くて、大分並んでいるというようなことでございました。これにつきましては、私どもも朝行ったりとかしておりますけれども、朝の時間帯が多く、朝8時ごろから車が並んでいるような状況でございます。いろいろ調べてみましたところ、近くの方が多いようで、自治会ステーションを利用せずに、直接持ってこられる方も結構いらっしゃるみたいでした。

それから、自治会、転入されてこられた方等につきましては、自治会加入を進めているわけですが、なかなか入っていただけない等の方につきましては、未加入者につきましては、クリーンセンターを直接搬入を進めているというようなことが主な原因ではないかなというふうに思っております。

また、年末と、それからお盆前等になりますと、掃除等が多くなりまして、多くなるわけですが、特に集中する期間につきましては、収集運搬業務の中のストックヤード等の分の作業員ということで、警備員を直接お願いをしております、これを1年間通して警備員というのは、ちょっと難しい部分がありますけれども、忙しい時期には警備員をお願いしているところでございます。

あと、このストックヤード等に持ち込まれるものにつきましても、29年度からですけれども、29年度で19万7,780件の持ち込みがあるところです。1日686台ほど来ております。それから、30年度が21万9,155台で、1日に761台、それから、元年度は途中でございますけれども、20万3,205台ということで、1日平均846台ほど搬入が、車が来ているような状況でございます。

これを踏まえまして、人件費等、こちらのほうはどうなっているかということでございました。人件費につきましては、大分、厳しい部分もありますけれども、まず、収集運搬等とストックヤード、その他を管理していただいているところが、収集運搬の運転をしたり、収集に回る人員が8人、あと3人がストックヤードで対応する職員ということで、収集運搬の運転等が済んだ後はストックヤード等で作業をするようにしておりますので、通常業務には余り問題はないのかなというふうに思っております。

なお、運転管理のほうになりますけど、運転管理のほうでは、主に建物内のピットとかも含めて、作業をしていただいておりますけれども、この基幹的改良工事のときには、いろいろごみが直接ございましたので、運転管理を6人ということで考えておりまして、予算を組ませていただきました。現在は、炉が新しくなって、そ

れほど運転管理に時間を取られることも少なくなるのではないかとということで、運転管理を4人、あと作業員を4人ということで、作業員を1名ふやしております。

このような体制で当面させていただいて、また、今後、ストックヤード等に持ち込みのごみがふえるようであれば、少し何か方法を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、徳峰議員の質問にお答えします。

お茶農家につきましては、昨今、ここ四、五年ぐらい大変厳しい状況が続いております。どうやってお茶農家が高付加価値をつけていくかというようなことですが、国の改植事業というのがありまして、優良品種への改植事業があります。そういう改植事業なり、それから平成30年度に財部のお茶農家が5戸で財部製茶株式会社をつくりましたが、その中で、粗茶加工施設とか、ティーバックとかいう高付加価値化のほうへ進めておりますけど、大変この事業を活用しまして、うまくいっているという事例がありますので、今後は、今回は機械導入ということでしたが、こういう事業を使いまして、施設の整備もしていけたらいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○商工観光課長（竹田正博）

それでは、私は、思いやりふるさと寄附金の関連で、見通しを楽観的に見てよいのかということと、コロナウイルスの影響はないのかということでございます。

見通しといたしまして、先ほど申し上げました泉佐野市を初めとします4市町が平成30年度約1,100億円の寄附を集めております。この自治体がギフト券というのを取り扱っておりましたので、これが一切できなくなっているということで、日本全国のふるさと納税の市場というのが約5,000億円ということで、その中の20%をこの4自治体が集めていたということになります。したがって、31年度、令和元年度においては、その部分がなくなった部分、地場産品を持っているところはおおむねそのふるさと納税額が伸びたということになります。

私どももいろいろ取り扱っていらっしゃる、いろんなサイトの方とも相談もいたします。総務省も、次年度以降、変わった新たな制度の見直し、そういったものを打ち出しておりません。そういった観点から、30年度の実績で16億9,000万、そして今年度の見込みが約19億円ということでございますので、18億円という形で予算を計上させていただきました。

あと、コロナウイルスの影響に関しましては、今、トイレットペーパー等がない

というようなことで、苫小牧市等は約1,900万ほど駆け込みの寄附があったようでございます。今後、心配されるのは、やはり長引いたときに経済の停滞、それによりまして一番寄附をしていただくサラリーマンの方の減収、このことが寄附金額の減収につながるおそれは出てくるのかなということを懸念しているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○商工観光課長（竹田正博）

今のところございません。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、お答えします。

曾於北畑かん事業についての御質問だったと思いますが、トータルの事業費につきましては、約213億円でございます。それから、完了年度につきましては、現在のところ令和9年度を予定しているところでございます。

令和2年から令和9年度までの負担金の合計でございますが、約20億円でございます。ですので、8年間ありますので、8で割りますと1年当たり約2億5,000万円の負担金ということになります。

この財源につきましては、過疎債と、それからまちづくり基金での対応になるところでございます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○耕地課長（小松勇二）

先ほども申し上げましたけれども、46.9%でございます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、住宅建設費の中の10億1,750万円の算出根拠について説明いたします。

昨年の9月議会でも、この契約事案として説明させていただきましたが、既存住宅の解体撤去から新しい住宅の設計施工まで一括して発注し、民間資金で建設整備するPFI事業で実施しているわけでございますが、今回、その際に提出された事業者の見積もり額ということで説明させていただきたいと思います。

10億1,750万円の内訳でございますが、設計管理が約8,200万円、それから建築費が5億2,000万円、それからその中の電気工事が8,500万円、給排水工事が1億1,200万円、土木費が1億3,400万円、その他が8,400万円ということで、合計10億1,750万円でございます。

そのほかの今後の入札方法、それから建てかえ計画については、市長が答弁いた

しましたので、以上でございます。

○議長（土屋健一）

ここで、昼食のため、休憩いたします。午後はおおむね1時再開をいたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（徳峰一成議員）

3回目の質問に移ります。同僚議員があと控えておりますので、手ぐすね引いて、3点に絞りまして、もうごく簡単に質問いたします。

まず、質問の第1点は、財政に対する新年度予算での考え方、今後に対する考え方でございます。

再三申し上げておりますが、まだ課長答弁でありましたけども、合併後、こうした大きな伸びの15%近い予算編成というのは、今回が初めてであります。前回は課長答弁でありました五位塚市政になって当初の段階で、やはり22%増がありましたけども、いずれにいたしましても、それに対応するやっぱり歳入で何項目か新たに入れなきゃいけないという変則的な点が見られます。

市長に、非常に大事な問題でありますので1点、まず質問いたします。

こうした大幅な予算増について、決して一般論的に好ましいことじゃないと思っております。総合振興計画や、あるいは財政計画を大きく踏み越えた形での予算計上でありまして、そのために歳入項目を見ましても、変則的な目いっぱいともいえる歳入が計上されており、もう今後はこうした扱いは極力避けるという、そうした基本姿勢が大事じゃないかと思っております。

基本的な見解をお聞きいたします。

2点目、関連して財政課長に質問いたします。

質疑の中で課長答弁にもありますように、繰入金、あるいは市債発行を初めとして、大変大きな歳入が計上されております。これも繰り返しますが、2回、3回あってはならないことでございます。特に繰入金については、非常に大きな繰入金を当初の段階で予算計上するというのは、これは歳入と歳出の帳尻合わせの側面があるんじゃないかと思うんですが、やはり2回、3回続けるべきじゃございません。その点で財政問題について、一、二点質問いたします。

まず1つは、財政調整基金であります。

財政調整基金が、この新年度当初の段階で9億4,000万円取り崩しが予定されております。そうなりますと、今後、年度途中で取り崩しあるいは積み立てがあったにいたしましても、現状での財政調整基金の2年度末の残高が13億円になります。これまで、全く議論されてなかった低い数字でございます。おそらく今後、積み戻しがあったにいたしましても、取り崩しも当然年度途中で考えられますので、25億円以内を下回る形で2年度は最終的には推移するのじゃないかと心配いたしております。

その点で財政当局の財調に対する見通しを含めて、考え方をお聞かせください。これが第1点であります。

そうしたこと、ほかにも今回は地域福祉基金も4,000万円、ふるさと開発基金も1億5,000万円、思いやりふるさと基金にいたしましては取り崩しが18億円、まちづくり基金も1億8,000万円、過疎自立促進基金も1億円取り崩しております。取り崩し金額が当初予算の段階で、実に32億円でございます。そのために、本年度末の現在の段階での15の基金の総額が82億円になりますけれども、前年度、元年度末は95億円でありましたから約10億円少ないことになります。もちろん、一定の今後の積み立て、他方取り崩しがあったにしても、こうした基金の扱いもやはり非常に特徴的でございます。しかも交えて言えば好ましいことじゃないと思っております。これらの今後の見通しについても財政課長が一番よく御存じでありますので、お聞かせ願いたいと考えております。

一応、財政関係はそういったことでございます。

次に、総務課長に確認方々質問いたします。

この会計年度の職員についての、この新年度の予算が4億2,700万円ということでございます。間違いがあったら訂正を含めて答弁してください。

この4億2,700万円の中で国の支援措置が幾らであるのか、基本的にはまだないような答弁でありましたけれども、全くないのかどうかを含めて、あるいは今後の見通しを含めてお聞かせください。当然、今後一定の支援措置はあると思うんですけども、このことを含めてお答え願いたいと考えております。

無視できない軽視できない大変な金額であるからでございます。これが2点目です。

最後に3点目の質問、市長含めて質問いたします。庁舎整備事業についてでございます。

まず、質問の第1点でありますけれども、今後、実施設計を策定するに当たっては、その前にどの部分を増築、こういった形で増築するか、当然、基本的な考え方をしっかりと決めてからの実施設計になろうかと思っております。

その点で第1点は、教育委員会と福祉事務所をどうするかが問題課題となります。先日の一般質問でも私の同僚の山田議員が見直しを求める立場での質問がありましたが、おそらく今後も続くかと思っております。6月以降です、同僚議員からも。

その点で質問の第1点でありますけども、現在の市の考え方では、教育委員会と福祉事務所、それぞれ床面積を何㎡と考えているのか、お答え願いたいと考えております。

2点目、教育委員会については2回目の質疑の中で、市長答弁の中で議場をどうするかの質問に対して、議場も一部は教育委員会に扱いたいということでございました。今、教育委員会は3階にありますが、そうなりますと、また、議会事務局と議員控室は、いずれにしても今の3階を残したいということでありました。教育委員会は、今ある教育委員会と議場を壊したとして、いわば2つに離れ離れになるんですよね。これ、いかがなものかと思えますけど、こういった考え方で教育委員会も議場を壊してここにもつくりたいとなったのかどうか、あわせて倉庫もつくりたいということでございますけども、ちょっと吟味というか、深い検討がされていないんじゃないかとお聞きしながら思いましたけども、お答え願いたいと考えております。

2点目は、最終的には議会の意向を尊重したいと再三言っておられますけども、そもそも議会に2階も使ってはどうかと投げかけた表向きの理由は、市民と共同して使う、開放された開かれた議会という非常に聞こえのいい答弁で説明でありましたけども、厳しく言って、議会がいわばつけ足しにされているんじゃないかと思わざるを得ないんです。3階が議会事務局とそれから控室、全協の控室ですね。2階がいわば議場。というのはいかがなものかと思うんです。市長も20年来、議員活動やっていたわけで、自分も立場に置きかえたらおそらく同僚議員誰一人納得する人いないなあと思うんですよ、こういったことですね。もうこの一例とっても、その点でこういった考え方でこのように市民に開かれた議会という名目でもって2階にやったのか、どう考えても、考えれば考えるほど、気持ちがいしっくりしないんですけど、率直な考え方を示していただきたいと考えております。

今後も議会との良好の関係を保つ上でも、そのあたりはじっくり腰を据えた上で議会へのかかわる提案は考えていただきたいものでございます。

以上、大きく3点でございます。

○市長（五位塚剛）

今後、財政計画については、当然ながら、今後の事業のことをよく議論して一定の予算を立てて進めていきたいというふうに思います。ただ、総合計画と財政計画はどうしても合わないというのは、現実いっぱいあると思います。それは、いろん

な事業のやり方、その当時のいろんな価格の変動とか、いろんな問題が出てきますので、若干の違いは出て来るとは思いますけど、なるべくそれは尊重していきたいというふうに思います。

あと、議場の問題ですが、教育委員会を3階にもってくるということは一言も、ちょっと言っていないところでございます。新しく増築をする中で2階に大きな会議室を設けますので、その中で議会があるときに、そこを議場として利用ができるということが、いろんなところでありますので、それを参考にしてどうですかということをおっしゃっています。

議会事務局と全協する議員の控室と議場が違うからという、そう問題ではないんじゃないかなと思ったりします。どこであろうと議会は議会なりの会議をしていただいて、ちゃんと開かれた市民の中で議論してもらえればいいことであって、どうしても議員全体の総意として2階ではだめだとなれば、もう引き続きこの会場になるわけですので、今の3階の議会事務局、議長、副議長、また全協の場所を2階に移すという、そういうことは全く考えてないところでございます。

あとについては、各担当課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

先ほど、議員のほうからありました質問についてお答えいたします。

まず、財政調整基金についてでございます。

財政調整基金につきましては、今回の令和2年度の当初予算編成を行いまして、今現在における残高見込み額が、先ほど議員のほうからありましたとおり、13億1,000万円ほどとなっております。

令和元年度の当初予算の時点で、残高が約17億円でしたので、4億3,000万円ほど少なくなっております。この金額につきましては、やはり令和元年度の大きな災害復旧に伴うもの、特に議会等でもお話をさせていただいておりますが、一般財源の持ち出しが例年に対して6億円ぐらい多かったという、これが大きな現実でございます。

そして、補正予算の総括質疑のときにも、一応お話をしましたとおり、今からまた、特別交付税等の決定がまいります。3月下旬になると思いますが、それを見越して少しでもこの財政調整基金、ここには少しでも返していきたいと思っております。

さきにありました25億円という額の確保ということについてでございます。

今現在では、もし令和元年度のほうの決算の時点において、約25億円から26億円を想定しております。昨年に対しまして、ことしのほうが減額が大きいところではございますが、これから、やはり財政調整基金という大変利便性のある基金、やはり

これを少しでも30億円という目標があったわけですが、これに近づけるような形で財政運営をするためには、いろいろなところを財政調整基金に回しながらも、少しでもこれをもとに戻していくという形で考えているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

それについては、今現在では極力25億円を割らないような形の財政運営をやっていきたいと思っております。できれば、ふやしたいと考えておりますが、これについては、やはり年度途中における災害等、そしてやむを得ない事態となったときの支出につきましては、やはり、この財政調整基金から出ていくしかございませんので、今現在の推移、もし例年どおりの災害等が少ない年ということになれば、少しでも今度は積戻しができていくんではないかなと、財政サイドでは考えているところでございます。

それとまた、特定目的基金についてでございますが、今現在、特定目的基金、財政調整基金を初め、現在高が、令和2年度の当初予算編成時点では、82億5,000万円ほどとなっております。今年度の特定目的基金の残高見込み額が、82億5,000万円となっております。令和元年度時点の当初予算時点の年度末見込み額が82億5,500万円となっております。約400万円ぐらいしか減っていないところでございます。特定目的基金全体としましてはですね。ただし、これにつきましては、商工観光課のほうで進めていただいております思いやりふるさと寄付金、これが大きく伸びまして元年度、今現在も18億円、19億円に迫ろうとしているような状況でございまして、こちらのほうに多く積み立てた関係で、こちらが大きく伸びたために財政調整基金、先ほど言いました4億、それからほかの基金、ふるさと開発基金、こういったものも少し3,000万円とか少なくなっておりますけども、そういったところをカバーしているところではございます。

特定目的基金につきましても、やはり基金の目的がございますので、今現在、岩川小学校等を整備しております、学校施設整備等基金こういった活用も視野に入れながら、少しでも後年度に余裕の持った、余裕の持ったという言い方おかしいんですけど、少しでもいろいろ事業が展開できるような基金を積み戻しながら、もちろん財政調整基金を初めですけども、そういった形で財政運用を行っていきたいと考えております。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

会計年度任用職員について、お答えをいたします。

令和2年度の会計年度任用職員に係ります人件費は、約4億2,700万円、これは

一般会計、特別会計全て合わせてでございます。

国の支援のほうは、先ほど申し上げましたとおり、現時点では、まだ何も通知も来ていないというところでゼロでございます。

今後の見通しでございますが、報道等によりますと、6月ごろにという交付税措置でという話もありますが、それにつきましては、多分、現在、国会であります予算等が成立してから通知等が来るのではないかと考えているところでございます。

あと、庁舎の関係におきまして、教育委員会、福祉事務所等が何㎡かということでございますが、現在の予定でいいますと、計画といたしましては増築部分の1階部分に市民課関係、税務課関係、保健、福祉関係を一同に、同じフロアでというふうに考えておりますが、福祉事務所がこちらに来る場合におきましては、また、組織の再編をいたしまして、例えば、子ども課的なところ、子どもを主に扱う課というのを新設することも視野に入れております。ですので、その場合は、現在の保健課にあります子育て関係のところも一つの課としてということになりますので、一概に福祉事務所が入って来るのが何㎡かというのは言えないところでありますが、そのようなことを考慮いたしても、大体200㎡程度、ワンフロアの執務の部分で600㎡程度としますと、その3分の1程度は占めるのではないかとというふうに考えております。これは、当然生活保護等も含めてでございます。さらに、生活保護の関係で小さな相談室も必要かと思っておりますので、それも50㎡程度は必要なのかなというふうに考えているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

全体で250㎡程度、現段階では考えているところでございます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

教育委員会につきましては、現在、旧庁舎のほうに配置する計画にいたしておりますので、それをどこの部署にするかというのは、まだ正式には決定していないところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○8番（今鶴治信議員）

私は、さきに通告しておりました議案第27号一般会計の予算説明資料からの質問いたします。

まず、福祉事務所関係の340ページの訪問給食サービスの利用状況について、3年間分の実績について質問いたします。また、配食用車両購入補助金が2台ございましたけど、これは財部町、末吉町でも要望があれば補助対象になるのか伺います。

通告をしておりませんでしたけど、365ページの子ども医療費の1億80万円について質問いたします。

高校卒業までの医療費ということで、これまで何年か取り組んでこられていますけど、その中の利用状況等が傾向的でいいですので、わかっていたらお示しやっただきたいと思っております。

続きまして、介護福祉のほうで383ページ、若齢末期がん患者療養支援事業というのがありますが、これまでこれを利用された、対象になった実例等があるかどうか質問いたします。

農林振興課関係では、436ページの林業成長産業地域創出モデル事業のうちの高性能林業機械導入につきまして、今度、補助を受けられる対象事業者はどこか、また、3台の機械のどういう種類であるのかを伺います。

そして同じく農林振興課関係で、439ページの林業就業支援報酬業務委託料、これのどこが委託先と予定されているか伺います。

それと、建設課関係の516ページの桜ヶ丘団地建物購入と517ページの地域振興住宅の質問は、先ほど同僚の徳峰議員が詳しく質問されましたので、ここは省略させていただきます。

そして、学校教育課のほうの562ページの適応指導教室の利用状況を伺います。また、不登校の現在の状況はどうであるかを伺います。

そして、社会教育課関係では、607ページの末吉総合体育館施設整備事業、これが2億9万円組まれておりますけど、この整備事業の内容といつぐらいに工事を始められて完成時期はいつになるか伺います。

以上、1回目の質問いたします。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、今鶴議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、340ページになりますが、訪問給食サービス事業、市単独分の、まず訪問給食サービスの利用状況、3年間分の実績とあと配食用車両購入補助金についてにお答えしたいと思います。

まず、訪問給食サービスの利用状況についてお答えいたします。

平成28年度は延べ人数でございますが、延べ利用者数が5,215人で16万2,107食、平成29年度は延べ利用者数が5,044人で15万7,039食、平成30年度は延べ利用者数が

4,880人で15万3,558食でございます。

続きまして、配食用の車両購入補助金については、曾於市の高齢者訪問給食サービス事業実施要綱第16条の車両購入補助にのっとりまして、委託業者に対して配食に専ら使用する車両の取得価格の2分の1の額を補助しているところでございます。限度額につきましては40万円でございます。

今回、当初でお願いしています令和2年度につきましては、現在、大隅の委託業者に対して2台分の補助を計画しているところでございますが、この補助につきましては、財部、曾於市の業者でも申請があれば購入ができるというふうになっております。

それと、365ページでございますが、子ども医療費助成事業についての質問でございます。

一応、これにつきましても3カ年度分の実績について、報告をしたいと思います。

28年度が述べ人数でございますが、2万9,511人、平成29年度が2万8,745人、平成30年度が延べ2万8,280人になっているところでございます。

この子ども医療費につきましては、曾於市につきましては、平成20年度から中学生卒業まで対象にいたしました。これに伴いまして、平成26年度からは高校生、18歳に達する日までの31日までですが、医療費の自己負担分を全額助成するという形で事業のほうを実施しているところでございます。

以上です。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、383ページの今鶴議員の御質問にお答えいたします。若年末期がん患者療養事業のこれらの実績についてということでお答えいたします。

これにつきましては、今年度から新規事業といたしまして、曾於市若年患者に対する療養支援事業実施要領を設置し、取り組んでいるところでございます。対象になる方につきましては、在宅での療養を希望している40歳未満の方となっているところでございます。

事業の内容につきましては、訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与、福祉用具の購入に対して支援を行っているものでございます。本人負担につきましては、サービス利用料の1割負担となっているところです。これの残りの9割につきましては、市と県がそれぞれ2分の1ずつ負担をいたしております。

今年度の利用につきましては、3名の方が利用をされたところでございます。利用につきまして福祉用具の貸与で特殊寝台一式を利用されたところでございます。

以上であります。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは436ページ、高性能林業機械購入についての機械の種類についてお答えいたします。

高性能林業機械の導入につきましては、地域の構想に基づき、低コストで効率的な県産材の生産、供給体制の構築や、さらなる木材需要の拡大、再造林の推進等図る国の林業成長産業化地域創出モデル事業で導入するもので、補助率は3分の1以内となつとります。

機械の種類ですが、グラップル0.3m³1台、ユンボの先につかみがついていると思ってください。それから、プロセッサ0.3m³1台、これはユンボの先にチェーンソーがついているというようなふうに思ってください。それから、グラップル付きファーダー5トン1台、これについては、キャタ付きの運搬車につかみがついているというように思っていただければと思います。

事業主体につきましては、末吉町深川にあります株式会社伊万里木材市場南九州営業所で、事業費の合計が税抜きで4,535万円、補助金が1,511万円となっております。

続きまして439ページ、林業就業支援講習業務委託料の委託先についてお答えいたします。

この林業就業支援講習業務委託料は環境譲与税の使途の中に林業関係の人材育成、担い手確保等の費用に充てることができると明記してあります。現在、林業における担い手が不足していることから、今回、林業技能講習の20日間コースを実施し、担い手を育成するものであります。なお、委託先につきましては、職業訓練の実績のあります財部町の森の学校有限会社サイバーウェーブですが、そこに委託する予定でございます。

以上です。

○学校教育課長（川路道文）

562ページの適応指導教室利用状況と昨年度の不登校児童生徒数についてお答えいたします。

現在、適応指導教室におきましては、小学生2人、中学生7人、計9人の児童生徒が在席し学習支援等を受けている状況です。

昨年度の不登校児童生徒数につきましては、小学生8人、中学生23人、計31人というところでした。

以上です。

○社会教育課長（岩元 浩）

それでは、607ページの末吉総合体育館施設整備事業の時期、工事内容について、お答えいたします。

末吉総合体育館施設整備事業の工期につきましては、現在の計画では令和2年7月より令和3年3月までの9カ月間を予定しているところでございます。

なお、工事内容につきましては、耐震工事と大競技場の照明施設取替工事でございます。LEDへの取替工事でございます。

以上でございます。

○8番（今鶴治信議員）

ただいま、各課より1回目の答弁をいただきました。

訪問給食について伺います。

高齢者数も年々減っていくということで、実績として少しずつ減ってきておりますが、その中で全体としての数字をいただきましたけど、旧3町ごと平均的に同じように減ってきているかどうか確認のため質問いたします。

また、補助金要綱で上限40万円ということで、宅配車両を購入される場合は、これがどこでも対象になるということでありますが、今回は大隅ですけど、その前、財部、末吉の場合は、1回そういうのを使われたところがあるのか確認いたします。

それと、子ども医療費の利用状況であります。子どもも減っていくということで年々少しずつ減ってきておりますが、その中で確認ですが、前に今の三反園知事になったときに、この乳幼児給付事業対象者分は県のほうでも助成をするということで、これは保護者が一旦、現物支給で医療費を立て替えなくていい事業なのか、確認いたします。

それと、今度、私も珍しい事業だと思ったんですけども、新規事業ということで市内で3人の方が在宅のことで利用されているということで、ここの中でプライバシーなところもありますけど、末期がんというふうになっていますので、やはり、その末期がんというのは、どのような状況を末期がんというふうに捉えるのか、回復の見込みがないというのか、手術等で回復する人はこれは対象にならないのか伺います。

それと、436ページの木材の運搬の事業ですが、今度は伊万里さんが利用されたということで、こういう事業は曾於市内にも民間の伊万里さん以外にも民間の伐採業者がいますけど、この基準はどうなっているのか、民間の方でも申請をすれば、こういう3分の1内の助成は受けられるのかどうか伺います。

それと、439ページのこの林業就業支援へ講習の森林組合かどこかがされるかと思いましたが、森の学校でこれをされるということで、そういう森の学校のほうはいろんな事業をされていますけど、こういう専門的な人を雇って指導されるのか、森林組合等をお願いしてそういう講習を行われるか、わかっちゃったら質問いたします。

そして、適応指導教室について、小学生2人、中学生7名が利用されて9人ということですね。最初、私が文厚委員会にいたときは2人ぐらいの利用者だったんですけど、大分周知されて9人も利用されているのかなと思うんですけど、その中で、全体で31人の不登校がいらっしゃって、そのうちの9人がこれを利用されていると思うんですけど、ほかの残りの方々はこの適応教室も勧めてらっしゃるんですけども、利用されない方はどういう事情があって利用されていないのか伺います。

そして、末吉総合体育館耐震工事の令和2年の7月から令和3年の3月の9カ月間を予定しているということでありましたが、私が一般質問でしました武術太極拳が9月ぐらいに行われる予定ですけど、そのときは工事をとめられるのか、その国体の公開競技に対しての問題はないのか伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、配食関係の減っているんじゃないかなということ、旧町ごとに申し上げたいと思います。

先ほどは報告の中で、延べ人数で申し上げたんですが、月平均の人数で比較をしたいと思います。大隅につきましては、平成28年度が213名、平成29年度が201名、平成30年度が194名ということで、若干減少気味でございます。末吉につきましては、平成28年度が152名、平成29年度が154名、平成30年度が154名ということで、末吉については変わらないところでございます。財部については、平成28年度が70名、平成29年度が65名、平成30年度が59名ということで、財部については若干減少気味でございます。これを年度ごとでいきますと、全体の数でいきますと、平成28年度が月平均で435名、平成29年度が420名、平成30年度が407名ということで、全体的な数字からいきますと、減っているというようなことでございます。

それと、三反園知事が示しましたことにつきましては、平成30年の10月から未就学児の非課税世帯の鹿児島県内の受診が無料になったということで、鹿児島県内につきましては無料でございますが、県外、都城につきましては、一旦お金は払っていただくというようなくみでございます。なお、今現在、また来年、令和3年になりますと、今計画をしておりますが、高校生までというのを、今新聞等の記事では見ているところでございます。

以上です。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

先ほどの御質問であります、末期がんの考え方ということでありますが、この事業につきましては、先ほどありましたように40歳未満の方になりますが、その中で病気の治癒がなく、在宅での生活を希望される方が、この事業に対象になること

になります。実際、末期の方ということになるところでございます。

以上であります。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

この高性能林業機械の導入はどういう方が対象かというような、質問だったと思いますが、これにつきましては、木材素材生産者、製材加工業者、市場関係者、森林育成事業者、苗木供給者等ということで対象者になっているようでございます。

全国では16地域が指定ということで、九州では鹿児島県のほかに大分県、宮崎県がそういう指定を受けているところであります。ちなみに平成30年度に森林組合がこの事業でフルトレーラーを導入しております。

それから、439ページの林業就業支援講習業務の委託の件ですが、これにつきましては、森の学校には当然そういう技術者がおりませんので、今、計画しているのは県の森林技術総合センター、昔の旧林業試験場がありますが、その専門員の方なり森林組合の方を講師にということで、今、計画しているところでございます。

以上です。

○学校教育課長（川路道文）

それでは、お答えいたします。

適応指導教室に出てこない子どもの理由はということですが、まずは、その子なりの人と接する意欲が出てこないということで、引きこもりがちになっているというような性格であったり、ゲーム、スマホの利用によって生活習慣が不規則になり、昼夜逆転によって活動意欲が低下していたり、それに伴って学習への意欲が低くなっていたり、というようなことが考えられております。

以上です。

○社会教育課長（岩元 浩）

それでは、お答えいたします。

国体との関連でございますが、現段階の計画といたしまして、国体の開催により足場の設置ができないところでございます。したがって、7月から9月末まで施工業者等による工事の準備期間といたしまして、内部の調査、資材の確保、調達を行う計画でございます。その後、工事に入りまして足場を組む作業に入る計画でございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

申し訳ございません、答弁漏れがありました。

訪問給食サービスの車両の関係で、末吉と財部は実績があるかということでござ

いますが、末吉、財部ともそれぞれ実績があるところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

3番目ですけど、ほんとうっかりしておりまして、通告していませんでしたけど、畜産課の467ページの有機センター9,463万円で私の地元でありますので、説明資料に書いてありますように、どういう事業をどのぐらいの……、特に工事を始めて完成予定はどうであるのかを質問いたします。

それと訪問給食ですけど、年々減っているということで、非常にお年寄りのひとり暮らしの見守りもすごくそれで助かった人もいらっしゃるというのも聞いておりますが、實際上、支援的に利用できなくなって少なくなっているんですけど、新たに高齢者の方もふえて来るんですけど、新規でやはりこれを利用される方も減っている中でも何名かいるんでしょうけども、そういう人もいらっしゃるのかどうか伺います。

それと、体育館のほうは、もう国体に影響はないがないということで安心したところでございます。

以上、3回目の最後の質問をいたします。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

年々利用者数が減って来て、新規があるかということでございますが、この曾於市の高齢者訪問給食サービス事業につきましては、高齢者の方々の安否を確認するとか、健康状態に異常がないかということで見守り活動もかねて実施をしている事業でございます。人数等は減っておりますが、毎年旧町ごとに新規の申し込みはあるところでございます。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答え申し上げます。

467ページの資源リサイクル畜産環境整備事業の中で、有機センターの整備でございますが、この事業につきましては地域振興公社、県の地域振興公社が事業主体で取り組むことで、有機センターについては取り組み主体というようなことで、整備の内容といたしましては、堆肥舎整備、これにつきましては、これまでの有機センターの搬入希望者が多く、現在までの規模では到底処理しきれないというようなことで、増設を計画しているところでございます。

堆肥舎の面積につきましては、400㎡を計画しておりまして、そのほかに堆肥舎周辺の環境整備ということで舗装等の計画、それと運搬車両等の計画で特装運搬車、それと堆肥散布機、それとショベルローダー、この3台を計画しているところでござ

ございます。

以上でございます。

○議長（土屋健一）

次に、海野隆平議員の発言を許可します。

○15番（海野隆平議員）

所管外で6項目ほど質問をさせていただきます。

まず、413ページ農林振興課。花と緑の供給センター管理費でありますけど、前年度が343万7,000円、ことしは350万9,000円でわずか7万円の増となっておりますが、その中で育苗管理作業委託料が295万円というふうになっているところであります。

市内の緑地帯とかフラワーガーデン等の植栽と同時に花の供給とありますが、ことしは先ほどちょっと話が出ました、ことしは国体が太極拳の公開演武というふうになっているわけでありまして、10月に予定されておりますが、この予算で大丈夫なのかですね。

前回の国体のときは、たしかフェンシングでありましたが、かなり町内、花で飾られたというふうに記憶いたしておりますが、この予算でいけるのかお聞きしたいと存じます。

次が、443ページであります。

商工観光課、思いやりふるさと寄付金推進事業であります。

先ほど、徳峰議員のほうからもるる質疑がありましたが、前年度約17億円、本年度は28億円と約11億円大幅にアップしているわけでありまして、先ほど答弁もありましたが、目標達成は果たして可能なのか、単純な質問ですけど御答弁いただきたいというふうに思います。

それと449ページ、同じく商工観光課であります。

道の駅及び四季祭市場施設管理費ということで、別置き型多段商ケース備品購入2台分というふうにありますけど、2台で286万3,000円と、商ケースにしては非常に高額だなというふうに思っておりますが、どのように利用されるのか、また、どこに設置されるのか、具体的にお聞きしたいと存じます。

次が、531ページの教育委員会総務課の高校振興費であります。大学等進学祝い金贈呈事業900万円と、また曾於高等学校総合支援対策事業費補助金921万円の予算が計上されているわけでありまして、この事業は、各中学校の卒業生また保護者に対して、いつ、どこで、どのようにこの事業についての説明はされているのか、また、この趣旨について十分理解されているのか、答弁をいただきたいと存じます。

それと最後で、541ページ教育委員会総務課、小学校教育振興費でありますけど、

パソコン、タブレットリース料1,657万6,000円。校務用パソコン267台、タブレット177台、1,534万7,640円、電子黒板10台、5年リース80万6,960円。と予算が計上されておりますが、どの学校にどのように設置されていくのかお聞きしたいと存じます。

最後に学校教育課であります、553ページです。

新聞、書籍、追録の中に5,580万1,000円とあります。その内訳として、小学校教師用教科書、指導書3,705万7,560円、デジタル教科書、国語、算数1,827万5,400円というふうにあるわけでありましたが、非常に高額なわけでありましたが、中身、内容について詳しく説明をしていただきたいというふうに存じます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは413ページ、花と緑の供給管理センターの管理費の前年とほぼ同額があるが、ことしは国体が予定されているが、花の供給はについてお答えいたします。

花と緑の供給管理センターでは、春苗と秋苗の年2回、学校や各種団体等に花、苗の配布をしております。令和元年度では合計で12品種、延べ313団体、13万1,921本の配布を行なっております。現在のハウスでは、これ以上の苗の供給は難しい状況であります。御質問のことしは国体が予定されているが花の供給についてですが、社会教育課によりますと、鹿児島県が曾於高校に直接、花の苗の委託を行う予定で、別枠で準備をしているとお聞きしております。

以上です。

○商工観光課長（竹田正博）

それでは、私の方からは、まず447ページの思いやりふるさと寄付金事業についてでございます。達成は可能かということでございます。

思いやりふるさと寄付金事業のこの3年間の実績を見ますと、29年度の決算が17億5,147万円、平成30年度が28億8,693万円、今年度、31年度の見込みが29億8,000万円と見込んでいるところでございます。

先ほど申し上げました全国的なこのふるさと納税の5,000億円の市場の中で、約20%を占めていたこの4つの町の部分が分散したというのが、大方な見方だと思っております。

そういった意味から、やはり地場産品を持っている市、町については、今後、やはり一定的な伸びはあるだろうという予測もされている中でございます。そういった意味合いから、私どもも、今年度19億円ぐらいになるかと思いますが、昨年の16億9,000万円、約17億円弱になりましたので、18億円という部分で目標を立ててやっていこうということをお願いをするところでございます。

それから、449ページの道の駅及び四季祭市場の施設管理費の別置き型多段ショーケースでございます。

これにつきましては、今、道の駅に設置してあります2台のショーケースがありますけれども、これが既存のやつがもう購入後15年が経過しておりまして、老朽化が激しいということで更新をするものでございます。これにつきましては、約5段ほどの段がありますので、ちょっと高さがあるやつでございます。そういった意味で、この購入費用も結構するわけですが、設置場所につきましては、既存のショーケースが2列並んでおりますけれども、そこに新たに据えつけるということに計画をしているところでございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、教育委員会総務課分につきまして、お答えいたします。

まず、各中学校卒業生や保護者に対しての曾於高等学校総合支援対策事業補助金の説明状況や趣旨の理解についてでございますが、曾於高校では入学者募集パンフレットに曾於市からの支援事業を掲載しております。それをもとに、市内中学校での高校説明会や出前授業、あるいは中高連絡会等で周知を行っているところでございます。

また、教育委員会でも曾於高校生の保護者や市内中学生に毎年アンケート調査を実施しておりますが、そのときにも支援内容を周知しているところでございます。

続きまして、小学校教育振興費のパソコン、タブレット等リースについてお答えいたします。

このパソコン、タブレットリース料の中身でございますが、校務用パソコンが267台、タブレットが177台でございます。これにつきましては、平成27年度に5年間のリース契約を行い、市内小中学校に配備しているものでございます。

配備状況につきましては、1クラスの半分の人数分を基準にしております。半分程度です。例えば、末吉小学校であれば全校生徒が546名いますが、1クラスの最大が39名でございます。これの、ここはちょっと半分より若干多いんですけど24台、こういう形で配備をしているところでございます。

電子黒板でございますが、電子黒板は全体で159台を所有し、各学校に配備しております。配備につきましては、各学校の普通教室の数に応じて配備しているところでございます。今回の10台分でございますが、これにつきましては、今、配備しているものの中から10台ほど故障して、もう画面もつかずに使われないものがございまして、その分について、今回リース契約で購入をお願いするものでございます。

以上です。

○学校教育課長（川路道文）

それでは、学校教育課分をお答えいたします。

553ページの学校教育総務費の小学校教師用教科図書とデジタル教科書の内容についてお答えいたします。

令和2年度から使用する小学校の教科書が改訂されます。その児童が使用する教科書に対応した小学校教師用の教科図書とデジタル教科書を購入する予算になります。

小学校教師用教科図書は、教師が授業で使用する教科書と授業の進め方の参考にしたり、研究したりする指導書の2種類を購入します。教科書は数百円程度で安価なのですが、指導書については、平均単価が約2万円以上します。また全教科、全学級数分を購入する必要があることから、このような予算となっております。

また、デジタル教科書は、電子黒板に教科書の内容を提示しながら指導するためのもので、電子黒板を活用するために必要な教材であります。小学校では国語と算数の2教科に限定して購入しますが、平均単価が約7万円することから、このような予算となっています。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

今、各担当から説明をいただいたところでありますが、花と緑の供給についてでありますけど、県のほうから別枠で準備するというような答弁であったろうというふうに思いますが、これで県のほうからは、会場周辺とか、それから、あと商店街とかいろいろあるかと思いますが、そこ辺まで準備していただけるんでしょうかね。そしてまた、当然、こちらのほうも花については、一応、県のほうに要望はされるんだろうというふうに思うんですけども、そういう体制は整っているのか、そういうふうに理解していいのか、再度お聞きしたいというふうに存じます。

それと、思いやり寄付金推進事業でありますけど、5,000億円程度の予算が4つの町、いろいろありまして分散したというようなことで、今、答弁があったわけでありますけど、当然、予算化される以上は、これについても積算基礎あって、私いいんじゃないかと思うんですけど、ただ、漠然として、ことしは10億円予算を上乗せしたんだというふうに、今、話もありましたけど、ただ、やはり先ほど、ちょっと話のありました新型コロナウイルスの関係もありまして、いわゆる流通経済が非常に悪いんですね。だから、こういった中で果たして、これ19億円の達成可能なのか、非常に私も疑問に思うんですけど、そこ辺の積算基礎は、ちゃんとできているのか、答弁いただきたいというふうに思います。

それと、高校振興費でありますけど、入学者募集要項等にも掲載してあるとか、ア

ンケートもとっているとかいうような答弁でありました。

私もこれにつきましては、一般質問等を行ったわけではありますが、やはり、これだけの優遇措置がありながらも、ことしの出願状況、きょうは高校は入試であります、きのう、きょうはですね。商業科を除きまして定数割れというふうになっているわけでありまして、文理科については、定数40名に対して出願者26名、また、普通科に至っては、40名に対してわずか19名というふうになっているわけでありまして、この実態をどのように考えておられるのか、分析されているのか、再度お聞きしたいというふうに存じます。

449ページをさっき言い忘れましたけど、道の駅の関係であります。

非常にショーケース、15年たっていると、それを更新するんだというふうなところで、現在あるところに設置するというような答弁であったわけではありますが、やっぱり建物は別として、こういったショーケース等は道の駅の予算でできないのかですね。当然、200万円台、非常に金額的に大きいわけですけど、道の駅の予算でも十分対応できるんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺はどうなのか、再度お聞きしたいというふうに存じます。

それと、小学校教育費ほかのパソコンの問題であります、リースが、契約が切れるということで、新しく契約されるというような答弁でありました。ただ、電子黒板10台、5年リースというふうになってはいますけど、これ、今現在、電子黒板については設置されてから、各学校、また各クラスに設置されておりますけど、159台設置されたというような答弁でありました。もう、確かに10年ほど経過しているなというふうには思っておりますが、やはり、この電子黒板、もう10年後、クラスによって、学校によってはもう既に使われていない、使用されていない電子黒板もあるかというふうに思うわけでありまして、新たにこの電子黒板10台リース契約というふうにはなりますけど、果たして購入する必要があるのかなというふうに思うところでありますけど、ある分は利用できないのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

学校教育課でありますけど、小学校教師用図書について、特に指導書2万円以上ということで、各学校の各先生方に配られるんだらうというふうに思いますけど、非常に多額な指導書であるなあというふうに思うところでありますけど、デジタル教科書、国語、算数というふうにありますけど、一応、国語、算数を整備されるというような答弁であったわけでありまして、ほかにもまだ、理科とか社会とかいろいろあると思うんですけど、ほかのものについては整備されなくていいのか、あわせてお聞きしたいと思います。

以上です。

○社会教育課長（岩元 浩）

それでは、国体の花の供給についてお答えいたします。

いわゆる花いっぱい運動でございますが、令和2年度につきましては、鹿児島県のほうから直接曾於高校のほうに育苗を依頼いたします。なお、整備につきましては、今後、市内の小中学校にアンケートをとる予定でございます。予定では、苗につきましては約1,000株、プランターにつきましては約250個の計画でございます。花の種類につきましては6種類を予定いたしております。

設置場所につきましては、現在、末吉総合体育館と栄楽公園を中心に設置する予定でございますけれども、今後の場所につきましては、実行委員会等で検討する予定でございます。

以上です。

○教育長（瀬下 浩）

高校の倍率の話なんですけれども、これも一般質問のときにちょっとお答えしたんですけれども、ことしの割れを見ますと、全県下的に倍率がものすごく下がっている、更新したと、最低倍率をですね。鹿児島市の一部と幾つが保っていましたけれども、あとは軒並みに倍率が下がって、しかも下がり方がすごいという状況が見られました。

その中で曾於高校の場合には、普通科の方が確かに昨年度より0.1倍下がったんですけれども、文理科のほうは逆に0.12倍ふえているということで、大体例年並み、ここ3年間ぐらい大体同様な変化をしていると、普通科系は2教科で、それから、職業系の3学科は3学科の中で、どちらかがあがれば、どちらが下がるというような状態です。大体横ばいの状態が見えているのじゃないのかなというふうに感じているところでございます。

○商工観光課長（竹田正博）

私のほうからは、思いやりふるさと寄付金事業について、そういった積算の積み上げはあるのかということでございますが、主にふるさと納税の寄付金ということにつきましては、4つのいわゆる広告会社、いわゆるネットでの注文ということになります。その会社の方々とも打ち合わせを進めながら、私どもが算定しておりますのが、この4つのいわゆるサイトで、今までの実績を踏まえて計算を挙げたところでございます。

積算と言いますのは、まず、そこが基本になってくと思っております。ふるさとチョイス、ふるナビ、楽天、さとふるというところがございまして、ここの今までの動向を見ながら、そしてまた、その担当の方々とも打ち合わせながら、2年度これぐらいはいけるんじゃないかなということで協議をし、そして、それを積み上げ

た額が18億円という形で計上させていただいたところでございます。

それから、道の駅末吉の多段商品ケースの備品購入でございます。

これにつきましては、指定管理をしているわけですが、備品関係、そういったものは全て3つの道の駅とも市の備品ということになっております。そういった形で備品の更新時期がどの施設も来ております。そういった中で、我々も早急に替えなければならない備品、そういったものからということで、一応、計画を立てながら、備品の更新を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、先ほど、ちょっとコロナウイルスの関係がありましたけれども、この当初予算を作成する段階でコロナウイルスの影響というのは考慮しておりませんので、今後どうなるかは、まだ想定ができていないところでございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、電子黒板の今後の利用状況について、お答えいたします。

まず、電子黒板でございますが、現在、この1年間で10年前に買った品物ですので、非常に故障等が多くなっております。その中で、うちの職員も学校に出向くことが大変多くなっております。学校といろいろお話をする中で早く修理をしてほしい、いわゆる早く使いたいということでございます。私もその中でいろいろ学校を見て回るんですけども、基本的には全部の教科をこの電子黒板でやるわけではありませんので、ついていない場合もございます。

しかしながら、このデジタル教科書を導入している事業におきましては、どの学校も利用されてらっしゃるみたいです。それから、故障で使えないところがありましたけれども、そういう学校は、例えば、2教室で1つを授業の時間を変えながら、使っている状況でございます。

以上のようなことを考えますと、今の教育環境にはこの設備は重要なものかなと思っております。

○学校教育課長（川路道文）

お答えいたします。

デジタル教科書、他教科の整備はよいのかという御質問にお答えいたします。

予算が許せば理科については、あれば活用されると思われそうですが、社会については内容が3、4年生については県ごと、地域ごとに指導内容が違いますので、ここについては、必要性が低いなと考えております。時数が多いのは、国語と算数で活用が図られ、また、学校からの要望も非常に高いということで、現在、国語、算数の導入を進めているところであります。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

もう3回目になりますけど、先ほど教育長のほうから高校振興費については答弁があったところでありますけど、ことしの新聞等、2月26日の南日本新聞には、「最終倍率、最低で0.84倍というふうになった」と。県下の公立高校の入試の件ですけど、私が言いたいのは、結局曾於市はそれだけの優遇措置をとっているわけです。簡単に言えば。

だから、まだまだ受験者がふえてもいいんじゃないかなと、単純に言えばそういうことなんです。だから、ただ県下もそうだから、ここもそうなんだとそういう理屈じゃなくて、私は言いたいのは、要するに、これだけの優遇措置をとっておきながら、なかなか受験者がふえない、そして定数割れしていると、このことについては、やはり真摯に受けとめて真摯に考えなきゃいかんということを私は言いたいわけです。

だから、その点について教育長、別になんも優遇制度がなければ、何も言わんですよ。そうでしょうねという答弁しか、私も質問しかできませんけど。やはり、費用対効果じゃないけど、やはりある程度の実績、これがやっぱり必要じゃないかというふうに思うところです。

それと、教育振興費の中で電子黒板の件ですけど、10年たって非常に、私は利用されているんだというふうに思っているし、また、これを利活用されて、よりよい授業がされているんだというふうに理解しておりましたので、ただ、今の答弁じゃ重要なものとしちゃあ考えていないというようなことで、今答弁がありましたけど、そこ辺の真意がちょっとよくわからんとですけど。

（何ごとか言う者あり）

○15番（海野隆平議員）

重要なものとして言うだけ……重要なんです、これ実際言うて。だから、そこはちょっと、私もよく聞き取れなかったから今言ったんですけど。修理代等も毎年の予算書見ていますけど、あんまり出とらんような気がずっとです、実際言うて、この電子黒板の修理代です。だから、どうなってんのかなと思って。このときも相当な予算かけて、億という予算かけてやったわけですので、やはり大切に使っていただきたい、そしてまた、今後もそうしてやっていただきたいというふうに思っていますけど、何かあったらお答えください。

以上です。

○教育長（瀬下 浩）

今の件につきましても、一般質問の中で少し答えたんですけども、例えば普通科を考えた場合、文理科を考えた場合、普通科志向の子供たちというのは、この曾

於市、あるいはその曾於地域、あるいは都城、この近隣でどのぐらいいるかとなると、大体数が限られています。その中で奪い合いをしているような状態のところですよ。今、はっきり言って、都城のほうも非常に倍率が下がっています。都城西高のほうも。

そういった中で、少ない人数をどうやって取り合うかという話になってきていて、曾於高校、確かにふやしたいと思います。ただし、私、文理科がそんなにたくさん40人学級だからと40人というのは、余り考えていないです。割りとは少な目でも、それだけの洗練した養育ができるんじゃないか、ただ、普通科のほうはもうちょっとふやしたいなというふうに考えています。そうした場合にどうするかというと、やはり、都城に行っている子さんたち、あるいは私立に行っている子さんたち、それをこちらに引き戻すと、そして曾於高校に来てもらおうと、そういったところを重点に、今努力をしています。そういったところで子たち引き戻せるような、今も現在、学校のほうも努力していますし、我々もそう考えていますし、また、いろんな施策等もそこを考えながら、やっていきたいなというふうに考えているところでございます。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

電子黒板の件でございますが、重ねて申し上げますが、今の教育環境には大変重要なものだと考えております。

これにつきましては、購入しまして10年たっておりますが、今現在、毎年、電子黒板の不具合に対して150万円ほど修繕料組んでおります。これ対応しているところでございますが、今回、新たに10台購入をお願いしているように、今後、全く使えないようになれば、やはり新しいものを購入する予算をお願いしていきたいと考えているところでございます。

○議長（土屋健一）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時26分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○6番（上村龍生議員）

通告外ではありますけども、当初予算の財政関係のところ、一番やっぱり気になっている14.8%、34億7,500万円の増額の部分の内訳について、今までの質疑の中で、かなり詳しく質疑がなされたんですが、また確認の意味で、ちょっと整理をする意味で、ちょっと数字のところを抑えておきたいと思うんですが。

まず、歳出に関しまして、質疑の中で、五、六項目の増加の要因というのが上げられました。この内訳のちょっと数字を課長のほうでちょっと示していただいて、小さいところはよろしいです。大きいところで、思いやりふるさと推進事業、岩小、中央公民館、桜ヶ丘、庁舎関係かれこれ出ましたけども、その内訳のところを、ちょっと数字を示していただきたいというのが第1点。

第2点は、その増額分に見合う歳入内訳です。歳入内訳のところ、これも質疑の中でかなり明らかになったんですが、補助金関係の内訳の増額分、それから、市債については9億円の増加分があったと、それから、基金からの繰り入れについても6億円程度の増額がありましたという説明がありましたけども、それ以外のところ、小さいところはもうくくってもらってもいいと思うんですが、歳入の増額に見合う内容的な説明を求めます。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今御質問のありました令和2年度の当初予算269億5,000万円、令和元年度に対しまして34億7,500万円、14.8%の増の主な事業について、数字も含めて述べさせていただきます。

まず、事業ベースでは、一番大きかったのは、先ほど出ました思いやりふるさと寄附金推進事業でございます。これが10億8,361万円、対前年度に対しまして63.1%となっております。

続きまして、2番目に大きかったのが、桜ヶ丘の住宅の建設費でございます。これが、対前年度に対しまして10億1,466万9,000円で、これは3万1,153.5%という数字になっております。

3番目でございますが、これが岩川小学校の改築事業でございます。これが6億1,538万円という形でございます。

4番目のほうが、公民館の施設整備事業でございます。これが4億5,802万円、736.5%という形の大きな数字でございます。

5番目のほうが、子ども子育て支援給付費の施設型給付費、これが2億9,774万2,000円、24.3%、こういったものが特段大きくて、おおむね3億円以上の大きなものとなっております。

この下には、まだ、先ほどありました防災施設事業とか、それから畜産クラス

ターとか、ちょっとした金額のものもありますが、一応大きなものの5点としては、以上のようなところでございます。

それと、それに見合う歳入についてということでございました。

歳入につきましては、先ほどの質疑の中でもありましたが、一番大きなもの、増となったものは、やはり市債でございます。これが、対前年度9億8,700万円、32.3%の増となっております。これにつきましては、今回、事業実施します桜ヶ丘の住宅の公有財産購入費といいますか、起債です。その市債、そういったものが、もろもろ入っております。

それから、2番目に大きかったものが、寄附金でございます。これが、対前年度は8億円の増ということでございます。率にしまして79.6%ということで、これは、その8億円がそのまま思いやりふるさと寄附金という形になっているところでございます。

続きまして、3番目に大きかったのが繰入金でございます。6億6,913万7,000円という形で26.1%の増となっております。これにつきましても、思いやりふるさと寄附金、これが5億円伸びておりますので、これが相当大きかったものでございます。

4番目につきましては、国庫支出金でございます。これは、国庫支出金の内訳としまして、国庫負担金、補助金、委託金ありますが、それを全てひっくるめまして、対前年度に対しまして5億6,084万2,000円、22.2%の増となったところでございます。

特に大きかったものとしましては、社会資本整備事業費でございます。桜ヶ丘住宅の建設事業に係る分が3億9,426万4,000円という形で大きかったものだと考えております。

5番目に大きかったものが県支出金、これにつきましては、対前年度4億5,370万7,000円となっております。

県支出金の中で大きかったものとしたしましては、畜産クラスター事業が1億3,450万5,000円、それから、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金、これが1億2,923万6,000円といった形で大きかったところでございます。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

2回目の質問です。先ほどの歳出の項目別、ふえたところの金額を示していただきましたが、それぞれの事業が単年度で終わるのもあれば、ないのも、確認の意味で、何年度までの事業でということも、再度確認をさせていただきます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほどの事業別の関係で申し上げました。一番大きかった思いやりふるさと寄附金推進事業でございますが、これは制度が続く間はずっと続くものと考えております。

○6番（上村龍生議員）

期間はどれくらいですか。

○財政課長（上鶴明人）

今の思いやりふるさと寄附金が続くという形ですので、税制改正とかそういったものがない限り、これはそのままずっと続くという形で、今のところ、終期がいつまでという形では示されていないところだと思います。

続きまして、2番目に大きかった桜ヶ丘の住宅の建設事業、当該年度で一応終了予定という形で聞いております。令和2年度です。

それから、3番目の岩川小学校につきましては、令和4年の4月開校ですので、令和3年度までとなっております。

続きまして、公民館の施設整備事業、これにつきましても令和2年度、当該年度で終了という形になります。

それから、5番目に大きかったのが、子ども子育ての支援給付費の施設型給付費ですので、これは扶助費でございますので、ずっと、法が改正にならない限りずっと続いていくものでございます。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

今のを含めて将来の見通しなんですが、今年度並みの先ほどの話でもありましたけども、この今回の伸びというのは、非常にこの特異な、私も認識しております。

同じような伸びで、来年度以降の予算編成ができるのかを含めて、財源確保の問題が出てくると思うんですが、今後の見通し、恐らく財政計画等また入れていくと思うんですけども、今財政課で描いている今後の見通し、それと、市長の考え方も含めて答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

今回、大きな伸びの予算を提案いたしました。今後も、また新たな各支所の建設、また学校給食センター、またいろいろとそれなりの公民館などの建てかえ工事等が出てきます。当然ながら、大きな財政が必要になってきますけど、本当に有り難いことにふるさと納税が、曾於市も本当に全国から応援をいただいておりますので、自由に使えるこのお金が、予算を編成するに当たり、非常に大きな役目を果たしております。

また、同時に自主財源の確保ということで、今までになかったやり方も進めてお

ります。九電、N T Tの敷地設置料やら、また大きな電気料金を使うところについては、電気の自由化によって、入札制度による見直しで努力しております。また今回、中央公民館の問題にしても、売却をしたお金もやっぱり充てるとか、そういういろんな取り組みでやっていきます。

今後も、厳しい財政の中ですけど、基金としても90億円から場合によっては100億円ぐらいにまた持っていけるのじゃないかなと思っております。そういう意味での努力をしていきながら、将来的な財政運営を進めてきているから大丈夫だというふうに思っております。

あとは、担当課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

今、市長のほうからありましたとおり、今後、財政計画に事業を盛り込みながら、今現在でも財政計画をつくっているその時点、現在の財政計画につきましては、令和元年の9月中に編成しまして、一応10月にお示ししたところですけども、その時点でわかっている各課の事業、主要事業、そういったものは取り込みながら、財政計画上でも少しでも持って行って、後年度の事業の平準化を少しでも目指したいと考えております。

また、先ほど市長のほうからありましたとおり、財源確保、これについてはやはり少しでも事業を行う場合は、先ほども言いましたが補助金の該当が、補助金に該当しないか、そういったものをいろいろ精査しまして、それでもどうしても該当しない場合には、有利な起債を少しでも借りまして、後年度負担を少しでも減らすというような形をとる、そして、基金の繰り入れをしますけども、最終的な余剰財源については、しっかりと基金を積み立てながら、財政調整基金についてもそれなりの金額に持って行って、少しでも健全な財政運営ができるように、財政課のほうでは図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

通告しておりませんでしたが、1点だけお伺いします。

235ページ、総務課の防災施設整備事業、それと540ページの教育委員会総務課の岩川小学校建設のところがありますが、同じ場所で、名称としては、校舎の解体が1億2,174万円が防災施設のほうで上がって、そして540ページのほうで、岩川高校跡の外構の解体というところで1億4,950万円上がっているんです。これは、一つの高校を取り壊すのに、どういう部署ごとの仕分けをされているのか伺います。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、岩川高校の敷地がございますが、敷地については、運動場の部分と校舎が建っている部分がございますが、それから、渡辺組の側にプールと武道館がございます。

プール、武道館をちょっと除きまして、まず、敷地の分につきまして4工区に分けて、それぞれそれを2工区ずつで、教育委員会分と地域振興課分と分けて予算を計上しております。いわゆる面積でも、その面積に建っているところについて、建物全て解体の積算をしまして、それぞれの課に分けまして予算を計上したところでございます。

○大隅支所長兼地域振興課長（濱田政継）

防災施設の関係でございますが、これは起債が、起債対象になっている部分でありますので、その部分であるために分けているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

今、従来の岩川高校は、上の段に校舎が、ほとんどの普通校舎とかあって、下のほうに体育館、プール等ありますよ。でしたときに、上のほうは、防災施設整備事業のほうで解体するんですか。下のほうは、教育委員会のほうでするんですか。

何かその地区が入り乱れてやっているんじゃないかなという気がするんですが、それではないんですか、確認です。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

済いません。もうちょっと詳しく説明いたしたいと思います。

まず、上のほうでございます。上のほうの前の正面玄関から1棟目、それから2棟目まで、ここまでが防災施設分で予算が計上されております。

それから、その後ろの特別教室棟、あるいは実験室棟から一番最後の県道の崖の上のところまでである実習棟がございますが、ここまでが教育委員会分でございます。

それから、渡辺組側の武道館と屋外プールが教育委員会分でございます。

主な建物でいいますと、地域振興課分が19棟、教育委員会総務課分が22棟、合計41棟となっているところでございます。

○大隅支所長兼地域振興課長（濱田政継）

防災施設事業で行うために、起債で、緊急防災対策事業でそれに乗せて事業を進めなくちゃいけないものでありまして、岩川高校の正門前から見ますと、1棟目、2棟目の建物の敷地が、地域振興課分でございます。

○4番（岩水 豊議員）

解体する場所にそれぞれの施設ができるということでしょうか。それとも、表現

がその外構とか、教育委員会の分は書いてあって、こちらは校舎と書いてあったから、何かこう表現として入り乱れているような気がするんです。ですから、まさかその後で、起債等々の整合性がとれなくなるようなことはないんでしょうね。何となく不自然、わかりにくい上げ方をされているような気がするんですけど、そこは大丈夫ですね。

○大隅支所長兼地域振興課長（濱田政継）

防災施設部分については、旧岩川高校の解体工事が1億7,150万円、それから、外構工事の解体が2,540万円であります。これは、緊急防災対策債の対象になっているところでございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第28号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計予算について

日程第4 議案第29号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第5 議案第30号 令和2年度曾於市介護保険特別会計予算について

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議案第28号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計予算についてから、日程第5、議案第30号、令和2年度曾於市介護保険特別会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○15番（海野隆平議員）

通告外でありますけど、国保会計と介護会計について、質問させていただきます。

まず、国保会計でありますけど、予算総額、今回54億5,857万3,000円と、対前年度に対しまして2,760万円、要するに0.5%の減というふうになっておりますけど、医療費高騰とあわせまして、高額療養費もふえているわけでありまして、毎年のことながら、厳しい国保の財政運営が続いているわけでありまして、そこで、今後の国保の財政運営についてお聞きするところでありまして、厳しい財政運営の中で、収支両面にわたる経営改善について、一層努力するということでありまして、具体的には、どのような改善策を考えていらっしゃるのか、お聞きしたいとい

うふうに存じます。

2点目でありますけど、本年度は、基金についても5,000万円ほど繰り入れいたしておりますが、この基金の状態もほとんど枯渇した状態というふうになっているわけでありまして、そこで、基金のあり方についてお聞きすることでありまして、基金についても、この基本的な考え方、また、積み立てについてはどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと存じます。

3点目、保険税の負担を軽減するために、毎年多額の法定外繰入金繰り入れされておりますけれども、本年度も1億4,900万円、昨年も1億5,000万円でしたけど、毎年繰り入れを行っているわけでありまして。国保加入者の負担軽減のためには、負担軽減のために充てるといった一面も、やむを得ない一面もあるかというふうに考えますが、社保との関係についても考慮をするべきじゃないかなというふうに思うところであります。

一般会計から幾らつぎ込んでもいいといったようなことにはならないわけではあります。限度についてどのようにお考えか、今後の法定外繰入金の考え方についてお聞きしたいと存じます。

次に、介護保険特別会計予算であります。介護保険事業制度では、原則3年を1期として財政収支を見直し、介護保険事業を運営しておるところであります。

現在、第7期の介護保険事業計画が作成され、保険料の見直しがされているところでありますが、急速な高齢化社会の中で、介護給付費、介護保険料と、介護保険法が改正されるために上がっているというふうに思うところであります。

そこでお聞きしますが、今後の介護給付費と介護保険料の推移、見通しについて、お聞きしたいと存じます。

2点目であります。介護保険基金繰入金についてでありますけど、前年7,500万円、ことしも8,000万円ほど繰り入れているわけでありまして、基金の多いほどいいというわけではありませんが、現在、基金残高についても非常に厳しい状況じゃないかなというふうに推察するところでありますが、今後の介護保険関係の基金のあり方、また、基本的な考え方について、お聞きしたいと存じます。

最後に、調整交付金についてお聞きします。介護保険事業では、国保負担25%のうち5%分を用いて、市町村間の財政の差を調整しているところでありますけど、調整交付金の交付基準は、これまでの後期高齢者比率と被保険者の所得水準で決められてきたわけでありまして、後期高齢者は、要介護認定を受ける割合も大きく、高齢者の所得水準が低い市町村ほど、同じ市町村では同じ所得でも保険料が非常に高いというふうに聞いているところであります。

本年度は、当初で1,771万円の増というふうになっているわけでありまして、毎

年ふえている調整交付金ではありますが、増となった要因、また、調整交付金の基本的な今後の考え方について、お聞きしたいと存じます。3点。

以上です。

○市長（五位塚剛）

国保会計の基本的な考え方の問題です。

歳入と歳出を単年度で計算しますと、残念ながら計算上、マイナスがふえている状況であります。その分を基金からの繰り入れと一般会計からの法定外繰り入れで、実際、運営を行っているのが現実でございます。

この国保運営については、国からの指導のもと、県の一本化が始まりました。今後、具体的にはもっと厳しくなるのじゃないかなという心配をしております。

やはり、基本的に私は、国が責任を持って、やはりこの国保会計に対する負担金をふやさない限り、どこの市町村も同じような状況になってくるだろうというふうに思います。それを解決するためには、もう国保料の値上げしかないわけですけど、今の国保の加入者の状況というのは、もう御承知のように、自営業者、商売されている方、年金暮らしの方、そういう方々が中心でありますので、その人たちの生活を支えるためには、今の状況で一般会計の繰り入れをしないと値上げにつながるというのが現実でありますので、それを抑えるために、当分の間はそういう方向で行きたいというふうに思います。

あとについては、担当課長から答弁させます。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、お答えいたします。

1 番目の解決策につきましては、今市長が申したとおりでございます。

2 番目の基金の繰入金のあり方については、基金につきましては、本年度の繰越金の診療月3カ月分が以内となっているわけでございますが、実際、この基金の繰入金につきましては、現在5,000万円ほどの基金がございますが、将来的には、収支がゼロになるように予算を組んでいかなければならないということで、今後この基金が出ることはないと思っております。

それと、法定外繰入金の考え方につきましては、今市長が申しましたように、激変緩和における保険税の緩和策、これはもう令和5年度までには解消していかなければならないものでございます。

以上です。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、お答えをいたします。

まず、保険給付費等の推移でございますが、まず、決算額のほうでの最近の推移

を説明をいたしたいと思います。

まず、28年度の決算によりますと、前年度より0.33%の伸びをしたところでございます。29年度におきましては1.52%、30年度におきましては1.29%の推移をいたしているところでございます。

この給付費が伸びている原因といたしましては、居宅介護サービスや施設介護サービスの給付に対してサービスがふえておりますので、それが主な原因かと思われるところでございます。

また、保険料につきましては、今第7期の計画で決まっているところでございます。この第7期が、平成30年から令和2年度までが第7期となっておりますので、この期間につきましては、保険料の変更がないところでございますが、消費税等の増額によりまして、軽減が係っている第1から第3段階につきましては、保険料が若干下がるところでございます。

それから、基金の繰り入れでございますが、令和2年度につきましては8,000万円の繰り入れを予定しているところでございますが、近年の残高を申しますと、平成30年度の期首で1億6,320万5,327円、令和元年度が1億6,338万5,887円、令和2年度につきましては、8,000万円を繰り入れる予定でございまして、令和2年度の期首残高につきましては8,338万5,887円が予定をされているところであります。

ただ、令和元年度につきましても、当初予算では7,500万円の繰り入れを予定しておりましたが、相対的には7,500万円を繰り入れることはしなくていいところでございました。

また、令和2年度につきましても、最終的には取り崩しもそうしなくてはいいのかとは思っているところでございます。

次に、調整交付金についてですが、この調整交付金につきましては、介護保険の財政の調整を行うために、国が、給付費の5%を総額として市町村に交付しているところであります。

このうち、曾於市のほうには、普通調整交付金が支給されているところでございます。普通調整交付金につきましては、市町村格差による財政の不均衡を是正するために交付されているところでございます。

先ほど議員のほうから、これの詳細な中身についてはちょっと御説明があったところですが、平成30年度までは、算定基礎になる高齢者の年齢区分が2区分となっておりましたが、30年度から3区分に変更になったところです。2区分のときには、65歳から74歳と75歳以上となっていたところですが、3区分になりましてからは、65歳から74歳、75歳から84歳と85歳以上と分かれたところでございます。

これによる曾於市への影響でございますが、現在のところは、ちょっとまだはっ

きりとしないうところでございます。

今後また、こういった国からのいろんな制度が変わりますので、こういったのを活用しながら、また財政の運営については努めていきたいと思っております。

以上であります。

○15番（海野隆平議員）

今、市長並びに課長のほうから答弁をいただいたところでありますが、非常に、先ほども申し上げましたとおり、医療費、また高額医療費等含めて、非常に高騰しているというような状況で、やはり、何とかこの改善策を見出していないかなだろうというふうに思うところでありますが、やはり保健衛生普及費とか、それからまた療養予防費等、昨年よりこの予算を見てみますと、もう一度、疾病予防対策に力を入れるべきなのに、予算とも若干減っているわけではありますが、やはり、ここ辺の力の入れ方が、ちょっと弱いんじゃないかなというところではありますが、やはり今後そういった国保財源を少しでもふやすという、安定したものに持っていくには、そういった、やはり予防医療等についても、非常に力を入れるべきじゃないかなというふうに思うところでありますが、課長、その点については、どのような考え方を持っていらっしゃるのか、お聞きしたいというふうに存じます。

それと、基金についても先ほど答弁がありました。あればあるにこしたことはないわけではありますが、やはり、基金というのは、基金の構築、そういうものは非常に大事なことだというふうに理解はしておりますけど、以前、前のこと言うと失礼かもしれませんが、4から5億円の基金があった時代もあったんですよ、実際言うと。

だから、非常に財政運営的にはよかったわけですけど、非常に今、基金が枯渇した状態になっていますので、厳しいというような理解をしているわけですけど、やはり、今後、基金の増加の構築については、やはり真剣に取り組まないかなというふうに思うところでありますが、そこ辺も含めてお聞きしたいと存じます。

それと、先ほど介護のほうについてでありますけど、課長のほうから答弁がありました。今現在、第7期が推進されているわけではありますが、2025年になりますと、もう第9期というふうになるわけではありますが、もう今後、団塊の世代が75歳以上になると、介護給付費とか保険料とも、大幅に上がっていくのではないかなというふうに思うところでありますが、そのことについて、介護保険事業計画等あわせて、どのように今後考えていらっしゃるのか、お聞きしたいというふうに存じます。

それと、あと調整交付金のことではありますが、先ほど課長から答弁があったとおり、現在2区分、65歳から74歳、それから75歳以上、現在は3区分になっておりま

して、65歳から74歳、75歳から84歳、それでまた85歳以上の3区分に見直しをされているわけでありますけど、今後のことについては、調整交付金についての見直し、保険料の軽減についての見直し等については、まだはっきりとわからないというような答弁であったわけでありますけど、やはり、これは財政計画上でも、やはりこういった面での調整交付金を含めて、今後の見通しについては、ある程度やっぱり周知していく必要があるんじゃないかなというふうに思うところでありますけど、再度、課長の答弁を求めたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

国保会計については、本当に厳しい状況だというふうに認識をしております。

基本的には、元気な市民をつくり上げるというのが、私は大きな課題じゃないかなというふうに思います。そういう意味では、グラウンドゴルフ場に行きますと、今多くの方々が、ここに来てもらって、健康づくりを楽しんでもらっておられます。ある人が、病院通いをしていたんだけど、このグラウンドゴルフ場に来るようになって、非常に元気になったという方が何人もおられます。

そういう意味では、病気にかからないための努力をしてもらって、もし、病気にかかったら早く治療してもらおうという、重症化しないように、我々行政のほうも予防医療について努力をしているというふうに思っております。いろんな、また知恵を出しながら、全国的には本当にすばらしい予防医療しているところもありますので、曾於市として取り入れられるものについては、職員の研修を含めて、さらに進めていきたいというふうに思います。

あとについては、担当課長から答弁をさせます。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、予防について、今ほど市長のほうが、健康づくりの方面から回答をいただきましたので、私のほうからは、重症化予防について。

高齢化をいわゆる生活習慣の変化によりまして、市民がかかる疾病のうち、生活習慣病に占める割合が高くなっております。そのゆえに、疾病等の予防への取り組みが、非常に重要であるというふうに認識しております。

市としましては、一次予防、重症化予防に重点を置いた対策を推進しております。特定健診、特定保健指導の実施による健診結果等に基づく受診勧奨等の実施、糖尿病等の重症化予防の取り組み、市民の適正受診、適正服薬を促す訪問指導等を実施しており、市民と一緒にサポートしながら、この予防に取り組んでいっているところでございます。

以上です。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、お答えをいたします。

西暦2025年ですが、この年に団塊の世代の方が75歳以上になるということで、現在、それに向けて国もいろんな方策を出しているところでございます。

曾於市のほうといたしましても、少しでも介護度が重症化しないように、要支援1、2の方なんかにおきましても、介護予防の事業等に取り組んでいただいているところでございます。

今後、幅広く、またいろんな重症化しないような事業を取り入れて、給付費等もまた上がらないような形を考えているところでございます。

また、保険料等の見直しにつきましては、令和3年度からが、また第8期計画に入りますので、来年令和2年度に、その計画の策定の準備をいたしますので、そう言った中で、今後のこういった2025年問題等も踏まえて、保険料の見直し等の計画を入れていきたいと思っているところでございます。

以上であります。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

通告外でございますが、ただいまの海野議員の質問と重なるところもありますけど、国民健康保険について質問いたします。

先日の補正予算のときでも質問しましたが、先ほどの市長答弁でもございましたが、国民健康保険の鹿児島県連合会になっておりますけど、その中で、保険税の課税方式が4方式から3方式に令和5年度——確認であります、令和5年度末か、令和5年度過ぎて、令和6年度がそういうふうを目指してやっていくという方針か、伺います。

それと、その中で固定資産割が課税できなくなるんですけど、現在でいいですけど、固定資産割の保険税の総額はどのぐらいになっているか、お伺いします。

それと、先ほどの答弁でもありましたけど、法定外繰入金が激変緩和策で、非常に保険税・料の高額を抑制しているんですが、これも先ほどの答弁で行きますと、令和5年には、国保を見直して、なくしていく方向であるということで、同じ鹿児島県内の連合の中で、各市町村で法定外繰り入れ等を現在行っているところと、行っていないところがもしあったら、そのことをお伺いします。

それと、あと介護保険のほうで1点だけ質問します。

今度、先ほど課長から答弁がございましたが、今度8期の介護事業計画を今度作成されるということで、その中で、特老施設が、以前はもうこれ以上は建設しない

ということでありましたけど、高之峯園の跡に「そら」ができました。今後はそういう施設型の、もう今後のことでしょうけど、どういう方面を利用者等を考えて、今度の8期の中ではふやしていく計画を持っているか、今後のことでしょうけど、お伺いします。

それと、介護料のことでもありますけど、当初の計画のうちに、施設ができたうちは利用者も少なく、介護保険のほうも余り出費がありませんが、今度3年、経ったということで、それぞれの施設が満床になった場合、やはり保険料が上がるということで、8期に向けて、そこら辺の課題等があったら質問いたします。

以上であります。

○保健課長（桐野重仁）

では、今鶴議員の1番目の質問でございますが、この賦課方式の改正は、令和5年度までにやるということで、30年度から令和5年度の6年間でやっていくということでございます。

それと、資産税の総額につきましては、令和元年6月1日の本算定時で申しますと、資産税が8,385万5,617円となっております。

3番目の法定外繰り入れの件につきましては、一応、市町村分もあると思うんですが、今私が抑えているのは、市関係でございます。一応19市のうち、13市が法定外繰り入れを入れているところでございます。

以上です。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、お答えをいたします。

まず、施設型の第8期に向けての計画であります。令和2年度におきまして、また各委員の方等の御意見を聞きながら、こういったもの、またアンケート等によるそういったものを加味しながら、施設については、また3年間の計画をもって取り組んでいく予定でございます。

また、施設の利用料でございますが、これに向けましてもまだ8期の中でのその施設の総数とか、また現在の総数等を加味しながら、今後もまた保険料については、計画をさせていただきたいと思っているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

固定資産税分が8,385万円ということで、これを均等割、世帯割、所得割、所得はもう所得に応じてするんでしょうけど、実際上は、保険税も所得の多い人は、最高額は決まっておりますので、年々、ちょっとずつは上がっておりますけど、所得がある人から所得に応じて限度がありますので、それ以上は取れないわけですけど、国保加入者も人口減の中で、年々少なくなっていると思っております。

その中で、やはり所得のある年金以外の方で、働き手の世代が年々減ってきている中で、葬祭費も条例改正もございましたけど、やはり、最初、鹿児島県統一で連合になるということで、それぞれの市町村の事情があって健康保険でも成り立っていたわけですけど、国の方針ということで、全て、鹿児島県内の市町村で事情が違うにもかかわらず、令和5年までで計画としては、そういう法定外繰入金も認めなくなる、そして、曾於市でもどうにかこういういろいろ問題もあったんでしょけど、これまで固定資産割も協力していただいたのを、それをなくして、結局この3方式になるわけですけど。

一番的にはやはり、全世帯に負担をふやすという意味での均等割、世帯割が、今後の計算でしょけど、ふえていくと思います。その中で、保険税を軽減されている世帯、また保険者で支援をされている世帯とかがあるわけですけど、そういうことを令和5年度までにされるちゅうことだけど、実際上は、やらざるを得ないんでしょけど、試算とか3方式にした場合は、もうことしあたりからどのぐらいになるかという試算等はどうか考えられているか伺います。

それと、介護保険のほうですけど、施設型はどうしようかということで、実際上は待機待ち等が、もし、特老でいいですけど、そういう人数が、待機待ちがどのぐらいいるかというのもあるんですけど、その人数と、実際上は、今施設を運営されている方々が、少し待機待ちがあるぐらいで、ほとんど満床に近い感じで、せめて9割ぐらいは利用させていただいて、運営が安定しないと雇用とかもいろいろ厳しくなると思いますので、その辺は十二分にアンケートじゃなくて計画されているか。

また、これからは、在宅介護のほうにふえていくと思うんですけど、そのあたりに対して、第8期につけてこれからなんでしょうけど、市としては方針があるのか、そこを伺います。

○保健課長（桐野重仁）

保険料の算定方法につきましては、今、今鶴議員が言われましたように、4方式から3方式に移行していくということで、これも応能応益がありまして、基本的にはその税額が50対50になるのが基本でございますが、今回のこの資産税がなくなるということであれば、また大変ちょっと割合的に難しい面もありますが、これも一応本年度から準備を進めておりますので、早い時期に試算を幾つか案を上げて、また議員の皆様にお示しできたらいいと思っております。

以上です。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

特老の関係になりますが、現在、曾於市内には33の介護関係の施設があるところ

でございます。その中で、また2月1日現在ではございますが、待機者が263名、今いるところでございます。空き状況につきましても102名というのがありますが、今なかなか人材のほうで募集をかけても来ないという関係で、どうしても定数はあるけども入れないというのは、その職員数が足りない関係で待機者も多くなっているところが原因でございます。

また、これにつきまして、また第8期計画の中でもこういったのを加味しながら、計画を進めていきたいと思います。

また、在宅等の利用もふえるということでもあります。またそういった方針については、現在のところはまだないところでございますが、同じ8期計画の中で、またいろんな委員の皆さん方の御意見やら伺いながら、方針のほうを決めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○8番（今鶴治信議員）

最後に、市長にも伺います。あと課長もですけど、連合のこういういろんなことを決める会があると思うんですけど、市でいっても19市のうち13市が法定外繰り入れをされていることで、国が、先ほど市長答弁にもありましたけど、国が一番大事だと思いますので、あらゆる機会で、県のこういう連合会でも、それぞれの市町村の事情があるので、5年という区切りはあるんでしょうけど、それをなるべく延ばしていただいて、法定外繰り入れもその市町村の都合で認めていただくような働きかけをぜひ、皆さんと意見を統一して進めるべきだと思いますけど、市長と課長にこの点は、そういう会合でも要請をされているのか、今後もしていかれるのか伺って、最後にします。

○市長（五位塚剛）

この問題は、私たち曾於市だけじゃなくて全国の問題であります。だから、全国の市長会でも、国に対する支援措置をお願いしておりますけど、なかなか現実には前に進んでおりません。

引き続き、近く市長会がありますので、また声を上げて、問題提起をしていきたいというふうに思います。

○保健課長（桐野重仁）

今言われました今鶴議員の件に関しては、市長と同じ意見ではございますが、制度的に国民健康保険は特別会計ですので、これを一般会計から繰り入れるということは、ちょっとなかなか難しいものがあると思います。それにかわる措置を何とか見つけてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議提となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第31号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

日程第7 議案第32号 令和2年度曾於市水道事業会計予算について

日程第8 議案第33号 令和2年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について

○議長（土屋健一）

次に、日程第6、議案第31号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算についてから、日程第8、議案第33号、令和2年度曾於市公共下水道事業特別会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案の32号の水道事業について、大きく3項目質問いたします。

まず、質問の第1点は、新年度の水道事業の全体計画の中での令和2年度の方針と事業について、具体的な特徴について説明をしてください。

昨年、本年度になりますけども、水道課が、一昨年ですか、2018年度から2038年度までの水道事業の整備計画を年度ごとに作成いたしております。A4版の簡単な事業計画で整備計画とありますが、それによりますと、例えば、本年度、2019年度は、整備費が3億7,500万円、前年度は同じく3億7,500万円、ところが、この2020年度は5,000万円でございます。また、2021年度になりますと2億5,000万円、その次も2億5,000万円、その次も2億5,000万円であります。

なぜ、この新年度だけが5,000万円であるのか、その理由を含めて、この新年度の水道事業の事業について、方針の中での説明をしてください。

2点目、198ページの給水収益5億1,081万6,000円、大きくは上水道事業と簡易水道に分かれておりますが、その内訳はどうなっているか、説明してください。

3点目の質問、次のページの199ページであります。

事業外収益がトータルで7,151万1,000円になっております。また、この内訳の中でも補助金がるる書いてあります。その補助金の算定基礎についての市の基本的な

考え方を説明してください。あわせて、例えばこの199ページに書いてありますが、この補助率が50%となっておりますが、この50%は、例えば規則等で設けてあるのかどうか、その根拠も示していただきたいと思いますと考えています。

以上、1回目は3項目であります。

○水道課長（徳元一浩）

議案第32号、令和2年度曾於市水道事業会計予算についてのまず1項目め、水道事業の全体計画の中での令和2年度の方針と事業について聞きたいということでございます。

これについては、水道事業におきましては、今徳峰議員が言われたように、昨年、議員の皆さんにも20年計画ということで説明を申し上げました整備計画ですけど、それに基づき計画をしております、令和3年から4年にかけて工事の大きいものがあります。これが、末吉地区です。橋野になりますけど、曾於市水道事業のもう半分、50%以上を占めますこの橋野地区の水源整備工事がございますので、これに向けた調査、実施計画の設計等の業務委託を重点に、今年度は考えております。によりまして5,000万円という工事につきましては、通常の水圧不足とか、ほかの工事なんかに関しての工事が起きたときの5,000万円しか、この計画では上げていないところでございます。

次に、2番目の198ページの給水収益の5億1,081万6,000円の水道と簡水の内訳についてでございますが、これは、令和2年度の予算に関しましては、令和元年度の一応決算見込みを考慮いたしまして、末吉上水が給水戸数8,570戸、年間給水量が184万3,725トン、給水収益で2億8,910……。

○19番（徳峰一成議員）

課長、水道事業との時間の関係で、簡水と分けて……。

○水道課長（徳元一浩）

今、上水とだから簡水と分けて言うところです。

○19番（徳峰一成議員）

分けてもらっているの。

○水道課長（徳元一浩）

はい、それから今末吉上水でございます。末吉上水が給水戸数が8,570戸、年間給水量が184万3,725トン、給水収益が2億8,912万2,000円、大隅上水が給水戸数2,741戸、年間給水量が61万6,896トン、給水収益の9,716万円、財部水道が給水戸数3,190戸、年間給水量62万1,102トン、給水収益が1億93万3,000円、折田簡水が、給水……。

（何ごとか言う者あり）

○水道課長（徳元一浩）

濟いません。トータルは出していないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

今、出してください。

（「休憩」「暫時休憩」と言う者あり）

○議長（土屋健一）

暫時休憩いたします。

_____. _____. _____
休憩 午後 3時25分
再開 午後 3時29分
_____. _____. _____

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○水道課長（徳元一浩）

濟いませんでした。水道のほうで、給水戸数が1万4,501戸でございます。年間給水量が308万1,723トン、給水収益が4億8,721万5,000円、簡水合計が、簡水が3つありまして、給水戸数が776戸、年間給水量が……。

○19番（徳峰一成議員）

ちょっと待ってくださいよ。776ですか。

○水道課長（徳元一浩）

はい、そうです。

○19番（徳峰一成議員）

はい。

○水道課長（徳元一浩）

年間給水量が14万623トン、給水収益が2,360万1,000円となっております。これを根拠として給水収益として計上いたしております。

次に、ページ199ページの7,501万1,000円の補助金の算定に対する基本的な考えについてということでございますが、令和2年度より、笠木簡易水道が統合されたことから、内部検討を行いまして、この他会計補助金といたしましては6,093万5,000円を他会計補助金として計上したものでございます。

50%の根拠でございますが、これにつきましては、統合に伴いまして財政措置は、簡水につきまして50%でございますが、一応、今年度につきましては、先ほど申しました橋野地区の委託料関係が高くなりまして、その分の上乗せとこの笠木分の上乗せで計算をしまして、全体での50%という計算での算出根拠としております。

○19番（徳峰一成議員）

その根拠をだから規則か何かで、算定根拠50%だったんですか。

○水道課長（徳元一浩）

規則とか出していません。これは統合に関する総務省からの通達で、一応簡水に関してはその2分の1の財政措置ということです。いうておりますので、それでしております。

○19番（徳峰一成議員）

水道課を統括する大休寺副市長に、二、三質問いたします。

率直に申し上げまして、水道事業については、例えば決算との関連、比較でいいますと、決算の場合は旧簡水ごとの決算資料を含めたデータが示されておりますよね。ところが当初予算では、例えば水道事業、簡易水道、どれだけ収入があるのかが、議会でも定かでないというか、余りにも対照的でございます。

ですから、議会だけの問題じゃないんですが、市が、市長初めとして、三役を初めとして、もちろん課長初めとして、財政分析を含めて、水道事業について分析を行う場合の基本的な基礎的な資料が整備されていない、体系だって整備されていないのではないのでしょうか。5億円も超える1年間の事業なんですよ、毎年ですね。

ですから、これは早急に、やはり全体の基礎資料を客観的にも分析でき得る資料をやはりつくるべきだと思うんですよ。これがなされていないと。この点で、これはもう特に、率直に言って大休寺副市長の責任もかかわる問題でありますので、お答え願いたいと考えております。これは市にとっても、非常に意義のあることじゃないかと思っております。もちろん議会もそうですけども、これが第1点。

それから、第2点目。

これまで再三本会議でも申し上げておりましたけれども、水道事業の今後のやはり整備計画をつくる必要があるんじゃないかということで、課長答弁でありましたように、今後20年間の整備計画は作成されています。これは一歩前進であります、しかし、大休寺副市長も同じ考え方と思うんですけども、非常に大ざっぱな整備計画でありますよ。A4版で20年間の整備計画が策定されているとか、紙一枚で。

余りにも大ざっぱでありますから、例えばこの新年度、2020年度は5,000万円です。今、初めて課長から聞きまして、通用的な整備だけに限定されているため5,000万円、前年度は先ほども申し上げたように、本年度になりますけども3億7,500万円、そして、再来年度の2021年度は2億5,000万円ということで、その中身も聞かなければわかりません。聞かなければ、恐らく知っているのは担当課長と大休寺副市長は知っているでしょうけども、もう何名かの職員だけに限定されていると思うんですよ。あと、それ以外の基本的な、基礎的な整備の中身が全くわからな

いんですよ。もう余りにも前近代的というか、大ざっぱ過ぎます。

これも、やはり少なくとも数年間単位の整備計画を、具体的な中身、内容を含めて、やはりきちっとしっかりと定めて、議会にもこの提供できるような基礎資料をつくるべきじゃないかと。

一般会計では、もう長年の積み上げによりまして、総合振興計画はしっかりと500項目近い項目にわたってつくられておりますよ。それが水道事業の場合は、もうA4版で済まされていると、これはいけないと思うんですよ。5億円、6億円の大きな事業は。

その点でも、大休寺副市長の責任持って、指導を含めて、これは早急に議会に示せるようにしていただきたい、そうでないと、大事な予算審議においても質疑ができないんですよ。大ざっぱな資料ですから、大ざっぱな質問しかできないんですよ。

これは市にとってもいいことじゃございません。その点で、しっかりした整備計画をつくるように、約束答弁してください。これが2点目であります。それを踏まえて今後、質疑をしてまいりたいと考えています。

それから3点目です。

1回目の質問の中で、例えば簡易水道に対する50%の補助率が199ページでそれで書いてありますが、これも課長答弁でありますように、法律上はあったと。これも初めて知りました。それを踏まえた条例等の、あるいは規則等の根拠の規定がありません。これもおかしいことじゃないでしょうか。やはり、曾於市でありますから、法律が改正したら、これまでもる条例改正がありますというふうに、法律改正を踏まえて条例を、あるいは規則を変えていくという、そうした条例や規則の本資料がございません。ありません。これもおかしいことじゃないでしょうか。

ですから、1回1回聞かなければ、私を含めて議会サイドはわからないと、これも非常に前近代的であります。その点でも、これも今後検討をしていただきたい。

最後に、簡易水道と上水道が統合これまでされてきました。合併後、水道関係では、大きな事業の一つでありまして、これまで、旧池田市政のもとで、当時末廣副市長でありましたけども、私の質疑にもありましたけども、市としては、平成25年の4月から簡易水道と水道事業が、一応一本化されました。その前年度に、市としては、協議会をつくりまして、そして、審議会というような名称ですけども、審議会が当時10項目の一応意見を出しております。

大休寺副市長、御承知ですか。10項目、あるんですよ。この審議会が出された意見は、今も生きておりますか、それとも、これはもう死んだというか、市としては、もうこれは一応目的を果たしたということで、もう死文化したというふうに解釈しているんでしょうか、その点で確認をいたします。

当時、水道事業と簡易水道の合併には、私、反対した経過もありまして、これはる当時、本会議でも質問して、結果としてこのような一步前向きな答申が出された経過があるからでございます。これは今も通用するのでしょうか、それとももう死文化したという解釈でいいのでしょうか、この確認方の質問でございます。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

それでは、お答えいたします。

水道会計の積算基礎ですが、これはもう全て、各水道ごとに具体的に積算をされております。ただ、この当初予算のこの表示の仕方、議会に提案の仕方が、そこまでは具体的に書いておりませんので、それぞれ簡水ごと、上水ごと、積算をされております。それをもうちょっと具体的に表現できるように、来年は工夫したいと思っています。

それから、今後の整備計画で大ざっぱという御意見がございましたけれども、これについても、先般、昨年2月に全協でお示ししました、あれは見やすくした形ですけれども、ほぼこの中に、それぞれ、今後20年間の事業は入れております。

例えばの話、南之郷、深川が今終わりましたので、令和3年から4年間、末吉地区水源地の整備、あとは内村、前の資料見ていただければわかると思うんですが、内村配水池、あと大隅低区の弥五郎の里の分なんですが、配水池の更新とか、あと住吉配水池、城山配水池、これをやっていくと、もうほぼ整備が済むということです。あとは老朽管とか、耐震管をやっていくということですので、そうこれから変更になることはないと思っております。ですので、ほぼこの計画どおり、金額は若干違いますけれども、行くかと思っております。

あと、今度、全て上水、簡水統合しましたので、これについては変更認可申請を新たに県にする必要がございましたので、これについては、もう今後の給水量とか、各水源地の保有量とか、詳しい状況をコンサルに全て調べていただきまして、何百ページという資料をつくっております。それから推定はできると思っております。

あと、簡水の50%ということでございますが、この考え方は、全ての補助金がそういう補助金要綱をつくらないといけないとは思っておりません。先ほどありました国保の法定外繰り入れに対しても、同じような考え方でございます。

この水道会計につきましては、国のほうで交付税措置を、財政措置をするということが、通知が来ておりますので、簡水の2分の1、当分、10年間はまた、5年間はそのまま行きますけど、5年以降だんだんに縮小されていくという、そういうことがもう10年間にわたって国のほうから来ておりますので、それに基づいてやっているということでございます。

あと、申しわけございません。最後のこの意見答申の10項目ですが、まことに申しわけございません。私はその中身を認識しておりませんので、水道課長のほうから答弁をさせます。

○水道課長（徳元一浩）

今、済いません。審議会の答申につきましては、現在、ここに資料を持ってきておりませんので、後ほどお示しいたします。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけども、前後いたしますが、この審議会は、全議員に当時配付になったんですよ、私だけじゃなくて。そういったいきさつがあります。本会議でもこれの点も、内容的にも確認いたしました。ただ、これがもう既に、もう目的を達したという当局の判断と理由で、もう死文化したという解釈か、それとも現在も生きているのかという単純な確認方の質問であります。機会があったらお答え願いたいと考えております。

簡易水道にはこだわりを持っております。

例えば、今副市長の答弁の中で、50%の根拠について、国保会計の一般会計の繰り入れ等を同列視する立場での答弁がありましたけども、これはいかがなものでしょうか。一般会計については、まさに表現が悪いですけども、市長などのトップのいわば胸三寸によって、時々によって、また市町村によっても違いが見られますよ。明確な根拠はありません。だから、条例化、あるいは規則化すること自体がどだい無理な話であります。基本的には、基本的には。

しかし、50%のこの問題は、いかがなものでしょうか、企業会計において。ちょっと考えて答弁をしていただく必要があらうかと思っております。答弁はよろしいです。

最後に1点だけ、私が申し上げたいのは、議会を含めて数億円事業でありますから、やはり予算と決算の段階においては、基本的な基礎資料を示せるような、やはり水道事業におけるあり方を今後考えていただきたい、この1点に尽きるんですよ、尽きるんですよ。

例えば、もう各種の事業が、やはり大きな継続事業については、そうした振興計画つくっておりますが、いますよね。例えば、もう典型的なのが、再三同僚議員からも質問があった介護保険計画です。これは、やはり数年間単位で見直しを含めてつくられておりますよ。それが、そうした基本的な資料がつくられていないと、だから議会でもそれを踏まえた前向きなちゅうか、中身の濃い議論ができないんですよ。

これは、やはり当局にとっても決して好ましいことではないと思うんです。そう

した点で、ぜひ前向きな議論ができるような計画をつくりながら、そして前向きな答弁をしていただいて、結果として一步、二歩前進する水道事業会計をぜひともつくっていただきたいという立場からの質問でありますので、そうした立場で、ぜひ、力のある大休寺副市長でありますので、期待を込めての質問であります。まとめて答弁をしてください。

○副市長（大休寺拓夫）

意見答申については、ちょっと担当課長のほうでさせたいと思います。

基礎資料の関係ですが、大変、今の議会の皆様方にお示ししているこの水道関係の資料が、ちょっと説明がちょっと足りないとも思っております。私も最初、これ見たときに、よく理解できなかったんですが、決算のときには詳しいことが出てまいります。そこについては、もうちょっと具体的なことが書けるように工夫をさせたいと思います。

あと、また大きな事業等もございますので、そのまた参考資料というものについても、また委員会には当然出しますけれども、出せるものについては出していきたいと思っております。

また、いろんな計画につきましては、当然、県の認可も得ないといけませんので、それぞれ計画はつくっておりますから、お示しできるものがあると思っておりますので、そこはまた提示をさせていただきたいと思っております。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3月23日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時47分

令和2年第1回曾於市議會定例会

令和2年3月23日

(第8日目)

令和 2 年第 1 回曾於市議會定例会會議錄（第 8 号）

令和 2 年 3 月 23 日（月曜日）

午前 10 時開議

場所：曾於市議會議場

1. 議事日程

（第 8 号）

第 1 議案第 5 号 曾於市手話言語条例の制定について
（文教厚生常任委員長報告）

第 2 議案第 27 号 令和 2 年度曾於市一般会計予算について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下 3 件一括議題）

第 3 議案第 28 号 令和 2 年度曾於市国民健康保険特別会計予算について
第 4 議案第 29 号 令和 2 年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について
第 5 議案第 30 号 令和 2 年度曾於市介護保険特別会計予算について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下 3 件一括議題）

第 6 議案第 31 号 令和 2 年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について
第 7 議案第 32 号 令和 2 年度曾於市水道事業会計予算について
第 8 議案第 33 号 令和 2 年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について
（総務常任委員長・建設経済常任委員長報告）

第 9 議案第 36 号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第 10 号）について

第 10 発議第 1 号 専決処分事項の指定の一部改正について

第 11 閉会中の継続審査申出について

第 12 閉会中の継続調査申出について

第 13 議員派遣の件

追加

（第 8 号の 2）

第 1 議場のあり方に係る調査特別委員会の設置について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1 番	重 久 昌 樹	2 番	松ノ下 いずみ	3 番	鈴 木 栄 一
4 番	岩 水 豊	5 番	湊 合 昌 昭	6 番	上 村 龍 生
7 番	宮 迫 勝	8 番	今 鶴 治 信	9 番	九 日 克 典
10 番	伊地知 厚 仁	11 番	原 田 賢一郎	12 番	山 田 義 盛
13 番	大川内 富 男	14 番	渡 辺 利 治	15 番	海 野 隆 平
16 番	久 長 登良男	17 番	谷 口 義 則	18 番	迫 杉 雄
19 番	徳 峰 一 成	20 番	土 屋 健 一		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 津 曲 克 彦
主 任 富 田 洋 一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (26名)

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	岩 元 浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱 田 政 継	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

開議 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は配付いたしております、議事日程により進めます。

日程第1 議案第5号 曾於市手話言語条例の制定について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案第5号、曾於市手話言語条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

おはようございます。文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案5件を、3月9日から3月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第5号、曾於市手話言語条例の制定について。

本案は、令和元年第2回定例会において、手話言語条例の制定についての陳情を採択しており、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の構築と全ての市民が共生することができる地域社会を実現するため、条例を制定するものであります。

ほかの地方自治体の条例制定状況についての質疑に対し、令和2年1月29日現在、全国では301自治体において条例が制定されており、県内では本市が初めての自治体になるとの答弁がありました。

今後の施策内容についての質疑に対し、広報誌、ホームページ、SOO Good FM等での広報活動や手話通訳者を育成するための手話入門講座の開催、手話サークルの組織化を考えているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論ありませんか。

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第2 議案第27号 令和2年度曾於市一般会計予算について

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、議案第27号、令和2年度曾於市一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案2件及び陳情1件を3月9日から13日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、議案2件についてそれぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第27号、令和2年度曾於市一般会計予算に対する付帯決議。

本予算案は、審査の中で、総務管理費の庁舎整備事業について多目的ホールと可動式の机や椅子を利用した兼用の議場の計画内容を今回初めて説明を受けるものが多くあった。議会運営委員会では、屋久島町議会議場の視察研修を行ったが、今後の議場のあり方については、曾於市議会としての結論はまだ出ていない。市当局は、議場のあり方について、現議場の改修等に対応するのか、多目的ホールと兼用で市民開放型の議場にするかは、議会、市民等の意見を十分聞き、理解を得て決定すべ

きである。また、本庁支所機能再編計画は市民に対する十分な説明と理解を得るべきであり、職員が減少する大隅、財部地区の宅地造成等の人口減少対策や地域活性化事業等も積極的に推進すべきである。

よって、本委員会としては、下記の事項が明確に示されるまで、議案第27号、令和2年度曾於市一般会計予算、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目財産管理費における庁舎整備事業の執行に留意されるよう決議を行う。

- 1、議会、市民等への説明を十分に行い、意見を十分聞き、理解を得ること。
- 2、人口減少対策や地域活性化事業等の積極的な推進策を示すこと。

以上、決議する。

令和2年3月13日、総務常任委員会。

議案第27号、令和2年度曾於市一般会計予算について（所管分）。

審査における各課の主な質疑内容と結果を報告いたします。なお、本案については、現地調査も実施しました。

財政課関係では、財政計画について、計画では、令和2年度は一般会計245億4,200万円の予定であるが、当初予算額は269億500万円で、約23億円の増となっており、財政計画、総合振興計画との整合性はどうなっているかとの質疑に対し、10月の財政計画策定の時点ではふるさと納税を10億円と見込んでいたが、大きく伸びて18億円となり、それに伴い事業費が10億8,000万円の増となったのが大きな要因で、そのほかに子ども子育て費の無償化に伴う保育園の施設型給付費、末吉中央公民館建設、岩川小学校改築、会計年度任用職員制度等も要因であるとの答弁がありました。

歳出では、総務管理費、庁舎整備事業についての質疑に対し、庁舎設計業務委託関係は、庁舎増改築の基本設計業者を数社選定し、プロポーザル方式で7月に決定する。

最終的な実施設計の業務終了は令和3年2月末の予定である。同時に、庁舎整備に関する開発行為の許可申請を5月に委託し、12月ごろに許可決定の予定である。造成工事関係は、調査増築敷地の地質調査を6月末に終了し、造成工事設計業務委託を11月ごろに、造成工事は令和3年3月末までに終了する予定であるとの答弁がありました。

総務課関係では、地域コミュニティ協議会の推進はどのように考えているかとの質疑に対し、4月から各校区公民館長に説明会を開始し、関心のある公民館を中心に推進していく。10月ごろ、3地区にモデル地区地域コミュニティ設立準備検討委員会を設置し、令和3年4月以降に地域コミュニティ協議会を設立したいとの答弁がありました。

本庁支所機能再編計画について、市民に対する説明・理解を進める手立てはどのように行うかとの質疑に対し、市政説明会等で自治会長等にわかりやすい資料を用いて説明を行っていくとの答弁がありました。

庁舎増改築の多目的ホールと議場の兼用についての質疑に対し、現議場は傍聴席が高いところにあり、高齢者や障害者等が傍聴しにくいことや地震、火災等の際に避難しにくいことが市民より指摘されており、今回新しく庁舎改築のあった数カ所の庁舎を視察研修したところ、新しい議場はフラット型が主流であったので、検討した。また、現在のトイレは男女兼用が1カ所だけなので、男女別トイレと障害者等用のトイレの設置も検討しているとの答弁がありました。

また、現議場の傍聴席等のフラット化とトイレ改修の予算は検討したかとの質疑に対し、補強工事を含めて、概算で約8,200万円であるとの答弁がありました。

市民課関係では、国民年金の未加入者についての質疑に対し、国民年金の加入状況は、鹿屋年金事務所でないとわからないが、平成31年3月末で受給者数は1万5,113人で、1年間に約103億3,321万円支給されているとの答弁がありました。

小規模水道組合については、高齢化が進み、維持管理が難しくなっている組合があるが、市での管理は考えていないかとの質疑に対し、これまで、88組合のうち、1カ所は相談を受けたことがあるが、メーター点検から小規模水道の管理等を全て市民課で行うことは、簡易水道事業並みの体制で取り組まなければならない、人的にも無理であるとの答弁がありました。

企画課関係では、コミュニティーFMの聴取率の調査等を計画しているが、内容はどのようなものかとの質疑に対し、4月から5月をめどに約3,000人程度を対象に、旧町別、年令別、男女別を基本に、自治会の人口割等を加味しながらアンケートを実施する。主な項目として、聴いている番組、よく聴いている時間、スポンサーについてどう思うか等、いろんな意見を調査したいとの答弁がありました。

古民家再生事業について、どのような内容かとの質疑に対し、曾於市末吉町出身の画家である吉井淳二氏に関する展示案内板と地域活性化のモデルになる事業を公募する予定であるとの答弁がありました。

会計課関係では、JAの窓口業務についての質疑に対し、財部、大隅支所の窓口業務を6月で終了する予定である。今後は、末吉以外は銀行、郵便局、コンビニ等で納めてもらうことになるとの答弁がありました。

税務課関係では、債権の差し押さえの研修についての質疑に対し、令和元年12月31日現在で、本税、督促、延滞金を含めて35人、金額で257万円である。平成30年度決算では、101人、金額で728万円であるとの答弁がありました。

徴収嘱託員が現在不在であるが、どのように考えているかとの質疑に対し、徴収

嘱託員は税金の徴収が目的ではなく、税金の自主納付の勧奨を目的としており、令和2年は2名を1名とする。また、新たに電話による税金の催告業務を委託し、自主納付につながるよう納税意識を高めていく予定であるとの答弁がありました。

各課の質疑を終え、委員会審査の中で出た意見として、庁舎増改築の基本設計等の委託料は、多目的ホールと議場等について、今回の審査過程で資料要求してわかったことが多く、十分な審査ができていない。市民、議会に十分説明する必要がある。時期尚早である。予算編成に当たって、少子高齢化に伴う人口減少による普通交付税の減額等による厳しい財政運営の中、多額の基金の取り崩しによる予算編成となっている。財政計画、総合振興計画等との整合性を持った予算編成と、今後さらなる歳出抑制に取り組むべきである。市税徴収については、市税の徴収は、滞納、延滞金を含め、公平、平等の立場から毅然としてこれからも取り組むべきであるとの意見がありました。

本案について、委員より、総務管理費の庁舎整備事業の歳入歳出を減額する修正案が提出されました。提案理由の説明として、新型コロナウイルス感染症は、日本全国、全世界で蔓延し、まだ終息の見込みもなく、市内にも大きな影響が出ている状況を見ると、庁舎整備事業は先延ばしして、もう少し慎重に審査すべきである。また、本庁支所機能再編計画もまだ十分に市民の理解を得られておらず、財部、大隅地区の市民の意見も十分反映すべきであるとの立場からの提案でありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案に対する修正案について採決の結果、賛成少数で否決されました。

次に、原案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、委員会において、令和2年度曾於市一般会計予算（所管分）が原案可決されたことに伴い、令和2年度予算の総務管理費の調査整備事業に対する付帯決議案（審査報告書に添付のとおり）が提案され、議案第27号曾於市一般会計予算に対する付帯決議案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第27号、令和2年度曾於市一般会計予算について（所管分）。

審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。なお、本案については現地調査も実施いたしました。

保健課関係では、組織再編についての質疑に対し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援強化のための再編で、保健課に子育て世代包括支援センター室を新

設し、22名体制で業務を行う。内訳は、保健課保健予防係から7名、福祉事務所児童福祉係から2名、保健福祉課福祉係から1名、介護福祉課福祉係から1名、社協出向者から1名、介護福祉課子育て支援センター係から10名を配置するものであるとの答弁がありました。

各種健診の受診状況についての質疑に対し、健診は、17項目あり、受診率は20から30%で横ばいの状態である。特定健診については、県内市町村で14位、受診率50%である。健診後の精密検査対象者については、受診後3カ月、6カ月後に病院から報告があり、対応を急ぐ方については保健師が訪問して対応をしている。精密検査の受診率は100%に近いが、大腸がんの検査を受けていない方が多いとの答弁がありました。

健診未受診者への健康づくり推進員の活動状況についての質疑に対し、61人の推進員がおり、令和2年度からは無理な推進ではなく、受診の意思がある方を対象に訪問するとの答弁がありました。

介護福祉課関係では、近年の給付費の伸び率等の傾向と分析結果についての質疑に対し、給付費の増加傾向は続いている。前年度当初に比べ、特に居宅介護サービス給付費4.46%、地域密着型介護サービス給付費2.38%、施設介護サービス給付費4.69%の増が主なものであるとの答弁がありました。

介護給付費繰出金の積算基礎についての質疑に対し、令和2年度の保険給付費予算額52億5,266万円に12.5%を乗じて積算しているとの答弁がありました。

高齢者元気度アップ推進事業登録団体の状況についての質疑に対し、長寿クラブ、体操教室が主なものであり、令和元年度は58団体が登録している。1回の活動に1団体当たり1,000円のポイントがつき、新規加入者も含め新規登録団体に対しては2,000円のデビューポイントがつくとの答弁がありました。

福祉事務所関係では、きらりの星認定子ども園（仮称）創設は、子供が減少していく中での運営となり、きらり園との関係はどうか、また、市内の保育園、認定子ども園の状況についての質疑に対し、きらりの星認定子ども園（仮称）は、末吉町新地に新設される予定で、定数は、病後児保育3人を含む33人を予定しており、財部南校区にあるきらり園と入園者を調整して運営すると聞いている。市内の認定子ども園、保育園は、現在定数1,112人に対して、市内からの入園者数は1,032人であるが、霧島市、都城市、志布志市、大崎町からの広域利用者も多い状況である。令和2年度から市内の保育園は7園から5園に減少、認定子ども園は7園から14園に増加する。これは、2保育園と末吉中央幼稚園が新たに認定子ども園になるものであるとの答弁がありました。

委員より、今後子供が減っていく厳しい状況にあり、新設して運営できるのか心

配である。慎重に対応すべきであるとの意見がありました。

令和2年度の保育料無償化の対象者数についての質疑に対し、3歳から5歳児、716人、ゼロ歳から2歳児が406人の合計1,122人となるとの答弁がありました。

放課後児童クラブにおける新型コロナウイルスの感染症の影響についての質疑に対し、利用者が殺到している状況ではなく、逆に少なくなっている。自宅で見ている家庭が多いのではないかととの答弁がありました。

福祉基金の使用状況についての質疑に対し、令和2年度に4,000万円、令和元年度に2,000万円を取り崩し、それ以前の取り崩しはない。これまで生活困窮の部分に充当していたが、今回財政課より生活保護総務費、扶助費にも充ててほしいとの要望があったため、取り崩し額が多くなっているとの答弁がありました。

委員より、福祉基金は福祉事務所の判断で使う基金であり、容易に財政当局からの要請に従うべきではなく、福祉事務所できちんとした方針を持つべきであるとの意見がありました。

教育委員会総務課関係では、教育長の出席を求め、曾於高校支援、学力向上、いじめ、不登校問題及び通学バスなどについての報告を受け、質疑を行いました。

曾於高校支援の見直しについての質疑に対し、現在、調査結果を取りまとめており、事業評価で外部評価をお願いしている。高校とも協議し、効果的な支援策を検討している。本年9月には結論を出したいとの答弁がありました。

委員より、旧岩川高校の整備については、岩川小学校改築部分と避難拠点防災倉庫整備部分に分けての整備となっており、岩川小学校改築部分の事業費については、校舎解体費1億4,950万円を含む21億6,687万7,000円、避難拠点防災倉庫整備部分の事業については、校舎解体費1億4,715万円を含む2億1,383万7,000円、事業費総額23億8,071万4,000円になる。市民へは全体事業で説明するようにとの意見がありました。

学校教育課関係では、学力向上員と特別学級支援員が新年度から学校活動支援員として配置されているが、内容は何かとの質疑に対し、これまでいずれも単年度契約で特別学級支援員17名を12校に、学力向上支援員10人を13校に配置していたが、新年度は25人の学校活動支援員を配置する。内訳は、継続19人、新規6人で、教員免許所持者が19人いる。支援委員の配置は、学校の規模、実情に合わせて、大規模校に複数、小規模校に兼務を取り入れながら、希望のあった全学校への配置を考えているとの答弁がありました。

支援員のこれまでの効果や学力が伸びていない学校への支援員の増強についての質疑に対し、学校で伸びているところと伸びていないところがあるが、増強も考えたが、まずは教職員が学力を自分たちで高めていこうとする学校の雰囲気を変えて

いくことを優先させたいとの答弁がありました。

いじめ、不登校の状況と対策についての質疑に対し、令和2年2月末現在の不登校者数は小学校7人、中学生26人の計33人、2月中のいじめは、小学校13件、中学校2件の15件を認知している。いじめについての調査を月1回行っており、多い月で30件、令和2年1月末で計140件あるが、いじめによる重大事態の案件はない。不登校による児童生徒は、適応指導教室で対応しており、小学校2人、中学校7人を指導しているとの答弁がありました。

不登校に対する適応指導教室の増設や、各関係者との連携についての質疑に対し、適用指導教室については、去年は財部町にも設置したが、利用されなくなった。これまで、改善例も一、二例あり、希望があれば財部、大隅地区への設置も考えている。各機関との連携については、心の教室相談員、中学校に配置、常駐、スクールソーシャルワーカー、困っている家庭の対応、福祉と連携、適用指導教室指導員、不登校子どもの対応が月1回連絡会を行い、情報を共有しているとの答弁がありました。

社会教育課関係では、末吉中央公民館移転新築の概要についての質疑に対し、木材を使った県補助事業、鹿児島材利用推進事業で実施する計画である。これまでの公民館は延べ床面積1,130㎡、年間約2万人の利用者があった。新築する末吉中央公民館の延べ面積は996.09㎡で、大会議室の収容人数をこれまでの200人から120人に縮小するが、研修室の数をふやし、これまでと同程度の対応は十分できる施設にする。

駐車場は70台から80台駐車可能であるとの答弁がありました。末吉総合体育館耐震補強工事費2億円の積算根拠についての質疑に対し、教育施設係で積算しており、大競技場、外壁補強8カ所、鉄骨筋交い補強8カ所、天井鉄筋筋交い補強、武道場、壁2カ所を補強する工事であり、補強内容については、耐震判定会の審査により工事を行うものであるとの答弁がありました。市庁舎整備を含め、各種施設整備の計画が進められ、かなりの出費が見込まれている。人口減少が進む中で、社会教育課関係の59施設の維持管理に関して、10年後、20年後の将来にわたり全ての施設を現状で維持するのは、普通に考えて難しくなる。出費をできるだけ抑えるためには、人口減少に応じた施設の維持に関する整備計画を作成して、補修等の予算を作成する必要があるのではないかと質疑に対し、公共施設等総合管理計画において、公民館施設の管理を譲渡する計画がある。それ以外は現状で維持する計画であるとの答弁がありました。

委員より、補修の維持管理は全体的な計画に基づく管理を行うようにとの意見がありました。

全体を通じて、本年度より会計年度任用職員制度が始まるが、指定管理を含む外郭団体等の職員への目配りをし、市に準じた労働条件の改善を検討すべきであるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案3件を3月9日から12日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第27号、令和2年度曾於市一般会計予算について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。なお、本案については、現地調査も行いました。

農業委員会関係では、食料、農業、農村計画に基づき、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と農地を最大限に有効活用する活動を積極的に展開するとの説明がありました。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期について質疑があり、ことしが改選の年であるとの答弁がありました。

農林振興課関係では、担い手の育成、確保や、農地の集積、集約を行うことで、生産性の向上が図られるよう、国の施策と合わせながら取り組む、また、林業振興については、再造林の推進を重要課題として取り組んでいくとの説明がありました。畜産課関係では、特に肉用牛、繁殖経営戸数は、高齢者の離農、後継者不足等から、減少が続いており、大きな課題となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、子牛価格、枝肉価格ともに下落しているとの説明がありました。

耕地課関係では、農業の生産性を高め、農業経営の安定を図るため、圃場整備、農道整備、農業用排水施設整備など、農業の持続的発展を支える基盤の整備に努めるとともに、効果的な防災・減災対策事業の活用による災害に強い農村づくりを進める。曾於北部地区と大隅南地区で県営畑地かんがい事業を実施中であり、給水栓設置及び散水器具の導入推進を図っていくと説明がありました。また、多面的機能支払い交付金事業は、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、農地、水路、農道など、地域資源の適切な保全、管理に重要な役割を担っていると

の説明がありました。

活動組織が前年度より5減の35組織になっている理由について質疑があり、構成員の高齢化や、書記会計の人材不足のため、活動が終了した組織があったとの答弁がありました。

委員より、活動、組織の実情を把握し、支援することが必要であるとの意見がありました。

現地調査では、農地、耕作条件改善事業の大隅、新田場地区用水路工事箇所を確認しました。

建設課関係では、市道については、改良率が67.6%であり、県平均を下回っている状況であるが、通学路や生活道路としての安全性確保に努め、厳しい財政状況である中、有利な起債事業を活用し整備していく。国道、県道については、未改修路線が多く、優先順位を考えて国県に整備の要請を行う。地域高規格道路、都城、志布志道路の県境区間については、令和3年3月までに供用開始の予定である。住宅事業については、曾於市公営住宅等長寿命化計画に基づき建てかえや改善、用途廃止などを、計画的に実施していくとの説明がありました。現地調査では、桜ヶ丘団地の建てかえ現場の進捗状況を確認しました。

工事のおくれはないかとの質疑があり、おおむね予定どおりに進んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響で、中国で生産する資材に納期のおくれが出ているので、今後非常に厳しくなることが予想されとの答弁がありました。

水道課関係では、合併浄化槽設置事業を推進し、河川の浄化や清流の保全に努める。令和2年度の補助対象は125基を計画しているとの説明がありました。

商工観光課関係では、ふるさと納税制度を活用したおもいやりふるさと寄附金推進事業については、さらなる品目の充実を図りながら、曾於市の全国的なPR活動に取り組む、新規就業支援対策事業等は、曾於市商工会と連携し、商工業の発展に取り組むとの説明がありました。

委員より、おもいやりふるさと寄附金の歳入を18億円と見込んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響で、消費が冷え込むのではないかとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○14番（渡辺利治議員）

私は、この本案に対する修正案を提出する動議をいたします。

先ほど総務常任委員長より報告がありましたとおり、付帯決議も出されておりますが、どうしても修正案での動議とさせていただきます。昨年6月議会での計画は、場所、図面もはっきり示されず、口頭のみで、3階建て1,800㎡、11億3,000万

円でしたが、短期間のうちに2階建て、2,300㎡、16億1,000万円と5億1,000万円増額です。何の説明もなく、いきなり3月議会へ提案しております。各課の予算は軒並み削減される中、今会期中に結論を出すべきでなく、もっと慎重に審議すべきであります。今の時点で、執行部より正式に説明を受けていない議員が半数近くいます。さらに、令和2年度から8年度にかけて終了予定の建物は総額103億5,071万4,000円です。末吉小学校新築19億7,000万円、これで済むとお思いでしょうか。

それと、今回の立地場所が1カ所であり、他の検討は示されておられません。ドローンで上空からこの庁舎を見てください。また、予算編成時には想像もつかなかった事態に今陥っております。幸いにも、本県では、新型コロナウイルス感染症は発生しておりませんが、いつ曾於市に発生してもおかしくない、不安を抱えている現状です。発症がなくても国のお達しにより、学校は休校、各種会合、会席、イベントは自粛という名の中止です。終息のめどがつかない中で、市民は不安な生活を過ごしております。議員の皆さん、十分理解しておることと思いますが、予算の審議に当たり、予算の意義と考え方について、議員必携に書いてありますので、要約して述べます。

第3編第2章です。予算は、直接住民の生活を左右し、その福祉のいかんを決するものである。首長が毎年苦勞するのがこの予算編成である。議会は、首長の予算編成の方針は十分理解しなければならないが、不安を残すことであれば、削減するなり、繰り延べるなり、何らかの修正を加える必要がある。これこそ議会の予算審議における第一の使命であり、責務である。したがって、堅実な予算を編成する首長も審議し、確定させる議会も、特に留意しなければならない。

とはっきり記してあります。

以上の観点から、令和2年度一般会計当初予算に修正案を動議として提出いたしました。

○議長（土屋健一）

賛成の方いらっしゃいますか。

（「賛成」と言う者あり）

○議長（土屋健一）

ただいま、渡辺利治議員から動議が出されましたが、所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対しては、渡辺利治議員ほか1人から修正の動議が提出されました。

提出者の説明を求めます。

○14番（渡辺利治議員）

議案第27号、令和2年度曾於市一般会計予算に対する修正案。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

令和2年3月23日、曾於市議会議長、土屋健一殿、提出者、曾於市議会議員、渡辺利治、同じく、九日克典。

議案第27号、令和2年度曾於市一般会計予算に対する修正案。

令和2年度曾於市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中、269億500万円を267億8,831万2,000円に改める。

第1表、歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳入、款19繰入金、項の1基金繰入金32億3,010万7,000円を31億9,851万9,000円に、款22市債40億3,920万円を39億5,410万円に改めるものです。

歳出、款2総務費、項1総務管理費18億1,397万1,000円を16億9,728万3,000円ということで、1億1,668万8,000円の減にするものであります。

あとの次ページからは明細書を添付しておりますので、御確認していただきたいと思います。

庁舎整備事業は、もっと慎重に審議すべきであります。緊急防災・減災事業債は、ことし5月までに提出しなければあととはできない、令和2年度で終わり、国と説明を受け、この緊急防災・減災事業債を前面に出して急がせておられますが、今回の緊急防災・減災事業債は、100%充当で、合併特例債は充当95%で、その差5%であります。緊急防災、最後合併特例債で試算しますと、73万4,500円の差額です。大金ですが、急ぐ理由に値しますか、よく考えてください。日本は地震国であるとともに、台風と自然災害が多く発生しております。大隅支所庁舎がもっとも危険な建屋で、職員の生命が一番危険にさらされていると意見がありました。つくるなら、大隅支所庁舎が先ではないでしょうか。ちなみに、大隅支所庁舎は、令和4年から5年、6年から入ったとしても4年間本当に不安でどうしようもないと思います。災害の多い日本では、なぜ令和2年度で緊急防災・減災事業債が終わるのかと疑問を持っておりましたので、3月19日に総務省のほうへ問い合わせをいたしました。

意外な答えが返ってまいりました。

年に3回、6月、2月、3月受け付け、民間は通年受け付けています。ことし限りではないと答えておりました。先送りも可ということではないでしょうか。それと、今、新型コロナウイルス感染で全世界を震撼させております。私は、商店街、農家、主婦等、直接意見を聞いてまいりました。答えは全て生活優先を望んでおりました。一番の書き入れどきなのに、お客さんが来ない、花が売れない、酒が売れない、飲食店等はキャンセルで従業員の扱いに困っておりました。学校が休みで保護者はなおのこときついと言っておられました。

令和2年度思いやりふるさと基金繰入金18億円で、46事業に充当の計画です。今の状況でふるさと納税が多く集まると期待できますか。今でも自主財源は少ない中にあるのに、今年度は確実に収入が落ち込みます。令和元年の農業生産額は480億円を超えて、特に畜産は400億円を超えておりますが、今の市況は1月と比べ20万近く1頭当たり平均値下げです。肥育牛はもっとひどく、赤字販売です。畜産振興協議会の会長は、市長、そしてまた副会長は議長、そしてまたJAの方です。幸いにも、商業を営んでおられる議員、農業を営んでいる議員、牛飼いの議員、各種団体に携わっている議員、女性の声を市政にと言っておられる女性議員も初めて誕生しており、女性の強い味方です。曾於市民を安心させる、させないも議員皆さんなんです。議員が守らず、誰が守るんですか、市民を。新型コロナウイルスが来ても、確実に報酬が400万円、議員は補償されております。市民の声を真摯に聞いてください。中身を知らず、ゴーサインが出せますか。

最後に、曾於市を担っていく子供たちに、メロンを食べさせていける市政でなくてはなりません。

以上、賛同よろしく願いいたします。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告及び修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（何ごとか言う者あり）

○議長（土屋健一）

暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時07分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○19番（徳峰一成議員）

では、常任委員長と修正動議者に対してまとめて質問いたします。ちょっと個人的にはわかりづらくて疑問がつくんですけども、議長がそう言われますので質問いたします。

まず、総務委員長に、大きくは2点質問をいたします。

第1点は、言うまでもなく財政分析について総務委員会ではどのような審議がされたかという点でございます。

令和2年度当初予算は、前年度比38億5,000万円増、前年度比14.8%と合併後最大の大型予算でございます。これは、私たち知っていますように大きな建物、もっと言えば箱物がたくさん予算計上されているに尽きます。

その中で歳入を見ますと、例えば、借入債に40億3,000万円、各基金からの繰入金32億3,000万円、そしてふるさと寄附金収入を18億円など、これも例年に見られない、もう率直に言って目いっぱいとも受け取れる収入計上をいたしております。これらを含めて委員会ではどのような審議がされたか率直にお聞きいたします。

2点目、説明書の273ページの庁舎整備事業1億1,668万3,000円について、どのような審議がされたかという点でございます。

私は、このいわゆる庁舎再編事業は、合併後、工事費を含めて、また、今後将来にわたる市民の生活等にも直接・間接に影響する最大の事業であると受けとめており、昨年の3月からこれまで連続5回、一般質問でも取り上げてまいりました。率直に言って問題点が幾つかあります。

質問の第1点でございますが、議場を3階に残してバリアフリー化などを行うのか、それとも2階に移すかについて、委員長でも報告ありましたけれども、審議の経過をもう少し詳しくお聞きいたします。

2点目、教育委員会や福祉事務所などをこれまでどおりにそれぞれの支所に残すか、それとも末吉の本庁舎に移設するかについて、委員会ではどのような審議がされたかお聞きいたします。

3点目、今後の庁舎整備事業の事業費について、さらに市役所再編事業の総体の事業費29億2,000万円——これは今の時点での事業費でございます——についてどのような審議がされたか。

以上、大きく2点でございます。

次に、建設経済委員長には3点質問いたします。

まず、質問の第1点は、説明書の447ページ、委員長報告にも重なりますけれども、ふるさと寄附金事業28億139万7,000円についてでございます。

この中で18億円を基金に積み立てる予算計上をするなど、これも率直に言って目いっぱいと言える大きな予算を計上いたしております。委員長報告についても、コロナ問題も含めて少なからず疑問が出されたようでございます。このことについて、改めてどのような審議がされたか、重なりますけども説明をお願いいたします。

2点目、516ページの住宅建設費の10億1,792万6,000円、いわゆる桜ヶ丘住宅の住宅関連の購入費等についてでございます。

これも委員長報告にもございますが、質問の私の観点は、これは新たなこの入札のやり方で、いわば一旦業者に全てやっていただいて、できたものを市が新年度予算で10億円かけて購入する新たな手法でございますが、これはやはり問題点があるんじゃないかということで、これまで質疑いたしました。

市長は検討したいと、市長の答弁では2億円ぐらい安く上がったと、本当なのかどうか。これらを含めて、この建設のあり方、入札のあり方を含めて、もし議論があったらお聞かせ願いたいと考えております。

3点目、全ての事業や予算が総合振興計画に基づきまして建設経済委員会関係の予算審議の中では予算計上がされているのかどうか、確認を含めての以上3点の質問でございます。

次に、修正動議の提出者に、大きく2点質問をいたします。

今回、こうした当初予算における修正動議を出されたのは初めてのことでございます。先ほど申し上げましたように、市役所再編については幾つかの課題や問題点があると率直に受けとめており、今回を含めて、今後、議会サイドからいろんな立場から活発な議論が修正動議を含めて出されるということは個人的には私は評価いたします。

その点で、2点質問をいたします。

この動議者の修正動議の御説明は、いろいろな諸状況から考えて、今の時点ではやはり再編は行うべきじゃないということであったと、間違えがなければ受けとめております。それも一つの考え方だと思いますけれども、私はそうした立場には立っておりませんけれども、その点で第1点でございます。

この一つの今課題となっている論点は、教育委員会や福祉事務所を末吉に持っていかどうか、一つのやはり市民を含めた意見が出される点でございますが、この点については修正の提案者はどのように受けとめておられるかお聞きをいたします。

それから第2点目、より現実的な質問をいたします。

先ほど全員協議会が開かれました。一応全体の合意だったと思うんですけども、本日の本会議におきまして、特に庁舎建設にかかわる議場の問題、議場を3階に残

すか、2階に持ってくるか、これは本日、全議員参加による特別委員会を設置することが恐らく先ほど全体の合意のもとになされたと思っております。

ということは、一応予算もいろいろあっても認めた上で、庁舎整備関係も、そして議会の特別委員会でそのあり方を議論するというところに個人的には受けとめております。この関連性、もっと言って整合性についてはどのように受けとめての上での今回の提案であったのか、確認かたがたの質問でございます。

以上、2点でございます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいま徳峰議員より質問が大きく2点ありました。財政課関係についてから説明いたします。

総括質疑でも徳峰議員も質問をされましたけど、ここの中で一応書いておりますが、実際予算がふえた理由につきましては、ここに書いてあるように、思いやりふるさと寄附金が当初10億円であったけど、それが18億円となったのが大きな要因である、それと、ほかに保育園に無償化に伴う施設給付費、また、末吉中央公民館の建設、岩川小学校の改築、また、会計年度任用職員の制度をとり出すことで人件費の増ということが主な要因であるという説明がございました。

その中で、また、どういう観点において当初予算の編成に当たったかという質疑がございまして、10月に各課より当初予算編成の方針の予算を出していただき、その後、副市長査定を受け、市長査定で決定した予算であります。その中でどういうことを優先したかということで、まず、補助金、有利な起債等がある事業はそういうのを利用していく。しかしながら、どうしても岩川小学校改築などやらなければならない事業もある、そういうのは基金を取り崩して予算を組んだということでありました。そして、そういう事業の中身を精査して、優先順位を決めて今回提案した事業であるということでもあります。そしてまた、どうしても実行しなくちゃいけないんですけれども、緊急性を考慮して縮小した事業、また、1年見送って先に延ばした事業もあるという説明でございました。

続きまして、庁舎整備事業につきましてですけど、先ほど修正案も出されましたけど、同じような理由で総務常任委員会でも出されました。その中でいろいろ議場について、分けて考えたいんですけれども、今度の庁舎増改築の2階部分に多目的ホールをつくりたいというのがありまして、その中に議場もというのも考えているというのがありましたけど、それを議会の理解が要ということでした。その中で議会から、徳峰議員からも要望がありましたけども、傍聴席のバリアフリー化、トイレの障害者用、そういうのも検討すべきというのが以前より執行部のほうに議会から要望が出してありました。

その中で委員会の中でも、実際は総務課の審議が終わった後、議会事務局の審査のところで特に議場についての質問が出まして、財政課の審議もう済んでおりましてけれども、休憩中でありましたが財政課長にも来ていただき説明を求め、その中で委員より現議場に対する改築、バリアフリー化の要望も出ていたけど、その検討はされたかという中で、総務課長が次の日に朝一番に説明を求めまして、検討した結果、約8,200万円ほどかかるということでありまして、非常にその点につきまして総務常任委員会でも不審に思ったところもあります。

実際上は、ここの議場の改修について十二分にそういう予算査定をして、また新たな議場のところでもという比較ができればよかったんですけど、残念ながら8,200万円ほどの予算をかけて実現は可能であるという説明を受けただけで、詳しい図面等はないところでもあります。

その中でいろいろ委員の中から、開けた議会でそういう多目的ホールと議場の併用もこれからの議会としては必要ではないかという意見もありました。先ほどもあるように、議場のあり方についてはもっと慎重に検討すべき、また、コロナウイルス等もあって経済の大変な中に、先送りできるものは先送りしたほうがいいんじゃないかという意見もあって、賛成多数でこの予算は認められたわけです。

そして、議場につきましては特に付帯決議としまして、私も総務常任委員長として決断に迷うところでありましたので、できれば議員全員の理解、また、市民の皆様の理解を十分得た上で、ここの議場を改修するのか、また、新しい庁舎にそういう議場を併用型でつくるのかを検討していただく時間がほしいということで、付帯決議を皆さんに諮ったところ、賛成多数で認めていただいたところでもあります。

以上でございます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。まず、最初のふるさと寄附金事業についてであります。歳入を寄附額を18億円と大きく見込んである点について、不確定の歳入を見込んでいるということで、委員会といたしましても、新型コロナウイルス感染の影響で企業の業績が落ちれば、それに合わせて個人消費も落ちてくるということで、意見の中では、新たな財源を確保しなければ本年度の予算が執行できないのではないかとという危惧する意見も出たところでもあります。

次に、住宅建設費の桜ヶ丘住宅関係についてであります。これにつきましては、現在工事に、取り壊しにかかっております。担当課並びに施工業者代理人等の意見では、おおむね順調に進んでいるということで、ただ、危惧されるのは、前回補正でも出ました立ち退きが1件できていない部分についての施工上の苦労があるということ、そして、あわせてコロナの関係で中国で生産しているいろいろな資材が搬

入がおくれてきている、その点が非常に心配されるということでした。

次に、全ての事業等が総合振興計画に基づき予算計上されているか、その審議がされたか伺いたいということであります。

これについては、総合振興計画に載っているということが前提として審査しておりますので、特段の意見は出ないところでありました。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

ただいま質問が2点ほどされておりましたけど、これは、再編ありきではいけないという観点も含めて提案いたしました。アンケートにありますように、財部54.1%、大隅56.6%、末吉は大多数で22.2%ということで、ここで再編しましょう、では判断しましょうと言ったら2対1で負けるんです。だから私はまだ再編ありきではいけないということを込めて提案いたしました。

続いて、この予算を審議する中にきょう初めて、まだ、タブレットに入っていないんですけど、正確に予算審議をした人は何人いますか。総務委員会、議運——、議運は2時間も、1時間かかっていませんよ。ですから、ほとんどの方が実際は中身を熟知しないでこの一般会計をどうして判断するんですか、それが一番大事だと思います。

だから、ここで一般会計を全てを通してするということは全てを認めたということですから、だから私はあえて減額して、さらに慎重に審議をして、そしてまた、先ほど徳峰議員が言われましたように特別委員会なりをつくることは大いに賛成です。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に1点だけ質問をいたします。

私たち議会人でありましたら、新年度の一般会計の予算がはっきり言って目いっぱいな予算計上を、特に歳入でしているということは、もう誰が見てももうこれははっきりいたしております。

ですから、昨年10月に出された財政計画からまだ何カ月もたっていない段階で、財政計画よりも実に23億円多い予算計上となっているのでございます。ですから、先ほど建経委員長にも、総合振興にのっとった全て事業費でありますかという単純な、素朴な質問をしたんです。23億円も大変大きな予算に、財政計画よりなっているからでございます。総合振興計画との兼ね合いで、どこが23億円ふえたのかというのを議会サイドとしては、総務委員会のメンバーに限らず、私は議会人としても分析が必要じゃないかといった観点からの単純で素朴な質問でありました。

そこで、総務委員長に1点質問をいたします。

こうした大変目いっぱいともとれる予算編成でありますけれども、これで新年度が順調に予算が運用できるのか、特に歳入です、その点で私は幾らか心配があります。はっきり言えることは、もう令和3年度になったら、もうこれは目に見える形で出てこざるを得ない側面があろうと心配いたしております。その点で、年度途中で歳入にある項目、あるいは2つの項目、歳入不足を生じるおそれはないのか、議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。これが第1点。

それから、修正動議者の渡辺議員に質問をいたします。

先ほどのこの2回目の質問に重なる質問でございます。

まず、第1点でございますが、私は昨年12月の全員協議会におきまして、支所庁舎再編計画は非常にこれは大きな問題であるから、ぜひここは全議員が参加による特別委員会を設置すべきだと提案いたしました。残念ながら議会全体としては受け入れられませんでした。

本日提案されるのは、庁舎全般にわたっての特別委員会じゃなくて、議場のあり方に限っての特別委員会でございます。昨年12月の私の提案で、渡辺議員は残念ながらその立場で積極的な対応を示されませんでした。もう結果論になって、後ろ向きの議論はしたくないんですが、やはりそれほど大きな問題じゃないかとますます思っております。その点で、今後のあり方についてをお聞きしたいと思っております。この庁舎建設に関連しての特別委員会のあり方の問題でございます。これが第1点。

それから、第2点目は、先ほどの質問に重なりますけれども、一応本日最終段階で全員参加による議場に限っての特別委員会が設置される見通しでございます。ということは、基本的には、そして単純化して見れば、やはり今回提案されている庁舎整備に関する予算の前提としての議場についてのやはり審議にならざるを得ない、全面的ではないですよ、ならざるを得ない側面があるのです、厳密に考えたら。

この先ほど申しました関連性、もっと言ったら整合性については、どのように受けとめておられますか。率直にお聞きしたいんです。だから悪いとかいいとかいう単純な問題じゃないんですけども、それは理解してください。その点をどのように受けとめておられるか、この2点について率直にお聞きいたします。

○総務常任委員長（今鶴治信）

予算が大幅に伸びたということで、歳入不足の心配はないかという質問でございました。

先ほど建経委員長からもありましたけど、やはりふるさと納税が46事業に18億円、その基金の中から市政運営に出されております。その中で一番大きいものがふるさ

と納税に対する、ふるさと納税がふえればふえる分、返礼品がまたふえるということで、その支出が10億円だったものが18億円寄附金が来ましたので、その返礼品が大きく伸びたのも大きな要因であります。

先ほどあるように、桜ヶ丘団地、岩川小学校、これはもう事業が進んでおりますので、早急にやり遂げなくちゃいけないということで、その予算は優先順位で執行しているという説明でございました。

そして歳入不足がふるさと寄附金が、コロナウイルスで日本の経済、オリンピック等の中止等があれば18億円入ってくるのかという質疑がありました。その中で財政課のほうでは、ことしは18億円の寄附金が入ったので予算編成をしております。そして来年その寄附金が減った場合は、それに対してまた予算編成をするということで、今年度に際しましては、才入不足は大丈夫だという説明でございました。

そしてまた、実質公債費率は……。

(何ごとか言う者あり)

○総務常任委員長（今鶴治信）

その点につきましては、全体的な質疑はございましたが、細部にわたる審査はなかったところでございます。

以上であります。

○14番（渡辺利治議員）

庁舎のあり方への議論ですけど、これは結論はどうしても議員が理解していなければ結論に達しないと思っております。なまじっかな説明だけでは成り立たないと思っております。そしてまた議論するには、この特別委員会を全員による、これは本当に大事なことです。

それで徳峰さんが12月に言われた、それ私ちょっとどのことか答えられませんが、それでも、それと今回この庁舎問題に関する件ですけれども、平成24年かな、パークゴルフ及びフラワー公園のときも相当審議されました。ハエが何匹いるか、蚊が何匹いるか、においはどこまで、どんなのですのか、牛はどこにどれだけいるのか、そしてまた花は何を何本植えるのか、そんな詳しい調査を踏まえて、結論は結局中止でした。今回は何も審議していませんよ。ですから私は、今回の庁舎関係につきましては審議をもっと尽くすべきであるということで、皆さん方に減額をお願いしているところです。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（宮迫 勝議員）

私は総務委員会に出席していなかったので、渡辺議員に2点だけお伺いいたします。

最初の渡辺議員のいろんな発言とか態度表明をしたときに感じたのが、2月28日、議会運営委員会として屋久島町の新しくなった会議室の研修に行こうという話、これを議運でまとまって行こうといって全協で発表したこの段階から、自分は違うんだという立場になっていました。

私ははっきりこの議場のあり方についての考え方かなと思っていましたが、今回修正の理由として支所再編の見直しまで及んでおりますが、ここに至った理由は何なのか、ここがまず第1点であります。

そして、コロナウイルスをいろいろ述べられましたけれども、コロナウイルスは全国的な問題であり、この予算を修正した場合に、牛の価格、商店街の売り上げなどが改善するものなのか、ちょっとこれは疑問に思いました。この説明を求めます。

以上、2点です。

○14番（渡辺利治議員）

予算のあり方という点でも質問を受けましたが、私がここで議運の中であったことは言っていないのでしょうか。私は屋久島のほうへ行くのは、議員は当然勉強しなければならない、そういうことは大いにすべきだということは申しました。ただし、「予算をとってしてください、当初予算をとってください、その後の文言言っていないですか。宮迫委員、いいのでしょうか。議長いいのでしょうかこれ、私が述べても。

○議長（土屋健一）

答弁ですから。

○14番（渡辺利治議員）

はい。では、しっかりといたします。

○議長（土屋健一）

どうぞ。

○14番（渡辺利治議員）

議運の中で研修に行きましょう、調査に行きましょうということで話が出ました、そこでいろいろな意見が出ました。みんな知らなきゃいけない、それは議運の活動というか、そういうのをちゃんと見れば、第8のところか、議場に関する件もちゃんと入っておりますので、それは当然調査・研修するのが当たり前なんです。でも、予算はと言ったら、何と言いました、余っているからと言ったんですよ、予算が余っているから使うんですか、4月に行ったらいいんじゃないですか。

（何ごとか言う者あり）

○14番（渡辺利治議員）

おかしくなるんですよ。だから言っているんですかと皆さんに言ったんですよ。
おかしいですよ、これ。

（「ここでやるべきことじゃない」と言う者あり）

○14番（渡辺利治議員）

ここでやるべきことじゃないんですよ。だから私は議場をつくること云々じゃなくして、この予算のあり方についてを問われたから議運ではこうしたこともあったと言いました。あとは申しません。

コロナの関係、これはまだ数字は出ませんよ。私の商店は、私の衣料品店は、どれだけおかげで来ませんでした、私の仕出し屋さんとかそういうのは何件来て幾ら、そういう試算というのは出ませんよ、全国的なというか、もう全世界ですよ、これは。

そういうのをする中で、国はどんどん支援策を出します、でも、いつ来るかわからない。そしてまた川内市だったかどこかも、ちょっとおくれればせながらだけでもちゃんとやる、市役所のホールで弁当屋も出した、それも本当に一つの対策なんですよ、これは。何も示していないでしょう、市としては。だから議会がちゃんと対策を示してもらうために、こういう案を出すんですよ。

今回の一般会計補正予算、1億1,668万8,000円、これを認めて、ではほかに今度ではコロナ対策で増額を組んでくださいということは、これは議会としては市長に対する侮辱ですから、そういうことはできません。お願いはしても。増額をするんだったら根拠を示さないかんようになりますので、これはできないんですよ。これは政府の見解としてちゃんと載っていますから、だから私はあえて減額修正でお願いするんですよ。その意味はわかってください。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（上村龍生議員）

総務委員長に1点だけ質問をさせてください。

付帯決議にも関係ありますし、庁舎建設の関係にも関係ありますので、今の修正の動議についても関係あることなので、1点だけなんですけど、私は先ほど来いろいろ質疑ありますけども、総務委員会、議運に属していません。したがってまして庁舎建設の件、この件についての情報はほとんど持ち合わせていないんです。タブレットには入っておるということで、見ればわかるかもしれませんが説明を受けていないので、これらの全部の情報を総合して、総務委員長からのきょうの質疑の

中で総務委員長に質疑をして、その中で判断をしていかないと判断材料がないわけなんですね。

私の認識とすれば、議場の建設に関して、とりあえず議場建設に関しては、これはもう皆さんも一緒だと思うんですけども、結論は出ていないと総務委員会でもそういう報告がありました、どちらにするか。

一番思ったのは、今度のこの新年度の予算の庁舎建設に関して、議場の移設ありきの予算だったのか、そうではなかったんですよという議論をされていると思うんですが、その辺のところを私はお聞きしたいんです議論の内容を。先ほどの議論の内容でははっきりちょっとわかりませんでした。

私は、もし移転ありきの庁舎建設予算であれば、それはちょっとおかしいんじゃないかという認識を持っています。じゃなくて、そういうありきの予算ではありませんということであれば、私は賛成をしてもいいと思っているんです。判断材料がないから、きょうの総務委員長のその報告の中で判断をせないかんという気持ちがあったんです。

もし、その、ただ状況を見ると、内容的には庁舎再編かれこれの話はまた別の論点なんですけれども、その辺もまだ議論の余地があるところが残されているし、できるだけ庁舎建設も経費を抑えてという方向で考えるべきではないか、時間が許すのであれば、できるだけ予算を減らして、建設費を減らして検討すべきではないかという気持ちはあります。ですからその辺のところの議論がどうなったのか、ちょっと示していただきたいと思います。

以上です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいまの上村委員の質問にお答えします。

多目的ホールを建設するというのはもう決定しておりまして、議場がそこにありきかと言われれば、客観的に難しいところではございますが、實際上、予算審議の中で事実関係で申し上げますと、ここの議場はどうするのかという質問に対しましては、今度、教育委員会、農業委員会、福祉事務所が来た場合に、3年から5年、また書類等を補完する施設が要ということで議場はそれに使いたい。あと、印刷室のところに2階部分に渡り廊下の通路を建設する予定であるので、印刷室が使えないから、ここの一部をそういうのに使いたいという答弁はございました。

そして先ほども報告しましたが、ここの当初議会から要望されてあったこのバリアフリー化とそういうのは可能か、また、トイレ等の改修等はどうかというのは、総務課長に朝来ていただいて8,200万円と数字が出ましたので、いつそれが分かったのかとお聞きところ、きょう建設課から報告を受けましたということでありまし

たので、上村議員がおっしゃるように初めからそこに議場ありきだったのじゃないかという私は想像はしていますが、そのところは付帯決議で申したように、これから意見は聞くという話ではございました。

以上が私の説明でありますので、初めからそこにありきとは答えにくいですが、結果的にはそういうことじゃないかと私は感じております。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

総務委員長に1点お伺いいたします。

確認を含めてですが、私が一般質問でいたしましたときに、昨年11月、12月に市政説明会では、本庁の増築費用は、面積は1,800㎡で11億3,000万円だったと。今度3月議会では、それが500㎡ふえて2,300㎡で、金額も5億円以上ふえた16億4,000万円かかるという説明があったと思います。

その時点で市長に、市民には11億円と説明して16億円になったことについてはいかにじゃないかということで質問いたしましたら、市長のほうも、こういう事態になったことに関しておわびするという市長の答弁をいただいております。

これについての総務委員会では、この異差について、金額がここ1、2カ月の間にふえたということについて質疑とかされたんでしょうか、お伺いいたします。

○総務常任委員長（今鶴治信）

今回は設計委託料、また、委員長報告でも出しましたが、それに際する開発行為、そういうことに対しての予算でありましたので、その實際上、プロポーザルで7月に決定するということでありましたので、具体的内容は把握していないものですから、その点については委員会で特に出なかったところであります。

それと委員会の中で質問が出たのが、議運で屋久島町に私も行きました。そこで説明を受けたとき、庁舎建設検討委員会ちゅうのを3年前から立ち上げて、市民・議会の代表、そういう学識経験者を入れて、当初合併のときの予定であったところの町のところに建てるというのはもう決まっていたらしいですけど、屋久杉を使った庁舎というのはその中で決定したという説明でありました。

そこで市のほうはどうなっているかという質問に対しましては、庁舎改築検討委員会を立ち上げて、メンバーが副市長、各課長ということで、市民議会の代表の学識経験者の意見を聞くのはなかったですねという質疑があったのは事実でございます。

以上であります。

○4 番（岩水 豊議員）

ということは、総額予算についての質疑はなかったということでよろしいでしょうか。

それと合わせて、そしてまた、大隅支所の老朽化が非常にもう進んでおりまして喫緊の課題だと思っておりますが、これについて早急な対応とかいうことについての議論はされなかったか、質疑はなかったかお伺いいたします。

○総務常任委員長（今鶴治信）

修正案が出されたとき、委員より、大隅町の庁舎が非常に老朽化して耐震化がとれていない、その危険性を考えて、この事業を先に進めるべきじゃないかという意見は出ました。

それと、それに対して、結局支所再編のこともありまして、やはり分けて考えていただきたいのは、議場の話もありますけど支所再編的なものもありまして、先ほどから言いますように、教育委員会、農業委員会、福祉事務所等がこの新しい改築部分を含めて、こちらに来るという支所再編問題は答申も出て、行政改革大綱の中で決まっていることであるというので賛成という意見があったところであります。

以上でございます。

○4 番（岩水 豊議員）

もう1点お伺いしたいんですが、先日の議会運営委員会で、初めて私ども議運のメンバーも平面図といいますか間取りといいますか、そういう図面をいただきました。

1階は福祉関係を中心にした課を配置したいと、2階については、書いてあった内容から見ますと、議場、それから防災、通常の会議室と。会議室は緊急時には防災拠点として使う、議場は「議場」と書いてあったと思うんですが、議場は使わないときは市民に開放するというふうに書いてありました。

そこで、せんだって屋久島に行ったときに、市長は議場は年間四、五十日しか使わないという発言をしたことがありましたが、実際に議会事務局の職員に聞いてみたところ、議会が始まる1週間前にはセッティングをして音響、それと映像等についてのチェックをしないとイケないと。もし、そのときに支障があったら、鹿児島市内からメーカーを呼んで修理、そして材料がないとき、新しい資材が必要なときにはどうなるのか不安があるということを伺いました。

それで議会が例えば3月議会があるときは、議会開催1週間前にセッティングして、最終本会議が終わるまではそのままにしておく。そしてしょっちゅう可動式で設営すれば、いろんなマイクとかの材料が傷んでくるということで、しょっちゅうできないというようなことも出ておりました。

その辺について、基本的には議場ということになっていたと思うんですけど、総務委員会では、その議場としての2階部分なのか、もし2階部分が議場が必要ない、議員控室とかも載っておりましたが、そういうのが必要ではないとなれば半分ぐらいの面積になるように感じるんです。それについて議場のあり方とあわせて進めて行かなければいけないと思うところもあります。その辺についての深い審議がされたかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○総務常任委員長（今鶴治信）

審査の過程で、もっと総務課、財政課との審議をするとき、そういう意見がたくさん出てくれれば私もまたいろいろ深く聞けたんですけど、結果で言いますと、議会事務局の説明のとき特に議場についての要望が出ているがどうなったかという中で、事務局長がいろいろ答えられまして、それで議会等の要望も出ていたので、執行部も屋久島やら3カ所ほど研修されまして、開かれた議会で、もし新しくつくらんだったら議場だけじゃなくて、議会の理解が得られるのならば、議会がないときは市民に開放したそういう多目的ホール、そして防災センターとしての機能としまして防災会議室を今度設置します。そこが指揮の中心となって、いざ災害等があった場合、一時的市民の避難場所、また、消防、警察等のたくさんの人が見えるときはその多目的ホールを利用できるということで、多目的広場は決定事項かと聞いたところ、それは議場の併設にかかわらず建設予定であるという説明ではございました。

非常に判断に困るところでありましたので、委員会の皆さんに諮りまして、付帯決議で今後、議会また市民の声を十分聞いて、議場に関しては、どちらに設置するにしても慎重にしてほしいということで予算執行の留意を求めたところでございます。

以上であります。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。原案に賛成の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

原案というのは当局提案ですね。

○議長（土屋健一）

そうです。

○19番（徳峰一成議員）

一応、原案に基本的には賛成いたします。

ただ、今までの議論がされていますように、庁舎整備事業の1億1,668万3,000円については、修正動議が出されたように議会の中でも議論が分かれており、恐らく今後、確実に市民を含めて議員の中でも議論がいろいろあると思っており、生産的な議論を期待をいたしております。

私はこれまで一般質問等で市民アンケートの大隅・財部地区の市民の意見を尊重して、教育委員会や福祉事務所などはそれぞれの支所に残した上での庁舎整備を進めるべきだと、庁舎整備自体は賛成であります、進めるべきだとの基本的な立場であります。

幸いといいますか、議会全体の構成による議場のあり方については、今後全員の参加による特別委員会が開かれます。一方、この教育委員会や福祉事務所をどうするかについては、一応市としては本庁にまとめたい意向であり、そのための予算計上でありますけども、これがもう100%決まったわけではありません。

今後、私は議会の役割、立場が非常に6月議会まで大事であります。いろいろお聞きいたしますと、議会運営委員会でも、基本設計、実施設計は夏以降になるからであります。その点で今後、議会の役割は重要でありますので、期待申し上げたいと思います。

仮に、教育委員会、福祉事務所を末吉に持ってくる、そうした予算が今後計上されるならば、私は強く断固として反対いたします。

以上を申し上げて討論といたします。

○議長（土屋健一）

原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

原案に賛成の討論はありませんか。

○15番（海野隆平議員）

原案に対しましては賛成いたします。

るる先ほどから支所再編の件について、また、新しい議場の議題について、今いろいろ意見があったんですが、本市の支所機能再編計画においては今後、今、行革審を初め、ほか協議会より本庁の移管の答申が出されており、執行部ではその答申に沿って市民のアンケートや市政説明会、広報紙等により市民への周知を図っているところであります。まさに市民の目線で再編計画が進められているというふうに感じているところであります。

議場の新設についてありますが、かねがね音響の問題、傍聴席のバリアフリー化の問題、男女トイレ、身障者の利用の問題、タブレット接続の問題など、議会側からも執行部に対し提言いたしてまいりましたが、いまだに実行には至っておらず、議会としても大きなこれは課題というふうになっておりました。

今回、私も屋久島町の新庁舎、新議場を調査できたことは大きな成果であったというふうに思っております。開かれた議会、市民開放型の議場については、曾於市議会としての方向性を示すものであるというふうに感じたところであります。

本庁舎、また1階、2階のフロアの利用については、委員会でも財政課長、総務課長の説明によりまして概要が明らかになったところであります。新議場については、今までの議会側からの要望を十分に満たすものであるなというふうに思ったところであります。災害対策の本部、また、指揮連絡の拠点として、市民に対しても多目的に利用される議場として、大いに利用が期待されます。

今後、プロポーザル方式によりまして基本設計、また実施設計、具体的に予算提案がなされていくというふうに思いますが、市民に対しても、また議会に対しても納得のいく議場の設計説明が進められていくことを要望いたしまして、賛成討論いたします。

以上であります。

○議長（土屋健一）

修正案に賛成の討論はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

修正案に賛成の討論をいたします。

先ほどから申しておりますとおり、3月議会の一般質問でも、昨年11月、12月に市民に説明したときに11億3,000万円でできるといった総額増築予算が、たった2カ月の間に5億円も膨れ上がるということについて、今後の予算を執行するに当たって慎重になるべきだと思います。

また、一般質問の際、市長もこの5億円以上金額がふえたことについてはおわびしたい、そして市民への説明が十分ではなかったことについては陳謝の答弁をいただいたところであり、一回立ちどまって、議会側は特別委員会を設置し、そして当局側についてはもう一回精査していただき、その内容をお互いあわせて6月議会に再度提案していただければという気持ちで思っております。

また、大隅支所についても、老朽化が激しく建てかえを急がなければならない。できれば同時並行で進めていただきたいという思いを持ちまして、今回の修正案について賛成いたします。

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。まず、本案に対する渡辺利治議員ほか1人から提出された修正案について、起立により採決いたします。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立多数であります。よって、議案第27号令和2年度曾於市一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時に再開いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第28号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計予算について

日程第4 議案第29号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第5 議案第30号 令和2年度曾於市介護保険特別会計予算について

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議案第28号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計予算についてから日程第5、議案第30号、令和2年度曾於市介護保険特別会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第28号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計予算について、審査の過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

国民健康保険税と医療費の現状についての質疑に対し、1世帯当たりの保険税は13万6,633円で、1人当たりの保険税は8万2,102円である。医療費全体の伸びは、平成30年度が2.05%、令和元年度が5.58%の見込みである。

令和元年度の伸びは入院の増によるものであり、通常は2%台の伸びと見込んでいたが大幅な伸びとなった。1%の伸びで約3,000万円の医療費増になるとの答弁がありました。

予算総額の推移と今後の見通しについての質疑に対し、令和元年度の予算総額は55億2,617万3,000円、令和2年度は54億9,857万3,000円。医療費の総額は減少しているが、個人の医療費は増加している状況にある。今後の見通しは基金繰り入れが平成30年度ゼロ円、令和元年度5,741万1,000円、令和2年度5,000万円で、残金が682円になる。基金がなくなり、被保険者の減少で保険料収入も減少が見込まれる。これらのことから、令和3年度の予算編成は非常に厳しい状況となることが予測されるとの答弁がありました。

委員より、平成30年度から県も保険者になり、県内市町村と共同で運営しているが、国民健康保険税の決め方に対する市としての考え方をさらに積極的に発信すべきではないかとの意見がありました。

市内、市外の受診状況についての質疑に対し、平成30年度実績で受診件数割合は、市内が43.2%、市外が9%、県外が47.8%、医療費割合は市内が28.6%、市外が17.5%、県外が53.9%であるとの答弁がありました。

委員より、市内に中核病院が充実していないため、受診割合に比べて医療費が市外に流れている傾向が顕著である。このことから市内の中核病院の充実を求めるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号、令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について、審査の過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

本特別会計の全体的な状況と傾向についての質疑に対し、市内の75歳以上後期高齢者被保険者は、令和元年度8,239人、令和2年度7,978人、1人当たりの給付費は令和元年度93万4,025円、令和2年度95万6,938円で、2.45%の伸びで、被保険者数は減少しているが、医療費は増加している。保険料については、県広域連合の積算により2年ごとに決められる。令和2年度から令和3年度の保険料は所得割10.38%、均等割5万5,100円となり、所得割、均等割が増額となり1人当たりの調

定額で13.1%増になっているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号、令和2年度曾於市介護保険特別会計予算について、介護保険特別会計は、曾於地区介護保険組合で介護認定を受けた要支援あるいは要介護者への具体的な介護サービスを行うものであります。

新年度予算の主な概要についての質疑に対し、当初予算額は対前年度比2.6%、1億4,103万8,000円増の56億4,027万6,000円となった。予算上の主な要因は、居宅介護サービス、施設介護サービスの増である。新年度は3年ごとに作成する第8期介護保険事業計画の標準給付費等の作成年度となるとの答弁がありました。

介護認定に要する期間は、認定機関である組合職員が少なく時間がかかる傾向にあったが、最近の状況はどうであるかの質疑に対し、最近の認定に要する平均日数は38.5日で、意見書等の取得でおくることがあるとの答弁がありました。

基金の状況についての質疑に対し、8,000万円の基金繰り入れを計上しており、令和元年度末の基金残高は1億6,338万5,887円であるとの答弁がありました。

委員より、より効率的で質の高いサービスを目指すため、介護施設や病院への入所、入院人数の把握を行い、国民健康保険、後期高齢者医療保険を含めた病院と連携等の研究を進める必要があるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○15番（海野隆平議員）

国保会計と介護会計について質問いたします。

ただいま委員長の報告によりますと、令和2年度の基金がなくなり、被保険者の減少により保険料収入も減少が見込まれるということであります。毎年のことながら、厳しい財政運営が続いておりますが、基金については多いときで2億円から3億円近い基金の積み立てがありました。現在では枯渇した状態というふうになっておるところであります。

国保運営上、基金の構築については、非常に大事なことでありますが、基金のあり方、また考え方について、委員会で意見が出ていればお聞きしたいと存じます。

次に、介護保険特別会計であります。介護保険事業制度では原則3年を1期として財政収支を見直し、介護保険事業を運営しておりますが、現在第7期の介護保

険事業計画が策定され、今年度が最終年度というふうになっているところであります。

3年ごとに介護保険法が改正されるたびに、介護給付費、介護保険料とも上がっておるのが事実であります。第7期では所得段階区分においては、第5段階を基準額と定め、年額6万9,800円、月額5,816円というふうになっているわけですが、新年度、第8期が本年度中に策定されるというふうに考えますが、第8期の介護保険事業計画は策定されるわけですが、介護給付費の推移と第8期の介護保険料の見込み、額等について、委員会で意見が出ておればお聞きしたいと思います。

以上であります。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

まず、国保会計のほうからですが、報告いたしましたとおり、基金が枯渇をしております。今後の見込みというのも報告しましたが、非常に新年度の予算編成は厳しい状況にあるといえますのは、報告でいたしましたとおり、一般会計からの繰り入れを1億5,000万円程度、1億4,900万円ですか、来年度は、これに5,000万円の基金を入れて2億円程度の補充をしているわけですが、来年度は基金がありませんので、その補充はできない状況ではあります。

保険料等の収入の減等も考えますと、通常普通に考えても2億円から3億円程度は足りなくなるのではないかという状況です。基金の状況につきましては、基金を積み立てていくのが当然であります。積み立てられれば。

今の状況では、そういう状況にはありませんので、将来的には保険料を上げるのか、一般繰り入れをふやすのか、どちらかになるのではないかという議論までは進んでいるところです。基金についての見込みは今のところはないという議論だったと思います。

それから、介護保険料につきましては、第8期を令和2年度中に策定をするということのお話はございました。報告でも申したけれども、給付費については現状の推移でいくのではないかというところと、それから一定程度のまだ基金残もありますので、こちらのほうはまだそんなに心配をしている状況じゃないという議論だったと思います。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（海野隆平議員）

今の国保のほうであります。今、委員長のほうから答弁がありました。現在法定外繰り入れということで、1億5,000万円程度を繰り入れしているわけでありま

すが、ことし1億4,900万円だったと思います。やむを得ない事情もあろうかなというふうに思うところでありますが、今後の法定外繰入金の見込み、ただ足らなかったからこれ入れるというような見解じゃなくて、その状況に準じた法定外の繰り入れであるべきだというふうに思うんですけど、やはりそこ辺はできるだけ抑えて法定外繰入金を考えるべきじゃないかと思うんですけど、そこ辺の考え方、法定外繰入金の考え方について御意見があればお聞きしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

そこら辺のところもかなり議論が出たところなんです。

実は昨年度から、県と一緒にあって、鹿児島県全体の連合会方式に国保会計が移行をしまして、現在のところでは、今のところでは、各市町村で医療費関係の決定ができるんですが、3年目かな、それ以降は県の連合会のほうで、連合会といいますか、県のほうで一方的に決められるのではないかという懸念を非常にしております。

今のところでは、市の意向である程度は融通がきく状況なんですけど、市としては、この報告の中で入れたのは、県のほうに対して保険料の決定かれこれについて、負担が重くならないような意見具申を積極的にするべきであるという意見が出たということ報告したところであります。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず議案第28号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。これより議案第28号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり、可決されました。

次に、議案第29号、令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第29号、令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について、共産党議員団は反対いたします。

後期高齢医療保険は県内の市町村が統一して運営されており、令和2年度当初予算は2,826億7,000万円と大きな予算額でございます。この後期高齢医療保険制度は県内の市町村と議員の合わせて20名で構成される連合議会が、年に2回開かれており、総会もわずか2時間前後でございます。こうした2時間前後の総会の中で、新年度予算、特に令和2年度は平均で13%の大幅な保険料の値上げが組まれた予算計上でございます。

こうした被保険者から見て、制度上も風通しが非常に悪い大幅値上げが簡単に、容易に短い時間で決められている、制度上も風通しの悪い仕組みがつくられており、制度改革も含めて、今後の課題でございます。共産党議員団はよって反対をいたします。

○議長（土屋健一）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり、可決されました。

次に議案第30号、令和2年度曾於市介護保険特別会計予算について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。これより議案第30号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり、可決されました。

—————・—————

日程第6 議案第31号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

日程第7 議案第32号 令和2年度曾於市水道事業会計予算について

日程第8 議案第33号 令和2年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について

○議長（土屋健一）

次に、日程第6、議案第31号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算についてから日程第8、議案第33号、令和2年度曾於市公共下水道事業特別会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件についてはそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第31号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計について、審査における主な質疑内容と結果を報告いたします。

財部地区の市町村設置型浄化槽事業の今後の考えと、所有者不在の浄化槽の取り扱いについての質疑に対し、令和3年度で終了する方向で検討しているところである。現在、116基が休止しているが、土地の所有者と無償譲渡を基本に協議するが、内容によっては撤去することもあり得るとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第32号、令和2年度曾於市水道事業会計予算について。

本案は、施設整備は老朽管路の更新が主なものです。令和2年度から上水道、簡易水道事業を統合し、曾於市水道事業として効率的な経営体制の確立を図る。給水戸数1万5,277戸、年間総給水量322万2,346m³、1日平均給水量8,899m³の予定である。

企業債は令和2年度末見込みで21億2,480万円になり、令和2年度も一般会計より6,093万5,000円の繰り入れをしなければならない状況であるとの説明がありました。

また、末吉地区上水道整備実施設計に4,403万円、令和2年度から令和6年度にかけて橋野浄水場、高松水源の整備に約5億円が必要になるとの説明がありました。

委員より、新たな企業債が発生する状況になれば、厳しい経営にあるのではとの意見がありました。

末吉10号線布設工事（推進工）の現地調査を実施しました。大休寺副市長の出席を求め、末吉10号線布設工事（推進工）について説明を求めましたが、説明に一貫性がなく、国道10号線を横断する先に水道本管を布設する明確な根拠がないとして、資本的支出の第1款資本的支出第1項建設改良費第3目の配水設備改良費の工事請負費1億1,760万円のうち、末吉10号線布設工事（推進工）1,000万円を減額する修正案を提出すべきとの意見があり、委員会として修正案を作成しました。

本案についての討論では、原案に賛成の討論はなく、修正案に反対の討論もありませんでした。修正案に賛成の討論では多額の企業債を抱える中、必要最小限の投資と効率的運営が望まれるので、必要性のない工事は認められないとして、修正案に賛成するとありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案に対する修正案について採決の結果、配付してある修正案のとおり、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、修正可決すべきものと決定した部分を除く原案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計予算について。

本案は、生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止を目的としている。令和2年度から公営企業会計を適用し、財務諸表等の作成により安定した経営を図り、施設の適正な維持管理に努める。

施設の維持管理及び下水道加入促進と浄化センター汚泥脱水処理施設建設に取り組んでいくとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

水道事業の予算についてまず2点質問いたします。

第1点は、水道事業の財政状況についての審議がされていたらお聞かせください。

若干委員長報告の中でも触れておりますが、令和2年度から簡易水道含めて水道事業は、統一的に企業会計で行うやり方となっております。その中でも財政については、委員会あるいは委員長も御承知のように、水道事業と簡易水道は分類して分けて考えなければ、財政分析の正確な実態把握にはならないのではないかと考えております。

簡易水道からいいますと、委員長報告にもありますけれども、新年度も約6,000万円の繰り入れを行っております。これはどう見ましても、農村地域がありまして、加入戸数が点在いたしております、独立採算ではどだい運営が無理がありまして、合併後も、私の本会議での池田市長並びに五位塚市長ともども、一般会計からの繰り入れをやり、せざるを得ないといった明確な答弁がありまして、このもとでやはり今後も対応すべきだと思っております。

そうした財政分析についてお聞かせ願いたいと考えています。

一方、水道事業については、末吉の浄水場を中心として、客観的には財政運用がうまくされているのではないのでしょうか。例えば現金預金は今現在10億円を超えました。3年前の制度改正がありましたけれども、7億数千万円まで落ちましたがけれども、それから約3億円近くふえており、内部留保金も今段階で11億円を越えており、前年と比べて1億3,000万円ふえております。

こうした2つの水道の両面を見ながら財政分析が必要かと思っておりますが、委員会審議で、基本的な点について論議がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

第2点目は、これも委員長報告にありました、深川の国道の下を通る1,000万円の予算については、これ全面削除がなされております。先ほどの全員協議会でも若干お聞きしましたけれども、1,000万円の算定根拠、例えば端数が出てない、1,000万円という市が提案した算定根拠について議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えています。

率直に言いまして、これは大ざっぱな1,000万円じゃないかと疑問があるからでございます。これが第1点。

それからいずれにいたしても、今後の教訓としなければならないと考えておりま

す。例えば一般会計でありましたら、総合振興計画にのっとして、数百万円、1,000万円単位の事業となったら、必ず計画に入れて、そして議員の審議を経た上で予算化されるという基本的なスタイルとなっておりますが、しかし水道事業の場合、そうになっておりません。そうした点で議会を含めて今後の教訓化が必要じゃないかと考えておりますが、この点について議論がされていたら報告をしてください。

次に、下水道事業については1点だけ質問いたします。これも財政状況についてでございます。

委員長報告にありますように、新年度から下水道事業も企業会計方式に会計が変わりましたが、やはり正確な深い財政分析が必要かと思っております。新年度も1億2,000万円の一般会計からの繰り入れを行っており、一方歳入のほうはわずかに4,000万円そこそこでございます。

これは構造的にこうならざるを得ない公共下水道でございますが、それを前提としての財政分析はいたし方ないという、よい悪いは別にして、そういった分析にならざるを得ない側面がありますが、議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

まず、水道事業についてであります。今年度より上水道、簡易水道事業を、委員長報告でしましたとおり、統合して曾於市水道事業として運営してまいりますので、簡易水道、上水道、分けた考え方は審査の中では持っておりません。

ただ、先ほどの報告書のとおり、令和2年度末の企業債残高が21億2,000万円という多額の額になるということ、また今後見込まれる工事等におきまして、末吉地区の浄水場等含めて5億円以上の工事が見込まれるということで、経営についての不安視する内容は出ておりました。

また、末吉10号線についてであります。あくまでも、今、徳峰さんが言われたとおり、予算としても1,000万円と、中身について質疑の中では、1,000万円はかからないと思いますがとかいう説明があり、委員の中からも正確な数字ではないということ等におきまして、委員会として減額をするという修正案を出したところであります。

（何ごとか言う者あり）

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

今申したとおりであります。

次に、曾於市公共下水道事業についてであります。現在、2年度末の企業債残

高が15億円を越えるということで、言われたとおり、繰り入れの、一般会計から1億2,000万円以上の繰り入れをしている状況になるということで、健全な経営であるか、これが健全な経営として判断するのか等については議論があったところですが、それ以上深い議論はありませんでした。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

水道事業についてもう一回再度同じ質問をいたします。

水道事業については歴史的な経過がありまして、新年度から企業会計方式に統合されたといっても、そうした歴史的経過というか、これを踏まえた上で対応すべきという基本的な立場から、新年度の約6,000万円の一般会計からの繰り入れも、やむを得ないという立場で私はございますけれども、委員会としても、その点は議論されたのかということでございます。

これは令和2年度からの3年度以降にも続く問題であるからでございます。大変金額が大きいからでございます。

それと、1,000万円についての、なぜ1,000万円だったかという根拠を示されたいという質疑がなされたかという、これ1点だけでございます。単純な質問でありますけど、なかったらなかったらでいいです。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

上水道と簡易水道については、一本化された公共水道ということで審査をしております。分けた形での審査はしておりません。

つけ加えていきますと、上水道等について内部留保があるということで言われますが、実際は末吉水道が多額の企業債を抱えているという現状もあわせて検討していただきたい。

また、1,000万円については、我々議会への説明では明確な詳細についての説明は求めませんでした。ただし、質疑の中で、答弁を求めた際には、1,000万円はかからないと思うがという答弁はあったことはつけ加えておきます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。採決は1件ずつ行います。

まず、議案第31号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について討

論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。これより議案第31号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり、可決されました。

次に、議案第32号、令和2年度曾於市水道事業会計予算について討論を行います。原案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

原案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

修正案に賛成の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

さきの全員協議会、ただいまの質疑を聞いて、一応、特に審議した建設経済常任委員会が全員一致によって、1,000万円を削除したということで、それを尊重して賛成をいたします。

ただ、午前中の一般会計と違ってそう複雑な多岐にわたる問題点でないわけであって、今後なるだけこういったことがないよう、教訓化は特に市当局は考えていくべきじゃないかということを申し添えて討論といたします。

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。これより議案第32号を採決いたします。本案に対する建設経済常任委員長の報告は修正であります。まず、建設経済常任委員会の修正案について、起立によって採決いたします。建設経済常任委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、建設経済常任委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く、原案について起立によって採決いたします。修正部分を除く部分を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は、原案のとおりは可決されました。

次に、議案第33号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計予算について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。これより議案第33号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり、可決されました。

—————・—————

日程第9 議案第36号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第9、議案第36号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第9、議案第36号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2,138万9,000円を追加し、総額を278億3,781万6,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費の補正であり、5ページの第2表のとおり、保育対策総合支援事業について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めております。

それでは、予算の概要を説明いたしますので、一般会計補正予算に関する説明書の9ページをお開きください。

今回の補正予算は、国の補正予算に対応した事業の追加であり、歳入については、国庫支出金を2,138万8,000円、繰入金を1,000円それぞれ追加しております。

歳出については、10ページをお開きください。

国の補正予算に対応した事業費の追加により放課後児童健全育成事業1,537万6,000円、保育対策総合支援事業551万4,000円それぞれ追加するものが主なものであります。

以上で、日程第9、議案第36号について説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

大きく4点質問いたします。

まず、説明書の7ページの1,537万6,000円でございます。

委員会付託になっておりませんので、細かい質問になって恐縮ですが、質問いたします。

7ページの中の放課後児童クラブ、説明では臨時休業に伴う午前中からの運営補助ということで、17日、24クラブが3万200円で計上されております。基本的な実態に基づくこの補助のあり方、計算基礎について教えてください。

同じく障がい児受け入れ補助が6クラブで28万8,000円計上されております。この障がい児受け入れというのは、通常はどういった対象の障がい児であるのか、福祉関係の予算ではもう一項目、児童クラブとは別に予算が立てられておりますけど、その分野の障がい児受け入れにあるのかを含めて説明してください。

それから、この予防防止事業についても添えて説明してください。

次に、9ページの551万4,000円でございます。マスク購入補助というのがありますけども、まず第1点、現在保育園等のマスクの備え状況はどうなっているか。

第2点目、購入とありますけど、購入の見通しはあるのかどうか。

3点目、市は、そもそもマスクは今備蓄しているのかどうか、あるとしたらどれだけ保存しているのか。これが大きな2点目でございます。

次に、3点目、今回の予算はあくまでも国の補助を中心とした児童福祉費のみでございます。コロナ問題で学校休業の分野だけでなく、私たち市民生活にも産業分野含めてさまざまな影響や、もっといって被害が出ておりますが、こうした業種ごとに対する市を含めた手だてですね、予算措置は全く考えていないのかどうかです。これが第3点目でございます。

第4点目、関連して、市は、市民のウイルス問題での被害について、実態把握をどれだけされているのか報告をしてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回の新型コロナウイルスの問題につきましては、日本国内だけでなく世界各地で被害が出ているわけでございます。

具体的な対策については、今、国からの緊急的な支援措置が提案されました。現状としては、曾於市内の中でも、飲食業を初め、いろんなところで被害が出ている状況だと思っておりますけれども、私もいろいろいろんな人に聞きますけど、まだまとまった数字が出ておりません。

今後具体的な対策をどうすべきかというのは、国の指針も示されるでしょうから、それをもとにしてしていきたいというふうに思っておりますけど、緊急的な融資の問題出てくるというふうに思っております。

今後検討しなきゃならない課題も出てくるだろうと思っておりますけど、あのことについては、担当課長から答弁をさせます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えをしたいと思います。

まず、7ページの小学校の臨時休業に伴う午前中からの運営補助ということで、24クラブの17日間ということでございますが、現在曾於市内には24の児童クラブがございます。臨時休業につきましては、学校のほうが3月の3日から25日まで休業するというのでございましたので、その土日を除く平日の日数を17日ということで計算をしたところでございます。

あと、障がい児受け入れ補助ですが、障がい児につきましては、放課後デイなどに通っている生徒でございますが、放課後デイに通わずに、現在、児童クラブの中では6クラブが障がい児の受け入れをしておりますので、その6クラブの8日分を見ているところでございます。

それとマスクの関係で、それぞれの保育園関係には備蓄があるかということですが、先般学校の休業が決まってから、職員の方々につきましては、2週間分のそれぞれの園に希望をとりまして、必要な枚数があればということで、現在、職員の分については2週間分を、それぞれマスクについては対応をいたしているところでございます。

購入の見通しについてということですが、現在マスクが不足しているということで、一応今担当のほうで、取り扱いができる業者については調査をしているところでございます。

以上です。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、保健課でマスクの備蓄は行っていますけど、一応今在庫で7万9,000枚ぐらいありました。その中で今言われました、介護事業所、保育園、こども園、児童クラブ、医療機関、障がい福祉サービス等に既に足りないところは、放出してありますので、その額が3万1,280枚、それぞれの事業所に配布しております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。

今回の提案はあくまでも必要最小限の緊急的な国の補助を中心とした予算提案であります。

それはそれとして、あと一番大事なのは、我が曾於市民がどれだけ影響が、被害を、子供を含めて受けているか、実情を、これは緊急性を要しますけども、実情を早急に把握して、必要ならば、本来だったら、本日の補正予算を含めて市単独の予算計上を必要だったらするべきだったと思いますが、これらを含めて今、実態把握はどれだけ行って、議会へ報告できる形になっているのでしょうか。

私たち議員ももちろん市民の代表として、可能な限りいろんな人から聞いておりますけれども、全体的な、総合的な実態を把握できるのは何といっても市当局であります。

ですから、本日が最終本会議でありますけども、文書でもって現局面における、時点における曾於市内の影響被害について、報告すべきであるし、それが間に合わなかったら、早急にやはり文書を含めて、議会にも提供すべきだと思います。

それを含めてお互い前向きな議論を重ねていきたい立場からの質問でありますけれども、まとめて答弁してください。

○市長（五位塚剛）

曾於市におけるコロナウイルス関係の被害というのは、まだ実態把握はしており

ません。牛の子牛の値段も下がっておりますので、農業の分、スーパーを含めた商店街いろいろありますけど、簡単に掌握できるものではありません。

今後、この状況がどこまで続くか見ながら、私たちも各課を含めて調査してまいりたいと思いますけど、すぐに結論が出る状況ではありません。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

まだ、具体的に何月までに報告しなきゃならないということまでは、この今の状況がどこまで鹿児島県まで広がっているか、全くわかりませんので、その状態を見てまた報告したいと思います。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号については会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。これより議案第36号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり、可決されました。

—————・—————

日程第10 発議第1号 専決処分事項の指定の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第10、発議第1号、専決処分事項の指定の一部改正についてを議題といたします。提出者の提案理由の説明を求めます。

○18番（迫 杉雄議員）

発議第1号、専決処分事項の指定の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会会議規則第1号）第14条第1項の規定により提出いたします。

令和2年3月23日。曾於市議会議長土屋健一殿。

提出者、曾於市議會議員、迫杉雄、賛成者、岩水豊、賛成者、宮迫勝、賛成者、今鶴治信、賛成者、原田賢一郎、賛成者、渡辺利治、賛成者、海野隆平。

提案理由。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会が指定する市長において専決処分することができる事項を追加するために提案するものであります。別紙のと通りの案であります。

発議案につきましては、別紙のとおりで、御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。これより発議第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり、可決されました。

お諮りいたします。ただいま発議第1号が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

_____・_____・_____

日程第11 閉会中の継続審査申出について

○議長（土屋健一）

次に、日程第11、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

総務常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

_____・_____・_____

日程第12 閉会中の継続調査申出について

○議長（土屋健一）

次に、日程第12、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長、高校跡地利活用調査特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があ

ります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長、高校跡地利活用調査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長、高校跡地利活用調査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

_____・____・_____

日程第13 議員派遣の件

○議長（土屋健一）

次に、日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において決定することにいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において処置することに決しました。

ここで追加日程配付のためしばらく休憩いたします。

_____・____・_____

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時57分

_____・____・_____

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。特別委員会設置の件についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、特別委員会設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

_____・____・_____

追加日程第１ 議場のあり方に係る調査特別委員会の設置について

○議長（土屋健一）

追加日程第１、議場のあり方に係る調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております特別委員会の設置については、本市の議場は築38年が経過し、経年による劣化、老朽化が顕著であります。加えて近年の議会改革に応じた機能が求められています。本市議会としても、将来にわたり魅力的で活力にあふれるまちとしていけるよう、また開かれた議会を目指すため総合的に対応する必要があると考えております。

そこで、調査研究を行うため、議長を除く議員19人をもって構成する議場のあり方に係る調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、本件については、議長を除く議員19人をもって構成する議場のあり方に係る調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中も継続して調査することに決しました。

委員会条例第9条第2項の規定により議場のあり方に係る調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選することになっております。

また、同条例第10条第1項の規定により委員長及び副委員長がいなときは、議長が委員会の招集、日時、場所を定めて、委員長の互選を行わせることになっております。

ここで、議場のあり方に係る調査特別委員会を開会していただき、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

議場のあり方に係る調査特別委員会開会のためしばらく休憩いたします。

議員の皆さんは、議員控え室にお集まり願います。

—————・—————
休憩 午後 2時00分
再開 午後 2時14分
—————・—————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に開会されました、議場のあり方に係る調査特別委員会から委

員長及び副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

議場のあり方に係る調査特別委員会委員長、伊地知厚仁議員、同副委員長、迫杉雄議員。

以上のとおりであります。

以上で、今期定例会に付議された事件は、閉会中の継続審査として議決されたものを除き、全て議了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回の定例の3月議会におきまして、令和2年度の一般会計の予算並びに補正予算、また条例を含めて承認いただきました。

予算の執行に当たりましては、入札による低減、また内容の見直し等も含めて引き続き努力をしてみたいと思います。

今、新型コロナウイルスの問題もありまして、市民を初め、多くの方々が心配されております。新学期が始まりますけど、基本的には、学校が再開できるように、今進めているところでございます。引き続き市民の生活を守るために、職員一同頑張ってみりたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

今回の定例議会を後にして、3月いっぱい退職される課長は1人でございますが、本来ならば、きょうの夕方議員の方々と反省会並びに交流会をする予定でしたが、このような状況の中で中止ということを受けましたので、この場をもって濱田大隅の支所長から挨拶をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋健一）

以上をもちまして、令和2年第1回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時16分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 2 7 号	令和 2 年度曾於市一般会計予算について（所管分）	賛成多数 原案可決
議 案 第 3 1 号	令和 2 年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 5 号	曾於市手話言語条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 2 7 号	令和 2 年度曾於市一般会計予算について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 2 8 号	令和 2 年度曾於市国民健康保険特別会計予算について	全会一致 原案可決
議 案 第 2 9 号	令和 2 年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について	賛成多数 原案可決
議 案 第 3 0 号	令和 2 年度曾於市介護保険特別会計予算について	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 2 7 号	令和 2 年度曾於市一般会計予算について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 3 2 号	令和 2 年度曾於市水道事業会計予算について	全会一致 修正可決
議 案 第 3 3 号	令和 2 年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について	全会一致 原案可決